

平成20年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録

平成20年11月28日 開会

平成20年12月19日 閉会

22日間

沖 縄 県 議 会

- 1 -

1 . 休会の議決	26
1 . 散 会	26

○第2号（12月4日）

1 . 開議年月日時	29
1 . 議事日程	29
1 . 本日の会議に付した事件	29
1 . 出席議員	29
1 . 説明のため出席した者の職、氏名	29
1 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	30
1 . 開 議	30
1 . 諸般の報告	30
1 . 日程第1 代表質問	30
嶺井 光君	30
辻野ヒロ子さん	42
崎山 嗣幸君	56
仲宗根 悟君	63
1 . 散 会	71

○第3号（12月5日）

1 . 開議年月日時	73
1 . 議事日程	73
1 . 本日の会議に付した事件	73
1 . 出席議員	73
1 . 欠席議員	73
1 . 説明のため出席した者の職、氏名	73
1 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	74
1 . 開 議	74
1 . 日程第1 代表質問	74
前田 政明君	74
當山 眞市君	83
新垣 安弘君	91
瑞慶覧 功君	98
1 . 散 会	105

○第4号（12月8日）

1 . 開議年月日時	107
1 . 議事日程	107
1 . 本日の会議に付した事件	107
1 . 出席議員	108
1 . 欠席議員	108
1 . 説明のため出席した者の職、氏名	108
1 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	109

1. 開 議	109
1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から 乙第35号議案まで }	109
1. 一般質問・質疑	109
嘉陽 宗儀君	109
玉城ノブ子さん	120
大城 一馬君	131
西銘 純恵さん	140
赤嶺 昇君	150
照屋 大河君	162
新垣 清涼君	168
1. 散 会	179

○第5号（12月9日）

1. 開議年月日時	181
1. 議事日程	181
1. 本日の会議に付した事件	181
1. 出席議員	182
1. 欠席議員	182
1. 説明のため出席した者の職、氏名	182
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	183
1. 開 議	183
1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から 乙第35号議案まで }	183
1. 一般質問・質疑	183
奥平 一夫君	183
玉城 義和君	195
仲村 未央さん	207
渡嘉敷喜代子さん	213
上里 直司君	221
渡久地 修君	232
山内 末子さん	241
1. 散 会	249

○第6号（12月10日）

1. 開議年月日時	251
1. 議事日程	251
1. 本日の会議に付した事件	251
1. 出席議員	252
1. 欠席議員	252
1. 説明のため出席した者の職、氏名	253
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	253

1. 開 議	253
1. 諸般の報告	253
1. 日程第1 議員提出議案第5号 WTO農業交渉に関する意見書	253
1. 玉城ノブ子さんの提案理由説明	253
1. 採 決	254
1. 一括議題 { 日程第2 一般質問 日程第3 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から 乙第35号議案まで }	254
1. 一般質問・質疑	254
当銘 勝雄君	254
比嘉 京子さん	261
平良 昭一君	269
玉城 満君	278
當間 盛夫君	285
中川 京貴君	294
佐喜真 淳君	300
吉田 勝廣君	307
1. 散 会	314

○第7号（12月11日）

1. 開議年月日時	317
1. 議事日程	317
1. 本日の会議に付した事件	317
1. 出席議員	318
1. 欠席議員	318
1. 説明のため出席した者の職、氏名	318
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	319
1. 開 議	319
1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から 乙第35号議案まで }	319
1. 一般質問・質疑	319
座喜味一幸君	319
糸洲 朝則君	324
翁長 政俊君	330
上原 章君	337
金城 勉君	346
新垣 良俊君	353
桑江朝千夫君	359
新垣 哲司君	364
1. 知事公室長（上原 昭君）の発言	368
1. 委員会付託	368
1. 日程第3 陳情第193号、第203号及び第204号の付託の件	368
1. 委員会付託	368
1. 休会の議決	368

1. 散 会	368
--------------	-----

○第8号（12月19日）

1. 開議年月日時	371
1. 議事日程	371
1. 本日の会議に付した事件	372
1. 出席議員	374
1. 欠席議員	374
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	374
1. 開 議	374
1. 諸般の報告	374
1. 日程第1 平成20年第2回議会乙第3号議案、同乙第4号議案、乙第2号議案、 乙第3号議案、乙第6号議案及び乙第7号議案	375
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	375
1. 討 論	377
西銘 純恵さん	377
佐喜真 淳君	378
1. 採 決	379
1. 日程第2 乙第4号議案及び乙第5号議案	380
1. 委員長報告（土木委員長）	380
1. 採 決	381
1. 日程第3 乙第12号議案及び乙第35号議案	381
1. 委員長報告（総務企画委員長）	381
1. 採 決	381
1. 日程第4 乙第16号議案、乙第17号議案、乙第33号議案及び乙第34号議案	382
1. 委員長報告（経済労働委員長）	382
1. 討 論	383
渡久地 修君	383
1. 採 決	384
1. 日程第5 乙第13号議案から乙第15号議案まで	385
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	385
1. 採 決	386
1. 日程第6 乙第8号議案から乙第11号議案まで及び乙第20号議案から乙第32号議案まで	386
1. 委員長報告（土木委員長）	386
1. 採 決	388
1. 日程第7 乙第18号議案及び乙第19号議案	388
1. 委員長報告（観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長）	388
1. 採 決	389
1. 日程第8 甲第1号議案	389
1. 委員長報告（総務企画委員長）	389
1. 採 決	390
1. 日程第9 甲第2号議案	390
1. 委員長報告（土木委員長）	390
1. 採 決	390
1. 日程第10 議員提出議案第6号 独立行政法人雇用・能力開発機構の形態及び	

職業能力開発業務の存続に関する意見書	390
1. 玉城ノブ子さんの提案理由説明	391
1. 採 決	391
1. 一括議題	391
日程第11 議員提出議案第7号 金武町伊芸区での流弾事故に関する意見書 日程第12 議員提出議案第8号 金武町伊芸区での流弾事故に関する抗議決議	
1. 渡嘉敷喜代子さんの提案理由説明	391
1. 採 決	392
1. 一括議題	392
日程第13 議員提出議案第9号 中国調査船による領海侵犯に関する意見書 日程第14 議員提出議案第10号 中国調査船による領海侵犯に関する抗議決議	
1. 新垣 哲司君の提案理由説明	392
1. 採 決	392
1. 日程第15 陳情第146号、第170号、第171号、第174号及び第202号	392
1. 委員長報告（経済労働委員長）	392
1. 採 決	392
1. 日程第16 陳情第56号、第153号から第157号まで、第159号、第168号、第172号、第173号、第175号の3、第176号、第177号、第181号、第182号及び第203号	393
1. 委員長報告（米軍基地関係特別委員長）	393
1. 採 決	393
1. 日程第17 陳情第164号及び第169号	393
1. 委員長報告（観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長）	393
1. 採 決	393
1. 日程第18 閉会中の継続審査の件	393
1. 討 論	394
照屋 守之君	394
前田 政明君	396
1. 採 決	397
1. 閉 会	398

○巻末掲載文書

1. 知事提出議案	401
1. 議員提出議案	435
1. 諸般の報告	447
1. 議案付託表	451
1. 委員会審査報告書	453
1. 閉会中継続審査及び調査申出書	465
1. 議員派遣の件	475
1. 陳情文書表	477
1. 議案等処理一覧表	507

平成20年第4回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期22日間 自 平成20年11月28日
至 平成20年12月19日

	月 日	曜日	日 程	備 考
1	11月28日	金	本 会 議 （会議録署名議員の指名） （会期の決定） （決算特別委員長報告、採決） （知事提出議案の説明） （議員提出議案の説明） （議員派遣の件）	請願・陳情付託
2	29日	土	休 会	
3	30日	日	休 会	
4	12月1日	月	議案研究	代表質問通告締切（正午）
5	2日	火	議案研究	一般質問通告締切（正午）
6	3日	水	議案研究	
7	4日	木	本 会 議（代表質問）	
8	5日	金	本 会 議（代表質問）	請願・陳情提出期限 （常任委）
9	6日	土	休 会	
10	7日	日	休 会	
11	8日	月	本 会 議（一般質問）	請願・陳情提出期限 （特別委）
12	9日	火	本 会 議（一般質問）	
13	10日	水	本 会 議（一般質問）	請願・陳情付託（常任委）
14	11日	木	本 会 議（一般質問）	議案付託 請願・陳情付託（特別委）
15	12日	金	委 員 会（常任委員会）	
16	13日	土	休 会	
17	14日	日	休 会	
18	15日	月	委 員 会（常任委員会）	
19	16日	火	委 員 会（常任委員会）	
20	17日	水	委 員 会（特別委員会）	
21	18日	木	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
22	19日	金	本 会 議（委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

高 嶺 善 伸 君
 玉 城 義 和 君
 上 原 章 君
 島 袋 大 君
 中 川 京 貴 君
 桑 江 朝千夫 君
 平 良 昭 一 君
 仲 村 未 央 さん
 照 屋 大 河 君
 渡久地 修 君
 上 里 直 司 君
 瑞慶覧 功 君
 奥 平 一 夫 君
 吉 田 勝 廣 君
 當 山 眞 市 君
 吉 元 義 彦 君
 座喜味 一 幸 君
 佐喜真 淳 君
 玉 城 満 君
 仲宗根 悟 君
 崎 山 嗣 幸 君
 西 銘 純 恵 さん
 山 内 末 子 さん
 新 垣 清 涼 君

前 島 明 男 君
 新 垣 良 俊 君
 仲 田 弘 毅 君
 照 屋 守 之 君
 辻 野 ヒロ子 さん
 嶺 井 光 君
 當 間 盛 夫 君
 当 銘 勝 雄 君
 渡嘉敷 喜代子 さん
 前 田 政 明 君
 玉 城 ノブ子 さん
 赤 嶺 昇 君
 比 嘉 京 子 さん
 金 城 勉 君
 糸 洲 朝 則 君
 翁 長 政 俊 君
 浦 崎 唯 昭 君
 池 間 淳 君
 新 垣 哲 司 君
 具 志 孝 助 君
 新 里 米 吉 君
 嘉 陽 宗 儀 君
 新 垣 安 弘 君
 大 城 一 馬 君

平成20年11月28日

平成20年
第 4 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 1 号）

平成20年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第1号）

平成20年11月28日（金曜日）午前10時2分開会

議 事 日 程 第1号

平成20年11月28日（金曜日）

午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 平成20年第3回議会認定第1号から同認定第23号まで（決算特別委員長報告）

第4 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第35号議案まで（知事説明）

第5 米軍訓練空域・水域の一部解除等に関する意見書

玉城 ノブ子さん 中川 京貴君

座喜味 一幸君 辻野 ヒロ子さん

具志 孝助君 仲宗根 悟君

当銘 勝雄君 渡久地 修君 提出 議員提出議案第1号

前島 明男君 上里 直司君

瑞慶覧 功君 玉城 満君

奥平 一夫君 吉田 勝廣君

第6 米軍訓練空域・水域の一部解除等に関する決議

玉城 ノブ子さん 中川 京貴君

座喜味 一幸君 辻野 ヒロ子さん

具志 孝助君 仲宗根 悟君

当銘 勝雄君 渡久地 修君 提出 議員提出議案第2号

前島 明男君 上里 直司君

瑞慶覧 功君 玉城 満君

奥平 一夫君 吉田 勝廣君

第7 米軍人操縦の小型飛行機墜落事故に関する意見書

渡嘉敷喜代子さん 中川 京貴君

桑江 朝千夫君 吉元 義彦君

具志 孝助君 照屋 大河君

前田 政明君 上原 章君 提出 議員提出議案第3号

山内 末子さん 新垣 清涼君

玉城 満君 玉城 義和君

吉田 勝廣君

第8 米軍人操縦の小型飛行機墜落事故に関する抗議決議

渡嘉敷喜代子さん 中川 京貴君

桑江 朝千夫君 吉元 義彦君

具志 孝助君 照屋 大河君

前田 政明君 上原 章君 提出 議員提出議案第4号

山内 末子さん 新垣 清涼君

玉城 満君 玉城 義和君

吉田 勝廣君

- 第9 陳情第153号から第157号まで、第159号、第164号、第167号から第169号まで、第172号、第173号、第175号の3、第176号、第177号、第181号及び第182号の付託の件
- 第10 議員派遣の件（第5回九州各県議会議員研究交流大会）

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 平成20年第3回議会認定第1号から同認定第23号まで

平成20年第3回議会認定第1号 平成19年度沖縄県一般会計決算の認定について

平成20年第3回議会認定第2号 平成19年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について

平成20年第3回議会認定第3号 平成19年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について

平成20年第3回議会認定第4号 平成19年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について

平成20年第3回議会認定第5号 平成19年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について

平成20年第3回議会認定第6号 平成19年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について

平成20年第3回議会認定第7号 平成19年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について

平成20年第3回議会認定第8号 平成19年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について

平成20年第3回議会認定第9号 平成19年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について

平成20年第3回議会認定第10号 平成19年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について

平成20年第3回議会認定第11号 平成19年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について

平成20年第3回議会認定第12号 平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について

平成20年第3回議会認定第13号 平成19年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について

平成20年第3回議会認定第14号 平成19年度沖縄県自由貿易地域特別会計決算の認定について

平成20年第3回議会認定第15号 平成19年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について

平成20年第3回議会認定第16号 平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について

平成20年第3回議会認定第17号 平成19年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について

平成20年第3回議会認定第18号 平成19年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について

平成20年第3回議会認定第19号 平成19年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計決算の認定について

平成20年第3回議会認定第20号 平成19年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について

平成20年第3回議会認定第21号 平成19年度沖縄県病院事業会計決算の認定について

平成20年第3回議会認定第22号 平成19年度沖縄県水道事業特別会計決算の認定について

平成20年第3回議会認定第23号 平成19年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

日程第4 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第35号議案まで

甲第1号議案 平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）

甲第2号議案 平成20年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）

乙第1号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する等の条例

乙第2号議案 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

乙第3号議案 沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第4号議案 沖縄県建設業審議会設置条例

乙第5号議案 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

乙第6号議案 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例
 乙第7号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 乙第8号議案 工事請負契約について
 乙第9号議案 工事請負契約について
 乙第10号議案 工事請負契約について
 乙第11号議案 財産の取得について
 乙第12号議案 当せん金付証票の発売について
 乙第13号議案 指定管理者の指定について
 乙第14号議案 指定管理者の指定について
 乙第15号議案 指定管理者の指定について
 乙第16号議案 指定管理者の指定について
 乙第17号議案 指定管理者の指定について
 乙第18号議案 指定管理者の指定について
 乙第19号議案 指定管理者の指定について
 乙第20号議案 指定管理者の指定について
 乙第21号議案 指定管理者の指定について
 乙第22号議案 指定管理者の指定について
 乙第23号議案 指定管理者の指定について
 乙第24号議案 指定管理者の指定について
 乙第25号議案 指定管理者の指定について
 乙第26号議案 指定管理者の指定について
 乙第27号議案 指定管理者の指定について
 乙第28号議案 指定管理者の指定について
 乙第29号議案 指定管理者の指定について
 乙第30号議案 指定管理者の指定について
 乙第31号議案 指定管理者の指定について
 乙第32号議案 指定管理者の指定について
 乙第33号議案 国営土地改良事業に係る負担金の徴収について
 乙第34号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
 乙第35号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

日程第5 米軍訓練空域・水域の一部解除等に関する意見書

日程第6 米軍訓練空域・水域の一部解除等に関する決議

日程第7 米軍人操縦の小型飛行機墜落事故に関する意見書

日程第8 米軍人操縦の小型飛行機墜落事故に関する抗議決議

日程第9 陳情第153号から第157号まで、第159号、第164号、第167号から第169号まで、第172号、第173号、第175号の3、第176号、第177号、第181号及び第182号の付託の件

日程第10 議員派遣の件（第5回九州各県議会議員研究交流大会）

出席議員（48名）

議長	高 嶺 善 伸 君	6 番	仲 村 未 央 さん
副議長	玉 城 義 和 君	7 番	照 屋 大 河 君
1 番	上 原 章 君	8 番	渡久地 修 君
2 番	島 袋 大 君	9 番	上 里 直 司 君
3 番	中 川 京 貴 君	10 番	瑞慶覧 功 君
4 番	桑 江 朝千夫 君	11 番	奥 平 一 夫 君
5 番	平 良 昭 一 君	12 番	吉 田 勝 廣 君

13 番 當 山 眞 市 君
 14 番 吉 元 義 彦 君
 15 番 座喜味 一 幸 君
 16 番 佐喜真 淳 君
 17 番 玉 城 満 君
 18 番 仲宗根 悟 君
 19 番 崎 山 嗣 幸 君
 20 番 西 銘 純 恵 さん
 21 番 山 内 末 子 さん
 22 番 新 垣 清 涼 君
 24 番 前 島 明 男 君
 25 番 新 垣 良 俊 君
 26 番 仲 田 弘 毅 君
 27 番 照 屋 守 之 君
 28 番 辻 野 ヒロ子 さん
 29 番 嶺 井 光 君
 30 番 當 間 盛 夫 君

31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡嘉敷 喜代子 さん
 33 番 前 田 政 明 君
 34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 赤 嶺 昇 君
 36 番 比 嘉 京 子 さん
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 45 番 新 里 米 吉 君
 46 番 嘉 陽 宗 儀 君
 47 番 新 垣 安 弘 君
 48 番 大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 仲 里 全 輝 君
 副 知 事 安 里 カツ子 さん
 知 事 公 室 長 上 原 昭 君
 総 務 部 長 宮 城 嗣 三 君
 企 画 部 長 上 原 良 幸 君
 文 化 環 境 部 長 知 念 建 次 君
 福 祉 保 健 部 長 伊 波 輝 美 さん
 農 林 水 産 部 長 護 得 久 友 子 さん
 観 光 商 工 部 長 仲 田 秀 光 君
 土 木 建 築 部 長 漢 那 政 弘 君
 企 業 局 長 花 城 順 孝 君
 病 院 事 業 局 長 知 念 清 君
 会 計 管 理 者 福 治 嗣 夫 君
 出 納 事 務 局 長 赤 嶺 哲 雄 君
 会 計 課 長

知 事 公 室 監 事 上 運 天 昂 君
 秘 書 長 報 統 括 監 事 名 渡 山 司 君
 総 務 部 長 名 渡 山 司 君
 財 政 統 括 監 事 伊 元 正 一 君
 教 育 委 員 会 長 仲 村 守 和 君
 教 育 長 安 里 昌 利 君
 公 安 委 員 会 委 員 得 津 八 郎 君
 警 察 本 部 長 比 嘉 正 幸 君
 労 働 委 員 会 会 長 仲 吉 朝 信 君
 人 事 委 員 会 長 伊 礼 幸 進 君
 委 員 会 長 伊 礼 幸 進 君
 人 事 委 員 会 長 伊 礼 幸 進 君
 人 事 務 局 長 又 吉 春 三 君
 代 表 監 査 委 員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 長 嶺 伸 明 君
 次 長 遊 佐 信 雄 君
 議 事 課 長 嘉 陽 安 昭 君
 課 長 補 佐 平 田 善 則 君
 主 査 中 村 守 君
 主 査 佐 久 田 隆 君
 政 務 調 査 課 長 新 城 博 君
 副 参 事 知 念 正 治 君
 主 幹 金 城 正 明 君
 主 幹 上 間 司 君

○議長（高嶺善伸君） ただいまより平成20年第4回
 沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案37件並びに今期定例会提出補正予算説明書、平成20年10月31日現在の平成20年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、本日、玉城ノブ子さん外13人から、議員提出議案第1号「米軍訓練空域・水域の一部解除等に関する意見書」、議員提出議案第2号「米軍訓練空域・水域の一部解除等に関する決議」、渡嘉敷喜代子さん外12人から、議員提出議案第3号「米軍人操縦の小型飛行機墜落事故に関する意見書」及び議員提出議案第4号「米軍人操縦の小型飛行機墜落事故に関する抗議決議」の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く陳情16件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、今定例会に出席を求めた説明員のうち、副知事安里カツ子さんは、別用務のため本日の午前中の会議に出席できない旨の届け出がありました。

また、公安委員会委員長幸喜徳子さんは、別用務のため本日、12月4日及び9日から11日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日、12月4日及び11日の会議に公安委員会委員安里昌利君、12月9日及び10日の会議に同委員会委員翁長良盛君の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により

3 番 中 川 京 貴 君 及び

8 番 渡久地 修 君

を指名いたします。

○議長（高嶺善伸君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの22日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月19日までの22日間と決定いたしました。

○新里 米吉君 議長、休憩を求めます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時6分休憩

午後7時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

この際、報告いたします。

説明員として出席を求めた会計管理者福治嗣夫君は、別用務のためこれより以降の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として出納事務局会計課長赤嶺哲雄君の出席を求めました。

また、人事委員会委員長仲吉朝信君は、別用務のためこれより以降の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として人事委員会事務局長伊礼幸進君の出席を求めました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 平成20年第3回議会認定第1号から同認定第23号までを議題といたします。

各決算に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長。

〔委員会審査報告書（決算） 巻末に掲載〕

〔決算特別委員長 渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○決算特別委員長（渡嘉敷喜代子さん） ただいま議題となりました平成20年第3回議会認定第1号から同認定第23号までの決算23件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

これらの決算は、平成20年第3回議会において付議されたもので、平成20年10月14日から8日間にわたり委員会を開き審査を行いました。

委員会におきましては、会計管理者、代表監査委員及び関係室部局長の出席を求め、予算の執行が議決の趣旨に沿って適正に合理的かつ効率的に運営され、所期の目的が十分に達成されているかどうかについて慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、平成19年度決算で明らかになった財政状況はどのような状況か、どのように対処していく考えかとの質疑がありました。

これに対し、本県の財政状況は、歳入面では自主財

源が乏しく、地方交付税や国庫支出金に大きく依存した構造となっている。歳出面では復帰前後に採用された職員の退職に伴う退職手当や公債費、医療費関係助成費等の増加が今後も見込まれている。このため、今後は、沖縄県行財政改革プランに基づいて県税収入率のアップ、使用料手数料の見直し、未収金の発生防止と解消、大規模箱物整備の抑制、県債発行の抑制、適正な基金残高の確保を着実に実施していきたいと考えている。また、中期的な取り組みとしては、経済の活性化に結びつく産業振興策を推進するとともに、税源の確保を図っていく考えであるとの答弁がありました。

次に、大規模駐留軍用地跡地等利用推進事業の目的と内容は何かとの質疑がありました。

これに対し、大規模駐留軍用地跡地等利用推進事業は、国の大規模駐留軍用地跡地等利用推進費を活用して3つの調査を実施したもので、1、普天間飛行場跡地利用計画策定推進調査として、普天間飛行場跡地を振興拠点分野、住宅地分野、都市拠点分野及び環境公園分野の4つの計画分野に分け、跡地利用の策定に向けた詳細な調査を実施したもの、2、駐留軍用地跡地に係る有効利用ビジョンの検討基礎調査として、嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の大規模な返還を踏まえ、跡地への新たな産業集積の可能性や県土の有効利用の観点から、中南部の望ましい都市機能を調査したもの、3、駐留軍用地跡地の計画的な利用の枠組み検討調査として大規模返還を踏まえ、跡地の計画的な利用枠組みに必要な整備手法や課題を整理するため実施したものであるとの答弁がありました。

次に、平成19年に「沖縄県財政の中期見通し」を大幅に見直した理由は何か、沖縄県行財政改革プランとの関連はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、平成13年に公表した「沖縄県財政の中期見通し」を平成19年に大幅に見直した理由は、三位一体の改革による大幅な収入の減や少子・高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増嵩等である。沖縄県行財政改革プランの目標はほぼ計画どおりに達成されたものと認識しているが、三位一体の改革に伴う制度改正の影響等が同プランの目標を大幅に上回るものであったため、影響を受けざるを得なかったものと考えているとの答弁がありました。

次に、バス路線網再構築計画及び南部地域へのバス導入計画はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、平成19年度に公共交通体系再構築等に関する検討調査を実施し、基幹バスを中心としたバス

路線網再構築計画の実現に向けての社会実験計画を策定した。同計画では、那覇市から沖縄市まで基幹バスを短時間の一定間隔で走らせ、それから先の終点までは支線バスを走らせ、より効率的に定時・定速性が確保できるような形にバス路線網を整備していくことを考えている。その後、実際に導入しながら検証していく予定である。那覇市と与那原町を結ぶ基幹バスの導入についても、同計画の中で検討する予定であるとの答弁がありました。

次に、沖縄平和賞の設立理念は何か、どのように評価しているのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄平和賞は、沖縄の持つ歴史的・文化的及び地理的な特性を生かして、アジア・太平洋地域における平和、非暴力及び人間の安全保障の実現を促進させるとともに、内発的多様性を基礎とした平和実現を促進させることを理念としている。同賞は、これまでの取り組みにより平和の礎及び沖縄平和資料館とともに、平和を希求する沖縄の心を発信する事業として定着しており、アジア・太平洋地域を中心とした世界の平和の構築と維持に貢献した団体を顕彰することにより、国際平和の創造に寄与しているものと考えているとの答弁がありました。

次に、看護師を育成するためどのような取り組みを行っているのかとの質疑がありました。

これに対し、看護師育成事業として、未就労看護師等の再就職を支援するための看護師等就労促進事業、看護職を目指す生徒に資金を貸与して、卒業後、県内の医療機関に5年以上勤務した場合に貸与金を免除するための看護師等就労資金貸与事業、民間の看護職養成学校の運営費を補助するための看護師等養成運営補助事業及び看護実習の指導者を養成するための看護教員養成講習会事業などを実施しているとの答弁がありました。

次に、県産品の地産地消を拡大するためどのような取り組みを行っているのかとの質疑がありました。

これに対し、県産農林水産物の消費拡大を図るため、沖縄県地産地消推進方針を策定し、同方針に基づいてファーマーズマーケットや直売所での情報発信、学校給食、観光関連施設における県産農林水産物の利用・販売促進、ゴーヤー及びマンゴーの日の設定、沖縄花のフェスティバルの開催、インターネットの活用等により県民や観光客に宣伝活動を行っているとの答弁がありました。

次に、沖縄県内での観光客1人当たりの消費額を向上させるためどのような取り組みを行っているのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県内での観光客１人当たりの消費額を向上させるため、リゾートウエディング、エステ・スパ、ＭＩＣＥ等の付加価値の高い観光メニューの拡充に努めるとともに、滞在日数の拡大、離島観光の推進、体験滞在型観光の開発などに取り組んでいる。また、農林水産業や製造業との連携により農林水産物の観光客への提供や付加価値の高い土産品の生産などに取り組んでいく考えであるとの答弁がありました。

次に、土木建築関係の予算執行率が毎年75%程度にとどまっている理由は何か、県内企業の受注高及び率は幾らか、落札率はどのように推移しているか、総合評価方式を採用する理由は何か、実績はどうかとの質疑がありました。

これに対し、土木建築関係の予算執行率が上がらない理由は、用地単価や物件補償額に対する地権者の不満等により用地取得が難航しているためである。県内企業の受注高は、487億9865万円で、率にして91.5%である。平成19年度の落札率は91.64%で、過去３年間ほぼ横ばいで推移している。これまでは入札制度が主流であったが、品質を担保するため、今後は、技術力や施工性、計画性、金額等を総合的に評価することができる総合評価制度を採用することとした。平成19年度の実績は、簡易型総合評価方式の試行により６件であるとの答弁がありました。

次に、将来、観光客1000万人の時期を迎えた場合、水の供給は大丈夫かとの質疑がありました。

これに対し、入域観光客の見直しに伴い、観光用水量は確かに増加する見込みであるが、近年の節水型機器の普及や県民の節水意識の向上により、全体の１日当たりの水需要量を当初の60万2000立方メートルから58万7200立方メートルに見直したため、十分対応可能であると考えているとの答弁がありました。

次に、県立病院事業の収支はどのような状況か、赤字の理由は何か、経営改善にどう取り組んでいるかとの質疑がありました。

これに対し、昭和47年度以降、県立病院事業の純損益は、昭和53年度を除き毎年度赤字となっている。平成18年度は50億1300万円と過去最大の赤字であったが、平成19年度は12億700万円と赤字幅が改善されている。平成19年度末までの累積欠損額は216億円である。

赤字の理由は、医療報酬が低位で推移していること、医療費の個人負担増で患者数が減少していること、民間医療機関の医療が充実してきたこと、施設整備に伴い減価償却費が増加していることなどであると

考えている。

現在、経営改善の取り組みとして、収入面では地域医療連携機能の強化による急性期患者の確保、ハイリスク妊娠管理加算など診療報酬の加算、診療報酬の請求漏れの防止、未収金の発生防止と回収の強化などを、費用の面では、薬品費等の購入に当たってはスケールメリットを生かした一括購入による縮減、電気使用契約の見直しなど省エネルギー活動による高熱水費の節減などをそれぞれ行っているとの答弁がありました。

次に、教職員の病気休職者は何名か、そのうち精神性疾患に伴う休職者は何名か、どのような対策を行っているのかとの質疑がありました。

これに対し、教職員の病気休職者は、平成17年度が293名、平成18年度が359名、平成19年度が377名である。そのうち精神性疾患による休職者は、平成17年度が119名、平成18年度が150名、平成19年度が153名である。

なお、去る８月に公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の全教職員を対象に勤務実態や意識に関する調査を実施し、現在、集計・分析を進めているところであり、教職員の勤務状況等を把握した上で今後対策を検討していく考えであるとの答弁がありました。

次に、未成年者の飲酒による補導はどのような状況かとの質疑がありました。

これに対し、昨年１年間に飲酒で補導した少年は3284人で、前年と比較して781人減少し、年の推移で見ると平成15年をピークに年々減少傾向にある。しかし、補導実数が全国１位となっており、少年人口1000人当たりの補導人員でも全国平均の9.6倍と際立っている状況であるとの答弁がありました。

そのほか、沖縄県監査委員の審査意見の反映状況、不発弾等処理の状況と経費負担対策、石油製品輸送等補助事業の内容と効果、食の安全と安心確保のための取り組み状況、児童及び老人虐待の状況、さとうきび生産総合対策事業の内容と実績、企業訪問等特別誘致活動事業の事業内容、公営住宅の今後の建設計画概況、水道事業の経営理念、地方公営企業法の全部適用によるメリットと課題の状況、高等学校における授業料納付及び減免の状況、ちゅうさん運動の取り組み状況などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決に先立ち、平成20年第３回議会認定第１号、同認定第12号、同認定第16号、同認定第17号、同認定第20号及び同認定第21号については、共産党所属委員から認

定できない旨の意見表明がありました。

また、同認定第20号については、無所属クラブ所属委員からも認定できない旨の意見表明がありました。

採決の結果、平成20年第3回議会認定第2号から同認定第11号まで、同認定第13号から同認定第15号まで、同認定第18号、同認定第19号、同認定第22号及び同認定第23号の17件は、全会一致をもって認定すべきものと決定し、同認定第1号、同認定第12号、同認定第16号、同認定第17号、同認定第20号及び同認定第21号の6件は、多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、平成20年第3回議会認定第1号に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 私は、日本共産党を代表いたしまして、平成20年第3回議会認定第1号「平成19年度沖縄県一般会計決算の認定について」反対の討論を行います。

2007年度の政府予算は、異常なまでの大企業中心の経済政策を推進し、史上空前の利益を上げている大企業の減税を進め、成長に資するという名目で大企業の減税など、国民への負担と給付切り下げを継続推進し、貧困と格差を一層拡大してきました。特に高齢者の負担増は極めて深刻な事態をつくり出しています。

また、国が進めてきた地方自治体と住民に犠牲を押しつける三位一体改革や義務教育、国保、保育所など、暮らしに直結する国庫負担の削減などで住民サービスの切り捨てが進行しています。

2007年度の県決算は、この国の構造改革路線を踏襲し、行財政改革で県民の命と暮らしを守る予算を減らし続ける一方で、無駄な大型公共工事に税金をつぎ込む予算になっていることが明らかになりました。

今、県民の暮らしは、国保税が払えない人18.8%、国保手帳の交付を受けていない世帯は実に9847世帯に上り、子供のいる世帯でも30世帯59名が国保手帳が交

付されていません。短期保険証で更新できない世帯を含めると、その数はもっとふえることが予想されています。昨年度の自殺者は276人で、毎年300人前後を推移するという深刻な状況になっています。

県経済は基地・振興策頼みで、県経済の基本をなす農業、漁業、中小商工業への振興策が大きく立ちおくれ、極めて厳しい状況をつくり出しております。

その結果、県民所得は今、全国平均の66.7%、失業率は全国平均の2倍、非正規雇用は全国で最も高く40.7%で、働く人たちの年収は200万円未満が49.9%を占めるという深刻な事態です。特に、県が財政支援を行っているコールセンターの非正規雇用が全体の8割に上り、そこで働く若者たちの労働環境も劣悪な状況になっていることが明らかになっております。

ところが、仲井眞県政は、県民の暮らしや福祉には冷たい姿勢をとる一方で、泡瀬干潟の埋立事業や那覇港湾の開発事業、ヤンバルの林道建設などの無駄な大型公共工事には県民の税金を使い続けております。

特に、泡瀬干潟については、現計画で年間宿泊需要56万人、及び宿泊施設計画1275室を前提とした土地利用計画になっていますが、その根拠が不十分で、外部監査で事業の再検討が求められていますが、県は相変わらず現計画にしがみ続け、豊かな自然環境を破壊し無駄な公共工事に県民の税金を使い続けています。

しかし、那覇地方裁判所は去る11月19日、泡瀬干潟の埋立計画を、具体的な土地利用計画が定まらず、経済的な合理性も明らかでないと批判し、今後の公金支出をしてはならないとの判決を下しました。この無駄な大型公共工事に491億円もの莫大な税金を使い続けることは直ちにやめるべきであります。

今必要なことは、無駄な大型公共工事は見直しを行い、貧困と格差で苦しむ県民生活を応援する施策を実施することです。

全国と比べても極めて低い県立病院への一般会計からの繰入額をふやすこと、県民の健康と命を守ることや、重い国保税負担に苦しむ県民の負担を軽減するため市町村国保財政への支援を実施すること、乳幼児医療費の中学校卒業までの無料化、30人学級の実施、高齢者や障害者が安心して暮らせる福祉の充実、農業、漁業、中小商工業への振興策の抜本的な充実を図ることが求められております。

県民の命と暮らしを守るのが地方自治体が果たすべき大きな責務です。しかし、この決算は県民のこの願いにこたえるものになっておりません。

よって、認定第1号「平成19年度沖縄県一般会計決算の認定について」に反対する立場を明らかにいたし

まして討論を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

〔島袋 大君登壇〕

○島袋 大君 私は、自由民主党を代表いたしまして、議題となっている認定第1号「平成19年度沖縄県一般会計決算の認定について」、賛成の立場から討論いたします。

平成19年度一般会計歳入歳出決算は、予算現額6425億3877万6484円に対して、歳入決算額は5941億562万6362円、歳出決算額は5908億3518万6295円となっております。

予算の執行に当たりましては、事業の優先度等に十分配慮したものとされており、特に県政の重要課題である自立型経済の構築や県民の福祉の向上を図るため、産業・雇用の創出、環境共生型社会の形成、健康福祉社会の実現、地域・離島の振興等の政策課題に大きく寄与したものと考えております。

平成19年度一般会計における執行率は92%となっており、前年度に比べまして0.2ポイント低下しているところであります。執行率のアップを目指して公共事業等施行推進本部を中心に、関係部局の公共事業等執行に係る課・所長会議等で毎月の執行管理を行うなど、公共事業の執行促進に努めているところであり、今後とも繰越額の抑制等により執行率の向上が図られるよう期待しております。

平成19年度一般会計決算における収入未済額は69億6197万8280円で、前年度と比較しまして3.5%、2億3370万6566円の増となっております。

収入未済額が増加していますのは、税源の移譲により個人県民税が大幅に増加したことに伴い収入未済額が増加したことが主な要因であります。市町村との連携を強化すること等により収納率の向上が図られることを期待しております。

また、財源の確保と住民負担の公平の観点から、収入未済額の解決に向けた数値目標の設定や、各所管部における債権管理マニュアル等を活用した対策の強化を図るなど、全庁的に取り組んでいるところであり、着実に収入未済額の解消が図られるよう期待しております。

平成19年度一般会計決算における不用額は118億1691万267円で、前年度に比べて8億3414万2円、6.6%の減となっております。

平成19年度予算につきましては、事業の優先度等に十分配慮しつつ、限られた財源を緊急かつ重要な施策に適正に配分されたものとなっており、不用額の大部分につきましては災害復旧費等の予測困難な事業や工

事等の入札残などにより生じたものであります。

また、一部につきましては内部努力による経費節減等により不用額が生じたものであります。

今後は、事業の熟度や必要額の的確な把握によるさらなる不用額の縮減を期待しております。

以上、一般会計予算に計上された事務事業については、監査委員の意見書にもあるように順調な成果をおさめております。しかしながら、本県の財政状況を中期的に見ると、歳入面では一般財源総額の大幅な増が見込めず、歳出面では公債費や医療関係助成費の増等により財政の硬直化がなお進むことが懸念されており、県の財政運営はますます厳しい状況が見込まれることから、沖縄県行財政改革プランに基づく徹底した行財政改革の推進を図り、今後とも引き続き適正な予算執行が図られるよう努力を期待するものであります。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定された平成19年度決算に係る健全化判断比率についても健全化基準を下回り良好なところであり、今後も健全な財政運営に努めるよう期待しております。

以上、認定第1号「平成19年度沖縄県一般会計決算の認定について」、賛成の立場から討論を行いました。

議員の皆さんの御賛同を賜りますようお願いを申し上げまして討論を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 以上で平成20年第3回議会認定第1号に対する討論は終わりました。

次に、平成20年第3回議会認定第12号、同認定第16号、同認定第17号、同認定第20号及び同認定第21号に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん こんにちは。

私は、日本共産党を代表して、平成20年第3回議会認定第12号「平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について」、同第16号「平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について」、同第17号「平成19年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について」、同第20号「平成19年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について」は、中城湾港の港湾埋立事業と関連していますので、一括して反対の討論を行います。

泡瀬地区は、沖縄県包括外部監査人による平成16年

度包括外部監査結果報告書の監査意見において、現計画の年間宿泊需要56万人及び宿泊施設計画数1275室は根拠が不十分。企業立地も進まず埋立地が放置された地区が県内に存在する状態を勘案して、当該計画の需要予測は甘く、事業計画の見直しが必要。土地利用計画についての具体的な施策が検討されていない状況で、約491億円の事業費の投入は再検討が求められると厳しく指摘されています。

さらに、11月19日、那覇地方裁判所における泡瀬干潟埋め立てに公金支出の差しとめ等を求めた住民訴訟で、現時点において埋立事業に経済的合理性は認められない、公金の支出は地方自治法などに反し違法と判決が下されました。日本共産党県議団は、これまで一貫してこの埋め立ての中止を求めてきました。

泡瀬地区は、渡り鳥チドリ的一种ムナグロが越冬している、環境保護団体も環境省も保護の必要性を認め、ラムサール条約への登録を求めている貴重な宝の干潟です。埋立区域は、サンゴや新種の生息地でもありながら判決後も埋立工事は進められています。

特別自由貿易地域は、税金の免除や優遇助成制度を行っても企業が来ない、買い手がつかず雑木が繁茂し放置され胸が痛む状況です。これまで一般会計から56億円の支出をしてなお176億円の借入残があり、その一方で教育、医療・福祉の予算が削られています。マリノ・タウンでは、事業計画が失敗して土地の売却ができずに、民間企業に無料で貸し付けています。南城市の知念漁協組合長の、泡瀬、マリノ・タウンの埋め立ての影響で中城湾は瀕死の状態、クルマエビやモズクの養殖ができないという悲痛な訴えが報道されています。

平成19年度は、中城湾港埋立事業のために一般財源からの繰り入れや借金が合計35億円に上っています。土地の賃貸料などの回収不能の欠損金は2739万円余、収入が予定されて未納となった額が6804万円余、合計1億円が未納となっています。埋め立てた土地が売却されなければ赤字となって穴埋めのための県民負担は大きくなります。

中城湾港地区の埋立開発事業は、採算のとれる当ても見通しもない無駄遣い、自然破壊の大型公共事業であり中止をすべきです。

国が地方への交付税も減らし財政が厳しくなる中、不要不急の無駄な大型公共事業をやめて、学校の老朽校舎の改築など教育や福祉・県民の暮らしを優先する社会保障中心の予算への転換を求めて反対の意思を表明いたします。

認定第21号「平成19年度沖縄県病院事業会計決算の

認定について」、反対の討論を行います。

県立病院は、救急救命医療、高度・特殊医療、離島や僻地医療、弱者医療を担い、医師の確保に向けて医師臨床研修制度の拡充を図るなど県民の多様化する医療要求に対して大きな役割を果たしてきました。

ところが、国の医療抑制政策のもとで、北部病院は産婦人科の医師不足によって安心して子供を産むことができなくなり、小児科医などの医師不足などで各病院の診療科が閉鎖される深刻な事態となっています。県内の医師確保のために臨床研修制度の拡充は緊急の課題です。看護師不足による療養病床の閉鎖も深刻です。がん治療の高度医療を担っている中部病院では、耐用年数を既に超えている放射線治療機が年間22回も故障するなど、患者の治療に大きな支障となっています。故障続きの高度医療機器を買い換えることができないというのは、行政の根本姿勢に係る問題です。

県民が安心して健康を守り、命を守るための県立病院の役割はますます高まっています。一般会計からの繰入額を大幅にふやすべきです。

県立病院として県民の医療を担うに必要で十分な財政措置などを求めて反対の討論といたします。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 ただいま議題となりました認定第12号「平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について」、同第16号「平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について」、同第17号「平成19年度沖縄県中城湾港マリノ・タウン特別会計決算の認定について」、同第20号「平成19年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について」及び同第21号「平成19年度沖縄県病院事業会計決算の認定について」、賛成の立場から一括して討論を行います。

まず、認定第12号「平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について」討論を行います。

中城湾港の開発は、地元からの要請に基づき、中部地区開発の起爆剤として、国・県により事業が進められてまいりました。

本事業は、本県における物資の円滑な流通拠点として、さらに産業の振興、雇用機会の創出及び県土の均衡ある発展に資するため工業用地の確保を図るなど、流通機能と生産機能をあわせ持った流通加工港湾として整備を進めてきたところでございます。

また、平成11年3月に特別自由貿易地域に指定さ

れ、加工交易型産業の立地促進に向け、国内外での企業誘致活動に取り組んでいるところであります。

その結果、これまで当該地区に100社を超える企業が立地し、約2500人の雇用の場を創出するなど、地域経済に与えた波及効果は大きなものがあります。

このようなことから、本事業は、中部圏域の発展、ひいては本県における民間主導の自立型経済構築のため引き続き推進する必要がある、本会計は適正であると考えられます。

以上、認定第12号「平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について」賛成の立場から討論を行いました。

御賛同をお願いいたします。

次に、認定第16号「平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について」討論を行います。

中城湾港（新港地区）は、本県における物資の円滑な流通を確保するための流通拠点として整備するとともに、産業の振興、雇用機会の創出、産業構造の改善及び県土の均衡ある発展に資するための工業用地の整備など、流通機能、生産機能をあわせ持った流通加工港として整備を推進しております。

平成19年の港湾取扱貨物量は、計画の約70%に当たる約77万トンが取り扱われております。また、平成19年度末現在120社が立地し、約2500人の雇用が確保されております。

今後とも、立地企業や背後圏企業の活動及び企業誘致を促進するため、基盤となる港湾の整備を着実に進める必要があります。

以上、同第16号「平成19年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について」賛成の立場から討論を行いました。

御賛同をお願いいたします。

次に、認定第17号「平成19年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について」討論を行います。

中城湾港マリン・タウン特別会計は、西原与那原地区の活性化と中南部地域の振興を図るため、142ヘクタールの埋立造成を行い都市基盤施設の整備や定住基盤の拡張などを推進するとともに、公共マリーナを整備することによって海辺のアメニティー豊かなまちづくりを推進しております。

平成19年度末時点の土地の処分状況は、処分面積72.3ヘクタールで77.2%の処分率となっており、西原与那原地区の活性化に資するものと評価します。

以上、認定第17号「平成19年度沖縄県中城湾港マリ

ン・タウン特別会計決算の認定について」賛成の立場から討論を行いました。

御賛同をお願いいたします。

次に、認定第20号「平成19年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について」討論を行います。

泡瀬地区埋立事業は、沖縄県中部東海岸地域の活性化を図るための経済振興策として、沖縄市からの強い要請に基づき事業が進められてきました。

昭和63年、桑江市長時代に沖縄市東部海浜地区開発計画が策定され、平成5年、新川市長によって沖縄市における土地利用計画構想を策定し、平成10年、仲宗根市長の時代に国による事業参画表明が行われ、事業がスタートいたしました。

この事業は、文字どおり地元沖縄市の桑江市長、新川市長、仲宗根市長、そして東門市長の歴代市長を中心に、保守・革新市政を問わず継続して市民の賛同を得て、期待を得て国・県の事業が進められてきたわけであります。

さらに、本事業は県の主要施策でもある特別自由貿易地域を支援するうるま市の新港地区の港湾整備に伴うしゅんせつ土砂を埋立土砂として有効活用し、効果的に事業を推進するものであります。つまり、新港地区を流通港湾として整備し、企業の立地を進め、本県経済の振興を図る観点からも、泡瀬地区の埋立事業は大変重要であります。

現計画は出島方式の人工島にすることにより、干潟の約80%を残し、人と生物が共存できる人工ビーチの整備や人工干潟、野鳥園などの新たな環境を創出することとしており、環境への配慮も十分行われております。

また、事業実施に当たっては、学識経験者等で構成する「環境監視委員会」、「環境保全・創造検討委員会」を設置するなど、万全の環境保全対策を講じながら慎重に事業が進められております。

以上のように、本事業は開発と環境保全が両立するものであり、沖縄市や中部圏域の未来、ひいては県土の均衡ある発展のため推進すべきであり、県は、国・地元沖縄市と連携し、早期完成を図っていくこととしております。

以上、認定第20号「平成19年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について」賛成の立場から討論を行いました。

御賛同をよろしくをお願いいたします。

次に、認定第21号「平成19年度沖縄県病院事業会計決算の認定について」討論を行います。

現在、病院事業は 6 病院及び16の附属診療所を運営し、地域医療の確保と医療水準の向上等に努めているところであります。

復帰後の本県の医療事情は、地理的条件と歴史的背景により全国に比べかなり立ちおくれた状況にあったことから、地域の中核病院として、県立病院を中心に医療提供体制の構築が図られ、また、県立病院以外の公的医療機関が全国に比べて非常に少ないことや島嶼県という特殊性などから、救命救急医療や高度・特殊医療、離島・僻地医療、医療従事者の養成等において県立病院が大きな役割を担ってきました。

公営企業である県立病院は、公共の福祉の増進と経済性の発揮が均衡のとれた状態で運営される必要がございます。

病院事業は、県民の健康保持に必要な医療を提供するため、平成19年度においては、県立八重山病院ナースコール取りかえ工事や県立精和病院男女混合病棟整備工事など合計で6800万円の施設整備を実施しております。また、医療機器につきましても合計で227点、4億8500万円の整備を実施し、医療水準の向上を推進するなど公共の医療福祉の増進に努めているところであります。

救急医療や高度・特殊医療などの不採算医療については、県民医療の確保を図るという公共の福祉の観点から行っているもので、当該医療の収支マイナス分については、一般会計からの繰入金で措置されております。

繰入金については、地方公営企業法及び総務省の繰出基準に基づき、おおむね適正に処置されていると考えます。

平成19年度の決算は、約12億円の純損失となり、前年度に比べ約38億600万円の改善となっております。これは旧那覇病院の売却収益、一般会計からの繰入金増、県立南部医療センター・こども医療センターが本格稼働したことのほか、診療単価増に伴う入院収益及び外来収益の増加など各病院の経営努力によるものであります。しかしながら、県立病院の経営は依然厳しい状況にあり、また、欠損金処理後の同年度末累積欠損金は約216億円となっております。

県民の医療ニーズに適切にこたえていく観点からいたしますと、このような赤字経営は早急に改善しなければならず、病院事業にとって安定的な経営基盤の構築が大きな課題となっております。

病院事業は、経営健全化の推進を強化するため、平成18年4月に地方公営企業法の全部適用へ移行し、事業管理者のもとで、職員の経営意識の向上や諸課題へ

の迅速かつ柔軟な対応が可能な体制を構築し、急性期医療の促進等により収益性の向上を図るとともに、費用の徹底した節減・合理化に努めるなど、県立病院としての役割を踏まえつつ、より一層経営健全化に向けて取り組んでいるところであります。また、現在、県立病院の果たすべき役割や経営形態等について検討が続けられております。

医療水準の向上を図り、県民医療の安定的な確保を図っていくためには、経営基盤の強化が必要であり、今後とも県立病院としての役割を踏まえつつ、経営の健全化に向けてより一層の経営努力を期待するものであります。

以上、認定第21号「平成19年度沖縄県病院事業会計決算の認定について」賛成の立場から討論を行いました。

議員諸賢の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます、討論を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 以上で平成20年第3回議会認定第12号、同認定第16号、同認定第17号、同認定第20号及び同認定第21号に対する討論は終わりました。

以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後8時3分休憩

午後8時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより平成20年第3回議会認定第1号から同認定第23号までの採決に入ります。

議題のうち、まず平成20年第3回議会認定第2号から同認定第11号まで、同認定第13号から同認定第15号まで、同認定第18号、同認定第19号、同認定第22号及び同認定第23号の17件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算17件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、平成20年第3回議会認定第2号から同認定第11号まで、同認定第13号から同認定第15号まで、同認定第18号、同認定第19号、同認定第22号及び同認定第23号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、平成20年第3回議会認定第1号、同認定第12号、同認定第16号、同認定第17号及び同認定第21号の5件を一括して採決いたします。

各決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。

お諮りいたします。

ただいまの決算5件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、平成20年第3回議会認定第1号、同認定第12号、同認定第16号、同認定第17号及び同認定第21号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、平成20年第3回議会認定第20号を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。

お諮りいたします。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、平成20年第3回議会認定第20号は、委員長の報告のとおり認定されました。

・ ・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第4 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第35号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井眞知事。

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） こんにちは。

提案いたしました議案の説明に先立ち、泡瀬裁判の経過について御説明を申し上げます。

泡瀬干潟埋め立てに関する住民訴訟について、去る11月19日午前、判決確定後一切の公金の支出をしてはならないとの判決がありました。私は同事業の重要性にかんがみて控訴することといたしました。

判決の言い渡しからこれまでの経緯について御説明申し上げます。

判決後、控訴の提起についてさまざまな議論がある中で、訴訟代理人から控訴を提起することが議会の議決事項に該当するかについて疑問があるとの指摘があり、25日に最高裁判所の判例に基づき議会の議決事項には該当しないことが確認されました。また、同日、

総務省へ問い合わせましたところ、同趣旨の回答を得ております。

これらの検討の結果、26日に本案件は、地方自治法第96条第1項の議会の議決を要する事件に該当しないと判断した次第であります。

判決の言い渡しから方針決定まで時間を要しましたが、非常に重要なことであり、慎重に検討してまいりました結果であります。

県民初め議員の皆様には、御理解を賜りたいと存じます。

次に、平成20年第4回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案2件、条例議案7件、議決議案27件、同意議案1件の合計37件であります。

それでは、まず甲第1号議案及び甲第2号議案について御説明申し上げます。

甲第1号議案「平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）」は、沖縄特別振興対策調整費や国の「安心実現のための緊急総合対策」対応経費等について32億3612万円を計上いたしており、これを既決予算額5932億4315万8000円に加えた改予算額は、5964億7927万8000円となります。

歳出の主な項目について御説明申し上げます。

投資的経費は21億6480万6000円で、そのうち、普通建設補助事業が安里川の河川改修事業など緊急総合対策に係る経費等で21億1522万6000円となっております。

その他の経費は、10億4320万9000円となっており、そのうち、原油価格の高騰による警察車両の燃料費等により物件費が1億8582万5000円、市町村の介護給付費の増に伴う県負担の増等により補助費等が4億2238万4000円、同じく介護給付費の増により財源不足が生じた県内5市に対する貸付金が4億3500万円などとなっております。

なお、今回の補正予算の財源は、

国庫支出金	19億6936万5000円
繰入金	4億3500万円
繰越金	4億1740万円
県債	2億9310万円

等となっております。

甲第2号議案「平成20年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）」は、宜野湾港マリーナの指定管理料について債務負担行為の補正を行うものであります。

次に、乙第1号議案から乙第7号議案までの条例議案について御説明申し上げます。

乙第1号議案「沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する等の条例」は、宮古支庁と八重山支庁の組織を改編し、その内部組織を本庁各部と直結した個別出先機関とするため関係条例を整備するものであります。

乙第2号議案「特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例」は、特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、特定非営利活動法人の社員総会に出席しない社員が、書面にかえて表決することができる電磁的方法について定めるため条例を改正するものであります。

乙第3号議案「沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、浦添看護学校の看護第二学科について、2年課程から3年課程に変更するため条例を改正するものであります。

乙第4号議案「沖縄県建設業審議会設置条例」は、知事の諮問に応じ、建設業の改善に関する重要事項を調査・審議する審議会を設置するため条例を制定するものであります。

乙第5号議案「沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」は、道路占用料の額を改めるとともに、被災者居住用の応急仮設建築物を道路に設置する場合の占用料について定めるため条例を改正するものであります。

乙第6号議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例」は、青年の家及び少年自然の家を廃止して青少年の家を設置するとともに、名護青少年の家及び糸満青少年の家の管理を指定管理者に行わせるため条例を制定するものであります。

乙第7号議案「沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は、産科医療補償制度が平成21年1月1日から実施されることに伴い、分娩介助料の額を改めるため条例を改正するものであります。

次に、乙第8号議案から乙第34号議案までの議決議案について御説明申し上げます。

乙第8号議案は、伊良部大橋橋梁整備第4期工事の請負契約の締結について議決を求めるものであります。

乙第9号議案は、国道331号二見バイパス1号トンネル新設工事の請負契約の締結について議決を求めるものであります。

乙第10号議案は、安謝川ボックスカルバート改修工事の請負契約の締結について議決を求めるものであります。

乙第11号議案は、久米島空港に配備する空港用化学

消防車の取得について議決を求めるものであります。

乙第12号議案は、平成21年度に沖縄県が発売する当せん金付証券の発売総額について議決を求めるものであります。

乙第13号議案から乙第32号議案までの議案は、指定管理者の指定について議決を求めるものであります。

乙第33号議案は、国営伊是名地区土地改良事業により利益を受ける伊是名村の負担金を定めるため議決を求めるものであります。

乙第34号議案は、県営土地改良事業により利益を受ける関係市町村の負担金を定めるため議決を求めるものであります。

最後に、乙第35号議案「沖縄県教育委員会委員の任命について」の同意議案は、教育委員会委員2人が任期満了することに伴い、その後任を任命するため同意を求めるものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

・ ・

○議長（高嶺善伸君） この際、日程第5 議員提出議案第1号 米軍訓練空域・水域の一部解除等に関する意見書及び日程第6 議員提出議案第2号 米軍訓練空域・水域の一部解除等に関する決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

玉城ノブ子さん。

〔議員提出議案第1号及び第2号 巻末に掲載〕

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん ただいま議題となりました議員提出議案第1号及び同第2号の2件につきましては、11月25日に開会した経済労働委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、米軍訓練空域・水域の一部解除等について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第1号を朗読いたします。

〔米軍訓練空域・水域の一部解除等に関する意見書朗読〕

次に、決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、あて先だけを申し上げます。

〔米軍訓練空域・水域の一部解除等に関する決議のあて先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、意見書及び決議につきましては、その趣旨を関係要路に要請するために議員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号及び第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第1号「米軍訓練空域・水域の一部解除等に関する意見書」及び議員提出議案第2号「米軍訓練空域・水域の一部解除等に関する決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号及び第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後8時30分休憩

午後8時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

この際、日程第7 議員提出議案第3号 米軍人操

縦の小型飛行機墜落事故に関する意見書及び日程第8

議員提出議案第4号 米軍人操縦の小型飛行機墜落事故に関する抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

渡嘉敷喜代子さん。

〔議員提出議案第3号及び第4号 巻末に掲載〕

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん ただいま議題となりました議員提出議案第3号及び第4号の2件につきましては、11月25日に開会した米軍基地関係特別委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、米軍人操縦の小型飛行機墜落事故について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第3号を朗読いたします。

〔米軍人操縦の小型飛行機墜落事故に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては内容が意見書と同じでありますので、あて先だけを申し上げます。

〔米軍人操縦の小型飛行機墜落事故に関する抗議決議のあて先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、意見書及び抗議決議につきましては、その趣旨を関係要路に要請するために議員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号及び第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略する

ことに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第3号「米軍人操縦の小型飛行機墜落事故に関する意見書」及び議員提出議案第4号「米軍人操縦の小型飛行機墜落事故に関する抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号及び第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 先ほど可決されました議員提出議案第1号及び第2号、ただいま可決されました議員提出議案第3号及び第4号については、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第1号から第4号までの趣旨を関係要路に要請するため議員5人を派遣することとし、その期間及び人選については議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第9 陳情第153号から第157号まで、第159号、第164号、第167号から第169号まで、第172号、第173号、第175号の3、第176号、第177号、第181号及び第182号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情17件のうち、陳情第153号から第157号まで、第159号、第167号、第168号、第172号、第173号、第175号の3、第176号、第177号、第181号及び第182号については米軍基地関係特別委員会に、陳情第164号及び第169号については観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。

・・

○議長（高嶺善伸君） 日程第10 議員派遣の件を議題といたします。

〔議員派遣の件 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） お諮りいたします。

本件は、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり議員を第5回九州各県議会議員研究交流大会に派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

・・

○議長（高嶺善伸君） この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明11月29日から12月3日までの5日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、明11月29日から12月3日までの5日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、12月4日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後8時42分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 中 川 京 貴

会議録署名議員 渡 久 地 修

平成20年12月4日

平成20年
第4回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第2号）

平成20年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第2号）

平成20年12月4日（木曜日）午前10時1分開議

議 事 日 程 第2号

平成20年12月4日（木曜日）

午前10時開議

第 1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出 席 議 員（48名）

議 長	高 嶺 善 伸 君	24 番	前 島 明 男 君
副議長	玉 城 義 和 君	25 番	新 垣 良 俊 君
1 番	上 原 章 君	26 番	仲 田 弘 毅 君
2 番	島 袋 大 君	27 番	照 屋 守 之 君
3 番	中 川 京 貴 君	28 番	辻 野 ヒロ子 さん
4 番	桑 江 朝千夫 君	29 番	嶺 井 光 君
5 番	平 良 昭 一 君	30 番	當 間 盛 夫 君
6 番	仲 村 未 央 さん	31 番	当 銘 勝 雄 君
7 番	照 屋 大 河 君	32 番	渡嘉敷 喜代子 さん
8 番	渡久地 修 君	33 番	前 田 政 明 君
9 番	上 里 直 司 君	34 番	玉 城 ノブ子 さん
10 番	瑞慶覧 功 君	35 番	赤 嶺 昇 君
11 番	奥 平 一 夫 君	36 番	比 嘉 京 子 さん
12 番	吉 田 勝 廣 君	37 番	金 城 勉 君
13 番	當 山 眞 市 君	38 番	糸 洲 朝 則 君
14 番	吉 元 義 彦 君	39 番	翁 長 政 俊 君
15 番	座喜味 一 幸 君	40 番	浦 崎 唯 昭 君
16 番	佐喜真 淳 君	41 番	池 間 淳 君
17 番	玉 城 満 君	42 番	新 垣 哲 司 君
18 番	仲宗根 悟 君	43 番	具 志 孝 助 君
19 番	崎 山 嗣 幸 君	45 番	新 里 米 吉 君
20 番	西 銘 純 恵 さん	46 番	嘉 陽 宗 儀 君
21 番	山 内 末 子 さん	47 番	新 垣 安 弘 君
22 番	新 垣 清 涼 君	48 番	大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	仲井眞 弘 多 君	総 務 部 長	宮 城 嗣 三 君
副 知 事	仲 里 全 輝 君	企 画 部 長	上 原 良 幸 君
副 知 事	安 里 カツ子 さん	文化環境部長	知 念 建 次 君
知 事 公 室 長	上 原 昭 君	福祉保健部長	伊 波 輝 美 さん

農林水産部長	護得久 友 子 さん
観光商工部長	仲 田 秀 光 君
土木建築部長	漢 那 政 弘 君
企業局長	花 城 順 孝 君
病院事業局長	知 念 清 君
会計管理者	福 治 嗣 夫 君
知事公室 秘書広報統括監	上運天 昂 君
総務部 財政統括監	名渡山 司 君

教育委員会 委員長	伊 元 正 一 君
教 育 長	仲 村 守 和 君
公安委員会委員	安 里 昌 利 君
警察本部長	得 津 八 郎 君
労働委員会 事務局長	比 嘉 久 晶 君
人事委員会 事務局長	伊 礼 幸 進 君
代表監査委員	又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	長 嶺 伸 明 君	課 長 補 佐	平 田 善 則 君
次 長	遊 佐 信 雄 君	主 査	中 村 守 君
議事課 長	嘉 陽 安 昭 君	主 査	佐久田 隆 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた人事委員会委員長仲吉朝信君は、所用のため本日、明日及び8日から11日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として人事委員会事務局長伊礼幸進君の出席を求めました。

また、労働委員会会長比嘉正幸君は、所用のため本日及び8日から11日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日及び11日の会議に労働委員会事務局長比嘉久晶君、8日の会議に同委員会公益委員宮城和博君、9日の会議に同委員会公益委員矢野昌浩君、10日の会議に同委員会会長代理大城光代さんの出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） この際、念のため申し上げます。

本日、明日及び8日から11日までの6日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

嶺井 光君。

〔嶺井 光君登壇〕

○嶺井 光君 おはようございます。

南城市の嶺井光でございます。

南城市が合併して初めての「南城市まつり」が去る土曜日・日曜日に開催されました。子供たちから大人まで多くの市民が参加のもとに、各地の伝統芸能あるいは農産物の販売等、大変盛会裏に終わりました。

プレイベントとして10月の中旬からいろんな催しがありました。半島芸術祭、あるいは文化協会の各活動の発表会、さらには青年会の芸能発表会等々多士済々の催しでありました。

南城市は海・山の眺めが大変よろしくて、コーヒESHOPあるいはランチの店など大変楽しい場所がいっぱいあります。訪れる皆さんの心を慰めるいやしの里として今、脚光を浴びております。どうぞ多くの県民が南城市を訪れて、心身ともに健康になっていただきたいなというふうに思っております。

11月16日、那覇市長選挙が行われました。見事に翁長雄志市長が三選を果たしております。2期8年の実績が認められ、市民が支え合う協働のまちづくりに期待をしているものだと、このように理解しております。

相手の方は「チェンジ」を主張しておりましたが、那覇市民は8年前に既にチェンジしたことをしっかり認識をしていたようであります。革新市政へ後戻りしてはいけない、「ノーリターン」を選択したわけであります。

翁長市長は、これから市民の生活福祉の向上、教育文化の振興等風格ある県都那覇市のさらなる飛躍発展のために頑張っていただきたいと思います。

それでは、平成20年11月定例会代表質問のトップ

バッターとして、自民党を代表して質問を行います。

その前に、今、議会運営委員会の「議会運営に関する改革・検討小委員会」が進められております。

皆様御案内のとおり、議会運営に関するさまざまな協議検討が行われております。中でも重要な課題として質問のあり方、これはもちろん一般質問に関することではありますけれども、これを各会派で協議しており、午後5時には質問を終わるという議論であります。

そして質問のあり方が議論され、円滑に行われるにはまさに質問と対になる答弁のあり方についても考えなくてはならないと本員は考えるわけであります。

したがってまして知事を初め、そして執行部説明員におかれましては、答弁を行う場合、簡潔かつ誠実に、そして的確に行われることを望むものであります。

それでは、再質問がないように簡潔にして誠実に的確な答弁を期待して質問に入ります。

まず、知事訪米についてであります。

戦後64年を経過した現在、本県における米軍基地は依然として存在し続けており、基地から派生するさまざまな諸問題は県民の過重な基地負担としてのしかかっております。このため、米軍基地問題の解決は長年にわたる県政の最重要課題となっており、歴代の県知事はその在任中、基地問題に振り回され、日米両政府のはざまを奔走してきたのであります。

本県の米軍基地は、日常的な航空機騒音や最近の原子力潜水艦による放射能漏れなど、地域住民への健康被害に影響を与えているほか、米軍人による事件・事故も後を絶たず、県民感情を著しく害しております。

一方において、本県の米軍基地が我が国及びアジア・太平洋地域の安全保障の根幹を担っており、日米安全保障体制の維持が我が国の平和や政治的安定に貢献していることも承知しております。しかしながら、狭隘な県土に全国の約75%もの米軍専用施設が集中している現実、本県にとって余りにも過重負担と言わざるを得ません。その解決のため、知事を初め県議会、関係市町村等は機会あるごとに政府に訴えてまいりましたが、一向に改善されるには至っていないのであります。

このため、本県における米軍基地問題の実態を当事者である米国政府や連邦議会等の関係機関に直接訴えることが必要であり、西銘、大田、稲嶺の歴代の知事は幾度となく訪米をしております。仲井真知事も訪米の意思を明確に表明し、さきの9月定例会に提案したのでありますが、残念ながら訪米予算が削除されました。しかし、本県の米軍基地問題の解決につなげるた

めには機会あるごとに米側に直接訴えることが必要であり、再提案されたことに賛意を表するものであります。

そこで伺います。

(1)、知事訪米予算を再提案した理由と要請先、米政府及び連邦議会等関係機関に直接要請することの必要性について伺いたい。

(2)、要請項目の修正部分と本県がこれまで米軍基地問題で解決を求めてきた項目との整合性について伺いたい。

(3)、オバマ次期大統領の政策スタッフ等に対する要請や意見交換は計画されているか。また、県の具体的要請計画について伺います。

2、知事公約について。

仲井真知事が就任して早くも3年目を迎えました。その間、知事はみずからの公約の実現に向け意欲的に現場へ出向き、みずからの目で確かめて施策の具体化に取り組んでおります。

そこで、現在までの公約の推進状況について伺いたいと思います。

(1)、任期3年目を迎え、知事の公約実現に向けての取り組み状況の中で、特に普天間飛行場の3年をめどとする危険性の除去、全国並みの失業率の改善、観光客1000万人誘致について、推進の状況と今後の取り組みを伺います。

(2)、政府の政策を点検する「自民党無駄遣い撲滅プロジェクトチーム」で、沖縄大学院大学構想について、沖縄の特殊性に配慮しながらもより効果的な資本投下になるよう見直しを求める提言を検討しているとの報道があります。本県が自立型経済を構築する上で大学院大学は重要であり、自民党県連としても見直しの対象にしてはならないと考えます。知事の見解と県の対応を伺います。

3、中城湾港泡瀬干潟埋立事業について。

去る11月19日、那覇地裁は、中城湾港泡瀬干潟埋め立てに反対する住民側が求める訴訟で、今後の公金支出の差し止めを命じる判決を下しております。

中城湾港泡瀬地区埋め立ての経緯については、地元沖縄市が東部海浜開発事業として沖縄市の雇用の改善と地域活性化の起爆剤にしたいとの強い要請があり、国・県・沖縄市が一体として進める事業であります。

さらに、県がうるま市で進めている特別自由貿易地区の整備を支援するもので、中城湾港新港地区の港湾整備に伴うしゅんせつ土砂を利用して埋め立てを行う非常に経済的かつ合理的な事業であります。

そこで、泡瀬埋立事業の今後の取り組み等について

以下の質問を行います。

(1)、違法な埋め立てとの主張に対して判決はどうか。

(2)、原告は、環境アセスがずさんで違法だと主張しているようだが、判決ではどうなっているか。

(3)、判決理由で、土地利用計画の具体性や海浜開発事業の経済的合理性に疑問を呈しているが、この点はどう考えるか。

(4)、県は、県議会の議決を経ず控訴の方針を固めたが、その理由と法的根拠を伺いたい。

4、普天間飛行場移設問題について。

普天間飛行場の名護市辺野古キャンプ・シュワブ沿岸部への移設と嘉手納飛行場以南の基地の返還、海兵隊員の県外移転等を内容とする米軍再編の中間報告が合意されてから3年が経過しております。しかしながら、移設作業については順調に進んでいるとはいいがたく、国が実施している環境影響評価は当初予定より大幅におくれているようであり、滑走路の位置をめぐっては沖合への移動を求める県や地元と国との協議はいまだ解決に至っておりません。

さらに、米軍再編に伴う嘉手納飛行場以南の5つの施設の全面返還と1施設の一部返還について、返還施設の詳細計画の公表もおくれている状況にあります。

普天間飛行場の辺野古沿岸部への移設は、現在の普天間飛行場の全面返還を実現し、危険性の除去を図る上で早急に進める必要があり、作業の停滞は許されません。また、1000ヘクタールを超えるとされる広大な基地返還は、中部圏域のみではなく県経済に及ぼす影響ははかり知れなく、このような機会を逃してはなりません。

県においては、嘉手納飛行場以南の全面返還される跡地の有効利用に向け、那覇一極集中の県土構造を見直し、中南部が一体となった広域都市圏の形成を目指した返還跡地の有効利用ビジョンを策定すべく準備を進めております。

また、国においても内閣府、県、市町村、有識者等で構成する検討会をスタートさせており、大規模返還基地跡地利用の具体化に向け、国・県の取り組みが形としてあらわれてまいりました。

このように、普天間移設問題は沖縄の将来を決定する復帰後最大の事業であります。県と国との綿密な連携と調整を願うものであります。

そこで伺います。

(1)、移設建設の進展状況と返還跡地利用計画について。

ア、米国大統領がかわることにより米軍再編の進展

にどのような影響が出ると考えているか。

イ、米太平洋司令官は、在沖海兵隊のグアム移転について、移転費用の高騰で2014年よりおくれるとの見方を示したが、政府の反応はどうか。

ウ、ワーキングチームの協議が進展する中、県や地元の求める沖合移動について協議状況と今後の見通しを伺います。

エ、環境影響評価は当初予定よりおくれているが、現在の状況について伺いたい。

オ、国際自然保護連合によるジュゴン保護勧告について、現在進めている環境影響評価にどのような影響を与えるのか。また、県の求める沖合移動への影響はないか。

カ、防衛省は、在沖海兵隊のグアム移転に向け組織強化など体制整備を進めております。移転計画が具体化する時期について県の見解を伺いたい。

キ、内閣府・県・市町村、有識者等で構成する検討会の業務範囲と県や関係市町村の作成する利用計画との整合性はどのように図られるか伺いたい。

5、土木・建設業支援対策について。

県内建設業は、公共工事請負額が大幅に減少したことから、業界全体が厳しい経営状況に直面しており、その上、改正建築基準法に関連し住宅工事の減少、原油高騰に伴う建築資材の高騰などの影響もあり、休業・廃業に追い込まれる企業も相次ぎ深刻な状況にあります。

県建設業協会が会員企業を対象に実施した県内企業の実態調査でも、2007年度の公共工事受注について、「受注なし」が54.3%、「減少した」が19.7%で約7割以上が受注が減ったと回答しております。また、受注した工事の利益については、「利益なし」、「赤字」などで約7割が利益を上げていないと回答しており、建設業の厳しい現状を裏づけております。今後の見通しについても98%の企業が厳しい状況が続くと考えており、建設業全体の先行きを不安視しております。

県もさまざまな対応策を打ち出しており、特に内閣府や沖縄総合事務局及び沖縄防衛局に対し、知事を先頭に県内企業への優先発注について要請するなど積極的な行動も展開をしております。

我が自民党も、沖縄総合事務局長及び沖縄防衛局長を訪ね、国発注の公共工事を県内企業に優先発注するため、県内企業の入札参加資格等の緩和を要請してまいりました。沖縄総合事務局長及び沖縄防衛局長は、具体的緩和策の実施を明言し、真部沖縄防衛局長は仲井真知事を訪ね、県内企業への受注拡大策を説明して

おります。

県内建設業は、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画の中で「地元中小・中堅建設業者の受注機会の増大に積極的に取り組む」と明記されていることをとらえ、その改善を従来から求めてきており、今回の国の決断はむしろ遅かった感がいたします。

いずれにしても、今回の国の改善策が県内建設業にどのような効果があるのか、どのように実施されるのか注目されますが、今後に期待をしていきたいと思えます。

そこで伺います。

(1)、国発注工事の県内企業への優先発注について、沖縄総合事務局及び沖縄防衛局が実施する入札参加条件の具体的緩和策について伺いたい。

(2)、米軍発注工事の県内企業への優先発注について、今後県が要請するに際してどのような課題・問題点があるのか。

(3)、県は、国や建築関係団体と連携し、事前審査の延長や図書省略認定の普及、県外構造技術者紹介事業及び審査体制の強化などの対策を講じてきたが、その成果と今後の住宅着工戸数増の見通しを伺います。

6、教育・文化の振興について。

(1)、スポーツ・文化の振興について。

県民が身近な地域においてみずからの意思で年齢や体力に応じたスポーツを気軽に楽しむことは、明るく豊かな社会の形成にとって重要であります。特に、高齢社会が急速に進んでいる現在、いつでも、どこでもそれぞれの目的に応じてスポーツに親しむことができる環境づくりは、心身ともに健康な人生を送る生涯スポーツ社会の形成につながるものであります。このためには、地域社会や関係団体等との一体となった取り組みが必要であり、生涯スポーツに即した指導システムの確立やあらゆる年齢層に対応したスポーツ医学・科学の導入を図る必要があります。さらに、現在本県出身のスポーツ選手がゴルフ、野球、サッカーなど国内外で活躍をしております。

今後もさらに世界に羽ばたくアスリートを養成することは、児童生徒や若者に夢を与え、青少年の健全育成や県勢の発展にも寄与するものであり、小・中・高校における一貫した指導システムの確立が求められていると思うのであります。

また、本県の地理的・歴史的に形成されてきた本県特有の文化は世界に認められており、県民の誇れる財産であります。我々は、本県の伝統文化を若い世代に継承し、さらなる発展を図る必要があります。このため、学校教育と伝統文化の結びつきを深め、児童生徒

が伝統文化に親しみをもち、文化施設の活用を容易にしていけることが重要であると考えます。

そこで伺います。

ア、沖縄からトップアスリートを出すことについて教育庁の基本的な考え方を伺いたい。また、小・中・高校において指導システムをどのように構築していくか伺います。

イ、平成22年度全国高等学校総合体育大会に向けた施設整備や準備状況について伺います。

ウ、心身の成長期にある児童生徒に対する本県伝統文化の鑑賞機会の提供や、次世代への継承教育はどのようになされているか。

エ、世界少年野球大会の2011年開催誘致について伺います。

(2)、教育環境の改善について。

教育庁は、第3次沖縄県教育推進計画において、計画の目標として、「自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を図り、豊かな表現力とねばり強さを持つ幼児児童生徒を育成するとともに、学校・家庭・地域社会の連携の下に、潤いと生きがいのある生涯学習社会の形成に努め、また、郷土文化の継承・発展に寄与し、国際化・情報化社会で活躍する心身ともに健全な県民を育成すること」を掲げております。これまでも教育庁は同様な教育目標を掲げてきておりますが、現在までどのような成果を上げてきたのでしょうか。

小学校6年と中学校3年を対象に行われた全国学力テストで、本県は昨年に引き続き全国最下位という結果となっております。学力問題は本県の戦後一貫した懸案事項であり、1965年に実施された全国学力テストでも本県は最下位であったことから、官民挙げて学力向上に懸命な取り組みを行ってきたのであります。しかし、依然として現状は変わっておりません。教育目標の充実と学力向上を両立する教育環境の改善が必要ではないかと考えます。

教育は、本県の将来を担う人材の育成につながります。国際社会や情報化に対応した人材の育成は、経済の自立を目指す本県にとって最も重要な課題であり、そのためには教育に対する思い切った投資が必要ではないでしょうか。沖縄振興計画残り4年を切った中で、県や教育庁の努力に期待するものであります。

そこで伺います。

ア、本県の財政で教育に占める予算の割合はどうか。また、50年、100年先を見据えた教育環境を構築するため思い切った教育投資が必要と考えるが、知事の御所見を伺います。

イ、小学校における30人学級の導入について、現状

と今後の取り組み、解決すべき課題等について伺います。

ウ、30人学級の導入拡大には教員の増員及び教室等施設の整備が必要であります。次年度以降の増員及び施設整備計画について伺います。

エ、県内高校生の薬物使用問題について、教育庁の各学校における実態調査の結果と今後の指導方針について伺います。

オ、秋田県教育委員会との人事交流について、実施に至った背景と今後の本県教育に及ぼす効果について伺います。

7、地方分権改革の推進について。

地方分権改革の推進に向けて、政府においては委員会を中心に活発な議論が進められているようであります。その中で、直轄国道の都道府県への移管が先行的に検討されているようであります。

沖縄県は鉄道網がないことから、これまで直轄国道の果たしている役割は大きく、移管については慎重な対応が求められます。さらに、本県は遠隔の離島県であることや、米軍基地が集中しているという特殊事情も踏まえた対応が重要であります。

そこで伺います。

(1)、地方分権改革の推進に向けて県としてどう対処するか。

(2)、直轄国道の移管に関して県の考え方を伺います。

(3)、移譲の対象となっている直轄国道はどの路線か。

8、県内産業の育成について。

(1)、さとうきび農家の経営安定について。

本県農業を取り巻く環境は、本土から遠く離れた地域性や台風常襲地としての気候的不利性があり、その上、経済の進展に伴い安価な農水産物の移入や輸入の増加等で低迷している状況にあります。

このような本県農業において、さとうきびは本県農業を支える基幹作物として県経済に大きく貢献しております。国においても、新たなさとうきび経営の安定対策を図るため、「さとうきび増産プロジェクト基本方針」を打ち出し経営支援に乗り出しておりますが、農産物の国際化が進んでいる現状からは将来展望が描けないのが実情であります。

そこで、政府においては2007年度から農家の経営安定対策として、さとうきびの新しい価格制度がスタートしております。しかしながら、県内農家のほとんどは交付基準を満たしてなく、特例措置として3年間の固定でトン当たり1万6320円の交付金が決定されてお

ります。

本県で特例措置を受けた農家は全体の約63%、1万648人に達しており、2010年度の特例措置が切れる時期になりますと交付金が受けられなくなり、本県さとうきび農家にとって大きな打撃となります。

この交付金の対象要件は、1ヘクタール以上の大規模農家となっており、県土面積が小さく農地が狭隘である本県の実態からはほとんど該当しません。これでは本来のさとうきび農家の救済にはならず、本県においては制度の恩恵を受けるには至っていないのであります。本県の実態に即した基準の緩和を求める必要があると思います。

そこで伺います。

ア、経営安定対策に係る1ヘクタール以上の規模要件を緩和すべきと考えるが、県の取り組みを伺いたい。

イ、現行の特例要件となっている生産組織への加入を本則へ組み入れるべきではないか。

ウ、本則要件を満たすための農家の育成について、現状と今後の取り組みを伺います。

エ、WTOの年内交渉の動きがあります。沖縄関係品目の除外について県としてしっかり取り組んでもらいたい、決意を伺います。

(2)、オークス事業継続問題について。

ア、民事再生中のオークスについて、事業譲渡契約が締結され事業の継続に向け一歩踏み出しましたが、金融機関や債権者等との合意など解決すべき問題を抱えている状況にあります。県経済や雇用問題などへの影響も大きいことから早急な解決が必要と考えるが、知事の御所見を伺います。

9、少子・高齢化対策について。

少子・高齢化が急速に進行する我が国においてその改善策として何より大切なことは、若者が子供を産み育てやすい環境を整備することであると考えます。

そのことを踏まえ質問をいたします。

(1)、2007年4月現在の人口推計によると、15歳未満の子供の数は過去最少を更新し、27年連続減少で世界でも最低水準となっているが、国の少子化対策について伺いたい。

(2)、少子化対策の一環としての「保育ママ」制度などを拡充し、子育てサービス全体の利用児童を今後10年間で100万人ふやす計画について、同事業の概要と県の利用計画について伺います。

(3)、フランスでは、職場環境や保育サービスの充実等子育て支援対策で出生率が回復したようだが、我が国における少子化対策に参考になると思われるところ

は何か。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

嶺井光議員の御質問に答えさせていただきます。

まず第１に、知事訪米についてという御質問の中で、再提案の理由、そして訪米時期等についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、沖縄県にとりまして重要な課題であります米軍基地問題の解決促進のためアメリカを訪問し、米政府や連邦議会等の関係機関に沖縄県の実情を直接伝えることは非常に意義のあることだと考えております。

訪米時期としましては、オバマ次期政権の陣容や外交・防衛政策が固まる前を予定いたしており、政策形成に影響力を持つアメリカ側の関係者等に対し地元の声を直接訴え実情を理解してもらうとともに、関係機関との意見交換や情報収集を行うことが目的でございます。

前回の議会で訪米予算案が認められなかったことは残念でありましたが、以上のような理由で年度内に訪米する必要があることから今議会に再提出いたしました。

広大な基地を抱える沖縄県としましては、米軍基地問題の解決促進のため、県民の声をアメリカ政府等に直接訴えてまいりたいと考えているところでございます。

次に、知事公約についての御質問の中で、公約実現に向けた取り組み状況についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、これまでの沖縄振興諸施策の成果を踏まえ、雇用の創出・拡大や企業誘致など産業の振興に全力を尽くしますとともに、医療・福祉の充実、社会資本の整備、農業や離島・過疎地域の振興、教育・文化の振興など、あらゆる面で施策を展開してまいりました。

これまでに沖縄県中小企業振興条例の制定、そして離島地域のブロードバンド環境の整備などについては完了いたしているところでございます。

また、沖縄県産業・雇用拡大県民運動——みんなでグッジョブ運動と称しておりますが——の展開、そしてＩＴ津梁パーク事業の推進、情報通信産業の集積など、雇用拡大と産業振興を図りますとともに、大学院大学設置推進、そして那覇空港拡張整備促進、国際物流拠点の形成に向けた那覇空港ターミナル地区の整備の促進など、各種基盤の整備促進を図っているところ

でございます。

さらに、保育所入所待機児童の解消対策、アジア国際音楽祭の開催に向けた取り組みなど、福祉や文化など多くの施策・事業についても鋭意取り組んでいるところであり、諸課題の解決に向け着実に前進していると考えております。

次に、知事公約に関する御質問の中で、普天間飛行場の３年をめどとする危険性の除去についての御趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を極力低減をし、３年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところでございます。

また、「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」が設置され、継続的に協議をしているところであり、今後、実務者同士の具体的かつ率直な意見交換や検討が行われる中で、３年めどの閉鎖状態が実現できるものと考えております。

さらに、訪米に際してはアメリカ政府に対しても危険性除去策について日米両政府で十分協議するよう求めてまいりたいと考えております。

次に、同じく公約に係る御質問の中で、全国並みの失業率改善の推進状況と今後の取り組みいかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、完全失業率の全国平均化に向けて地域産業の振興を図るとともに、沖縄ＩＴ津梁パークの整備や税制上の優遇措置等を活用いたしましたトップセールスなど、雇用効果の高い企業誘致に積極的に取り組んでいるところでございます。

また、観光・情報通信関連企業のミスマッチ対策フォーラムの開催やマッチング支援、看護師の復職支援のほか、キャリア教育の推進に向けたジョブシャドウイングの実施、県民意識を改善するための広報等に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、我が国の景気は、原材料価格高騰の影響や輸出の減少などから停滞感が強まっております。県内の各企業の経営環境は厳しい状況にあります。

このような状況の中で今後の政府における総合経済対策と連携を図り、さらなる事業の拡充等取り組みを加速をし、完全失業率の全国並み改善に向け全力で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

同じく知事公約に係る御質問の中で、観光客１００万人の誘致についてという御質問にお答えいたします。

平成19年度の入域観光客数は589万人で、「平成19年度ビジットおきなわ計画」の目標590万人をほぼ達成いたしております。

「平成20年度ビジットおきなわ計画」では目標を620万人と設定し、現在、外国人観光客の誘致促進、そしてMICEの誘致促進、ニューツーリズムの推進、リゾートウエディングの推進等を重点項目として取り組んでいるところでございます。

今後は、空港、港湾、道路などの観光の基盤となる主要インフラの整備を促進してまいりたいと考えております。

また、自然環境の保全に配慮をしながら魅力ある観光地づくりを推進するほか、新たなマーケットの開拓や東アジアを初めとする海外からの戦略的な誘客活動などにより、観光客年間1000万人の誘致を目指してまいりたいと考えております。

同じく知事公約に係る御質問の中で、「自由民主党無駄遣い撲滅プロジェクトチーム」が沖縄大学院大学構想をより効果的な資本投下になるよう見直しを求めていることに係る御質問にお答えいたします。

沖縄科学技術大学院大学の設置は、日本はもとより世界の科学技術の発展に寄与するとともに、沖縄の自立型経済の構築に貢献する国家的なプロジェクトであります。現在、平成24年度の開学に向けてキャンパスの整備が進められております。また、19人の代表研究者を含む約150人のスタッフにより、先行研究事業が実施されております。

私は、去る月曜日に沖縄科学技術研究基盤整備機構の視察を行い、着実に進展しているその準備状況から、今後の研究成果と設置効果について大いに期待をしているところでございます。

なお、自民党無駄遣い撲滅プロジェクトチームの指摘につきましては、去る11月27日の沖縄振興委員会において、大学院大学を初め、沖縄振興施策が問題点として挙げられていることに強い遺憾の意を表明したところでございます。

次に、中城湾港泡瀬干潟埋立事業に関する御質問の中で、議会の議決を経ない理由と法的根拠についての御質問にお答えいたします。

泡瀬干潟埋立に関する住民訴訟について、去る11月19日に「判決確定後一切の公金の支出をしてはならない」との判決がありました。

泡瀬地区埋立事業は、地元からの強い要請に基づき、国際交流リゾート拠点の形成を図るとともに、新たな雇用場を確保し、県土の均衡ある発展に資することを目的とした事業であり、同事業の重要性にかん

がみ控訴することといたしました。

本訴訟は、地方自治法第242条の2第1項の規定に基づき提起されている住民訴訟であり、当該訴訟の被告は、執行機関としての沖縄県知事であります。一方、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めることになる訴えの提起は、同項第12号に掲げる普通地方公共団体としての沖縄県がその当事者となる場合であります。

本訴訟の当事者は、執行機関である沖縄県知事であって、普通地方公共団体としての沖縄県ではないことから、地方自治法第96条第1項第12号の規定は適用されません。

したがいまして、本件事件の判決を不服として、執行機関であります沖縄県知事が控訴を提起することは、地方自治法に規定する議会の議決を要する事件に該当しないと判断したものでございます。

次に、普天間飛行場移設問題に係る御質問の中で、米国大統領がかわることにより普天間飛行場移設の影響いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

米国大統領がかわることによる普天間飛行場移設問題への影響につきましては、現時点では明らかではありませんが、今後とも情報の収集をしながら状況を見きわめてまいりたいと考えているところでございます。

同じく普天間飛行場に係る御質問で、環境アセスメントの現況いかんという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価は、防衛省より平成19年8月7日に方法書が提出されました。審査会におきまして方法書の内容が十分でないとの意見が出たことから、平成19年12月21日及び平成20年1月21日の知事意見で、方法書の事業内容や環境影響評価の手法等について書き直しするよう述べたところであります。

このため、方法書の追加・修正が行われ、本年3月14日に方法書手続が終了したところでございます。

県は、アセス法及び条例に基づき適切に対応してきており、現在、事業者においては、調査に必要な県の許可等の手続を経た上でアセス調査を実施しているところであります。

今後、事業者においてアセス調査を取りまとめの上、当該調査をもとに事業の実施による環境影響の予測・評価が行われ、準備書が提出されるものと理解いたしております。

次に、教育・文化の御質問の中で、教育環境の構築等に係る御質問にお答えいたします。

「教育は百年の大計」と言われており、21世紀の沖縄が持続的に発展していくためには、将来を担う人材の育成が不可欠であると考えております。

このようなことから、県といたしましても創造性そして国際性に富む人材の教育を目指して、教育環境の整備等に取り組んでいるところでございます。

なお、平成20年度一般会計当初予算における教育委員会関係予算の割合は、25.2%を占めているところであります。

厳しい財政状況ではありますが、今後とも教育予算の充実に努めてまいりたいと考えております。

県内産業の育成に係る御質問の中で、WTO農業交渉に関する県の対応いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

WTO農業交渉において、砂糖などが重要品目に指定されず関税が撤廃された場合、沖縄県の農業が壊滅的な打撃を受けることが懸念されております。

このため、沖縄県といたしましては、12月中旬に開催が予定されております閣僚会合において、我が国の基本方針を堅持するよう、農業団体とともに国に対し、12月3日に緊急要請を行ったところでございます。

今後とも、WTO農業交渉の動向や国の対応を踏まえつつ、関係機関と連携をし、適切に対応してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 知事訪米関連で、要請項目の修正についての御質問にお答えします。

今回の訪米では、米軍基地から派生する諸問題の解決促進、米軍基地の整理縮小の実現及び日米地位協定の抜本的な見直しを要請したいと考えております。

要請項目については、「米軍再編の確実な実施」という文言について9月議会において疑問が示されたことから、要請内容をはっきりさせわかりやすくするため、「米軍基地の整理縮小の実現」に文言を改めたいと考えております。

次に、具体的な要請計画についてお答えします。

現在、オバマ次期政権の陣容などについて情報収集を行いながら、要請先及び日程の調整を行っているところであります。

具体的には、国務省、国防総省等の米国政府関係者や連邦議会関係者への要請のほか、シンクタンク関係者、外交・防衛の専門家等との面談や意見交換等を予

定しています。

特に今回は、オバマ次期政権の政策形成に影響力を持つ米側の関係者等に対し、沖縄県の米軍基地問題を直接訴え、実情を理解してもらうとともに、次期政権の対日防衛・外交政策に関する考え方等について意見交換や情報収集を行うことは、基地問題の解決促進にとって重要なことだと考えております。

次に、在沖海兵隊のグアム移転に対する政府の対応についてお答えします。

防衛省の増田事務次官は、去る11月10日の記者会見において、米国政府から2014年の移転目標を変更するというような説明を受けたことはなく、防衛省としては、日米間の正式な合意であるロードマップに従って在沖海兵隊のグアム移転を着実に進めて、沖縄の負担軽減を実現したいと考えていると発言しております。

次に、建設位置の協議状況と今後の見通しについてお答えします。

普天間飛行場代替施設の建設計画等に関するワーキングチームは、8月5日に第1回、10月15日に第2回会合を開催し、環境影響評価の取り組み状況などについて、報告、協議が行われました。

今後、協議会やワーキングチームにおいて率直な意見交換を重ねることにより、普天間飛行場移設問題の解決促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、グアム移転計画の具体化の時期についてお答えします。

防衛省は、在沖海兵隊のグアム移転を促進するため、グアム移転準備室の設置など体制の整備を進めているところであります。

「再編実施のための日米のロードマップ」では、海兵隊司令部及び約8000人の将校・兵員等が、2014年までに沖縄からグアムに移転することなどが示されておりますが、具体的な時期については、まだ政府から明らかにされておりません。

県としては、在沖海兵隊のグアム移転は、沖縄県の過重な基地負担を軽減するため、確実に実施される必要があると考えており、引き続き計画どおり進めてもらいたいと考えております。

次に、跡地利用に関する検討会についてお答えします。

内閣府においては、今年度より「今後の跡地利用施策展開方策検討調査」を実施しており、その中で検討会を設置しております。

同検討会の検討内容としては、沖縄県の中南部都市圏に広大な返還跡地が発生する場合の経済社会的影響、派生する問題、跡地利用施策を効果的に実施して

いくための国、県、地元市町村、民間等関係者間の役割分担、民間活力のあり方を検討することとなっております。

検討会には、県や市町村からも委員として参加しており、調査において実施予定の県や市町村へのヒアリングの結果も踏まえ、市町村が策定する跡地利用計画との整合性も図りながら、一層効果的な跡地利用施策を展開するための検討が進められるものと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） それでは中城湾港泡瀬干潟埋立事業についての中、公有水面埋立法に係る判決についてお答えいたします。

泡瀬干潟埋立公金支出差しとめ等請求事件については、去る11月19日に判決の言い渡しがありました。当該判決の判決骨子において、「本件埋立免許及び承認が公有水面埋立法第4条1項1号ないし3号に違反するものということとはできない」となっております。

次に、環境アセスに係る判決についてお答えをいたします。

環境影響評価については、判決要旨において、「本件環境影響評価でとられた調査方法は、一般的に用いられている手法又は調査目的に照らして合理性の認められる手法であったり、一定の根拠を示した予測がされているものであることなどからすると、不十分な部分が散見されるものの、本件環境影響評価が環境影響評価法や省令に違反する違法なものであるとまでいうことはできない」となっております。

続きまして、経済的合理性についてお答えいたします。

本件事件の判決骨子では、「現時点においては、沖縄市が行う本件開発事業は経済的合理性を欠く」となっております。

しかしながら、沖縄市においては、今年度から今後の社会経済状況を見据えた土地利用計画の見直し作業を進めているところであります。

県としましては、見直し作業はより経済的合理性を高めるために行うものであり、現時点で沖縄市の土地利用計画の見直しがなされていないことをもって、経済的合理性を欠くとは言えないと考えております。

控訴審において、土地利用計画の見直しや経済的合理性に係る説明を丁寧に行うことにより、司法の理解を求めていきたいと考えております。

次に、土木・建設業支援対策についての中、沖縄

総合事務局、沖縄防衛局の入札参加の具体的緩和についてお答えいたします。

沖縄総合事務局ではこれまで7億9000万円以上の工事について、一般競争入札における参加資格要件の経営事項評価点を1100点以上としていたものを1000点以上に緩和して試行しているところであります。

次に、沖縄防衛局においても、7億9000万円以上の工事について、一般競争入札における参加資格要件の経営事項評価点を1200点以上から1000点以上に緩和しているところであります。

また、3億円から4億円の土木・建築一式工事における入札参加資格要件については、990点以上を900点以上へ、さらに、5000万円から2億円の電気、管工事についても870点以上から800点以上へと緩和しているところであります。

このように、沖縄総合事務局及び沖縄防衛局の発注工事において、地元企業の入札参加の機会が拡大されております。

続きまして、米軍発注工事要請の課題・問題点についてお答えします。

米軍発注工事入札へ県内企業が参加するに当たっては、入札参加申請書類等すべてが英文であることから、翻訳や通訳の必要があることに加え、10万ドル以上の請負契約額については、100%の履行ボンドが義務づけられていること等の課題があると聞いております。

続きまして、建築確認円滑化対策の成果と住宅着工戸数の見通しについてお答えします。

昨年6月の改正建築基準法の施行後、建築確認件数が減少するなど厳しい状況が生じました。

その主な原因としましては、構造審査の厳格化に対応できる構造技術者の不足、規則に基づく厳格な審査の実施、構造計算プログラムソフトの大臣認定のおくれなどが挙げられます。

県は、改正建築基準法の影響を最小限にとどめるため、国や建築関係団体と連携して事前審査の延長、図書省略認定の普及、県外構造技術者紹介事業、技術者育成や構造計算を行う沖縄県建築設計サポートセンターの設立など対策を講じてきたところであります。

去る5月14日に知事が国土交通大臣に面談し、沖縄の窮状を訴え、建築確認円滑化対策への支援を要請しました。

最近の建築状況は、建築確認件数で見ると平成19年度は月平均の例年比で70%でありましたが、今年度は10月までの月平均で例年の80%となっています。

また、新設住宅着工戸数で見ると、平成19年度は月

平均で例年比の71%でありましたが、今年度は10月までの月平均で例年の92%と回復傾向にあります。

しかしながら、今後の見通しについては、最近の経済状況等を考慮すると、さらに住宅着工が伸びるかどうかは予断を許さない状況にあると考えています。

県としましては、今後とも早期に例年の水準になるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、地方分権改革の推進についての中、直轄国道の移管に関する県の考え方についてお答えします。

政府の地方分権改革推進要綱によりますと、直轄国道は全国的なネットワークの形成を図り、都道府県が地域内交通を分担することを基本として、直轄国道の一部を都道府県に移管することとしております。

しかしながら、沖縄県の直轄国道は本土における鉄道網と同等な役割を果たしており、今後とも整備途上にある那覇空港自動車道や沖縄西海岸道路などの整備を加速し、国道網の充実強化を図ることが重要と考えております。

さらに、本県が島嶼県で今後の大規模な基地返還跡地の開発など他県と異なる状況にあることを踏まえ、沖縄総合事務局と県との役割分担による道路整備はまだ必要と考えております。

このようなことから、移管路線の選定や時期等について慎重に国との協議を進めていく考えであります。

続きまして、移管対象の路線についてお答えします。

沖縄県における直轄国道は、国道58号、329号、330号、331号、332号、506号の6路線、約310キロメートルであります。

今回、国土交通省より提示された移管対象の路線・区間は、8カ所のバイパス整備区間に対応する現道の区間と国道331号の全線で合計92キロメートルとなっております。

移管対象の路線に関する県の基本的な考え方としては、まず、バイパスの現道区間については、従前より各バイパスの整備完了後に現道区間の県移管を進めていることを踏まえ、今回提示された8カ所のバイパス区間についても協議の対象と考えております。

路線全線を移管対象として提示された国道331号については、南部半島域の外周道路としての役割を担っていますが、交通量が比較的に少ないことから、南部圏の縦軸幹線である沖縄西海岸道路、国道507号、南部東道路の3路線の整備完了後の将来においては、県移管はやむを得ないものと考えております。

県としましては、現行の国と県の役割分担による道

路整備・管理の効率性等が後退することがないように、移管後の整備費・管理費等の財源措置や移管時期等について、引き続き沖縄総合事務局と慎重に協議を重ねることとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 普天間飛行場移設問題との関連で、ジュゴン保護勧告がアセスに与える影響についてお答えいたします。

国際自然保護連合総会において採決されたジュゴン保護勧告は、日本政府及び米国政府に対する要請であると承知しており、今後、国がジュゴン保護に関する具体的な対応策を検討するものと理解しております。

普天間飛行場代替施設建設事業によるジュゴンへの影響については、今後の環境アセスメント手続の中で明らかにされ、その保護策等に係る措置が講じられていくものと考えております。

県としましては、今後の環境影響評価手続において慎重に審査し、意見を述べていく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育・文化の振興についての御質問で、トップアスリートの輩出等についてお答えいたします。

県出身のアスリートが全国及び世界の舞台で活躍することは、県民に夢と希望と誇りを与えるものであり、極めて意義深いものであると考えております。

トップアスリートの育成につきましては、児童期からの一貫した指導システムの構築が重要になってまいります。

県教育委員会では、「競技力向上対策基本方針」のもと、沖縄県体育協会及び各競技団体と連携し、小学生スポーツ教室などの「ジュニア強化対策事業」及び小・中・高・一般を対象とした「一貫指導システムの整備」等を実施しているところであります。

今後ともトップアスリートの育成に積極的に取り組んでまいります。

次に、平成22年度全国高校総体の準備状況等についてお答えいたします。

全国高校総体の競技会場となる施設につきましては、既存施設を有効活用することを基本に、県有施設は県が、市町村施設は市町村が整備することになっております。

県においては、大会の競技会場となる奥武山水泳

プールの改築や県総合運動公園の陸上競技場、補助競技場及び自転車競技場等の改修を行っているところがあります。

市町村においては、一部の施設について改修等を行うことになっておりますが、ほとんどの市町村において既存施設を活用して対応することとなっております。

準備状況としましては、大会期間や競技開催市町村を既に決定しており、各競技の開催期間につきましては、今年度じゅうに市町村実行委員会を設立の上決定いたします。また、大会運営を支える「高校生一人一役活動生徒実行委員会」も年内には設立する予定にしております。

県教育委員会としましては、今後とも関係機関、市町村と連携を図り、大会開催に万全を期してまいります。

次に、本県伝統文化の鑑賞機会の提供や継承教育についてお答えいたします。

児童生徒が本県の伝統文化を鑑賞し、地域の歴史や伝統文化などについて学ぶことは、伝統文化の継承や地域への愛着心、豊かな感性と情操をはぐくむ上で重要なことだと考えております。

県教育委員会では、伝統芸能への理解と関心を深めさせる目的で、平成11年より「児童生徒の組踊鑑賞会」を学校や国立劇場などで実施し、これまで小・中・高合わせて148校、約4万8000人が参加しております。

各学校におきましては、琉舞、三線演奏会などの鑑賞機会を設けるとともに、地域人材を活用して、ハーリーのかいづくり、エイサーや空手、三線などの体験活動が行われております。また、中学校及び高等学校文化連盟の取り組みの中で、郷土芸能クラブなどによる発表会も行われております。

県教育委員会としましては、児童生徒が郷土の伝統文化に誇りを持てるように、今後とも鑑賞の機会を設け、継承教育に取り組んでいきたいと考えております。

次に、世界少年野球大会の開催誘致についてお答えいたします。

世界少年野球大会は毎年開催され、約18カ国から180名程度が参加し、交流試合や野球教室、交流事業等が実施されていると伺っております。

本県での開催につきましては、開催時期、運営主体、運営費の確保等、解決すべき事項があることから、関係団体、関係部局等と調整の上、対応を検討していきたいと考えております。

次に、30人学級の現状と解決すべき課題等についてお答えいたします。

30人学級につきましては、きめ細かな指導により、児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図ること等から、義務教育のスタートに当たる小学校1年生で実施しております。

実施に当たっては、加配定数の範囲内で下限25人とし、施設条件面の対応が可能な学校を対象としております。

今年度は、小学校1年生において約73%の学級が30人以下の学級となっております。

30人学級実施に当たっての課題につきましては、定数の確保、市町村教育委員会における教室の確保などがあります。

次に、30人学級の導入拡大についてお答えいたします。

今後の計画につきましては、30人学級制度設計検討委員会において、定数の確保並びに市町村教育委員会との連携による学校施設の条件整備等について検討しているところであります。

次に、高校生の薬物に関する実態調査の結果等についてお答えいたします。

去る10月1日に高校生が大麻所持により逮捕された事件を受け、県立高等学校全生徒を対象に大麻等薬物に関するアンケート調査を実施いたしました。

その結果によりますと、大麻などの薬物に関する印象については、心や体に害があるとの回答が61.2%である一方、格好いいや気持ちよくなれるなどの回答が14.2%ありました。また、薬物の使用について誘われた経験があるとの回答が4.5%、1821名、薬物を使っている人を見かけたとの回答が1.8%、707名ありました。

これらの結果から、高校生の大麻など薬物に対する理解が不十分であることや、薬物が高校生の中にも間違いなく忍び寄っていることに大変衝撃を受けており、この憂慮すべき非常事態に県民全体が危機感を持って、薬物乱用防止に向け取り組む必要があると考えております。

県教育委員会としましては、庁内に設置した「大麻問題に関するワーキングチーム」でアンケート結果の詳細な分析を行い、具体的な方策の検討を進めているところであります。

各学校においては、関係機関との連携を強化し、薬物乱用防止教育のさらなる充実を図ってまいります。

次に、秋田県教育委員会との人事交流についてお答

えいたします。

全国学力・学習状況調査の結果、昨年に引き続き秋田県が全国上位となりました。

秋田県の好成績の理由として、きめ細かな授業や教諭が相互の授業研究に取り組み、指導力を高めていることが効果を発揮したと分析されております。

このような秋田県の教育を本県の学校教育の参考にしたい旨を秋田県教育委員会の教育長へ打診したところ、お互いに学ぶことが多いということで意見が一致し、平成20年11月18日に「教員の相互派遣に関する覚書」の調印をしまいいりました。

秋田県教育委員会との人事交流の効果として、教員を相互に派遣することでそれぞれの県・学校の課題や新しい教育システム及び指導方法のあり方等を学ぶことができ、教員としての資質の向上が図られ、今後の本県の学力向上対策に生かすことができるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 地方分権改革の推進に向けて、県としてどう対処するかの御質問にお答えいたします。

政府は、平成19年4月に地方分権改革推進委員会を設置し、国と地方の役割分担や国の関与のあり方等について調査・審議をさせております。

同委員会では、ことし5月に、直轄国道を初め各分野での事務・権限移譲を主な内容とした「第1次勧告」を出しており、今月には、国出先機関や義務づけ・枠づけの見直し等に関し「第2次勧告」を、平成21年度には、地方への財政措置のあり方等に関し「第3次勧告」を予定しております。これらの勧告を踏まえ、政府は、地方分権一括法の平成22年度制定を目指しております。

県としましては、地方分権改革を県の自立的発展に生かしていくことが重要であり、本県の自立的発展につながる事務・権限の移譲については、国と地方の適切な役割分担、必要な人材や財源の確保を条件として受けるものと考えております。他方、沖縄振興に係る国の責務は、地方分権にかかわりなく果たされるべきものと認識しております。

こうした点を踏まえ、地方分権改革推進委員会の審議及び政府の動向を注視しつつ、適切に対処してまいります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは県内産業の育成についての御質問で、さとうきび経営安定対策の要件緩和などにつきましては、関連しますので一括してお答えいたします。

平成19年産さとうきびから新たな経営安定対策が実施されております。

経営安定対策の支援対象は、認定農業者を初め、基幹作業を委託する者、共同利用組織に参加する者に加え、平成21年産までの特例として、生産組織に参加する小規模農家などとなっております。

県としては、生産組織を通して市町村、JA等の関係機関と連携し、すべての生産農家が支援対象となるよう、条件整備に努めているところであります。

具体的には、認定農業者や生産法人等への育成、ハーベスターや株出し管理による作業受託組織の育成、モデル集落の設定と各地区での意見交換会の開催などを行っております。

また、国に対しては、さとうきび農家が安心して生産に取り組めるよう、対象要件の緩和・見直しについて要請しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 県内産業の育成に関する御質問の中で、オークスの事業譲渡についてお答えします。

民事再生中の株式会社オークスは、京都府に本社を置く株式会社TCカードへ事業を譲渡する契約を締結し、今後は債権者への説明会等の諸手続を経て事業が譲渡されることになると聞いております。

県としましては、地域雇用や経済活性化の観点などから、株式会社オークスの企業再生については引き続き注視しているところであり、諸手続が順調に進みスムーズに事業が承継されることを期待しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 少子・高齢化対策についての国の少子化対策についてお答えいたします。

国においては、平成16年6月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」に基づき、同大綱の具体的実施計画である「子ども・子育て応援プラン」において、地域の子育て支援の拠点づくり、育児休業制度の定着などの施策を推進しているところであります。また、平

成18年6月には「新しい少子化対策」が決定され、児童手当制度における乳幼児加算の創設、待機児童ゼロ作戦のさらなる推進などが実施されております。さらに、平成19年12月には「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が策定され、仕事と家庭の調和の実現と子育てを支える社会的基盤の整備を車の両輪とした施策が進められており、多様な働き方に対応した保育サービスの充実などが取り組まれております。

続きまして、国における少子化対策の一環として「保育ママ」制度を充実するなどの計画についてお答えいたします。

国においては、希望するすべての人が安心して子供を預けて働くことができる社会を目指して、保育施策を質・量ともに充実強化するため、「新待機児童ゼロ作戦」を展開していくとの発表が平成20年2月にありました。

具体的には、保育所の整備促進に加え、保育ママや認定こども園、幼稚園の預かり保育、事業所内保育施設の充実を図るとされております。このうち、保育所の整備促進に係る補助事業については、平成20年度第1次補正予算で措置した旨の国からの通知があり、今後、説明会等において詳細を周知するとのことであります。

県としましては、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、フランスの子育て支援対策で参考とすべきことについてお答えいたします。

フランスでは、1990年代前半に1.66まで低下した合計特殊出生率が2006年には2.0に回復しております。

国の少子化社会白書によりますと、フランスでは家族手当や税制などの経済的支援が欧米主要国の中で最も手厚いことに加え、保育サービスの充実、出産・子育てと就労に関して幅広い選択ができるような両立支援の環境整備が進められております。

これらフランスの子育て支援対策については、認定保育園ママなど在宅保育サービスの充実、労働時間の短縮、パートタイム労働者とフルタイム労働者の処遇の均衡化、賃金補助と組み合わせた柔軟な育児休業制度など、我が国においても参考となるものが多いと思われます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 辻野ヒロ子さん。

〔辻野ヒロ子さん登壇〕

○辻野 ヒロ子さん こんにちは。

2006年12月に仲井眞知事が就任なさってはや3年目を迎えました。

来る日曜日にN A H Aマラソンが行われますが、そのマラソンに例えますと、仲井眞知事は力強いスタートで県民の負託を受けて精いっぱい走り続けてこられました。そして今ちょうど中間地点に差しかったところでございます。どうぞたまにはナカユクイをしていただき、そして給水やスペシャルドリンクの補給をしていただいてさらにリフレッシュ、そしてパワーアップしてゴールを目指してまた頑張っていたきたいと思います。くれぐれも健康には気をつけていただきたいと思います。

さて、私たち与党議員も大変厳しい状況で県政の運営に当たっておりますが、理解ある議員の皆さんですのでぜひサポートしていただきながら、県政の抱える課題をまたこれからも当局と一緒に頑張っていただければと思います。

それでは、所感を述べながら代表質問を行います。

1、県財政の現状と課題について。

近年、我が国においては少子・高齢化が急速に進行していることに伴い、若者を中心とする就労人口の減少傾向が見られ、これによる経済活力の低下が懸念されております。その傾向は都市部に比べ地方においてより顕著であり、地方の衰退という形で表面化してきております。

加えて、昨今、国際的な原油の高騰による国民生活に欠かせない日常生活品など諸物価の値上がりは、生活格差のある地方に多くの影響を与えております。地方は財政力が危機的状況にあり、いかに国頼みであるかは道路特定財源などの暫定税率が廃止された際の地方の混乱がその実態を如実に示しました。

今や東京都を中心とする都市と地方との格差は拡大する一方で、地方独自の大胆な改革が求められているのであります。このような状況は本県においても同様であり、しかも本土から遠隔地にある離島県であり、全国の米軍専用施設の75%が集中しているという特殊事情も相まって、本県はより厳しい状況にあります。

しかも、本県は地方交付税等国の財政支援に大きく依存した財政構造となっており、このことは必然的に乏しい自主財源という結果となつてあらわれ、さらにその解消を国の振興策に求めざるを得ないのが本県の置かれた現状であります。

このため、県においては、県財政の健全化を図るため行財政改革を積極的に推進し、行政のスリム化、民間活力の活用を促進するなど取り組みを強化しております。本県には国による振興策が実施されておりますが、復帰36年が経過しており、いつまでも国頼みの県経済を続けるわけにはいかないと思います。このた

め、県財政の健全化は本県経済の方向を決定するものであり、さらに市町村財政改革にもつながるものであります。

そこで伺います。

(1)、県及び市町村財政の健全化について。

ア、財政健全化法がスタートしたが、一方で地方自治体を取り巻く環境は厳しさを増しています。財政健全化を図るための行財政改革はどこに主眼を置いて進められているのか伺います。

イ、早期健全化団体に該当したとされる県内離島3村について、その要因と今後の健全化の見通しについて伺います。

ウ、自治体の財政状況をはかる指標と数値基準について、財政力に格差がある市町村に対し何らかの配慮はなされているのか伺います。

エ、財政の健全化を図るため、県税収入の安定確保と効果的な歳出削減の具体策について伺います。

オ、県経済を牽引する観光の活性化などを目的とした県独自の税源としての観光税導入について、県の検討状況を伺います。

(2)、行財政改革の推進について。

ア、地方分権に伴い県から市町村への権限移譲について、現在の状況と今後の計画について伺います。

イ、厳しい状況にある市町村財政の現状の中で、職員の定数見直しなど今後の見通しについて伺います。

ウ、沖縄県行財政改革プランの県有財産の有効活用について、未利用財産の一元的有効管理状況と売り払いを要する財産の処分状況を伺います。

2、観光振興について。

(1)、本県観光の現状について。

政府においては、我が国を観光立国として推進するため、去る10月1日、観光庁を発足させました。従来、我が国から海外に観光を目的として出国する旅行者は年々増加の傾向にありますが、逆に我が国に観光で訪れる外国人は少ないのが現状であります。

観光庁の設置により、国内観光産業の国際競争力の強化と外国人観光客の来訪の促進、主体的に観光地づくりを行っている地域を政府が強力に支援していく体制が整いました。観光客1000万人誘致を掲げる本県にとって、アジア地域を中心とした外国人誘客や那覇空港拡張整備など、県政の重要課題の解決を図る上で総合調整役として期待するものであります。

また、団体旅行が主力である本県の観光も、少子・高齢化が急速に進行している状況において、遠からず観光戦略の転換に迫られると言われており、国内外の富裕層や裕福な高齢者等をいかに呼び込むかが課題と

なるものと考えます。そのためにも圧倒的組織力を持つ政府機関との連携や協力体制を構築し、国際的な観光・リゾート地としての本県の魅力の売り込みが必要であります。

そこで伺います。

ア、本県観光の夏と冬の閑散期の差は減少傾向にあると言われるが、現在の乖離幅の状況と閑散期対策について伺います。

イ、観光庁が発足し、観光地づくりを主体的に担う地域を強力に支援するという。本県観光の振興を図る上でどのような効果が期待できるのか伺います。

ウ、2012年にプロゴルフ日本オープン選手権の沖縄開催が決定したが、今後の課題と本県への経済効果をどのように試算しているのか伺います。

エ、原油高騰に伴う航空運賃の値上がり等で旅行費用の問題もあり、本県への修学旅行の減少が懸念されているが、県はどのような対策を講じているのか伺います。

(2)、観光収入と観光消費額について。

好調に推移する本県観光は、入域観光客数の着実な伸びとそれに伴う観光収入の飛躍的増加をもたらしております。現在の状況が続けば、県の目標とする観光客1000万人も遠からず達成されるものと思われます。

観光が本県産業の柱であり県経済の動向を左右するまでに発展したことから、自立型経済の構築を図る上でさらなる観光の振興が不可欠であります。しかし、本県観光の現状を見ると、単に観光が好調というだけで手放しでは喜べない実態も浮き彫りになっております。それは、観光客1人当たりの県内消費額の問題であります。

県の分析によりますと、観光収入が大幅に伸びた反面、県内消費額は逆に昨年に比べ1.1%減の7万2025円にとどまったとしております。観光客は年々増加し、観光収入も昨年に比べ3%の伸びを示したにもかかわらず観光消費額は減少していることは大問題であります。落ち込みの要因は、消費額の大きな割合を占める宿泊費が前年比で2.8%も減少したことが大きいとしておりますが、これも裏を返せばホテル間の価格競争を示しており不安要因であります。

また、沖縄総合事務局の調査によれば、県内41市町村のうち現在の観光客数の割に地元に落とされる消費金額の割合が低いとしているのが75%を占めており、県内消費額の実態を裏づけた形となっております。1000万人観光客誘致の目標は、数だけでなく経済を活性化させる消費額の増加も期待できる客層の開拓も含まれているはずであります。

観光で1人当たりの消費額が最も大きいと言われるのは、会議や企業の報奨旅行、学会、展示会などの参加観光客と言われており、これは一般の旅行に比べ消費額も2.3倍あると言われております。しかしながら、これらの会議等が県内で開催される数は、本県への観光客総数のわずか2.6%にすぎないということであります。県内においてはいま一度、県内消費額の問題を徹底的に分析し効果的施策を打ち出してもらいたいと願うものであります。

そこで伺います。

ア、観光消費額向上の観点から、中国等アジア諸国の富裕層を対象とした誘客対策と誘客を図る上での課題について伺います。

イ、少子・高齢化の急速な進行や原油高騰による近場旅行への切りかえなど、修学旅行など団体旅行の減少が危惧されている中で、観光収入及び観光消費額のさらなる向上を図るための県の基本戦略を伺います。

ウ、県のカジノ・エンターテインメント検討委員会の調査検討の状況は、現在どの段階にあるのか伺います。

エ、カジノ導入のための法律の制定に本県の調査研究の成果を反映させたいとしているが、県の調査研究の基本方針と想定される課題・問題点は何か伺います。

3、離島振興について。

本県は、離島県で多くの離島を抱えていることから、他県に比べ地理的不利性もあり、医療・福祉や生活環境の整備など住民生活に直結する分野がおくれている現状にあります。

県においても、離島振興を県政の重要課題に位置づけさまざまな施策を展開しておりますが、39もの有人島を抱えていることから、活性化策を効果的に継続するのは難しいというのが実態であります。

しかしながら、年間を通しての温暖な気候や本県特有の歴史・文化、自然環境は大きな魅力であり、その有利性をいかに活用するかが重要であります。

これからの県の離島振興対策は、いかに地域の魅力を引き出せるか、いかに地域の考えや抱えている問題意識を共有できるかが重要になってくると思うのであります。

そこで伺います。

(1)、離島経済の活性化について。

ア、第3次沖縄県観光振興計画で離島観光の振興をどのように位置づけているのか伺います。

イ、産業振興計画において、平成23年度までの施策の推進方向が示されているが、離島における産業振興

の基本方向と課題・問題点等について伺います。

ウ、原油高騰の影響による離島航路の値上げで住民生活にも影響が出ているが、現在の状況と県の対策について伺います。

エ、南北大東村への光ケーブル敷設について、現在の進捗状況と民間事業者の対応を伺います。

(2)、宮古・八重山支庁改編について。

昨年、県は、ことし4月1日からの支庁組織の改編に向けて準備を進めていたが、地元の市町村長を初め関係団体から支庁存続等の要請が寄せられたことから、地元の理解が十分に得られていないとして条例の提案を見送った経緯があります。

現在の財政の状況からすれば、行財政改革を推進することは不可欠であると考えますが、地元の声として、行政サービスの低下への不安や災害時における危機管理体制など、離島振興が後退することがないようにとの懸念事項が示されており、その懸念を払拭する観点から次の質問を行います。

ア、地元からの懸念事項を検討しその対応策を決めたということであるが、具体的にどのような対応をするのか伺います。

イ、八重山での地元説明会では、公共工事の地元企業への優先発注と分離発注を求める意見があったが、どのように対応するのか伺います。

ウ、支庁組織改編の背景として地方分権の流れや行政改革の必要性を強調しているが、具体的にはどういうことか伺います。

エ、行政改革によってどの程度の財政効果があるのか伺います。

オ、支庁改編によっても離島振興は県政の重要課題だと説明しているが、新たな沖縄振興計画・制度の中で離島振興はどのように考えているのか伺います。

4、地域医療体制の現状と課題について。

(1)、県立病院の医師等確保について。

我が国は、全国的に見ると医師そのものは総体として毎年増加しているようですが、産婦人科や小児科医師のなり手が激減し、結果として産婦人科・小児科医師不足に陥っているのが実情のようであります。

その背景には、深夜の出産の緊急呼び出しが多い、拘束時間が長く、肉体的・精神的な負担が大きい、医療紛争がふえたことなどがあると言われております。

さらに、少子化の進展や新臨床研修制度の実施により学生が自由に研修先を選べるようになったことから、大学の産婦人科医局へ残る方が少なくなったことも原因となっているようです。

このような影響はもろに本県に出ております。離島県である本県は、県立病院に大きく依存しており、県立病院で医師不足が起きますと地域の民間医療機関での対応ができない患者などは行き場を失い、場合によっては人命の問題にまで発展しかねません。それほど本県においては県立病院の果たす役割は大きいのですが、他方、地域住民に身近な存在であり一義的に責任を負う市町村の役割が見えなくなっていることを指摘する声もあります。

平成19年度医師国家試験合格者に占める女性の割合は33.4%に達し、全国的にも女性医師がふえているようであります。本県においても、県立病院における女性医師の占める割合がふえており、今後女性医師をいかに確保していくか、結婚や出産で家庭に入った女性医師復帰や活用などが重要になってくるものと思われます。

そこで伺います。

ア、産婦人科・小児科医師の確保に向け、次年度の採用計画と今後5年間の目標について伺います。

イ、県立病院における女性医師の割合と、特に産婦人科・小児科医師の割合を伺います。また、お産等により退職した女性医師の復職の状況とこれら女性医師の休業・復職支援体制について伺います。

ウ、来春医師になる医学生の臨床研修先について、都道府県別充足率で本県は全国第2位であります。これらの研修生を本県にいかにか引きとめるか、県の考えを伺います。

エ、県が進めている県立病院の医師手当の全廃を含めた見直しについて、県の医師確保基本方針と矛盾するのではないかと。また、離島医療に深刻な影響を与えることにならないのか伺います。

オ、県立病院の看護師採用年次計画を伺います。また、看護師不足解消に向けた取り組みと今後の見通しについて伺います。

(2)、地域医療制度のあり方について。

2007年度の県立病院の決算見込みについて、県内6県立病院の単年度赤字は12億6000万円余となっており、これは過去最高であった前年度より減少はしているが、赤字体質は変わらず、累積赤字も216億円に達しております。

本県の医療体制は県立病院に依存する割合が格段に大きく、県立病院の運営のいかんによって県民医療に与える影響も他県の比ではないのであります。しかしながら、地域における県立病院の果たす役割が大きいとしても、経営が厳しい状況に陥れば県財政の負担増につながります。そのことが県立病院の民間移管論

議に発展するのであります。

現に、都道府県と政令指定都市が直接経営する229の公立病院のうち3割に当たる68病院で、経営改善に向けた自律的な運営が可能となる地方独立行政法人や民間委託など、直営方式からの転換について計画・検討しているとの共同通信社のアンケート調査もあります。

本県地域医療体制を充実させるためには、県だけでなく地域市町村、地域住民等が一体となり、共通認識を持ってみずからの問題として取り組むことが必要であると考えます。

そこで伺います。

ア、県立病院の独立行政法人化や指定管理者制度の導入を含めた県立病院のあり方について、県の基本姿勢と検討状況について伺います。

イ、患者の受け入れ拒否が問題となっているが、本県において同様な事例はないのか伺います。

ウ、特に、妊婦の受け入れは万全を期す必要があるが、本県の受け入れ体制について伺います。

エ、県立南部医療センターの混合病棟について、休止している一般病棟を精神疾患と身体疾患を合併する患者を受け入れる専門病床（合併症病床）に再整備するよう要請があるが、県の考えを伺います。

(3)、ドクターヘリ導入について。

ア、県は、12月1日から運航を開始したドクターヘリで、本島全域及び本島周辺離島をカバーする計画ですが、1機では無理があり2機目の導入を検討すべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

イ、2機目のドクターヘリ導入について、政府の基本的な考え方や本県への導入について政府と協議したことはあるのか伺います。

5、米軍基地問題について。

米軍への提供施設・区域となっている鳥島・久米島の両射爆撃場について、県は初めて政府に対し返還要請行動を開始しました。地元久米島町は、実弾射撃による鳥島の地形の変化や爆弾誤投下による事件・事故の発生、漁場の安定確保と漁業従事者の生命財産を守り、町民の安全、平穏な生活のため早期返還を求めています。

また、去る10月24日に名護市で起きた米軍軽飛行機の墜落事故についても、操縦士や乗員が公務外であるにもかかわらず事故機の押収を拒否し基地内に持ち帰るなど、米軍の裁量が優先され、一時県警の捜査に支障が出るなど、日米地位協定の問題点が浮き彫りとなっております。

去る10日には、米原子力潜水艦「プロビデンス」が

日本政府への事前通報をせずにうるま市のホワイト・ビーチに入港・停泊するという日米の取り決めの根幹にかかわる問題も起きております。米側は、米海軍内の連絡ミスが原因としておりますが、放射能漏れなど懸念される米原子力潜水艦の入港に対する地元の感情への配慮が欠けていると言わざるを得ないのであります。

このような状況を改善するには、やはり日米地位協定の抜本的な見直しが必要であります。

そこで伺います。

(1)、米軍訓練空域・水域の一部解除等について。

ア、地元久米島町及び漁業団体は、鳥島・久米島の射爆撃場及び本島東海域にある米軍ホテル・ホテル訓練区域の一部解除の早期返還を求めており、県も政府に返還を要請しています。政府の対応はどうか伺います。

イ、鳥島射爆撃場においてはほとんど毎日演習が行われているようだが、鳥島周辺海域はすぐれた漁場であることから、漁業期間中提供区域を最大限に利用できるよう現地段階で調整を行うことについて現状を伺います。

(2)、米軍基地騒音等問題について。

ア、米軍嘉手納基地における航空機エンジン調整に伴う騒音と排ガス悪臭被害について、米軍の対応状況を伺います。

イ、米軍軽飛行機墜落事故について、県警の捜査状況と今後の捜査見通しについて伺います。

ウ、米原子力潜水艦が事前通報なしにホワイト・ビーチに入港・停泊したが、日本政府と米側との取り決めはどうなっているのか。また、寄港のあり方等抜本的な見直しが必要ではないか伺います。

6、農林水産業の振興について。

(1)、農産物の安全対策について。

近年、食の安全性に関する報道が毎日のようにメディアをにぎわしており、国民の食に対する安心・安全の確保に関心が高まってまいりました。特に、中国産ギョーザや冷凍インゲンの禁止薬物使用事件が表面化し、中国産輸入食品に対する不安が高まりました。

国内においても、しにせ料亭の食材使い回し、有名菓子メーカーの賞味期限切れ改ざん、事故米の違法販売等が発覚するなど、食品の安全性を揺るがしております。本県においても例外でなく、県内大手流通スーパーの県内61店舗のほとんどで賞味期限切れ商品が見つっております。

我が国は食料自給率が低く、食料のほとんどを輸入に頼っている状況から、輸入食品の安全性に問題が

あっても直ちに国内産に切りかえることは難しいのが現状であります。

現に、中国などは製造コストが安価な上に広大な農地を有し農産物を安定的に確保・供給できる有利性があり、今では冷凍食品の輸入は中国が半分近くを占めているのが実態であります。しかしながら、中国産食品の安全性が危惧される現状において、危険な輸入食品から消費者をどのように守ればよいか、どうすれば食品の安全が守れるのかなど、行政の責任の範疇であります。国内はもちろん、輸入食品の安全性のチェック、水際での防止策をどう講じていくか、戦略の抜本的な見直しが求められていると考えます。

そこで伺います。

ア、産地偽装問題は県内でも相次いで発覚しており、おきなわブランドの信頼度に大きな影を落としています。実効性のある再発防止策について伺います。

イ、「沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例」に基づく食の安全確保対策と移入食品に対する対策はどのように行われるのか伺います。

ウ、中国産の輸入食品による被害が相次いでいるが、本県への輸入状況と水際での防止対策について伺います。

(2)、地産地消の推進について。

我が国は、食料自給率40%と先進国の中で最も低い状況にあり、世界最大の食料輸入大国でありながら、他方で実に輸入食品を含めた食料の3割が消費期限切れや食べ残しで廃棄しているという矛盾した食料消費を行っています。それは、当初から自給率が低かったわけではなく、市場開放により海外からの安価な食品の大量輸入にコスト面で国内農業が対応できず、輸入食品依存度を高めていったと言われております。市場開放は必然的に海外からの食料の大量輸入となりますが、このことは人件費等の高い国内農家の市場競争力を失うことを意味し、我が国農業の衰退につながります。

そのような状況で表面化したのが、禁止薬物を使用した中国産食品の安全性の問題であります。やはり海外という遠距離の地からの輸入は、食品の移動距離が伸び、鮮度維持や防腐剤等添加物の使用量がふえることを考えれば、国内生産が最も食の安全に適していると言えるのであります。

その意味で、地域で生産し地域で消費する地産地消は、食の安全性を確保し食の自給率の向上にもつながるものと考えます。

そこで伺います。

ア、県内農家は復帰後から減少を続けているが、そ

の推移と営農放棄などによる耕作放棄地の状況を伺います。

イ、本県で地産地消が定着している県産牛乳について、生乳の販売が大幅に減少している原因と対策を伺います。

ウ、地産地消を定着させるため、地場産物を外食店やホテル、学校給食への使用拡大を図る必要があるが、県の対応を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの辻野ヒロ子さんの質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後1時に回したいと思います。

休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の辻野ヒロ子さんの質問に対する答弁をお願いします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 辻野議員の御質問に答弁させていただきます。

第1に、県政の現状と課題という中で、財政健全化に向けた行財政改革の取り組みについての御質問にお答えいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について、本県においては、すべて早期健全化が必要とされる基準を下回っており、監査委員からも良好との意見があったところでございます。しかしながら、沖縄県財政は県税や地方交付税など歳入の大幅な増が期待できない反面、歳出におきましては、団塊世代の大量退職に伴う退職金の高どまりや社会保障関係費の増加が見込まれるなど今後とも厳しい状況にございます。

このような財政状況の改善を図りつつ、真に県民が必要とする行政サービスを提供するため、「県民本位の成果・効率重視のスマートな行政」を基本理念に、簡素で効率的な行政体制の構築を目指し、行財政改革の取り組みを推進いたしております。

県としましては、現行の行財政改革プランに基づき財政健全化策を徹底的に進めているところですが、今後とも自主財源の確保や歳出の抑制など、安定的な財政基盤の確立に向けてさらなる行財政改革の推進が必要であると考えているところでございます。

次に、観光振興に係る御質問の中で、日本オープンゴルフ選手権の今後の課題等に係る御質問にお答えい

たします。

日本オープンゴルフ選手権が2012年10月に八重瀬町的那覇ゴルフ倶楽部で開催されることとなりました。

財団法人日本ゴルフ協会は、2012年がちょうど沖縄の復帰40周年に当たることもあって沖縄での開催を決定したやに伺っております。

この選手権は、国内最高峰のトーナメントと言われております。そして共催をするNHKさんが連日、中継を放送するなどつとに全国で知られているトーナメントでございます。

沖縄県といたしましては、この成功に向け支援組織を立ち上げ、そして那覇ゴルフ場ともども広く県民の参加・支援を呼びかけ、万全の体制を構築してまいりたいと考えております。

なお、この経済効果は相当のものがあると言われていているところでございます。

次に、同じく観光振興の中で、カジノ・エンターテインメント検討委員会の検討状況についてという御質問にお答えいたします。

今年度のカジノ・エンターテインメント検討委員会につきましては4回の開催を予定いたしております。現在まで3回開催し、沖縄型カジノエンターテインメントのモデル及びコンセプト案、そして経済的波及効果試算の手法について検討をしているところでございます。また、懸念されます事項に対する対応策の検討、特に県民の入場制限につきましては議論を行いますとともに、海外事例の視察も実施しているところでございます。

同じく観光振興の中で、カジノエンターテインメントについての県の調査研究の基本方針と課題、問題点についての御質問にお答えいたします。

カジノエンターテインメントにつきましては調査研究の目的は、沖縄県にカジノエンターテインメントを導入する場合の課題や対応策を検討することでございます。

今年度の検討項目としましては、第1に、県民がカジノエンターテインメントのイメージを構築しやすいような沖縄型モデル及びコンセプトの作成、第2に、カジノエンターテインメント導入による経済的波及効果の試算、第3に、懸念される事項に対する対応策の検討、第4に、県民への正確な情報の提供及びシンポジウムなどの開催などでございます。

なお、カジノエンターテインメント導入に当たって想定されます課題としましては、第1に、誘致する地方公共団体に観光振興、地域の活性化、雇用の創出、税収の確保など経済的効果の面でどれぐらいのメリッ

トが生じるのか、第2に、導入による懸念事項に対して法律でいかなる対応策が講じられるのかなどが考えられます。

次に、離島振興に係る御質問で、新たな沖縄振興計画・制度の中で離島振興をどう考えているのかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県では現在、沖縄21世紀ビジョンの策定とあわせて沖縄振興計画及び沖縄振興特別措置法等の総点検を実施しているところでございます。

総点検で、離島の振興、駐留軍用地跡地の利用対策など、さらに国の責務により推進すべき重点課題について整理いたしますとともに、各種特例措置等の検証を行う予定でございます。これらを踏まえ、必要とされる制度の創設や新たな計画の策定等を通して、今後とも離島の振興が図られるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

地域医療体制の現状と課題についてという御質問の中で、臨床研修医の沖縄県への定着についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、県立病院や附属診療所の医師を確保するとともに、医療の質の向上を図るため、昭和42年から県立中部病院で卒後医学臨床研修事業を実施しております。

ハワイ大学の指導による各診療科を回る実践的な臨床研修システムは、全人的な対応のできる総合医を育成するシステムとして全国に高い評価を受けております。現在、県立中部病院のほか、北部病院や南部医療センターで同事業を実施しており、2年間の初期研修の修了後はさらに最大5年間の後期研修を実施するなど専門医の資格が取得できる機会も設けられております。また、琉大病院グループ（リューミック）や民間病院グループ（むりぶし）におきましても臨床研修事業を実施いたしており、沖縄県には全国から多くの研修医が集まっております。

県におきましては、琉大病院や民間病院グループとともに連携を図り、引き続き魅力ある臨床研修事業を実施することにより、研修医の確保と県内定着に努めてまいりたいと考えております。

次に、米軍基地問題に関連いたしまして、米軍訓練空域・水域の一部解除等に対する政府の対応いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る11月11日、12日の2日間、私は久米島町長及び県漁連会長等とともに日米両政府に対し、ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について要請を行いました。

これに対し、外務大臣及び防衛大臣は、現時点で返

還を求めるということは難しいとの認識を示しましたが、外務大臣からは私なりによく勉強をしてみたい、そして防衛大臣からは今後外務省とも一緒に努力していきたいとの発言もございました。

県といたしましては、訓練水域の存在や実弾による射爆撃等が漁業の振興や県土の保全等に著しい影響を及ぼすことがあってはならないとの考えであります。当該空域・水域の一部解除や返還について引き続き日米両政府に対して求めていきたいと考えているところでございます。

次に、農林水産業の振興に係る御質問の中で、観光関連施設及び学校給食における地場産物の使用拡大についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、沖縄県地産地消推進県民会議のもと、観光関連施設及び学校給食等における県産農林水産物の利用拡大を図るなど、地産地消の推進に取り組んでいるところでございます。具体的には、第1に、市町村学校給食担当者連絡会議における県産食材の利用促進、第2に、食材コーディネーターの育成、第3に、県産食材料理フェアの開催や島野菜レシピコンテストの実施、第4に、「おきなわ食材の日」による普及啓発などを実施しているところであります。

平成20年度から、新たに「おきなわ食材の店」認定制度の創設、そして農業体験などの教育ファームの取り組みを行っているところであります。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 県財政の現状と課題についての中、財政の健全化の具体策についてお答えをいたします。

県税収入の安定確保策としましては、平成19年度に税源移譲を受けた個人県民税につきましては徴収対策チームを編成し、市町村との連携を強化するとともに、自動車税のコンビニ収納やタイヤロック、インターネット公売の拡充強化により、収納率の向上や滞納額の圧縮に努めているところでございます。歳出面では、県単補助金等の見直し、県単箱物整備の抑制などを進めるとともに、平成20年度当初予算では、新たに政策的経費の縮減や給与の特例措置による人件費の削減を行うなど徹底した歳出の抑制に努めたところでございます。

今後とも行財政改革プランの着実な実施はもとより、職員数の適正化、事務事業の見直しなど財政健全化策をこれまでも増して徹底的に進めてまいりま

す。

同じく市町村への権限移譲につきましてお答えいたします。

地方分権の進展に伴いまして、地域に身近な行政は住民に最も近い基礎自治体である市町村が担い、住民サービスの向上を図るためにも積極的に権限移譲を進める必要があります。しかしながら、本県において市町村へ移譲した事務の数は176事務と全国一少ない状況となっております。そのため、県では1426の移譲対象事務や市町村への財政的、人的な支援を明記した「権限移譲推進指針」を昨年3月に策定し、権限移譲の推進に努めてまいりました。また今年度はこれまでに北部、中部、南部、宮古、八重山の県内全圏域において市町村への説明会を実施し、庁内の各関係課を通じて権限移譲に向けた市町村協議を現在行っているところですが、これまでのところ、移譲を進めている250事務に対して9事務の移譲希望しか出てきていない状況であります。

県としましては、市町村がみずから地域の課題の解決に当たることができるよう、今後とも必要な権限の移譲を推進してまいりたいと考えております。

同じく県有未利用地の売却と有効活用の推進についてお答えいたします。

行財政改革プランの県有財産の有効活用における利用計画のない財産の売却の推進につきましては、プラン策定時に設定した平成17年度から19年度までの3年間の計画額4億4200万円に対しまして、実績額が約16億7200万円となっております。また、各部に分散している未利用財産について実態調査を行っており、今後これらの調査結果をもとに所管課等と管理方法の検討を行い、活用予定のない財産については、早期の売却等、有効活用を図っていきたいと考えています。

次に、離島振興についての中で、地元からの懸念事項への対応についてお答えいたします。

支庁組織の改編に対する地元からの要請や説明会における主な懸念事項は、第1に、行政サービスの低下、第2に、自然災害等に対する危機管理体制の低下、第3に、工事請負費に係る予算執行権限の縮小等でございます。

第1の行政サービスにつきましては、支庁組織の改編によってこれまで長年なれ親しんでこられた「支庁」という名称はなくなりますが、現在の支庁の内部組織は、宮古・八重山事務所、福祉保健所、農林水産振興センター、土木事務所等として存続し、本庁各部と直結することにより、これまで以上に意思決定の迅速化や業務執行の専門性の向上が図られることから、

住民サービスの向上につながるものと考えております。また、現在の総務・観光振興課が担っている管内各機関相互の連絡調整機能、情報集約及び地域住民への情報提供等につきましても、宮古・八重山事務所において引き続き担うこととしており、行政サービスの低下はないものと考えております。

第2の自然災害等に対する危機管理体制につきましては、「沖縄県地域防災計画」で定められた組織において対応することとしており、改編後はそれぞれの事務所長が宮古・八重山地方本部長として必要な情報収集や連絡調整機能を担い、組織体制はそのまま維持されることから、危機管理体制の低下はないものと考えております。

第3の工事請負費に係る予算執行権限につきましては、改編後の土木事務所、農林水産振興センター及び新石垣空港建設事務所等の出先機関の長の予算執行権限を、現在の支庁長の予算執行権限である1億5000万円まで引き上げ、権限の強化を図ることとしており、これまで以上に迅速な事業執行体制の構築が図られるものと考えております。

同じく支庁組織改編の背景についてお答えいたします。

国と地方自治体、都道府県と市町村との関係は、平成12年の地方分権一括法の施行により、これまでの上下関係から、対等・協力の関係となっております。そして現在、第2期地方分権改革が進められ、これまでの国と地方自治体、市町村と都道府県との役割分担を見直し、効率的な行政システムの構築が検討されているところであります。その中において、市町村と都道府県の役割分担については、住民の利便性の向上、地域の活性化等の観点から、地域における行政サービスは、住民に最も身近な市町村が主役となって担い、県は広域にわたるもの、その規模または能力において市町村が処理することが適当でないものなど、広域的・補完的役割を担うことが示されたところであります。

一方、行財政環境が厳しい中、山積する重要課題を迅速かつ的確に処理するためには、意思決定過程で生ずる重層的な手続を可能な限り省き、指揮命令系統を一元化して出先機関の事業執行の迅速性や業務執行の専門性の向上を図り、簡素で効率的な組織を構築することが重要であると考えています。

このような状況を踏まえ、総合的な観点から検討した結果、宮古・八重山支庁については、その内部組織を本庁関係各部と直結させ、簡素で効率的な組織を構築するため組織の改編を行うこととしたものであります。

県といたしましては、今後とも県民サービスを低下させることなく、新石垣空港の建設や伊良部大橋の整備等、重要施策を着実に推進し、宮古・八重山地域の振興に努めていきたいと考えています。

同じく財政効果についてお答えをいたします。

今回の支庁組織の改編は、簡素で効率的な組織体制を構築するために行うものであります。

支庁の内部組織が本庁各部の出先機関となることにより、人事や予算の総括事務が本庁各部の主管課において処理されることや、庶務事務の集約化に伴い、現時点で両方合わせて約17名の職員の減を見込んでおります。そのことから、一般財源における財政効果として年間約1億円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 県財政の現状と課題についての御質問で、早期健全化基準を超える県内離島3村の状況についてお答えいたします。

県内市町村における平成19年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、座間味村、伊平屋村、伊是名村の3村が実質公債費比率が25%以上となっており、早期健全化基準を超えております。その主な要因は、道路整備やごみ処理施設、コミュニティーセンター整備事業など大型事業の実施に伴い、過去に多額の地方債を発行したことや、公営企業の元利償還金に対する繰り入れの増嵩などによるものであります。

県としては、新規の地方債の発行の抑制や繰り上げ償還の実施などにより、できるだけ早い時期に早期健全化基準を下回るよう種々の助言を行っているところであります。

なお、当該3村につきましては、遅くとも平成26年度までには実質公債費比率が早期健全化基準を下回る見通しであります。

同じく健全化基準の財政力格差への配慮についてお答えいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律で規定する4つの健全化判断比率のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率に係る市町村の早期健全化基準については、財政規模に応じた設定がなされております。すなわち、財政規模が小さい団体ほど基準値が高く設定されており、適用が緩和されております。

同じく職員定数見直し等今後の市町村行財政改革の見通しについてお答えいたします。

現在、各市町村においては、みずから策定し公表した「集中改革プラン」に基づき、定数の見直しを初め

給与の適正化、事務事業の再編・整理、民間委託の推進等各般の行政改革に取り組んでいるところであります。特に、職員数につきましては、数値目標の着実な達成に向けて強力な取り組みがなされているところであり、平成20年定員管理調査によると、県内市町村全体の5年間の純減目標であるマイナス10.6%に対し、平成20年4月1日までの3年間で既にマイナス8.2%の純減を達成しております。また、給与の適正化については、全市町村で給与構造の見直し、特殊勤務手当等諸手当の不適切な支給方法の是正等が進んでいるほか、民間委託、指定管理者制度の活用等も着実に進展しております。

県におきましては、県内各市町村が住民への説明責任を果たしながら、集中改革プランに掲げた数値目標等の実現に向け一層の行政改革に努めるよう、適時・適切な助言をしてまいりたいと考えております。

次に、離島振興についての御質問で、離島航路の値上げによる住民生活への影響と県の対策についてお答えいたします。

原油価格高騰に伴う燃料費増等により、一部離島航路事業者において運賃値上げが実施されております。県では、原油価格高騰による燃料費増加分の赤字欠損額についても国及び市町村と協調し離島航路に補助しているところであります。

県としましては、離島地域の振興及び住民の民生の安定と向上を図る観点から、引き続き離島航路補助を着実に実施してまいります。

同じく離島振興についての御質問で、南北大東村への光ケーブル敷設の進捗状況と民間事業者の対応についてお答えいたします。

県では、沖縄本島から南北大東地区への地上デジタル放送の伝送方法を検討しているところであり、その一つとして海底光ケーブルの敷設があります。

海底光ケーブルは、通信事業者と共同敷設することにより建設費用、維持管理費用の負担を軽減できることなどから、10月上旬に説明会を開催し、現在、敷設後の通信需要量調査の回答に対してヒアリング等を行い精査しているところであります。これらの結果を踏まえ、今後、通信事業者を初め、国及び放送事業者等と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 県財政の現状と課題に関する御質問の中で、観光税の導入についてお答えします。

沖縄県の観光はここ数年順調に推移しておりますが、依然、国内外の観光地との厳しい競争に置かれており、その好調さは多くの観光関係者の御努力に支えられております。

観光客の県内でのさまざまな消費は、観光業界はもとより、本県経済を大きく支えており、県税・市町村税など財政にも大きく貢献しております。現在、国の協力のもとで実施している航空運賃の低減を図るための航空機燃料税や空港使用料の軽減措置は、観光振興にも大きな貢献をしております。一方で、観光客の満足度を高めるための自然環境や観光資源の保全、観光受け入れ体制の整備は今後とも対応が必要であると思われま

すが、厳しい財政事情の中で観光産業を振興していくため、新たな財源を確保することは必要なことと考えております。そのため、観光に関する新たな税の導入については、今年度より観光事業者などの団体と意見交換を始めるとともに、また、県関係部局との調整を進めているところであります。

次に、本県観光の夏と冬の乖離幅の状況と閑散期対策についてお答えします。

沖縄県における入域観光客数の月別変動を見ますと、トップシーズンとボトムとの差はこの数年間縮小傾向にあります。

沖縄県としましては、ボトム期対策として、県外での説明会を実施するなど修学旅行やリゾートウエディングの誘致強化に努めるとともに、キーパーソンの招聘等を行うことにより、各種会議やコンベンション、企業インセンティブツアーなどいわゆるMICEの誘致拡大に努めていくこととしております。

次に、観光庁発足による本県の観光振興への効果についてお答えします。

国は、観光立国を総合的かつ計画的に推進するため、観光庁を発足させたところであります。

観光庁においては、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを目指し、滞在型観光の拡大や地域経済の活性化を図ることを目的とした観光圏整備事業補助制度を初め、「観光地域づくり相談窓口の設置」などの支援制度を整備しております。この場合の観光圏というのは、観光圏域のことでございます。これらの支援制度の活用により、地域の観光振興と活性化が図られるものと期待しております。

沖縄県としましては、各地域の主体的な取り組みを促進する「観光まちづくり支援事業」との連携を図りながら、支援制度の活用に向けた観光圏域整備計画の作成について市町村と意見交換を行うなど、その活用

を積極的に促進していきたいと考えております。

次に、修学旅行減少の対策についてお答えします。

平成19年における沖縄修学旅行の入込み実績は、2603校、約43万人で、前年をわずかに下回り、さらに今年度地方路線の休止・減便が予定されております。このため、9月補正において、沖縄観光コンベンションビューロー東京事務所に修学旅行専任スタッフを設置するなど、修学旅行の誘致に向け対応を強化してまいりました。また、費用上限額の制限がない首都圏の私立高校や、航空機利用が可能になった横浜市の公立中学校を対象に説明会を開催したところでございます。

沖縄県としましては、引き続き各地域における修学旅行説明会の開催や、地元自治体、教育委員会に対しても沖縄修学旅行が実施されるよう働きかけるとともに、関係者を沖縄に招き、研修会を開催するなど、誘致活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、中国などアジア諸国の富裕層誘客の課題と対策についてお答えします。

沖縄県では、上海や北京、香港などの富裕層を対象に、リゾートショッピングやリゾートウエディング、ゴルフなどについて、現地旅行社を招聘するなど、付加価値の高い商品造成支援に努めております。また、香港については、ことしの4月、香港テレビ局の旅行番組制作を、9月には香港ゴルフ専門誌の県内取材を支援するなど、高級リゾート地としての魅力を発信しております。さらに、北京において6月に富裕層誘致セミナーを、ソウルにおいては9月にゴルフセミナーを実施するなど、海外においても誘客宣伝活動を展開しております。

課題としましては、東アジアにおけるより詳細な富裕層マーケットのニーズ把握が必要となっております。

今後、富裕層の市場動向調査を行うとともに、新たな観光資源メニューの活用や受け入れ体制を検討することで効果的なプロモーション戦略の構築に努めてまいります。

次に、観光収入及び観光消費額増加に向けた取り組みについてお答えします。

観光消費額の拡大を図るためには、付加価値の高い観光を推進するとともに、観光客の滞在日数の延伸を促すことが重要であります。このため、県としましては、滞在型観光やMICE、リゾートウエディングなど付加価値の高い観光を推進するとともに、エコツーリズムなど体験型観光メニューの拡充や離島観光の推進などにより、滞在日数の延伸に取り組んでまいりま

す。これらの取り組みに加え、戦略的な誘客プロモーションの展開による観光客の増大を図り、観光収入を拡大していきたいと考えております。

次に、離島振興に関する御質問の中で、第3次沖縄県観光振興計画における離島の観光振興の位置づけについてお答えします。

第3次沖縄県観光振興計画においては、北部、中部、南部、宮古、八重山の圏域ごとに観光まちづくりの基本方向を示すとともに、健康保養や歴史・文化などをテーマとした体験滞在型観光の推進など、各圏域の離島市町村が展開する施策を取りまとめております。また、同計画では、観光・リゾート拠点としての発展を図ることを目的として、久米島町、宮古島市及び石垣市において引き続き観光振興地域を指定し、観光関連施設の集積を促進しているところであります。

沖縄県としては、各離島の地域特性を踏まえ、豊かな自然や独特の伝統文化などの観光資源を活用したこれらの施策の一層の推進が図られるよう、今後とも、積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、離島の産業振興の基本方向と課題等についてお答えします。

産業振興計画では、「沖縄振興計画」の分野別計画の一つとして、観光・情報通信・農林水産業以外の産業分野を対象に県内企業の競争力の強化を図ることを目標に策定しております。

離島の産業振興の基本方向と課題については、平成14年12月に策定された「新沖縄県離島振興計画」において、離島の持つ豊かな自然や文化などの地域特性を発揮した地域づくりを進める視点に立って、雇用機会の創出・拡大に向け、農林水産業、観光・リゾート産業を初めとする特色ある産業の振興を図ることとしております。また、市場から遠隔地にあること、経営規模が小さいこと、後継者が不足していることなどの課題があり、これらの課題解決に向け離島における観光土産品などの開発や供給拡大、島外への販路拡大、輸送コストの低減などに取り組むこととしております。

なお、産業振興計画においては、平成20年度から地域資源を活用した新商品の開発や農商工連携の強化による地域ブランドの構築を促進することとしており、離島における産業の振興を図る上でも当該施策を積極的に推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 離島振興についての御質問の中の、公共工事の地元企業への優先発注と分

離発注についてお答えいたします。

県においては、公共工事の発注に当たって、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき、地域要件を設定するなどの方法により地元県内企業の受注の確保に取り組んでおります。

県としましては、工事内容や現場条件等を勘案し、可能な限り、分離・分割発注を行うとともに地元企業で施工が困難な工事についても共同企業体方式により地元企業の受注機会の確保に努めているところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 地域医療体制の現状と課題についての中、産婦人科・小児科医師等の採用計画についてお答えします。

県立病院における産婦人科・小児科医師の配置人数は、平成20年11月1日現在で産婦人科で28人、小児科で43人となっており、診療体制がおおむね確保されている状況であります。

次年度の配置については、現在、退職者数や大学等からの派遣人数等を踏まえた配置計画を検討しているところであります。

産婦人科・小児科など全国的に医師不足が指摘されている診療科については、勤務環境の整備により医師の離職防止を図るとともに、中長期的な観点からの医師の養成確保を図る必要があり、県立病院で実施している医師臨床研修の充実などに取り組んでいるところであります。

続きまして、女性医師の状況についてお答えします。

平成20年11月1日現在、県立病院の女性医師数は48人で割合は約14%となっており、うち産婦人科は9人で割合は約32%、小児科は11人で割合は約26%となっております。

平成18年4月以降、これまでに出産・育児・結婚を理由として退職した事例はありません。しかしながら、全国的に女性医師がふえる傾向にあることから、県立病院においても育児休業制度、育児短時間勤務制度等の活用など勤務環境の整備を図るとともに、福祉保健部や県医師会等と連携しながら女性医師の復職支援体制について検討していきたいと考えております。

続きまして、医師給与の見直しについてお答えします。

今年度の県人事委員会勧告では、医師の人材確保を図るため初任給調整手当の引き上げ等が勧告されてお

ります。病院事業で初任給調整手当の引き上げ等を実施した場合には、3億6900万円の財源確保が必要となります。

一方、病院事業は平成19年度決算で約12億円の経常損失となり、累積欠損金が約216億円となるなど、極めて厳しい経営状況にあります。

そのため、初任給調整手当等の改定に当たっては、新たな人件費の増嵩を招かないことを基本に、医師手当や給料の調整額の廃止を含めた給与制度の適正化とあわせて検討を行ったところであります。

そのうち、医師手当の廃止については、全国的な医師不足の中で離島の医師確保への影響を懸念する強い意見等が寄せられております。

病院事業局としても、離島の医療体制や医師の確保は非常に重要な課題であると認識していることから、今後とも医師労組とよく話し合い慎重に対応していきたいと考えております。

続きまして、看護師の採用計画と確保についてお答えします。

県立病院の看護師については、毎年度選考採用試験を実施した上で採用しております。合格者数に関しては、各病院の退職者数や採用辞退者数を見込み決定しております。

なお、今年度の看護師採用試験から受験年齢制限を撤廃するなど、幅広い人材確保に向けて取り組んでおります。また、首都圏の看護学校等の訪問や県内の看護学校等において開催される就職説明会への参加等に加え、今年度から新たに就職情報誌等による募集、再就職希望者に対する相談会の開催、合同就職説明会への参加など、求人活動を展開しているところであります。特に、復職支援を図るため、嘱託看護師等の非常勤看護師については勤務形態を本人の希望に沿うよう柔軟に対応するとともに、復職に当たり必要な研修を個別に実施しているところであります。

看護師確保は厳しい状況にありますが、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、県立南部医療センター・こども医療センターの混合病棟の再整備についてお答えします。

南部医療センター・こども医療センターにおいて、現在休床している混合病棟14床を精神科合併症病床に再整備することについては、看護師確保の課題及び他の診療科との関連等も踏まえながら、今後、南部医療センター・こども医療センターとも連携し検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 地域医療体制の現状と課題についての御質問の中の、県立病院のあり方に関する県の基本姿勢と検討状況についてにお答えいたします。

県におきましては、県立病院の役割・機能並びに運営体制を抜本的に見直し、効率的で将来にわたって継続可能な医療提供体制を確保することを目的として、県立病院のあり方検討を実施しております。

具体的には、沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会において御審議いただいております。現在まで4回の検討部会が開催されております。

検討部会の主な審議状況を現段階で整理いたしますと、医療機能の見直しについては、北部、宮古及び八重山病院については、原則として現在の医療機能を維持すべきである、また、精和病院については、我が国における精神医療改革の基本方針を踏まえ、精神科急性期医療を充実させていく必要があるとの認識で意見が一致しております。

経営形態の見直しにつきましては、県立病院長ヒアリング等で確認された病院事業の経営課題を踏まえ、すべての県立病院についてより自律的で弾力的な経営が可能となり、救急医療等いわゆる政策医療に対する県の財政負担は現在と同様に講じられる地方独立行政法人への移行も含め審議が行われているところであります。

なお、精和病院につきましては、指定管理者制度の導入についても審議が行われているところであります。

南部保健医療圏の公立病院等の再編・ネットワーク化につきましては、同保健医療圏における医療提供体制の現状等を踏まえ審議が行われているところであります。

県といたしましては、同検討部会の審議結果を踏まえ適切に対処してまいりたいと考えております。

続きまして、救急患者の受け入れ拒否の事例の有無及び妊婦の救急患者の受け入れ体制についてにお答えいたします。一括でございます。

消防庁の全国調査によりますと、沖縄県内で平成19年中に行われた重症以上の傷病者搬送人員は4994人で、そのうち4843人、約97%が1回で医療機関への受け入れがなされており、全国平均の84%と比べて13ポイント高くなっております。また、産科・周産期の傷病者搬送人員は342人で、そのうち327人、約96%が1回で医療機関への受け入れがなされており、これも全国平均の82%と比べて14ポイント高くなっております。

す。

本調査の結果から、県内においてはいわゆる救急医療のたらい回しはないと考えております。その背景には、各医療圏に県立病院が配置され、24時間・365日体制で救急患者の受け入れを行っていることや、民間の救急病院が各圏域に整備されていることなどが挙げられます。

また、妊婦については本島内2カ所の県立病院の総合周産期母子医療センターを中心に、琉大病院周産母子センター並びに地域周産期母子医療センターとして認定している那覇市立病院及び沖縄赤十字病院で受け入れるなど、周産期ネットワークシステムが構築されていることが挙げられます。

続きまして、2機目のドクターヘリの導入の検討と政府との協議についてにお答えいたします。一括でございませう。

島嶼県である沖縄県において、長距離や夜間にも対応した自衛隊及び海上保安庁のヘリコプター等による急患空輸はなくてはならない基幹的なシステムであり、ドクターヘリが補完的に加わることで救急医療体制の充実が図られるものと考えております。

12月1日から運航を開始しましたドクターヘリは、沖縄本島中部の読谷村内のヘリ基地から出動し、沖縄本島全域及び本島周辺離島を運航範囲としており、県内人口カバー率は92%となっております。

ドクターヘリの2機目の導入につきましては、平成20年8月末に取りまとめられた厚生労働省ドクターヘリ導入促進検討会報告書において、運航実績等を評価した上で、段階的に効率性等を十分に分析の上、中長期的な配備計画の中で検討を行うことが適当であるとされておりますので、1機目の運航状況等を踏まえて今後研究させていただきたいと考えております。

続きまして、農林水産業の振興についての御質問の中の、条例に基づく食の安全確保対策及び移入食品対策についてにお答えいたします。

食品の安全確保対策及び移入食品対策については、JAS法や食品衛生法など関係法令に基づき、一義的には生産県において検査、監視・指導等を行っております。また、本県においても食品が流通した時点で沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき保健所等が検査及び監視・指導等を実施し、食品の安全性の確保に努めております。

一方、「沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例」では、食品の安全性確保のほかに、表示内容が不適切な食品等を販売した事業者に対して県への報告を義務づけ、その情報を県のホームページを通して広く

県民に提供することにより、県民の食品に対する安心感の確保に努めております。

県としましては、今後とも関係部局が連携し、関係法令に基づく指導及び条例に基づく食品の安全・安心の確保対策に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、中国産食品の輸入状況及び輸入食品の水際防止対策についてにお答えいたします。

国内に流通する中国からの輸入食品の状況につきましては、県別のデータはございません。

厚生労働省の輸入食品監視統計によりますと、中国から平成19年は輸入件数で約56万4000件、全体の31.0%で最も多く、輸入重量で約455万5000トンと全体の14.1%で、米国に次いで多くなっております。

輸入食品の水際の防止対策につきましては、国の検疫所において禁止されている農薬や添加物等についての書類審査及び検査等により、合格したものに限り国内への流通を認めております。

一方、県におきましても、国の検疫所等との連携を図り、輸入食品を含め県内で流通する食品について保健所等で検査等を実施し、食品の安全・安心確保対策に努めております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは米軍基地問題についての御質問で、鳥島射爆撃場周辺海域における盛漁期間等の操業についてにお答えいたします。

鳥島射爆撃場周辺海域は、パヤオ漁業や一本釣り漁業、刺し網漁業などの好漁場となっております。そのため、漁業関係者は当該射爆撃場の返還を求めているものであります。

漁業関係者は、鳥島及びその周辺海域には米軍の演習による多数の不発弾が存在するものと考えており、当該不発弾等を処理した上で返還してもらいたいと考えております。

県としては、今後とも漁業関係者と連携し対応してまいります。

次に、農林水産業の振興についての御質問で、産地偽装の再発防止策についてにお答えいたします。

産地偽装は、消費者の信頼を損なうばかりでなく、産地ブランドの信頼及びそれを築き上げてきた生産者など関係者の努力を踏みにじるものであります。産地偽装を防止するためには、食品関連事業者の法令遵守が重要と考えております。

県では、事業者等に対し食品表示講習会を開催し、

JAS法に基づく食品表示制度について啓発するとともに、関係法令を遵守するよう指導を行っているところであります。また、食品表示110番を設置し、食品表示の監視体制を強化しているところであります。さらに、平成20年8月22日に食品表示に関する部局連絡会議を設置し、再発防止に向けた連携強化を図っております。

今後とも、食品表示の適正化を図るため、関係機関と連携し取り組んでまいります。

同じく農林水産業の振興についての御質問で、農家戸数と耕作放棄地の現状についてにお答えいたします。

県内の農家戸数は、昭和50年の4万8018戸から平成17年には2万4011戸と約50%に減少しております。また、耕作放棄地については、平成12年の3411ヘクタールから平成17年には3239ヘクタールとわずかながら減少しております。

沖縄県としては、農地の1筆ごとの実態を把握するため、全国一斉の「耕作放棄地全体調査」を平成20年8月から実施しております。この調査に基づき、平成21年1月までに「耕作放棄地解消計画」を策定し、今後、同計画に基づき耕作放棄地の解消を図ることとしております。

同じく農林水産業の振興についての御質問で、生乳生産の減少要因と対策についてにお答えいたします。

本県の生乳生産量は、平成12年の約4万3000トン进行ピークに年々減少し、19年には約3万3000トンとなっております。

生乳生産量が減少した主な要因は、ミネラルウォーターやお茶等の消費が伸びたことに加え、最近の飼料価格高騰による経営規模の縮小等が考えられます。

県では、酪農の生産振興を図るため、国や関係機関との連携により、産乳能力の高い優良乳用雌牛導入、乳牛雌牛へ和牛の受精卵を移植し付加価値の高い和牛子牛の生産、家畜飼料特別支援金の融資に係る上乗せ利子補給、遊休農地を活用した飼料作物の栽培・利用の実証展示などの支援を行っております。また、牛乳の消費拡大を図るため、「父の日には、ちちを贈ろう」や「花と食のフェスティバル」等のキャンペーンを実施しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 米軍基地問題のうち、騒音及び悪臭被害に係る米軍の対応についての御質問にお答えします。

米軍は、航空機騒音規制措置を遵守しているとしておりますが、県としては、嘉手納飛行場の周辺地域においては依然として環境基準を超える騒音が発生しており、騒音防止効果が明確にあらわれていない状況にあると考えております。

県は、これまで涉外知事会及び軍転協を通じて騒音の軽減及び騒音対策の強化を日米両政府に要請しているところであり、今後とも関係機関と連携を図りながら、米軍を初め日米両政府に対して、航空機騒音規制措置の厳格な運用について粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、原子力潜水艦の事前通報体制についてお答えします。

米国の原子力軍艦が我が国に寄港する場合には、「外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関する合衆国政府の声明」に基づき、通常、受け入れ国政府の当局に対し少なくとも24時間前に到着予定時刻及び停泊または投錨の予定位置につき通報することとされております。

県としては、今般、事前通報がなく原子力潜水艦が寄港したことについて、県民の生命、生活及び財産を守る観点から、地元への連絡通報体制に万全を期すとともに、再発防止を徹底すべきであると考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） セスナ機墜落事故の捜査状況と今後の見通しについてお答えします。

本件は、本年10月24日午後6時30分ごろ、在沖米軍嘉手納航空基地の米空軍兵が操縦する嘉手納航空基地エアロクラブ所属の小型セスナ機が、奄美大島から嘉手納航空基地向け飛行中、名護市真喜屋の上空において何らかの原因で低空飛行となって電線に接触した後、さとうきび畑に墜落し、搭乗していた4名のうちパイロット及び同乗者1名が負傷した事案であります。

県警察におきましては、事故発生後、負傷者の救護を行うとともに、現場保存、周辺道路での交通規制を行うなどにより地域住民の安全確保を図ったほか、搭乗していた米軍人4名のうち、けがをしていなかった同乗者2名や目撃者等から事情聴取など事実関係の把握に努めました。

発生翌日の10月25日には、墜落現場及び周辺並びに当該セスナ機の外観からの検証を実施しました。その後、当該セスナ機の機体の検証について米軍当局に粘

り強く申し入れていたところ、11月19日に嘉手納基地内に保管されていた当該セスナ機について、米軍当局の同意を得て検証を実施しております。

県警察では、これまでにパイロットや同乗していた米軍人から数回の事情聴取を行い、墜落現場の検証及び事故機の機体の検証についても終えたところであり、また米軍当局に対して事故調査結果報告書等の資料の提供を要請していることから、今後はそれらの結果を踏まえ、パイロット等関係者からの再度の事情聴取を行うなど、事案の解明に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○辻野 ヒロ子さん ちょっと答弁の確認をさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時35分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 社民・護憲ネットを代表しまして代表質問を行います。

まず第1点目ですが、知事の政治姿勢について伺いをします。

(1)、知事は、去る9月定例議会におきまして、訪米要請の内容で「在日米軍再編の確実な実施」を明確にし、米軍再編は普天間飛行場の辺野古移設とパッケージであると認識をし実現されるべきだとの見解を示しました。それに対しまして私たち議会は、辺野古移設の新基地建設反対の決議を受けて訪米予算を否決してきました。今回、再びこの訪米予算を提案をしておりますが、前回と訪米目的、内容はどこが違うのか、明確なる答弁を求めたいと思います。

(2)、米国に黒人のバラク・オバマ新大統領が誕生しました。これまでのブッシュ政権の8年間はテロとの戦いを標榜し、アフガニスタンへの空爆、イラク戦争の拡大を繰り広げ、何の罪もない多くの人々を殺りくをしております。米国民はこのブッシュ政権を見切り、諸政策の変革を掲げ、イラクからの米軍の撤退、核兵器廃絶等を訴えるバラク・オバマ政権を選択をしております。では、米国の海外展開戦略やイラク、アフガニスタンへの兵力の派遣、沖縄の普天間飛行場の辺野古移設等変化があると考えなのか、知事の見解を伺います。

(3)、麻生総理は政局より政策、解散より景気対策と、衆院の解散総選挙を先送りをして、第2次補正予

算も提案せず、国会は混迷をし政治空白をつくり出しております。てこ入れの時期を逸し景気を一層悪化させてはいませんか。知事の所見を伺います。

(4)点目、田母神前空幕長が、日本が侵略国家というのはぬれぎぬとの論文は、侵略と植民地支配への反省とおわびを表明をした村山談話を初めとする政府見解を否定しただけではなく、憲法が禁じる集団的自衛権に踏み込んだ許しがたい軍国主義的発想であります。さらに、一坪反戦運動に対する侮辱発言もしております。知事の所見を求めます。

第2点目ですが、環境保全条例の制定についてであります。

環境保全条例に基地環境問題を盛り込むことは極めて重要な問題であります。米軍基地から派生する航空機騒音や頻発する基地関連の環境汚染等によって県民の生活と暮らしが脅かされております。これまで嘉手納基地や普天間基地等でのF15戦闘機や大型ヘリの耳をつんざくような爆音、特定有害物質砒素、PCB、カドミウムの検出等、また基地建設、演習による山火事、赤土の流出等深刻な環境破壊が起っておりま

す。県は、米軍基地に規制をかける環境保全条例を早期に制定し、日米地位協定抜本的改定の突破口とすべきであります。

では、次のことについて伺います。

(1)、環境保全条例に米軍基地に関する条項を盛り込むべきと考えるが、見解を伺います。

(2)、県環境審議会は、米軍基地への立入調査や、航空機騒音を軽減するため協定締結を条例に盛り込むことの重要性を答申しております。答申への対処方と見解をお願いします。

(3)、73年の日米合同委員会で環境に関する協力が合意されております。なぜこのことが生かされてこなかったのか伺います。

(4)、県は、日米地位協定の抜本的見直しを求めており、特に第3条A（施設・区域の環境保全）の新設を強力に訴えるべきと考えます。見解を伺います。

3点目は、泡瀬干潟沖合理立事業についてであります。

那覇地裁は、事業の経済的合理性を欠くとして公金支出の差しとめを命ずる判決を下しました。土地利用計画の見直しが不透明なまま多額な予算を投入し続けることは、無駄な公共投資であると警鐘を鳴らした判決であると言えます。

バブル期の計画を時代のニーズにこたえる計画に果たして策定し直すことが可能なのか、県民は懐疑的であります。既に2005年に県の包括外部監査人が土地利

用計画の根拠が不十分と指摘をしており、今日の判決までビジョンを示し切れなかったことは決定的となっております。県は直ちに控訴をしているが、当初議会への説明責任もなく、これからの事業の進捗にも大きな影響を与えることであり、県民から選出された議会を軽視した対応は批判を受けることになると思います。

では、次のことについて伺います。

(1)、県は判決を重く受けとめ、開発計画を断念し控訴を取りやめるべきではなかったか、見解を伺います。

(2)、県は控訴に際し、地方自治法に規定する議決事件に該当しないとの法解釈を示し、議会の議決を不要としました。では、不要とした法的根拠と知事の説明責任を求めます。

(3)、国・県・市の事業目的、内容、役割を伺います。

(4)、判決の論拠となっている経済的合理性がないことの見解を求めます。

(5)、2005年県の包括外部監査人に土地利用計画が不十分と厳しい指摘を受けています。どう対処したのか伺います。

(6)、県と沖縄市の土地利用計画見直しの進捗状況と今後の展望について伺います。

(7)、県は、泡瀬干潟の貴重種とするスズノキミドリイシ、リュウキュウキッカサンゴを主とするサンゴ群落をどう保全するつもりか伺います。

最後の4点目ではありますが、県立病院の問題についてであります。

県当局は、県立病院の経営形態の見直し等を本格化させております。県立病院の医療提供体制の廃止・縮小や民間譲渡、指定管理者制度の導入、独立法人化等の議論を深め、基本構想をまとめようとしております。しかし、県民からは公立病院は救急や高度医療等の不採算部門を担っている、その医療を低下させてはならない、僻地医療を切り捨ててはならないなど大きな不安と危惧が起こっております。

特に、県が今議会に提案をし来年4月から宮古・八重山両支庁を廃止する動きは、地域医療にも大きくかわってくる重要な問題であります。島嶼県の沖縄は、宮古・八重山の離島の振興を図ることは極めて重要なことであります。行財政改革の名のもとに、離島住民の医療や生活が切り捨てられてはなりません。宮古・八重山両市町村会も、両支庁の組織存続、支庁長権限の拡充を求める要請をしております。

これまで県議会では全会一致で廃止反対の陳情を採

択している経過があります。県は、離島切り捨てをやめ、過疎地域にしない、させない離島重視の諸施策強化を求めるべきだと考えます。

現在、県の検討部会で県立の6病院長から、公的医療の放棄であり、経営改善は始まったばかり等と性急過ぎるとの怒りの声も上がっております。今後は、公立病院の役割を認識し病院改革に取りかかるべきだと考えます。

では、次のことについて伺います。

(1)、県立病院改革プランの策定の進捗と内容について伺います。

(2)、県立病院の民営化方針を示した検討部会の審議内容を伺います。

(3)、独法化のメリットとデメリットを伺います。

以上であります。答弁よろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 崎山議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢に係る御質問の中で、米国の海外展開戦略等の変化についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

オバマ次期政権のイラクからの戦闘部隊の撤退とアフガニスタンへの増派についての公約は承知いたしております。日本を含む東アジアの安全保障戦略や普天間飛行場移設等、沖縄の米軍基地政策への影響については、現時点では明らかではありませんが、私も大きな関心を持っております。

今後とも情報収集をしながら状況を見きわめてまいりたいと考えております。

次に、知事の政治姿勢の中での御質問ですが、総理の経済対策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

現在、国政を担う各政党間において生活者の暮らしの安心及び金融、経済の安定強化を目的とする経済対策の協議が進められていると理解いたしております。

私といたしましては、強力な経済対策等が早急に実施されることを強く望んでおります。そのためにも国会で審議が精力的に進められることを期待しております。

次に、泡瀬干潟沖合埋立事業に係る御質問の中で、議決を不要とした根拠と説明責任についての御質問にお答えいたします。

泡瀬干潟埋め立てに関する住民訴訟について、去る11月19日に「判決確定後一切の公金の支出をしてはならない」との判決がありました。

泡瀬地区埋立事業は、地元からの強い要請に基づき国際交流リゾート拠点の形成を図るとともに、新たな雇用の場の確保、そして県土の均衡ある発展に資することを目的とした事業であり、同事業の重要性にかんがみ控訴することといたしました。

本訴訟は、地方自治法第242条の2第1項の規定に基づき提起されている住民訴訟であり、当該訴訟の被告は執行機関としての沖縄県知事です。

一方、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めることになる訴えの提起は、同項第12号に掲げる普通地方公共団体としての沖縄県がその当事者となる場合であります。

本訴訟の当事者は、執行機関である沖縄県知事であって、普通地方公共団体としての沖縄県ではないことから、地方自治法第96条第1項第12号の規定は適用されません。したがって、本件事の判決を不服として執行機関である沖縄県知事が控訴を提起することは、地方自治法に規定する議会の議決を要する事件に該当しないと判断したものであります。

判決の言い渡しから方針決定まで時間を要しましたが、非常に重要なことであり慎重に検討してまいりました結果であります。県民初め議員の皆様には御理解を賜りたいと存じます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 知事の政治姿勢のうち、訪米目的、内容の前回との違いについてお答えします。

今回の訪米の目的は、沖縄県にとって重要な課題である米軍基地問題の解決促進のため、米国政府や連邦議会等の関係機関に要請を行うとともに、オバマ次期政権の政策形成に影響力を持つ米側の関係者等に対し、地元の声を直接訴え、実情を理解してもらうこと、関係機関との意見交換や情報収集を行うことあります。

前回の議会で、訪米予算案が認められなかったことは残念でありましたが、要請項目については、「米軍再編の確実な実施」という文言について、9月議会において疑問が示されたことから、要請内容をはっきりさせわかりやすくするため、「米軍基地の整理縮小の実現」に文言を改めたいと考えております。

次に、田母神前航空幕僚長の論文についてお答えします。

県としては、現職の自衛隊幹部が国の基本的な歴史

認識に反する考えを公表したことは不適切であると考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 環境保全条例の制定についての御質問で、米軍基地に関する条項を盛り込むこと及び県環境審議会答申への対応について、一括してお答えいたします。

県としては、沖縄県生活環境保全条例において、米軍基地に関する規定を設けることについては、一般国際法上の制約や国内法における法体系など、さまざまな角度から検討を重ねてきたところであります。

また、沖縄県環境審議会から、基地環境問題に係る措置として、「航空機騒音の軽減等基地環境問題に係る協定締結の申し入れ」や「汚染実態把握のための基地立入調査」等について、条例に盛り込むよう答申があったところであります。

県におきましては、答申の趣旨をできるだけ反映できるように検討を重ねたところでありますが、本条例が事業者・県民に対し規制や一定の義務を課すものであり、米軍に対して申し入れる旨の条項を設けることは、規制等を目的とする条例における体系上の整理、実効性の確保の観点から、米軍に関する規定を盛り込まないものとしたところであります。

次に、73年の日米合同委員会合意事項についてお答えいたします。

1973年の日米合同委員会合意文書である「環境に関する協力について」、外務省が公表したのは2003年（平成15年）1月であり、県はそれまで当該文書の所在を把握する機会がありませんでした。

米軍基地内への立ち入りに際しては、これまで、1996年（平成8年）12月に日米合同委員会が承認した「合衆国の施設及び区域への立入許可手続き」に基づき許可申請を行い、立ち入りを行っているところであります。

次に、日米地位協定における環境条項の新設についてお答えいたします。

県は、平成12年に日米両政府に対し、環境問題等を含めた日米地位協定の抜本的見直しを要請しております。

その中で、日本国における合衆国軍隊の活動に対し、環境保全に関する国内法を適用することなどを盛り込んだ環境条項として、第3条A（施設・区域の環境保全等）を新設する旨を明記するよう求めております。また、毎年、県軍用地転用促進・基地問題協議会

を通じて、日米両政府に対し要請しているところであり
ます。

県としましては、県土の環境保全を図るため、日米
地位協定における環境条項の新設について、今後とも
日米両政府に対し、あらゆる機会をとらえて粘り強く
働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 泡瀬干潟沖合埋立事
業についての御質問の中の、控訴を取りやめるべきで
はなかったかについてお答えいたします。

本事業は、本島中部東海岸地域の活性化を図るため
の経済振興策として、地元からの強い要請に基づき、
国際交流拠点形成し新たな雇用の創出を図る事業で
あります。

沖縄市においては、昨年12月の市長表明に基づき、
今年度から、今後の社会経済状況を見据えた土地利用
計画の見直し作業を進めているところであり、作業に
は3年程度を要するとのこととあります。

県としましては、見直し作業はより経済的合理性を
高めるために行うものであり、現時点で沖縄市の土地
利用計画の見直しがなされていないことをもって経済
的合理性を欠くとは言えないと考えております。

県としては、控訴審において、土地利用計画の見直
しや経済的合理性に係る説明を丁寧に行うことにより、
司法の理解を求めていると考えております。

続きまして、国・県・市の事業目的等についてお答
えします。

国の事業目的は、新港地区の整備のための航路等
しゅんせつ工事に伴って発生する土砂により埋め立て
を行うこととあります。

また、県及び沖縄市の事業目的は、埋立地におい
て、国際交流リゾート拠点や海洋性レクリエーション
拠点等の整備を行うことにより、マリンシティ泡瀬の
実現を図るものであります。

事業内容としては、国及び県が事業者となり、約
187ヘクタールを出島方式によって埋め立てるもので
あり、その内訳は国が約178ヘクタール、県が約9ヘ
クタールとなっております。

埋め立てが完了した後、沖縄県は国からその一部を
買い受けた上で地盤改良し、約90ヘクタールを沖縄市
に、その残りを基盤整備して民間に売却するものであ
ります。

続きまして、経済的合理性についてお答えします。

本件事件の判決骨子では、「現時点においては、沖

縄市が行う本件開発事業は経済的合理性を欠く」と
なっております。

しかしながら、沖縄市においては、今年度から今後
の社会経済状況を見据えた土地利用計画の見直し作業
を進めているところであります。

県としましては、見直し作業はより経済的合理性を
高めるために行うものであり、現時点で沖縄市の土地
利用計画の見通しがなされていないことをもって、経
済的合理性を欠くとは言えないと考えております。

控訴審において、土地利用計画の見直しや経済的合
理性に係る説明を丁寧に行うことにより、司法の理解
を求めていると考えております。

続きまして、包括外部監査への対応についてお答え
します。

平成16年度の包括外部監査は、港湾・埋立事業に関
して行われ、このうち泡瀬地区埋立事業に対して、海
洋性レクリエーション拠点等の形成の根拠や需要予
測・事業計画についての意見がありました。

意見の内容につきましては、平成14年に県及び沖縄
市において土地利用計画用途別に検証を行っており、
県としては事業の抜本的な変更・見直しの必要はない
と判断し、包括外部監査人に対して県の考えを説明し
ております。

また、包括外部監査に対する対応については、平成
18年5月16日付の沖縄県公報にて報告を行っており、
広く県民に対して公表しております。

今後は、沖縄市の土地利用計画見直しの状況を踏ま
えながら、社会経済情勢の変化等に的確に対応し、地
域のニーズに沿った土地利用が図られるよう柔軟に対
応していく考えであります。

続きまして、土地利用計画の見直しについてお答え
します。

昨年12月の沖縄市長の表明を受けて、市では去る8
月に土地利用計画の見直しに向けた調査委託業務を発
注しており、市民からの意見を反映するためのワーク
ショップの開催や、有識者等で構成する委員会の設置
等により、地域の声を取り入れた新たな土地利用計画
を平成22年度中に取りまとめる予定であると聞いてお
ります。

また、市民からの意見を反映するためのワーク
ショップは、去る11月27日に第1回目が開催された
と聞いております。

県としましては、地域のニーズに沿った土地利用計
画が図られるよう、国とも連携しながら沖縄市に協力
を行っていききたいと考えております。

続きまして、サンゴ群落の保全についてお答えしま

す。

環境影響評価書におけるサンゴ類の保全措置については、相対的に高被度である生息被度10%から40%未満の区域の埋め立てを回避することにより、全体としてサンゴ類への影響の低減を図っております。やむを得ず生息被度0%から10%未満の区域の一部が消失しますが、当該サンゴ類について、環境影響評価書では移植等の保全措置を講じることにはなっておりません。

しかしながら、第 区域内のサンゴ類について、サンゴの有効活用や保全の観点から、沖縄市が事業者やNPO等への協力を依頼し、去る10月28日と11月5日に一部の移植を実施しております。

今回行ったサンゴ類の移植については、県としても国とともに協力してきたところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 県立病院の問題についての中の、県立病院改革プラン策定の進捗状況及び検討部会の審議内容について一括してお答えいたします。

県におきましては、効率的で将来にわたって継続可能な医療提供体制を確保することを目的として、今年度中に県立病院のあり方に関する基本構想を策定することとしております。

なお、同基本構想は、総務省のガイドラインに基づき県が策定する「県立病院改革プラン」の内容のうち、県立病院が果たすべき役割、経営形態の見直し及び公立病院等の再編・ネットワーク化に関し、県の基本方針を定めるものと位置づけております。

県立病院のあり方につきましては、沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会において審議が行われております。

検討部会の主な審議状況を現段階で整理いたしますと、医療機能の見直しにつきましては、北部、宮古及び八重山病院について、原則として現在の医療機能を維持すべきである。また、精和病院について、精神科急性期医療を充実させていく必要があるとの認識で意見が一致しております。

経営形態の見直しにつきましては、県立病院長ヒアリング等で確認された病院事業の経営課題を踏まえ、すべての県立病院について、より自律的で弾力的な経営が可能となり、救急医療等いわゆる政策医療に対する県の財政負担は現在と同様に講じられる地方独立行政法人への移行も含め、審議が行われているところで

あります。また、精和病院につきましては、指定管理者制度の導入についても審議が行われているところであります。

なお、すべての県立病院について、民間譲渡は行うべきではないとの認識で意見は一致しております。

南部保健医療圏の公立病院等の再編・ネットワーク化につきましては、同保健医療圏における医療提供体制の現状等を踏まえ、審議が行われているところであります。

県といたしましては、同検討部会の審議結果を踏まえ適切に対処してまいります。

続きまして、独法化のメリットとデメリットについてお答えいたします。

地方独立行政法人に移行した場合のメリットとしては、人事管理や予算執行などの業務運営において、法人独自の迅速で柔軟な意思決定を行うことが可能となるとともに、経営責任の所在も明確となり、また、地方公共団体の他部門との均衡にとらわれず、独自の人事体系を構築することが容易となるものと言われております。

このほか、明確な目標を定め、業務の達成状況を定期的にチェックする仕組みや、外部評価及び積極的な情報開示など、経営改善に結びつく諸制度の導入が法律で義務づけられております。

なお、本県病院事業における独法化のメリットとして、地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な財産的基礎を有していることが求められていることから、独立行政法人への移行に伴う県からの現金出資等により、不良債務の解消が図られ、財務面の健全性が確保できることがあります。

デメリットとしましては、人事、給与システムの改修経費が発生すること、経営規模が政令で定める基準を超える場合には、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けることが義務づけられており、これに要する経費が発生することなどがデメリットであると言われております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 では、再質問をします。

知事の政治姿勢の中、訪米問題についてであります。先ほどの答弁で9月議会との相違点は、「米軍再編の確実な実施」から「米軍基地の整理縮小」に改めたということですが、文言だけなのか、一体知事の訪米目的の大きな柱は何なのか、明確に知事から答弁をお願いします。

それから次は、県民の総意は危険な普天間飛行場を即刻閉鎖をし返還をし、辺野古への新基地建設を断念するよう伝えることが重要だと思いますが、改めて知事の見解を伺います。

それから、2点目の環境条例制定についてであります。これは1973年の「環境に関する協力」の日米合意もあり、米軍基地を対象とする環境保全条例を制定するには、日米地位協定に環境条項を盛り込む正当性ができると思います。知事の英断でこの条例の実現化を図る強い決意を示していただきたいと思います。

それから30年前の1973年には、日米合意で県、市町村、米軍基地の油汚染等調査・視察、サンプルの入手ができるということになっているけれども、しかし、現実には11月30日のマスコミ報道でもあるように、在日米軍の泡瀬ゴルフ場に9カ所の油タンクが埋められているのに、米軍の管理権で調査を拒否をされている。

このような実態からするならば、1973年の日米合意が生かされてはいないのではないかと思しますので、これは合法的な取り決めさえ実行し切れない県の弱腰の立場があると思いますので、知事から答弁をお願いします。

それから、泡瀬干潟の問題でありますけれども、具体的な事業計画を立証できるのかそれを伺いたいというふうに思います。

それから、県は控訴手続は議会の同意を不要としましたが、しかし、沖縄市は説明責任を果たすため議案として提案をしております。どちらの手続が正しいのか伺いたいというふうに思います。

それから、県は、新年度の予算審議にこの埋立関連予算が議会で重要案件と審議されるのは間違いないと思います。それでも議案としての説明責任は誤りなのか伺いたいと思います。

また、平成15年6月のヤンバル林道の違法公金支出差しとめ請求事件は、専決処分をして議会に報告し承認を求めている。この行政手続に矛盾が生じておりますので、一貫性がなく議会を混乱させている行政責任を感じないのか、答弁をお願いをしたいと思います。

それから、県の包括外部監査が先ほどありましたが、年間宿泊需要56万人、宿泊施設1275室、これは安易な根拠だとして、これはこのような抽象的な表現で具体的な施策が検討されていないということで、これに断じて約491億の事業費を投入すべきではないというのが監査の指摘であります。

この監査の指摘に我が会派の新里米吉議員の質問に対しても、14年に検証されているから間違いはないと。しかし、今後は社会情勢の変化を的確に把握をし

て事業推進をしていくということの答弁をしておりますが、今回の判決からして社会的情勢を見誤っていないのか、これを伺いたいというふうに思います。

それから、最後の県立病院の問題についてであります。独法化のデメリットは監査の経費のことだけだと言っておりましたが、独法化のデメリットの中に議会の関与、情報公開と住民の監視機能は後退しないのか、公務員の身分保障と権利はどうなるのか、独法化後の債務超過による解散の責任は知事にあるのか、公立病院の独法化は全国的にもまだ少ないが、十分なる評価検証はされていないのか。このようなことがデメリットも含めてあると思いますが、この答弁も漏れていますので明確な答弁をお願いしたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時13分休憩

午後3時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

ただいまの崎山嗣幸君の再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思します。

20分間休憩いたします。

午後3時14分休憩

午後3時47分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の崎山嗣幸君の再質問に対する答弁を願います。

知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 知事訪米の関連で、訪米目的を明確に示していただきたいと思いますという再質問にお答えします。

県知事の訪米の目的につきましては、沖縄の基地問題解決に向けて、まず第1に、米軍基地から派生する諸問題の解決促進、第2に、米軍基地の整理縮小の実現、第3に、地位協定の抜本的な見直しを米国の関係機関等に要請するとともに、あわせて新しい米国の新政権の沖縄の基地政策等について意見交換等を行行情報の収集を行いたいということでございます。

次に、県民の総意は新基地建設反対だと思うが、それについての明確な考えを伺いたいという御質問にお答えします。

市街地の中心部にある普天間飛行場は、騒音など住民生活に深刻な影響を与えており、同飛行場の危険性の除去及び早期返還は県民の強い願いであると考えて

おります。

県としては、その願いを早期に実現するためには名護市のキャンプ・シュワブへ移設することが現実的な選択肢であると考えており、県民の理解は得られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 基地環境問題を盛り込んだ条例の実現化のための決意と、1973年の日米合同委員会合意事項が生かされていないのではないかという趣旨の再質問に対しまして一括してお答えいたします。

生活環境保全条例につきましては、地方公共団体の自治立法である条例は、義務履行や法規制を実現できるようなものを規定すべきものであると考え、答申された基地環境問題に係る措置の内容が工場・事業場に対する規制、事業活動、日常活動に伴う環境負荷の低減措置により生活環境の保全等に関する施策を推進するという本条例の目的に直接的に関係がないものであり、条例に規定する内容としてなじまないものと考えたものであります。

次に、1973年の日米合同委員会合意事項につきましては、2003年（平成15年）まで県に対して情報が公表されておらず、これまでの立入申請は1996年（平成8年）の合意に基づいて行われてきた経緯があります。1973年合意にかえまして1996年の合意に基づいて行ってきた立入申請の件数は、平成8年12月から33件になっており、そのうち22件が許可されている状況にございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 再質問にお答えをいたします。

今後の具体的な事業計画で立証ができるのかという質問でございます。

当事業の土地利用については、現在沖縄市において今年度から今後の社会経済状況を踏まえた上の土地利用計画の見直し作業を進めているところであります。

県としましては、見直し作業はより経済的合理性を高めるために行うものであり、沖縄市の土地利用計画の見直しがなされることによって経済的合理性の説明が可能だと考えております。したがって、控訴審においても土地利用計画の見直しにより経済的合理性を立証することにより、司法の理解を得られるものと

いうふうに考えております。

3番目に、議会に諮らなかったことについてお答えをします。

本件訴訟について、沖縄市では県と同様、地方自治法第96条第1項の、議会の議決を要する事件ではないと判断をされているというふうに聞いております。市の判断で議会に諮ったものと理解をしております。

県としましては、本事件は地方自治法における議会の議決を不要と判断し法令に従って対処したものであります。

それから、議会に諮らなかったことについて質問がございましたが、本訴訟の当事者は執行機関である沖縄県知事であって、普通公共団体としての沖縄県ではないことから、地方自治法第96条第1項第12号の規定は適用されません。したがって、本件事件の判決を不服として執行機関である沖縄県知事が控訴を提起することは、地方自治法に規定する議会の議決を要する事件に該当しないと判断したものであります。

それから最後に、経済状況を見誤ったのかという御質問がございましたが、再三申し上げますように、本事業の土地利用につきましては、現在沖縄市において8月から土地利用計画の見直しに向けた調査委託業務を発注し、市民の意見を反映するためのワークショップや有識者等で構成する委員会の設置等により、地域の声を取り入れた新たな土地利用計画を取りまとめる予定だと聞いております。

県としましては、市が行う見直しの内容は埋立免許及び承認がなされた平成10年時点の土地利用計画について、現時点における社会情勢の変化に応じた見直しを行うものであり、より経済的合理性が高まるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 泡瀬干潟沖合埋立事業についての再質問で、奥与那林道訴訟の控訴の手續と今回は矛盾しているのではないかと趣旨の御質問にお答えいたします。

当時の事務の取り扱いについては、控訴期限が迫る中で法の解釈や精査が十分でなかったと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 県立病院の独法化のデメリット等について、先ほどの再質問にお答えい

たします。

地方独立行政法人制度は、事前の関与・統制を極力排し、事後統制の意向を図る観点から制度が設計されております。このため、毎年度の予算審査はなくなりますが、毎年度法人の業務実績等は議会に報告され、知事が定める中期目標や中期計画などは議会の議決を要するなど、民主的な統制の手続が定められております。

情報の交換につきましては、地方独立行政法人において中期目標、中期計画、業務の実績、評価結果、給与基準などの公表が義務づけられております。

また、職員の身分保障についてですけれども、一般地方独立行政法人の場合非公務員となりますが、今回目指している移行型独立行政法人については、現在と同様に地方職員共済組合法や地方公務員災害補償法などの適用が継続されるとされております。

なお、他府県での独法化の実績でございますけれども、大阪府立病院が機構として実施しております。それから、岡山県立精神科医療センターだとか宮城県立こども医療センター、それから山形県酒田市だとか、それから那覇市立病院など——那覇市立は本年度から独法化されているところでございます。

以上でございます。

○崎山 嗣幸君 休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時58分休憩

午後4時8分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） それでは、説明責任について答弁させていただきます。

泡瀬干潟埋め立てに関する住民訴訟は、御案内のとおり11月19日に判決がございまして、その日の夕方に知事コメントを発表しております。

それから、11月21日——19日は水曜日でございますが——には定例記者会見において、知事が判決についての見解や訴訟の方針等について説明をしてきております。

それから11月27日に開催された与野党議案説明会でも説明をさせていただいております。

それから、翌28日の本会議においても議員の皆様には裁判に係る経過を説明をしております。

それから、本会議の終了後に記者会見を開きまして、マスコミにも経過の説明をしております。

今議会においてもこのように代表質問、一般質問を

通して議員の皆様には十分な説明を行っていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 再々質問します。

今の泡瀬の件の答弁なんですけれども、説明責任を果たしたと言っていますが、野党が休憩をして知事と言ったんですよね。これが正しかったということをお認めになったと思いますけれども、でも説明責任というのは、やはりこれから予算がかかわることだし、私たちから言われなくてもやっぱり事前にちゃんと説明すべきだと思います。

それから訪米の件でありますけれども、修正をしてきたと言っていますが、修正をするということは、前回否決をされて今回は合意を得るための修正でありますから、極めて重要なことであります。とてもそういった意味ではまだ不明確な状態で説明をされておりますけれども、今、政府は新年度の予算でも工事の予算が組んでなかったり、首相もまた所信表明でも触れなかったり、知事の沖合展開も全く相手にされていないという意味で、辺野古移設は破綻をしているのではないと言われていたんですが、知事、そうであるならば、やっぱり県民の総意については辺野古移設反対ということを主張していくことが私は県民の意思だと思いますけれども、再度知事からその件については答弁を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 崎山議員の再々質問にお答えしたいと思うんですが、辺野古移設は破綻していると思っておりますが、私は破綻していないと思っております。日米合意の中で現実的な選択として、普天間基地がそのままあつたら明らかに危険だし、騒音もすごいということで県民はその移設を望んで来て、確かにベストは県外だとは思いますが、これも長い歴史、SACO合意からあってですよ、名護の人たちが受け入れていただけたということですから、条件をきちんと整えて移設するというのが現実の話で、破綻しているとは全く考えておりません。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 県民の皆さん、こんにちは。

議席18番、社民・護憲ネットの仲宗根悟であります。

通告に従い代表質問を行います。

「光陰矢のごとし」、「月ぬ 走いや 馬ぬ 走い」、月日のたつのは本当に早いものであります。もうシワシワ4日を迎えました。ことしも残り少なくなりましたけれども、ことし1年を振り返って、いろんなこと、嫌なことそしてまた楽しかったことも皆さんそれぞれが1年をかみしめているものだというふうに思います。

私たち自身最も大きな県議会議員選挙がありました。そしてアメリカの大統領選挙、オリンピックやパラリンピックと、この2008年、うるう年が本当に感動、そして感謝、思い思いの1年を過ごしてきたとそれぞれが感じていらっしゃるかと思います。

また、明けるうし年2009年は夢と希望が持てる年になりますよう、ニングワン込めまして代表質問に入りたいというふうに思います。

まず最初に、基地問題に関してであります。

(1)、名護市で起きた米軍人操縦セスナ機墜落事故についてであります。

10月24日に起きたこのセスナ機墜落事故は、年明けの収穫を間近に控えたさとうきび畑に墜落をし、また近くには学校や運動場、そして国道58号が走る場所であります。一步間違えますと大事故につながりかねない事故だけに、地域住民や県民へ強い不安と衝撃を与えました。事件・事故のたびに再発防止に努めるとしておりますけれども、とどまることのないこの事件・事故に本当に強い憤りを感じるものであります。

そこで伺います。

ア、事故の原因とその結果について明らかにするよう日米両政府へ強く求めるべきであると思っておりますがいかがでしょうか伺います。

イ、再発防止策が示せる間、飛行の中止を求めるべきと思いますがどうか伺います。

ウ、県警の事故調査で乗組員からの事情調査を行っておりますけれども、その後の状況についてお伺いをいたします。

(2)、久米島射爆撃場、そして鳥島射爆撃場の返還及び訓練水域の一部解除についてであります。

この海域及び沿岸は地元や漁業者にとっては豊富な漁場であり、マリンレジャーとしての活用など大いに期待がかかる海域、そして沿岸となっております。また、鳥島に至っては長年の実弾射撃によって破壊され原形をとどめておりません。国土保全の観点からもこれ以上の破壊は許されていいはずがありません。

このことにかんがみ、ア、知事自身も関係当局へ返還に向けての要請を行っております。そこでその所見

を伺います。

また、最大限地元の意向、漁業関係者の意見を反映させるべきであります。今後の取り組みについてお伺いをいたします。

(3)、嘉手納基地における騒音被害についてであります。

10月4日未明、周辺自治体の強い中止要請にもかかわらずF15戦闘機、そして空中給油機計16機が離陸を強行いたしました。

ア、県は、F15戦闘機などの未明離陸に対しどのような対応をされたか伺います。

イ、周辺住民代表の中止要請に対し基地報道部は、年最低3ないし4回は実施するとしておりますけれども、県の対応を伺います。

ウ、大規模な即応訓練が今まさに実施をされておりますが、その実施に対する県の対応を伺います。

(4)、ホワイト・ビーチへの原潜寄港についてであります。

ア、原潜寄港が頻繁で増加傾向にあるが、この状況を県はどのように考えているか伺います。

イ、いつまた冷却水漏れ事故が起こるか大変不安であります。入港拒否を強く訴え続けるべきだと思いますがいかがでしょうか。

(5)、宜野座村で空包弾が発見されたことについて、県は事実関係を把握しているか伺います。

次に、福祉行政に関してであります。

(1)、子育て支援について。

ア、厚生労働省は、東京都に次ぎ沖縄県の待機児童が多いことによる対策で、認可外保育園を認可化することによって待機児童緩和につなげたいとしておりますけれども、その認可外保育園の認可化について現在の進捗状況を伺います。

イ、認可外保育園の実態調査について、対象、手法、進捗状況を伺います。

ウ、保育の充実についての展開、取り組みについてお伺いをいたします。

(2)、健康づくりについて。

健康・長寿の取り組み、実践について伺います。

3番目に、教育行政に関してであります。

(1)、学力向上対策について。

ア、教育長は、学力トップの秋田県に学ぶと、教職員の人事交流を締結したとありましたが、その内容、取り組みについてお伺いをさせていただきます。

イ、テストの結果から原因を把握されたと思っておりますけれども、その対策について伺います。

(2)、10月に高校生が大麻所持で逮捕されたことにつ

いてであります。その対策と薬物乱用防止の取り組みについて伺いをいたします。

(3)、教職員の勤務実態調査についてであります。

ア、調査内容、結果、その進捗状況を伺います。

イ、結果を踏まえどのような対策を講ずるか伺います。

4、産業振興に関して。

(1)、農漁業について。

ア、本県の課題と施策について伺います。

イ、緊急対策事業の進捗状況とその成果について伺いをいたします。

(2)、商工業について。

ア、本県の課題と施策について伺います。

イ、地場産業育成の進捗状況と今後の取り組みについて伺います。

ウ、企業誘致の支援体制の評価が低いと言われておりますけれども、今後の取り組みはどうか伺います。

エ、金融支援等利用状況について伺います。

(3)、雇用対策について。

ア、知事は、失業率を全国平均並みの4%台を目指していますが、その施策について伺いをいたします。

イ、そしてまた、今後の取り組み、見通しについて伺います。

最後に、建設行政に関して。

(1)、米軍人向け高層マンション建設についてであります。

ア、県は、基地外居住数の実態を把握しているか伺います。

イ、住宅街、海岸沿い、農村集落に米国人向け高層マンションの建設が付近住民で大きな問題が生じています。規制や歯どめがつく方策ができないか伺います。

ウ、建築申請での事前協議で周辺住民との協議が図れないかを伺います。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲宗根議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に基地問題に関してですが、米軍訓練空域・水域の一部解除等についての御質問にお答えいたします。

去る11月11日、12日の2日間、私は久米島町長及び県漁連会長等とともに日米両政府に対し、ホテル・ホテル訓練水域の一部解除、鳥島射爆撃場及び久米島射

爆撃場の返還について要請を行ってまいりました。

これに対し、外務大臣及び防衛大臣は、現時点で返還を求めるということは難しいとの認識を示しましたが、外務大臣からは、私なりによく勉強をしてみたい、防衛大臣からは、今後、外務省とも一緒に努力していきたいとの発言がありました。

県としましては、訓練水域の存在や実弾による射爆撃等が漁業の振興や県土の保全等に著しい影響を及ぼすことがあってはならないと考えております。当該空域・水域の一部解除や返還について、引き続き日米両政府に対し求めていきたいと考えております。

同じく基地問題の中で、米軍訓練空域・水域の一部解除の今後の取り組みについてという御質問にお答えいたします。

今回の要請は、県民の生活と安全を確保するとともに、漁業の振興や県土の保全を図る観点から、久米島町や県漁連等の意向を踏まえ、当該射爆撃場等の返還を求めたものでございます。

県といたしましては、今後とも引き続き粘り強く返還を求めてまいりたいと考えております。

次に、福祉行政に係る御質問の中で、健康・長寿の取り組みに係る御質問にお答えいたします。

県におきましては、健康・長寿沖縄の維持継承のため、「健康おきなわ21」を策定をし、県民一体の健康づくり運動を展開しているところでございます。その中で、県民が日常生活で健康づくりを実践していくために、「十分な休養 ストレスと上手に付き合おう」、また「休肝日をつくろう お酒はほどほどに」などの標語を盛り込んだ「チャーガンジューおきなわ9か条」を決定いたしております。

また、去る6月28日には、「健康おきなわ21キックオフイベント」を開催し、関係機関や関係団体が協働して県民の健康づくりを支援する「チャーガンジューおきなわ応援団」を結成いたしました。9月6日には、県民に健康づくりに対する関心を持ってもらうことを目的に、「健康おきなわ21推進大会」を開催しております。さらに、地元2紙に毎月1回、県内の著名人をサポーターとしまして9か条を掲載し、普及啓発に努めているところでございます。

今後とも、県民みんなで支え合う健康づくりを推進し、沖縄県の健康・長寿を維持継承していきたいと考えているところでございます。

次に、産業振興に係る御質問の中で、農林水産業の諸課題と施策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県の農林水産業は、近年、農林漁家の高齢化、

後継者の減少、国際化の進展等による農林水産物価格の低迷等により厳しい状況に置かれております。このため、県といたしましては、農林水産業振興計画に基づき、第1に、おきなわブランドの確立と拠点産地の形成による生産供給体制の強化、第2に、輸送コストの低減や地産地消など、流通・販売・加工対策の強化、そして第3に、担い手の育成や多様な新規就業者の育成確保、第4に、省力・低コスト化に向けた農林水産技術の開発・普及、第5に、農業用水源の確保やかんがい施設等の生産基盤の整備など、諸施策を総合的に推進しているところでございます。

次に、産業振興に係る御質問の中で、4の(3)のア、4の(3)のイが関連しておりますので、お許しを得て一括して答弁させていただきます。

沖縄県では完全失業率の全国平均化に向けて、地域産業の振興を図りますとともに、沖縄IT津梁パークの整備や税制上の優遇措置等を活用したトップセールスなど、雇用効果の高い企業誘致に積極的に取り組んでいるところでございます。また、観光、情報通信関連企業のミスマッチ対策フォーラムの開催やマッチング支援のほか、キャリア教育の推進に向けたジョブシャドウイングの実施、県民意識改善の広報などに取り組んでいるところであります。しかしながら、米国経済に端を発しました経済危機の影響により、県内外有効求人倍率の低下や輸出産業を中心とします雇用調整など、当初予想しがたかった事柄が発生しております。

このように、完全失業率の全国並みの改善は厳しい環境にあります。ぜひとも実現すべき重要な課題であると認識いたしております。このため、今後の政府における総合経済対策と連携を図りつつ、県内の現状を踏まえた中小企業に対する支援や雇用支援策の拡充など、取り組みを加速をし、目標達成に向け全力で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 基地問題のうち、セスナ機墜落事故の原因究明についてお答えします。

県では、今回の事故を重く受けとめ、事故の翌日の10月25日、在日米軍沖縄地域調整官及び嘉手納基地第18航空団司令官に対し、県警察の捜査に協力し、今回の事故原因の徹底究明と公表を行うことなどを強く求めたところであります。また、11月10日から12日にか

けて軍転協を通じ、安全管理の徹底と再発防止策、事故原因の徹底究明、被害に対する十分かつ速やかな補償、日米地位協定の見直し等について、米軍を初め日米両政府に対し強く要請したところであります。

次に、飛行停止についてお答えします。

嘉手納基地渉外部によると、10月24日の事故後からエアロクラブ所属の飛行機は飛行を停止しており、停止期間は未定であるとのこととあります。

県としては、具体的な事故の原因が明らかにされない限り、飛行を再開すべきでないと考えております。

次に、未明離陸への対応についてお答えします。

県は、嘉手納飛行場における早朝離陸について、住民生活の平穏を妨げ著しい影響を与えることから、日米両政府に対し飛行プランの見直しを求めるとともに、軍転協を通じ、深夜・早朝における離着陸の制限、日曜・祝祭日における飛行の制限など航空機騒音規制措置の趣旨徹底により騒音の軽減を図るよう強く要請しております。

次に、未明離陸への今後の対応についてお答えします。

県としては、航空機騒音の軽減に向け、関係市町村と連携を図りながら、他の基地を経由するなど飛行プランの見直しを行い、深夜・早朝の飛行を回避するよう、米軍を初め日米両政府に対し引き続き粘り強く求めてまいります。

次に、即応訓練についてお答えします。

県は、嘉手納飛行場における即応訓練について、周辺住民に著しい影響を及ぼさないよう十分配慮することなどを申し入れております。

県としては、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、県民の生命、生活及び財産へ十分に配慮すべきであると考えております。

次に、原子力潜水艦の寄港増加などについて一括してお答えします。

県としては、原子力潜水艦の寄港については最小限にとどめるとともに、安全が確認されない限り、本県に寄港すべきでないと考えております。

なお、県としては、日米両政府があらゆる安全対策を講じ、原子力潜水艦の安全性の確保に最大限の努力を払うべきものと考えております。

次に、空包弾発見の事実関係についてお答えします。

去る11月27日、漢那ダムの管理用道路沿いの草むらで、ダム管理者である沖縄総合事務局によって空包弾が入った鉄の箱が発見され、通報により石川警察署が回収したところであります。同事務局によると、定期

的に行っている水質調査でも特に異常なデータは観測されていないことから、水質上の問題はないものと考えているとのことであります。また、11月28日には漢那ダムの臨時点検を実施し、空包弾等の不審物はないことを確認したとのことであります。

石川警察署によると、現在、空包弾が米軍のものかなどについて米軍に対し照会中とのことであります。

次に、建設行政についてのうちの基地外居住者数についてお答えします。

防衛省によると、平成20年3月末現在、沖縄県内の施設・区域外に居住している軍人・軍属、家族の総数は1万1810人となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） パイロット等関係者からの事情聴取状況についてお答えします。

事故機には、パイロットを含む4名の米軍人が搭乗しておりました。4名のうち、パイロットを含む2名は県立北部病院へ、ほか2名の同乗者のうち1名は米海軍病院へ、それぞれ治療のため搬送され、けがをしていなかった1名は名護警察署へ同行を促し任意の事情聴取を行いました。なお、パイロットについてはその日のうちに米海軍病院へ転送されております。

事故発生当日においては、県立北部病院に搬送された同乗者1名、名護警察署に同行を促した1名の両名から事情聴取を行いました。その後、米海軍病院へ搬送された者を含め3名の同乗者から数回にわたり事情聴取を行っております。パイロットについては、重傷を負っていたことからすぐには事情聴取ができず、発生から5日後の10月29日に米海軍病院において事情聴取を行いました。その後、嘉手納基地内での事故機の検証を行った11月19日にも事情聴取を行っております。

県警察では、同乗者からの聴取内容、事故機の検証結果、米軍の作成する事故調査結果を踏まえ、パイロットからの再度の事情聴取など所要の捜査を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 福祉行政に關した質問の中の、待機児童対策特別事業における認可化の進捗状況と認可外保育施設実態調査及び保育の充実について一括してお答えいたします。

沖縄特別振興対策調整費を活用した待機児童対策特

別事業につきましては、現在、認可外保育施設に対して、認可化への意向や土地、建物の所有状況などを調査するとともに、待機児童の実態を把握するため、当該施設入所児童の保護者へアンケート調査を実施しているところであります。これらの調査票を年内にも取りまとめ、平成21年1月中旬ごろまでに調査結果を集計することとしております。

当該調査結果をもとに市町村と調整の上、今年度中に認可化促進計画を策定し、これに基づき認可化の促進を図っていくこととしております。また、平成20年度の単年度事業として、すべての施設を対象に、保育内容向上に向けた研修会を開催したところであり、今後、市町村と連携して保育教材費等の助成を実施することとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育行政に關しての御質問で、秋田県教育委員会との人事交流の内容と取り組みについてお答えいたします。

平成20年11月18日に秋田県教育委員会で、教員の相互派遣に關する覚書を交わしてきたところであります。

このたびの人事交流の目的は、教員を相互に派遣することで、それぞれの県、学校の課題や新しい教育システム及び指導方法のあり方等について識見を深め、教員としての資質の向上を図ることとあります。

覚書の具体的な内容としましては、1つに、平成21年4月1日より当面3年間の相互派遣を行うこと、2つに、公立小中学校教員を相互派遣するものとし、原則として各校種につき1人派遣するが、両県が必要と認める場合は2人以上派遣することができること、3つに、勤務成績が優秀かつ学習指導、生徒指導にすぐれ、将来指導的な立場につくことが期待できる者を派遣することとなっております。

現在、各教育事務所において派遣教員の募集の説明を終えたところであり、派遣教員の決定に向けて取り組んでいるところであります。

次に、学力向上対策についてお答えいたします。

本県は、知・徳・体の調和のとれた人間の育成を目指し、学校・家庭・地域が一体となって学力向上対策を推進してまいりました。しかしながら、昨年同様、今年度調査の分析結果から、本県の児童生徒は基本的な生活習慣の確立や基礎学力の定着、学習意欲などに課題があるものと考えております。

県教育委員会としましては、全国学力・学習状況調

査の結果を踏まえ、これらの課題改善に多様な視点から取り組むため、教育庁内に学力向上施策検討委員会及び学力向上推進プロジェクトチームを設置し、全国学力・学習状況調査の分析、検討をするとともに、沖縄県学力到達度調査等を実施することとしたところであります。また、本県の小中学校教員の授業力向上を図り、児童生徒一人一人にわかる授業を構築するため、文部科学省の学力調査官等を交えた授業研究会を実施するなど授業改善に取り組んでいるところであります。

県教育委員会としましては、今後の学力向上対策の取り組みの充実を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となった県民総ぐるみの学力向上対策を強力に推進してまいりたいと考えております。

次に、薬物乱用防止の取り組みについてお答えいたします。

今回、高校生が大麻所持で逮捕されたことは、まことに憂慮すべき事態であり、重く受けとめております。

県教育委員会では、緊急の庁内対策会議、県立学校長会、教育事務所長会、さらには警察、PTA関係者、関係機関等で構成する緊急連絡協議会の開催や薬物乱用防止に向けた通知文を発送するなど、指導の徹底を図ったところであります。

また、各学校におきましては、大麻等薬物使用に対する職員研修の実施や警察職員、麻薬取締官、医師等の専門家を活用した薬物乱用防止教室の開催など、なお一層の指導強化に努めているところであります。

県教育委員会としましては、庁内に設置したワーキングチームでアンケート結果の分析を行い、具体的な方策の検討を進めているところであります。

今後とも、学校・家庭・地域・関係機関等が連携強化を図り、県民総ぐるみで薬物乱用防止教育に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、教職員勤務実態調査の内容と対策等について一括してお答えいたします。

教職員の勤務実態につきましては、平成18年度に文部科学省が全国調査を実施し、結果が公表されました。その結果を受け、県教育委員会では、公立小・中・高・特別支援学校の全教職員を対象に「教職員の勤務の実態や意識に関する調査」を8月に実施しました。調査内容としましては、「勤務時間内の業務に関すること」、「勤務時間以外に行っている業務に関すること」及び「日頃の業務における悩み」などとなっております。

現在、大学教授、弁護士、医師等の学識経験者、学

校、PTA及び職員団体関係者等から成る「教職員の勤務の実態や意識に関する分析検討委員会」を設置し、その集計結果をもとに勤務状況等の実態把握と分析を行い、12月末を目途に提言を受ける予定であります。

県教育委員会としましては、その提言を受け、学校組織の活性化・効率化に資する方策や教職員が働きやすい環境づくり等の改善策を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは産業振興に関しての御質問で、農林水産業に係る緊急対策事業の取り組みについてにお答えいたします。

県では、原油価格高騰対策として、飼料価格高騰対策や漁船燃費向上対策など12項目の支援策を実施しております。

現時点での主な実績としましては、家畜飼料特別支援資金や農業経営緊急対策資金などで貸付総数として184件、金額にして2億9662万5000円となっております。また飼料価格高騰対策で配合飼料価格差補てん金として9億9700万円、価格安定対策で、肉用牛肥育経営安定対策補てん金として8000万円、経営安定対策で、都府県酪農緊急経営強化対策交付金として2700万円、漁船燃費向上対策で船底清掃に必要な経費補助として160隻分に支援をしているところであります。また、燃油費増加分を補てんする省燃油操業実証事業については、12漁協、403隻が申請済みであり、肥料対策については、肥料費増加分の助成に必要な条件整備を進めているところであります。さらに、11月補正予算において、太陽光発電設備の導入や畜産処理加工施設への省エネ型ボイラーの導入など2671万4000円を計上しているところであります。

これまで市町村、関係団体等に対して、県内各地で説明会を開催し、これらの対策の周知を図っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 産業振興に関する御質問の中で、商工業の課題と施策についてお答えします。

本県の商工業を含む製造業等地域産業の基本的課題としましては、経済のグローバル化の進展に伴う消費者ニーズの多様化等に対応した企業経営が求められて

いることから、競争力のある付加価値の高い製品開発や品質向上など物づくり基盤の強化とともに、中小企業等の経営基盤を強化する必要があると考えております。また、小売業については、郊外型大規模小売店舗の立地の影響などにより空洞化が進んでいる中心市街地の活性化を図る必要があると考えております。

県においては、このような課題を踏まえ、商品開発力の向上と物づくり基盤の強化、資金調達の円滑化など中小企業への総合的な支援に取り組むとともに、商店街・中心市街地の活性化を促進してまいります。

次に、地場産業育成の進捗状況と今後の取り組みについてお答えします。

産業振興計画では、従来の地場産業について、本県の地域特性を生かした発展可能性の高い産業を地域資源活用型、地域技術・ノウハウ活用型など、4つの類型でオキナワ型産業として位置づけております。これらのオキナワ型産業のうち、特に泡盛産業、工芸産業、観光土産品産業、健康食品産業などを重点産業として戦略的な展開を図っているところであります。

これらの重点産業の進捗状況について成果指標の達成状況で見ますと、泡盛産業については、平成23年度の目標値の出荷額380億9800万円に対し、平成19年度は216億300万円となっており57%の達成状況となっており、ここ数年減少傾向にあります。また、工芸産業については、平成23年度の目標値の出荷額62億8200万円に対し、平成18年度は47億5000万円となっており、76%の達成状況でおおむね順調に推移しております。

県としては、引き続き目標達成に向けて新製品の開発や品質の向上などに努めるとともに、おきなわブランドの確立などを支援することにより、県産品の市場競争力を強化して、県外や海外への販路開拓に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、企業誘致の支援体制の評価と今後の取り組みについてお答えします。

経済産業省が行った「都道府県の企業立地満足度調査」は、平成18年に用地・建物などの固定資産を増加させた事業所を対象にした調査結果を公表しております。

当該調査では、テナントビルへの入居など設備投資を伴わない情報通信関連の企業や特別自由貿易地域の賃貸工場に立地する企業が調査対象となっていないことから、沖縄県の企業誘致の取り組みが反映されたものになっていないと認識しております。

今年度は、東京及び名古屋での企業誘致セミナーを初め、各種展示会への参加、企業招聘事業などを実施したほか、中国などにおいても沖縄投資環境説明会を

実施してきました。今後とも知事を先頭に企業誘致を積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、金融支援等の利用状況についてお答えします。

金融支援として県が行っている県制度融資の利用状況は、平成20年10月末現在で貸付件数648件、貸付金額が47億3000万円となっており、昨年の同時期と比較すると、貸付件数で58%増、貸付金額で52%増となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 建設行政に関しての御質問の中の、米軍人向け高層マンションの建設の規制についてお答えします。

高層マンションの建築については、都市計画法や建築基準法等に基づく基準に適合する場合は規制をすることは困難であります。しかし、建築の高さについては、都市計画法に基づき市町村が定める地区計画や景観地区の指定により、規制・誘導することができません。

県としましては、まちづくりについては市町村の主体性が発揮されることが重要であることから、高層マンション建設の高さ制限など、良好な景観形成については、市町村の意向を尊重していきたいと考えております。

次に、周辺住民との事前協議についてお答えします。

マンションの建設については、都市計画法、建築基準法等の関連法に適合している場合は、特に周辺住民との事前協議の義務づけはありません。

県としましては、建設されるマンションの高さが周辺の土地利用との調和を損なうようなことがある場合は、建築主が周辺住民に事前説明会を実施するなどの自主的努力を市町村と連携して促していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 再質問を行います。

基地問題についてでありますけれども、この戦闘機の未明離陸は私自身も監視行動を行いましたけれども、午前2時過ぎから1時間余り、3時過ぎまでの間に16機がすさまじい爆音をまき散らして飛び立ちました。目の当たりにしましたら、これが本当に真夜中なんだろうかと無神経ぶりにはあいた口がふさがらない

というような思いがいたしました。本当に憤りを感じ、怒りも込み上げてまいりましたけれども、1968年に起きたB52爆撃機が離陸に失敗をし墜落炎上したあの事件を常に思い出します。こちらも未明であったということから、周辺住民はあのと時の悪夢が今いつでも頭から離れないというようなことで、大変大きな不安を抱えています。

本県の米軍基地は、米軍再編による負担軽減どころか、演習拡大による騒音の悪化、F15戦闘機の未明離陸、外来機を交えての合同演習による大規模な即応訓練、自衛隊との合同訓練など、むしろ強化の度合いが増しているのが現状であります。そのことについてどうお考えか、お尋ねをいたします。

また、原潜の横須賀、佐世保両基地への寄港が減り、ホワイト・ビーチに集中していることに、ホワイト・ビーチに昨年陸上から高圧電流や蒸気などを供給する施設が増強され、原潜が寄港しやすくなったということで原潜の活動を活発化させ、事実上の原潜基地としての利用をしているのではないかと見る向きもありますが、そのことについていかがでしょうか。答弁を求めます。

その米軍基地関係でも事件や事故、もう枚挙にいとまがありません。演習激化に抗議の意思を示して、そしてまた久米島、鳥島両射爆場の返還、訓練水域の一部を解除を要求する県民総意の意思を示すために県民大会を開催してはどうか伺います。

福祉行政について。

健康づくり政策は、これまでふえ続ける医療費の抑制につなげる最も重要な施策の一つであります。市町村との連携、そしてまたいろんな施策が展開をされておりますけれども、市民レベルでの自発的活動の推進も大事な一つだと感じております。その環境づくり等をどのように図っているか、こちらもお尋ねをいたします。

教育行政の学力対策については、人事交流を通して双方の利点を生かし、またテストの結果から原因を把握されたようであります。今後の施策の展開に鋭意努力を望みたいというふうに思います。

薬物乱用対策についても、この問題こそ地域の力が問われると思います。大人や地域がしっかり防止対策にかかわることが重要に思います。その連携の取り組みについても確立されて対策を講じていただきたいというふうに思います。

産業振興については、本県産業基盤を支える第1次、第2次、そして第3次産業であります。安心して事業が営めるよう、支援においてこの環境づくりに努

めていただきたいと要望いたします。

建設行政の米軍人向け高層マンション建設でありますけれども、もちろん建築申請の許認可事務においては地権者の申請であります。こちらはよくて、またこちらはだめだというような一方に偏る行政事務はできないというのは重々承知しておりますけれども、用途地域以外において建ぺい率などのように制限がありますが、それ以外、例えば農村集落あたりは高層住宅の制限する方策がないというのが状況であります。ここであえて米軍人向けマンションと申し上げましたのは、高い家賃収入が得られる、このことが大きな理由で建設に至るというようなことであります。周囲の住民からしますと、先祖代々から譲り受けた土地に、あるいは安住の土地を求め移り住んできた。しかしながら、この高層マンション建設のおかげで地域のコミュニティが崩壊しつつあります。そしていやしの場が失われます。せめて工事が始まる前に施主や地権者との協議の機会を得ることができないか、そういうことがかなわないかということなんです。その方法についていかがでしょうかということなんです。例えば用途地域外に中高層建設物を建築する場合において、建築確認申請前に周辺住民と協議を図る制度を設けるとか、あるいは努力義務として義務づけするとか、そういった方策がつかれないかということでもあります。そのことについてぜひお願いをいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時5分休憩

午後5時12分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 健康増進体制の環境づくりについての御質問に回答いたします。

健康づくりの市民レベルでの推進体制をつくっていただくということで関係機関、関係保健医療団体、それから有識者及び事業者等で構成するアクションプラン推進協議会を設置しまして、「健康おきなわ21」の進捗状況の評価などを行う体制を整えました。また、アクションプラン推進協議会のもとに食生活、運動及びたばこ対策等の各分野別の検討委員会を置くこととしております。さらに、各保健所管内ごとに市町村と連携いたしまして、地域保健と食育保健の連携を図る体制を整備して、効果的に「健康おきなわ21」の推進をしていくこととしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 再質問にお答えします。

用途地域外における高層マンションの建設につきまして、事前協議の制度ができないのかという御質問でございます。

先ほど答弁しましたように、マンションの建設については都市計画法、建築基準法等の関連法に適合している場合は特に周辺住民との事前協議の義務づけはありません。現行法においては制度化について困難だというふうに考えております。しかしながら、用途外の高さについて、建築物の高さについて、都市計画法に基づく市町村が定める地区計画、それから景観地区の指定により規制誘導することができることとなっております。

したがいまして、私ども県としましては、用途地域外においても市町村と連携しまして、やはり地区計画あるいは景観地区の指定をすることによって、良好な高さを決定することによってその制度を活用して規制誘導することができると思っていますので、そういうふうにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 早朝離陸や即応訓練、日米の合同訓練などが激化しているが、それについてどう考えるかという御質問にお答えします。

県としては、各種の訓練の実施に伴い地域住民に著しい影響を及ぼさないよう十分に配慮することなどを演習の実施の際、その都度申し入れをしております。

県としては、米軍等の訓練によって被害や不安を与えることがあってはならず、県民の生命、生活及び財産へ十分に配慮すべきであると考えております。

今後とも日米両政府等に対し、強く申し入れていきたいと考えております。

次に、原潜寄港とホワイト・ビーチの関連でございますが、棧橋の改修によって寄港がふえているのじゃないかという御質問でございますが、棧橋の改修については承知しておりますが、このことが原潜寄港の増加と関係があるかどうかについては、把握をしておりません。

次に、県民大会の実施についてであります。県民生活に影響を及ぼすような事件・事故の発生等があるときは、その都度日米両政府や米軍に対し申し入れを行っております。

今後とも政府等に対し、粘り強く働きかけていく必要があるし、そのように働きかけていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 高層建築物についてでありますけれども、やはりなかったらつくればいいんじゃないという単純なお話をさせていただくんですけれども、地域住民からも事前協議に関してももちろん法律はないですよ。ところが、県の条例あたりでもこの義務づけやそれから制度として設けることはできないかというような要望でありました。

そしてこの県民大会なんですけれども、こうして頻繁に演習が起こる、そして著しく生活に影響を与えているんですよ。ですから、ここは鳥島や久米島も返還要求も相重なって、ぜひここは県民大会をすべきだというふうに要望を申し上げ、終わりたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明５日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時１９分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 中 川 京 貴

会議録署名議員 渡 久 地 修

平成20年12月 5 日

平成20年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 3 号）

平成20年
第4回

沖縄県議会（定例会）会議録（第3号）

平成20年12月5日（金曜日）午前10時2分開議

議事日程第3号

平成20年12月5日（金曜日）

午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出席議員（47名）

議長	高嶺善伸君	25番	新垣良俊君
副議長	玉城義和君	26番	仲田弘毅君
1番	上原章君	27番	照屋守之君
2番	島袋大君	28番	辻野ヒロ子さん
3番	中川京貴君	29番	嶺井光君
4番	桑江朝千夫君	30番	當間盛夫君
5番	平良昭一君	31番	当銘勝雄君
6番	仲村未央さん	32番	渡嘉敷喜代子さん
7番	照屋大河君	33番	前田政明君
8番	渡久地修君	34番	玉城ノブ子さん
9番	上里直司君	35番	赤嶺昇君
10番	瑞慶覧功君	36番	比嘉京子さん
11番	奥平一夫君	37番	金城勉君
12番	吉田勝廣君	38番	糸洲朝則君
13番	當山眞市君	39番	翁長政俊君
15番	座喜味一幸君	40番	浦崎唯昭君
16番	佐喜真淳君	41番	池間淳君
17番	玉城満君	42番	新垣哲司君
18番	仲宗根悟君	43番	具志孝助君
19番	崎山嗣幸君	45番	新里米吉君
20番	西銘純恵さん	46番	嘉陽宗儀君
21番	山内末子さん	47番	新垣安弘君
22番	新垣清涼君	48番	大城一馬君
24番	前島明男君		

欠席議員（1名）

14番 吉元義彦君

説明のため出席した者の職、氏名

知事 仲井眞弘多君 副知事 仲里全輝君

副 知 事	安 里 カツ子 さん
知 事 公 室 長	上 原 昭 君
総 務 部 長	宮 城 嗣 三 君
企 画 部 長	上 原 良 幸 君
文 化 環 境 部 長	知 念 建 次 君
福 祉 保 健 部 長	伊 波 輝 美 さん
農 林 水 産 部 長	護 得 久 友 子 さん
観 光 商 工 部 長	仲 田 秀 光 君
土 木 建 築 部 長	漢 那 政 弘 君
企 業 局 長	花 城 順 孝 君
病 院 事 業 局 長	知 念 清 君
会 計 管 理 者	福 治 嗣 夫 君
出 納 事 務 局 長	赤 嶺 哲 雄 君
会 計 課 長	

知 事 公 室 秘 書 広 報 統 括 監	上 運 天 昂 君
総 務 部 長	名 渡 山 司 君
財 政 統 括 監	
教 育 委 員 会 長	伊 元 正 一 君
教 委 員 会 長	仲 村 守 和 君
教 育 長	
公 安 委 員 会 長	幸 喜 徳 子 さん
委 員 会 長	
警 察 本 部 長	得 津 八 郎 君
労 働 委 員 会 会 長	比 嘉 正 幸 君
人 事 委 員 会 会 長	伊 礼 幸 進 君
事 務 局 長	
代 表 監 査 委 員	又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	長 嶺 伸 明 君	課 長 補 佐	平 田 善 則 君
次 長	遊 佐 信 雄 君	主 査	中 村 守 君
議 事 課 長	嘉 陽 安 昭 君	主 査	佐 久 田 隆 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第 1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 私は、日本共産党県議団を代表して代表質問を行います。所見を述べ質問を行います。

今、激動の時代を迎えています。米軍、大企業優遇の自公政治に対する怒りが日本列島で渦巻いています。若者を使い捨てにする働かせ方、高齢者をうば捨て山に追い込む差別医療、地方、農漁業、中小企業を切り捨てにする政治、そして国民に苦難ばかりを押しつけ平然と国民を見捨てる。かつてこれほど冷たく無責任な政治があったでしょうか。何でもアメリカの言いなりに、憲法 9 条を踏みにじって戦場へ自衛隊を派兵し、憲法まで変えて戦争できる国をつくる動きにも、立場の違いを超えて不安と危惧の声が上がっています。国民が解決を願っているどの問題でも、その根っこをたどっていくと余りにもひどい大企業中心、異常なアメリカ言いなりという 2 つの政治悪にぶつかります。

日本に駐留する米軍の部隊は、海兵遠征軍、空母打撃群、航空宇宙遠征軍などで日本を守るための軍隊ではありません。政府は 1978 年以来、安保条約上何の義務もない米軍駐留経費を思いやりなどとして負担して

きました。その額は、08 年度予算で 2501 億円と中小企業予算 1761 億円を上回り、78 年以来の 30 年間の総額は 5 兆 7000 億円を超えます。沖縄名護市辺野古に県民・県議会の強い反対を押し切って建設しようとしている新たな米軍基地の費用も日本負担の上、米軍再編のための 3 兆円もの負担にも応じようとしています。そもそも、外国軍の基地を外国に建設するために他の国がその費用を負担するなどということは、世界の歴史上も前例のないことであります。

日本共産党は、米軍再編の名による基地強化・永久化に反対し、基地のない平和な沖縄・日本を目指し県民・国民とともに闘います。

政府の調査でも、生活が苦しいという国民が 6 年連続でふえ続け 57.2% にもなっています。貧困と格差の拡大が日本社会に重くのしかかっています。国民の所得は減り続けるのに、自公政権はこの 7 年間に 13 兆円、4 人家族で 40 万円もの負担増を家計に押しつけました。国民が日々の生活にこれだけ苦しみ不安を抱いているというのに、なぜ政治がそれにこたえようとしていないのでしょうか。その大もとにあるのが大企業中心の政治のゆがみです。働く貧困層の広がりをもたらした根源にあるのが雇用のルールの破壊です。この 10 年間に正規雇用が 400 万人も減り、非正規雇用が 600 万人もふえました。全労働者の 3 人に 1 人、若者や女性では 2 人に 1 人にまで広がり、年収 200 万円にも満たない労働者が 1000 万人を超えました。自公政治は多くの

労働者から安定した雇用と暮らし、そしてあすへの希望を奪ってしまいました。

この号令をかけたのが財界・大企業です。財界・大企業は、要らなくなったら物のように捨てることのできる首切り自由の使い捨て労働を手に入れ、史上最高の利益を上げ続けています。自公政治は、国民には財政難だからといって増税と負担増を押しつけ、社会保障制度を持続可能にするためなどといって年金、医療、介護などの社会保障を改悪してきました。

ところがこの間、資本金10億円以上の大企業と大株主などの大資産家に年間7兆円もの減税が行われました。収入が減っている庶民には増税と社会保障の負担増を次々と押しつけながら、史上最高の利益を上げている大企業には減税と大盤振る舞いをする、これほど異常な政治があるでしょうか。

小泉内閣以来の構造改革路線の結果、日本経済は強くなるどころか極端な外需・輸出頼み、内需・家計ないがしろの脆弱な体質になってしまいました。

経済政策の軸足を外需頼みから内需主導に変え、大企業から家計に大きく切りかえることが必要です。雇用、社会保障、農業や中小企業を立て直し国民の生活を応援し、そのことで土台から経済の体質を改善することが重大な局面を迎えている経済危機を打開する一番の大道であります。

日本共産党は、大企業にも社会的責任を果たさせ、利益を上げたら応分の負担を求める世界でも当たり前の経済社会、暮らしと権利を守るルールある経済社会への改革を進めます。

発言通告に基づいて質問を行います。

最初に、景気悪化から国民・県民生活を守る緊急経済対策について。

(1)、ばくち経済、カジノ経済によってつくられた景気悪化のツケを国民に回すことは許されません。責任ある対応について。

非正規雇用の大量解雇を進めているトヨタをとっても、大幅減益とはいえなお年間6000億円もの利益を見込んでいます。この5年間連続で史上最高の利益を上げ続けてため込んだ内部留保は、大企業（資本金10億円以上）だけで230兆円にも上ります。このような大企業が雇用に対する社会的責任を放棄し、首切り、雇いどめによる大失業のあらしの引き金を引くことは許されるものではありません。首切り対象になっている労働者の多くは若者であり、蓄えも十分でないため職を失えば直ちに路頭に迷ってしまいます。

以下、質問します。

ア、世界的な金融恐慌のもと、自動車産業等の大企

業等の臨時・非正規雇用の大量解雇が強行されています。多くの県内出身者も本土の自動車産業等へ契約や派遣等で働きに行っています。失業を防ぎ雇用を守るために主要企業に対して雇用どめを行わないよう沖縄県として申し入れること。沖縄県出身者の解雇、雇用どめの実情と対応について知事の見解と対応を問う。

イ、国に緊急雇用対策の実施を求めるとともに、県独自の失業対策事業などの緊急雇用対策を行うこと。

ウ、県下の事業所の9割以上を占める自営商工業者の実態調査を行い、実態に応じた緊急対策を進めること。

エ、貸し渋り、貸しはがしの原因ともなっている部分保証制度をもとの全額保証制度に戻すことを国に強く求めること。当局の見解と対応を問う。

次に、泡瀬干潟埋立問題と那覇地裁判決への対応について質問します。

日本共産党県議団は、これまで一貫して泡瀬干潟の埋立工事に経済的合理性がないことを明確にし、この埋立工事を批判しその中止を求めてきました。

(1)、今回の泡瀬干潟埋め立ての東部海浜開発事業への公金差しどめを命ずる那覇地裁判決の要旨は何か。

(2)、県の外部監査報告でも事業計画の見直しが指摘されていました。今回の那覇地裁の判決は、無駄な自然破壊の公共工事の中止を求める画期的な判決です。県政の公共工事の根本が問われており、県議会議決議案として諮り県民的な議論を尽くすべきであります。

(3)、沖縄市は議会に議案を提案して審議を行う対応を行っています。裁判の訴訟費用は県知事の負担ではなく、沖縄県の公金で対応することであり、予算の議決権を有する県議会に議決議案として審議することこそ民意を反映した対応ではありませんか。

(4)、判決を尊重して裁判が確定するまで工事を中止すべきではないか。当局の見解と対応を問うものです。

次に、知事の政治姿勢について質問します。

(1)、知事公約との関連について質問します。

知事が就任して満2年になるが、公約の実現状況について以下のことを問う。

ア、普天間飛行場の3年閉鎖状態について。

イ、失業率の本土並み化について。

ウ、30人学級の実現について見通しがあるのか。なければ修正すべきではないか。知事の対応と見解を問う。

(2)、「沖縄県行財政改革プラン」の抜本的見直しについて質問します。

貧困と格差を拡大する破綻した構造改革路線の官か

ら民へなどの福祉・教育・医療の切り捨ての具体化、県立浦添看護学校の民営化などの「沖縄県行財政改革プラン」は、県民生活を守る内容に抜本的に見直すべきであります。当局の見解と対応を問うものです。

(3)、米軍基地の撤去について質問します。

ア、沖縄県民の苦難の根源は米軍基地です。私たち県民は、どんな困難があっても米軍基地のない平和な沖縄を実現するために県民が心一つに奮闘することが沖縄県民の歴史的な使命ではありませんか。知事の見解を問うものです。

イ、沖縄県民の生命と財産を守り、人類の宝であるジュゴンがすむ貴重なサンゴ群のある美ら海を守る責務のある沖縄県知事が、辺野古の大浦湾を埋めて海外侵略の米軍の恒久基地を建設するために日米両政府とともに推進しようとするのは許されない暴挙であります。知事は、県民の立場に立って辺野古への新基地建設に反対し、貴重な地球の宝であるヤンバルの自然を守るべきではありませんか。知事の見解を問うものです。

ウ、日本の進路として、21世紀のアジアと世界の平和を追求する立場に立って異常な対米従属から抜け出し、国際的にはいかなる覇権主義も許さず国連憲章に基づく平和の国際秩序の確立を目指し、米軍基地のない非同盟・中立の日本と対等・平等の日米関係への転換が必要ではありませんか。知事の見解を問います。

(4)、米軍再編と沖縄の現状について質問します。

ア、米軍再編の名による基地強化・永久化により、基地の負担軽減ではなく嘉手納基地や普天間基地の騒音被害や県内での米軍演習・訓練は、軽減されるどころか全面占領時代に逆戻りしたと言われるほど強化されています。原子力潜水艦のホワイト・ビーチへの寄港の異常な回数は、先制攻撃戦略における危険な役割が増大していることを意味しています。米軍再編推進の知事発言が影響しているのではありませんか。見解をお伺いいたします。

(5)、米軍再編と知事訪米について質問します。

ア、訪米の目的は何か。前回の訪米内容と何が違うのか。前回の訪米予算が削除されたのはなぜか。米軍再編推進の立場をやめたのか。知事提出議案の中で説明がなかったのはなぜか。知事の見解を問うものです。

イ、知事が訪米をする場合、沖縄県民の代表としての知事として、県民の一致する米軍基地被害、嘉手納基地、普天間基地の演習・騒音被害、鳥島射撃場や訓練水域の返還問題、米軍基地の整理縮小、日米地位協定の見直し、原子力潜水艦寄港問題など、嘉手納基

地の早朝・未明離陸など、県民の一致する米軍基地問題について訴えるべきではありませんか。

ウ、嘉手納基地以南の米軍基地の返還を訴えるのではなく、沖縄全県の米軍基地の整理縮小・撤去を訴えるべきではないか。知事の見解を問う。

(6)、米軍再編と自衛隊について質問します。

ア、田母神航空自衛隊前幕僚長の発言問題について。

現職の航空幕僚長が、「我が国が侵略国家だったなどというのは正に濡れ衣である。」とした論文は、日本の過去の侵略戦争を美化し、植民地支配と侵略について反省を表明した1995年の村山富市首相談話に反するだけでなく、歴史の事実を否定するものである。集団的自衛権も行使できないなどと現憲法を公然と非難する論文を執筆し、民間企業主催の憲法懸賞論文に応募するという極めて重大な問題が起きた。言論によるクーデターとも言える事態について知事の見解を問うものです。

イ、米軍再編による日米軍事同盟の強化として海外侵略の米軍と自衛隊の訓練・演習等の一体化が陸・海・空で進められています。米原子力潜水艦に自衛隊員が乗っていたとの報道があります。危険な自衛隊と米軍の軍事一体化は憲法9条を踏みにじるものでありやめるべきであります。知事の見解を問うものです。

4、県民の命を守る救急医療の最後のとりで、県立病院行政について質問します。

(1)、県立病院は救急医療体制の最後の命綱です。沖縄県立病院の救急医療体制は、県民の命を守るかけがえのない宝であり財産であります。救急医療の最後のとりでである現場は、医師、看護師を初めとする医療関係者の激務の中での奮闘によって維持されています。知事の見解を問います。

(2)、自公政府の新自由主義政策の福祉・医療切り捨て、医師抑制政策によって医療崩壊が進行しています。東京都の妊婦のたらい回しによる死亡等に見られる悲しい事件が起っています。今、命を守る公的医療機関の整備充実が求められています。沖縄県の責任を放棄することになる県立病院の民営化、独立行政法人化はやめるべきであります。県民の命を守る県立病院は公設公営として存続し、医療体制の強化充実を図ることが強く求められています。そのためにも、県立病院の役割を果たすために一般会計からの繰り入れを大幅にふやすなど、予算措置を行うべきであります。

(3)、共済年金がなかったころの公務員の年金財源の不足分を負担する追加費用が県立病院事業の大きな負担となっています。追加費用の実質的な負担をなくす

ための財政措置などの抜本的な対応を行うべきであります。当局の見解と対応を問います。

(4)、離島医療の中核を担う宮古・八重山病院において、離島特勤手当を離島の病院事業の中で費用負担している状況を直ちに改善すべきであります。当局の見解と対応を問うものです。

最後に、宮古・八重山支庁問題について質問します。

宮古支庁、八重山支庁は存続をさせるべきであります。また、支庁長は知事直轄の部長として権限を拡大し、総合調整機能を発揮することができるようにする。このことこそ地方自治、住民自治の発展になるのではないのでしょうか。当局の見解と対応を問うものです。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

前田議員の御質問に答弁させていただきます。

まず、泡瀬干潟埋立問題に関連いたしまして答弁したいと思うんですが、2の(2)と2の(3)が関連いたしておりますので、お許しを得て一括して答弁させていただきます。つまり、県民的議論及び民意を反映させるため議決議案とすることについてという御趣旨の御質問でございます。

泡瀬干潟埋め立てに関する住民訴訟について、去る11月19日に「判決確定後一切の公金の支出をしてはならない」との判決がありました。また、平成16年度の包括外部監査報告でも事業計画の見直しが指摘されております。

しかしながら、泡瀬地区埋立事業は地元からの強い要請に基づき、国際交流リゾート拠点の形成を図るとともに、新たな雇用場を確保し、県土の均衡ある発展に資することを目的とした事業であり、同事業の重要性にかんがみ控訴することといたしました。

本訴訟は、地方自治法第242条の2第1項の規定に基づき提起されている住民訴訟であり、当該訴訟の被告は執行機関としての沖縄県知事です。一方、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めることになる訴えの提起は、同項第12号に掲げる普通地方公共団体としての沖縄県がその当事者となる場合であります。

本訴訟の当事者は、執行機関である沖縄県知事であって、普通地方公共団体としての沖縄県ではないことから、地方自治法第96条第1項第12号の規定は適用されません。したがって、本事件の判決を不服として執行機関である沖縄県知事が控訴を提起するこ

とは、地方自治法に規定する議会の議決を要する事件に該当しないと判断したものであります。

なお、沖縄市では、県と同様、地方自治法第96条第1項の議会の議決を要する事件ではないと判断されておりますが、市の判断で議会に諮ったものと理解しているところであります。

次に、知事の政治姿勢の中で、3年めどの閉鎖状態の見通しなどの御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリなどの運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、そして騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところでございます。

また、「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」が設置され、継続的に協議しているところであり、今後、実務者同士の具体的かつ率直な意見交換や検討が行われる中で3年めどの閉鎖状態が実現できるものと考えております。

さらに、訪米に際しましては、米国政府に対しても危険性除去策について日米両政府で十分協議するよう求めていると考えているところでございます。

知事の政治姿勢の中で、全国並みの失業率の見通しと公約の修正いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、完全失業率の全国平均化に向けて地域産業の振興を図るとともに、沖縄IT津梁パークの整備や税制上の優遇措置等を活用したトップセールスなど、雇用効果の高い企業誘致に積極的に取り組んでいるところであります。また、観光、情報通信関連企業のミスマッチ対策フォーラムの開催やマッチング支援のほか、キャリア教育の推進に向けたジョブシャドウイングの実施、そして県民意識改善の広報等に取り組んでいるところであります。しかしながら、米国経済に端を発しました経済危機の影響により、県内外有効求人倍率の低下や輸出産業を中心とする雇用調整など、当初予測が難しかったことが発生いたしております。

このように、完全失業率の全国並み改善は厳しい環境にあります。ぜひとも実現すべき重要な課題であると認識いたしております。このため、今後の政府における総合経済対策と連携を図りつつ、県内の現状を踏まえた中小企業に対する支援や雇用支援策の拡充等取り組みを加速し、目標達成に向け全力で取り組んでまいりたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、30人学級に係る御質問にお答えいたします。

30人学級につきましては、教育委員会から、施設状況等を踏まえ平成20年度から小学校1年生で実施いたしており、今後につきましては検討中であるとの報告を受けているところでございます。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、基地の整理縮小に係る御質問にお答えいたします。

戦後63年を経ました今日においても、全国の米軍専用施設面積の約75%が沖縄県に集中し、県土面積の約10%を米軍基地が占めております。基地の多くは県民の住宅地域に接していることから、計画的な都市づくり、そして交通体系の整備など、沖縄県の振興開発を推進する上で大きな制約となっております。

県としましては、国際社会における安全保障、地主や駐留軍従業員の生活、そして跡地利用計画などを総合的に勘案して米軍基地のさらなる整理縮小を求め、県民の過重な基地負担の軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

同じく政治姿勢の中で、新基地建設反対についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の原点は、現在の普天間飛行場の危険性の除去であります。私としましては、一日も早い危険性の除去のためにはキャンプ・シュワブに移設することが現実的な選択肢であると考えております。

今後、環境影響評価手続が進められていく中で、専門家で構成される環境影響評価審査会等の意見を踏まえ、生活環境や自然環境に十分配慮する観点から意見を述べることになっております。この手続を経ることにより環境保全の観点が可能な限り取り入れられるものと考えております。

同じく知事の政治姿勢に係る御質問の中で、知事訪米で訴える内容についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の訪米におきまして、私は県民を代表し、米軍基地から派生する諸問題の解決促進、そして米軍基地の整理縮小の実現及び日米地位協定の抜本的な見直しを要請したいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 景気悪化から国民・県民生活を守る緊急経済対策に関する御質問の中で、非正規労働者の解雇や雇いどめについてお答えします。

厚生労働省の全国調査によると、平成20年10月から

平成21年3月までに約3万人の非正規労働者が期間満了、中途解除・解雇による雇用調整を受けることが見込まれております。そのため、厚生労働省では、派遣労働者、期間工など非正規労働者の離職に伴う再就職の支援などを実施するため、11月28日緊急雇用対策本部を設置しており、沖縄労働局においても今後の状況などを踏まえながら雇用支援策を強化するとのことであります。

沖縄労働局、愛知労働局などに問い合わせたところ、出身県別の非正規雇用者の調査は行っていないとのことであり、雇用調整を受ける県出身者の人数などの把握は困難であります。

県としては、多くの県出身者が影響を受ける可能性が高いと考えられることから、県外事務所を通して企業や経済団体などへ聞き取りを行うなど状況把握に努めるとともに、雇用継続や再就職先のあっせんなどの努力を行うよう求めたいと考えております。さらに、沖縄労働局など関係機関と連携しながら非正規労働者の就職支援などに取り組んでまいります。

次に、県独自の緊急雇用対策の実施についてお答えします。

国においては、全国的な景気の後退局面に伴い、去る8月29日に「安心実現のための緊急総合対策」が決定され、雇用対策も含めた各種施策が実施されております。また、去る10月30日に決定された生活対策において、雇用セーフティネット強化対策が打ち出され、現在具体的な検討が進められているところであります。

沖縄県においては、県単独予算や沖縄特別振興対策調整費などを活用して各種雇用対策を実施しているところであり、去る9月からは「核世代再チャレンジ雇用支援事業」において、中年層を試行的に雇用する事業主に対し、その後の常用雇用への移行を目的とした奨励金を支給することとしております。

今後とも、国の緊急経済対策を踏まえつつ、沖縄労働局など関係機関と連携しながら雇用情勢の改善に向け全力で取り組んでまいります。

次に、自営商工業者の実態調査を行い緊急対策を進めることについてお答えします。

県においては、既存の融資制度の問題点の抽出及び企業ニーズの把握を行うため、県内中小企業約1300社を対象に「平成20年度沖縄県融資制度アンケート調査」を行っているところであります。その結果を踏まえて、企業が求める融資制度の見直しを図ってまいります。

また、沖縄県商工会連合会による「融資緊急実態調

査」が今年度2回実施されるなど、商工団体等で調査が行われており、その調査結果を分析し融資制度の見直しへの参考にしていきたいと考えております。

次に、部分保証制度を全額保証制度に戻すこと及び貸し渋り、貸しはがしの県の対応と見解についてお答えします。

部分保証制度いわゆる責任共有制度は、平成19年10月から信用保証協会の保証つき融資について、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における適切な経営支援や再生支援を行うこと等を目的として全国的に導入されております。

制度の実施に当たっては零細企業者への配慮などを行い、小口零細企業保証制度やセーフティネット保証制度などについては責任共有制度の対象外となっております。

責任共有制度については、この制度が全国共通のものであることや制度が発足して間もないことから、当面は状況の推移を見守っていききたいと考えております。

いわゆる貸し渋り、貸しはがしの実情を直接把握することは、金融機関と個々の企業との個別取引関係に直接介入することになり困難であります。商工団体のアンケート調査等を通じて全般的な状況の把握に努めてまいります。

また、国・県、金融機関、商工団体等で構成される「沖縄地域融資動向に関する情報交換会」などを通じて情報を入手し、金融機関に対し中小企業者の実情を踏まえた円滑な融資についての要望を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 泡瀬干潟埋立問題と那覇地裁判決への対応についての御質問の中の、判決の要旨についてお答えいたします。

泡瀬干潟埋立公金差しとめ等請求事件について、去る11月19日に言い渡された判決は、現時点においては、沖縄市が行う本件海浜開発事業は経済的合理性を欠き、県が行う埋立事業についても経済的合理性は認められないとなっております。したがって、被告県知事は、公有水面埋立事業・臨海部土地造成事業に関して、本判決確定時以降の一切の公金の支出、契約の締結もしくは債務その他の義務を負担してはならないとなっております。

また、前県知事への損害賠償請求については、地方自治法、地方財政法に違反するものとはいえず、埋立免許及び承認が公有水面埋立法に違反するものということもできないことから、違法ということではできず、理由がないとなっております。

国に対する損害賠償請求については、環境影響評価は違法とはいえず、埋立免許及び承認も違法とはいえないことから、損害賠償義務は認められず、理由がないとなっております。

次に、工事の中止についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業は、本島中部東海岸地域の活性化を図るとともに、新たな雇用の場を創出し、県土の均衡ある発展に資することを目的とした事業であります。また、本事業は地元からの強い要請に基づき実施しており、沖縄市長も第一区域については推進することを表明しております。

県としましては、現在沖縄市が行っている土地利用計画の見直し作業はより経済的合理性を高めるものであり、地元の要請にこたえるためにも見直し後の早期土地利用が図られるよう、国や市と連携を図りながら事業を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 知事の政治姿勢についての中で、沖縄県行財政改革プランの見直しについてお答えをいたします。

少子・高齢化の進行や地方分権の進展等県を取り巻く社会経済情勢は急速に変化しております。また、本県の財政状況は、平成20年から23年度までの4年間で1260億円の収支不足が見込まれるなど、大変厳しい状況にあります。

このような状況の中、限りある行政資源を最大限に活用して県民満足度の向上を図り、行政サービスを提供するためには、真に効率重視のスマートな行政体制を確立する必要があります。そのため、行財政改革プランにおいて、県、市町村や官と民との役割分担、指定管理者制度の導入等民間委託の推進、事務事業の選択と集中、簡素で効率的な組織体制の確立などを着実に実施しているところであります。

今後とも、同プランに掲げる「県民本位の成果・効率重視のスマートな行政」という基本理念に基づき、推進項目の重点化や前倒しを行うほか、不断の見直しを行いながら行政改革を強力に推進していきたいと考えております。

次に、宮古・八重山支庁問題との絡みで、支庁の存

続と支庁長の総合調整機能の発揮についてお答えいたします。

県行政における重要施策の推進や予算調整、企画・立案等に係る総合調整機能は、全県的な地域バランス等を考慮して行う必要があることから、本庁部長に付与される必要があります。その結果、出先機関の長である支庁長の役割は、管内関係機関における連絡調整機能にとどまっております。

また、行財政環境が厳しい中、山積する重要課題を迅速かつ的確に処理するためには、意思決定過程で生ずる重層的な手続を可能な限り省き、指揮命令系統を一元化して出先機関との事務調整の迅速性や業務執行の専門性の向上を図り、簡素で効率的な組織を構築することが重要であると考えております。

さらに、地方分権型社会の今日にあっては、地域における行政サービスは住民に最も身近な市町村が主役となって担い、県は、市町村を包含する補完的・広域的な行政を担うことが地方自治・住民自治の発展につながるものと考えています。

県としましては、このようなことから支庁組織の改編を行うこととしたものであります。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 知事の政治姿勢についてのうち、日米関係の転換についてお答えします。

県としては、日米安全保障体制は、我が国及び東アジアにおける国際の平和と安全の維持に寄与し、我が国に所在する米軍基地が重要な役割を果たしていると理解しておりますが、将来的には日米関係を含む中国や朝鮮半島などにまたがる多極的な平和的関係を構築し、新たな国際秩序が形成されることが理想ではないかと考えております。

次に、米軍再編についてお答えします。

米軍再編については、日本全体の抑止力の維持と沖縄を含む地元の基地負担の軽減を目的に協議が進められてきたところであり、全体として兵力や訓練の移転、施設の返還・整理・統合が盛り込まれるなど、米軍基地の整理縮小に向けた具体的な方策が示されております。これが実現されれば、基本的には基地負担の軽減が図られるものと理解しております。

次に、訪米の目的、前回の訪米内容との違い等についてお答えします。

今回の訪米の目的は、沖縄県にとって重要な課題である米軍基地問題の解決促進のため米国を訪問し、米国政府や連邦議会等の関係機関に要請を行うとともに、オバマ次期政権の政策形成に影響力を持つ米側の

関係者等に対し地元の声を直接訴え実情を理解してもらうこと、関係機関との意見交換や情報収集を行うことであります。

前回の議会で訪米予算案が削除されたのは、要請項目について議会の理解が得られなかったためだと考えております。

米軍再編については、全体として兵力や訓練の移転等が盛り込まれるなど、米軍基地の整理縮小に向けた具体的な方策が示されており、沖縄の過重な基地負担の軽減を図るためにその着実な実施が必要であると考えております。

訪米費用については、「平成20年度沖縄県一般会計補正予算」として今議会に提案しており、知事提出議案説明の中で一括して説明したところであります。

沖縄全県の米軍基地の整理縮小についてお答えします。

基地問題については、実現可能なものから一つ一つ解決していくことが重要であると考えております。県は、現在、S A C Oの合意が着実に実施され、本県の過重な負担が軽減されるよう関係市町村と連携し取り組んでいるところであります。また、米軍再編で在沖海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の整理・統合・縮小が合意されたことは、県民の要望している米軍基地の整理縮小につながるものであると考えております。

次に、田母神前航空幕僚長の論文についてお答えします。

県としては、現職の自衛隊幹部が国の歴史認識に反する考えを公表したことは不適切であると考えております。

次に、自衛隊員の原子力潜水艦への乗艦についてお答えします。

中期防衛整備計画において防衛省は、日米安全保障体制の強化のための施策として、装備、技術面での幅広い相互交流の充実に努めることを掲げており、今回の自衛隊員の乗艦はその一環であると理解しております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 県民の命を守る救急医療の最後のとりで、県立病院行政の中の、県立病院の救急医療体制についてにお答えします。

県立病院は、いかなる救急患者にも対応するという基本理念のもと、24時間365日の救急医療体制をしいております。

県立病院が本県の救急医療体制において重要な役割を果たしていること、また、救急医療の現場が医師、看護師を初めとする医療関係者の献身的な努力によって支えられていることについては、十分に認識しているところであります。

続きまして、一般会計からの繰り入れを県立病院事業に増額することについてにお答えします。

繰入金について、総務省の繰出金通知に基づく対象経費に関しては、おおむね適正に繰り入れが行われています。しかし、総務省の繰出金通知に基づかない、離島増嵩経費や本庁経費については予算措置されておられません。

どちらも病院事業を運営していくためには必要な経費であります。病院事業の自助努力のみで補てんすることは困難であります。一方、一般会計においても厳しい財政状況にあります。

このような状況を踏まえながら、県民に対し必要な医療サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、一層の経営改善を図りつつ、今後、関係部局による県立病院の抜本的な見直しの中で、総務省の繰出金通知に基づかない基準外を含めた繰入金のあり方についても議論を深めていきたいと考えております。

続きまして、追加費用に対する財政措置についてお答えします。

病院事業が負担する共済追加費用については、総務省の繰出金通知に基づき、当該年度の職員数に対する制度発足時職員数を除いた職員数の割合をもとにして算出し、おおむね3分の2が一般会計から繰り入れされております。

共済追加費用を含めた繰入金のあり方については、今後、関係部局による県立病院の抜本的な見直しの中で議論を深めていきたいと考えております。

続きまして、宮古・八重山病院における離島特地勤務手当についてお答えします。

総務省の繰出金通知に基づかない特地勤務手当等の離島増嵩経費は、病院事業を運営していくために必要な経費であります。病院事業の自助努力のみで補てんすることは困難であります。

一方、一般会計においても厳しい財政状況にあることから、今後、関係部局による県立病院の抜本的な見直しの中で、総務省の繰出金通知に基づかない基準外を含めた繰入金のあり方についても議論を深めていきたいと考えております。

以上です。

○前田 政明君 答弁漏れがあります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時58分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 知事の政治姿勢のうちの米軍再編についての御質問の中で、米軍再編推進の知事発言が影響しているのではないかと御質問に対して、全体として答えたいつもりでございますが、再度申し上げますと、訓練、演習等と米軍再編は関係ないと思いますので、知事発言は影響していないと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時 0分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 訪米の内容について、前回とどこが違うかということでございますが、訪米目的は、普天間飛行場移設問題については要請しないという内容に変わりはございません。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 それでは再質問します。

知事、今、大量の雇用どめ、これについて沖縄県出身者が愛知県などに多いと。共産党の志位さんもそういう本社に乗り込んでいっているんですけども、知事、愛知県のトヨタの本社に行って——沖縄の出身者が多いと思うんですよ——、そういう面で、直接今の沖縄の現状を踏まえて、知事がそれなりに影響が出ないように、私はしっかりと要請をしていただきたいと思います。

それと、やはり愛知県などとも連携をしながら、新聞報道でも沖縄県出身者の青年などが多いというのがありますし、だからそういう実情がつかめられていないこと自体が不安なんですよ。そういう面では、ぜひここのところを臨時に愛知県に相談所を設けて、マスコミでも宣伝するとか、例えば勤めている方々とか、そういう関係者にわかるようにして、そこはぜひ思い切った取り組みをしていただきたいということを要望しておきます。

それから、嘉手納基地以南の返還は全部県内移設になっているんですね。それを容認されるのか、そのところをひとつお聞きしたいというふうに思います。

それから、先ほど公室長は、訪米の目的は変わらな

いんだというふうに言いました。この新たな提案をするということで我が党は公室長を呼びまして説明を受けました。公室長は、アメリカでは、沖縄が反対しているので辺野古への移設が進まないという認識があり、米軍再編の実施を我々は沖縄でも日本政府と一緒に進めているということを訴えに行くんだと。そういう面で提案の趣旨は変わらないんだという趣旨のお話がありました。

今、まさに、私ども会派で説明されたお話をそのまままとめとしてやられたように思いますが、そういう面で、結局はどうもアメリカが、沖縄が反対して進んでいないと思われたら困ると。そういう面で、この米軍再編の確実な推進ということではないけれども、趣旨はそういうことだというような形の御説明の中身はそのまま理解していいんでしょうか、御答弁をお願いします。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時4分休憩

午前11時4分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○前田 政明君 それと、知事、この幕僚長の発言なんですけれども、知事は自衛隊協力会の会長です。こういうクーデター的な発言をする自衛隊、それが米軍と一緒にイラクやアフガニスタンで罪なき人々を殺す。そういう米軍と一緒に行動している。そしてそれが大きくなっているのは、自衛隊法も変わって防衛省になって海外派兵という任務があると。そういう面で、海外に行くのに戦前のあの侵略戦争は間違っていた、日本は悪い国だったと言われたら困るんだということを含めて、組織的に幹部学校の中でもそういう歴史教育をやっているんですね。

だからそういう面で単なる知事じゃなくて、防衛協会会長として私は前からやめるべきだと言っていますけれども、知事はやめないというわけだから。やめましたか、まあそれは大いに結構ですね。そういう面で、元防衛協会会長としてどう思うかと。

それからもう一つ。

病院の事業の内容についてはですね、知事、いろいろあっても私はこの(1)について、現場で頑張っているこのことについては知事の認識をお聞きしたかったんです。

これは知念先生にお聞きしても当事者ですから、そういう面では本当に離島増嵩費などは何度も質問しておりますけれども、これはちゃんと負担してあげないともたないんですよ。そういう面では、県立病院の果

たしている役割に対して知事の御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時7分休憩

午前11時10分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 前田議員の再質問にお答えしたいと思うんですが、4つか5つあった中の2つ私の方で答えさせていただきます。

まず幕僚長発言について、知事は防衛協会の会長でもあるだろうという点は、先ほど申し上げましたように任期が来ましてこの5月には交代いたしております。

そういうことはさておきまして、幕僚長の発言というよりも政府見解と言いますか、村山談話が政府見解、統一見解になっていると思いますし、その内容に私も無論賛同いたしておりますから、先ほど公室長が申し上げたとおり、やっぱり不適切であるのではないかと思います。

そして今度は病院事業につきましてですが、これは確かに中部病院を初め県立病院が県内で果たしている役割、そしてこれまでも日本でも冠たる病院医療をしっかりとやってこられたというのは高く評価しますし、何とかこの内容を永く維持するにはどうしたらいいか。そして一方で県の行財政改革もさらに一歩も二歩も進めなければいけないという中で、このバランスをどうとっていくかということでありまして、そういう中で総務省の繰出金通知に基づかない基準外を含め、いろんな内容をきちっともう一度整理整頓をし、永く沖縄県の県立病院の持ってきたよさ、そしてすばらしさも含めてどうやって維持していくかを改めて検討し、答えを出し実行していこうというふうに考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） まず、嘉手納以南の返還についての再質問にお答えしたいと思います。

先ほども答弁いたしましたが、基地問題については実現可能なものから一つ一つ解決していくことが重要であると考えております。

嘉手納以南の米軍施設・区域の整理・統合・縮小については、県民の要望している米軍基地の整理縮小に

つながるものであり、現実的な選択でありますので推進すべきであるというふうに考えております。

それから訪米の目的でございますが、要請項目は変更した分については、「米軍再編の確実な実施」という文言について9月議会において疑問が示されたことから、要請内容をはっきりさせわかりやすくするために、「米軍基地の整理縮小の実現」というふうに文言を改めたところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時19分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 知事、ぜひ愛知県に行ってトヨタ本社にちゃんと要請していただきたい。よろしく答えてください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 確かに今、雇用問題は沖縄だけではなくて日本全体、世界じゅうに広がっている大変大きな問題で、おっしゃるように愛知県といいますが、豊田市を中心に沖縄の人がたくさん若い人が働いているのもよく聞いております。

議員の御提案も踏まえ、何か手が打てないかと今考えているところでもありますし、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 當山眞市君。

休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

〔當山眞市君登壇〕

○當山 眞市君 おはようございます。

与党・公明県民会議を代表いたしまして、代表質問を行います。

今、前田議員からもお話ありましたが、本土大手の企業で働く契約社員、最近のニュースで数十万人の解雇があるんじゃないかというふうな報道がありました。

けさの報道では、経団連の御手洗会長のキャノンの企業、この関連企業が1100名の契約社員を解雇するというふうな厳しいニュースまで伝わっております。

今、前田議員は、トヨタに行って沖縄関係の方々の再雇用をお願いしろという話がありましたが、全国の

大企業を回って知事はこのお願いをしなければいけない、こういう時期に来ているなということを私も感じております。場合によっては、議員も一緒に手分けしてその行動をしなければいけない、こういう大変な時期に来ているなということを感じました。

ひとつ皆さんとともに頑張りましょう。

さて、通告でありますけれども、知事の政治姿勢からであります。

仲井眞知事はこの2カ年、経済の自立なくして沖縄の自立なし、こういう強い決意を持って産業の振興、雇用の創出・拡大に取り組んでまいりました。県内では、各市町村をみずから踏査され、地域の声を聞いてあらゆる事案に適切に対処され、現場第一主義を実践してまいりました。このことは、県民の多くの方々の高い評価を得ているところであります。

沖縄観光の誘客も順調に推移をしております、前年度589万に達しました。ことしは大台の600万に達する予定になっておりまして、今、平成24年完成を目指して着工いたしました新石垣空港、現在の進捗率50%——これは予算規模でいきますと50%でありますけれども——これが完成後は現在の75万の石垣市の観光客が250万に達するであろうというふうに言われております。

また、同じ24年で完成予定の伊良部架橋、これは39.5%の進捗率でございますけれども、宮古においても現在の35万人から100万人の観光客の誘客につながるものと予測されております。県の目標とする1000万人観光誘客に向けて、インフラ整備は着々と進行いたしております、この目標達成は間近であろうというふうに見ております。

企業誘致に向けた知事の活動であります、企業誘致セミナー、これを関東地区で132社を集めての活動をいたしておりますし、また、関西地区においても96社を集めてセミナーを開催いたしております。まさに今、フットワークの軽さで全国を駆け回って企業誘致活動を展開いたしておりますけれども、企業訪問された企業は566社とこれだけの数に上る企業を訪問されて沖縄の企業誘致を今頑張っておるところでございます。この種は必ず近々芽生えてくるものと思います。どうぞこれからも経済の仲井眞と言われるこの力量を発揮されて、沖縄経済発展のために頑張ってください。

このことを申し上げ、また、残る2カ年しっかりと頑張ってください、県民の希望する2期目続投に向けて頑張ってくださいとこのように希望申し上げます。

次に、知事の政治姿勢についての(1)の知事就任2年の実績と後半への決意についてであります。余り申し上げますと、知事の言うことがなくなりますから、この辺で次に移りますが、次は日米地位協定の抜本的改定に向けた行動計画であります。

日米地位協定の抜本的改定の必要については、船舶・航空機等の出入国、あるいは事件・事故等の逮捕、身柄引き渡しの問題、昭和35年にこの協定が締結されて日米間の相互協力と言われながらも、合衆国軍隊の地位を容易に維持する日常的に県民生活の上に大きな壁となっているものであります。地位協定を改定し、運用改善を主張する国の姿勢では対等な立場での日米関係は築けず、強力な知事外交が必要であります。御決意をお聞きたいします。

知事訪米についてでありますけれども、知事訪米に関する予算につきましては、9月定例会において議会の理解を得ることができず削除されましたが、今定例会では再度上程されました。

審議されることになっておりますけれども、過去11回の訪米を実施した3知事の継続した沖縄の基地被害の訴え、負担過重の実情に基づく整理縮小の提起が沖縄の基地問題を動かすSACOにつながったものであり、引き続き地位協定の見直しや事件・事故の再発防止と、SACO2の実現についても、次期オバマ大統領に県民の声を届ける大切な時宜を得た要請であると思いますが、知事の決意をお聞きたいします。

2番目は、基地問題についてであります。

米軍再編「日米同盟：未来のための変革と再編」に合意し3年が経過いたしました。沖縄の基地負担軽減の目玉となる普天間飛行場移設作業は、V字形の沖合移動を求め、政府と協議を進めてきたが、いまだ決着に至っていません。政府と県のワーキングチームの作業結果で早期解決の見通しはつくのか、その見直しをお聞かせください。

(2)番目は、米原潜プロビデンスが11月10日、ホワイト・ビーチに日米協定違反で通報せず寄港したことに対しどのように対処したのか。また、ヒューストンによる放射能漏れがあった後も寄港が相次ぎ、復帰後、最も多くなっている背景とチェック体制はどうなっているのかをお聞きたいします。

(3)番目は、嘉手納基地におけるエンジン調整による騒音、悪臭について、嘉手納基地の騒音規制措置で午後6時から翌朝8時までエンジン調整を行わないと規定しているのに違反し、頻繁に90デシベル以上の騒音でエンジン調整を行い、排ガスによる悪臭被害をこうむっていることに対し、米側に騒音規制の遵守を求め

るべきだと思っております。

けさの新聞では、きのう100デシベル以上の騒音が7回もあったと。125回の飛行があって嘉手納町民はもう生活できない状態にあるということでもあります。せっかく防衛局も嘉手納に行っておりますけれども、完全に防音された部屋の中で仕事をしていてはこの状態がわからないのかなというふうな感じもいたしますし、窓をあけてしっかり聞いていただきたいというふうに思っております。

(4)番目、10月24日、名護市真喜屋で発生した米軍軽飛行機墜落事故に関する県警の調査結果と、被害者に対する補償がどのようになったかお伺いしたいと思います。なお、捜査の実施に当たっては、日本側の事故の場合との違い、どういうところに支障があったのか、どういうところができなかったのか、おわかりでしたらお示しいただきたいと思います。

(5)番目、米国においては、戦地から帰還した兵士の約30万人が心的外傷後ストレス障害(PTSD)と診断され、復員軍人医療センターで症状に応じた治療を受けていると言われております。戦地において心を受けた衝撃的な傷がもとで、後に生じるさまざまなストレス障害によって日常的に恐怖や不安に襲われ、それから逃れるためにアルコールや薬物に依存するようになると言われ、沖縄県における今日までの米兵の酒気による事件・事故が無関係ではなかったのではないかと思います。

オバマ次期大統領が2011年イラクからの撤退を明言し、本県にも兵士が帰還するときに、ぜひともPTSDの診断が必要だと思いが、県は米側に対し米本国同様取り扱うよう申し入れるべきだと思いが、次の点についてお聞きします。

イラクやアフガニスタンからの米軍帰還兵に対するPTSDに対処するため、米本国において復員軍人医療センターで症状に応じた治療が行われているが、沖縄に帰還する兵士に米軍はどのように対処していくか伺います。

3番目は、沖縄県行政改革と中期財政見通しについてであります。

県においては、厳しい状況下にある県財政について、県民の理解を深め今後の財政運営を適切に行っていくという観点から、平成12年3月行財政改革の取り組みを推進し、収支不足とその対応策を検討してまいりましたが、平成14年の三位一体の改革による歳入減や、少子・高齢化に伴う社会保障関係費の増などによる義務的経費の増加などにより平成23年までの間に生じる1260億円の収支不足を、行財政改革プランに基づ

いて財政健全化策を模索しなければならず、事務事業の見直しや人件費の抑制を実施してもなお毎年150億程度の収支改善が必要となってくることから、県民福祉の向上に自立的経済の振興という沖振計後期の目標が危ぶまれると思うが、県の試算する経済成長率も2%を下回る状況で推移し、県経済の活性化に結ぶ施策はあるのかお伺いをいたします。

4番目、中小企業緊急保証制度の円滑な実施についてであります。

原油高騰で打撃を受ける中小企業の資金繰りを支援する緊急保証制度がスタートして1カ月経過いたしました。全国で約3万件、6万7000億の保証が決定しております。対象業種も185から618業種に大幅に拡大され、ほぼ全業種が利用できると言われておりますが、市町村での対象業種の認定から信用保証協会での保証審査、金融機関での融資の審査という手順で申し込みが行われているが、各窓口での対応が遅いなどの声もあるようだが、次の点についてお聞きいたします。

(1)、10月31日から実施された緊急経済対策の一つである中小企業緊急保証制度について、中小企業者からの相談件数と融資保証承諾件数は何件になっているかお聞きいたします。

(2)、各市町村担当窓口や商工会、信用保証協会等との連携はどうなっているのかお聞きいたします。

(3)、緊急保証制度の対象企業618業種で、県内中小企業全体をカバーすることになるのかお聞きいたします。

(4)、県単融資事業についても貸付条件を緩和し中小企業が幅広く活用できるようにできないのか。現在執行率が非常に低い状況でありますので、お考えをいただきたいと思います。

5番目は、政府が進める「アジア・ゲートウェイ構想」についてであります。

アジアの成長と活力を日本に取り込むことで、日本の経済成長につなげる目的で政府が進めている構想で、県が自立的発展を加速させる原動力とするための施策がまとめられていると思うが、次の点について伺います。

(1)、県が「アジア・ゲートウェイ構想」に反映させる素案としてどのような施策を考えているかお聞きいたします。

(2)、沖縄振興計画に基づく各種施策の推進は可能かお聞きいたします。

(3)、最重要項目として掲げている人材ネットワークの拠点づくりを目指す留学生受け入れ事業は、県の海

外留学生受け入れ事業で位置づけているのか。独立法人日本学生支援機構の留学生をアジア諸国から受け入れ、在籍している事業との関連はどうかお聞きいたします。

6番目、土木建築行政についてであります。

(1)、入札制度改革について。

経済対策閣僚会議で8月29日決定され、各都道府県知事に緊急要請した「安心実現のための緊急総合対策」で、公共工事の入札及び契約の適正化について改善を求めたことについて、多くの雇用を維持してきた地域の建設業者の倒産が相次いでいることに関し、地域経済の疲弊が著しいとして、地域の建設業に対する緊急対策が求められることから見直しが求められているが、次の点について伺います。

ア、設計価格や予定価格の事前公表を国土交通省と総務省の通知による「安心実現のための緊急総合対策」に基づき中止とし、事後公表にすべきだと思うがどうかお聞きいたします。

イ、国が進める総合評価方式を県や市町村が採用することについて、再検討の必要があると思うがどうかお聞きいたします。

ウ、最低制限価格の設定を再度引き上げ、適正価格で受注できるよう検討すべきだと思うがどうかお聞きいたします。

(2)、県の要請に基づき、総合事務局や沖縄防衛局とも資格緩和により県内建設業者の国発注工事への入札参加拡大が実現しましたが、土木建築工事以外の空港、港湾工事や農林土木、電気設備工事においても発注標準を統一して、県内業者がAランク工事を土木建築工事同様受注できるよう改正を求める必要があります。

次の点についてお聞きいたします。

この件についてプロジェクトをつくって検討し、確実な実施を進めるべきだと思うがどうかお聞きします。

(3)、沖縄県広域道路整備基本計画についてであります。

ア、地域高規格道路の整備工程と整備状況はどうか。沖縄西海岸道路、名護東道路、南部東道路、那覇インターアクセス道路等、県が積極的にかかわるべきだと思うがどうかお聞きをいたします。

イ、第2次沖縄県社会資本整備計画の成果と各ビジョンの継続はどのように展開するかお聞きいたします。

7、教育行政につきましては、イの小中学校施設の耐震化事業も教育振興計画の中でうたわれております

ので、自治体の負担軽減を打ち出しているときに事業実施に努めるべきと思うが、県の緊急対応は可能かどうかお聞きいたします。

う、国の教育投資の割合をGDP比で現在の3.5%から経済協力開発機構諸国平均の5%を上回る水準まで引き上げ、社会の発展の礎となる未来への投資と位置づけられているが、県教委として教育振興のためどのような施策を取り入れていかれるかお聞きいたします。

次は省きます。

最後になりますが、農業振興について。

WTO農業交渉に関する砂糖などの低関税撤廃対象除外の取り組みについて県の対応を伺います。WTO農業交渉が緊急展開する中で、現時点では砂糖の重要品目入りは厳しいとの見方があります中で、県はJAとの連携もとった上で政府に対し緊急なる要請活動を展開する必要があると思うかどうかお聞きいたします。

再質問はありません。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時41分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 當山議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、就任2年の実績と後半への決意についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、これまで沖縄振興諸施策の成果を踏まえ、雇用の創出・拡大や企業誘致など産業の振興に全力を尽くしますとともに、医療・福祉の充実、そして社会資本の整備、農業や離島・過疎地域の振興、教育・文化の振興など、あらゆる面で施策を展開してまいりました。これまでに沖縄県中小企業振興条例の制定、離島地域のブロードバンド環境の整備などにつきましては完了いたしております。

また、沖縄県産業・雇用拡大県民運動の展開、そしてIT津梁パーク事業の推進、情報通信産業の集積など、雇用拡大と産業振興を図りますとともに、大学院大学設置推進、那覇空港拡張整備の促進、国際物流拠点の形成に向けた那覇空港ターミナル地区の整備促進など、各種基盤の整備の促進を図ってまいりました。さらに、保育所入所待機児童の解消対策、アジア国際音楽祭の開催に向けた取り組みなど、福祉や文化など

多くの施策・事業につきましても、鋭意取り組んでいるところであります。諸課題の解決に向け着実に前進していると考えております。

後半におきましても、昨今の社会経済情勢を踏まえ、短期的・中期的視点に立って産業振興、そして雇用情勢の改善、基地問題などの課題に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、県民がゆとりと豊かさを実感できる社会の実現に向けて、「沖縄21世紀ビジョン」を策定中であります。沖縄振興計画、沖縄振興特別措置法の総点検を踏まえ、新たな計画・制度につきましても検討していきたいと考えているところでございます。

次に、知事の政治姿勢の中で、日米地位協定の見直しに関する御質問にお答えいたします。

県は、日米地位協定の見直しにつきまして、これまでより多くの国民や国会議員の皆様はその必要性を理解していただくため取り組んできたところであります。引き続き、渉外知事会等と連携しながら粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

また、アメリカを訪問し米国連邦政府や連邦議会関係者等に沖縄県の実情を伝え理解をしてもらうことは意義のあることだと考えているところでございます。

同じく知事の政治姿勢の中で、訪米の決意についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、沖縄県にとって重要な課題であります米軍基地問題の解決促進のため、アメリカ政府や連邦議会等の関係機関に沖縄県の実情を直接伝えることは非常に意義あることだと考えております。このため、ぜひともアメリカを訪問し基地問題の解決に向けた要請を実現したいと考えており、県議会の御理解を賜りたいと考えております。

訪米時期としましては、オバマ次期政権の陣容や外交・防衛政策が固まる前を予定いたしており、政策形成に影響力を持つ米側の関係者等に対しまして地元の声を直接訴え実情を理解してもらうとともに、次期政権の対日防衛・外交政策に関する考え方等について意見交換や情報収集を行うことは、基地問題の解決促進に重要なことであると考えております。

次に、基地問題に関する御質問の中で、移設問題の解決の見通しいかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

現在、代替施設の位置の確定に向けて実務者レベルのワーキングチームで協議を行っているところでございます。

ワーキングチームが設置されたことは、これまでの私の主張を踏まえ、政府として地元の意向をよく聞き

環境などにも十分配慮しつつ具体的な検討を進めていくという姿勢のあらわれだと理解しております。

今後、協議会やワーキングチームにおいて率直な意見交換を重ねることにより、普天間飛行場移設問題の解決促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、中小企業緊急保証制度の円滑な実施に係る御質問の中で、県単融資事業の貸付条件の緩和に関する御質問にお答えいたします。

国の緊急保証制度の優遇措置が十分に活用できるように、沖縄県の「原油高騰対策支援資金」の制度要綱を改め、対象業種を拡充することや融資対象条件に平均売上高や利益率の減少を追加することなどの融資条件緩和策について、信用保証協会や取扱金融機関と調整をしており、できるだけ早目に実施できるように作業を進めているところでございます。

次に、土木建築行政に係る御質問の中で、地域高規格道路の整備状況に関する御質問にお答えいたします。

沖縄県の地域高規格道路は、国直轄路線として沖縄西海岸道路と名護東道路の2路線、県路線として南部東道路と那覇インターアクセス道路の2路線が国より指定されております。

各路線の整備状況は、沖縄西海岸道路につきましては、現在読谷道路など6区間で整備が進められており、豊見城道路が平成19年3月に2車線で暫定供用され、那覇西道路につきましては沈埋トンネル等の工事を進め、平成22年度内の完成供用を目指しているところでございます。また、名護東道路につきましては、名護市大北から世富慶までの区間につきましては、平成25年度までに2車線の暫定供用を目指しているとのことでございます。

県事業の南部東道路につきましては、平成22年度の本格着工に向け都市計画決定、そして環境アセスメント等の着工準備調査を進めております。

那覇インターアクセス道路については、基礎調査を実施いたしているところであります。

県といたしましては、引き続き国と連携・協力しながら各路線の整備を推進していきたいと考えております。

次に、農業振興に係る御質問で、WTO農業交渉に関する県の対応いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

WTO農業交渉におきまして、砂糖などが重要品目に指定されず関税が撤廃された場合、沖縄県の農業が壊滅的な打撃を受けることが懸念されております。このため、沖縄県といたしましては、12月中旬に開催が

予定されている閣僚会合において、我が国の基本方針を堅持するよう、農業団体とともに国に対し12月3日に緊急要請を行ったところでございます。

今後とも、WTO農業交渉の動向や国の対応を踏まえつつ、関係機関と連携をし適切に対応してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 基地問題のうち、事前通報なしの原潜の寄港及び寄港の増加についてお答えします。

県は、事前通報がなく寄港のあった11月10日に、政府に対して地元への連絡通報体制に万全を期すとともに、再発防止の徹底等を強く申し入れたところであります。翌11日には、仲井眞知事から中曽根外務大臣に対して再発防止の徹底等を強く申し入れております。また、ホワイト・ビーチへの原子力潜水艦の寄港が大幅に増加していることについて、外務省に増加要因を照会しておりますが、米軍の運用上の理由により明らかにされていないとのことであります。

放射能調査につきましては、「原子力艦放射能調査指針大綱」に基づき、国と協力して寄港時、非寄港時等の調査を行っております。

次に、嘉手納飛行場における騒音規制措置の遵守についてお答えします。

県としては、これまで渉外知事会及び軍転協を通じて騒音の軽減及び騒音対策の強化を日米両政府に要請しているところであります。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、米軍を初め日米両政府に対して航空機騒音規制措置の厳格な運用について粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、セスナ機墜落事故の補償についてお答えします。

沖縄防衛局によると、11月25日に現地調査を行い、被害範囲をきび畑約3300平米、芋畑約400平米と確認しております。また、消火剤による土壌への影響については、名護市真喜屋区において専門業者に調査を依頼しており、その結果に基づき、今後同防衛局において被害補償の対象となるか検討していくとのことあります。

次に、イラク等からの米軍帰還兵の対応についてお答えします。

在沖海兵隊外交政策部に照会したところ、沖縄への

米軍帰還兵全員が戦闘地域での生活から普通の生活に戻るためのプログラムに沿ってカウンセリングを受けることになっており、治療が必要な場合、海軍病院で治療を受けることとなり、米国本土と同じ対応をしているとのことであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） セスナ機墜落事故の捜査状況及び捜査における民間機と米軍軍用機の違いについてお答えいたします。

本件は、本年10月24日午後6時30分ごろ、米空軍兵が操縦する嘉手納航空基地エアロクラブ所属の小型セスナ機が、奄美大島から嘉手納航空基地向け飛行中、名護市真喜屋の上空において何らかの原因で低空飛行となって電線に接触した後さとうきび畑に墜落し、搭乗していた4名のうちパイロット及び同乗者1名が負傷した事案であります。

県警察では、これまでにパイロットや同乗していた米軍人からの複数回の事情聴取を行ったところであり、墜落現場の検証及び事故機の機体の検証についても終えております。また、米軍当局に対して事故調査結果報告書等の資料の提供も要請しております。今後は、それらの結果を踏まえ事案の解明に努めてまいりたいと考えております。

次に、民間機と米軍軍用機の事故捜査の違いについてであります。航空機事故が発生した場合、民間機の場合は、通常、国土交通省内にある航空機の専門家で構成されている運輸安全委員会——以前の事故調査委員会——と警察が合同で調査を実施して事故原因を究明するとともに、警察では、事故の原因が関係法令に違反すると認められる場合には、刑事訴訟法に基づき日本の裁判官から機体の検証、差し押さえ許可状の発付を受け、事故機の検証、差し押さえ等所要の捜査を遂げ検察庁に事件送致することになります。

米軍軍用機の場合は、当然に米軍所有の財産であることから、警察が行う捜査においては、刑事訴訟法に基づき日本の裁判官から機体の検証、差し押さえ許可状の発付を受けた後、いわゆる日米地位協定の実施に伴う刑事特別法に基づいて、米軍当局に機体の検証、差し押さえの同意を求めることになります。

なお、今回の事案につきましては、事故を起こしたセスナ機が米軍所有であることから、運輸安全委員会においては、日米地位協定に基づく日米合同委員会の合意により、事故原因の調査を行っていないものと承知しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 答弁の途中ではありますが、當山眞市君の質問に対する残りの答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

この際、報告いたします。

説明員として出席を求めた会計管理者福治嗣夫君は、体調不良のため本日の午後の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として出納事務局会計課長赤嶺哲雄君の出席を求めました。

○議長（高嶺善伸君） 午前の當山眞市君の質問に対する答弁を続行いたします。

総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 沖縄県行政改革と中期財政見通しについての関連で、県財政の見通しについてお答えいたします。

本県財政は、県税や地方交付税など歳入の大幅な増が期待できない反面、歳出においては、団塊世代の大量退職に伴う退職金の高どまりや社会保障関係費の増加などにより、毎年多額の収支不足が生じることが見込まれております。こうした中、平成20年度予算編成においては、基金の取り崩しや退職手当債等の発行に加え、新たに政策的経費の縮減や給与の特例措置による人件費の削減を行ったところであり、このような厳しい財政面がここ数年続くものと考えております。

県としましては、現行の行財政改革プランに基づき、県税の徴収率の向上など自主財源の確保に努めるとともに、職員数の適正化や選択と集中に基づく事務事業の見直しなど財政健全化策を進めているところでございますが、今後、産業の振興を初め各種施策を展開するためには安定的な財政基盤の確立が必要であり、さらなる行財政改革を推進していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 中小企業緊急保証制度の中の円滑な実施に関する御質問の中で、中小企業緊急保証制度の中小企業者相談件数と融資保証承諾件数についてお答えします。

「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」いわゆる「緊急保証制度」及び「セーフティネット保証制度」

は、同じ要件により市町村において保証対象事業者の認定を受けた上で、金融機関への融資申し込みを経て、沖縄県信用保証協会において保証承諾を行うこととなっております。

緊急保証制度等の実施状況について調査いたしましたところ、11月28日現在で市町村での認定件数は150件以上で、沖縄県信用保証協会への保証依頼が38件、保証承諾が13件となっております。

次に、各市町村担当窓口や商工会信用保証協会等との連携についてお答えします。

商工会等においては、市町村と連携し、緊急保証制度の相談業務、制度利用のための書類の事前確認等、認定業務の円滑化へ協力しております。また、沖縄県信用保証協会も市町村商工担当課を訪問し、認定業務の円滑化を図るための指導等を行っているところであります。

県においても中小企業庁からの緊急保証制度についての通知を受け、速やかに市町村に対し通知し、11月には各市町村商工担当職員や沖縄県商工会連合会の担当者に対し、当該制度の説明を行うとともに、保証協会、商工会等が連携して業務を推進するよう指導しているところであります。また、広報活動として県のホームページでの制度紹介、県広報誌「美ら島沖縄」12月号へ掲載したところでありますが、今後、県内5地域での説明会の実施やリーフレット及びポスターの作成をするなどして制度の周知に努めてまいります。

次に、緊急保証制度の対象業種618業種で県内中小企業全体をカバーできるかについてお答えします。

緊急保証制度の対象業種は、全体の1269業種から法令上対象外となる農林水産業など及び中小企業性の薄い鉄道や製鉄などの業種を除いた900業種のうち618業種を指定しており、業種としては68%がカバーされております。沖縄県においても同様の割合でカバーされております。

残りの対象外の業種は、原油・原材料の価格上昇の影響を受けないと思われる情報通信業や放送業などとなっております。また、国においては3カ月ごとに対象業種を見直し、平成22年3月末までの時限措置の中で、対象業種は減らすことはなく、ふやしていくこととしております。

次に、政府が進めるアジア・ゲートウェイ構想に関する御質問の中で、アジア・ゲートウェイ構想の留学生受け入れ事業と沖縄県の海外留学生受け入れ事業及び日本学生支援機構の留学生事業との関連についてお答えします。

政府のアジア・ゲートウェイ構想の拠点形成に向け

て、沖縄県は、「アジア・ゲートウェイの拠点形成に向けた取組方針」を定めており、「高度人材ネットワークハブの形成」を重点5分野の一つとして位置づけております。その中で、沖縄県としては、海外留学生受入事業等諸施策を推進しているところであります。これらの県事業と独立行政法人日本学生支援機構の留学生事業とは直接的な関連はありませんが、沖縄地域留学生交流推進協議会において、県内大学及び同機構と連携し、留学生を支援していく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 政府が進めるアジア・ゲートウェイ構想についての御質問で、アジア・ゲートウェイ構想と沖縄振興計画に基づく施策の推進について一括してお答えいたします。

県におきましては、人・物・情報等の行き交うアジア・太平洋地域の交流拠点の形成に向けて、沖縄振興計画等に基づき各種施策を推進しております。

アジア・ゲートウェイ構想は、本県が取り組んでいるこれら各種施策と基調を同じくするものであり、同構想の推進に当たっては本県が主要な拠点としての役割を担えるものと考えております。このため、県では平成19年7月、同構想の重点分野に従い、沖縄において実施中の施策を中心に体系的に取りまとめた「アジア・ゲートウェイの拠点形成に向けた取組方針」を策定し、各種施策に取り組んでいるところであります。

具体的には、那覇空港における国際航空物流拠点の形成を図るため、全日空の国際貨物基地構想の支援に取り組むとともに、国と連携して那覇空港の拡張整備に向けて取り組んでおります。また、我が国とアジアを結ぶブリッジ機能を担うことを目指して、IT津梁パーク整備に着手するとともに、沖縄GIXの整備などにも取り組んでいるところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 土木建築行政についての御質問の中の、設計金額の公表についてお答えいたします。

本県においては、設計金額の事前公表を行っておりますが、事前公表をした場合、設計金額から最低制限価格が容易に類推することができるため、見積もり努力を損なわせ、応札額が最低制限価格に張りつき、くじ引きによる落札が多発するなどの課題があります。

したがって、県としましては、事前公表している設計金額を公表しない方向で検討をしているところでございます。

次に、総合評価方式の再検討についてお答えいたします。

総合評価方式は、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、従来の価格のみの競争に価格以外の施工方法や技術的な要素を評価に加え、総合的に評価して最もすぐれた企業を落札者とする方法であります。

土木建築部では、今年度50件の工事について総合評価方式の試行を予定しているところでありますが、総合評価方式は、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除、談合の防止等さまざまな効果があると期待されており、拡大普及を推進しているところであります。

県としては、今後とも適用工事の拡大を推進するとともに、市町村への普及指導・拡大に努めていきたいと考えております。

次に、最低制限価格の引き上げについてお答えします。

最低制限価格は、不良工事の防止等公共工事の適正な施工の確保及び原価割れ受注の防止を図ることを目的として設定するものであります。

県においては、最低制限価格を「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡会議モデル」いわゆる公契連モデルに沿った算出額を基本に、沖縄県財務規則第129条に基づき契約の種類及び金額に応じて設定しており、平成18年4月から5%引き上げ、予定価格の100分の65から100分の85の範囲としているところであります。

今後の見直しについては、公契連の動向を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、受注機会のさらなる拡大についてお答えをいたします。

沖縄県においては、県内企業の優先発注について知事を初め副知事、関係部長が8月と9月に関係省庁等へ要請したところであります。その結果、沖縄総合事務局、沖縄防衛局から一般競争入札における参加資格要件の経営事項評価点引き下げや、総合評価における評価項目の見直し等県内企業への受注機会拡大の具体策が示されたところであります。

今後の県内建設業者の受注率向上に向けた取り組みについては、今回の要請結果を踏まえ、関係部局と連携し必要な行動を検討していきたいと考えております。

続きまして、第2次社会資本整備計画の成果と各ビジョンの継続についてお答えをいたします。

第2次社会資本整備計画における陸上交通の成果指標として、道路については、北・中・南部の各圏域中心都市への移動時間の短縮や交通渋滞による損失時間の縮減等について目標値を設定しております。

計画期間における道路整備の効果事例としては、各圏域の中心都市である那覇市、沖縄市、名護市へ30分以内に到達できる人口が、平成16年度の75万1000人から平成19年度末は76万4000人と見込んでおり、約1万3000人が新たに30分圏域に加わることができたものと事後評価しております。

当該成果の主な要因は、沖縄西海岸道路・豊見城道路の暫定供用、国道449号名護バイパス及び古宇利架橋の完成供用、国道507号津嘉山バイパス及び糸満与那原線マリントウン地区の部分供用等であり、これらの道路事業の成果として時間短縮等の整備効果が発現できたものと考えております。

県としましては、第2次計画の実績を踏まえ、引き続き第3次計画に示す道路整備の基本方針及び成果指標に基づき道路整備に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育行政についての御質問で、耐震化事業実施への緊急対応についてお答えいたします。

本県では、これまで沖縄振興計画による高率補助制度を活用して、学校の老朽化建物の改築に取り組んできました。その結果、平成20年4月現在で小中学校校舎の耐震化率は、全国平均62.3%に対し69.1%と全国平均を上回っております。

小中学校施設の耐震化につきましては、国の平成20年度補正予算においても予算措置がなされております。また、地方公共団体の負担軽減を図るための「地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金」も補正予算で措置されております。

県教育委員会としましては、希望のあった市町村の改築事業を取りまとめて国と調整をしているところであります。今後とも改築事業による耐震化に一層取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教育振興のための施策についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、沖縄県教育振興基本計画の策定に当たり、国の教育振興基本計画を参酌し、

第3次沖縄県教育推進計画を改定することとしており、12月末にはパブリックコメントを予定しております。

教育振興のための主な施策としましては、第1に、学校教育の充実として、豊かな心を培い確かな学力を身につけるとともに、たくましい心と体をはぐくむ教育の推進、第2に、国際化・情報化への対応として、国際社会に活躍する人材育成の推進、第3に、青少年の健全育成に向け、健やかな青少年をはぐくむ地域活動・体験活動の拡充等8項目の施策を策定し取り組んでまいります。

県教育委員会としましては、今後とも国の動向を見守りながら教育施策の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

〔新垣安弘君登壇〕

○新垣 安弘君 皆さん、こんにちは。

民主党会派を代表して質問をいたします。

麻生政権が誕生したかと思えば、あっという間に内閣支持率が危険水域にまで下がりました。解散総選挙も打てない状況の中で、与党内から新党結成の動きまで出るようになり、いよいよ政権交代が現実味を帯びてまいりました。

そんな中で、政権がかわっても政治の中身が変わらないと意味がない、そういう声も聞こえますが、しかしそれ以上に私どもにとっては沖縄を生かす政権を選択すべきであり、沖縄の声を反映させることのできる政権が沖縄にとってベストの政権であることに変わりはないと思います。

知事におきましてもそのような立場でしっかりと国政の動きを観察し、間違いのない判断、間違いのない政権選択をしていただきますようお願いいたします。

それでは通告に従い、質問をいたします。

まず初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

(1)、知事の訪米問題についてです。

ア、普天間の移設問題で県議会決議に反するメッセージが米国側へ伝えられることはないと言えるでしょうか。

イ、米国へ何度も行かれるとのお気持ちがあまりのようですが、費用対効果において県民の理解は得られるとお思いなのかお伺いいたします。

(2)、地位協定の改定についてお伺いします。

ア、訪米の目的の中に地位協定の問題が入っておりますが、これは本来政府が対米交渉すべきであります、現政権にはまるでその意思がありません。これで

は沖縄にとって望ましい政権とは言えないのではないのでしょうか。知事の御見解をお聞かせください。

(3)、鳥島の射爆撃場返還問題についてお伺いいたします。

ア、政府へ要請した感触はどうでしたでしょうか。

イ、今後どのような決意で交渉に臨まれるのでしょうか。

ウ、知事みずから大臣や関係者を伴って鳥島を視察してはどうでしょうか。

(4)、泡瀬干潟の埋立事業についてお伺いいたします。

ア、沖縄市の土地利用計画が定まらない状況での埋め立ては一時中断し、市が出してくる土地利用計画を見きわめるべきではないのでしょうか。

イ、沖縄市が第1区域は推進困難との見解を示している以上、県も沖縄市と同じ立場に立つべきではないのでしょうか。

ウ、自然や環境に悪影響を及ぼし、かつ費用対効果の疑わしい長期間にわたる巨大公共工事は、しっかりとした価値観に立って立ちどまって検証することも必要ではないのでしょうか。

(5)、雇用対策についてお伺いいたします。

10月の完全失業率が8%となりました。今後、さらに悪化すると思われますがどのような対策を打っていくのかお伺いいたします。

(6)、県生活環境保全条例についてお伺いいたします。

審議会の答申がありながら、なぜ最初から案の中に基地関連の内容を盛り込めなかったのか、お聞かせください。

次に、離島地域の振興についてお伺いいたします。

(1)、宮古・八重山の支庁改編について。

県のやり方は、地方分権を掲げながら国の行財政改革のために地方を疲弊させた小泉改革を思わせます。地元の理解を得るまでは実施を見送るべきだと考えますが、どうでしょうか。

(2)、久米島町の海洋温度差発電への取り組みについて。

全国的にもすぐれた海洋深層水施設があり、また、温度差発電の施設を整備するにもどこよりも一番適した地域であると言われております。県にとっても意義ある事業として、力強く支援していくべきではないでしょうか。

3番目、公共交通の整備についてお伺いいたします。

(1)、車社会と言われる沖縄の現状をどのように認識

しておられるのかお聞かせください。

(2)、次世代型路面電車（LRT）や鉄軌道に関心を示す首長とともに、LRTを知事みずから視察することも必要ではないでしょうか。

次に、子育て支援についてお伺いいたします。

(1)、公立幼稚園で2年保育はどの程度実施されているでしょうか。また、預かり保育はどうでしょうか。

(2)、2年保育と預かり保育を幼稚園で実施すれば、待機児童の解消にもつながるのではないかと思います。いかがでしょうか。

5番目、県立病院改革についてお伺いいたします。

(1)、財政的な理由から、県立病院の独立行政法人化を進めようとしているようですが、県全体の医療体制をさらに疲弊させるのではないかと懸念されます。方針を見直すべきではないでしょうか。

6、サッカースタジアムの建設についてお伺いいたします。

(1)、県の取り組みの現状をお聞かせください。

(2)、JFLからJ2への昇格を目指すチームがスタジアムの建設に動いております。県が側面から支援することも実現への道ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、歩切りについてお伺いいたします。

国交省と総務省が建設業支援の立場から、歩切りの撤廃を自治体に要請したとのことですが、適正価格での契約を妨げるような歩切りが県発注工事においてもなされているのか、また県から市町村への指導はなされたのかお伺いいたします。

以上、御答弁を求めます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣議員の御質問にお答えしたいと思います。

第1に、知事の政治姿勢の中で、訪米での普天間移設問題について議会決議に反するメッセージを伝えることはないかというような御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の代替施設は、要請事項にする考えはございません。しかしながら、これは聞かれた場合には次の2点を説明しようと考えております。1つは、県民の多くは県外移設を求めている。県政も基本的にはそう思っております。しかしながら、既に日米合意がなされておりますし、普天間を返還させるためには無論これはやむを得ないものであると考え、現在、日本政府と条件の調整をしているところでございます。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、米軍訓練空

域・水域の一部解除に関する御質問にお答えいたします。

去る11月11日、12日の2日間、私は久米島町長及び県漁連会長等とともに日米両政府に対し、ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、そして鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について要請を行いました。これに対し、外務大臣及び防衛大臣は、現時点で返還を求めるということは難しいとの認識を示しましたが、外務大臣からは、私なりによく勉強をしたい、さらに防衛大臣からは、今後、外務省とも一緒に努力をしていきたいとの発言がありました。

県としましては、訓練水域の存在や実弾による射爆撃等の漁業の振興や県土の保全等に著しい影響を及ぼすことがあってはならないと考えております。

当該空域・水域の一部解除や返還について、引き続き日米両政府に対して求めていきたいと考えているところでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、米軍訓練空域・水域の一部解除等の今後の取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の要請は、県民の生活と安全を確保するとともに、漁業の振興や県土の保全を図る観点から、久米島町や県漁連等の意向も踏まえ、当該射爆撃場等の返還を求めたものであります。

県としましては、今後とも引き続き粘り強く返還を求めていきたいと考えているところでございます。

同じく知事の政治姿勢の中で、鳥島の視察に関する御質問がございましたが、御提案の視察については今後行ってみたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 知事の政治姿勢のうち、何度も訪米することについての御質問にお答えします。

沖縄県にとって重要な課題である米軍基地問題の解決促進のため、米国を訪問し、米国政府や連邦議会等の関係機関に沖縄県の実情を直接伝えることは、非常に意義あることだと考えております。

県知事による訪米は、過去に11回行われており、県民の代表として地元の声を直接訴えることは多くの県民の理解を得られているものと考えております。

今後とも、機会あるごとに直接沖縄の実情を訴え、理解と協力を求めていきたいと思っております。

次に、日米地位協定の見直しについてお答えしま

す。

政府は、日米地位協定について、運用の改善によって対応していくこととしており、見直しに消極的な姿勢であることは残念であります。しかし、県としては、日米地位協定の見直しについては、引き続き、涉外知事会等と連携しながら粘り強く取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、工事の一時中断についてお答えをいたします。

泡瀬地区埋立事業は、本島中部東海岸地域の活性化を図るとともに、新たな雇用の場を創出し、県土の均衡ある発展に資することを目的とした事業であります。また、本事業は、地元からの強い要請に基づき実施しており、沖縄市長も第 区域については推進することを表明しております。

県としましては、現在沖縄市が行っている土地利用計画の見直し作業は、より経済的合理性を高めるものであり、地元の要請にこたえるためにも見直し後の早期の土地利用が図られるよう、国や市と連携を図りながら事業を推進していきたいと考えております。

続きまして、第 区域についてお答えいたします。

県としましては、第 区域について、沖縄市による土地利用計画の見直しや第 区域の土地需要の見通し及び今後の社会経済情勢等を見ながら検討していきたいと考えております。

続きまして、立ちどまって検証することについてお答えをいたします。

県は、現在沖縄市が行っている土地利用計画の見直し作業は、現計画を検証し、より経済的合理性を高めるために行うものであると理解しております。

県としましては、事業効果の早期発現が図られるよう、国や市と連携を図りつつ環境保全に十分配慮しながら事業を推進していきたいと考えております。

次に、歩切りについての御質問の中の、県発注工事における歩切り及び市町村への指導についてお答えします。

「予定価格の作成に当たっては、市場の実勢等を踏まえた積算に基づく適正な水準とすることが必要であり、いわゆる歩切りによる予定価格の不当な切り下げは厳に慎むこと」との要請が総務省及び国土交通省からありました。

県では、予定価格を定める場合においては、沖縄県

財務規則第123条の規定により、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期間の長短等を考慮して設定しており、歩切りは行っておりません。

市町村に対しては、総務省及び国土交通省からの通知を受け、その旨周知徹底を図ってきたところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 知事の政治姿勢に関する御質問の中で、今後の雇用対策についてお答えします。

沖縄県の雇用情勢は、原油高に伴う物価上昇、米国経済に端を発した経済危機などの要因により、有効求人倍率の減少や県外派遣求人数の減少など、非常に厳しい情勢が続くことが予想されます。このため、国においては、全国的な景気の後退局面に伴い、去る8月29日には「安心実現のための緊急総合対策」が、また10月30日には「生活対策」が決定され、その中で雇用対策が実施・検討されているところであります。

沖縄県としては、国の「安心実現のための緊急総合対策」に基づき、沖縄労働局と連携し、昨日、緊急地域共同就職支援事業運営協議会を設置したところであり、今後は講習会や就職面接会、職場見学会等、国が実施する職業相談・職業紹介をワンストップで実施し、マッチング支援を強化してまいります。また、平成21年度の新規事業として、国庫補助事業を活用し、経営者の意識改革を図るための事業や、BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）企業への就職を支援する事業などを実施する方向で内閣府と調整を進めているところであります。

次に、離島地域の振興に関する御質問の中で、海洋温度差発電への支援についてお答えします。

久米島町では、国の海洋温度差発電実証試験プラントの誘致に向け取り組んでいると聞いております。

県としましては、海洋温度差発電は現在研究開発段階にあり、新エネ法においても新エネルギーとして位置づけられていないことから、今後の研究成果を見守っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 知事の政治姿勢との関連で、基地環境問題に係る答申内容を条例に盛り込まなかったことについてお答えいたします。

沖縄県環境審議会答申においては、基地環境問題に係る措置として、「航空機騒音の軽減等基地環境問題に係る協定締結の申し入れ」や「汚染実態把握のための基地立入調査」等について、条例に盛り込むよう提言があったところであります。

県におきましては、答申の趣旨をできるだけ反映できるように検討を重ねたところでありますが、本条例が事業者・県民に対し規制や一定の義務を課すものであり、米軍に対して申し入れる旨の条項を設けることは、規制等を目的とする条例における体系上の整理、実効性の確保の観点から、米軍に関する規定を盛り込まないものとしたところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 離島地域の振興についての中、宮古・八重山支庁改編についてお答えをいたします。

支庁組織の改編につきましては、平成17年度に「出先機関の見直しに関する地元説明会」や「行財政改革プラン意見交換会」において地元への説明を実施した上で、平成18年3月に策定した「沖縄県行財政改革プラン」において、支庁組織の改編を位置づけたところであります。

県は、ことし4月1日からの組織改編に向けて、昨年、準備を進めていたところでございますが、地元の市町村長や商工会、建設団体等、23の団体から支庁組織の改編についての要請が寄せられたことから、地元の理解が十分に得られていないと判断し、11月議会への関係条例の提案を見送ったところであります。その後、地元から要請のあった事項について検討した上で、ことし8月及び10月に改めて地元説明会を開催し、支庁組織の改編の内容や目的について説明を行うとともに、これまでの説明会や要請等において地元から示された、行政サービスの低下、自然災害等に対する危機管理体制の低下、工事請負費に係る予算執行権限の縮小への懸念等について県の対応を説明してまいりました。説明会におきましては、支庁に対する地元の思いを理解してほしい等の意見もありましたが、説明会を開催して理解を得られる方向で調整していることは一定の評価をしたい、工事請負費の1億5000万円の執行権限が維持されることは問題ないといった意見もあり、一定程度の地元の理解は得られたものと考えております。

これらのことを踏まえ、さらに、地方分権の流れや、行政改革の必要性等を総合的に検討した結果、支

庁組織の改編に関する条例案を今議会において提案しているところであります。

県としましては、県民サービスを低下させることなく、今後とも引き続き、宮古・八重山地域の振興に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 公共交通の整備についての御質問で、車社会と言われる沖縄の現状についてお答えいたします。

国土交通省の平成18年貨物地域流動調査、旅客流動調査によりますと、沖縄県の自家用車の分担率は86.1%で、全国平均が65.6%となっており、20.5%の差があります。これらのことから、沖縄県は全国に比べて自動車の依存量が極めて高い状況にあると言えます。

また、平成17年度道路交通センサス調査によると、那覇市のピーク時の走行速度は東京、大阪よりも遅く、全国でワーストワンとなっております。

同じく公共交通の整備についての御質問で、LRT等の視察についてお答えいたします。

県では、おおむね2030年を見据えた長期ビジョンを策定しているところであり、その中で将来の県土構造のあり方についても方向性を示していくこととしております。その際、体系的な交通ネットワークの構築を図る観点から、LRTや鉄道の導入についても検討していきたいと考えております。

なお、御提案のLRTの視察につきましても、今後検討していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、子育て支援についての御質問で、2年保育・預かり保育の実施状況についてお答えいたします。

本県の公立幼稚園数は、平成20年8月現在41市町村243園で、そのうち2年保育は24市町村86園で行われており、実施率は35%であります。また、預かり保育につきましては27市町村124園で行われており、実施率は51%となっております。

県教育委員会としましては、今後とも「沖縄県幼児教育振興プログラム」を踏まえ、2年保育・預かり保育の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、サッカースタジアムについての御質問で、サッカースタジアム建設の取り組みについてお答えい

たします。

サッカースタジアムにつきましては、関係部局、関係団体等で構成する「サッカー競技場整備に関する調査・検討連絡会議」において、これまで県外におけるサッカー専用スタジアムと他種目兼用のスタジアムの調査を行ってきたところであります。

今後、同連絡会議において建設費、施設の形態、規模、維持管理費等について報告書を取りまとめ、年度内に県に報告することとしております。

次に、県内プロサッカーチームのホームスタジアム建設支援についてお答えいたします。

県内に所属するチームが活躍しＪリーグに昇格することは喜ばしいことであります。

なお、Ｊ２への昇格にはホームスタジアムの確保が必要であることから、県としていかなる支援が可能なのか、関係者の意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 子育て支援についての中、幼稚園における２年保育と預かり保育の実施が保育所入所待機児童の解消につながることにについてお答えいたします。

平成17年３月に策定いたしました「おきなわ子ども・子育て応援プラン」では、幼稚園における子育て支援の充実として預かり保育の促進を掲げています。

幼稚園における２年保育と預かり保育が充実しますと、保育所入所待機児童の解消もそれに応じて一定程度効果があるものと考えております。

続きまして、県立病院改革についての中、県立病院の独立行政法人化の方針を見直すことについてにお答えいたします。

沖縄県の県立病院は、地域における中核的医療機関として地域医療の確保に極めて重要な役割を果たしています。しかしながら、その経営状況は平成17年度以降毎年度30億円以上の経常損失を計上し、危機的な資金繰りの状況にあることなど極めて厳しいものがあります。

このため、県においては、県立病院の役割・機能並びに運営体制を抜本的に見直し、効率的で将来にわたって継続可能な医療提供体制を確保することを目的として、県立病院のあり方検討を実施することとしたものでございます。

沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会におきましては、県立病院長ヒアリング等で確認されました

病院事業の経営課題を踏まえ、すべての県立病院について救急医療などいわゆる政策医療に対する県の財政負担は現在と同様に講じられ、より自律的で弾力的な経営が可能となる地方独立行政法人への移行も含め審議が行われているところでございます。

県としましては、県立病院が引き続き地域に良質な医療を提供することができるよう、検討部会の審議結果を踏まえ適切に対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

〔新垣安弘君登壇〕

○新垣 安弘君 それでは、再質問をさせていただきます。

まず、訪米の件なのですが、イの方で、何度も行かれることに関する費用対効果の件ですが、これは理解を得られると思いますというふうな御答弁だったんですが、私はそうは思わないです。先回の議会のときに、1500万かかるということが新聞紙上にも出まして一般の皆さんが知ることになりました。そのときの反応は、こんなにかかるのかと、そういう反応が結構多かったです。そういう点で拒否したことに対して支持を得られた部分もあります。ですからそれは見解は違いますね。もし知事、行かれるとしたら、私は前、ラムズフェルド国防長官が来られて普天間の上空を飛んで——以前ですね——視察されました。今回、例えば知事がアメリカへ行かれるのであれば、そこで政府の関係者、あるいは議会での関係者、あるいはまた人権的なそういう委員会、そういう人たちを話をつけて呼んできて普天間飛行場の上を飛んで見てもらう、そういうことを成果として持ってくるのであれば、行った価値が出てくると思います。その件について後で御答弁をお願いします。

済みません、休憩いいですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後２時15分休憩

午後２時15分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○新垣 安弘君 泡瀬の件でお伺いします。

泡瀬の件をちょっとお伺いしたいんですが、これは沖縄市と県とは歩調は合わないといけないものなのでしょうか。例えば沖縄市が明確に第 区域はやらないと言った場合に、県の立場はどうなるのかですね。それが１点。

もう一つ、今、全国でいろんな問題になっていることは、いわゆる巨大公共事業で、飛行場はつくったけ

れども飛行機は飛ばない、港はつくったけれども船は来ない、道はつくったけれども車は走り回らない、埋め立てはしたけれども土地は売れない。そういういわゆる公共事業の問題が出ているわけです。そういう点で私どももそこを心配するわけです。

この泡瀬の問題、計画を立てたのは大分前なんです。大分前の計画なんです。それから今日に至っている自然保護に対する価値観も変わってきているし、経済状況も変わっている。そういうさまざまなことから考えたときに、泡瀬も下手をしたら、埋めたのはいいけれどもろくな使い方ができない。港のしゅんせつはしたけれども船は必要としない。そういうことになりはしないかという懸念があるわけです。その懸念に対してお答えを願いたい。そういうのが全くないかどうかですね。

温度差発電に関して、これは先回と同じ答弁なんです。確かに新エネルギーには位置づけられてはおりませんけれども、佐賀大学で研究しているこの問題に関しては、文科省から年間1億から5億ぐらいの研究予算がついているんです。そういうプロジェクトなんです。そして久米島の方が一番それをやるのに適した地域だと言われているんです。

そういう意味で一言でエネルギーに位置づけられていないからということで片づけないで、この文科省のそういうプロジェクトがあるということを理解いただいて、できればその調査費用をつけるとかそういう動きをやってもらいたい。この問題に関しては企画部長、企画の方も関係しているかもしれませんが、もし関係していたら御答弁をお願いいたします。

教育長、2年保育の問題、これは35%やっている。預かり保育51%やっている。

これは先ほど福祉保健部長から御答弁がありましたけれども、待機児童の解消につながるんですね。ということは、保育所入所待機児童対策特別事業基金、10億以上あると思うんですが、3年間で使う基金、それを利用できると思います。それで、無認可の保育園というのはなかなか規模が小さくて、認可をとるにもなかなか難しい。かつ無認可が認可になると、市町村は措置費がかかってくるから財政的には厳しくなる。そういうこともいろいろありますから、2年保育の幼稚園をしていくことが4歳児を預かり、5歳児を預かることにつながっていきますから、これはぜひこの基金を利用するんだという気持ちで取り組んでいただきたいと思います。これに対してまた意欲のある御答弁をお願いしたいと思います。

認可保育園に入っているゼロ歳児から5歳児までの

人数でいくと、3歳児と4歳児がそれぞれ4000名以上なんですね。そういう意味でも4歳児を幼稚園で預かるのはこれは意味がある。かつ4歳児が保育園という施設で育つよりは幼稚園という、より広い幼稚園の施設の方が4歳児のためにもいいということはこれは間違いないことだと思うんですね。ぜひ取り組みをよろしくをお願いいたします。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時20分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○新垣 安弘君 生活環境保全条例についてお伺いいたします。

先ほど御答弁ありました。これは今でも案の中に基地関係のものは入っていません。これは私、委員会で2回とも継続になって、その後、審議会の皆さんがショックを受けて、話を聞いてくれと、そういうことがありました。それで野党議員はみんなでこれは話を聞こうじゃないかと、そういうことで持ったわけです。

じゃ、一つお伺いしますが、条例としてさっき答弁されたような内容はあると思うんですが、この沖縄にとって一番重要な基地の中の汚染の問題、これは審議会の皆さんは条例の中で何とか扱えるようにしたいということでその答申の中に書いたわけです。この答申も審議会の皆さんの思いも、これは無視されているわけですね。我々は、その審議会の皆さんのそういう思いを受けとめて、何とか条例に入れようということで今、作業をしています。これは可能だと思っています。そういう点で、じゃ、もしどうしても条例にこれを書けないんだとしたら、審議会の皆さんのその思いはどこで受けとめるのか。それを示していただきたい。

あと久米島の射爆撃場のことに関しては、知事、6月議会で私、取り上げました。知事が地元の意思を尊重するという事になって、その後、漁業関係、久米島の町長さんからの要請があって、その後の知事の動きというものは私はすごく感銘を受けています。ぜひ頑張ってくださいと思うんですが、ただ、アメリカが相手ですから難しいことはこれは想定内だと思います。久米島もこれはもう強制収用にされてもいいから、そこまで強く突っぱねていくということによってありますので、ぜひとも知事もそういう気持ちで取り組んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。

休憩いいですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後2時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○新垣 安弘君 新型の路面電車の件なんですが、知事、前回、知事が応援して当選された那覇市長も公約の中に新型の路面電車を入れておられるんです。与那原の町長さんもそういった意欲を示しておられます。何力所かそういう首長さんいらっしゃいますから、できれば御一緒に直接知事、ごらんになっていただきたい。そうすればまた変わってくると思いますので、それをひとつお願いしたいと思います。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時30分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣議員の再質問にお答えしたいと思うんですが、まず第1番目の私の訪米について、余り何回も行くのは効果がないのではないかと、これは考え方の違いですからあえて答弁は避けますけれども、ただ、ラムズフェルドさんが見えてへりて上を飛んでああいう考え方が出てきたというようなことを考えますと、おっしゃるようなことがこれからもいろんな形で可能であるとすれば一つの方法だというふうに思います。

そして次に、久米島の射爆撃場の件ですが、おっしゃるようになかなかそう簡単にわかりましたというわけにはいきかねると思うんですが、もう鳥島については潮が満ちると3つに分かれてほとんど水没しかねないという状況で、久米島町長もぜひともこれは終わらせて取り返したい。

さらに、農林大臣の石破さんのところにも我々は要請に行きました。ただ、直接には今、基地関係の担当ではないということではっきりしたお答えはいただかなかったんですが、防衛そして外務ともよく連携をとって、漁場としての価値というのは確かにあるし、水没しかねないというのは排他的経済水域論ではありませんが、いろんな意味でやはりもうぼちぼちかなという趣旨の御発言もありました。そういうことで私どもも久米島町とよく一緒になってこの返還について取り組んでまいりたいと思いますので、ぜひ御指導をいただきたいと思います。

そして最後の路面電車の件ですが、これは今、担当の企画部でもいろんな交通体系の見直しをやっておりますし、21世紀ビジョンの中でも普天間基地の返還に伴う土地の利用、交通体系の整理整頓、そういう中とあわせ、おっしゃる那覇市長も考えておりますし、それなりに非常に興味深い輸送手段でもありますので、ぜひ私どもも事務的に少し研究をして前へ進めていければと思います。

以上でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 再質問にお答えいたします。

1つは、巨大事業の必要性、見直しについてお答えします。

まず、泡瀬埋立事業については、現在、沖縄市において土地利用計画の見直しに向けた作業に入っているところでございます。地域の声を取り入れた新たな土地利用計画を取りまとめる予定だというふうに聞いております。

県としましては、市が行う見直しの内容は、埋立免許及び承認がなされた平成12年時点の土地利用計画について、現時点における社会情勢の変化に応じた見直しを行うものであり、より経済的合理性が高まるものだというふうに考えております。したがって、当事業は東海岸地域の活性化、地域振興に大きく貢献をするものだというふうに考えております。

それからもう1点目は、第 地区につきましてでございますが、県としましては、せめて第 区域の工事はしっかり完成させるというスタンスがございまして、御質問の第 地区でございますけれども、第 区域の土地需要の見通し、それから今後の社会情勢を見ながら国、それから市とも調整をしながら検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 再質問の中で、条例の中で書けないのであれば審議会の思いをどこで受けとめるかという趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、去る1月に条例案を環境審議会へ報告した際に、条例化を見送った経緯について説明したところ、審議会からは、県が答申を真摯に検討した結果、条例という形ではなく要請が事あるごとに国や

米軍に働きかけていくことではないかとの結論に至ったということについては尊重せざるを得ないとの意見があり、基本的に理解されたものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 海洋温度差発電についての再質問についてお答えします。

県としては、現在、エネルギービジョンの計画を策定中でありまして、新エネルギーにつきましては関心を持って事業を進めているところであります。

議員指摘の国のプロジェクトの内容、それから久米島の計画の事業内容等、県として把握しながら何ができるか対応策を前向きに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、再質問にお答えをいたします。

公立幼稚園での2年保育を推進するために基金を活用してはどうかという御趣旨の御質問でございますが、現在、公立幼稚園の教諭の配置やその処遇については、設置者である市町村が行っておりまして、その給与費については地方交付税で措置されているところでございます。

御質問の公立幼稚園での2年保育を推進するために基金が使えるかどうかということにつきましては、調査をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 皆さん、こんにちは。

社大・結の会、瑞慶覧功です。会派を代表して質問を行います。

重複する質問が多々ありますが、会派の代表ですのでよろしくお願いします。

初めに、知事の政治姿勢について伺います。

仲井眞知事は、就任してちょうど折り返しの2年が経過しました。公約の実現を含め自己評価についての見解を伺います。

次に、アメリカ大統領選挙で民主党のオバマ氏が勝利しました。オバマ次期大統領誕生に伴い、知事は、ローカルな安全保障システムにどのような影響が出るのか、少し時間がかかるのではとマスコミに発言しております。沖縄の米軍基地はローカルな問題と認識し

ていらっしゃるのか、真意を伺います。

次に、国民から選挙目当ての理念なきばらまきと酷評されている麻生政権による2兆円の定額給付金についての見解を伺います。

次に、民主主義の基本である文民統制（シビリアンコントロール）の危機を露呈させた前航空幕僚長田母神発言に対する見解を伺います。

次に、県は総合出先機関の宮古・八重山両支庁の組織改編について、理解が得られたとしていましたが、その後、地元首長から再考するよう陳情が寄せられています。宮古・八重山両支庁廃止についての見解を伺います。

次に、泡瀬干潟埋立事業差し止め判決と議会の議決は不要とした見解を伺います。

次に、県環境保全条例案に対し、多くの米軍基地に占領されている中部市町村会が基地にも適用要求を決議していることに対する見解を伺います。

続きまして2番目、基地行政について。

嘉手納飛行場に関する3市町村連絡協議会、沖縄市、嘉手納町、北谷町で構成をされています。10月に続き11月にも航空機の目視調査を行いました。日米間の航空機騒音規制措置では、住宅地上空の飛行や夜間の飛行、そしてエンジン調整を避けるよう示されているにもかかわらず、近年、民間上空を飛び交う訓練が増加し、住民生活を脅かしていることが調査の結果で証明されました。さらには、爆音を伴う夜間・未明の離発着も周辺自治体のたび重なる抗議を無視して行われております。

伺います。

嘉手納飛行場周辺における航空機騒音の被害状況と県の対応について。

次に、普天間飛行場周辺における航空機騒音の被害状況と県の対応について。

次に、米軍ホワイト・ビーチへの米原子力潜水艦の寄港回数が2000年以降、年平均で冷戦期の5倍以上に増加し、ことしは12月2日時点で過去最多の38回を記録しております。放射能漏れや自衛隊幹部の搭乗問題、事前無通報問題も起きております。

伺います。

原潜寄港の回数増と無通報寄港についての認識と対応を伺います。

次に、セスナ機墜落事故調査委員会の報告内容と嘉手納エアロクラブの実態について伺います。

次に、日米地位協定の抜本的見直しについて、政府対応と県の取り組みについて伺います。

3、医療行政について。

財政難を理由とした国の政策によって全国の公立病院が存続の危機にあります。沖縄県も例外ではなく、むしろ島嶼県の沖縄にとってより深刻です。公立病院をなくすということは、県民の命を軽んずることにほかなりません。県当局はもっと県民の立場に立った医療行政を行うべきだと思います。

伺います。

県立病院あり方検討委員会の議論内容について伺う。

次に、県立浦添看護学校の今後のあり方について伺う。

次に、離島・僻地における公立診療所の実態を伺う。

次に、国保料滞納による無保険世帯の児童生徒の実態と県の対応を伺います。

4、教育行政について。

文部科学省の調査によりますと、2006年度に病気休職した公立小・中・高の教職員は7655人、このうちうつ病などの精神疾患を理由にしたのは4675人で61%を占めております。このことを踏まえ、ことしメンタルヘルス対策について調査をしたところ、十分取り組んでいるが0.8%、まあまあ取り組んでいるが17.8%、不十分が73.8%となっております。県教育委員会の対応はどうなっているのでしょうか。

教員の精神疾患について調査結果を伺います。

次に、県内県立高校生への大麻・覚せい剤調査によりますと、1800人が使用を誘われ、約700人が使用を見たという驚くべき調査結果となりました。私立高校や中学校まで含めて考えますと恐ろしい結果が予想されます。

青少年の大麻・薬物汚染の実態と対応について伺います。

5、カジノ問題について伺います。

10月に県カジノ・エンターテイメント検討委が県民の入場を規制すべきだとの見解で一致したとあるが、その理由を伺います。

次に、カジノにはギャンブル、売春、麻薬といった悪いイメージが伴いますが、沖縄観光の基本理念であると言われる「美ら島」、「いやしの島」沖縄を変更するつもりなのか伺います。

次に、カジノ導入について県民投票を実施する必要があると考えるが、見解を伺います。

6 番目に、裁判員制度問題について伺います。

裁判員制度が来年の5月21日から始まるということで、テレビではCMが放送されていますけれども、11月28日には最高裁から県内2000人に通知書が送られて

いるようです。

伺います。

ことしの3月の世論調査では72%が裁判員を務めたくないと答え、5割は制度そのものを評価していないとの結果が報告されておりました。県内の実態を把握しているのか。そして今後の対応策について伺います。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 瑞慶覧議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、公約実現を含め自己評価についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、これまでの沖縄振興諸施策の成果を踏まえ、雇用の創出・拡大や企業誘致など産業の振興に全力を尽くしますとともに、医療・福祉の充実、社会資本の整備、農業や離島・過疎地域の振興、教育・文化の振興など、あらゆる面で施策を展開してまいりました。

これまでに沖縄県中小企業振興条例の制定、離島地域のブロードバンド環境の整備等につきましては完了いたしております。また、「沖縄県産業・雇用拡大県民運動」の展開、IT津梁パーク事業の推進、情報通信産業の集積など、雇用拡大と産業振興を図りますとともに、大学院大学設置の推進、那覇空港拡張整備の促進、国際物流拠点の形成に向けた那覇空港ターミナル地区の整備促進など、各種基盤の整備促進を図っているところでございます。

さらに、保育所入所待機児童の解消対策、アジア国際音楽祭の開催に向けた取り組みなど、福祉や文化など多くの施策・事業についても鋭意取り組んでいるところであります。諸課題の解決に向け着実に前進していると考えているところでございます。

今後とも、短期的・中期的視点に立って産業振興、雇用情勢の改善や基地問題などの課題に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、ローカルな安全保障システムとは何かという御趣旨の御質問にお答えいたします。

報道等によりますと、オバマ次期政権では金融政策や失業等の経済問題が最優先課題であるとされております。

私としましては、次期政権の日本を含む東アジアの安全保障戦略や沖縄における米軍基地政策が明らかになるのはもう少し時間がかかるのではないかという趣

旨で発言したものであります。

いずれにいたしましても、今後とも情報収集をしながら状況を見きわめてまいりたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、泡瀬干潟に係る御質問で、議会の議決は不要と判断したことについての御質問にお答えいたします。

泡瀬干潟埋め立てに関する住民訴訟につきまして、去る11月19日に判決確定後一切の公金の支出をしてはならないとの判決がありました。

泡瀬地区埋立事業は、地元からの強い要請に基づき、国際交流リゾート拠点の形成を図りますとともに新たな雇用の場を確保し、県土の均衡ある発展に資することを目的とした事業であり、同事業の重要性にかんがみ控訴することといたしました。

本訴訟は、地方自治法第242条の2第1項の規定に基づき提起されている住民訴訟であり、当該訴訟の被告は「執行機関としての沖縄県知事」であります。

一方、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めることになる訴えの提起は、同項第12号に掲げる「普通地方公共団体としての沖縄県」がその当事者となる場合であります。

本訴訟の当事者は「執行機関である沖縄県知事」であって、「普通地方公共団体としての沖縄県」ではないことから、地方自治法第96条第1項第12号の規定は適用されません。

したがって、本件事件の判決を不服として「執行機関である沖縄県知事」が控訴を提起することは、地方自治法に規定する議会の議決を要する事件に該当しないと判断したものであります。

判決の言い渡しから方針決定まで時間を要しましたが、非常に重要なことであり慎重に検討してまいりました結果でありますので、県民初め議員の皆様には御理解を賜りたいと存じます。

次に、基地行政に関する御質問の中で、日米地位協定の見直しについてという御質問にお答えいたします。

政府は、日米地位協定につきましては、改定ではなく「米軍及び在日米軍施設・区域を巡る様々な問題を解決するためには、その時々の問題について、地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えている」としております。

県としましては、日米地位協定の見直しについては、これまでより多くの国民や国会議員の皆様による必要性を理解していただくため取り組んできたところであり、引き続き渉外知事会等と連携をしながら粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

また、米国を訪問し米国連邦政府や連邦議会関係者等に沖縄県の実情を伝え理解してもらうことは意義あることだと考えております。

次に、カジノ問題の中で、沖縄観光の基本理念についての御趣旨の御質問にお答えいたします。

カジノ・エンターテインメントは、導入により観光振興、地域の活性化、雇用の創出、税収の確保など、経済的波及効果の面で多くのメリットがあると言われております。国際観光におけるグローバル・スタンダードとなりつつあります。

沖縄県が目指すべき観光の方向性として、沖縄振興計画におきましては、美しい海と豊かな自然、そして沖縄独特の歴史・文化等魅力ある地域特性を生かし、多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成を図るといたしております。したがって、夜間や雨天及び季節を問わず楽しめるカジノ・エンターテインメントはその有効な手段の一つと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、定額給付金についてお答えいたします。

定額給付金は、去る10月30日に政府・与党が決定した生活対策に基づき、総額2兆円を限度に、生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援策として実施されるものであり、景気後退下での個人消費を増加させるという経済効果を持つことなどから、時宜を得たものであると考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 知事の政治姿勢のうち、田母神前航空幕僚長の論文についての御質問にお答えします。

県としては、現職の自衛隊幹部が国の基本的な歴史認識に反する考えを公表したことは不適切であると考えております。

次に、基地行政のうち、原潜の寄港増加及び事前通報なしの寄港についてお答えします。

県としては、原子力潜水艦の寄港について最小限にとどめるべきであると考えております。また、原子力潜水艦の寄港が大幅に増加している中、原子力潜水艦が事前通報なく寄港し、地元住民を初め県民に大きな不安を与えたことは極めて遺憾であると考えておりま

す。

県は、政府に対して地元への連絡通報体制に万全を期すとともに、再発防止の徹底等について強く申し入れたところであります。

次に、事故調査委員会の報告内容とエアロクラブの実態についてお答えします。

10月24日に発生したセスナ機墜落事故の事故原因について第18航空団に照会したところ、現在、米軍の安全委員会が調査を行っており、調査が終了次第、さらなる情報提供をするとのこととあります。

嘉手納エアロクラブについては、政府は去る11月11日、照屋衆議院議員の質問主意書に対し米側の説明によれば、嘉手納飛行場第18任務支援群に属する機関であり、日米地位協定第15条に定める歳出外資金による諸機関であるとのことである。また、当該飛行クラブには、米軍の構成員及びその家族並びに米軍の軍属等が入会することができ、入会者はパイロットの資格を有する者に限られないとのことであり、また、当該飛行クラブの会員数は、平成20年10月末現在、約150名であり、5機のセスナ機を運用しているとのことであると答弁しております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 知事の政治姿勢についての中で、宮古・八重山の支庁改編についてお答えいたします。

県は、ことし4月1日からの組織改編に向け、昨年、準備を進めていたところでございますが、地元の市町村長や商工会、建設団体等から支庁組織の改編についての要請が寄せられたことから、地元の理解が十分に得られていないと判断し、昨年11月議会への関係条例の提案を見送ったところであります。その後、地元から要請のあった事項について検討した上で、ことし8月及び10月に改めて地元説明会を開催し、県の対応を説明してまいりました。

説明会においては、支庁長に対する地元の思いを理解してほしい等の意見もありましたが、説明会を開催して理解を得られる方向で調整していることは一定の評価をしたい、工事請負費の1億5000万円の執行権限が維持されることは問題ないといった意見もあり、一定程度の地元の理解は得られたものと考えております。これらのことを踏まえ、さらに、地方分権の流れや行政改革の必要性等を総合的に検討した結果、支庁組織の改編に関する条例案を今議会において提案しているところであります。

県としましては、県民サービスを低下させることなく、今後とも引き続き宮古・八重山地域の振興に努めていきたいと考えております。

次に、裁判員制度問題についての中で、県の対応についてお答えをいたします。

県は、最高裁判所がことし4月にホームページで公表した「裁判員制度に関する意識調査」結果等から、裁判員制度に関する県民の認知度などを把握しているところであります。

同調査結果によりますと、沖縄県においては、裁判員制度について知っている方は72.9%となっております。国においては同率は90.1%となっております。また、「参加したい」、「参加してもよい」という方のほか、「義務なら参加せざるを得ない」という方まで含めると、56.1%の方が参加意向を示しております。

同制度につきましては、国が直接所管しておりまして、県としましては、裁判員制度の実施に向けて、同制度に対する県民の理解を深めるための裁判所等の取り組みが重要と考えております。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 知事の政治姿勢との関連で、生活環境保全条例案に対する中部市町村会決議についての御質問にお答えいたします。

中部市町村会においては、沖縄県生活環境保全条例案に米軍基地への措置を盛り込み、沖縄県環境審議会答申を踏まえた条例とするよう決議されたところであります。

審議会答申におきましては、基地環境問題に係る措置として、「航空機騒音の軽減等基地環境問題に係る協定締結の申し入れ」や「汚染実態把握のための基地立入調査」等について、条例に盛り込むよう提言があったところであります。

県におきましては、答申の趣旨をできるだけ反映できるように検討を重ねたところでありますが、本条例が事業者・県民に対し規制や一定の義務を課すものであり、米軍に対して申し入れる旨の条項を設けることは、規制等を目的とする条例における体系上の整理、実効性の確保の観点から、米軍に関する規定を盛り込まないものとしたところであります。

次に、基地行政について、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機騒音被害状況と県の対応について一括してお答えいたします。

平成19年度航空機騒音測定結果によりますと、嘉手納飛行場周辺においては15局中9局で環境基準を超過

しており、うるささ指数は前年度とほぼ横ばいとなっております。また、普天間飛行場周辺においては、9局中3局で環境基準を超過しており、うるささ指数はわずかな増加も含めると9局中7局で増加しております。

県におきましては、平成19年度測定結果を踏まえて、去る9月10日及び18日に米軍や沖縄防衛局等関係機関に対し、航空機騒音の軽減について強く要請を行ったところであります。

今後とも、関係市町と連携し、航空機騒音の監視を継続するとともに、米軍等関係機関に対し、航空機騒音の軽減を粘り強く働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 医療行政についての御質問の中の、県立病院のあり方検討部会の審議内容についてお答えいたします。

沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会における主な審議状況を現段階で整理いたしますと、医療機能の見直しについては、北部、宮古及び八重山病院につきましては、原則として現在の医療機能を維持すべきであること。また、精和病院につきましては、我が国における精神医療改革の基本方針を踏まえ、精神科急性期医療を充実させていく必要があるとの認識で意見が一致しております。

経営形態の見直しにつきましては、県立病院長ヒアリング等で確認された病院事業の経営課題を踏まえ、すべての県立病院についてより自律的で弾力的な経営が可能となり、救急医療等いわゆる政策医療に対する県の財政負担は現在と同様に講じられる地方独立行政法人への移行も含め、審議が行われているところでございます。

なお、精和病院につきましては、指定管理者制度の導入についても審議が行われているところであります。

南部保健医療圏の公立病院等の再編・ネットワーク化につきましては、同保健医療圏における医療提供体制の現状等を踏まえ、審議が行われているところであります。

県といたしましては、同検討部会の審議結果を踏まえ、適切に対処してまいります。

続きまして、県立浦添看護学校のあり方についてにお答えいたします。

県は、平成21年度から浦添看護学校に定員80名の3

年課程を設置し、現行の定員40名の進学課程と合わせて2課程を持つ看護職養成所として存続させる考えであります。

なお、浦添看護学校につきましては、県内の民間による養成校が充実してきたことや県と民間の役割分担を踏まえ、今後、民間に移譲することとしております。

県としましては、浦添看護学校を民間に移譲した後、看護学生への修学資金貸与制度を充実させるとともに、民間では実施困難な看護教員養成講習会や実習指導者講習会等を充実させ、看護職者の質の向上などに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、離島・僻地における公立診療所の実態についてにお答えいたします。

離島・僻地の医療を確保するため、沖縄県内には平成20年度現在、24カ所の公立診療所が設置されております。

内訳としましては県立診療所16カ所のほか、国頭村、大宜味村、東村、伊江村、宮古島市、竹富町及び与那国町立の診療所が計8カ所設置されております。24カ所のうち、離島診療所が21カ所、沖縄本島内の僻地診療所が3カ所となっております。

運営形態別には、県直営が16カ所、市町村直営が5カ所、委託が2カ所、指定管理者制度によるものが1カ所となっております。

また、歯科につきましては、国頭村、大宜味村、東村、伊江村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、南大東村、北大東村、宮古島市、多良間村及び竹富町立の歯科診療所が計12カ所設置されております。

12カ所のうち、離島が9カ所、沖縄本島内の僻地が3カ所となっております。運営形態別には、村直営が1カ所、委託が10カ所、指定管理者制度によるものが1カ所となっております。

県においては、離島・僻地の診療所及び歯科診療所の施設整備について補助を行っているほか、直営で診療所の運営を行っている竹富町及び与那国町に運営費補助を行っています。

なお、本年12月1日現在、医師及び歯科医師の欠員はございません。

続きまして、国保資格証明書交付世帯における児童生徒の実態と県の対応についてにお答えいたします。

国民健康保険制度では、事業の休・廃止や病気など特別な事情がないにもかかわらず長期にわたり保険料を滞納している方について、被保険者証の返還を求め、それにかわるものとして被保険者資格を有することを証明する資格証明書を交付することとなっております。

ます。

被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者は、診療費用の全額を一たん支払い、保険給付に係る部分を保険者に支給申請することとなります。

厚生労働省が10月30日に公表しました全国調査の結果では、本県における資格証明書交付世帯における中学生以下の子供のいる世帯は30世帯で、乳幼児19人、小学生21人、中学生19人の59人となっております。

資格証明書の交付につきましては、保険者である市町村が判断することになりますが、県としましては、市町村対象職員の研修会等において滞納の実態を適切に把握することや、特に子供のいる世帯につきましては、きめ細かな対応を行うよう助言を行っているところでございます。

なお、現在、国において、被保険者証の返還対象の世帯でも18歳未満の子供に対しては、被保険者証が交付できるよう国民健康保険法を改正する動きがあり、その動向を県としても注視しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） 教育行政についての御質問で、教員の精神疾患に係る調査についてお答えいたします。

去る11月7日の新聞報道によりますと、精神疾患で休職する教員へのメンタルヘルス対策に関して文部科学省の委託事業により意識調査が実施され、ことし3月までに473教育委員会及び7都道府県の公立小中学校の教員約1100人から回答が得られたとのことであります。調査結果からは、ほぼすべての教育委員会でメンタルヘルス対策の必要性を認めておりますが、対策のおくれがうかがえます。

県教育委員会では、教職員の業務量や悩み等に関する「教職員の勤務の実態や意識に関する調査」を8月に実施しており、現在は「教職員の勤務の実態や意識に関する分析検討委員会」を設置し、その集計結果をもとに勤務状況等の実態把握と分析を行い、12月末を目途に提言を受ける予定であります。

また、メンタルヘルス対策事業として「教職員等のメンタルヘルス相談事業」及び「専門の講師によるメンタルヘルス講演」等を実施し、教職員のメンタルヘルスに関する意識啓発を図っております。

県教育委員会としましては、今後とも快適な職場環境の形成及び教職員の安全と健康保持増進に努めてまいりたいと考えております。

次に、青少年の大麻汚染の実態と対応についてお答えいたします。

去る10月1日に高校生が大麻所持により逮捕された事件を受け、県立高等学校全生徒を対象に大麻等薬物に関するアンケート調査を実施いたしました。

その結果によりますと、大麻などの薬物に関する印象については、心や体に害があるとの回答が61.2%である一方、格好いいや気持ちよくなれるなどの回答が14.2%ありました。また、薬物の使用について誘われた経験があるとの回答が4.5%、1821名、薬物を使っている人を見かけたとの回答が1.8%、707名ありました。

これらの結果から高校生の大麻など薬物に対する理解が不十分であることや、薬物が高校生の中にも間違いなく忍び寄っていること到大変衝撃を受けており、この憂慮すべき非常事態に県民全体が危機感を持って、薬物乱用防止に向け取り組む必要があると考えております。

県教育委員会としましては、庁内に設置した「大麻問題に関するワーキングチーム」で、アンケート結果の詳細な分析を行い、具体的な方策の検討を進めているところであります。

各学校においては、関係機関との連携を強化し、薬物乱用防止教育のさらなる充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） カジノ問題に関する御質問の中で、県民の入場規制についてお答えします。

カジノエンターテインメントは、観光振興や地域の活性化、雇用の創出、税収の確保の面で大きな効果が期待される一方、ギャンブル依存症などが懸念されております。

平成20年10月27日に開催された第3回カジノ・エンターテインメント検討委員会においては、県民の入場規制について、県民を対象とするのではなく他府県や海外の方に利用してもらい、その収益を県民の福利厚生に利用することを明確に打ち出す必要があるとの意見や、カジノに対して懸念する県民の理解を得るためにも県民の入場規制を行った方がよいなどの意見が多数を占めました。

次に、カジノ導入についての県民投票についてお答えします。

平成19年度のカジノ・エンターテインメント検討委員会がまとめた今後に向けた課題の一つとして、県民に

対して海外のカジノに関する正確な情報を提供することやカジノエンターテインメントの導入に関し、必要性や目的、あるべき姿などについて、県民の間で議論を深める必要性を挙げております。

沖縄県としましては、我が国において、カジノエンターテインメント導入手続などの法制度が明らかでない現時点においては、シンポジウムの開催などにより、県民への正確な情報の提供が重要なことと認識しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 再質問を行います。

泡瀬干潟埋立事業について、沖縄市は控訴を議会で決議しましたが、これはしなくてもいいことをしたのでしょうか。知事は答弁で、非常に重要なことなので慎重に判断したとおっしゃっておりました。重要だからこそ議会に諮るべきではなかったでしょうか。

次に、基地行政について。

これまで米軍の事故・事件が起こるたびに周辺自治体は抗議をしております。北谷町議会では、昨年の1月からことしの11月までの間に25の決議と26の意見書が採決されております。嘉手納町、沖縄市においても同様だと思います。県当局も抗議をしているわけですが、しかし何ら改善されておられません。最近では、日米合同訓練なども行われ、むしろ基地被害は増加しております。

知事、言葉は悪いかもしれませんが、もう無視されているということを通り越して、完全になめられているというふうに思います。県民を代表する知事として、やはりもっとしっかり怒りを込めて行動していくべきではないかと思います。

昨日、仲宗根悟議員からもございましたが、沖縄県民の総意として訪米前に県主催で米軍の事件・事故に抗議し、日米地位協定の抜本的見直しを求める県民大会を開催する必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

医療行政について。

子供は親を選ぶことができません。また、住んでいる市町村によって差が生じていけないと思います。やはり差を埋めてあげるのは県の役割ではないかと思います。これは意見ですね。

教育行政について。

大麻、薬物汚染の問題、やはり学校現場でなぜ大麻や薬物が悪いのかということをしかりと教育することが何より大事なことでと思います。これも意見です

ね。

カジノ問題について。

私は、カジノ導入は、そこから発生するであろう社会的な問題を考えますと、沖縄の将来を大きく左右する懸案だと思っております。本当に導入されれば、沖縄にとって米軍基地同様の負の遺産をつくることになると懸念をしております。議論する場、県民投票の場の実施を強く求めます。

裁判員制度について。

先ほど県の調査では、56％が参加の意向を示しているというふうにありましたが、どのような形で調査をなされたのか。私の周りではそういった裁判員制度に関して、みんな否定的な意見が多いものですから、全然知らされていないというふうに思っています。どういう調査を行ったのか、ちょっとそこをお願いしたいと思います。

そしてやはり、国民の義務のもとで押しつけられたら、それこそ悩みを抱えて精神疾患の人をつくってしまうのではないかと懸念されます。そうならないために、もっと環境整備を含め時間をかけていく必要があると思います。県は、関係ないでは済まされない問題だと思います。たらい回しにされないよう、対応窓口を設置し、市町村とも連携を図り、しっかりと賛否も含め実態を調査していただきたい。また、県議会においても議論する場を設けていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時24分休憩

午後3時27分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 県民大会の開催についての再質問にお答えします。

日米地位協定の抜本的見直し、米軍人等による事件・事故の再発防止等については、県としては行政の立場でこれまであらゆる機会をとらえて要請活動を展開してきたところであります。

御提案の県民大会については、各界各層を網羅した全県的な大会であることが必要であると考えています。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 再質問にお答えします。

沖縄市は議会へ諮ったのになぜ県はそうしなかった

のか、その議会に諮らなかった理由についてお答えします。

沖縄市では県と同様、地方自治法第96条第1項の議会の議決を要する事件ではないと判断されておりますが、市の判断で議会に諮ったものと理解しております。

県としましては、本件事件は地方自治法における議会の議決は不要と判断し、法令に従って対処したものでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 裁判員制度についての再質問にお答えをいたします。

先ほど説明しました調査結果につきましては、県が調査したものではございませんで、実は最高裁判所がことしの1月から2月にかけて調査した結果をホームページで示しているものでございます。

同調査結果に基づきまして、最高裁としては、残り1年間さまざまなメディアを通じて国民の皆様の疑問や不安を解消するわかりやすい情報をお伝えしていきたいという旨のコメントがございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 再々質問を行います。

基地行政について、先ほど超党派であることが条件であるというふうな話をしていますけれども、当然なことですね。この事件・事故に関してもそうですけれども、原潜の寄港問題、そして射爆場、訓練区域の一部返還の問題、日米地位協定の見直しも含めて、皆さん共通、与野党越えて一緒にやれる問題だというふうに思っております。

県民大会でそれを再確認し、そして県民の思いに後押しされて訪米することに大きな意義があると思います。

特に、昨今本当にいろんな訓練等も行っております

んで、この時期というのはとても得ているんじゃないかというふうに思いますんで、ぜひ訪米前に、これは私も精いっぱい応援します。議員の皆さんも気持ちは一緒だと思います。よろしくお願いします。

カジノ問題について。

これは要望ですけれども、やはりお金は必要はないとは言いませんが、もっと大事なものはあります。今日の世の中だからこそ、やっぱり慎重に対応し、県民の意思を尊重する必要があると思います。県民投票を強く求めています。

裁判員制度問題について。

やはり島嶼県の沖縄では、いろんな地理的条件や、やっぱりウチナーンチュの性格にそぐわない制度だと思います。重要な問題ですので、県議会も県も一緒にこれは率先して対応していく必要があると思いますので、強く要望します。

質問を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後3時34分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 先ほども答弁いたしましたが、県民大会については、全党派、各種団体、経営者団体、労働団体、婦人団体など、広く各界各層を網羅し、沖縄全体が一体となって開催されることが必要だと考えております。

県としては、県民大会の開催に当たってはそういう仕組みが必要であると考えております。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、8日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時35分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 中 川 京 貴

会議録署名議員 渡 久 地 修

平成20年12月8日

平成20年
第4回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第4号）

平成20年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第4号）

平成20年12月8日（月曜日）午前10時2分開議

議 事 日 程 第 4 号

平成20年12月8日（月曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第35号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第35号議案まで

- 甲第1号議案 平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）
- 甲第2号議案 平成20年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 乙第1号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する等の条例
- 乙第2号議案 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県建設業審議会設置条例
- 乙第5号議案 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例
- 乙第7号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 工事請負契約について
- 乙第9号議案 工事請負契約について
- 乙第10号議案 工事請負契約について
- 乙第11号議案 財産の取得について
- 乙第12号議案 当せん金付証票の発売について
- 乙第13号議案 指定管理者の指定について
- 乙第14号議案 指定管理者の指定について
- 乙第15号議案 指定管理者の指定について
- 乙第16号議案 指定管理者の指定について
- 乙第17号議案 指定管理者の指定について
- 乙第18号議案 指定管理者の指定について
- 乙第19号議案 指定管理者の指定について
- 乙第20号議案 指定管理者の指定について
- 乙第21号議案 指定管理者の指定について
- 乙第22号議案 指定管理者の指定について
- 乙第23号議案 指定管理者の指定について
- 乙第24号議案 指定管理者の指定について
- 乙第25号議案 指定管理者の指定について
- 乙第26号議案 指定管理者の指定について
- 乙第27号議案 指定管理者の指定について
- 乙第28号議案 指定管理者の指定について

乙第29号議案 指定管理者の指定について
 乙第30号議案 指定管理者の指定について
 乙第31号議案 指定管理者の指定について
 乙第32号議案 指定管理者の指定について
 乙第33号議案 国営土地改良事業に係る負担金の徴収について
 乙第34号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
 乙第35号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

出席議員（47名）

議長	高 嶺 善 伸 君	25 番	新 垣 良 俊 君
副議長	玉 城 義 和 君	26 番	仲 田 弘 毅 君
1 番	上 原 章 君	27 番	照 屋 守 之 君
2 番	島 袋 大 君	28 番	辻 野 ヒロ子 さん
3 番	中 川 京 貴 君	29 番	嶺 井 光 君
4 番	桑 江 朝千夫 君	30 番	當 間 盛 夫 君
5 番	平 良 昭 一 君	31 番	当 銘 勝 雄 君
6 番	仲 村 未 央 さん	32 番	渡嘉敷 喜代子 さん
7 番	照 屋 大 河 君	33 番	前 田 政 明 君
8 番	渡久地 修 君	34 番	玉 城 ノブ子 さん
9 番	上 里 直 司 君	35 番	赤 嶺 昇 君
10 番	瑞慶覧 功 君	36 番	比 嘉 京 子 さん
11 番	奥 平 一 夫 君	37 番	金 城 勉 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	38 番	糸 洲 朝 則 君
13 番	當 山 眞 市 君	39 番	翁 長 政 俊 君
15 番	座喜味 一 幸 君	40 番	浦 崎 唯 昭 君
16 番	佐喜真 淳 君	41 番	池 間 淳 君
17 番	玉 城 満 君	42 番	新 垣 哲 司 君
18 番	仲宗根 悟 君	43 番	具 志 孝 助 君
19 番	崎 山 嗣 幸 君	45 番	新 里 米 吉 君
20 番	西 銘 純 恵 さん	46 番	嘉 陽 宗 儀 君
21 番	山 内 末 子 さん	47 番	新 垣 安 弘 君
22 番	新 垣 清 涼 君	48 番	大 城 一 馬 君
24 番	前 島 明 男 君		

欠席議員（1名）

14 番 吉 元 義 彦 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	仲井眞 弘 多 君	農 林 水 産 部 長	護 得 久 友 子 さん
副 知 事	仲 里 全 輝 君	観 光 商 工 部 長	仲 田 秀 光 君
副 知 事	安 里 カツ子 さん	土 木 建 築 部 長	漢 那 政 弘 君
知 事 公 室 長	上 原 昭 君	企 業 局 長	花 城 順 孝 君
総 務 部 長	宮 城 嗣 三 君	病 院 事 業 局 長	知 念 清 君
企 画 部 長	上 原 良 幸 君	会 計 管 理 者	福 治 嗣 夫 君
文 化 環 境 部 長	知 念 建 次 君	知 事 公 室	上 運 天 昂 君
福 祉 保 健 部 長	伊 波 輝 美 さん	秘 書 広 報 統 括 監	

総務部 財政統括監	名渡山 司 君
教育委員会 委員長	伊 元 正 一 君
教育長	仲 村 守 和 君
公安委員会 委員長	幸 喜 徳 子 さん

警察本部長	得 津 八 郎 君
労働委員会 公益委員	宮 城 和 博 君
人事委員会 事務局長	伊 礼 幸 進 君
代表監査委員	又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	長 嶺 伸 明 君
次 長	遊 佐 信 雄 君
議事課 長	嘉 陽 安 昭 君

課 長 補 佐	平 田 善 則 君
主 査	中 村 守 君
主 査	佐久田 隆 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第35号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 通告に基づき一般質問を行います。
初めに、基地問題についてです。

アメリカでは「チェンジ」を訴えたオバマ氏が大統領に当選して、沖縄の基地問題も負担軽減されるのではないのかとの期待の声もありました。ところが、アメリカ財界主導の2大政党制の枠内での政権交代では政治の中身は変わらないことが明瞭になってきました。アメリカ帝国主義の覇権主義との闘いは、世界的にさらに高まらざるを得ない情勢になっています。沖縄における米軍基地問題の解決も、この覇権主義との県民の闘いを強化・発展させる以外に道はないことがはっきりしてきました。

そこで質問します。

(1)、米軍再編について。

ア、移設協議会の中断が報じられていますが、事実はどうなっていますか。

イ、その理由は、知事が移設先を沖合に求めていること、首相官邸に米軍再編問題に取り組む熱意が見えないことも原因と言われているようですが、所見を伺います。

ウ、県民の声を無視して沖合移設や米軍再編が障害なく進められる条件はありません。最も現実的な道は米軍再編ではなく、基地の整理縮小・撤去を県民運動として取り組むことだと考えます。その先頭に知事が

立てば事態は変えられます。決意を伺います。

(2)、普天間基地の危険性の除去について。

ア、知事は普天間基地の危険性の除去を主張していますが、具体的にどのような取り組みをしてきたのか。成果はあったのか、なかったのか説明してください。

イ、現実にはますます危険な訓練は増大し、爆音被害も耐えがたい状況が続いています。基地押しつけ容認の知事では米軍は聞く耳を持たないからではありませんか。

ウ、危険性の除去の見通しはあるのか。あればその根拠を示してください。

(3)、戦闘訓練による爆音問題について。

ア、嘉手納基地を拠点に米空軍と海兵隊の合同即応訓練が1日から行われています。爆音被害が増大していますが、知事はその実態を掌握していますか。

イ、これは基地機能の強化であり、県民の負担軽減に逆行していますが、知事はどう考え、どのような対応をしたのか説明してください。

2、知事訪米についてお聞きします。

(1)、知事は今議会にも訪米予算を計上していますが、なぜ知事の議案提案の際に何の説明もしなかったのか真意を伺います。

(2)、知事訪米の目的は、さきの計画とどのように違うのか明らかにしてください。計上されている予算が減額されているのはなぜですか。

(3)、アメリカはオバマ氏が大統領選挙に勝利し政権交代の真っ最中で繁忙な状況なのに、政権の要人と会えるのか。なぜこの時期に行くのか全く理解できません。県民の納得できる説明を求めます。

(4)、知事は9月議会で、「普天間飛行場の移設に関する沖縄県の考え方」に関して、県議会の決議は野党議員が知事の姿勢を十分に理解されていないからだと言明を述べていましたが、現在でもその立場は変わり

ませんか。この野党批判の発言を撤回する意思はありませんか。

(5)、知事が訪米して訴える内容は、沖縄の県知事であれば訴えられない県民の願いと要望に基づくものでなければならないと考えます。日米両政府の基地押し付けを拒否するためであれば県民は納得すると思いますがどうですか。

3番目に、ヤンバルの林道工事による貴重な森林の伐採について質問します。

(1)、現在、楚洲―辺野喜線の林道工事が行われていますが、その地域に生息しているヤンバルクイナやノグチゲラなどの貴重種の保護はどのようにやられているのか説明を求めます。また、環境影響調査はどのようにやったのか、結果を公表してください。

(2)、国頭村楚洲の県有林で県が行った伐採が、種の保存法と文化財保護法違反に当たる伐採だとして那覇検察庁に告発が行われ受理されています。なぜこのような違法な伐採・開発行為を続けるのですか。

(3)、県が復帰後これまでに行った天然林の伐採面積は全体で幾らになっていますか。

(4)、伊江原林道入り口でヤンバルクイナが子育て真っ最中なのに皆伐した県の姿勢には、貴重種を保存する姿勢が全く見られません。それでいいのですか。

(5)、国頭村楚洲の村道工事は、赤土対策がずさんで赤土が流出して海も汚染していますが、どのような対策をとっているのか、実態を掌握しているか。海を赤土で汚染している原因は何か、説明を求めます。

(6)、全国森林計画で、沖縄の自然は固有の動植物が生息していると開発行為を厳しく制限をしています。県はどのような対処策を策定し実施しているか、説明してください。

(7)、9月議会で、楚洲の県有林で契約外の広葉樹伐採が行われているとの訴えがあるがとの質問に、県は事実誤認の答弁をしたものではありませんか。

(8)、ヤンバルの自然を破壊している北部森林計画に基づく林道工事と森林の伐採・皆伐は直ちに見直して工事を中止すべきではありませんか。

(9)、貴重なヤンバルの自然の世界自然遺産に登録を求める声が国際的にも大きく広がっています。知事はそれを知っていますか。県政としても取り組むべきではありませんか。

4番目に、泡瀬干潟埋立公金支出差しとめ請求事件の判決について質問します。

(1)、判決は、埋立事業に経済的合理性がない、県知事、沖縄市長は今後、埋立事業の公金を支出してはならないと無駄な公共工事を厳しく断罪しています。判

決は尊重されるべきではありませんか。

(2)、沖縄市は判決に対して、議会の承認を求めるとして議会に提出していますが、ところが知事は、地方自治法第96条第1項の議決を要する事件に該当しないとして、控訴について議会に諮ることをしませんでした。これは議会軽視ではありませんか。

(3)、その根拠に最高裁判例に基づき判断したと説明していますが、その最高裁判例になった事件はどのような内容ですか。今回の事件の控訴は議会に諮ってはならないと明文化されているのですか。

(4)、地方自治法第96条議決事件についての解説は、議決事項は、地方公共団体に関する事項一切に及ぶのではなく、重要な事項に限定している。したがって、法が議会の議決事項と定めていない事項は議会の議決権限に属しないとあり、控訴には2つの選択肢があることを明確にしています。ところが、県は重要な事項に該当しないと判断して議会に諮らなかったこととなります。総務省はこの県の問い合わせに、控訴事件は議会に諮ってはならないという回答をしたのではないことも確認されています。県は総務省にどのような問い合わせをしたのか、具体的に説明してください。

(5)、県は4名の原告議員の排斥ができなくなって、知事の職務権限で控訴することにしたのではないかと、真意を伺います。

(6)、地方財政が逼迫している中、事業計画もない干潟の埋め立てを強引に進める姿勢は異常としか言いようがありません。監査や裁判の判決で無駄な公共工事は見直すべきだと警告されているにもかかわらずなぜ無視をするのですか、説明を求めます。

(7)、貴重な泡瀬干潟はラムサール条約に登録すべきとの大きな声があります。判決を尊重し、埋立工事を中止し干潟を守るべきだと思いますが、所見を伺います。

5番目は、教育問題についてです。

(1)、2年連続全国学力テストが全国最下位の結果をどう考えていますか。その原因は何か説明してください。

(2)、県教育庁が20年間にわたって熱心に取り組んできた「学力向上推進運動」が、沖縄の教育をゆがめる最大の原因であると考えます。この際、見直すべきではありませんか。

(3)、また、非行少年全国一の実態をつくり出した最大の責任も教育行政にあると思います。自己分析もしないですぐに文科省に指導を仰ぎ、学力テスト全国一県に学ぼうという姿勢には教育哲学の貧困さを感じます。学ぶというのであれば、沖縄のすぐれた先輩たち

が築いてきた教訓を掘り起こし、財産にして受け継ぐことこそ重要ではありませんか。

(4)、「学力向上推進運動」で取り組んでいる学力と、子供たちの「生きる力」とはどのような関係があるのか、その内容について説明してください。

(5)、戦前と戦後の教育三原則について述べ、その特徴と違いについて説明してください。

(6)、学校現場に管理職をふやす方法は管理統制を強化するものでありますが、これは戦前教育につながり戦後の民主教育に逆行するものと考えますが、見解を伺います。

(7)、教育で大切なのは、継続して教育できることです。その条件が欠落しています。教職員定数法改正の精神を踏みにじって臨時教員、非正規雇用職員をふやしています。直ちに改善すべきです。安上がりでは教育が荒廃するだけではありませんか。

最後に、知事の政治姿勢に関して、環境保全条例について質問します。

提案されている環境保全条例は、審議会の答申の重要な柱である米軍基地に対して抜け落ちています。県土の20%を占める米軍基地を含めなければ骨抜きになりかねません。主権国家として当然の要求であります。知事の政治姿勢を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

嘉陽議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、基地問題に係る御質問の中で、移設協議会の中断及びその原因についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。これは、(1)のAと次のイが関連いたしておりますので、一括して答えさせていただきます。

7月18日の第8回移設協議会以降、協議会は開催されておられません。現在、同協議会のもとに設置されたワーキングチームにおいて実務者レベルの協議を行っているところでございます。したがって、協議会が中断しているという認識はありません。県は、現在も前内閣から引き継ぎ、政府との間で密接に意見交換を重ねているところであります。首相官邸に米軍再編に取り組む熱意が見えないとは思っておりません。

次に、同じく基地問題の中で、普天間飛行場の危険性除去の取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私はこれまでの協議会で、普天間飛行場の危険性の除去についてあらゆる方策を検討し具体的な方法を示

すよう政府に求めてまいりました。このような私の主張に対し政府は、昨年8月に「普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策についての検討に関する報告書」を発表しております。

また、去る7月末には、さらなる危険性除去策を検討する実務者レベルのワーキングチームが設置され、継続的に協議しているところでございます。さらに、普天間飛行場の場周経路等の客観的データを把握・評価するため、政府は去る8月28日から9月3日までの間、飛行航跡調査を実施し、来年度も相当期間の調査を予定しているところでございます。

基地問題に係る御質問で、普天間飛行場の騒音についての御質問にお答えいたします。

市街地の中心部にあります普天間飛行場は、住民生活に深刻な影響を与えており、早期に危険性を除去し騒音の軽減を図るなど、周辺住民の不安を解消することが求められております。このため、県としましては、普天間飛行場の早期移設に全力で取り組んでいるところでございます。

また、普天間飛行場の周辺地域において、依然として環境基準を超える騒音が発生していることから、県は、これまで涉外知事会及び軍転協を通じて、騒音の軽減及び騒音対策の強化を日米両政府に要請しているところであります。

県としましては、今後とも米軍基地のさらなる整理縮小を求め、県民の過重な基地負担の軽減に取り組んでいきたいと考えているところであり、基地負担を容認しているわけではありません。

次に、基地問題に係る御質問の中で、普天間飛行場の危険性除去の見通しについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところでございます。また、今後実務者レベルのワーキングチームにおいて具体的かつ率直な意見交換や検討が行われる中で、危険性除去についてさまざまな方策が示されると考えております。

さらに、訪米に際しては、米国政府に対し危険性除去策について日米両政府で十分協議するよう求めていると考えております。

次に、知事訪米に係る御質問の中で、9月議会における沖縄県の考え方に関する発言についての御質問にお答えいたします。

私が9月議会におきまして、「普天間飛行場の移設

に関する沖縄県の考え方」の公表に関し、県民や県議会の皆様に必ずしも十分に理解されていないように感じられると申し上げたのは、移設問題に関する県のこれまでの説明が必ずしも十分ではなかったと考えたことから、私の考えを整理をしまとめて公表したという趣旨で申し上げたものでございます。

次に、泡瀬干潟埋め立てに係る御質問の中で、議会に諮らないのは議会軽視ではないかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

泡瀬干潟埋め立てに関する住民訴訟について、去る11月19日に、判決確定後一切の公金の支出をしてはならないとの判決がありました。

泡瀬地区埋立事業は、地元からの強い要請に基づき、国際交流リゾート拠点の形成を図るとともに、新たな雇用の場を確保し県土の均衡ある発展に資することを目的とした事業であり、この事業の重要性にかんがみ控訴することといたしました。

本訴訟は、地方自治法第242条の2第1項の規定に基づき提起されている住民訴訟であり、当該訴訟の被告は執行機関としての沖縄県知事です。一方、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めることになる訴えの提起は、同項第12号に掲げる普通地方公共団体としての沖縄県がその当事者となる場合であります。本訴訟の当事者は執行機関である沖縄県知事であって、普通地方公共団体としての沖縄県ではないことから、地方自治法第96条第1項第12号の規定は適用されません。したがって、本件事件の判決を不服として執行機関である沖縄県知事が控訴を提起することは、地方自治法に規定する議会の議決を要する事件に該当しないと判断したものであります。

なお、沖縄市では県と同様、地方自治法第96条第1項の規定の議決を要する事件ではないと判断されておりますが、市の判断で議会に諮ったものと理解しております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 基地問題についての質問のうち、基地の整理縮小についてお答えします。

基地の整理縮小は県民の総意であり、一日も早い過重な基地負担の軽減を図るためには、ＳＡＣＯ合意や米軍再編の嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還など、日米両政府で合意されたものから一步一步基地の整理縮小を着実に進めていくことが現実的な対応であると考えております。

次に、合同即応訓練に伴う騒音被害についてお答えします。

県は、航空機騒音の軽減を図るため、関係市町村と連携しながら飛行場周辺地域における騒音測定を継続して実施しており、今回の即応訓練期間中における騒音の状況については、北谷町の砂辺局において12月4日午後7時41分に110.6デシベルを計測しております。

次に、合同即応訓練への対応についてお答えします。

県としては、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、県民の生命、生活及び財産へ十分配慮すべきであると考えております。県は、空軍と海兵隊合同の即応訓練について、米軍及び沖縄防衛局に対し、周辺住民に著しい影響を及ぼさないよう十分に配慮することなどを申し入れております。

次に、知事訪米関連で、知事の議案提案説明についてお答えします。

訪米費用については、「平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）」として今議会に提案しており、知事提出議案説明の中で一括して説明したところであります。

次に、訪米の目的と予算減額理由について。

今回の訪米の目的は、沖縄県にとって重要な課題である米軍基地問題の解決促進のため、米国政府や連邦議会等の関係機関に要請を行うとともに、オバマ次期政権の政策形成に影響力を持つ米側の関係者等に対し地元の声を直接訴え、実情を理解してもらうこと、関係機関との意見交換や情報収集を行うことであります。

要請項目については、「米軍再編の確実な実施」という項目について、9月議会において普天間飛行場の代替施設の要請を含むのかという疑問が示されたことから、要請の内容をわかりやすくするため、「米軍基地の整理縮小の実現」に項目を改め、その内容として、沖縄の基地負担の軽減につながる海兵隊要員等の兵力削減と、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還の2点を明記したいと思っております。要請項目には普天間飛行場の代替施設は盛り込まれておりません。

普天間飛行場の代替施設については、県民の多くが県外移設を求めており、県としても基本的には県外移設がベストであります。既に日米合意がなされており、普天間飛行場を返還させるためにはキャンプ・シュワブへの移設がやむを得ない現実的な選択肢であ

ると考えていることから、米国へ直接要請すべきものではないと考えております。

予算額を減とした理由は、要請先や訪米人数を絞り込んだことによるものであります。

次に、要人への要請についてお答えします。

現在、オバマ次期政権の陣容などについて情報収集を行いながら、要請先及び日程の調整を行っているところであり、できるだけ多くの関係者と会えるよう努力したいと考えております。

具体的には、国務省、国防総省等の米国政府関係者や連邦議会関係者への要請のほか、シンクタンク関係者、外交・防衛の専門家等との面談や意見交換等を予定しています。

次に、訪米して訴える内容についてお答えします。

知事の訪米要請は県民の代表として行われるものであり、今回の訪米では米軍基地から派生する諸問題の解決促進、米軍基地の整理縮小の実現及び日米地位協定の抜本的な見直しを要請していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） ヤンバルの林道工事による貴重な森林の伐採についての御質問の中の、国頭村道辺野喜楚洲線の貴重種の保護及び環境調査についてお答えをいたします。

国頭村道辺野喜楚洲線は、国道58号の辺野喜集落を起点とし、主要地方道国頭東線の楚洲集落を終点とする全長約13キロメートルの村道であります。

当該路線は、辺野喜集落から9.2キロメートル及び楚洲集落から2キロメートルの延長11.2キロメートルについては、ダム関連事業等で整備されております。残り1.8キロメートルは砂利道で急カーブも多く、通行が困難なことから、地元楚洲集落では、緊急時の輸送、代替交通路の確保のため、国頭村へ早期開通の要請を行っております。これを受け、村では平成19年度より既存幅員での舗装、急カーブの改善等に着手したところであります。

当該事業は、沖縄県環境影響評価条例の対象事業ではないことから、村では既に公表されている既存の各種環境調査資料等を参考に、工事に際してはヤンバルクイナやノグチゲラの繁殖期を避けるとともに、環境配慮型側溝の使用等を行っていると考えております。

今後、村では環境に関する専門家等の意見を踏まえながら、さらなる環境保全措置を実施すると聞いております。

次に、国頭村道辺野喜楚洲線の赤土対策についてお答えします。

国頭村では、辺野喜楚洲線道路改良工事における赤土対策について、沖縄県赤土等流出防止条例に基づき、流出対策として表土を保護するための転圧締固め、ブルーシート被覆、植生ネット、種子吹きつけ等のほか、小堤工及び単さく等を設置しており、本工事が海を汚染している原因ではないと聞いております。

次に、泡瀬干潟埋立公金支出請求事件の判決に対する御質問の中の、判決は尊重されるべきではないかについてお答えします。

泡瀬地区埋立事業は、本島中部東海岸地域の活性化を図るための経済振興策として、地元からの強い要請に基づき、国際交流リゾート拠点等を形成し新たな雇用の創出を図る事業であります。沖縄市においては、昨年12月の市長表明に基づき、今年度から今後の社会経済状況を見据えた土地利用計画の見直し作業を進めているところであります。

県としましては、見直し作業はより経済的合理性を高めるために行うものであり、現時点で具体的な土地利用計画が決定していないことをもって経済的合理性を欠くとは言えないと考えております。そのため、去る12月2日に控訴したところであり、土地利用計画の見直しや経済的合理性に係る説明を丁寧に行うことにより司法の理解を求めていきたいと考えております。

続きまして、最高裁判例についてお答えします。

今回参照しました最高裁判決は、昭和30年11月22日付の村長が行政事件訴訟特例法第3条によって訴訟当事者になる場合の村議会の議決の要否についての判決であります。

当該判決の内容は、村長が行政事件訴訟特例法第3条によって当事者となる場合には、地方自治法第96条第1項第10号による議会の議決を要しないとなっております。

続きまして、総務省への問い合わせの内容についてお答えします。

総務省へは、執行機関である県知事が控訴を提起することは、地方自治法に規定する議決事件に該当するかどうかについて問い合わせたところ、県知事は執行機関であるため、議会の議決は必要ないとの回答を得ております。なお、沖縄市でも県と同様、地方自治法第96条第1項の議決を要する事件ではないと判断したと聞いております。

続きまして、控訴の真意についてお答えします。

本件事件の被告は沖縄県知事であり、本件事件を控訴することは、地方自治法に規定する議決事件に該当

しないため、当該事件を控訴することにつき議会の議決は不要と判断したものであります。

続きまして、監査や裁判の判決をなぜ無視するのかについてお答えします。

泡瀬地区埋立事業は、本島中部東海岸地域の活性化を図るとともに、新たな雇用の場を創出し、県土の均衡ある発展に資することを目的とした事業であります。また、本事業は地元からの強い要請に基づき実施しており、沖縄市長も第 区域については推進することを表明しております。

県としましては、現在沖縄市が行っている土地利用計画の見直し作業は、より経済的合理性を高めるものであり、地元の要請にこたえるためにも見直し後の早期土地利用が図られるよう、国や市と連携を図りながら事業を推進していきたいと考えております。

続きまして、埋立工事を中止し干潟を守るべきではないかについてお答えします。

泡瀬地区埋立事業が実施される区域は、干潟域を可能な限り残すよう出島方式となっており、既存陸域と幅約200メートル離すことにより全体計画で干潟面積約265ヘクタールのうち約82%、現在事業実施している第 区域では約98%の干潟が残る計画となっております。このため、埋立計画地の西側及び東側海域には鳥類の採餌・休憩の場となる干潟が広く残ることから、その生息環境は相当程度保全されるものと考えております。

県としましては、今後とも環境保全に十分配慮しつつ、国及び市と連携しながら事業を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは、ヤンバルの林道工事による貴重な森林の伐採についての御質問で、国頭村楚洲県有林における伐採についてにお答えいたします。

楚洲県有林における伐採については、種の保存法第9条及び文化財保護法第125条第1項に違反しているとして、那覇地方検察庁に告発されているものであります。

種の保存法第9条では、国内貴重野生動植物種の生きている個体は、捕獲・採取・殺傷または損傷してはならないと定められております。楚洲県有林の伐採ではこのような事実は確認されていないことから、同法違反ではないと考えております。

また、文化財保護法第125条第1項では、「史跡名

勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」と定められております。ただし、保存に影響を及ぼす行為が軽微である場合はこの限りでないとされております。

楚洲県有林の伐採は、捕獲、移動等の個体に直接かわる現状変更は行っていないこと、また、直ちにヤンバルクイナ等個体の滅失や毀損につながるという密接な因果関係にはないことから、保存に及ぼす影響が軽微であり、文化庁長官の許可を得る必要がなく同法違反ではないと考えております。

同じくヤンバルの林道工事に関して、復帰後の県有林の伐採面積についてにお答えいたします。

復帰後、ヤンバルにおいて収穫、伐採された県有林の面積は110ヘクタールで、県営林面積全体の3897ヘクタールの2.8%となっております。

同じくヤンバルの林道関係で、県有林伐採における貴重種の保存についてにお答えいたします。

伊江原林道入り口付近においては、リュウキュウマツが択伐により収穫されております。

県としては、貴重種の保存に配慮するよう事業者に対し文書による指導を行い、ヤンバルクイナ等の繁殖期間である4月から6月にかけて伐採が中断されております。

同じくヤンバルの林道工事関係で、全国森林計画における森林の開発規制に関する対処策についてにお答えいたします。

全国森林計画では、全国の各広域流域ごとに森林の整備及び保存に関する事項を記しております。その中で、沖縄の広域流域においては、「固有の動植物が生息していることから、水源かん養機能の維持増進及び貴重な種の保存に配慮し、天然力を活用した適切な施業を推進すること」としております。

沖縄北部地域森林計画においては、全国森林計画に即して、森林の整備及び保全に関する基本的な事項の中で、鳥獣保護区の周辺にあっては野生生物の生息・生育環境の保全等に配慮するものとするとして記した上で、市町村、関係機関及び森林審議会等の意見を踏まえ、農林水産大臣の同意を得て計画を策定しているところであります。

また、木材の収穫に際しては、伐採区域の縮小化・分散化を図ることとしており、あわせて野生鳥獣の営巣期間等における森林施業の回避など、固有の動植物への配慮に努めているところであります。

同じくヤンバルの林道工事関係で、楚洲の県有林での契約外の広葉樹伐採についてにお答えいたします。

楚洲県有林においては、リュウキュウマツの択伐による収穫がなされたところであります。

収穫伐採に当たり広葉樹の一部が切られておりますが、これは支障木の伐採であり、その行為は労働安全衛生規則第477条において「かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生じるおそれのあるものを取り除くこと。」と定められており、労働安全衛生上必要な行為であります。

同じくヤンバルの林道工事関係で、北部地域の林道工事と森林伐採についてにお答えいたします。

森林は、林産物の供給を初め国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、保健休養、地球温暖化の防止等の多面的機能を有しております。このため、県では森林を「水土保全林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に区分し、それぞれの機能に応じて森林の整備保全及び利活用を図ることとしております。

林道工事、森林伐採については、主として「資源の循環利用林」の区域で行っております。

林道整備と森林伐採については、平成20年度に行う「沖縄北部地域森林計画」の策定の中で、地元の要望、関係機関、森林審議会等の意見を踏まえ、自然環境の保全等に配慮しながら進めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） ヤンバルの林道工事による貴重な森林の伐採についての御質問で、世界自然遺産登録に向けた県の取り組みについてお答えいたします。

ヤンバル地域は、世界自然遺産の国内候補地となっている「琉球諸島」の重要な地域の一つであります。

世界自然遺産に登録されるには、世界的に見て貴重な自然であることと、その自然が国内法によって長期的に保護されていることが要件となっております。そのため、現在、環境省がヤンバル地域の国立公園化に向けた調査や地元説明会等を実施しているところであります。

県としましては、「琉球諸島」が世界自然遺産に登録されることは、自然保護や地域振興の面からも望ましいことと考えており、県民向けパンフレットの作成やシンポジウムの開催等による普及啓発活動、生態系に悪影響を及ぼす外来種対策等に環境省と連携して取り組んでいるところであります。

次に、知事の政治姿勢との関連で、基地環境問題に

係る答申内容を条例に盛り込まなかったことについてお答えをいたします。

沖縄県環境審議会答申においては、基地環境問題に係る措置として、「航空機騒音の軽減等基地環境問題に係る協定締結の申し入れ」や「汚染実態把握のための基地立入調査」等に関する規定について、条例に盛り込むよう提言があったところであります。

県におきましては、答申の趣旨をできるだけ反映できるよう検討を重ねたところであります。

本条例が事業者・県民に対し規制や一定の義務を課すものであり、米軍に対して申し入れる旨の条項を設けることは、規制等を目的とする条例における体系上の整理、実効性の確保の観点から、米軍に関する規定を盛り込まないものとしたところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育問題についての御質問で、全国学力テストの結果等についてお答えいたします。

今回の「教科に関する調査」において、本県と全国平均とを比較しますと、小学校の国語と算数で約5から7ポイントの差、中学校の国語と数学で約6から11ポイントの差がありました。これらの結果の原因につきましては、基本的な生活習慣の形成や家庭学習の習慣化など家庭における課題や、基礎・基本の定着、学習意欲の向上、指導方法の工夫改善など学校における課題があったものと考えております。

県教育委員会としましては、外部有識者による沖縄県検証改善委員会を設置し、その提言等を受けて、各学校において「確かな学力の向上」支援プランに基づいた授業改善を推進し、児童生徒のわかる授業の構築を支援しているところであります。また、家庭に対しては、本年4月に作成・配布した「家庭学習のてびき」等の活用を通して家庭学習の仕方や基本的な生活習慣の形成のための取り組みについて啓発してまいりました。さらに、各市町村、学校におきましても独自の改善プランを作成し、授業改善に取り組んでいるところでございます。

次に、学力向上対策の取り組みについてお答えいたします。

本県の学力向上対策は、昭和63年度から学力向上主要施策を策定し、「知・徳・体の調和のとれた人間の育成を目指し幼児児童生徒一人一人の学力を伸ばす」という目標を掲げ、学校、家庭、地域が一体となって学力向上対策を推進しております。しかしながら、昨

年同様、今回の学力調査の結果を見ますと、本県と全国平均との間に大きな差があり、その結果については厳粛に受けとめております。

全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、課題改善に多様な視点から取り組むため、教育庁内に学力向上施策検討委員会及び学力向上推進プロジェクトチームを設置し、全国学力・学習状況調査の分析・検討を行うとともに、沖縄県学力到達度調査等を実施することとしたところであります。

県教育委員会としましては、今後ともわかる喜び、成長する喜びをすべての幼児・児童生徒に保証していくことを基本とし、沖縄の未来を切り開く幼児・児童生徒一人一人に確かな学力を身につけさせるために学力向上対策のなお一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、先輩が築いてきた教訓等の財産を受け継ぐことについてお答えいたします。

沖縄の教師は、戦争による壊滅の中から教育を生み育て、異民族支配の中で、日本国民としての教育を目指して教育環境の整備や教育水準の向上に努めてまいりました。この間、児童生徒の読書量の増加や高等学校への進学率、センター試験の平均点、大学進学率の向上など一定の成果があったものと考えております。また、本県の児童生徒はスポーツ、文化面でも全国における各種大会での活躍も目覚ましく、世界レベルで活躍する人材もふえつつあります。

このような成果は、多くの先輩方の長年にわたる学力向上への努力のたまものであり、これらを財産として継承し、今後とも沖縄県教育振興に努めていきたいと考えております。

次に、学力と「生きる力」との関係についてお答えいたします。

「生きる力」とは、いかに社会が変化しようと、みずから課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、みずからを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などであると考えます。また、「確かな学力」とは「生きる力」を知的側面からとらえたものであり、「知識や技能に加え、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力など」ととらえております。

教育とは、いずれ社会に出ていく子供たちの「生き抜く力」、「生きる力」をはぐくむことであり、そのためには本県の子供たちに、将来、県内外を問わず

堂々と活躍するための「確かな学力」をしっかりと身につけさせたいと考えております。

次に、戦前と戦後の教育の違いについてお答えいたします。

教育の三原則は、すべての国民は、ひとしくその能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないという「教育機会の普及と均等」を大前提とした「義務制」、「無償制」、「中立性」であると理解しております。

戦前の教育は、明治5年の「学制」公布に始まる第一の教育改革から出発しております。その内容は、欽定憲法の大日本帝国憲法や教育勅語のもと、全体主義、画一的な教育が行われたものととらえております。

戦後の教育は、日本国憲法及び教育基本法に基づいた第二の教育の改革と言われ、「人格の完成を目指す教育」、「教育の機会均等と男女平等」、「単線型の教育制度」、「6・3制無償教育」等の理念に基づき民主的な教育が行われてきたものと理解しております。

次に、新たな職の設置についてお答えいたします。

平成19年6月に学校教育法が改正され、学校における組織運営や指導の充実を図るため、新たな職として「副校長、主幹教諭、指導教諭」の設置が可能となり、各都道府県で平成20年度から導入が始まっております。新たな職の設置は、教員の負担軽減、子供と向き合う時間の確保、教員相互の支援や働きやすい職場づくりにつながるものと考えております。

県教育委員会としましては、人事委員会から給与の勧告も受け、新たな職の導入に向けて設置のあり方や方法等について、市町村教育委員会、教育事務所長会、学校長会及び職員団体等と意見交換をしながら検討しているところであります。

次に、臨時的任用教員等についてお答えいたします。

教職員の定数につきましては、「義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づいて教職員定数を算定し、本務教員を配置するよう努めているところであります。

臨時的任用教員につきましては、少子化等の影響により、児童生徒数や学級数の増減に伴う教職員数の変動等に対応する必要がある、やむを得ず行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 再質問します。

初めは、泡瀬干潟公金支出差しどめ請求事件の判決に対してです。

県は、本事件の被告は沖縄県知事であり、地方自治法に規定する議決事件に該当しないため、当該事件を控訴することにつき議会の議決は不要であるとの判断で議会に諮ることなく控訴しました。これは明確に違法行為であると思います。地方自治法第242条は、住民が当該普通地方公共団体の長である県知事に対して不当な公金の支出を認めるときは、住民訴訟でその是正を求めることができると明記しています。

今回の公金支出差しどめ請求事件の住民訴訟は、地方自治法第242条により住民は違法もしくは不当な公金の支出と認めるとき、普通地方公共団体の長の措置に不服があるとき、普通地方公共団体の住民は当該普通地方公共団体の長に対して、違法もしくは不当な公金の支出と認めるとき、当該執行を防止し必要な措置を講ずべきことを裁判所に対し請求することができるという規定に基づいて行っています。あくまで普通地方公共団体の長を訴えているのであります。普通地方公共団体の長とは、第139条の県知事であります、「都道府県に知事を置く。」。「普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。」。第147条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」とあります。

住民訴訟で訴えられているのは、第147条の統括代表権を有している普通地方公共団体の長である沖縄県知事であります。したがって、控訴に当たって第96条に基づく議会の議決を経なければ違法ということになります。

そこで質問します。

1、知事は今回の裁判は第242条に基づく住民訴訟だということは理解していますか。

2、理解しているのであれば、訴えられているのは当該普通地方公共団体の長である県知事であるということは当然に理解しなければなりません。それであれば県が主張している沖縄県知事は長でないとするれば、どのような権限を有しているのですか。長でない別人格の知事が存在するのですか。明確にしてください。

県が議会の議決を要しないと判断したという最高裁の判例は、今回のような住民訴訟の裁判の判例ではありません。それは処分した行政庁が当事者になっている場合は議決の必要はないというものであって、統括代表権を有している県知事が当事者の場合のことではありません。なぜこの最高裁の判例を採用して議会に間違った説明をしたのか、真意を伺います。

4、違法に控訴したのであるから当然控訴を取り下げるべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

それから知事訪米について。

普天間基地の飛行場移設に関する沖縄県の考え方に對して、県知事の前の説明を撤回する意図はありませんかということをお聞きしましたけれども、いろいろ言いわけをしていて撤回していません。改めて念を押します。撤回する意図がありますかどうかははっきりしてください。

それからヤンバルの森林を守る問題ですけれども、本当に現地を見ると心が痛む。本当に沖縄県の行政として許されるのかという思いがしていますから、ぜひ林道工事についてこれ以上は計画はもうやらないと、事務方と説明した場合にもうやりませんと言ったのに、またきょうは部長はどんどん進めるといふのはこれは許されない。そういう意味でもう一回やめるべきだということについて御答弁をお願いします。

それから教育長、相変わらず学力向上推進運動を私は20年来ずっと批判していますがけれども、まだ反省が足りない。やっぱり全国的に学ぶ、なぜ子供たちに押しつけではない、本当に子供たちがみずから学ぶ教育をしないのか、改めてこの反省についてどうするか御答弁ください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時9分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 嘉陽議員の再質問にお答えいたします。

その中で、野党批判の発言を撤回しなさいという御趣旨の御質問だと思いますけれども、これは私は別に野党の皆さんを批判するとかしないというものではなくて、普天間基地の移設問題に対する私どもないしは私の考えが必ずしも説明が十分ではなかったのではないかとということで、私の考えを整理をしてまとめて公表したものでございます。そういう趣旨でございますので、御理解をいただきたいと思います。

その他の再質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） ヤンバルの林道工事に関する再質問で、林道工事はやめるべきではないかとの質問にお答えいたします。

県は、森林を水土保全林、森林と人との共生林及び資源の循環利用林に区分し、それぞれの機能に応じて森林の整備、保全及び利活用を図ることとしております。

林道については、森林のそれぞれの機能に応じた適切な森林の管理や林業施業の推進、収量条件の改善、生産性の向上はもとより森林浴や自然観察等の森林レクリエーションのためのアクセス道路として重要な役割を果たし、地域経済の振興にも大きく寄与していると考えております。

また、林業従事者を初め、地域住民及び都市住民の生活に密接に結びついており、林道の開設に当たっては引き続き地元の要請等を踏まえ、自然環境に配慮しながら林道を整備する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは再質問にお答えをいたします。

20年間に及ぶ学力向上対策の反省はないのかと、あるいは子供がみずから学ぶ教育をしないのか、学力向上対策をどうするかという御質問でございますが、沖縄県にとってこの学力の問題というのは古くて新しい課題だと言われ続けております。

県教育委員会としましては、これまでの学力向上対策を反省、見直しをいたしまして、先般、学力到達度調査を実施したところでございます。

学力といたしますのは、やはり豊かな心、あるいは健康な体力とともに「生きる力」をはぐくむ一環としてとらえております。本県の子供たちが県外に行っても堂々と活躍するためにも確かな学力を身につけることは必要だと考えておりますので、引き続き学校、家庭、地域が一体となった学力向上対策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲里副知事。

〔副知事 仲里全輝君登壇〕

○副知事（仲里全輝君） 嘉陽宗儀議員の泡瀬干潟埋立事件一審判決に不服で控訴したのは違法ではないか。

その理由としまして、公共団体の長たる知事を訴えているんだと、当事者だと、こういうような御説明でございますが、御案内のとおり、地方自治法96条1項1号から15号まで列挙されております。これは重要な事件だから議会の議決を得なさいということになっているわけですね。その12号に普通地方公共団体

が当事者の場合とこういう記述がある。法律上は、執行機関たる知事と地方公共団体そのものと明確に法律上は区分されているということですね。

県の判断した根拠になっている法律、見解は、御案内のとおり先ほどの答弁でも申し上げておりますが、最高裁判例、それから県の訴訟代理人の弁護士の全員の意見、それから自治法の解説書にもそういうふうに解説されており、念のため総務省に見解を求めましたら、執行機関たる知事が当事者の場合には96条1項12号の議決事件に該当しないという回答を総務省からも得ているところでございます。

したがって、この控訴は議会の議決を得ることなく適法に控訴されたものであるということを御理解賜りたいと思います。

それから2点目の御質問は、違法な控訴だから取り下げるべきだということでございますが、申し上げましたように違法な控訴ではございませんので、またこれは一審の経済的合理性がないという見解には不満があると。この当事者として不満がある場合には二審控訴し、場合によっては最高裁まで最終審まで行って争うというのが司法の制度となっておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○嘉陽 宗儀君 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 改めて聞きますけれども、知事にわざわざ住民訴訟のこれを持って行って説明しました。（資料を掲示）これはあくまで住民訴訟の対象は、行政機関の長、執行機関の長に対して住民訴訟ができるんじゃないんですよ、法律上は。あくまで地方公共団体の長に対して是正を求めることができるというのに、今の言い分は権限のない知事に住民訴訟ができると思うんですか、もってのほか。これには納得できない、もう一回説明してください。

さっき法律も渡しましたよ。あれは当該地方公共団体の長に対して住民監査を請求し、住民訴訟を起こすることができるというわけであって、さっき読みましたように、長は、その沖縄県知事というのは最高統括代表権ですよ。権限を持っている。執行機関の知事というのは何を持っているんですか、権限は。もし執行機関である長がここで言う当該首長であれば、すべての権限を持っている執行機関ということになるわけだけ

ら、それであったにしても議会に諮らなければならない。もし執行機関の知事であれば、議会に諮らなくてもいいということになると、今後いろんな議案も予算も議会を通さずに知事が勝手に決めてもいいということになりかねない。これは議会として絶対に許されない。それをはっきりしてください。

それから最高裁の判例は、僕は最初に言いましたけれども、この96条は重要事項とそうじゃない事項がある。あくまで重要じゃない事項まで議会に諮る必要はありませんよという中で、あの最高裁が言っているのは別の重要じゃない事項だから議会の議決を必要としないというだけであって、これはすりかえですよ。そういう意味で改めて明快に答弁を求めます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲里副知事。

〔副知事 仲里全輝君登壇〕

○副知事（仲里全輝君） 嘉陽議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどお答え申し上げたつもりでございましたが、まだ御理解いただけていないということでもありますので申し上げます。

沖縄県という地方公共団体が当事者の場合と、それから執行機関たる長である知事が当事者である場合と法律上は明確に違うということは御理解いただけたと思いますね。沖縄県知事と沖縄県は法律上は違うということですね、その責任の帰属も責任のあり方も。執行機関たる知事と――行政庁とも言われるわけですが――意思を決定し、表示できる権限が法律上与えられている。この執行機関、それぞれ権限は違います。執行機関はたくさんありますね。その中の一つに県知事も執行機関であるということですね。総理大臣と日本国はイコールですか、イコールじゃございませんよね。各大臣と国はイコールじゃない。これは各大臣にはそれぞれ執行機関としての行政庁としての権限が与えられております。同じように、知事と沖縄県はイコールではないということなんですね。その権限もそれから責任も帰属の違いがあるということを経法律上は明確にしております。

それから先ほど自治法96条1項1号から15号の中には、重要な事項とそうではない事項があるというふうな趣旨の御意見が提起されましたが、先ほど申し上げましたように、地方自治法96条1項は1号から15号まで全部重要だから議会の議決に付しなさいとこういう

制限列举されている。もしこれ以外に重要な事件として議会の権能を強化する必要がある場合には、96条の2項があるわけなんですね。

この泡瀬の干潟埋立訴訟については、沖縄市も同様の見解でございますが、法律上は当然だとも思いますけれども、96条1項12号の議会の議決を要する事件には該当しないという見解でございます。その見解には自治法の所管である有権解釈を示す立場にある総務省も同見解を回答でいただいておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時33分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 再質問にお答えをいたします。

地方自治法第96条第1項については、先ほど副知事が答弁したとおりでございます。沖縄県が当事者となった場合の訴訟の場合に96条第1項第12号が適用されるということになります。これにつきましては、例えば県を当事者として土地の境界を争うとかそういう県を直接当事者とする訴訟でございます。

議員がおっしゃる地方自治法の住民訴訟の項については、執行機関たる長を相手に訴訟を起こすわけでございますが、その執行機関たる長が、例えば沖縄県に対して行為をなすことについて損害を与えるおそれがあるというような場合のときに、その執行機関の長の行為をもとに住民が訴訟を提起するものであります。

したがって、沖縄県たる、当事者たる96条の解釈と、今地方自治法で言う沖縄県知事とは明らかに性格が違うということでございます。

以上です。

○嘉陽 宗儀君 議長、答弁になってない。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時38分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 先ほどの質問の中で、242条の住民訴訟の相手方として沖縄県知事以外を訴えることができるかというお話、長以外を訴えることができるかという話がございましたけれども、これにつきましては先ほども申し上げましたように、執行機

関たる役職を持っている方が沖縄県に対して、その行為によって損害を与えるおそれがある場合に住民訴訟というのが提起されるわけです。

したがって、長である沖縄県知事が最終的にはなりますけれども、行政規則上、例えば総務部長に専決権限が移されている場合とか、そういった場合には当然総務部長が訴えられるという可能性はございます。

また、執行機関については、地方自治法に規定されている普通地方公共団体の執行機関とは、例えば普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などのようにそれぞれ独自の執行権限を持ち、その担任する事務の管理及び執行に当たって、みずからを決定し表示し得るところの機関を指すということになってございます。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 私の質問は極めて明確。

この裁判は、普通地方公共団体の住民は当該普通地方公共団体の長に対して住民訴訟をしているんです。変な答弁をしてくれませんか。であれば、これは96条の重要事項に入っていますよ。

最初は、執行部もそれをわかっていながら、野党多数で否決されるおそれがあるからといっていきなり知事が専決するみたいになっちゃったんじゃないですか。知事は、別人格じゃない。どういう執行機関であれ、執行機関の長も最高統括責任者ですよ。その知事に我々は是正措置を求めたわけであって、それであれば当然この判決については議会に諮るべきだと。これを許したら、今後はその他の県政運営でも重大な禍根を残すことになります。改めて知事に訴えているということについての見解を求めます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 嘉陽議員の再々質問にお答えいたします。

96条第1項に係る議決事件、第1項第12号につきましては、沖縄県が当事者となる議決案件でございます。例えて言いますと、先ほど言いましたように、沖縄県の土地所有を争って県に直接当事者として、沖縄県が当事者として争われるものが議会の議決事項であるというふうに解釈しております。

これにつきましては、もちろん96条に列挙されてございますので、こういった案件の場合は議会の議決が必要だということでございます。

解説の本によりますと、長と議会の関係につきまし

ては96条第1項及び第2項で関係が整理されているというふうに一つ理解してございます。

それから、住民訴訟の242条につきましては、先ほど言いましたように、執行機関が持つ権限によって、これを執行したことによって沖縄県に損害を与えるおそれがあるというふうに判断をし、それについて住民が訴訟する制度でございます。

相手方につきましては、先ほど説明しましたように、例えば総務部長が訴えられるケースもございますので、その場合は当然に議会の議決は必要としないものでございます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 一般質問を行います。

まず最初に、原油高騰対策について。

中小企業、農林漁業、運輸業などは、原油・飼料などの異常高騰による打撃が最も深刻です。ところが、政府の緊急総合対策は、コスト転嫁による新価格体系への移行、省エネなど供給力・競争力の強化への支援などが中心になっています。もっとも販売不振で経営が困難な上に燃油が2倍になったが、価格に転嫁できない多くの中小企業や農林漁業者などにとって政府や県が打ち出した対策は十分な支援策とは言えません。多くの農業者、漁業者、運輸業者などは、競争力を強化する前に倒産・廃業に追い込まれてしまうと悲鳴を上げています。国・県の原油高騰対策の拡充が求められております。

以上申し上げて質問いたします。

(1)、農業、漁業、中小商工業への原油高騰でどのような影響が出ていますか。実態調査の結果について伺います。

(2)、農業、漁業、中小商工業への県独自の今後の支援策について伺います。

(3)、政府の燃料高騰分の直接補てん事業については、条件をつけることなく補てん基準の見直しを行い、実効ある投機規制によって燃油価格が引き下げられるまでの期間行うこと。

(4)、ガソリン、軽油などの暫定税率の廃止に加え、漁船用のA重油、船舶軽油、農業用軽油に対する減免を維持すること。

(5)、加工用原料乳、肉用子牛、麦類、野菜など国の助成金のある農畜産物について、コスト上昇分に見合っ

て単価を引き上げることにについて伺います。

(6)、国・県のセーフティネット、原油高騰対策支援資金の融資実績について伺います。

(7)、県の原油高騰対策支援資金、中小企業セーフティネット資金の融資対策を緩和し、融資限度額の引き上げを行い、資金繰りに困っている中小業者が借りやすい制度に改善することについて伺います。

(8)、国のセーフティネット保証制度については、対象業種と運用条件の拡大、金利と保証料の引き下げ、手続の簡素化、対応窓口の体制強化等、中小企業の資金繰りを円滑にするための改善と融資条件の緩和を要求すること。

(9)、原油価格・資材高騰で経営が厳しくなっている中小業者に県の制度融資の返済の凍結や借りがえ制度による軽減措置を図ること。

(10)、県商工会連合会のアンケート調査で、金融機関による貸し渋り、貸しはがしが15件あったことが明らかになっています。その事態を掌握していますか。金融機関への貸し出し目標などの計画を明確にさせて監視・監督を強化することについて伺います。

2、食料と農漁業対策について。

輸入農産物の高騰は、食料自給率がわずか40%、沖縄県は30%しかない。日本と沖縄の経済社会に重大な影響を与えています。世界各地での輸出国の生産減少、途上国の需要増、アメリカなどによる穀物を原料にしたバイオ燃料生産の急拡大などで世界的な食料不足が生じ、投機資金による穀物価格のつり上げが事態を一層深刻にしています。

ところが、政府は自給率を向上させるところか、国内の生産基盤を弱体化させる農政を進めてきました。ことし4月のWTO世界貿易機構交渉では、一層の輸入を促進する農産物の関税引き下げに同意しています。12月中旬までには交渉が成立すると言われております。沖縄の基幹作物であるさとうきびもまさに危機的な状況に追い込まれております。

(1)、農産物の輸入自由化について伺います。

日本農業に今日の困難をつくり出している農産物の輸入自由化に反対することとあわせて、沖縄農業に壊滅的な打撃を与えるWTO・EPA協定からさとうきび、パイン、肉用牛、乳製品を除外するよう国へさらに強力に働きかけること。

(2)、さとうきびの新価格制度について。

ア、2010年の特別措置が廃止されるまでの間に交付要件を満たすことができますか。その見通しと対策について伺います。

イ、農家の皆さんは具体的な改善策を要望しておりますが、その見通しと対策についてはどうでしょう。

ウ、新価格制度は、県内農業に壊滅的打撃を与えるものであり、中止を要求すべきではありませんか。

(3)、地産地消の推進について。

ア、食料自給率の引き上げと農水産物の地産地消推進のために農林水産部内に地産地消課を新設し、条例や数値目標を設定し、地産地消の積極活動を県民や市町村、関係団体等と連携を図り全県的に推進すること。

イ、県の「県産品優先使用基本方針」に基づいて庁用物品の県産品使用の実施状況と国の出先機関、市町村、公社・公団、経済団体との連携と実態把握、効果的推進についてどのように具体化が図られておりますか伺います。

ウ、県政のあらゆる分野において県がみずから率先して県産品を積極的に利用し、地産地消を目に見える形で実践することが求められております。県の取り組みについて伺います。

エ、地元の地場産品や農産物を全小中学校の学校給食や観光、ホテル関連産業界の食材に積極的に活用促進を図っていくために、以下の点について質問します。

(ア)、県内市場における県産農水産物の安定した質・量・価格の確保と直売所などの流通拠点の整備拡充など、供給体制の整備にさらに一層の支援を図ることについて御所見を伺います。

(イ)、保冷库や急速冷蔵施設、農産物加工工場をJA、漁協などに設置するための施策を推進することについて伺います。

(ウ)、宮古・八重山では、地元食材を活用するための施策を推進してきております。特に石垣市では、市の施政方針の中に学校給食への地域食材の使用について位置づけ、積極的な取り組みを進めています。地産地消を具体的に進める施策として県が積極的に対応するとともに、各市町村との連携を図ることについて伺います。

オ、農産物に安心・安全を求める消費者の声が高まっております。長寿県沖縄のウチナーブランドづくりとして安全性の高い農産物の生産を県として推進することについて御所見を伺います。

(4)、農業振興について。

日本共産党は、ミバエやイモゾウムシの根絶事業について、これまでも幾度となく取り上げてまいりました。特にイリムサーが根絶されるとサツマイモは沖縄における20数億円市場と言われており、沖縄農業発展の可能性を秘めているとさえ言われております。イリムサーの根絶が重要な課題となっております。

次の点について質問いたします。

ア、イモゾウムシの根絶事業の対策と根絶の見通し

はどうなっておりますか。

イ、防除対策の強化が求められておりますが、現在はどのような防除対策を実施しておりますか。

ウ、イモゾウムシ対策事業の果たしている役割に照らして体制が強化されるべきであります。この3年間の予算と人員について年度ごとに明らかにしてください。

エ、予算と体制の拡充、今後の対策について伺います。

(5)、水産業の振興について。

ア、養殖漁業の現状と対策について伺います。

イ、養殖漁業の振興を図る上で稚魚の安定供給、防疫体制の確立、漁業者の技術指導などが重要となっております。技術職員、魚類防疫士の体制と拡充について伺います。

ウ、4月からスタートした漁業経営安定対策事業の利用要件、利用実績について伺います。

エ、漁業経営安定対策事業の条件緩和を行い、漁民が利用しやすい制度に改善するよう国に要求すること。

オ、漁業への県独自の価格補償制度を実施することについて伺います。

3、中小商工業対策について伺います。

(1)、県や市が発注する小規模な修理、修繕契約について、小規模事業者の発注機会を拡大し積極的に活用することによって、県経済の活性化を図る目的で小規模工事契約希望者登録制度が県内4市でスタートし大きな成果を上げております。県内中小業者の支援策として、県が制度の創設を進めることについて伺います。

(2)、緊急に資金が必要となっている業者に活用できる無担保・無保証人の中小企業緊急小口資金、緊急生活資金を創設することについて伺います。

次に4、障害者雇用について伺います。

(1)、障害者雇用促進法による県、教育委員会、市町村を初め民間企業における法定雇用率はどのようになっていますか。

(2)、職場適応訓練事業、特定求職者雇用開発助成金の活用状況について伺います。

(3)、障害者雇用をふやすための具体的な施策について伺います。

5、国保制度について。

本来、すべての子供たちは差別なく平等に医療を受ける権利が保障されなくてはなりません。ところが、今、その子供たちの権利が奪われていることは重大です。まさに生存権の侵害であります。今国会で国民健

康保険税の滞納世帯で無保険状態になっている子供たちに保険証を交付する改正法案が成立の見通しであります。

(1)、沖縄県でも子供のいる世帯で保険証の交付を受けていない世帯が30世帯、59人いることが明らかになっています。子供のいる世帯については1年間有効の保険証の交付を指導すべきではありませんか。

(2)、子供のいる世帯で短期保険証の交付件数と実態調査を実施することについて伺います。

(3)、子供のいる世帯については、1年間有効の保険証の交付を実施するよう指導すべきであります

6、高齢者福祉について。

(1)、後期高齢者医療制度は、全国と比べても所得の低い沖縄県の高齢者にとって耐えがたい制度であり、国に廃止を求めるべきであります。

(2)、廃止されるまでの間、県独自の保険料の軽減制度をつくるべきではありませんか。

(3)、保険料滞納者の実態はどうなっておりますか。滞納を理由に保険証の取り上げ、資格証の発行は行うべきではありません。

7、カジノ観光について。

(1)、カジノは、暴力団の介入、青少年育成への悪影響、ギャンブル依存症の増加、治安の悪化など、社会的にも多くの問題があり、刑法第185条（賭博罪）、186条（常習賭博罪）で明確に禁止されております。去年、日本共産党県議団の政府要請で、カジノ導入は刑法に触れる行為であり禁止されている、沖縄法に根拠を求めるのは難しいと政府は答えております。知事の御所見をお伺いいたします。

(2)、カジノ観光は、国内で禁止されている賭博を産業として沖縄に持ち込み、県経済を台なしにするものであります。容認できません。観光産業は、沖縄の地理的条件や自然、環境、歴史・文化を生かした長期的、体験型観光を推進することで発展させることができます。知事の御所見をお伺いいたします。

8、自衛隊与座基地への新レーダーの配備について。

(1)、新たなレーダー基地は、強力な電磁波を発生する等環境に及ぼす影響は甚大です。新レーダーについて自衛隊は、環境への影響はないと説明しているとのことですが、その具体的な根拠を示してください。

(2)、県は、地域住民に及ぼす影響などを総合的に判断して対応すると答弁していますが、県としてそのための調査を行うべきではありませんか。

(3)、ミサイル防衛計画は、日米安全保障協議委員会の最終報告で防衛の盾をつくることによってアメリカ

の先制攻撃戦略を容易にする目的であり、アメリカ本土と前方配備された米軍を守るためのものであることは明白です。攻撃目標として戦争に巻き込まれる可能性の高いレーダー基地建設には反対すべきではありませんか。知事の御所見をお伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの玉城ノブ子さんの質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の玉城ノブ子さんの質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城ノブ子議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、食料と農漁業対策に係る御質問の中で、農産物の安全・安心の取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、安全・安心な農産物を生産、供給するため、農薬の適正使用などの普及啓発、そして農産物の出荷前の自主検査及びトレーサビリティの推進に取り組んでいるところでございます。また、環境保全型農業を推進するため、農薬や化学肥料を削減したエコファーマーの認定及び特別栽培農産物の認証を実施しますとともに、天敵農薬や性フェロモンを活用しました防除技術の確立を図っているところでございます。

今後とも、消費者に安全で安心な農産物を供給するため、各種施策を実施してまいりたいと考えております。

次に、カジノ観光に係る御質問で、カジノについて知事の所見という御趣旨の御質問にお答えいたします。

カジノは、現在、刑法で禁止されており、我が国にカジノ・エンターテインメントを導入するには、刑法の違法性を阻却する新たな法律の制定が必要であります。

カジノ・エンターテインメントは、導入により観光振興、地域の活性化、そして雇用の創出、税収の確保など、経済的波及効果の面で多くのメリットがあると言われております。国際観光におけるグローバル・スタンダードともなりつつあります。

沖縄県としましては、国など関係機関においてカジ

ノに係る法案が検討され国会に上程されることを期待いたしますとともに、法案の制定に向けて関係機関等とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

同じくカジノ観光に係る御質問の中で、観光産業についての知事の所見いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県が目指すべき観光の方向性としまして沖縄振興計画におきましては、美しい海と豊かな自然、そして沖縄独特の歴史・文化など魅力ある地域特性を生かし、多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成を図るといたしております。

したがいまして、夜間や雨天時及び季節を問わず楽しめるカジノ・エンターテインメントは、その有効な手段の一つであると考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは原油高騰対策についての御質問で、原油、穀物高騰による農業、漁業への影響についてにお答えいたします。

原油価格高騰による燃油や生産資材の急激な価格上昇は、農林水産業の経営に深刻な影響を及ぼしております。

これはA重油の価格がピーク時の8月で1リットル当たり120.4円となり、平成16年4月の35円と比較すると約3倍の価格になったことや、配合飼料価格についてはトン当たり6万7518円となり、平成18年7月の4万2700円から約2万5000円の大幅な値上げとなったこと、また、肥料価格についてはことしの7月1日から61%も値上げしたことなどによるものであります。

このため、畜産業においては廃業した農家が9戸、和牛経営に変更した農家が3戸、経営移譲した農家が1戸、漁業においては休漁した漁船が35隻、廃業した漁船が1隻となっております。

同じく原油高騰対策についてで、原油価格高騰対策の農業、漁業への県独自の支援策についてにお答えいたします。

原油価格高騰に係る県独自の支援としましては、9月補正予算において、歳出予算及び債務負担行為合計で7412万3000円を予算措置したところであります。

具体的には、燃料使用料の削減を目的とした船底清掃に係る経費の支援、優良乳用牛の導入支援、遊休地を活用した自給飼料作物の栽培・利用の実証、減肥料栽培の普及を目的とした土壌分析機器の整備、電照菊

栽培において白熱電球を蛍光灯に変える省エネ型栽培モデルの実証、家畜飼料特別支援資金や農林漁業セーフティネット資金の利子軽減のための支援などに取り組んでおります。

さらに、11月補正予算において、太陽光発電設備の導入や畜産処理加工施設への省エネ型ボイラーの導入など2671万4000円を計上しているところであります。

今後とも、農林漁業者が各対策を十分に活用されるよう、チラシ配布などにより周知を図ってまいります。

同じく原油高騰対策についてで、燃料費直接補てん事業の基準見直しについてにお答えいたします。

国の省燃油操業実証事業は、平成19年12月の価格を基準にして燃油費の増加分を国が助成するものであります。

ことしの8月以降、燃油価格が120.4円から68円に低下してきており、現在の漁業用燃油価格は基準価格を下回る状況となっております。

国は、本事業が平成19年12月以降急激に燃油価格が上昇したことに対する緊急措置として実施したものであることから、基準価格を変更することは困難であるとしております。

県としましては、原油価格の動向や漁業者の意向を踏まえ、対応を検討してまいりたいと考えております。

同じく原油高騰対策についてで、価格安定対策の保証基準価格の引き上げについてにお答えいたします。

国においては、加工原料乳生産者補給金制度及び肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格を生産コストの上昇に伴い、平成20年7月から引き上げを実施しております。

また、野菜の価格安定対策については、ニンジン、ゴーヤーなど6品目が対象となっており、全国知事会や九州地方知事会を通して、国に対し、保証基準価格の引き上げを要請しているところであります。

今後とも、価格安定制度の充実強化について、国に対しJAなど関係団体と連携し要請してまいります。

同じく原油高騰対策で、原油高騰対策支援資金の融資実績についてにお答えいたします。

原油価格高騰に係る制度資金については、沖縄振興開発金融公庫が融資する「農林漁業セーフティネット資金」や農協等が融資する「家畜飼料特別支援資金」、「農家経営緊急対策資金」、県が融資する「農業改良資金」や「沿岸漁業改善資金」、「林業改善資金」などがあります。

これらの資金の平成20年11月末現在の融資実績とし

ては、「農家経営緊急対策資金」が180件で1億9482万円で、「家畜飼料特別支援資金」が3件で9780万円など、全体で184件、2億9662万5000円となっております。

今後とも、融資機関等と連携し、制度資金の周知を図ってまいります。

次に、食料と農漁業対策についての御質問で、WTO農業交渉及び日豪EPA交渉に関する対応についてにお答えいたします。

WTO農業交渉及び日豪EPA交渉の結果によっては、本県農業が壊滅的な打撃を受けることが懸念されております。

県としましては、12月中旬に開催が予定されているWTO閣僚会合において、我が国の基本方針を堅持するよう、農業団体とともに国に対し12月3日に緊急要請を行ったところであります。また、日豪EPA交渉については、全国知事会や九州地方知事会を通して国に対し要請を行っているところであります。

同じく食料と農漁業対策についてで、さとうきび経営安定対策については、関連しますので一括してお答えいたします。

平成19年産さとうきびから新たな経営安定対策が実施されております。経営安定対策の支援対象は、認定農業者を初め、基幹作業を委託する者、共同利用組織に参加する者に加え、平成21年産までの特例として生産組織に参加する小規模農家などとなっております。

現在、県では、関係機関と連携し、対象要件を満たすための条件整備を進めているところであります。

具体的には、認定農業者や生産法人等の育成、ハーベスターや株出し管理による作業受託組織の育成、モデル集落の設定と各地区での意見交換会の開催などを行っています。また、国に対しては、支援対象要件の緩和・見直しについて要請しているところであります。

今後とも市町村、JA等の関係機関と連携し、すべての生産農家が支援対象となるよう取り組んでいく考えであります。

同じく食料と農漁業対策についてで、地産地消課の新設と条例、数値目標の設定についての御質問にお答えいたします。

地産地消の推進については、流通政策課で所管し、生産者、流通・加工業者、消費者、観光関連団体、市町村等で構成する「沖縄県地産地消推進県民会議」のもとで実施しているところであります。また、平成20年9月に「沖縄県地産地消推進計画」を改定し、推進体制や数値目標などを新たに設定し、地産地消運動を

幅広く展開しており、条例の制定は考えておりません。

同じく食料と農漁業対策についてで、県産農水産物の供給体制の整備については、関連しますので一括してお答えいたします。

県産農水産物を学校給食や観光関連産業に安定的に供給するためには、生産基盤や流通拠点の整備が重要と考えております。

このため、県においては市町村、農協、漁協などと連携し、経営構造対策事業等により産地育成や基盤整備等を促進しているところであります。

具体的には、定時・定量・定品質の出荷が可能な拠点産地の形成、ハウス、養殖場等生産施設の整備、ファーマーズマーケット等、農水産物直売所の整備、野菜、モズク等の保冷库、加工施設の整備などを実施しているところであります。

今後とも市町村、農協、漁協等と連携し農水産物の供給体制の整備に努めてまいります。

同じく食料と農漁業対策についてで、地産地消の推進と市町村との連携についてにお答えいたします。

地産地消の推進については、平成20年9月に改定した「沖縄県地産地消推進計画」の中で、市町村地産地消推進計画の策定数を数値目標として設定しております。

今後とも、学校給食担当者や連絡会議や教育ファームの実施など、市町村との連携を強化し、積極的に取り組んでいくこととしております。

同じく食料と農漁業対策で、イモゾウムシ等の根絶見通し及び現在の防除対策については、関連しますので一括してお答えいたします。

県では、久米島と津堅島において、カンショの重要害虫であるアリモドキゾウムシとイモゾウムシの根絶防除事業を実施しているところであります。

久米島におけるアリモドキゾウムシ根絶防除については、平成10年度から不妊虫放飼法による根絶防除に取り組んでおります。

これまでの防除の結果、久米島全域でほぼ根絶状態となっていますが、アーラ地区の一部地域で野生虫が確認されており、現在、同地域で重点的に防除を実施し、平成21年度には国による根絶確認調査が実施できるよう取り組みを強化しているところであります。

イモゾウムシについては、平成14年度から島の一部地域を対象に不妊虫放飼による根絶防除を実施しており、今後、地域を拡大しながら防除を強化していく計画であります。

津堅島においては、平成19年11月にうるま市や県関

係機関等で構成する根絶事業推進会議を設置し、寄主植物の除去や不妊虫放飼によるアリモドキゾウムシ、イモゾウムシの根絶防除事業を実施しているところであります。

同じく食料と農漁業対策についてで、イモゾウムシ等対策事業に係る予算と体制については、関連しますので一括してお答えいたします。

イモゾウムシ等根絶防除事業の予算については、平成18年度3億2990万円、平成19年度3億2490万円、平成20年度3億3100万円となっております。

人員体制につきましては、イモゾウムシ等の根絶防除事業を行っている病害虫防除技術センターの職員26人のうち、平成18年度から現在まで所長を含め16人の体制となっております。

今後ともイモゾウムシ等の根絶に向け予算確保に努めるとともに、農業研究センターや市町村、農業関係団体と連携し根絶防除に取り組んでまいります。

同じく食料と農漁業対策についてで、養殖漁業の現状と対策及び技術職員、魚類防疫士の体制と拡充については、関連しますので一括してお答えいたします。

本県においては、熱帯性の温暖な海域に囲まれた立地条件を生かし、これまでにモズク、クルマエビ、シャコガイ及びヤイトハタなどの養殖が各地域で営まれております。

平成18年における養殖の生産額は、モズク・海ブドウなど海藻類が約46億円、クルマエビが約32億円、魚類が約1億円などで合計約95億円となっております。

県では、養殖業の振興を図るため、現在、種苗生産技術の開発、モズクの生産安定技術の普及指導、ハタ類の防疫体制の強化と魚病対策、海ブドウ養殖における衛生管理対策などに努めているところであります。

また、現在、養殖に携わる技術職員は25名、魚類防疫士は14名の資格取得者がおり、今後とも資格取得を推進していく考えであります。

今後とも市町村、水産関係団体と連携し、養殖業の振興に取り組んでまいります。

同じく食料と農漁業対策についてで、漁業経営安定対策事業加入要件、利用実績及び条件緩和については、関連しますので一括してお答えいたします。

漁業経営安定対策事業は、災害や事故などにより漁獲金額が減少した場合に、漁業共済の補てんに加え、上乘せ補償を行う事業であります。

本事業の加入要件は、経営改善計画を作成し知事の認定を受けていること、経営改善によって将来的に他産業並みの所得の確保が見込まれること、漁業共済に一定の契約割合以上で加入していることなどとなって

おります。

加入は、現在のところマグロ漁業者1名となっております。

県では、本事業の利用促進を図るため、加入要件のうち経営改善計画の認定について、県の要領を改正し、手続を簡素化しております。また、漁業者が支払う共済掛金の25%を助成する事業を20年度より開始したところであります。

今後とも関係団体と連携し、多くの漁業者が本事業を利用できるよう努めてまいります。

同じく食料と農漁業対策についてで、漁業における県独自の価格補償制度についてお答えいたします。

本県の漁業は、近年、生産量が3万3000トンから4万1000トン、生産額は181億円から210億円で推移しております。

魚類の価格については、1キログラム当たり592円から626円で推移しており、比較的安定した動きとなっております。

水産物の価格安定対策としては、国内水産物安定供給推進事業による調整保管制度があり、本県ではモズクが対象となっております。

なお、県独自の価格補償制度の実施については、現在のところ、県財政の状況から厳しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 原油高騰対策に関する御質問の中で、中小商工業への原油等高騰の影響についてお答えします。

原油価格高騰に伴う影響について、平成20年2月、6月、9月の3回にわたり、製造業、運送業、クリーニング業、リネンサプライ業などの8業種及び地域商工会・商工会議所や金融機関などから聞き取り調査を実施しました。その結果、物流コストや製造コストなどの上昇分を価格へ転嫁しづらい製造業、クリーニング業、運送業などの中小企業において収益が圧迫されている状況にあることがわかりました。

このような状況を踏まえ、県は、平成20年度から資金繰りの円滑化や経営の安定化を図るため、「原油高騰対策支援資金」、「機械類貸与制度における損料補助」などの金融支援を実施しているところであります。

なお、最近においても原油価格が値下がり傾向にあるものの、引き続きこれらの支援策の活用に努めてまいりたいと考えております。

次に、中小商工業への県独自の支援策についてお答えします。

県では、原油高騰の影響を受けている中小企業者の資金繰り円滑化を図るために、平成20年4月に「原油高騰対策支援資金」を創設し、さらに9月補正予算措置により当該資金の支援拡充を行ってまいりました。

また、国の緊急保証制度の優遇措置が十分に活用できるように、県の「原油高騰対策支援資金」の制度要綱を改正し、対象業種を拡充することや融資対象条件に平均売上高や利益率の減少を追加することなどの融資条件緩和策について、信用保証協会や取り扱い金融機関と調整しており、できるだけ早く実施できるよう作業を進めているところであります。

次に、国・県のセーフティネット、原油高騰対策支援資金の融資実績についてお答えします。

各資金の平成20年度の10月末の融資実績は、沖縄振興開発金融公庫の「セーフティネット貸付」については、貸付件数45件、貸付金額11億6800万円となっております。

県制度融資の「中小企業セーフティネット資金」は貸付件数18件、貸付金額2億2060万円、「原油高騰対策支援資金」は貸付件数23件、貸付金額3億6500万円となっております。

次に、原油高騰対策支援資金、中小企業セーフティネット資金の融資対策の緩和についてお答えします。

原油高騰対策支援資金については、9月補正予算措置により、保証料を県が補助することにより、中小企業者の保証料をゼロにしました。

また11月1日から融資枠を15億円から30億円へ拡大するとともに、限度額を3000万円から4000万円に引き上げ、利率はセーフティネット保証対象者については2.3%から2.2%に引き下げております。

また、中小企業セーフティネット資金については、国のセーフティネット保証制度の拡充に伴い、対象業種が185業種から618業種へ拡大するとともに、対象要件について平均売上高減少率の緩和や利益率減少を追加し、より多くの中小企業者が活用できるよう改善を行っております。

次に、セーフティネット保証制度の改善と条件緩和の要求についてお答えします。

国のセーフティネット保証制度の改正については、対象業種を拡充することや対象要件について平均売上高減少率の緩和や利益率減少を追加し、融資条件が緩和されたところであり、国においては、3カ月ごとに対象業種を見直し、平成22年3月末までの時限措置の中で、対象業種は減らすことなくふやしていくことと

しております。

この制度が全国共通のものであることや制度改正して間もないことから、当面は状況の推移を見守っていきたくて考えております。

次に、県制度融資の返済凍結や借りかえ制度による軽減措置についてお答えします。

県の制度融資は、各金融機関へ資金を預託し、金融機関の資金を貸し付ける仕組みになっていることや個別の取引に県が介入することは適切でないことから、県が貸付金の「返済凍結」や「借換制度」等返済条件の緩和を行うことは困難であります。

なお、金融庁においては、「金融検査マニュアル別冊」を改正し、金融機関における条件緩和がしやすくなるよう措置しております。

県としても、県内中小企業を取り巻く融資環境が大変厳しいことは十分認識しており、国・県、金融機関、商工団体等で構成される「沖縄地域融資動向に関する情報交換会」等を通じて情報を入手し、金融機関に対し、中小企業者の実情を踏まえた条件変更等の対応について要望したいと考えております。

次に、貸し渋り、貸しはがしの実態掌握、対策、金融機関への監視、監督の強化についてお答えします。

沖縄県商工会連合会が行った「融資緊急実態調査」における貸し渋りや貸しはがしについてのアンケート調査については承知しておりますが、その個別の実態については個々の取引の内容に介入することになり、把握することが困難であります。

また、県が金融機関を監視、監督することについても、金融機関の監督官庁が金融庁となっていることから困難であります。

なお、県としても、県内中小企業を取り巻く融資環境が大変厳しいことは十分認識しており、今後とも中小企業の資金の円滑化を図るために制度融資が有効活用されるよう努めてまいります。

また、金融機関に対し「県制度金融研究会」や「沖縄地域融資動向に関する情報交換会」等を通して、中小企業者の実情に応じた円滑な融資が図られるよう要望したいと考えております。

次に、食料と農漁業対策に関する御質問の中で、庁用物品の県産品使用状況及び県産品の優先使用に関する県の取り組みについてお答えします。一括してお答えいたします。

平成19年度の本庁における庁用物品の県産品購入額は約1億2200万円で、全調達額の44.7%となっております。

沖縄県としては、毎年7月を県産品奨励月間と位置

づけ、経済団体と連携を図りながら、国の出先機関、市町村、公社等行政機関のほか、建設会社や大手量販店などに対し、県産品優先使用への働きかけを行っております。

また、今年度は8月から9月にかけて、国発注公共工事における建設資材等県産品の優先使用及び県内企業への優先発注を働きかけるため、知事を初め関係部長が沖縄総合事務局及び沖縄防衛局等へ要請を行ったところであります。引き続き、庁用物品を含む県産品の優先使用に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中小商工業対策に関する御質問の中で、「小規模工事契約希望者登録制度」の創設についてお答えします。

県は、中小企業者の受注確保について、国が定める「中小企業者に関する国等の契約の方針」に従いその増大に努めており、市町村にも同様に要請しているところであります。いわゆる「小規模工事契約希望者登録制度」が県内の幾つかの市において実施されていることは聞いておりますが、この制度を実施するかどうかは、各自治体の主体的判断によるものと考えております。

次に、無担保・無保証人の「中小企業緊急小口資金」、「緊急生活資金」の創設についてお答えします。

県融資制度における無担保・無保証人制度は、特別小口貸付で対応しております。また、小口零細企業資金と小規模企業対策資金についても原則として無担保としており、連帯保証人についても求めないこととしております。

金融機関や信用保証協会に対しては、日ごろから迅速な審査についてお願いをしているところでありますが、災害等の緊急の場合は、一層の迅速化に努めていただくようお願いをしたいと考えております。

県融資制度は、中小企業者が事業に必要とする設備資金及び運転資金の融資を目的としており、生活のための融資は困難であると考えております。

次に、障害者雇用に関する御質問の中で、市町村と民間企業における障害者雇用率についてお答えします。

県内市町村の行政機関における平成20年6月現在の障害者雇用の状況は、法定雇用率を達成している機関の割合は85.7%で、全国平均の83.9%を上回っております。また、実雇用率については2.49%であり、全国平均の2.33%及び法定雇用率を上回っております。

民間企業における障害者雇用状況については、法定雇用率を達成している企業の割合は48.1%であり、全

国平均の44.9%を上回っております。

また、実雇用率については1.69%と全国平均の1.59%は上回っているものの、法定雇用率は達成していません。

次に、職場適応訓練事業、特定求職者雇用開発助成金の活用状況についてお答えします。

障害者雇用を促進するため県が実施しております「職場適応訓練」受講者数については、平成19年度67名、平成20年度は11月末現在で41名となっております。また、国が実施している賃金の一定割合を一定期間援助する「特定求職者雇用開発助成金」については、平成19年度は延べ333名、平成20年度は10月末現在で延べ122名となっております。

次に、障害者雇用の具体的施策についてお答えします。

障害者雇用の施策としましては、国は障害者を雇用する企業に対して3カ月の試行雇用後の常用雇用を図る「トライアル雇用」、賃金の一定割合を一定期間援助する「特定求職者雇用開発助成金」、職場内において職場適応のための専門的援助を行う「ジョブコーチ支援」事業等を実施しております。

また、国と県の委託により、「障害者就業・生活支援センター」が、企業訪問などにより障害者の職場定着支援を図るなど、生活面から就業面までの一貫した支援を実施しています。さらに、今年度より「障害者就業・生活支援センター」が設置されていない宮古・八重山圏域において、県単独補助により就業支援員を配置するなど障害者就業支援体制を強化しているところであります。

また、県においては、障害者の職業訓練としまして、基礎訓練から職場実習までを行う民間委託訓練や、訓練終了後の雇用を目的とする職場適応訓練、職業能力開発校における職業訓練を実施しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 原油高騰対策についてに関連しまして、軽油引取税等の暫定税率の廃止及び減免制度の維持についてお答えいたします。

軽油引取税等の暫定税率の取り扱いにつきまして、道路特定財源の一般財源化が閣議決定されたこと等を受け、現在、政府及び与党税制調査会等において議論されているところであります。また、一般財源化されることに伴い、軽油引取税等の減免措置の取り扱いについても議論がなされていくものと考えています。

県としましては、国における今後の議論の動向を見守ってまいりたいと考えております。

次に、障害者雇用についてに関連しまして、知事部局の法定雇用率についてお答えいたします。

知事部局における6月1日現在の障害者雇用数は72人で、雇用率2.55%となっており、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める法定雇用率2.1%を上回っております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） 障害者雇用についての御質問で、障害者の法定雇用率についてお答えいたします。

都道府県教育委員会における法定雇用率は、障害者の雇用の促進等に関する法令により2.0%と定められております。

なお、本県教育委員会における実雇用率は、平成20年6月1日現在、1.27%となっております。

県教育委員会としましては、他県の取り組み事例についても参考にしながら、専門的なノウハウを有する沖縄労働局の助言を受けつつ、法定雇用率の達成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 国保制度の御質問の中の、子供のいる世帯への保険証の交付指導及び短期保険証の交付実態についてにお答えいたします。一括でございます。

資格証明書は、災害その他特別な事情がある場合及び公費負担医療の対象者等を除き、1年間保険料を滞納している世帯に交付することとなっております。

また、子供のいる世帯につきましては、平成20年10月30日付厚生労働省国民健康保険課長通知により、子供が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療費の一時支払いが困難である旨の世帯主の申し出がなされた場合は、市町村は、短期被保険者証の交付に努めることが示されております。

資格証明書の交付につきましては、保険者である市町村が判断することになりますが、県としましては子供への人道上の配慮から、滞納の実態を適切に把握し、きめ細やかな対応を行うよう今後とも市町村に対する助言を行うこととしております。

現在、国において、被保険者証の返還対象の世帯でも18歳未満の子供に対しては、被保険者証が交付でき

るよう国民健康保険法を改正する動きがあり、その動向を県としても注視しているところでございます。

なお、子供のいる世帯の短期被保険者証の交付につきましては、県では把握しておりません。

続きまして、高齢者福祉についての御質問の中の、後期高齢者医療制度の廃止と県独自の保険料軽減策についてにお答えいたします。一括でございます。

後期高齢者医療制度につきましては、老人保健制度で課題となっていた市町村国保等保険者の負担の増大を解消しつつ、国民全体で高齢者の医療を支えていくため、長年の議論のもとに創設されてきたものであり、皆保険制度を堅持していくために重要な制度であると認識しております。

同制度につきましては、現在、国民の方々や都道府県等の意見を踏まえ、保険料の軽減や徴収方法等について必要な改善が図られてきたところであります。

特に、保険料につきましては、低所得者に対し、均等割部分の9割軽減や所得割部分の5割軽減が実施されるなど、手厚い改善が図られております。

国においては、さらなる改善について検討を進めているところであり、県としましては、その状況を注視していきたいと考えております。

続きまして、保険料滞納者の実態と資格証の発行についてにお答えいたします。

保険料の普通徴収における滞納者の状況につきましては、各市町村での徴収開始が7月以降で、収納期間が短いことから現在は把握しておりませんが、今後一定時期をとらえ把握していきたいと考えております。

また、資格証明証の発行については、相当の収入があるにもかかわらず、特別な理由もなく保険料を1年以上滞納した場合に対象となりますが、県としましては、資格証の発行に至らないよう、市町村に対し、被保険者それぞれの状況に応じたきめ細やかな納付相談を行うよう助言してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 自衛隊与座基地への新レーダーの配備についての御質問のうち、まず環境への影響についてであります。去る8月29日に国から新レーダー配備による基地周辺への影響がない旨説明を受けたところであります。国によると、電波の安全性について規定している電波法第30条等に適合するよう新レーダーの設計、調査を実施することで人体等への影響がないよう措置するとのこととあります。

次に、新レーダー設置に伴う環境調査についてであ

りますが、新レーダー設置による電波の影響調査については、その設置者である防衛省において行うべきことであると考えており、県としては調査を行う必要はないものと考えております。

次に、新レーダー配備への認識についてお答えします。

現在進められているミサイル防衛システムは、日本の防衛力の一環として整備されるものと理解しており、反対する理由はないものと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 再質問を行います。

さとうきびの新価格制度についてでございますけれども、さとうきびの交付要件を満たさない農家が約6割もいるということが今明らかになっているわけです。来年の夏植えのさとうきびから国の交付要件を満たさないこの6割の農家が交付対象から除外され、窮地に立たされるということになります。そうなったときに県は一体どういう責任をとりますかということが今問われているんです。

宮古ではこの事態に危機感を抱いて、宮古で開かれた第8回さとうきび・甘蔗糖関係検討委員会で、さとうきび農家の現状を訴えて農林水産省生産流通課がさとうきび農家への交付金支払いについて、対象要件の見直しを含めて検討する意向を示したというふうに言われております。見直しに着手すると聞いておりますけれども、国に対して県として一体どういう働きかけを今までやってきたのか。国はそれに対してどういうふうに答えているのか。国として見直しをする方向にあるのかどうかということについて、県知事、これはさとうきびは今非常に厳しい状況の中で、この対象要件から6割の農家の皆さんが外されたら大変な状況に陥ることになるわけなんです。ですから、県知事みずから先頭に立って、この新しいさとうきびの新価格制度についての見直し、中止も含めて国にやっぱり強力に働きかけていくということが求められているというふうに思いますけれども、知事の決意を伺います。

自衛隊の与座基地のレーダー配備についてでありますけれども、自衛隊の与座基地周辺は住宅密集地です。保育所も学校もあります。市民や子供たちの健康や安全、住環境に何の影響もありません、国がそう説明しているということでもありますけれども、もしそういうことであればその安全だという根拠をやっぱり示す必要があるというふうに思います。そして市民に対しても県民に対してもその根拠について説明する責任

があるというふうに思いますが、答弁を願います。

地域住民に及ぼす影響を総合的に判断する根拠を示していただきたいと、それが明確にできなければやっぱり建設中止を申し入れるべきだというふうに思いますがいかがでしょうか。

ミサイル防衛はアメリカが進めてきた計画です。自衛隊が米軍と一体となって米本土を攻撃する長距離ミサイルを防衛攻撃する体制がまさにミサイル防衛ではありませんか。アメリカ本土と米軍を守るために県民・市民が戦争に巻き込まれる可能性が高いこのレーダー基地をつくらせるべきではないというふうに思います。

アメリカのミサイル防衛庁のファクトシート、情報資料によりますと、ミサイル防衛は米本土を防衛するためだということをはっきりとこれに明記をしております。それでも日本防衛のためにレーダー基地をつくるということであれば、その日本防衛の一環でつくられるんだと、アメリカの防衛のためではないというその根拠を明確に示していただきたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） まず、新レーダーで危険でないとの根拠を示せという御質問でございますが、国の説明によりますと、新レーダー設置による電波の影響調査を実施したとのことであります。その結果、周辺への影響はないとのことであり、電磁波による危険性はないものと考えております。

2番目に、中止を申し入れるべきではないかという御質問でございますが、現在進められているミサイル防衛システムは、日本の防衛力の一環として整備されるものであり、中止を申し入れることは考えておりません。

それから3番目に、アメリカの本土防衛のためのレーダーではないかという御質問でございますが、今回設置されるレーダーにつきましては、イージス艦のレーダーと連動してイージス艦のレーダーで発射時をとらえ、その後新しいレーダーで補足するということでありまして、防衛省によりますと、米国へ飛ぶミサイルの防衛は想定していないとのことであります。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） さとうきびの経営安定対策に関する再質問にお答えいたします。

県では、新たなさとうきび経営安定対策の実施に際しては、関係機関と連携し対象要件を満たすための条件整備を進めているところであります。

去る7月に、知事を先頭にさとうきびの経営安定対策に関する要請を行ったところであります。

今後ともさとうきび農家が安心して生産に取り組めるよう、対象要件の緩和、見直しなど、農業団体等と連携しながら国に対して強力に要請していく考えであります。

それから、要件の緩和の見直し等に関する質問にお答えいたします。

国におきましては、経営安定対策の支援対象要件の緩和、見直しを行う方向で検討すると聞いております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 自衛隊と座基地へのレーダー配備についてでありますけれども、これは明確にミサイル防衛計画は日米安全保障協議委員会の最終報告で防衛の盾をつくることによってアメリカの先制攻撃戦略を容易にすると、そういう目的でつくられるんだということが明確になっているわけなんですよ。

そういう意味では、まずアメリカの先制攻撃戦略があった場合に、まず真っ先に攻撃対象になるのがこの通信基地になっているわけです。こういう危険な基地をつくらせていいんですかと。県民の命、暮らし、安全を守る先頭に立つのが知事の役割じゃないですか。そういうことを言っているわけです。知事、それでいいんでしょうか。この新たなレーダー基地の中止を求めます。知事の決意を伺いたい。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時19分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 再質問にお答えしたいしたいと思います。

今の新レーダーの配備についても反対すべきではないか、そしてその理由を今おっしゃいました。

私も聞いて中身と理解している中身は、日本の防衛力の一環としての整備だというふうに今理解しております。ただし、このレーダーの整備につきま

しても我々もこれから先、よく内容については研究をしてまいりたいとも考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

〔大城一馬君登壇〕

○大城 一馬君 こんにちは。

一般質問を行います。

1、まず最初に、基地問題についてでございます。

(1)、鳥島射爆撃場返還について。

鳥島射爆撃場は、過去においてＡＶ８ハリアー機墜落や、劣化ウラン弾誤射、実弾誤投下など事件が後を絶たず、漁船の安全操業が脅かされています。地元関係者の総意を知事も十分承知していると思いますが、知事のさらなる強力な対応が求められます。知事の決意をお伺いします。

(2)、次に、普天間基地返還問題についてでございます。

ア、環境影響評価手続のおくれや国の厳しい財政難などの影響で、財務省の予算削減方針で普天間飛行場代替施設工事予算の見送りの可能性が出ていると報道されていますが、知事の御所見をお伺いいたします。

イ、予算計上見送りは、政府の熱意のなさも相まって、政府と知事が進める県内移設建設が困難となりつつあります。知事の御所見を求めます。

ウ、在沖海兵隊のグアム移転も費用面でおけるとの米太平洋軍キーティング司令官発言が出ているが、事実はどうでしょうか。

次に、中城湾港泡瀬埋立事業についてでございます。

(1)、11月19日、那覇地裁の公金支出差しとめ判決は、私どもは司法の決定は非常に重いと判断いたしております。判決についての知事の所見を改めてお伺いいたします。

(2)番目の、知事は民意を反映させる議会の議決の議論の場を回避の選択をしましたが、その選択の根拠は何であったのかお伺いいたします。

(3)、新たな土地利用計画の早期策定や経済的合理性、二審での裁判のスピード性を考えるに、県・市とも極めて厳しいと思いますが、二審の判決の見通しと裁判の結果による知事の責任の所在について示していただきたいと思います。

次に、県産業振興についてでございます。

(1)、米国の金融危機に端を発した世界同時不況は、想像もつかないほど我が国に多大な影響を及ぼしています。沖縄県も例外ではありません。県経済への波及、そして雇用確保、非正規労働問題、企業倒産への

影響等の実態と対策はどうなっていますか。

(2)、去る決算特別委員会でも質問しましたが、平成19年度の県単融資事業の利用率が極端に低くなっております。平成20年度と過去3年間の活用状況と今後の対応策をお伺いいたします。

(3)、政府の中小企業緊急保証制度の申請件数と市町村窓口業務での対応は十分でしょうか。

次、福祉行政についてでございます。

(1)、大流行すれば国内で最大64万人が死亡するおそれがあるとされる新型インフルエンザについて、県の対策について以下質問いたします。

ア、県内で発生、流行する事態は想定されていますか。

イ、治療薬備蓄など、予防対策は十分取り組んでいるでしょうか。

ウ、新型が流行した場合、都道府県単位の学校閉鎖、企業や自治体などでは職員欠勤率が40%に上ると厚労省は想定します。県の児童生徒への対策、重要業務維持の対応を盛り込んだ事業継続計画、いわゆるBCPや行動計画の対策についてお伺いいたします。

(2)、次に、児童虐待が全国的に増加し大きな問題となっています。虐待の早期発見予防のためには関係機関の連携及びネットワーク体制の強化が重要です。

以下、質問いたします。

ア、本県の児童虐待の実情をお伺いいたします。

イ、虐待防止ネットワークの意義と設置状況についてはどうなっていますか。

ウ、虐待を受けた、あるいはまた相談を受けた児童の相談所、保護施設の現状は十分でしょうか。

次の(3)番目は、代表質問で質問しましたので割愛させていただきます。

次、(4)番目でございます。

県の障害者雇用について、沖縄労働局から官公庁の法定雇用率の低さが指摘されています。

ア、県機関の雇用実態と推進策についてお伺いします。

イ、県教育委員会には、06年、07年計画実行が極端に少ないとして労働局から勧告を受けていますが、今後の方針について示してください。

次に、環境問題でございます。

(1)、去る10月14日に国際自然保護連合総会で、名護市東海岸にも生息するジュゴン保護を求め、日本政府に対し保護対策を勧告しています。

質問します。

ア、国際自然保護連合総会での勧告について県の所見をお伺いします。

イ、ジュゴン保護、生息地の保全策についての県の対応をお伺いします。

(2)番目、大浦湾サンゴ群落について環境省が保護対策の必要性を示していますが、県はどう対応するのですか。

(3)番目、サンゴ礁全県調査について。

ア、2007年から始めていますサンゴ礁保全事業の進捗状況はどうですか。

イ、県は09年度に全県的なサンゴ礁実態調査を実施するとさきの決算特別委員会で示しましたが、当然、大浦湾サンゴ群落も対象となっていますか。

ウ、新基地計画に伴うサンゴ礁影響も調査対象に入りますか。

次に、教育の問題でございます。

(1)番目の薬物乱用につきましては、これも代表質問でありましたので割愛させていただきます。

(2)番目の、県内大学・高校生の就職問題について質問します。

世界同時不況による景気の悪化は、県内の大学生・高校生の就職にも深刻な影響を与えています。県内大学生・高校生の来春からの就職内定取り消しの実情はどうなっていますか。

県内企業や県外企業からの求人数の実情はどうなっていますか。

次に、県公安委員会関係についての質問でございます。

(1)、中小企業の独立開業を支援する創業者支援融資制度を悪用した詐欺事件が発生しています。

ア、摘発件数と被害額はどうなっていますか。

イ、詐欺手口の実態と今後の予防策、取り締まり対策についてお伺いいたします。

(2)番目、振り込め詐欺の手口の巧妙化で、被害の広がりが深刻になっています。

ア、県内での被害実情はどうなっていますか。

イ、手口が巧妙化していると言われていますが、その実態と被害防止の取り組みについてお伺いいたします。

(3)番目の少年非行問題についてでございます。

ア、未成年者へのたばこや酒類販売者に対する取り締まりと検挙の実態について伺います。

イ、未成年者暴走族による暴走行為が大幅に増加し、サイト悪用など形態も変化していると言われていますが、実情はどうなっていますか。

8番目、世界貿易機関(WTO)新多角的貿易交渉について。

世界貿易機関新多角的貿易交渉に伴う砂糖関税大幅

削減は、離島農業を初め本県さとうきび産業への影響ははかり知れないものがあり、JAおきなわ中央会も知事同行のもと阻止要請行動を展開しています。WTOの重要品目指定に向けて県の対策をお伺いいたします。

9番目、運玉森(与那原町側)からの土砂流出についてでございます。

運玉森からの土砂流出については、流域地域周辺の浸水被害やマリントウン地区内水路への土砂堆積もあり、水質の悪化で異臭なども発生し、土砂流出防止対策が早急に求められています。県の対応について伺います。

10点目、吉の浦火力発電放水計画による周辺海域への影響についてでございます。

沖縄電力が中城で建設している吉の浦火力発電所の温排水の海中放出は、周辺海域、中城湾の良好な漁場への悪影響が懸念されており、とりわけ湾から海水を取水してクルマエビ、海ブドウ及びモズク養殖を行っている知念漁協、漁民及び中城沿岸漁業協会は悲痛な危機感を持ち、11月13日には建設抗議総決起大会、そして12月1日、2日には国の関係省庁に発電所変更と周辺海域の環境調査を求めて要請行動を行っております。また、12月4日には県議会議長に陳情書も提出しています。平成20年11月5日に県文化環境部長に温排水処理の変更と海域環境調査の要請がなされていますが、その対応について御答弁をお願いしたいと思っております。

最後に、我が会派の代表質問との関連でございます。

日米地位協定の抜本的見直しにつきまして、私どもの瑞慶覧功議員から、県民大会も含めてしかるべき行動をやるべきではないかという提起がございました。その件につきまして改めて県の考え方を述べていただきたいと思っております。

大変申しわけないです。肝心なところが私の原稿になくてですね、質問通告にありますけれども、飛ばしてしまいました。本当に議運委員長としておわび申し上げます。改めて質問させていただきます。

6の教育問題についての(3)番目でございます。

小学校・中学校・高校での琉球・沖縄の歴史教育の実施についてでございます。ぜひ教育長の御答弁をお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長(高嶺善伸君) 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事(仲井眞弘多君) 大城一馬議員の御質問に答

えさせていただきます。

まず第1に、基地問題に関係する御質問で、鳥島射爆撃場等の返還に係る御質問にお答えいたします。

去る11月11日、そして12日の2日間、私は久米島町長及び県漁連会長等と一緒に日米両政府に対し、ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、そして鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について要請を行いました。これに対し、外務大臣及び防衛大臣は、現時点で返還を求めるとことは難しいとの認識を示しましたが、外務大臣からは、私なりによく勉強をしてみたい、そして防衛大臣からは、今後、外務省とも一緒に努力していきたい旨の発言がございました。

県としましては、訓練水域の存在や実弾による射爆撃等が漁業の振興や県土の保全などに著しい影響を及ぼすことがあってはならないと考えており、当該地域・水域の一部解除や返還について、引き続き日米両政府に対し求めていきたいと考えているところでございます。

次に、WTOの砂糖関税に係る御質問の中で、WTO農業交渉に関する県の対応についてという御質問にお答えいたします。

WTO農業交渉におきまして、砂糖などが重要品目に指定されず関税が撤廃された場合は、沖縄県の農業が壊滅的な打撃を受けることが懸念されております。このため、沖縄県としましては、12月中旬に開催が予定されております閣僚会合において、我が国の基本方針を堅持するよう、農業団体とともに国に対し12月3日に緊急要請を行ったところでございます。

今後ともWTO農業交渉の動向や国の対応を踏まえつつ、関係機関と連携をし適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 基地問題の御質問のうち、代替施設建設の予算計上見送りの可能性と移設作業への影響について一括してお答えいたします。

沖縄防衛局に照会したところ、平成21年度政府予算については、現在、政府内において検討がなされており、普天間飛行場代替施設の建設事業に係る予算についても、現時点で方針等は決定されていないとのことです。したがって、移設作業への影響については明らかではありません。

いずれにしても、県としては普天間飛行場の一日も早い危険性の除去のため、移設問題の解決促進に努め

てまいりたいと考えております。

次に、在沖海兵隊のグアム移転がおくれるという見方についてお答えします。

防衛省の増田事務次官は、去る11月10日の記者会見において、米国政府から2014年の移転目標を変更するというような説明を受けたことはなく、防衛省としては、日米間の正式な合意であるロードマップに従って、在沖海兵隊のグアム移転を着実に進めて沖縄の負担軽減を実現したいと考えていると発言しております。

次に、我が会派代表質問関連で、日米地位協定見直しに係る県民大会の開催についてお答えします。

日米地位協定の抜本的見直し、米軍人等による事件・事故の再発防止等については、行政の立場でこれまであらゆる機会をとらえて要請活動を展開してきたところであります。県民大会は、全党派、各種団体、経営者団体、労働団体、婦人団体等、広く各界各層を網羅し沖縄全体が一体となって開催されることが必要だと考えております。

県としては、県民大会の開催に当たってはそういう仕組みが必要であると考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 中城湾港泡瀬埋立事業についての御質問の中の、判決に係る所見についてお答えいたします。

去る11月19日に泡瀬干潟埋め立てに関する住民訴訟の判決がありました。当該判決において、環境影響評価法及び公有水面埋立法については、本件環境影響評価は違法と言えず、本件埋立免許及び承認も違法とは言えないとされており、県の主張がほぼ認められた妥当な判決であると受けとめております。

しかしながら、本事業に係る公金の支出については、現時点においては、土地利用計画が定まっておらず、沖縄市が行う本件海浜開発事業は経済的合理性を欠き、県知事は判決確定後一切の公金の支出をしてはならないとされており、県の主張が認められず残念であります。

県としましては、現在、沖縄市が行っている見直し作業はより経済的合理性を高めるために行うものであり、現時点で沖縄市の土地利用計画の見直しがなされていないことをもって、経済的合理性を欠くとは言えないと考えております。そのため、去る12月2日に控訴したところであります。

土地利用計画の見直しや経済的合理性に係る説明を

丁寧に行うことにより、司法の理解を求めていきたいと考えております。

次に、県議会議決を回避した根拠についてお答えをします。

本訴訟は、地方自治法第242条の2第1項の規定に基づき提起されている住民訴訟であり、当該訴訟の被告は執行機関としての沖縄県知事です。一方、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めることになる訴えの提起は、同項第2号に掲げる普通地方公共団体としての沖縄県がその当事者となる場合であります。

本訴訟の当事者は執行機関である沖縄県知事であって、普通地方公共団体としての沖縄県ではないことから、地方自治法第96条第1項第12号の規定は適用されません。

したがって、本件事の判決を不服として執行機関である沖縄県知事が控訴を提起することは、地方自治法に規定する議会の議決を要する事件に該当しないと判断したものであります。

続きまして、控訴後の判決の見通し及び責任の所在についてお答えします。

県としましては、第一審判決を不服とし、去る12月2日に控訴状を裁判所に提出したところであります。控訴審において、土地利用計画の見直しや経済的合理性に係る説明を丁寧に行うことにより司法の理解を得られるものと考えております。したがって、控訴審の理解を得て事業を推進していくことが県の責務と考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 県産業振興についての御質問で、金融危機の県内経済への影響と対策についてお答えいたします。

金融危機に端を発する世界的な景気減速が続く中、国内経済もマイナス成長に転ずるなど、本県経済を取り巻く環境は急速に悪化しております。

本県経済の現状は、観光が好調を維持するなど比較的安定した推移を見せてはありますが、雇用を初め本県にも既に影響があらわれており、今後より深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。このため、県民生活や経済活動の安心・安定が図られるよう、去る10月30日に「沖縄県緊急総合経済対策連絡会議」を設置するとともに、国の第1次補正予算への対応を確認し、今回の補正予算（案）において総額約22億円の経済対策を計上したところであります。

県としましては、引き続き国の第2次補正予算の動向を踏まえ適切に対応するとともに、県独自の施策等検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 産業振興に関する御質問の中で、世界金融危機による県内の雇用・非正規雇用への影響と対策についてお答えします。

沖縄労働局が発表した一般職業紹介状況によると、平成20年10月の求人件数は、県内企業からの新規求人が対前年同月比20.1%減の4546人、県外からの新規求人が対前年同月比42.7%減の5019人で、特に県外企業からの求人が大きく落ち込んでおり、県内の雇用情勢は大変厳しい状況となっております。このため、今後の政府における総合経済対策と連携を図りつつ、県内の現状を踏まえた中小企業に対する支援や雇用支援策の拡充などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県内企業の倒産状況とその対策についてお答えします。

沖縄県内における平成19年から平成20年10月末までの負債総額1000万円以上の企業倒産件数は、東京商工リサーチ沖縄支店の資料によりますと、平成19年は78件、平成20年は10月末現在で86件となっております。

原因別の倒産状況では、いわゆる不況型の倒産と言われている販売不振、売掛金回収困難、赤字累積を合計すると、平成19年は49件であり、倒産件数全体に対する割合は62.8%となっております。

同じく平成20年は10月末現在で47件、54.7%となっており、この不況型倒産に加えて他社倒産の余波や運転資金の欠乏を原因とする倒産が増加しております。

沖縄県では、倒産防止のために国、市町村商工会等関係機関と連携し、中小企業セーフティネット資金や中小企業再生資金等、各種金融安定化支援を推進し、中小企業の資金調達の円滑化に努めているところであります。また、商工会連合会や商工会議所等、県内4カ所に経営安定特別相談室を設置し、経営が困難な状況にある中小企業者からの相談に応じ、経営立て直しのための支援を行っております。

次に、県単融資事業の平成20年度と過去3年間の活用状況についてお答えします。

県制度融資の過去3年間の活用状況については、平成19年度の貸付件数567件、貸付金額42億8250万円、融資枠に対する貸付金額の割合である執行率は25.7%、18年度の貸付件数642件、貸付金額48億円、執行率

29.4%、19年度の貸付件数814件、貸付金額62億4000万円、執行率33.7%となっており増加傾向にあります。平成20年度の活用状況は、10月末現在で貸付件数648件、貸付金額47億3000万円となっており、昨年の同時期と比較すると、貸付件数で58%増、貸付金額で52%増となっております。

次に、緊急保証制度の申請件数と市町村業務での対応についてお答えします。

「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」、いわゆる緊急保証制度及びセーフティネット保証制度は、同じ要件により市町村において保証対象事業者の認定を受けた上で金融機関への融資申し込みを経て、沖縄県信用保証協会において保証承諾を行うこととなっております。

県が緊急保証制度等の実施状況について41市町村に対し、平成20年10月31日から11月26日までの対応状況を調査したところ、12月2日までに22市町村から回答がありました。その結果、認定申請件数が220件、認定件数が155件となっております。県は、11月に市町村商工会担当者に対し認定業務の円滑化を図るための説明会を行うとともに、市町村窓口での対応が円滑に行われるよう、中小企業庁長官から全国商工会連合会に対し、書類の事前チェック等の協力依頼がなされており、県としても商工会等に積極的に協力するよう指導を行っているところであります。

次に、教育問題に関する御質問の中で、大学生等の採用内定取り消しについてお答えします。

沖縄労働局によりますと、沖縄県内の来年3月卒業予定者の採用内定取り消しは、大学生等で1件18人となっております。

次に、大学生への求人数についてお答えします。

沖縄労働局によりますと、大学生への求人数については、1つの企業から複数の大学へ求人があることなどから、正確な人数を把握することは困難であります。ただし、大学関係者によりますと、前年度と比較して県内・県外企業からの求人数はともに減少傾向にあるとのことであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 福祉行政についての御質問の中の、新型インフルエンザが県内で発生したときの想定についてにお答えいたします。

新型インフルエンザが県内で発生した場合、流行期間が約2カ月間続き、ウイルスの病原性が強い場合は、人口の4分の1が感染し、そのうち8割の約26万

人が医療機関を受診することが想定されています。入院患者数は最大約2万人に達し、1日当たり約1000人が入院することが想定されております。

続きまして、治療薬備蓄などの予防対策についてお答えいたします。

県では国からの指示に基づき、平成18年度と平成19年度に治療薬のタミフルを購入いたしました。現在は、全人口の23%分に当たる量を国、県等で備蓄しております。

国においては、タミフルの備蓄量については、次年度以降、全人口の45%分まで増量する予定となっております。

県では、発生早期に患者が受診する発熱外来や、入院医療機関で従事する職員用に感染防護服を配備するとともに、診断のための検査機器や人工呼吸器の整備を進めております。

続きまして、学校閉鎖への対応と事業継続計画の取り組み状況についてにお答えいたします。

県では、新型インフルエンザに対する迅速かつ確実な対策を講じるため、平成19年度に沖縄県新型インフルエンザ対策行動計画を改定いたしました。

この計画においては、県内発生が見られた場合、感染拡大を防ぐために、発生地域における学校の臨時休業を行うよう、学校設置者に対して要請し、さらに県内各地に感染が広がった場合は、全県の学校に対して学校閉鎖を行うよう要請することとなっております。

新型インフルエンザは感染者が多数発生するため、各職場において約40%の欠勤者が出ることが予想されております。

このような状況においても、県民生活に直結する業務を継続しなければならないため、現在、県庁における事業継続計画の策定を進めているところでございます。

続きまして、本県の児童虐待対策の実情についてにお答えいたします。

県の児童相談所における児童虐待相談処理件数は、平成17年度が451件、18年度が364件、19年度が440件と増減を繰り返しておりますが、17年度が過去最多、19年度が過去2番目に多い件数となっており、全体としては増加の傾向にあります。

児童虐待への対応としましては、児童相談所において、平成17年度から子ども虐待ホットラインによる24時間体制の電話相談を行うとともに、平成19年度には中央児童相談所八重山分室を設置したほか、困難ケースへの対応など専門性を高めるため、児童福祉司、児童心理司等を増員し、体制の強化を進めてきておりま

す。さらに、県警及び女性相談所との連携の強化、情報の共有化を図るなど、児童虐待の早期発見・早期対応に努めております。

続きまして、児童虐待防止ネットワークの意義と設置状況についてにお答えいたします。

児童虐待防止ネットワークについては、児童虐待の防止や早期発見のため、市町村において関係機関が連携して取り組むことを目的に、平成11年度から設置を進めてきたところであります。また、平成17年度からは、ネットワークを発展させる形で要保護児童対策地域協議会として設置を進めているところであり、平成20年9月30日現在、41市町村中24市町村で協議会が設置されております。

当該協議会は、市町村の児童福祉関係機関のほか、保健、医療、教育、警察等の関係機関で構成されており、要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う機関として位置づけられております。

県としましては、現在6市町村に設置されている既存の児童虐待防止ネットワークを要保護児童対策地域協議会へと移行させていくとともに、設置がおくれている町村部における当該協議会の設置促進に努めてまいります。

続きまして、虐待を受けた児童の保護施設の現状についてにお答えいたします。

虐待を受けた児童など保護が必要とされる児童については、児童養護施設、乳児院等への入所措置が行われております。

現在、児童養護施設は県内に8カ所が設置されており、定員の合計が435人となっております。また、乳児院については1カ所で設置されており、定員は20人となっております。

児童養護施設の在籍の状況は、各年度末で平成17年度が366人、18年度が370人、19年度が384人となっており、増加傾向にあります。

乳児院につきましては、平成17年度が21人、18年度が16人、19年度が21人となっており、17年度と19年度は定員20人を上回る状況となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 福祉行政についてに関連しまして、県における障害者の雇用実態と推進策についてお答えいたします。

知事部局における6月1日現在の障害者雇用数は72名で、雇用率2.55%となっており、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める法定雇用率2.1%を上

回っているところでございます。

知事部局では、障害者の雇用を推進するため、毎年度、障害者の選考採用を行うとともに、職員の持っている能力を発揮させるため、障害の状況に応じた業務配分や配属先を決めるなど、障害を持っている職員にとって働きやすい環境づくりに努めているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは福祉行政についての御質問で、障害者雇用に関する今後の方針についてお答えいたします。

県教育委員会における障害者雇用の現状につきましては、平成20年6月1日現在、実雇用率が1.27%と法定雇用率に達せず、全国都道府県教育委員会の平均1.58%を下回るなど厳しい状況にあります。

県教育委員会としましては、このような現状を認識し、今年11月20日、庁内に障害者雇用推進委員会を設置し、次期障害者採用計画の策定と今後の取り組み方針を確認したところであります。

今後、他県の取り組み事例についても参考にしながら、専門的なノウハウを有する沖縄労働局の助言を受けつつ、法定雇用率の達成に努めてまいります。

次に、教育問題についての御質問で、高校生の就職内定取り消しと求人数について一括してお答えいたします。

沖縄労働局の調査によりますと、10月末現在の高校生に対する求人数は、県内865人、県外2239人、合計3104人となっており、前年同期の合計3140人と比較して若干減少しております。就職内定取り消しについては、12月5日現在県外企業から1人の内定取り消しがありました。

県教育委員会としましては、採用内定取り消しについて各学校が公共職業安定所と連携して、事業主に撤回を働きかけるよう通知したところであり、今後具体的な対策を積極的に講じていきたいと考えております。

次に、小・中・高校における琉球・沖縄歴史教育についてお答えいたします。

小・中・高校における琉球・沖縄の歴史教育は、沖縄の歴史的背景や文化遺産、先人の活躍などを学ぶことにより、本県独自の歴史や文化に対して理解を深め、子供たちが生まれ育った沖縄への誇りや県民としてのアイデンティティーなどをはぐくむ上で大切だと考えております。

県内小中学校では、全学校で地域及び沖縄の歴史に

関する学習が展開されており、小学校では、「郷土の偉人」や「昔の暮らし」の学習を通して地域の歴史を取り扱っています。

また、中学校においては、県発行の副読本などを使い「琉球王国の成立」や「沖縄の世界遺産」などの学習が行われています。

さらに、高等学校においては、学校設定科目である「沖縄の歴史」などで、琉球列島の起源から大交易時代を経て近代沖縄に至る歴史の学習が行われております。

県教育委員会といたしましては、今後とも本県の歴史や地域の特性を踏まえ、学校教育活動全体を通して沖縄の歴史の学習を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 環境問題についての御質問で、国際自然保護連合の勧告についてお答えいたします。

国際自然保護連合総会で採択されたジュゴン保護に関する勧告は、日本政府及び米国政府に対してなされたものであると承知しており、今後、国において具体的な対応策が検討されるものと理解しております。

県としても、国と連携して必要な保護対策を検討していきたいと考えております。

次に、ジュゴンの生息地保全策についてお答えいたします。

県は、ジュゴンの保護対策として、環境省と協力してジュゴンの生息状況と海草藻場に関する調査、魚網による死亡事故を防ぐためのレスキューマニュアルの策定及び訓練、普及啓発用パンフレットの作成等の取り組みを進めてきたところであります。

環境省では、ジュゴン保護のために漁業者と連携したジュゴンの生息状況調査を行い、必要に応じて種の保存法に基づく希少野生動植物種への指定を含めた対策の検討を進めることとしており、県としては、環境省の取り組みに協力していくとともに、引き続きジュゴン保護の普及啓発活動等に取り組んでいきたいと考えております。

次に、大浦湾のアオサンゴ群落の保護対策についてお答えいたします。

大浦湾は、干潟・砂浜の海岸地形や泥質・岩礁等の海底基質などがコンパクトにまとまった特徴的な湾であると同時に、コビエダハマサンゴの群落やアオサンゴ群落が確認されております。また、大浦湾は、「自

然環境の保全に関する指針」では、ランクⅠ、ランクⅡとなっており、アオサンゴ等のサンゴの保全は重要と認識しております。現在、当該地は事業者において環境影響評価を実施中であり、その中で事業の実施によるアオサンゴの影響やその保全措置等が検討されることになると認識しております。

次に、サンゴ礁保全事業の進捗状況についてお答えいたします。

県では平成19年度から平成20年度にかけて、「民間参加型サンゴ礁生態系保全活動推進事業」を実施しており、官民協働のサンゴ礁保全推進体制の構築を目指し、行政、NPO、企業、漁業関係者、観光業者等多様な主体が参加する「沖縄県サンゴ礁保全推進協議会」を平成20年6月に立ち上げたところであります。また、地域への支援方策の一つとして、多様な主体がそれぞれの特性に応じて行うことのできる「サンゴ礁保全活動プログラム集」及び民間において望ましいサンゴ移植ができるよう基本的な考え方や推奨し得る手法等についてまとめた「サンゴ移植マニュアル」の作成を進めているところであります。

今後、本協議会では情報共有の場としたり、同プログラム集及びマニュアルを活用して地域のサンゴ礁保全活動への支援をするなど、多様な主体と連携を深めながら、サンゴ礁の保全を横断的に推進していくことを目指して体制を整備していきたいと考えております。

次に、大浦湾のアオサンゴ等サンゴ礁調査の対象について一括してお答えいたします。

県では、本県の自然環境及び生活文化の基盤であり、生物多様性の宝庫、観光資源や漁業資源として重要なサンゴ礁について効果的な保全・再生活動の推進を図るため、現状の把握をする必要があることから、次年度においてサンゴ礁資源等の調査を行うことを検討しているところであります。調査内容はまだ未確定ですが、広範な海域を網羅的に調査することになります。

なお、基地建設に伴う影響については、今後、事業者が環境影響評価を適切に実施することにより、サンゴ礁への影響やその保全措置等が検討されることになると認識しております。

次に、吉の浦発電所の温排水放水による周辺海域への影響についてお答えいたします。

吉の浦火力発電所建設事業に係る環境影響評価の手続は、環境影響評価法に基づき平成15年11月に環境影響評価方法書が提出され、知事意見、環境大臣意見、平成18年3月の経済産業大臣の勧告を経て、同年7月

に終了しております。

当該事業に係る温排水の放水計画は、環境影響評価書において1日約210万トン、沖合約500メートル、水深4.75メートルの位置に設置した放水口から水中放水する計画となっており、温排水の拡散予測については、水理模型実験により行われております。

温排水の拡散予測によると、海面下1メートルにおける水温の1度上昇域は放水口から約900メートル、面積で0.179平方キロメートルの範囲であり、周辺海域に及ぼす影響は少ないと予測されております。

県としては、環境影響評価手続に係る知事意見を踏まえ、温排水の放水による周辺海域への影響を監視・把握していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 県の中小企業振興資金融資制度を利用した詐欺事件の摘発件数と被害額及び事件の概要について一括してお答えいたします。

摘発した事件は3件であり、被害額は2360万円であります。

事件の概要については、平成19年9月と11月及びことし2月に暴力団組員が土木建築会社等を設立する意思もないのに、あるように装って、県の中小企業振興資金融資制度の中の創業者支援資金制度を悪用して融資資金2360万円を県内の金融機関からだまし取った事案であります。

本件に関しましては、現在捜査継続中であることから、手口等について明らかにすることは今後の捜査に支障を生じることとなりますので、答弁は差し控えさせていただきます。

次に、県内の振り込み詐欺の被害実態とその防止対策について一括してお答えいたします。

県内の振り込み詐欺の認知件数は、本年10月末現在117件で、被害金額は8109万円となっており、前年同期に比べ6件、1840万円増加しております。

類型別では、息子等をかたり、事件・事故の示談金等を名目に現金をだまし取るオレオレ詐欺が17件、2728万円、インターネットサイト利用料金の未払いがあるなどと偽り現金をだまし取る架空請求詐欺が28件、1248万円、実際には融資しないのに補償金等を名目に現金をだまし取る融資補償金詐欺が66件、3600万円、税金を還付するなどと欺き、銀行等の現金自動預払い機ATMから犯人の口座に送金させる還付金等詐欺が6件、531万円となっております。

県内で最も多く発生しているのは、融資補償金詐欺

で全体の56.4%を占めております。これは全国平均の24.2%に比べ2.3倍と高い状況にあります。

県警察におきましては、振り込み詐欺被害を未然に防止するため、犯人グループの摘発や預貯金通帳、携帯電話の不正譲渡等の取り締まり、警察官によるATM周辺での警戒、巡回連絡等あらゆる警察活動を通じた広報啓発活動などに取り組んでいるところであります。また、金融機関等の関係機関・団体と連携して、窓口やATM周辺での注意喚起、ATM画面への注意喚起メッセージの表示、新聞広告の掲載、テレビ・ラジオ放送などに取り組んでいるところであります。

今後とも金融機関等の関係機関・団体、自治体、防犯ボランティアなどと連携して振り込み詐欺防止対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、未成年者へのたばこ・酒類販売者に対する取り締まり及び検挙実態についてお答えします。

県警察におきましては、未成年者を喫煙及び飲酒で補導した場合、たばこ・酒類の入手先について聴取、現場案内をさせ、販売元等を特定するとともに、未成年者と知りつつ販売提供した事実が明らかになれば積極的に事件化するなど販売業者等に対する取り締まりを実施しているところであります。

本年11月末現在、未成年者へのたばこ及び酒類販売等により検挙した事案は56件63名で、前年同期に比べ19件13名の増加となっております。これを法令別に見てみますと、未成年者飲酒禁止法違反で19件19名、未成年者喫煙禁止法違反で15件15名、非行助長行為に係る県青少年保護育成条例違反で18件23名、風俗営業所等における未成年者への酒類・喫煙提供等の風営適正化法違反で4件6名となっております。

県警察では、未成年者の喫煙や飲酒を防止するため、街頭活動による喫煙・飲酒少年の発見補導活動のほか、たばこやアルコールの影響による危険性を理解させるための非行防止教室の開催、悪質な違反業者等の取り締まりなどを強化しているところであります。

また、県民や業界に対しても地域住民による注意指導や警察への通報、家庭での子供の在宅確認やたばこ・酒類の保管管理の徹底、たばこや酒類の販売、提供時の年齢確認の徹底などについて啓発活動を行っているところであります。

県警察といたしましては、今後とも関係機関・団体と連携し、未成年者の喫煙及び飲酒防止対策を強化してまいりたいと考えております。

次に、暴走族の実情についてお答えいたします。

県内の暴走族は、出身中学校単位に小グループで結成され、毎年解散や新旧交代を繰り返している状況に

あり、本年11月末現在36グループ、343名を把握しております。

これら暴走族は主に那覇市、浦添市、宜野湾市、北谷町の国道58号で期待族と呼ばれる暴走行為を見に集まる者たちと携帯電話のサイトを利用して、暴走場所や警察の取り締まり情報を交換しながら、曜日を問わず深夜から未明にかけて爆音暴走を繰り返し、一般交通や地域住民に著しい危険と多大な迷惑を及ぼしている状況にあります。

本年11月末現在、暴走行為で事件送致した201人の成人、少年別の内訳を見ますと、成人が31人、15.4%、少年が170人、84.6%となっており、少年が大半を占めている状況にあります。また、暴走行為に伴う110番受理件数は本年11月末現在3474件で、前年同期と比較しますと447件14.8%増加しているほか、検挙人員につきましても2195人で、前年同期比1315人、149.4%増加しております。

県警察といたしましては、これら暴走行為を防止するため、白バイを投入した特別体制による取り締まり、暴走族、暴走行為が頻繁に行われている道路での大規模検問、少年等に対する安全教育、加入阻止、離脱支援など各種対策を講じているところでありますが、今後はこれらの対策に加え、摘発した暴走族グループの解散と再組織化の阻止などを強力に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは運玉森（与那原側）からの土砂流出防止対策についての御質問で、運玉森からの土砂流出防止対策についてにお答えいたします。

運玉森を含めた森林区域からの土砂流出防止対策については、早急に現地調査を行い、地元与那原町及び国の関係機関と調整し、事業導入に向けて検討していきたいと考えております。

事業の実施に当たっては、保安林指定が前提条件となっていることから、地元与那原町や地権者と事業実施の条件整備について調整していきたいと考えております。

以上でございます。

○大城 一馬君 議長、休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時15分休憩

午後3時20分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

大城一馬君。

〔大城一馬君登壇〕

○大城 一馬君 まず1点目に、鳥島射爆撃場の件についてでありますけれども、知事も一生懸命やっているということは私どももそれなりに評価はしております。しかしながら、政府や総領事、残念ながら確たる返答がないということで、知事、私ども知事訪米、これからまた委員会審議、本会議で決をとりますけれども、まだ方向性はわかりませんけれども、もし知事が訪米する場合にできる状況があった場合には、この鳥島射爆撃場の返還について項目に入れるべきじゃないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

次に、小学校、中学校、高校での歴史教育の実施であります。

教育長の答弁を聞きますと、何かほぼやられているというような感じの答弁をなさっておりますけれども、残念ながら私がいろんな方々からお聞きしますと、もちろん現場の先生方等ですね、ほとんど琉球・沖縄の歴史教育というのはなされてないと。要するに、先生方の熱意によって一部でやられている。これは何かと言いますと、やはり教科にないということですね。なかなかこの取り組みが弱いという報告を受けているんです。ですから、やはりいろいろ学力テストの問題あります。そういったことも踏まえると、先生がおっしゃっていましたがように教育長、まさにアイデンティティー、誇り、まずこういったことをしっかりと学ぶ体力を形成するために学校現場で、沖縄・琉球の歴史を教える時間をしっかり確保するというのが私は大事ではないかと思えますね。

私どもも言われてみますと、学校で日本史は学んだ、世界史は学ぶ、しかし琉球・沖縄の歴史というのが全く学んだ記憶がないと。多分にこれはほとんどの皆さん方がそうであろうと思っているんです。今でも児童生徒に琉球の歴史、沖縄の歴史を聞いてもわからない。先生方に聞いてもほとんどわからないという状況、専門家の立場の先生に言わせると、そういう状況なんですね。ですから、これはやはり国のいろんな制度、学習指導要領に基づいての教科の設定もあります。あえてそれを今、打ち破って云々は言いませんけれども、せめてしっかり学習できるこの時間を確保することを私はやってもらいたいと思います。将来的にはやはりこの琉球・沖縄の歴史教育の特区ぐらいの構想をぜひ考えて対処してほしいなということをお願いしたいと思います。

次に、吉の浦火力発電所ですけれども、部長答弁では調査もやったというようなお話でありますけ

れども、これは調査というのは漁業圏内の調査であって、実際に今知念の漁協、そして中城湾漁協に加盟する8団体、今のような状況ではもう210万トンという温排水をとって出す。この210万トンというのは県民が1日使う水の量42万トンの5倍なんです。こういう温排水が1日に210万トンも出し入れする。特に、この知念半島の漁場というのは、いわゆるこの中城湾港が非常に特有な地形になっているために海流がほとんど泡瀬から与那原、そしてこの知念半島に行くわけですね。そこは御承知のように、モズクが沖縄でも有名です。そしてクルマエビ等、刺し網漁業、非常に優良な漁場なんです、知念海域はですね。そういうところで漁民も相当怒っている。海上デモするぐらい、決起大会するぐらい。そして国にわざわざ行って県選出国会議員に要請する。県にも来ています、10月5日に文化環境部に来ています。そして議会にもですね。

そういうことで、やはりこの温排水の取水口、この変更そして海域調査、こういったところをしっかりとやってください。何も彼らは反対じゃないんですよ。当然この発電所というのは県民に対する電気の供給は認めています。でも、この温排水が210万トン毎日出し入れしますと大変になりますよということで、非常に漁業の絶滅をかけたこの状況にあるということで、皆さん方はそれこそ不退転の決意で今行動しているんです。

県は沖縄電力の株主でございます、4億5000万出しております。私はやはり指導監督する義務があるかと思っています。知事は元会長、社長ですから、ぜひその漁民の声をしっかりと受けとめて善処方を強くお願いして、知事の御答弁をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの大城一馬君の再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後3時55分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

この際、報告いたします。

説明員として出席を求めた副知事安里カツ子さんは、別用務のためこれより以降の会議に出席できない旨の届け出がありました。

○議長（高嶺善伸君） 休憩前の大城一馬君の再質問に対する答弁を願います。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 大城一馬議員の再質問にお答えしたいと思います。訪米に当たって、特に鳥島の射爆撃場等についてもその返還などについて話をしてきたらどうかという御趣旨の御質問だったと思うんですが、私の考えでは、今、陸域も空域も、それから水域もこれほど米軍基地に提供され、さらに制約・制限を受けているという状況は話をしようと思います。

そういう中で、今、大城議員御提案の件も話をしてみたいと考えております。

その他の御質問は、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 吉の浦火力発電所についての再質問にお答えいたします。

温排水の拡散予測は、アセス調査によりますと、周辺海域に及ぼす影響は少ないと予測されており、現在の予測結果では知念漁港地先までは及ばないこととなっております。

ただし、県としましては、今後、地元中城村、事業者と県による三者で環境保全協定を締結することになっており、その中でしっかりした調査を実施させ、必要に応じて事業者を指導していく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは再質問にお答えをいたします。

小・中・高校での琉球・沖縄歴史教育を学校現場でもっと取り組むべきではないかという御趣旨の御質問だと思いますが、議員がおっしゃるように琉球・沖縄の歴史教育は、子供たちが本県独自の歴史や文化に理解を深め、沖縄への誇りや県民としてのアイデンティティーをはぐくむ上でも大切なことだと考えております。

現状としましては、小中学校では社会科や「総合的な学習の時間」の教育課程に位置づけて取り組んでおります。高校では、学校設定科目の沖縄の歴史を29校で設定をしております。

県教育委員会としましては、今後とも沖縄の歴史学習の充実を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん こんにちは。

一般質問を行います。

年の瀬を迎え、県民生活は大変深刻な状況にあります。働く県民のうち、約半数の31万6000人は年収200万円未満のワーキングプア、非正規雇用が40.8%、失業率は8%台に悪化して、貧困と格差は広がる一方です。

小泉政権に始まる自民・公明の構造改革の政治は、大企業や大資産家に減税し、5兆円の軍事費や無駄な米軍基地への思いやり予算を聖域にしたまま、毎年2200億円の社会保障費の削減、お年寄りいじめの後期高齢者医療制度など、国民には1人当たり10万円の負担増を押しつけてきました。景気が悪化した中、暮らし、福祉、医療、中小企業など、県民の生活支援が特に求められています。

1、高齢者福祉についてお尋ねします。

(1)、月額1万5000円以下の低年金の介護保険料の徴収が年々低くなっています。高く払えない保険料の減額・免除の制度を国に求めるとともに、当面、県が財政支援を行い減額・免除を行うこと。介護保険の見直しで今でも負担の重い保険料を引き上げさせないことについて。

(2)、在宅介護の困難な家庭で宅老所の利用が広がっています。県内の宅老所の数と利用者の人数についてお尋ねします。寝たきりの人におむつを何枚も重ねて夜間の職員不足に対応している施設など、施設の状況や運営内容について実態調査を行い、高齢者が安心して暮らせるように宅老所への支援を行うことについて。

(3)、要介護者の85%が認知症の症状にあるとされています。要介護認定者の人数と介護サービスの必要な認知症の人数は何人ですか。その皆さんの医療や介護サービスの実態（介護施設対応、在宅介護などの実態）はどうなっていますか。

(4)、ひとり暮らし高齢者は何人いますか。県内での近年の孤独死の人数。孤独死防止対策をどのように行っていますか。

2、医療・福祉行政について。

(1)、お金の心配なく安心して出産できるように、14回の妊婦健診を公費で行えるようにすることについて。

(2)、生活福祉資金は、5年前と比べて貸付額は約3億6000万円減っています。貸付額が減った理由は何ですか。所得は減り続け物価は高くなり、生活支援が大事なときに、生活に困った県民がすぐに借入れができるように、保証人なしなど条件を緩和して借りやすい制度にすべきではないでしょうか。

(3)、国保世帯の所得は40万円未満が50%、100万円未満が66.5%です。ほかの都道府県並みに県から市町村の国保会計に補助を行い、国民健康保険税の引き下げをさせることについて。

(4)、18歳未満の子供のいる世帯数と子供の人数。国保証を被保険者に無条件に交付して医療が受けられるようにすることについて。

(5)、国保滞納者への行き過ぎた強制執行をやめて、支払い能力の実態に即して減額・免除の適用や徴収猶予の措置など適切な対応をとるように市町村に徹底することについて。

3、原油・物価高騰対策について。

アメリカ発の金融危機は日本経済にも深刻な影響を与え、極端な金融自由化と規制緩和で投機マネーを野放しにしてきた自公政治の責任が問われています。消費税引き上げなどで失政のツケを国民に回すことを許さず、雇用破壊、中小業者や農漁民の営業、暮らし、福祉と教育にあらゆる支援をやって政治の責任を果たすことが緊急に求められています。

(1)、福祉施設、教育施設などの「原油等価格高騰影響調査」を実施して影響を把握して、支援を行うことについて。

(2)、市町村で原油・物価高騰による学校給食費の値上げの動きがあるが、県も補助をして特別調整交付金の活用で給食費を値上げさせないようにすることについて。

(3)、障害者の小規模通所作業所などを含めた福祉施設や社会福祉法人などに対する福祉ガソリン支援と食材費の支援を行うことについて。

4、教育問題について。

(1)、県立浦添看護学校は、看護の道に進みたいと希望する若者が、高額の入学金や学費の心配をしないで安心して学ぶことのできる看護学校です。看護師不足を解消する看護師養成が本県の重要課題となる中で、所得の格差で看護学校に進学できない若者を生み出さないように、県立浦添看護学校を存続すべきです。

(2)、高校の授業料の引き下げと減免制度の拡充について。

(3)、就学援助の国庫負担の拡充を国に求め、市町村が所得条件の緩和を行い支給内容をふやすなど、必要な子供が受けられるように拡充をさせることについて。

(4)、大麻所持で高校生や中学生まで検挙される事件が相次ぎ、大麻汚染の広がりには緊急な対策が必要となっています。本県の高校生の大麻調査による薬物汚染の実態及び教育長の見解と対策について。

(5)、沖縄県子ども会育成連絡協議会の家賃を免除することについて。

5、県民の命を守る県立病院の拡充について伺います。

(1)、県立病院は、県民の命を守り、県民医療の中核を担っています。県立病院のあり方検討部会で民営化の動きがありますが、県立病院を公設公営として存続させることについて。

(2)、医師手当の廃止は、県民の医療を支えている県立病院で中心的役割を果たしている中堅医師の退職を促進し、県立病院を崩壊させることになりかねません。医師手当の廃止はやめるべきです。

(3)、医師、看護師不足によって診療科や病床が閉鎖されています。病院事業局の職員定数を増員するための定数条例を改正すべきです。

(4)、沖縄県の医療のかなめである県立病院事業の中核を担っている中部病院は、研修医の養成、高度医療、救急医療などに大きな役割を果たしています。がん治療のための放射線治療器が耐用年数を超えて使われ何度も故障を繰り返し、患者に負担をかけ、医療技術の向上にも支障となっています。早急に更新をすべきです。県立病院の高度医療機器などの充実強化について見解と対応を伺います。

6、八重山・宮古を調査して。

県は、宮古と八重山支庁の廃止をしようとしています。私は、文教厚生委員会で視察調査をしてきましたが、離島であるために暮らし、福祉、教育などにさまざまな困難を抱えていることを実感しました。現在の支庁をさらに拡充して宮古・八重山の皆さんの願いにこたえるべきではないでしょうか。

以下、質問します。

(1)、老朽化して危険な宮古の児童養護施設漲水学園を県の責任において改築を進めることについて。

(2)、八重山農林高校の理科・音楽棟は、老朽化して大雨のたびに浸水しています。学寮は老朽化して風通しが悪く、クーラーの取り付けがない部屋は暑く、いずれも学校から改築が要請されています。早急に対策をすることについて。

(3)、八重山高校の学寮のクーラー設置と改修について。進路情報収集のため、PTA会費から50万から60万の父母負担があるが、職員の研修旅費や生徒派遣費を公費で負担することについて。

(4)、宮古少年自然の家のアスレチックは、一部分がシロアリの被害を受け1年以上も使用中止されています。急いで補修を行うことについて。

(5)、八重山養護学校で病休する教員が出ました。教

員補充のための宿舎問題などについての対応と現状について。特別支援学校として普通校の支援を行い過重労働を行っていますが、解消するための対応について。現場で必要とする教員を正規教員で配置することについて。

(6)、県立図書館八重山分館の児童コーナー冷房機は故障したままで、室内温度は30度以上になります。冷房機を設置すること。八重山分館と宮古分館で半分に削減された図書費をもとに戻すこと及び八重山・宮古図書館分館を存続させることについて。

(7)、宮古福祉保健所の健康推進棟は、床がシロアリの被害で使用不能となっています。早急に改修することについて。

(8)、県立宮古病院の改築を急ぐこと。宮古病院の脳外科医、産科医、眼科医などの医師不足は深刻です。緊急に医師確保を図ることについて伺います。

(9)、八重山病院では、知事に現場の実態を見てほしいと要望が出ていますが、視察の意思はありますか。

7、那覇軍港の浦添移設と那覇港港湾開発の諸問題について。

泡瀬干潟の埋め立てに対する那覇地方裁判所の判決は、自然を破壊して無駄遣いの公共工事に対する厳しい審判と受けとめるべきではないでしょうか。

浦添の西海岸は、重要なサンゴ類、海草藻場、干潟が分布する環境の保護・保全を図るランクの貴重な自然が残された海域です。埋め立ては将来に禍根を残すもの、中止させるべきです。

沖縄県南部地区市町村議長会が、漁業従事者の生命財産を守り、県民の安全かつ平穏な生活を守るため、本県漁業と観光振興を図るために、訓練水域の返還と鳥島・久米島射爆撃場の早期返還を強く求める決議を可決。県議会でも返還決議を全会一致で可決しました。陸も海も空も自由に使えない、今も変わることのない基地の島沖縄の現状です。県民の願いは、基地のない平和な沖縄です。知事は、真摯に受けとめて、新基地建設はやめよと日米両政府に要求すべきではないでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 西銘議員の御質問にお答えいたします。

まず、医療・福祉行政に係る御質問で、公費による妊婦健康診査の実施についての御質問にお答えいたします。

妊婦健康診査は、母子保健法に基づき市町村の事業として位置づけられております。必要とされる妊婦健

診14回のうち5回分の健診費用について地方交付税措置されており、全市町村において5回の公費健診が実施されているところでございます。県は、妊婦健診拡充に向けて、市町村、産科医会等関係者との調整を行ってまいりました。国は、新たな経済対策として残りの9回分の健診について、平成22年度までの間、国庫補助2分の1と地方財政措置2分の1により支援する方針を示しております。県は、国の動向について市町村へ情報提供を行っているところであります。拡充分の検診内容等につきましては、国の動向、市町村の動向を踏まえ必要な調整を行ってまいりたいと考えております。

次に、八重山・宮古調査に係る御質問で、八重山病院の視察はどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県立病院を視察し、直接病院長などから現場の事情について意見をいただくことは、大変重要なことだと認識いたしております。

八重山病院の視察につきましては、機会をとらえてできるだけ早期に実現してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 高齢者福祉についての御質問の中の、財政支援による減額・免除と介護保険の見直しについてにお答えいたします。

介護保険は、介護を国民みんなで支え合う仕組みとして、高齢者も含めて40歳以上の全国民で保険料を負担している制度であります。

その理念に基づく費用は、保険料で50%、公費で50%負担し、保険料については65歳以上の者が19%、40歳以上65歳未満の者が31%であり、国・県・市町村の公費負担も含めてそれぞれの負担割合が決められております。また、保険料については、負担能力に応じた所得段階別の保険料が設定されており、低所得者の負担は軽減されております。

このような制度運用において県や市町村が独自に一般財源による財政支援等を行うことにより保険料の負担を減免・免除をすることは、適当ではないとされております。

県としましては、九州各県とも連携しながら、介護報酬の増加などにより高齢者が負担する保険料等の引き上げにならないよう、国において十分な財源措置を講じるよう要望しているところでございます。

続きまして、宅老所の数と利用者数、運営実態等についてにお答えいたします。

県は、老人福祉法改正前の平成17年8月に市町村を通して、いわゆる宅老所等の既存事業所の把握のための調査を行い、有料老人ホームに該当する事業所については、県への届け出の指導を行ってまいりました。その結果、平成20年12月現在、有料老人ホームの届け出を行っている宅老所等は100件で、定員はおよそ900人となっております。

県は、届け出た宅老所等について運営内容の確認や現地調査を行い、運営の改善を求めるとともに、有料老人ホームとしての情報を県のホームページで公表しております。また、入所者の安全に資するために感染症などの注意喚起を行うとともに、宅老所連絡会等の団体との意見交換会や業者研修会への参加による資質向上の支援を行っております。

続きまして、介護サービスの必要な認知症人数とその医療や介護サービスの実態についてにお答えいたします。

県が実施しました「認知症高齢者の日常生活自立度調査」によりますと、平成20年3月末現在の要介護認定者は3万8897人で、そのうち何らかの支援が必要な認知症の症状があると判断された人は2万5409人です。

認知症患者の医療対策としましては、早期発見や早期対応のための地域のかかりつけ医による診断を初め、専門医療が必要な場合には精神科病院等において医療相談や治療等が行われております。また、認知症高齢者に対する主な介護サービスとしまして、地域密着型の認知症対応型共同生活介護事業所が54カ所、小規模多機能型介護事業所が35カ所、認知症対応型通所介護事業所が29カ所設置されております。

また、施設系サービスとして設置されている54カ所の特別養護老人ホーム、41カ所の介護老人保健施設、27カ所の介護療養型施設や、居宅系サービスとして設置されている1056カ所の介護事業所においても認知症高齢者へのサービスを提供しております。

続きまして、孤独死及びその対策についてにお答えいたします。

県が実施しました「老人福祉関係基礎調査」によりますと、平成19年10月1日現在の本県のひとり暮らし高齢者は4万7140人で、65歳以上人口に占める割合は29.4%となっております。

これまで孤独死についての明確な定義がないため調査を実施したことはなく、孤独死の人数は把握しておりません。

孤独死防止対策としましては、市町村によるひとり暮らしの要支援高齢者を対象とした福祉電話の設置、配食サービスや老人クラブによる友愛訪問等により、安否確認や孤独感の解消に努めております。また、地域包括支援センターにおいては、高齢者本人や家族からの相談に応じ、必要なサービスにつなげるなど包括的な支援を行っております。

なお、国においては、平成19年度から「孤立死ゼロ・プロジェクト」を創設して、孤立死を防止するためにモデル事業の事例を含めた提言を取りまとめております。

県としましては、市町村や老人クラブの取り組みを支援するとともに、国の施策・事業の動向を踏まえて必要な対策を検討していきたいと考えております。

続きまして、医療、福祉行政につきましての、生活福祉資金の貸付額が減った理由及び貸付条件の緩和についてにお答えいたします。

生活福祉資金の貸し付けで大きく減少したのは、修学資金貸し付けとなっております。この申し込み件数が平成15年度510件から平成19年度166件と減少したことに伴い、貸付決定額が平成15年度 3億9599万4000円から平成19年度 1億2369万9000円と減少しております。

減少の原因は、日本学生支援機構等の他制度の活用によるものと考えております。また、貸付金制度を維持していくためには償還の確保も重要でありますので、原則として連帯保証人等を立てることが貸し付けの条件となっているものであります。

なお、緊急貸し付けである「緊急小口資金」につきましては、例外的に連帯保証人を必要とせず、低所得世帯にあって医療費または介護費の支払い等により一時的に生計の維持が困難となった場合に資金の貸し付けを行っております。

続きまして、市町村国民健康保険税に対する県から市町村への補助についてにお答えいたします。

県では、市町村の国保財政を支援するため、平成20年度当初予算において136億4336万5000円を計上しております。このうち、低所得者に対する保険料軽減措置等に対する財政支援として53億4400万円を計上し、負担の軽減を図ることとしております。

なお、国民健康保険財政は、制度に基づく国・県等の公費負担及び保険料等により、保険者である市町村の責任により運営されるものであると認識しております。

続きまして、18歳未満の子供のいる世帯及び子供の人数並びに被保険者証の交付についてにお答えいたし

ます。

国保における本県の18歳未満の子供のいる世帯数、人数につきましては把握しておりませんが、未就学児につきましては、平成20年10月末現在 3万2384人となっております。

厚生労働省が10月30日に公表した全国調査の結果では、本県における資格証明書交付世帯における中学生以下の子供のいる世帯は30世帯で、乳幼児19人、小学生21人、中学生19人の59人となっております。

資格証明書は、災害その他特別な事情がある場合及び公費負担医療の対象者等を除き、1年間保険料を滞納している世帯主に交付することとなっております。

なお、平成20年10月30日付厚生労働省国民健康保険課長通知により、子供が医療を受ける必要が生じ、かつ医療費の一時支払いが困難である旨の世帯主の申し出がなされた場合は、市町村は短期被保険者証の交付に努めることが示されております。

資格証明書の交付につきましては、保険者である市町村が判断することになりますが、県としましては、子供への人道上の配慮から滞納の実態を適切に把握し、きめ細かな対応を行うよう今後とも市町村に対する助言を行うこととしております。

また、現在、国において被保険者証の返還対象の世帯でも18歳未満の子供に対しては被保険者証が交付できるよう、国民健康保険法を改正する動きがあり、その動向を県としても注視しているところでございます。

続きまして、国保滞納者への市町村対応についてにお答えいたします。

国民健康保険制度は、保険者である市町村の責任により運営されるものであります。

県としましては、市町村職員の研修会等において悪質な滞納者には滞納処分も含めた収納対策の厳正な実施に努めることとあわせ、支払い能力がない場合、または特別な事情がある被保険者につきましては、生活状況に応じ保険料の軽減、減免・徴収猶予、分割納付等の具体的な納付相談を行うよう助言を行っております。

続きまして、原油・物価高騰対策についての、福祉施設における原油価格高騰による影響及び支援について一括してお答えいたします。

原油価格高騰の影響に伴う福祉施設への影響については、入浴時に使用する重油や諸活動に使用するガソリンなどのほか、石油関連商品及び授産活動の食材費の値上がりなどによる影響を受けております。

現在のところ、社会福祉施設全般にわたる原油等価

格高騰影響調査は実施しておりませんが、各施設において物品購入方法の見直しや省エネ等による運営費の節約に努めるなど施設の内部努力にて対応しております。

また、障害者授産施設においては、授産製品の値上げ等で対応している事業所もありますが、利用者への負担増については行っていないと聞いております。

今後、原油等価格の動向を踏まえ、必要に応じ影響把握に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、教育問題についての、県立浦添看護学校の存続についてにお答えいたします。

本県における看護師の養成については、県を初め民間においても那覇看護学校、沖縄看護専門学校、北部看護学校、ぐしかわ看護専門学校などの専門学校のほか、名桜大学に看護学科が開設され看護教育が行われております。

平成21年度は、那覇看護学校に定員80名の3年課程が新設されるとともに、県におきましても浦添看護学校に定員80名の3年課程を新設する考えであります。その後は、県と民間の役割分担を踏まえ、40名定員の2年課程と80名定員の3年課程の2課程を有する看護師養成所として浦添看護学校を民間に移譲することとしております。

続きまして、県民の命を守る県立病院の拡充についての中の、県立病院の経営形態についてにお答えいたします。

経営形態を含む県立病院のあり方につきましては、8月26日沖縄県医療審議会に諮問を行い、現在、同審議会に設置された県立病院のあり方検討部会において御審議をいただいているところであります。

県といたしましては、同検討部会の審議結果を踏まえ適切に対処してまいります。

続きまして、八重山・宮古を調査しての漲水学園の改築についてにお答えいたします。

児童養護施設漲水学園においては、平成20年4月1日に沖縄県社会福祉事業団へ建物等の施設が譲渡されております。現在、同施設については、事業団において改築に向けての検討が進められているところであります。

県としましては、事業団との調整を行いながら、関係法令等に沿って施設整備事業の手続を進めてまいります。

続きまして、宮古福祉保健所の健康推進棟の改修についてにお答えいたします。

宮古福祉保健所の健康推進棟については、機能訓練施設として平成5年3月に整備した施設であります。

福祉保健所における機能訓練事業の終了に伴い多目的室として利用していましたが、シロアリ被害により現在は使用していません。

健康推進棟の改修につきましては、今後、その活用方法も含め検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、原油・物価高騰対策についての御質問で、教育施設における原油等価格高騰の影響についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、所管の教育施設における原油等価格高騰に伴う影響について調査をいたしました。

その結果、教育施設の電気代、スクールバス・実習用車両及び実習船の燃料費、施設整備における建築資材価格などにおいて原油等価格高騰の影響があります。このうち、特別支援学校の光熱水費及び燃料費については影響が大きいことから、11月補正予算で不足額を計上しているところであります。その他の経費につきましては、原油価格の推移を見ながら、教育活動に支障が生じないよう適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、原油・物価高騰による学校給食費への影響についてお答えいたします。

学校給食につきましては、学校給食法で、設置者である市町村が主体となって実施し、食材費等は保護者が負担することと定められております。

今回の政府の緊急対策である特別交付税措置につきましては、保護者負担の軽減策を講じた市町村に交付されることになっております。

県教育委員会としましては、政府の特別交付税措置の趣旨について、平成20年9月3日付で市町村教育委員会及び沖縄県学校給食会へ通知したところであります。

今後とも各市町村及び県学校給食会等関係機関と連携して、学校給食用物資の安全・安心で低廉な安定供給に努めてまいります。

次に、教育問題についての御質問で、授業料の引き下げと減免制度についてお答えいたします。

高等学校授業料は、学校施設の使用料として、受益と負担の公平性を確保しつつ教育環境の維持確保を図るために必要な財源であります。

授業料の額については、地方財政計画に準じて定められており、各県ともほぼ同額であります。また、授業料の減免については8%枠の撤廃や離島出身などの

自宅外通学をしている生徒への減免基準の緩和等、制度の改善に努めてきたところであります。その結果、平成20年10月末の減免者数は前年度同時期と比べ326人増となっており、減免率は9.4%となっております。

県教育委員会としましては、今後とも授業料減免制度の周知を図り適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、就学援助の拡充等についてお答えいたします。

就学援助に係る国庫支出金の拡充につきましては、全国都道府県教育長協議会等を通じその充実を関係省庁へ要請しているところであり、今後とも市町村において必要な就学援助が行えるよう、十分な財源措置を国に働きかけていきたいと考えております。

なお、就学援助事業は、市町村においてそれぞれの実情に応じて実施されているところでありますが、所要の財源措置が講じられていることを踏まえ、教育の機会均等の精神に基づきすべての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう、引き続き適切な実施を促してまいりたいと考えております。

次に、高校生の薬物汚染の実態及び対策等についてお答えいたします。

去る10月1日に高校生が大麻所持により逮捕された事件を受け、県立高等学校全生徒を対象に大麻等薬物に関するアンケート調査を実施いたしました。

その結果によりますと、大麻などの薬物に関する印象については、心や体に害があるとの回答が61.2%である一方、格好いいや気持ちよくなれるなどの回答が14.2%ありました。また、薬物の使用について誘われた経験があるとの回答が4.5%（1821名）、薬物を使っている人を見かけたとの回答が1.8%（707名）ありました。

これらの結果から、高校生の大麻など薬物に対する理解が不十分であることや、薬物が高校生の中にも間違いなく忍び寄っていることに大変衝撃を受けております。

県教育委員会としましては、庁内に設置した「大麻問題に関するワーキングチーム」で、高校生のアンケート結果の詳細な分析を行い、薬物乱用防止教育の具体的な方策を検討するとともに、年明けには中学生へのアンケート調査を実施いたします。

また、沖縄麻薬取締支所、警察、PTA等関係団体で構成される緊急連絡会議で再発防止に向けた具体的な方策を検討し、県民的運動として社会全体で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、八重山・宮古を調査しての御質問で、八重山農林高校の校舎等の改築についてお答えいたします。

八重山農林高校の理科・音楽棟は、昭和53年度に建築されてから30年が経過し、コンクリートの剝離など老朽化している状況であります。平成19年3月に耐力度調査を実施し、その結果、改築の必要性があるとの調査結果が出ております。現在、平成21年度に改築する予定で調整を行っているところであります。また、寄宿舎につきましては、昭和57年度の新耐震基準後に建築された建物であり、今後、改装・改修の必要性について検討していきたいと考えております。

次に、八重山高校の学寮のクーラー設置と改修についてお答えいたします。

八重山高校の寄宿舎は、昭和53年度に建築されてから30年が経過し、老朽化している状況であります。

学校施設については、昭和56年度以前に建築された老朽化した建物について順次改築を行うこととしており、当寄宿舎につきましても年次的に改築ができるよう計画しているところであります。また、県立高校の寄宿舎のクーラーにつきましては、食堂など共用部分については公費で整備しておりますが、入寮生の各個室については必要に応じて受益者負担で設置している状況であります。

県教育委員会としましては、快適で充実した学習環境を確保するため、今後とも教育施設の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、職員の研修旅費や生徒派遣費についてお答えいたします。

職員の公務に係る研修旅費等については、予算の範囲内で学校長の出張命令に基づき公費で負担しております。

離島の県立学校職員に係る旅費は、本島への航空賃、宿泊費を加算し予算措置をしており、今後とも教育活動に支障が生じないよう、予算の確保に努めてまいります。

県立高等学校の生徒派遣費につきましては、受益者負担の原則に基づきPTA会費等を積み立て、各学校で対応しているところであります。

県教育委員会としましては、離島からの生徒の本島派遣費について県高等学校体育連盟、県高等学校文化連盟等を通して補助しており、今後とも関係団体等と連携して保護者負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、アスレチック遊具の補修についてお答えいたします。

県立宮古少年自然の家の木製アスレチック遊具は、

平成8年度に設置したものでありますが、全体的に腐食、老朽化が進み、安全性を確保するため平成18年10月から使用を中止しているところであります。

社団法人日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する基準」では、遊具の標準使用期間は適切に維持管理される条件下において、構造部材が木製の場合には10年を目安として設定するとしております。

県教育委員会としましては、設置後約12年が経過していることや全体の腐食状況などから補修等による対応は困難と考えており、同施設を撤去しその跡地を広場として活用していきたいと考えております。

次に、八重山養護学校の教員の現状等についてお答えいたします。

県立八重山養護学校は、小学部8学級、中学部5学級、高等部6学級、生徒数57名であり、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律並びに公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に基づいて適正な教員配置を行っているところであります。

特別支援学校においては、これまでの特殊教育から特別支援教育への移行に伴い、その専門的な知識や技能を生かして、地域における特別支援教育のセンター的機能を担うことになっております。

八重山養護学校においても、地域の小中学校等への支援の一環として、発達障害のある生徒への個別の指導計画の作成支援、教育相談などを行っているところであります。

特別支援教育コーディネーターの負担軽減につきましては、校務分掌の中で授業時数の軽減等を行っているところであります。

県教育委員会としましては、今後とも全国都道府県教育長協議会を通して、コーディネーターの加配について国へ要請してまいりたいと考えております。

次に、冷房機の設置、図書費を戻すこと及び分館の存続についてお答えいたします。

県立図書館分館につきましては、「沖縄県行財政改革プラン」に基づき、県と市町村との役割分担など、そのあり方について検討を重ねてまいりました。現在、石垣市及び宮古島市ではおのおの市立図書館が設置されたこと、両分館の直近5年間の利用状況は、当該地区の公立図書館に比べて少ない状況となっていること、宮古分館は築29年、八重山分館が築34年と施設が老朽化し、その維持・運営が大変厳しい状況であることなどから総合的に判断したものであります。

現時点では地域住民の理解が得られていない状況から、今後とも引き続き地元の理解が得られるよう進め

てまいります。

なお、八重山分館の児童コーナーの冷房機の修繕や図書資料の購入費増額につきましては、その進捗状況を勘案し検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 教育問題についてに関連しまして、貸付料の免除についてお答えをいたします。

沖縄県子ども会育成連絡協議会の貸付料につきましては、「沖縄県普通財産貸付規程」第6条の規定に基づいた「普通財産の無償貸付及び減額貸付に関する取扱い基準」の無償貸し付けには該当をしております。

なお、同協議会につきましては同基準に基づき、現在5割減額で貸し付けております。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 県民の命を守る県立病院の拡充についての御質問の中の、医師手当の廃止についてにお答えします。

今年度の県人事委員会勧告では、医師の人材確保を図るため、初任給調整手当等の引き上げが勧告されております。病院事業で初任給調整手当等の引き上げを実施した場合には、3億6900万円の財源確保が必要となります。

一方、病院事業は、平成19年度決算で約12億円の経常損失となり、累積欠損金が約216億円となるなど極めて厳しい経営状況にあります。そのため、初任給調整手当等の改定に当たっては、新たな人件費の増嵩を招かないことを基本に、医師手当や給料の調整額の廃止を含めた給与制度の適正化とあわせて検討を行ったところであります。

そのうち、医師手当の廃止については、全国的な医師不足の中で、離島の医師確保への影響を懸念する強い意見等が寄せられております。

病院事業局としても、離島の医療体制や医師の確保は非常に重要な課題であると認識していることから、今後とも医師労組とはよく話し合い、慎重に対応していきたいと考えております。

続きまして、定数条例の改正についてお答えします。

県立病院が良質な医療を提供するためには、医師、看護師不足を解消し、職員の業務緩和を図ることが大事であると考えております。

しかしながら、定数条例を改正し病院事業局の職員定数をふやすことについては、現在の県立病院事業を取り巻く経営環境に与える影響及び沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会での審議等を踏まえて慎重に検討する必要があると考えております。

続きまして、県立病院の高度医療機器についてお答えします。

中部病院の放射線治療機器は修繕を終えて10月28日から治療を再開しておりますが、更新については、次年度での対応を検討しております。

県立病院における高度医療機器については、各病院の現有機器の耐用年数や運用状況及び機器の購入に伴う企業償還金の後年度負担の平準化等を踏まえた長期的な整備見通しを作成し、診療行為に支障を生じないよう整備に当たっているところであります。

続きまして、宮古、八重山を調査しての御質問の中の宮古病院の改築についてお答えします。

宮古病院の改築については、平成22年度の国庫要請をめどに作業を進めているところであります。

宮古病院の改築事業が平成22年度の国庫補助事業として採択された場合には、同年度下半期の事業着手、平成25年度当初の開院を予定しております。

続いて、宮古病院の医師確保についてお答えします。

産婦人科については、民間診療所の閉院等に伴う分娩数の増大に対応するため、他の県立病院からの追加配置を検討しているところであります。

脳神経外科及び眼科については、県内外の大学や医療機関への働きかけ、人的ネットワークの活用、県ホームページでの募集広告、専門医派遣事業やドクターバンク等支援事業の活用など、あらゆる手段により医師確保に努めているところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 那覇軍港の浦添移設と関連して、新基地建設の中止についてお答えします。

那覇港湾地区内の浦添埠頭地区に建設する港湾施設は、那覇港湾施設の代替施設であり、現有の那覇港湾施設における機能を確保することを目的としております。また、平成13年11月に浦添市長が受け入れ表明を行っており、平成15年1月の第4回移設協議会では、浦添埠頭地区への移設を浦添市、那覇市ともに了承しております。

現在、移設協議会において、移設に関連した諸措置等について、国・県、地元自治体等で協議・調整が進

められているところであり、県としては、今後とも国、地元自治体等と連携して那覇港湾施設の移設に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時49分休憩

午後4時52分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは答弁漏れということでございますので、八重山養護学校の教員を正規教員で配置をしているかということでございますけれども、配置については標準法で適正な教員配置は行っております。

ただし、本務あるいは臨任等についてはいろんな状況がございますので、必ずしもすべて全員が本務の配置ということにはならないと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん 再質問を行います。

まず、医療、福祉行政についての(2)番、生活福祉資金についてですけれども、生活福祉資金は、先ほど申請に対する貸し付けが相当減ったという答弁だったですけれども、この生活福祉資金というのはそもそも連帯保証人を必要としない就学資金等、制度の目的が福祉のためということですからそうになっていると思うんです。ですから、連帯保証人がいるから減ったというのは、答弁は当たらないと思うんですけれども、就学の部分が借入れが多いということであれば、これについて連帯保証人をとっているのかとっていないのか。とっているとしたらどれだけの割合なのかお尋ねをいたします。

次に、国民健康保険について伺います。

国民健康保険税については、日本共産党のアンケートでも32歳の女性が3人の子供を育てているけれども、夫の収入、自分はパートで働いている。でも、国保税を払えなくて、昼も夜も働いたら20万円税金が高くなったということで、国保に対する本当に重税感、これを訴えています。

この国保に対して、今18歳以下の国の法律改正ということで先ほど答弁ありましたが、これは97年に国民健康保険法が改悪をされたとき、日本共産党は反対をしましたけれども、これは保険証を取り上げて資格証を発行するというこのように制度が変わってからどんどん滞納者がふえていったわけですね。国民

健康保険のですね……。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時55分休憩

午後4時55分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○西銘 純恵さん 滞納者の割合、平成19年度で結構ですけれども、そして国保世帯に対する滞納者の割合、そして短期証を発行されている割合についてお尋ねをいたします。

あと3番の原油高騰の関係で、学校給食の問題で、先ほど答弁では食材費に対するのは特別調整交付金が出るけれどもという答弁がありました。私は、燃料の値上げ分についてどうするのかということをお尋ねしています。ですからこの原油高騰による部分の給食費値上げにつながるようなことをさせない、補てんをするという立場でぜひ取り組んでいただきたいということで、教育長、その燃料分の値上げ分についてどうなんでしょうか、お尋ねいたします。

あと、沖縄県子ども会育成連絡協議会の件なんですけれども、九州各県のこの子ども会の施設に対する賃料の状況、どのように扱っているんでしょうか、お尋ねをいたします。

そして、あと離島の病院の件ですけれども、宮古病院が先ほどの答弁では、宮古、八重山を視察しての中の県立宮古病院の問題で、脳外科医や産科医をほかから追加してとか答弁いただきましたけれども、現場視察したときに、宮古の方では地元の開業医の皆さんが病気とか、閉鎖をしていると。閉院をして、県立病院しか産科医はいないと、たった1人しかいないということで、視察に行ったときに一月で44名出産されているんですよ。緊急のものに対応できないと。これは本当に赤ちゃんを産めるかどうかという問題にかかわります。

もう一つは脳外科医の問題ですけれども、脳外科医が1人しかいない。最近、交通事故に遭って脳外科医が1人しかなくて、結局亡くなったという事例を身近に私受けましたけれども、これは脳外科医というのは1人では対応できないと思うんですよ。そういう意味では、やっぱり離島の方ですぐ隣の病院に行けるわけでもない。離島だからこそ、病院についてはもっと手厚く医師を積極的に配置をしていくということが必要ではないんでしょうか。緊急な医師確保についてお尋ねをします。

最後に、軍港問題お尋ねをします。

先ほど、浦添市長が受け入れを表明をしたというこ

とも公室長、答弁をされました。そして、現有の機能を維持すると言われましたけれども、現有の那覇軍港の機能というのはどんなものでしょうか。浦添市長が受け入れを表明したから受け入れを認めると言われますが、普天間飛行場は、伊波市長はこの基地を辺野古につくるとは言っていません。どうして浦添では市長が言うからと言いながら、宜野湾の普天間飛行場に関してはそうじゃないのか、お尋ねをいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時59分休憩

午後5時5分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 再質問にありました宮古病院の医師の緊急確保についてお答えしたいと思います。

宮古の民間の産科医院が3カ所ありましたうち2カ所が閉鎖したために、宮古病院における出産の数がふえることになりました。宮古病院の産婦人科は現在3人で対応しておりますが、来年の4月以降は4人配置で対応したいと、現在調整しているところであります。

それから脳外科医につきましては現在1人配置しておりますが、過重な勤務状態であることから、もう1人ふやす予定で現在交渉中でございます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 沖縄県の生活福祉資金の貸し付けについては、沖縄県社会福祉協議会において委託をして実施していただいております。社協におきまして要綱で連帯保証人の擁立を求めているという状況でございます。ですので、就学資金を含めて連帯保証人を1人必要としている状況でございます。

続きまして、国保の滞納世帯の状況でございますが、19年度で全世帯の19%が滞納となっております。また、資格証明書の交付状況につきましても、沖縄県が8.66%という状況でございます。（「短期証は」と呼ぶ者あり） 済みません。先ほどの短期証が8.66%でございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 西銘議員の再質問にお答えいたします。

子ども会育成連絡協議会の貸付料につきまして、九州各県の状況はどうかという御質問でございます。

九州8県ございますけれども、そのうち1県につきましては県有財産を活用していないということで、沖縄を含めます7県のうち3県については免除されているというふうに伺っております。徴収している4県のうち沖縄県を含めまして2県につきましては、5割免除という状況になっております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは再質問にお答えをいたします。

学校給食の燃料費の値上げ分について支援はできないかという御質問にお答えをいたします。

市町村の教育施設の運営費等につきましては、これまでも設置者である市町村において対応しているところでございますので、県教育委員会といたしましては、財政支援を行うことは困難だと考えております。

今回の市町村に対する特別交付税措置の具体的な内容はまだ明らかではございませんので、原油等価格高騰対策として一定の財源措置が講じられるのではないかと考えておりますので、その推移を見守りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 那覇港湾施設の機能でございますが、那覇港湾施設の使用の主目的は港湾施設とされておりまして、使用条件として水域の常時使用等が定められております。これは5・15メモでの規定でございます。

那覇港湾施設の機能については、米軍関係の物資等の積みおろし等を行っているとの説明を国から受けております。

それから、普天間飛行場と那覇軍港の場合に違いがあるんじゃないかということですが、両施設とも日米両政府の合意のもとで移設が進められております。

宜野湾市長も基地の返還については促進すべきであると主張しております。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん 浦添につくられる軍港は、機能が強化された最新鋭の恒久基地となるものです。

きょうは12月8日、太平洋戦争67周年です。基地のない平和な沖縄、これが知事を先頭に県民が望む

ものではないでしょうか。知事の平和に対する基地をなくすという思い、お尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 西銘議員の再々質問にお答えしたいと思うんですが、県民の基地による過重負担の軽減をしっかりとやっていこうと、整理縮小をしっかりとやっていこうということで、私は知事として仕事をやっていきたいと思っておりますし、さらに産業の振興、雇用の拡大で自立度の高い独立自尊の精神を持った県づくりに邁進していきたいということで仕事をしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 これより一般質問を行います。

まず初めに、知事の政治姿勢についてでございます。

(1)、知事の公約達成及び進捗状況についてお伺いいたします。

ア、完全失業率全国平均化についてでございます。

知事就任当初は、恐らく我々の感覚では4%台を目指していたかと思うんですが、ここに来て全国的な不況の中で、全国的な数字が悪化してそれが平均化になるんじゃないかなという別の意味での目的達成になるという懸念をしております。今回、こういった質問をさせていただいているんですが、この全国平均化に向けて達成の見込みについても、もし先に答弁一緒に合わせてできればお願いしたいと思っています。

イについては削除いたします。

ウ、普天間基地3年以内の閉鎖状態について。

エ、待機児童ゼロの達成の見込みについて。

オ、沖縄科学技術大学院大学の2009年開学について。

ここに来て自民党の無駄遣いプロジェクトチームの中で、その計画そのものが果たしてどうなのかという意見がたくさん出ておりますので、その実現に向けての可能性についてもお聞かせください。

カ、小学校30人学級と実践外国語教育の導入。

次年度から30人学級はどれぐらい実績として伸ばすことができるのかお聞かせください。

(2)、知事就任から折り返し地点になりましたが、これまでの感想と今後の抱負をお伺いいたします。

(3)、県議会に対する知事の基本的認識をお伺いいた

します。

(4)、知事訪米について。

9月議会、それから今議会でも訪米予算について計上されておりますが、知事の訪米に対する意気込みをお聞かせください。

(5)、普天間飛行場移設の進捗状況をお伺いいたします。

(6)、危機的状況になっている県立病院について知事の見解と対策をお伺いいたします。

これまで福祉保健部長だったり病院事業局長の答弁があるんですけれども、あえてこの知事姿勢の中で、知事としてどのように考えているのかお聞かせをいただきたいと思います。

(7)、沖縄市の泡瀬干潟について。

多くの議員からも質疑がありますので、控訴を現在しているということですので、今後どう取り組んでいくのかお聞かせください。

(8)、アメリカ大統領選挙の結果に対する知事所見及び大統領選挙の結果は、沖縄にどのような影響を及ぼすことが想定されるか、知事の見解をお伺いいたします。

2番、児童福祉行政について。

(1)、県保育所入所待機児童対策特別事業基金の取り組み状況をお伺いいたします。

(2)、認可外保育園への給食費助成拡大について。

知事就任から当初は知事も精力的に取り組んでいたんですけれども、ここに来て部長を初め、財源が厳しいということで、1食当たりの11円という額から、もうこれ以上はできないということを堂々と明言するようになっていることに対して、私は非常に問題だと思っております。認可外の子供たちは依然として非常に厳しい環境の中で、認可外の保護者の皆さんもしっかり税金を納めている中で、これだけ認可外の子供たちの皆さんにせめて認可同等の給食を支給すると、厳しい財政の折ではあるんですけれども、そこは大きな柱としてもう財政が厳しいということだけでなく、皆様方の考え方、次年度はどうするのかお聞かせください。

(3)、学童クラブへの運営補助金を国基準にする取り組みはどうなっているのかお伺いいたします。

ことは国が学童クラブの単価も上げてきたということで、間に合わない。検討されたんですけれども、運営補助金そのものの国基準に達することはできない。これが次年度もそのまま続くということになると、私は大きな責任問題になると思っております。

学童に預けている沖縄の親の皆さん、ごらんのように沖縄の若者は大変失業率も高い。それから平均所得が全国の7割、子供が一番多い県なんですね。ここに来て学童クラブの国基準を満たさないということは、いろんな課題があるんですけれども、これも許されない問題だと思っておりますので、これまで通り一遍の答弁では問題じゃないかなと思っておりますので、お聞かせください。

(4)、病児・病後児保育への県負担分の増額について。

この件も、市町村の負担が出たことから県の負担が減っておりますので、このあたりも県として実はこの対応されている病院の先生方からすると、県の姿勢に対して非常に不満が出ておりますので、次年度はどうするのかお聞かせください。

(5)、発達障害児への取り組みについてお伺いいたします。

3番、教育行政。

(1)、県立高校生への薬物アンケートについて。

(2)、アンケート結果を受けて、今後の取り組みをお伺いいたします。

(3)、特別支援学級及び——こちらちょっと訂正をさせていただきたいと思っております——通級指導教室の現状と課題をお伺いいたします。

(4)、県立芸術大学の現状と課題をお伺いいたします。

(5)、県立図書館八重山分館について。

文教厚生委員会で直接現場を見てまいりました。実は、委員会でいろいろ審議をしたときに、老朽化をしているという写真も我々委員に見せられたときに、率直に私の感想を言うと、これはもたないなということで、改築か、これはもうしょうがないなと思って現場に行ってみたら意外と丈夫でしたので——うちの実家よりずっと丈夫ですから——全然いけるんじゃないかなというのが私の実感でございます。

それから、図書の冊数、利用者が減っているということを教育長は言っているんですけれども、予算を組んでいないもんですから、本そのものが減っていますから、意図的に利用者数を減らしているんじゃないかなというのが率直な感想でしたので、それからそちらで働いている職員の皆さんもですね、本当に工夫をして非常に頑張っておりましたので、いま一度方針決定という話じゃなくて、我々も委員会として現場視察をしてきたという部分で、地元の皆さんの声にいま一度耳を傾けて誠意ある対応をした方がいいんじゃないかなというのが率直な思いですので、御答弁ください。

(6)、私学の小・中・高への支援について、県の考え方を聞かせください。

4 番、医療行政について。

(1)、県立病院のあり方検討部会の進捗状況をお伺いいたします。

私は新聞紙上で今の進捗状況を見ると、結論を急いでいるんじゃないかなというのが率直な思いでございます。独立行政法人化した方がいいんじゃないかとかいろいろ言っているんですけども、この間恐らく多くの与野党の議員もいろんなシンポジウム、いろんな勉強会をしていると思います。

独立行政法人化にしようとなると、今の借金を一たんゼロにしないといけないんですね。独立行政法人にすれば、それが本当にすべてうまくいくのかという話なんです。ですから、あり方の検討部会の皆さんの意見もいいんですけども、私は県立病院そのものがどうしたいのかということを実はさっき一番最初に知事姿勢で聞いたのは、知事はどうしたいんですかということを率直に聞きたいと思っています。

部長が答えたら、僕は再質問で必ず知事に聞きますので、準備していただきたいなと思っています。

5 番、公安・警察行政について。

(1)、本県の薬物犯罪の実態と対策をお伺いいたします。

(2)、本県の交通事故の実態をお伺いいたします。

(3)、本県の犯罪の実態と対策をお伺いいたします。

6 番、新型インフルエンザに対する対策をお伺いいたします。

県の取り組みと警察庁もこの新型インフルエンザに対して非常に危機感を持って取り組んでおりますので、公安の方からどのような取り組みなのか、何が想定されるのかも聞かせください。

最後に、消防の広域化及び消防行政の現状と課題についてでございます。

この件について、6 月、9 月でも取り上げさせてもらったんですけども、県は広域化推進計画を出したんですけども、市町村は、県はつくって後は市町村でどうぞと言われても困ると言っているんですね。

この広域化は、結果的にただでさえ今消防職員の充足率が足りない中で、この広域化は決して減らさないと国は言っているらしいんですけども、果たしてそうなのかも含めて御答弁ください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 赤嶺昇議員の御質問にお答えいたします。

まず、知事の政治姿勢の中で、完全失業率に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県では、完全失業率の全国平均化に向けて地域産業の振興を図りますとともに、沖縄 I T 津梁パークの整備や税制上の優遇措置等を活用したトップセールスなど雇用効果の高い企業誘致に積極的に取り組んでおります。また、観光、情報通信関連企業のミスマッチ対策フォーラムの開催やマッチング支援のほか、キャリア教育の推進に向けたジョブシャドウイングの実施、県民意識改善の広報等に取り組んでいるところでございます。この間、沖縄県の完全失業率は、平成 18 年の 7.7% から平成 19 年には 7.4% と低下しておりますが、最近の月別の動きを見てみますと、アメリカ経済に端を発した経済危機の影響により、県内外有効求人倍率の低下や輸出産業を中心とする雇用調整など、厳しい環境にございます。

このため、今後の政府における総合経済対策と連携を図りつつ、県内の現状を踏まえた中小企業に対する支援や雇用支援策の拡充等、取り組みを加速をし、目標達成に向け全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、3 年めどの閉鎖状態に係る進捗状況いかんという御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、3 年をめどに危険性の除去、騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところでございます。また、普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチームが設置され継続的に協議をしているところであり、今後、実務者同士の具体的かつ率直な意見交換や検討が行われる中で、3 年めどの閉鎖状態が実現できるものと考えております。さらに、訪米に際しましては、米国政府に対しまして危険性除去策について日米両政府で十分協議するよう求めていると考えているところでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、知事就任後折り返し点になった感想いかんという御趣旨の御質問に、少々長いんですが答弁させていただきます。

知事就任以来、産業の振興や雇用の創出及び拡大に取り組めますとともに、県民福祉の向上や過重な基地負担の軽減など、沖縄が抱えます諸問題の解決に全力で取り組み、あらゆる面で施策を展開してまいりました。

産業振興や社会資本の整備におきましては、I T 津梁パーク事業の推進、そして情報通信産業の集積、那

覇空港拡張整備、国際物流拠点の形成に向けた那覇空港ターミナル地区の整備など、各種基盤の整備促進を図っております。保育所入所待機児童の解消対策や、アジア国際音楽祭の開催に向けた準備など、福祉や文化面などにも鋭意取り組んでいるところでございます。

また、基地問題につきましては、普天間移設措置に関する協議会を再開するとともに、事件・事故の防止や地位協定の見直しに取り組むなど、諸課題の解決に向けて着実に前進させるよう同じく取り組んでいるところでございます。

一方で、県財政は知事就任前に考えていました以上に厳しいものがあります。県民生活の安定及び福祉の向上と、安定的な財政基盤の確立に向けて、さらなる行財政改革の推進が必要であると痛感しているところでございます。

報道などによりますと、また道州制に関する法案が来年にも国会へ提出されるとのことでございます。近い将来、道州制の導入に当たり沖縄はどうあるべきか、県民の各界各層において議論をし結論を出すべきときが来ると思います。

また、復帰後の県民の生活向上、そして社会基盤の整備に大きな役割を果たしました沖縄振興計画の計画期限も平成23年度までとなり、残り3年となりました。

私は、このような状況を踏まえながら、県民がゆとりと豊かさを実感できる社会の実現に向けて沖縄21世紀ビジョンを策定中であります。沖縄振興計画後を見据えた新しい計画、制度についても検討をしていきたいと考えております。

なお、今後の県政運営におきましては、昨今の社会経済及び県財政の状況を踏まえ、短期的、中長期的視点に立って産業振興、雇用情勢の改善や基地問題など諸課題にこれまで以上に力を尽くし取り組んでまいりたいと考えております。

県民の皆様並びに県議会議員各位におかれましては、平和で安らぎと活力ある沖縄県の実現に向けて、今後とも御理解と御協力をお願いしたいと思います。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、県議会における基本的認識についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

執行機関であります県知事は、県民の直接選挙によって選ばれております。同様に、議決機関であります県議会を構成する議員も県民の直接選挙によって選出されております。

執行機関であります知事と議決機関であります県議

会は、相互に独立かつ相互に均衡を保ちつつ、それぞれが県民の負託にこたえて、県民の福祉向上のために法に定められた一定の権限を執行するものと理解をいたしております。

次に、同じく政治姿勢の中で、普天間飛行場移設の進捗状況いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の原点は、現在の普天間飛行場の危険性の除去であります。

私としましては、一日も早い危険性の除去のためには、キャンプ・シュワブに移設することが現実的な選択であると考えております。現在、日米両政府が合意した案を基本にしながら、地元の意向や環境に十分配慮し、可能な限り沖合などへ寄せてほしいということや、普天間飛行場の3年めどの閉鎖状態の実現を政府に求めているところであります。

このような私の主張に政府の理解が進み、実務者レベルで具体的な検討を進めていくためのワーキングチームが設置され、率直な意見交換を行っているところでございます。また、現在、環境影響評価手続が進められているところでもあり、今後、専門家で構成される環境影響評価審査会等の意見を踏まえ、生活環境や自然環境にも十分配慮する観点から知事意見を述べることとなっております。

同じく政治姿勢の中で、アメリカ大統領選挙の結果、沖縄への影響いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

オバマ氏には世界をリードする超大国の指導者として、国際社会の平和と安定及び世界的な経済危機に迅速かつ適切な対応を行うよう強いリーダーシップを発揮していただきたいと思います。また、米大統領選挙の結果が沖縄にどのような影響を与えるのかにつきましては、現時点では明らかではありませんが、今後明らかにされるアメリカのアジア政策などの内容に注目していきたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、待機児童ゼロの知事公約の進捗状況についてお答えいたします。

沖縄県の平成20年4月1日現在の待機児童数は1808人となっており、多くの待機児童がいることから、県では従来から保育の実施主体である市町村と連携してその解消に努めてまいりました。

さらに、現在、沖縄特別振興対策調整費を活用して認可外保育施設の認可化を促進する保育所入所待機児童対策特別事業を実施しているところでございます。当該事業においては、市町村が認可化することとした施設に運営費や施設整備費を助成し認可化を促進することで、平成23年度までに約3600人の定員増を想定しております。これとあわせて、既存制度での整備でも定員増を図り待機児童の解消に努めてまいります。

続きまして、県立病院の危機的状況に対する見解と対策について、知事ということでしたけれども私の方で回答させていただきます。

本県病院事業は、平成17年度以降、毎年度30億円以上の経常損失を計上するなど、極めて厳しい経営状況にあります。また、多額の一時借入金があることなど、資金繰りは危機的な状況にあります。

県立病院は、本県の地域医療を確保する上で極めて重要な役割を果たしており、地域医療を守るためにも、病院事業経営の健全化を図り、県民が必要とする医療を安定的に提供できる体制を確保していくことが喫緊の課題であると認識しております。

県立病院の今後のあり方につきましては、現在、沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会において御審議いただいているところであります。

県といたしましては、同検討部会の審議結果を踏まえ適切に対処してまいります。

続きまして、児童福祉行政についての御質問の中の、待機児童対策特別事業の取り組み状況についてにお答えいたします。

待機児童対策特別事業につきましては、現在、認可外保育施設に対して認可化への意向や土地・建物の所有状況などを調査するとともに、待機児童の実態を把握するため、当該施設入所児童の保護者へアンケート調査を実施しているところであります。これらの調査票を年内にも取りまとめ、平成21年1月中旬ごろまでに調査結果を集計することとしております。当該調査結果をもとに市町村と調整の上、今年度中に認可化促進計画を策定し、これに基づき認可化の促進を図っていくこととしております。

続きまして、認可外保育施設への給食費助成の拡大についてにお答えいたします。

認可外保育施設への給食費助成については、平成20年度からこれまでの牛乳代に加え新たに米代の助成を開始したところであります。現下の厳しい財政状況では給食費の増額は困難と考えております。

続きまして、学童クラブの運営補助金の対応についてにお答えいたします。

国においては、平成20年度から放課後児童クラブにおける障害児受け入れ加算と長時間開設加算額を改正しております。

県としましては、障害児受け入れ加算と長時間開設加算額の引き上げについて、今後財政状況を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、病児・病後児保育への県負担分の増額についてにお答えいたします。

病児・病後児保育事業は、保育所入所児童が発病した場合に、病院等に設置された専用スペースにおいて児童の看護を行う事業であります。

当該事業は、平成17年度にそれまでの補助事業から交付金対応事業に改められ、国及び市町村の負担により実施されておりましたが、平成20年度から再度補助事業として実施されることになったものであります。

国においては、今回の事業再編に伴い補助基準額の引き上げ等を行っておりますが、県においては、財政状況が厳しい中、当該事業執行のため一定の予算確保に努めたところであります。現下の厳しい財政状況では県負担分の増額は困難と考えております。

続きまして、発達障害児への取り組みについてにお答えいたします。

発達障害児支援については、早期発見・早期支援及び一貫した支援システムの構築が重要であると考えております。

県では、沖縄県発達障害者支援センターを設置し、発達障害児やその家族等に対して、相談支援や発達支援及び発達障害の理解を広めるための講演会や支援する専門員の養成を実施しております。また、障害児等療育支援事業により、発達障害児やその家族に対し療育指導や相談支援を行うとともに、保育所等の職員に対する技術指導を実施しております。

しかしながら、早期発見・早期支援のために必要とされる医療機関や支援する人材及び地域の受け皿が少ないこと、また一貫した支援システムが不十分との意見があることから、現在、発達障害児に対する支援等の現状を把握するため、医療機関、児童デイサービス事業所及び保育所に対し調査を実施しているところであります。

今後は、同調査結果を踏まえ、地域における一貫した支援ネットワークシステム構築に向けて、専門的な医療機関の確保や関係施設等に対する支援強化、また自立支援協議会の活用等関係機関との連携強化を図っていきたいと考えております。

続きまして、医療行政についての御質問の中の、県立病院のあり方検討部会の進捗状況についてお答えい

たします。

県におきましては、県立病院の役割・機能並びに運営体制を抜本的に見直し、効率的で将来にわたって継続可能な医療提供体制を確保することを目的として、県立病院のあり方について検討を重ねているところであります。

具体的には、沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会において御審議いただいております、現在まで計4回の検討部会が開催されております。

検討部会の主な審議状況を現段階で整理いたしますと、医療機能の見直しについては、北部、宮古及び八重山病院については、原則として現在の医療機能を維持すべきである。また、精和病院については、我が国における精神医療改革の基本方針を踏まえ、精神科急性期医療を充実させていく必要があるとの認識で意見が一致しております。

経営形態の見直しにつきましては、県立病院長ヒアリング等で確認された病院事業の経営問題を踏まえ、すべての県立病院についてより自律的で弾力的な経営が可能となり、救急医療等いわゆる政策医療に対する県の財政負担は現在と同様に講じられる地方独立行政法人への移行も含め審議が行われているところであります。

なお、精和病院につきましては、指定管理者制度の導入についても審議が行われているところであります。

南部保健医療圏の公立病院等の再編・ネットワーク化につきましては、同保健医療圏における医療提供体制の現状等を踏まえ審議が行われているところであります。

県といたしましては、同検討部会の審議結果を踏まえ適切に対処してまいります。

続きまして、新型インフルエンザに対する対策についてお答えいたします。

新型インフルエンザは、現時点ではまだ発生していませんが、県内で発生した場合、多くの県民が感染し多数の重症者や死亡者が発生することが想定されるため、医療現場だけではなく社会全体が混乱する可能性があります。

その混乱を抑えるため、国内で患者が発生した段階においては、県知事を本部長とする新型インフルエンザ対策本部を設置して、関係機関と連携して新型インフルエンザの封じ込めや蔓延防止に努めていきます。

具体的には、検疫所と連携した水際対策の強化、医療体制の整備、感染防護服や治療薬タミフルの備蓄を進めております。また、県民に対しましては、疾患に

対する知識や予防法を啓発してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、沖縄科学技術大学院大学の2009年開学についてお答えいたします。

沖縄科学技術大学院大学の開学に向け、現在、19の研究ユニット、約150名の研究者により、うるま市等において先行的研究事業が行われております。2009年度中には恩納村の新キャンパスが一部供用開始され、国内外の大学院生を対象とした教育プログラムが実施されるなど、実質的な教育活動が開始される予定となっております。

なお、正式な開学の時期については、2005年12月に今後7年程度以内をめどに実現を期するとの関係閣僚の申し合わせがなされており、2012年までには開学できるものと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） 知事の政治姿勢についての御質問で、30人学級についてお答えいたします。

30人学級につきましては、きめ細かな指導により児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図ること等から、義務教育のスタートに当たる小学校1年生で実施しております。

実施に当たっては、加配定数の範囲内で下限25人とし、施設条件面の対応が可能な学校を対象としております。今年度は、小学校1年生において約73%の学級が30人以下の学級となっております。

今後の計画につきましては、30人学級制度設計検討委員会において検討しているところでございます。

次に、教育行政についての御質問で、薬物アンケート結果と今後の取り組みについて一括してお答えいたします。

去る10月1日に高校生が大麻所持により逮捕された事件を受け、県立高等学校全生徒を対象に大麻等薬物に関するアンケート調査を実施いたしました。その結果によりますと、大麻などの薬物に関する印象については、心や体に害があるとの回答が61.2%である一方、格好いいや気持ちよくなれるなどの回答が14.2%ありました。また、薬物の使用について誘われた経験があるとの回答が4.5%（1821名）、薬物を使っている人を見かけたとの回答が1.8%（707名）ありまし

た。

これらの結果から、高校生の大麻など薬物に対する理解が不十分であることや、薬物が高校生の中にも間違いなく忍び寄っていることに大変衝撃を受けております。

県教育委員会としましては、庁内に設置した「大麻問題に関するワーキングチーム」で高校生のアンケート結果の詳細な分析を行い、薬物乱用防止教育の具体的な方策を検討するとともに、年明けには中学生へのアンケート調査を実施いたします。

また、沖縄麻薬取締支所、警察、PTA等関係団体で構成される緊急連絡会議で再発防止に向けた具体的な方策を検討し、県民的運動として社会全体で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、特別支援学級等の現状と課題についてお答えいたします。

公立小中学校における特別支援学級につきましては、平成20年5月1日現在で416学級1194名の在籍となっております。公立小中学校における通級指導教室につきましては、平成20年5月1日現在で19教室、269名を対象に指導を行っているところであります。

特別支援学級及び通級指導教室における課題としては、障害の重度重複化、在籍数の増加等があります。また、通常学級に在籍しているLD、ADHD等の発達障害の児童生徒への専門的な対応が求められております。

なお、特別支援学級及び通級指導教室の設置につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」や国の基準等に基づき適切に対応しているところであります。

次に、県立図書館八重山分館の今後についてお答えいたします。

県立図書館分館につきましては、「沖縄県行財政改革プラン」に基づき、県と市町村との役割分担など、そのあり方について検討を重ねてまいりました。現在、石垣市では市立図書館が設置されたこと、また、八重山分館は築34年と施設が老朽化していること、さらに、県の財政状況が厳しい中、その維持・運営が大変厳しい状況であることなどから、廃止に向け地元関係者と話し合いを進めているところであります。

なお、これまで分館が担っていた当該地域の読書活動の支援については、図書館本館の機能強化を行い、図書の一括貸し出し、相互貸借、団体貸し出し、移動図書館及び郷土資料の収集等を実施いたします。また、分館が所有している郷土資料等を公立図書館や学校等に寄贈し、図書館サービスの充実に努めていきます。

いと考えております。現時点では地域住民の理解が得られていない状況から、今後とも引き続き地元の理解を得て進めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 知事の政治姿勢のうち、訪米の目的についてお答えします。

今回の訪米の目的は、沖縄県にとって重要な課題である米軍基地問題の解決促進のため、米国政府や連邦議会等の関係機関に要請を行うとともに、オバマ次期政権の政策形成に影響力を持つ米側の関係者等に対し、地元の声を直接訴え実情を理解してもらうこと及び関係機関との意見交換や情報収集を行うことであります。

次に、消防の広域化及び消防行政の現状と課題についてお答えします。

沖縄県の消防体制は、職員数が100名に満たない小規模な消防本部が14本部、78%を占めており、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理、財政運営面での厳しさが指摘されております。

これらの課題を克服するためには、消防の広域化により行財政上のさまざまなスケールメリットを実現することが有効であると考えられます。このため、各市町村及び各消防本部においては、消防の広域化に向けた内部検討を行っているところであります。また、沖縄県消防長会においても、平成19年3月に沖縄県域を1つの消防本部とする基本方針を策定し、現在は各消防本部の課題の取りまとめや検討委員会の設置等に取り組んでいるところであります。

県では、ホームページや広報誌を用いた普及啓発、各市町村に対する情報提供、消防広域化推進アドバイザーによる説明会、各消防本部のヒアリングなど、引き続き消防の広域化実現に向けた支援に取り組んでいるところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、沖縄市の泡瀬干潟についてお答えいたします。

泡瀬干潟埋め立てに関する住民訴訟について去る11月19日に、現時点においては土地利用計画が定まっておらず、沖縄市が行う本件海浜開発事業は経済的合理性を欠き、県知事は判決確定後一切の公金の支出をし

てはならないとの判決がありました。

県としましては、現在、沖縄市が行っている見直し作業は、より経済的合理性を高めるために行うものであり、現時点で沖縄市の土地利用計画の見直しがなされていないことをもって経済的合理性を欠くとは言えないと考えております。そのため、去る12月2日に控訴したところであります。控訴審において土地利用計画の見直しや経済的合理性に係る説明を丁寧に行うことにより、司法の理解を求めていきたいと考えております。

県としましては、国や市とも連携を図りながら、より経済的合理性を高めた土地利用計画が策定されるよう、市の見直し作業に積極的に協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 教育行政についての御質問で、県立芸術大学の現状と課題についてお答えいたします。

県立芸術大学は、芸術分野の総合大学として美術工芸学部、音楽学部、大学院を開設し、理論的研究と教育を実践することによって多くの芸術家や伝統芸術の後継者を育成し、本県の芸術文化の振興に大きく寄与しております。

卒業生は、昭和61年の開学以来、学部生が1800人、大学院生が423人を数えており、平成20年度においては学生数が580人、教職員数が99人となっております。

課題としましては、就職率の低さが挙げられますが、芸術大学の特色として、他の芸術系大学と同様に一般企業等への就職以外に作家や音楽活動家を志す者や、大学院に進学して将来作家や音楽活動家として社会に出ていくことを希望する学生が多く、このことが就職率にあらわれていると考えております。

また、美術・工芸学部のデザイン・彫刻棟、染織棟及び陶芸棟については老朽化が進んでいることから、その対策が必要となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 教育行政についてに関連いたしまして、私立小・中・高等学校に対する県の支援についてお答えいたします。

本県には私立の小学校が3校、中学校が3校、高等学校が6校あり、建学の精神と独自の校風のもと、特

色ある教育を実践し個性豊かな人材育成に貢献するとともに、学校教育の充実・発展に重要な役割を果たしております。

県としましては、私学教育が果たす役割の重要性にかんがみ、私立学校を設置する学校法人等に対し、その自主性を尊重しつつ運営費助成等の支援を行っております。

ちなみに、平成20年度当初予算においては、私立学校等教育振興費として約25億8000万円を計上しているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 本県の薬物事犯の実態と対策についてお答えします。

本県の薬物事犯の検挙人員は、過去3年100人前後で推移していましたが、本年11月末現在の薬物事犯の検挙人員は137人で、前年に比べて増加しており、増加の原因は覚せい剤の末端乱用者及び若者による大麻事犯の増加によるものであります。ただし、少年については大麻取締法違反で検挙した高校生の1人です。平成18年からことし11月末までの間の検挙人員の総数は332人で、うち少年については3人を検挙しております。

県警察におきましては、薬物事犯に対する総合的な対策を推進しその乱用の根絶を図るため、沖縄県警察薬物乱用防止対策本部を設置し、薬物乱用防止対策を推進してきておりますが、過去3年の薬物事犯の検挙事例から見た場合、全検挙人員に占める少年の割合は1%に満たない状況にあります。ただ今回、県教育委員会が高校生に対してアンケート調査を実施し、その結果が出ておりますので、その内容についても参考にしてまいりたいと考えております。

県警察といたしましては、今後とも薬物事犯の取り締まりを強化するとともに、少年に対しては薬物の心身に及ぼす影響、危険性などを正しく伝える薬物乱用防止教室を拡充するなど、県教育委員会と連携を密にし、薬物乱用防止対策を強力に推進してまいります。

次に、本県の交通事故の実態についてお答えいたします。

本年10月末現在の人身事故は5408件で、前年同期と比べ39件減少しており、また、死亡事故については31件33人で、前年同期と比べ発生件数は同数で、死者は1人の減少となっております。

特に、人身事故のうち悪質事案であるひき逃げ事故を見てみますと89件で、前年同期と比べ30件、25.2%

減少しており、全人身事故に占める割合は1.6%で全国平均1.9%と比較しますと0.3ポイント下回っております。

なお、死亡ひき逃げ事故につきましては、平成18年9月以降発生はございません。

次に、沖縄県の犯罪実態と対策についてお答えします。

過去10年間の刑法犯の認知件数は、最高であった平成14年の2万5641件をピークに毎年減少しており、平成19年は1万5717件で、平成14年と比較しますと9924件、38.7%の減少となっております。また、平成20年10月末における全刑法犯の認知件数は1万2931件で、平成19年10月末と比較して201件、1.5%の減少となっております。

認知した犯罪を罪種別に見てみますと、住宅等に侵入し金品を窃取するいわゆる窃盗犯が258件、16.3%減少する一方、殺人、強盗などの凶悪犯は2件、2.5%増加しております。特に、深夜スーパーに対する強盗が5件と多発しております。

そのほか、全国的に振り込み詐欺が増加しておりますが、沖縄県においても同様に117件発生し、昨年同期と比較すると6件、5.4%の増加となっており、被害総額は約8100万円で約1800万円、29.4%の増加となっております。

一方、総検挙件数は5229件で581件、10%減少し、検挙人員についても2991人、89人、2.9%の減少であります。検挙率は、40.4%と3.8%減少しておりますが、検挙率の全国平均30.3%を上回ってはおります。

県警察におきましては、平成15年に「安全なまちづくり総合対策本部」を設置し、県民が身近に不安を感じるひったくりなどの街頭犯罪や空き巣などの侵入犯罪を抑止するため、パトロールの強化やかぎかけ運動など、県民の防犯意識の高揚に向けた対策を継続して取り組んでいるところであります。

特に、ことしに入って増加傾向にある強盗事件については、金融機関、深夜スーパーに対する立ち寄り警戒や防犯指導、金融機関と連携した強盗への対処訓練などを強化しているところであります。また、振り込み詐欺につきましても、ＡＴＭ周辺での警戒や警察活動を通した広報啓発活動、金融機関と連携した各種対策を推進しているところであります。

今後とも、犯罪情報の発信、地域警察官によるパトロールの強化に加え、地元自治体、地域住民、防犯ボランティア団体等と連携し、県民の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、県警察の新型インフルエンザ対策についてお

答えします。

県警察では、新型インフルエンザの発生に備え諸対策を的確に推進するため、「沖縄県警察新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、それに沿った取り組みを行っているところであります。

この行動計画は、新型インフルエンザの国内外における発生の推移により行動する基準等を定めたほか、治安の確保と感染拡大防止のための警戒活動や不測の事態への対処方針などを内容としております。

具体的には、新型インフルエンザの前段階と言われる高病原性鳥インフルエンザが県内で発生した場合の拡大防止のための立入禁止措置や警戒活動、新型インフルエンザが国外で発生した場合の発生国からの入国者に対する検疫が実施される国際海空港、検疫所等における混乱防止措置や警戒活動、感染者の密入国を防止するための沿岸警戒活動、新型インフルエンザの国内での発生時に医療機関及び周辺における混乱を防止するための諸活動などありますが、今後、関係機関と十分な協議を行い、想定される事案ごとの具体的な対処要領を策定していくこととしております。

さらに、新型インフルエンザの発生時において県民の不安を軽減することや、混乱に乗じた犯罪を予防し取り締まりをすることにも万全を期すこととしております。

なお、警察官は発生時、直ちに感染拡大防止や被害の最小化等の職務に従事し、感染者等と接触する可能性が高く、十分な感染予防対策を講じることが必要であることから、そのための準備も行うこととしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 まず初めに、30人学級の次年度の達成見込みをもう一度お聞かせください。

それから実践外国語導入についてもちょっとお聞きしますので、御答弁ください。

知事に対しては県立病院なんですけど、知事就任してもう2年になるんですけど、知事は全県立病院の現場視察はもうしましたでしょうか。さらに、今非常に厳しい中ですので、まだ行っていないところもあれば早急に現場の声も聞くことも大事だと思いますが、所見をお聞かせください。

それから知事訪米についてなんですけど、実は去る議会で企業等の誘致についても説明されていたんですけども、今回の訪米についてはアメリカの企業誘致も含めて予定しているのか、まず1点。

次に、知事は県議会や市町村長にも呼びかけをする考えがあるのかお聞かせください。これ２点目ですね。

さらに、先ほど言いました普天間基地の３年以内の閉鎖状態は、私は知事公約でも最重要課題でかつ早急に実現しなければならない問題だと思っております。もうあと１年なんですね、知事。そうすると、今回の訪米はこの普天間基地の３年以内の閉鎖状態ということ、これがメインじゃないのかなと私は思うんですね。ですから、この危険な状況を特に今閉鎖状態ということで訴えてきましたので、これは訪米するときにそこが一番訴えなければならないことじゃないのかなと思いますが、その件について知事お聞かせください。

それから沖縄市の泡瀬干潟についてでございます。

今回、議会の議決を経ないでいろいろと議論あるんですが、控訴しなかった場合の県の言っている問題点をお聞かせください。

それから控訴しなかった場合は、工事の中断ではなく中止になるということなのかお聞かせください。

さらに、県は控訴をしてこれからまた判決を待つ、これは裁判が行われるんですけれども、判決の意見も出ておりますので、その間、工事を一時中断すること考えられないのか、その点もお聞かせください。

それから沖縄市は土地利用の計画の見直しを早急にするということなんですが、県はどのようにかわっていくのか。聞いたところだと連絡調整会議という話をしているんですけれども、その中でやるのか、それをお聞かせいただきたい。

さらに、東門市長は区工事推進、区工事見直しを表明しておりますが、県はこうした沖縄市の方針と歩調を合わせることも考えられるのかお聞かせください。

さらに、続いて発達障害の件について、「沖縄県次世代育成支援行動計画」及び「第３次沖縄県障害者基本計画」の見直しを早急に実施して、その中に発達障害児・者の支援を盛り込むべきだと思いますが、その件についてお聞かせください。

さらに、「子どもの心の診療拠点病院」を早期整備する必要があると思いますが、お聞かせください。

芸大についてなんですが、法人化をしようとした動きの中でいろんな意見が出てまいりました。法人化をしようとした目的とこれを断念した理由をお聞かせください。

新聞投稿等で同大学の建学の理念についていろんな議論がありますが、改めてこの建学の理念について知

事の見解をお聞かせください。

休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後６時１６分休憩

午後６時１６分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○赤嶺 昇君 さらに、県立大学運営懇話会というのが平成７年に設置されて、これがなくなったのか、とまっているのか、その現状。なくなったのであれば改めてここで再設置をし機能させるべきだと思いますが、御見解をお聞かせください。

公安の方で、高校生のアンケート調査を受けて、教育委員会はこれを受けていろいろ取り組みをされるということなんですけれども、１人しか大麻で高校生が捕まっていないということなんですけれども、あのアンケート結果を見るとなぜこれだけ大麻の数が——アンケートですのどこまで信憑性があるのかという問題はあろうかと思いますが——県警としてプロジェクトチームをつくって早急にその対策を打つべきだと思いますが、見解をお聞かせください。

最後に、消防についてなんですが、広域化を推進するには消防職員の増員が必要だと思いますが、見解をお聞かせください。

それから本県の消防職員の充足率は他府県に比較してどのようになっているか、お聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの赤嶺昇君の再質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

２０分間休憩いたします。

午後６時１７分休憩

午後６時４８分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の赤嶺昇君の再質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 赤嶺議員の再質問に答弁させていただきます。

７つぐらいいただきました中で、２つ私の方で答弁いたしたいと思いますが、第１に、県立病院に係る再質問で、きちっと県知事は各病院を回って現場を見、病院長さんを初め皆さんとよく意見交換をしたことがあるか、これからやるかという御趣旨の御質問なんですが、私も無論全部の病院を回り、院長さんや看護師さん、そして関係者の皆さんとよく意見交換をしたいと思っておりますし、既に宮古病院と県立南部医療セ

ンター・こどもセンターは視察をしたことがございますが、さらに可能な限り何度でもお邪魔をして意見交換をしたいと考えております。

そして、この県立病院につきましては、無論県立病院がこれまで果たしてきた役割は非常に大きく、そしてまた評価も高いということはよく知っているつもりです。そしてそういう立派な県民の財産を本当に長期的にこのまま維持し、県民福祉の向上にどうやってさらに役立てていただくかというのには、やはりこれは財政の抑制に限界があることも現実です。ですから、ここを踏まえながらこれだけの評価の高い県民の財産をどうやって維持し、活用できるように病院の先生方も看護師さんたちも含め、関係の皆さんに頑張ってください方策を編み出そうということですから、私もいろんな意味で意見交換し現場を見、いろんなお知恵をいただいてまいりたいということに尽きると思います。

2番目に、訪米、アメリカ行きでございますが、まず第1に企業誘致についてはどうするのかという御趣旨ですが、確かにアメリカの経済は急速におかしくなっているものですから私もちょっと迷ったんですが、シリコンバレーの近くにソフトウェアハウスがいろいろあるわけですが、その新しいグループには既に行くぞということは話をしたりしておりまして、この動きなど、そして彼らのビジネスの展開についてはぜひこれは行って、そして彼ら自身がアジアへの展開を考えているという話も伝え聞いておりますから、いろんな形で企業誘致につながるかどうかも含めて行ってまいりたいと思っております。ただし、アメリカの企業誘致についてはあれだけ広い地域ですす野が非常に大きくて、無限に近い種類のいろんなビジネスがありますから、これはまた選んで時期を見て改めて参りたいとも考えています。

そして2番目の訪米についての御質問の中で、議会の先生方、そして市町村について一緒に行く考えがあるかという御趣旨の御質問につきましては、無論御意向があればお話を伺って、そして大勢で行くと心強いですし、いろんな切り口から米側との話も展開できると思いますが、無論そういう御意向があればひとつ研究をさせていただきたいと思います。

それからもう一つは、普天間の3年めどの閉鎖状態これが最も重要ではないか、私も大変重要だとは思っております。したがって、これだけでとおっしゃっているんですが、地位協定もありますし、そして沖縄の米軍基地の状況というのは我々が考えている以上にそう知られていないというのも漏れ聞いておりますか

ら、基本的には米軍基地を含む沖縄の陸・海・空の状況を説明しながら県民の考えを説明し、そして幾つか地位協定の課題であるとか環境の話であるとか、そして今のこの3年めどの閉鎖状態についてどう実現していくかも含めて話をしていきたいと考えております。

その他の御質問については、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは再質問にお答えをいたします。

まず、30人学級の次年度の見通しについてお答えいたします。

次年度の計画につきましては、30人学級制度設計検討委員会において定数の確保、学校施設面における市町村教育委員会との連携などの課題を踏まえながら検討していきたいと考えております。

次に、実践外国語教育の導入についてお答えいたします。

文部科学省は、国際化や高度情報通信化が進展する現代社会において、国際性豊かな視野の広い人材の育成を目的に、平成23年度から小学校の5・6年生を対象として外国語活動を必修化することを決定いたしました。

本県においても沖縄県教育長期計画に基づき、小学校における外国語教育を積極的に推進してまいりました。現在、那覇市、南城市の研究開発学校や浦添市、宜野湾市の英語教育特区においては先行的に教科として英語教育を実施しております。また、特区や研究開発学校以外の小学校では「総合的な学習の時間」等で英語活動を実施しております。

県教育委員会としましては、研究開発学校や英語教育特区等での成果を他の市町村、学校へ普及を図るとともに、教職員研修事業や校内研修を充実させることで全県的に外国語活動のより一層の充実を目指し、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） それでは再質問にお答えします。

泡瀬干潟についての再質問の中で、控訴しなかった場合工事は中断するのか、中断した場合は再開はあり得るのかについてお答えします。

県が控訴しなかった場合は第一審判決が確定し、本判決確定時までには支払い義務が生じたものを除く一切

の公金を支出し、または契約を締結しもしくは債務その他の義務を負担してはならないとなっており、事業に係る公金の支出ができない以上事業は中止となり、再開につきましても困難なものと考えております。

次に、工事の一時中断についてお答えします。

本事業は、地元からの強い要請に基づき実施しており、沖縄市長も第 区域については推進することを表明しております。

県としましては、現在沖縄市が行っている土地利用計画の見直し作業はより経済的合理性を高めるものであり、地元の要請にこたえるためにも見直し後の早期の土地利用が図られるよう国や市と連携をとりながら事業を推進していきたいと考えております。

続きまして、土地利用の見直しの沖縄市とのかわりについてお答えします。

沖縄市の土地利用計画見直し作業に関しては、市から国・県が進捗状況について報告や相談を受け、必要に応じて助言を行うため、国・県・市で構成する連絡調整会議が設置されております。去る10月7日に第1回目の会議が開催されております。

県としましては、連絡調整会議に参加し、より経済的合理性を高めた土地利用計画が策定されるよう、市の行う見直し作業に積極的に協力していきたいと考えております。

続きまして、第 区域について県の方針はどうかについてお答えします。

第 区域については、沖縄市による土地利用計画の見直しや第 区域の土地需要の見通し及び今後の社会経済情勢等を見ながら、国や市と調整を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 発達障害児支援を次世代育成支援行動計画に組み込むことについての御質問にお答えいたします。

沖縄県次世代育成支援行動計画につきましては、平成17年度から21年度までを期間とする前期計画があります。この中では、発達障害児の支援策等については明確に位置づけられておりません。同計画は来年度までに必要な見直しを行いますので、見直しをしながら22年から5カ年の後期計画を定めていくこととしております。

県としましては、その中で発達障害児支援の位置づけについて検討していきたいと考えております。

続きまして、「子どもの心の診療拠点病院」の整備

についてにお答えいたします。

「子どもの心の診療拠点病院」機構推進事業につきましては、国が20年度から3カ年モデル事業として実施しております。

当該事業は、「子どもの心の診療拠点病院」の整備を推進するため、既に子供の心の診療に取り組んでいる病院を対象に拠点病院としての施設整備基準、スタッフ等の人的体制、地域の関係機関との連携支援体制等について検証する予定と聞いております。

県では、これらの整備計画につきましては、国のモデル事業の検証結果を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 県立芸術大学関連の再質問にお答えいたします。

まず法人化の目的と断念した理由についてお答えいたします。

県では、県立芸術大学及び県立看護大学の両大学について、「沖縄県行財政改革プラン」に基づき、地方独立行政法人を設立し、その管理運営を一体的に行わせ、弾力的な体制へ移行することにより管理運営の効率化と魅力ある大学づくりの実現に資することを目的に所要の準備を進めてまいりました。

しかしながら、芸大の老朽校舎対策を優先的に対応しなければならない状況となったことや、両大学が小規模大学となっている等の特性と先行事例も踏まえ、具体的な導入に向けた検証作業を行った結果、地方独立行政法人の導入による十分な効果が得られないものとの判断から当面の導入を見直したものであります。

次に、芸大の建学の理念についてお答えいたします。

県立芸術大学を建学する基本的な精神は、個性的な芸術文化の継承と創造、それを担う人材の育成、沖縄文化が作り上げてきた個性の美と人類普遍の美の追求により、日本文化の発展と国際的な芸術文化活動へ寄与するものとなっております。

今後とも建学の理念に基づき、有為な人材の育成と芸術文化面での地域貢献を推進していきたいと考えております。

次に、県立芸術大学運営懇話会の状況についてお答えいたします。

平成7年7月に県立芸術大学の運営等について広く意見を徴し、その円滑な運営に資するため沖縄県立芸術大学運営懇話会を設置いたしました。同懇話会は、

平成8年までに3回開催し、大学分野に関する重要事項について協議いたしました。平成9年以降は開催に至っておりません。ただし、同懇話会は設置要綱により現在も組織されておりますので、今後必要に応じて活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時4分休憩

午後7時5分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○警察本部長（得津八郎君） 赤嶺議員の再質問にお答えいたします。

県警察におきましては、県警察薬物乱用防止対策本部を設置して薬物乱用防止対策を推進しているところであり、新たな薬物情勢が認められる場合、情勢に応じた同対策本部の効果的運用に努めてまいる考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 消防行政についての再質問の中で、消防職員の数をふやすべきじゃないかという御質問でございますが、消防職員の数等については広域化対象市町村が作成する広域消防運営計画で検討されるべき事項となっております。

増員するかどうかについては、その運営計画の策定過程において判断されるものと理解しております。

次に、消防職員の充足率についての御質問でございますが、平成18年度消防施設整備計画実態調査では、沖縄県の消防職員の充足率は52.5%となっております。全国平均が76.0%ですので全国に比べかなり低い状況となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 知事、県立病院の現場視察をされるという答弁をいただきました。なるべく早く、今本当に厳しい状況ですので、できればいつごろをめどに行かれるのかお聞かせください。

それから福祉保健部長、発達障害の件なんですけれども、次世代行動計画に組み込むということなんですけれども、答弁漏れで、「第3次沖縄県障害者基本計画」の見直しの中にもそれを入れたらどうかという質

問をしていますので、御答弁ください。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時7分休憩

午後7時8分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○赤嶺 昇君 県警本部長、薬物について取り組みをされているということは重々わかるんですが、この間アンケート、これだけの子供たちがこのアンケート結果を受けてしっかりと危機感を持つべきじゃないのかなと思うんです。ですから、それについて従来のチームがあるということなんですけれども、ここにそういう子供たちのアンケートをどのようにとらえてそれを生かしていくことが必要だと思うんです。それが簡単に手に入るということがあるとすればこれは大きな問題だと思っておりますので、もう一度その取り組みについての姿勢をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 赤嶺議員の再々質問にお答えしたいと思うんですが、いつごろ行くのかというのはちょっと今この場ですぐにはお答えしかねるんですが、早目に何回も行きたいと思います。病院事業局、それからお医者さん、各病院ともよく連絡をとって参りたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 失礼いたしました。

当然に第3次にも織り込んでいきます。今、それに向けて調査も実施しておりますので入っていけると思っています。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 赤嶺議員の再々質問にお答えします。

県警察におきましては、児童生徒の薬物乱用防止対策を効果的に推進するため、今後も県教育委員会との連携を強化してまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 こんばんは。

一般質問初日もこんばんはの時間に突入しましたが、よろしくお願いします。

質問の冒頭に所感を述べながら、質問に続けていき

たいと思います。

先日、土木委員会で宮古、八重山それから与那国と視察を行いました。

當山眞市委員長からも紹介がありましたが、伊良部架橋の工事の現場、それから新石垣空港の現場等間近に見て、巨大な公共工事が人間の技術、その力と大きさというものを感じさせられました。一方、公共工事による自然の消失、その消失による地球の温暖化、その影響とも言われる台風の進路、今回は13号、それから15号と与那国島を直撃いたしました。与那国に渡りこの台風被害の激しい与那国の方で道路、橋、それから防波堤の決壊など、その人間の力を上回る自然の脅威もまた感じる事ができました。

後で災害、被害の復旧についても質問していきたいと思いますが、視察の中、特に印象に残ったのが一緒に委員会の池間淳議員から非常に地域のことを教えて説明していただきました。

御本人いわく、小さいころはとても素直な少年だったということです。伊良部架橋の現場では、台風が接近すると宮古島に行けないと。学習発表会でしたか、運動会でしたか、それを控えて池間少年は島影からサバニに乗って決死の覚悟で宮古島に渡っていったという話もありました。そういう意味では土建部長、架橋の工事ですね、安全にしっかり進めていただきたいなと思います。

それから池間少年は非常に貧乏で新聞が買えずで、毎日のように図書館に通って新聞を読んでいたということでした。教育長、廃止の方向でとありますが、今の話も参考にぜひ存続していただきたいなと思います。

それから特に島で暮らす人の気持ちというんですか、そういうのも伝えていただきましたが、今回宮古・八重山支庁の改編の議案も出ていますが、改めて総務部長にもしっかり池間さんとも相談してもらっていただきたいなと思います。

以上、所感を述べて一般質問を行いたいと思います。

まず、米軍基地問題について。

(1)、ホワイト・ビーチへの原潜寄港について。

まず知事に確認しておきたいんですが、ホワイト・ビーチへの原潜寄港についてはきょう時点で過去最高の38回であるということ。それから地元議会がこれはたび重なる寄港に対してもそれから今回ありました事件や事故についても全会一致の反対の決議をしているということ。さらにうるま市の知念市長は何と言っているかということ、こんなに頻繁に寄港があって源泉徴

収でしようかと半ばあきれて言っています。この徴収しようかということで認めているわけではなくて、地元市長もこの寄港に関しては反対を明確にしておりますので、それを申し上げて質問をしていきたいと思っています。

ア、去る11月10日、またしてもホワイト・ビーチへの原潜寄港に関して重大な問題が発生した。米海軍の原子力潜水艦プロビデンスが日本側への通報なしにホワイト・ビーチに寄港、米軍は連絡ミスが原因だった、再発防止に努めたいと釈明していますが、突発性の事故など万一のことを想定した場合、単なる連絡ミスでは済まされない重大な事件であります。事実、県や文科省などが原潜寄港時に行う測定調査を実施できず、安全確保の担保は皆無でありました。県が日米安保体制を認め、万全な安全体制確保を前提の上に原潜寄港を容認する立場であっても、今回の事件は容認という姿勢の根幹を揺るがす大問題であると考えます。ホワイト・ビーチへの原潜の年間寄港回数が記録更新を続ける中、今なお安全性の確保に万全を期してもらいたい、再発防止の徹底を図ってもらいたいとの答弁を繰り返し、日米安保を認める立場から寄港容認の立場に変わりはないか、知事の所見を伺います。

(2)、米軍セスナ機墜落事故について。

ア、事故当初、県警は航空危険行為等処罰法違反での立件を視野に捜査していたようであります。その後、飛行計画の未提出が明らかになり、国交省は航空法違反に当たるとの見解を示しております。これらの違反、違法行為について、県警に立件する意思はあるのか、捜査の進捗状況とあわせて伺いたい。

イ、事故翌日の10月25日、所管の名護署が事故機の差し押さえを求めたが、米軍は日米地位協定を根拠に持ち帰った。結局米軍から同意が得られたのは3週間以上が経過した11月19日である。当該事故の原因究明のために事故機の差し押さえは捜査上重要だと考えるが、県警の見解について伺います。

ウ、事故機撤去の際、原因究明や証拠の確保のために差し押さえは必要だ、残念としか言いようがないとの報道からも、日米地位協定が制約となり、主権国家として警察権が十分に行使できなかった県警の無念さや不満が伝わってくるが、県警本部長の所感について伺います。

大きい2番、沖縄愛楽園、宮古南静園の将来構想策定について。

(1)、ハンセン病問題基本法が来年4月1日より施行される。入所者の平均年齢が約80歳と高齢化が進み、入所者数は減少の一途をたどる中、両園における将来

構想は一刻も早く策定されるべきである。去る6月議会では、知事から両園と地元自治体で構成する策定委員会の中に積極的に入っていった、将来構想の委員会検討会を立ち上げたいといった趣旨の答弁があった。この間、私の方にも沖縄愛楽園の関係者から県としても独自に基本構想策定委員会を立ち上げてほしいといった要請があったが、現在までの県の取り組み、進捗状況について伺います。

大きい3番、IUCNのジュゴンの保護勧告について。

(1)、去る10月5日から14日にかけて、スペインのバルセロナで開催された第4回IUCN国際自然保護連合世界自然保護会議において、勧告「2010年国際生物多様性年におけるジュゴン保護の推進」が賛成多数で採択された。同勧告では、日本政府に対して環境保全と野生動物保護を考慮し、学者、研究者、NGOと協議し、沖縄のジュゴン生息地での米国海兵隊施設建設の環境アセスメントでは、基地をつくらないという選択も含むすべての選択肢を採用するように求めている。これはIUCNの2000年アンマン、2004年バンコクでの勧告でも要請されていることであり、今回で3回目となる。環境アセスメントでは、ゼロオプションすなわち事業を行わないという選択肢を含むことが通常であり、今回も国際水準に合うアセスメントを要求されたわけだが、県として3回目になるIUCNの要請をどのように受けとめているのか所見を伺う。

4番、戦後処理事業（戦災跡地・戦跡の文化財指定・遺骨収集）について。

(1)、戦災跡地・戦跡の文化財指定について。

ア、県立埋蔵文化財センターが1998年度から2005年度まで実施した県戦争遺跡詳細分布調査では、県内で計967カ所が戦争遺跡として確認された。その後、都市開発などで消滅した遺跡数の調査は実施しているのか、調査結果を含めて伺いたい。

イ、戦争遺跡には防空壕や自然壕（ガマ）、埋没壕も含まれるのか、含まれるのであればそれぞれの数を示されたい。

ウ、戦跡の文化財指定がふえない原因として、地権者の合意が必要なことや維持管理費が高額になることが挙げられる。私たちには沖縄戦の悲劇を後世にきちんと伝える義務がある。財政支援を含め市町村が文化財指定を行いやすい環境整備を行うべきだと考えるが、県の見解を伺う。

(2)、遺骨収集事業について。

ア、県として現在沖縄戦犠牲者の収骨事業にどのように取り組んでいるのか、予算措置の状況と今後の課

題について伺う。

イ、これまでの収骨数と想定される未収骨（未帰還の遺骨）の数、収骨された遺骨の管理状況について伺う。

大きい5番、ホームレスの自立支援について。

厚労省の調査によると、2008年1月現在県内におけるホームレスは200人、全国的に減少傾向にある中、沖縄県は増加が目立つとされています。

(1)、県内のホームレスに対してどのような形で自立支援事業を実施しているのか。また市町村と連携してホームレスの人数把握に努めるための実態調査などは行っているのか、県の取り組み状況について伺いたい。

大きい6番、台風13号、15号による各地の被害について。

(1)、災害復旧の進捗状況について伺います。

(2)、田原川の二級河川への格上げについて伺います。

大きい7番、与那国町の台湾交流事業について。

去る11月9日に開かれた「与那国島・海洋タウンミーティング2008 海とともに切り拓く島と日本の豊かな未来」、主催与那国町、財団法人都市経済研究所において、昨年施行された海洋基本法が排他的経済水域の保全や海上交通の安全確保などの視点から、離島の重要性をうたっていることについて触れ、国境の島与那国が台湾との交流で自立を目指す姿が評価されています。与那国町の取り組みについて、県は国と一丸となって支援していくべきだと考えるが見解について伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 照屋議員の御質問に答弁させていただきます。

台風13号、15号による各地の被害についての御質問の中で、被害復旧の進捗状況についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

台風13号、15号による農道、林道等の被害は、与那国町を中心に件数で17件、そして金額で約2億760万円となっております。

これらの復旧に向けては、「農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律」等に基づき、11月下旬までに国の災害査定を終了し復旧工事の採択を受けたところでございます。

現在、工事の発注手続を進めているところであり、来月までに工事契約を行い、早期の工事完成に向け取

り組んでいるところでございます。

なお、台風15号による農林水産施設関係の被害は発生いたしておりません。

同じく台風13号、15号に係る被害の中で、被害復旧の進捗状況いかにについて申し上げます。

台風13号及び15号により被災をしました県道与那国島線ほか1路線、そして与那国町道・田原線ほか3路線及び比川海岸離岸堤につきましては、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき国へ国庫負担申請を行い、現地査定を去る10月及び11月に終え、復旧事業の採択を受けたところであります。

この復旧工事につきましては、現在、工事発注手続を進めており、早期の災害復旧に向け取り組んでいるところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 米軍基地問題のうち、原子力潜水艦の寄港についてお答えします。

県としては、日米安全保障体制を認める立場から原子力潜水艦の寄港を容認するものではありませんが、日米両政府があらゆる安全対策を講じ、原子力潜水艦の安全性の確保に最大限の努力を払うべきものと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 米軍セスナ機墜落事故に関する捜査の進捗状況についてお答えいたします。

今回事故を起こしたセスナ機に関して、法令に抵触する事実があったか否かについては、関係機関への照会やパイロット等からの事情聴取などを実施しているところであります。

なお、特定の罪名を挙げての捜査の見通し等捜査そのものの具体的内容についてお答えすることは、今後の捜査の支障となるおそれがあることから、答弁は差し控えていただきます。

次に、事故機の差し押さえの重要性についてお答えします。

捜査を的確に遂げ事件を立証するためには、事件に関係する証拠品を差し押さえ等の手段により押収することは重要であります。

したがいまして、県警察では、事故原因の究明のために検証許可状の発付を受け、米軍基地内に保管されていたセスナ機の検証を米軍当局の同意を得て実施したところであります。

次に、本件事故捜査における所見についてお答えします。

本件事故捜査については、事故発生後既に1カ月以上が経過しておりますが、米軍当局の協力を得てこれまでにパイロットや同乗していた米軍人からの複数回の事情聴取を行ったところであり、墜落現場の検証及び事故機の機体の検証についても終えております。

また、米軍当局に対して事故調査結果報告書等の資料の提供を要請していることから、今後はそれらの結果を踏まえ、パイロット等関係機関からの再度の事情聴取を行うなど、事案の解明に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 沖縄愛楽園、宮古南静園の将来構想策定の進捗状況についてにお答えいたします。

沖縄愛楽園、宮古南静園の将来構想については、現在、将来構想検討委員会で平成21年3月策定に向けて作業を進めており、県としても検討委員として参画しておりますが、策定に当たっては入所者の意向が最大限尊重されるものとしたいと考えております。

続きまして、戦後処理事業の中の、沖縄戦犠牲者の収骨事業と予算の状況及び今後の課題についてにお答えいたします。

戦没者の遺骨収集業務は、厚生労働省設置法に基づき国が行う業務となっております。

沖縄県では、国からの委託を受けて沖縄戦犠牲者の収骨事業を実施しております。その内容は、開発行為による遺骨の発見・通報や一般県民からの情報提供、ボランティアによる収骨作業となっております。

収骨事業の予算につきましては、平成20年度は613万円を計上しております。

課題といたしましては、戦後63年が経過し当時を知る方々が高齢化し、記憶の薄れから情報提供が減少していることであります。

続きまして、収骨数と未収骨数及び遺骨の管理状況についてにお答えいたします。

沖縄県では、沖縄戦による日本人の戦没者数は、沖縄県出身軍人・軍属2万8228柱、他都道府県出身兵6万5908柱、一般県民9万4000柱の合計18万8136柱と推計しております。

収骨数につきましては、平成20年3月末日現在で18万4031柱を収骨し、4105柱が未収骨となっております。

収骨された遺骨の管理につきましては、遺留品等がなく身元が判明しない遺骨は糸満市摩文仁にあります霊域管理事務所の遺骨安置室へ一時保管した後、火葬し納骨式を経て国立沖縄戦没者墓苑へ納骨しております。

続きまして、ホームレス自立支援についての、ホームレスの自立支援及び実態調査の実施状況についてにお答えいたします。

住む家のないいわゆるホームレスと呼ばれる方々は、平成20年1月に厚生労働省が行った全国調査によりますと、全国で1万6018名、うち沖縄県は200名が確認されております。

これらの方々への支援といたしましては、今年度から那覇市においてホームレスの巡回相談を実施し、巡回指導員が自立支援のため生活相談や就労支援等を行っておりますが、県ではその支援のための事業費を一部補助しております。

その他、県福祉保健所及び市町村の福祉担当課窓口で生活保護相談や医療提供相談などへの対応を行っております。

県内のホームレス人数把握のための実態調査につきましては、「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」に基づき、平成18年度から市町村の協力を得て県下一斉に目視による概数調査を実施しており、今年度も厚生労働省の委託を受け調査を行う予定となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） IUCNのジュゴン保護勧告についての御質問にお答えいたします。

IUCN総会で採択されたジュゴン保護に関する勧告は、日本政府及び米国政府に対してなされたものであると承知しており、今後、国において具体的な対応策が検討されるものと理解をしております。

県としても、国と連携して必要な保護対策を検討していくとともに、環境影響評価手続において慎重に審査し意見を述べていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、戦後処理事業の御質問で、戦争遺跡の調査実施状況と結果についてお答えいたします。

平成10年度から平成17年度にかけて実施した戦争遺跡詳細分布調査の結果、県内に979カ所の戦争遺跡が

あることがわかりました。

この調査により確認された各遺跡につきましては、文化財保護法の適用を受けるため、開発事業者は開発を行う前に現状保存に向けた協議を行うことになっております。これまでの協議の中では遺跡のすべてを消失させる手続をとった事業者はありません。このことから、分布調査以後には消失した戦争遺跡はないものと考えております。

県教育委員会としましては、今後とも沖縄の激動の歴史を語る戦争遺跡について調査成果の公開に努めるとともに、開発事業者とも十分な協議を行い適切な保存に努めていきたいと考えております。

次に、戦争遺跡の壕の数についてお答えいたします。

戦争遺跡詳細分布調査では、住民が避難した場所を防空壕としており、その中には自然壕（ガマ）が含まれます。この調査において確認された防空壕は301カ所で、そのうち自然壕は194カ所となっております。一方、埋没壕については正確な数や位置は不明ですが、所在が確認された場合には戦争遺跡として取り扱ってまいります。

次に、戦争遺跡の文化財指定の環境整備についてお答えいたします。

文化財の保存は、市町村が地域の財産として主体的に指定し保護していくことが大事であります。各市町村が戦争遺跡を指定するためには、まず条例において戦争遺跡が指定できるよう整備する必要がありますが、現状ではいまだに不十分な状況であります。

そのため、平成15年7月に各市町村教育委員会に条例改正等も含めて戦争遺跡の文化財指定の推進について依頼したところであります。それを受けて、3市町村で新たに4遺跡が史跡として指定されました。

県教育委員会としましては、市町村において文化財指定に必要な条例改正などが図られるよう、環境整備に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 台風13号、15号による各地の被害についての御質問の中の、田原川の二級河川への格上げについてお答えいたします。

田原川は与那国町管理の準用河川であります。与那国町では、現河道の流下能力や河川整備の必要性等の調査を平成21年度に行う予定であり、現在その準備を進めているところであると聞いております。

二級河川への格上げについては、与那国町の意向や

河川整備の必要性、費用対効果、県管理の必要性などを総合的に判断する必要があると考えております。

県としても、与那国町に対して必要な助言を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 与那国町の台湾交流事業についてお答えいたします。

与那国町の台湾交流事業については、「『国境のまち』再生／与那国島の国境交流推進事業」として、今年度の「地方の元気再生事業」で取り組んでおります。

同事業は、日本最西端の国境離島という条件を地の利とし、姉妹都市である花蓮市との交流を軸に、国内外を結ぶ新たな観光推進や人的交流の拡大のため、チャーター便直航事業等を推進し、アジアの玄関として栄えた与那国町の元気と活力を再生することを目的としております。

県といたしましては、開かれた国境の町としての活性化が図られるよう、与那国町の取り組みを支援していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 与那国島の台風被害、復旧については、台風被害直後、全壊・半壊、戸数が幾つなければいけないとかという国の災害見舞いについての基準について、1個の台風ではなかなか範囲にならないと。しかし、シーズンを通したり合わせればその見込みもあるんじゃないかという地域での話もありましたので、そういう対応を協議を国と重ねていただきたいなと思います。

それから、与那国の台湾との交流の取り組みですが、先ほど知事からいよいよ道州制の議論もということがありましたが、沖縄にとってもアジアの地域との交流も含めて自立する観点から言えば、しっかりと与那国の取り組みも例に日本と向き合っていっていただきたいなと思います。

それから遺骨収集事業についてであります。私の祖父も沖縄戦で亡くなっております。しかし、遺骨はもちろん帰ってきていません。戸籍にも首里方面で亡くなったということで、その日時とか場所も特定されていない状況です。先ほど戦後63年いろいろ厳しい事情ということがありましたが、祖母にとっても——87歳になりますが——結局63年たっても遺骨も帰ってこ

ない。遺族にとっては戦後ゼロ年だというふうなことも言えるかもしれませんが、国の取り組みだということではあります。沖縄の地は沖縄戦、地上戦が繰り返されたところですので、しっかりと県としても何かできないか、600万余りの予算ということですが取り組んでいただきたい。

それから遺骨収集された遺骨の安置室を見ましたが、袋に山積みなんですよ。そういう意味ではしっかり丁寧に遺骨を扱っていただきたい。年に1回の火葬のようですが、もうこの安置室いっぱいになり積み上げられていた状況ですので、それも何回かに分けて火葬するとか解決していただきたいなと思います。

それからホームレスについてですが、ホームレスの自立性については「プロミスカーパズ」というNPO団体が公的扶助に頼らない自立を目指した支援を行っている。最近では司法書士会などの協力などありますが、厚生労働省の担当者に問い合わせたところ、国としてNPO団体への直接補助は法制度上できないが、県や市町村を業務委託先として事業補助ができるとの説明がありました。その際、事業補助の規模はホームレスの人数に対して決まるため、市町村個別ではなく県が実施主体となった方が大きな枠で支援につながるのではないかと助言もありましたので、県が中心となりその実態を把握して、市町村なども巻き込んで国と一緒に最善の支援策を考案し制度化していくべきだと考えますが、見解について伺います。

それからセスナ機の墜落事故についてであります。知事も今回の事故については県警の捜査が自由自在にできないことがずっと胸に落ちない。米軍が捜査に協力をしているのが県民が最も関心があると発言されている。引き続き県としても地位協定改定の実現に全力を尽くしていただきたいということを要望しておいて、今回は愛好会「嘉手納エアロクラブ」による事故、娯楽に供するものであり、たまたま公務外になりましたが、しかし、事件・事故後の補償、賠償問題などに大きく影響を与える公務、それから公務外の決定権は公務証明書を発行する米軍側にあります。過去の事例からしても米兵の観光めぐりも福利厚生の一環として公務とされることもあり、線引きが不明確であります。この際、米軍側に公務の場合は公務標識をつけるなどと合同委員会などで求めていくべきだと考えますが伺います。

原潜について、7年前（2001年4月）にも事前通報なしに佐世保などに入港しております。8月にも、それから冷却水漏れも、去る議会で知事公室長は、今後、原子力潜水艦は安全が確認されない限り本県に寄

港させないことを日米両政府にも求めていきたいとはっきり答弁しているが、今なお県として原潜寄港容認の姿勢を崩さないのであれば、安全が確認された状態とはどのような状態を示すのか、県民が納得する形で具体的に答弁いただきたい。

以上。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時47分休憩

午後7時54分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 公務か公務外かを明らかにすべきである、あるいは公務を表示すべきであるということでございますが、公務・公務外について、これは事案ごとに示されるものと考えておりますが、このことについて事件・事故の再発防止を強く要請していきたいと考えております。

公務であることを表示することについては、今後検討していきたいと考えております。

それから、原潜のどういう状態が安全な状態かという御質問でございますが、どういう状態が安全な状態なのか明確にはわかりませんが、県としては、事故原因が明らかにされ安全策が示されることを今後とも強く求めていきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） ホームレスの支援につきましての再質問でございますが、県としてどのような支援ができるのか、御提案のようなメニューに関してですね。

国と協議しながら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 初日の最後になりました。どうぞもう少しおつき合ってください。

社大・結の会新垣清涼でございます。

一般質問。

知事の政治姿勢について伺います。

(1)、泡瀬干潟埋立訴訟について。

まず、子や孫たちの未来のために今私たちがやるべきことは何か、その視点で一般質問を進めてまいります。

泡瀬埋立事業が国や沖縄県、沖縄市にとって重要な

事業であればこそ、より民主的な手続をとって控訴すべきだったと思います。行政行為は継続ということも大切であります。でも、今回の判決は事業継続の中止を求めています。大事な事業だからこそ疑問が出た段階で立ちどまり、再度その事業効果や周りへの影響などを検証し議論することはとても大切ではないでしょうか。

そこで伺います。

ア、泡瀬干潟埋立事業に関する訴訟の判決を受けて、沖縄県の知事としてより民主的な控訴のあり方について見解を伺います。

イ、泡瀬干潟埋立事業は、そこにすむ動植物への影響はもちろん、周辺環境にも大きな影響を及ぼしていると思われます。それぞれにどのような影響を及ぼし、その対策はどのように行われ、その結果どうなっておりますか。

(2)、次に、基地行政について伺います。

ア、訪米予算の再提案理由について伺います。

知事は、さきの議会で修正案が可決されたことに対し、信じがたい、野党が否定する感性が全く理解不能と発言されています。野党が反対したことの理由や県民的な背景が理解できたのでしょうか。理解できて今回の提案だとしたら、どのように理解をされたのでしょうか伺います。また、今回の訪米目的等について開会日の議案説明にもありませんでした。さきの議会では知事訪米について意義、目的、あるいは要請項目、予算案などが文書で示されていましたが、今回はありませんがなぜですか。要請項目と要請先を明確に文書で示していただきたいと思います。

イ、鳥島・久米島両射爆撃場の返還要請について伺います。

知事は、漁業者の生活を守るために、鳥島・久米島両射爆撃場等一部訓練区域の返還要請行動を起こしました。その行動は評価をしたいと思います。残念ながら外務省や防衛省は冷たい返事です。県は粘り強く求めるとのことですが、その方策など決意を伺います。

次に、ことは県内への米軍原子力潜水艦の寄港が異常に多いようです。その理由について政府や米軍からの説明はありましたでしょうか。

ウ、米軍の原子力潜水艦の頻繁な寄港について知事の見解を伺います。

エ、次に、米軍セスナ機墜落事故について知事の見解を伺います。

10月24日の事故発生から50日近くになりますが、事故の原因は何だったのでしょうか。なぜ、きび畑に墜落したのか、エアロクラブの実態はどうなっています

か。明らかになっている事柄に対して知事の御見解を伺います。

オ、次に、地位協定の抜本的な見直し案について伺います。

米軍基地負担が過重な沖縄県知事の要請に対する政府の対応について知事の見解を伺います。

カ、次に、米軍普天間基地の３年以内の閉鎖・返還実現に向けた取り組みについて知事の見解を伺います。

知事は、２年前に米軍普天間基地の３年以内の閉鎖状態を実現すると申し出ておまして、今議会でもその３年以内の閉鎖状態を実現できると答弁されております。普天間基地ではヘリの飛行回数や爆音は知事が就任されてからますますふえるばかりです。先日４日も深夜の１２時前までエンジン調整音がうるさく、また、けさも６時過ぎからヘリの音がうるさく響いています。閉鎖を実現できるという根拠は何ですか示してください。

(3)、次に、宮古・八重山両支庁改編について伺います。

県は、行政サービスの中身・レベルは落ちない。ぜひ実現させてほしいと説明をされております。説明会では特に反対意見はなく、住民の理解が得られたとのことですが、ところが、地元からまだ存続の要請があります。その解決策について伺います。

(4)、沖縄総合事務局の存続について。

地方分権改革推進委員会との意見交換をされているようですが、その内容についてお伺いします。委員会の方針、それから県からの要望、その見通しについて伺います。

次(5)番目に、医療行政について伺います。

ア、県立病院のあり方について。

県立病院のあり方検討委員会でいろいろと課題について議論がされているとのこと。どのような議論がされていますか。

イ、次に、県立看護学校の役割と課題、運営について伺います。

ウ、県立病院の医師、看護師の確保への取り組みについて伺います。

エ、ドクターヘリ運航開始について。

これまで浦添総合病院が独自に行っていたドクターヘリ活動がことし１２月１日からは公的なドクターヘリとして運航することになりました。その運航規定・概要について伺います。県の役割はどうなっていますか。

(6)、道路行政について伺います。

ア、隣接する市町村道路の整備計画における県の役割について伺います。

１本の道路でつながっている隣接する市町村で、片方の市町村は道路整備が進められているのに他方の市町村にはその計画がないとき、県の役割はどうなっているのか。その調整役として県の役割についてお伺いしたいと思います。

イ、県道沿いの雑草の刈り取り清掃について伺います。

本県は観光立県を標榜しています。観光客の皆さんが通るような道路沿いに雑草が生い茂っています。その清掃の計画、対策について伺います。また、県民に参加させる仕組み、呼びかけなどはどうなっていますか。

(7)番目に、教育行政について伺います。

ア、高校生の大麻所持・使用が明らかになりました。県内における児童生徒の薬物使用の実態とその対策について伺います。

イ、学力向上に向けた取り組みについて伺います。

ウ、県内の学童保育の実態と課題、今後の取り組みについて伺います。

エ、精神性疾患で休職をする教員に対する対策、その取り組みについて伺います。

オ、公立校に新教員ポスト導入が検討されている記事がありました。そのことについて伺います。

その目的は何ですか、費用はどのぐらいを予定していますか。

(8)番目に、観光行政について伺います。

ア、沖縄観光のセールスポイントは何でしょうか、その取り組みについて伺います。世界一の観光地とはどのような地域なのか伺います。

イ、沖縄の観光振興の方向性と課題は何か、その取り組みについて伺います。

ウ、宜野湾西海岸地域の「都市型リゾートコンベンション拠点」としての整備促進について伺います。

エ、宜野湾西海岸地域にある仮設港について伺います。

仮設港の近くには宜野湾マリン支援センターがあります。台湾から観光視察の皆さんも来ております。仮設港周辺は雑草が生い茂り護岸も整備がなされていません。管理や今後の整備計画について伺います。

(9)、雨水やわき水の利活用について伺います。

沖縄県は雨の多い地域でありながら、雨水等の利活用が少ないのではないかと考えています。国・県のダム建設により上水道の需要に対しては十分に供給できるとのことですが、ことしの夏場はちょっとだけ節水

を求められる時期がありました。

そこで伺います。

ア、県管理施設における雨水の利活用とその取り組みについて伺います。

イ、県民の雨水利活用の促進はどのようなことが取り組まれていますか伺います。

ウ、県内各地域には多くのわき水（カー）があります。地域共同体によるわき水の利活用促進が必要だと思いますが、どのようなことが取り組まれているのでしょうか。

(10)、県の長寿県ナンバーワン復活に向けた取り組みについて伺います。

長寿県ナンバーワンを明け渡した理由はどのようなことが原因だと言われているですか。その対策についてどのような取り組みがなされていますか。

(11)番目に、少子化対策について伺います。

県人口は2005年の国勢調査で約136万2000人。国立社会保障・人口問題研究所の推計は2025年に143万3000人のピークに達し、以降は減少局面に入るとの見通しを示しています。県の少子化対策についてその取り組みはどうなっていますか。

(12)番目に、暴走族対策について伺います。

暴走族の音がうるさくて眠れない、赤ちゃんがびっくりして泣き出した、そんな苦情が市民から寄せられています。迷惑暴走行為の取り締まりはどのように行われていますか。暴走族の実態、逮捕者への指導はどうなっていますか。暴走行為に参加している若者たちに特徴や共通点もありますか、示してください。

(13)番目に、我が会派の代表質問に関連した質問を行います。

まず、カジノ問題について伺います。

カジノから連想されるのは、やはりギャンブル性、依存症、そして売春、麻薬など悪いイメージがあります。先ほど知事は、経済効果のお話をされておりましたが、沖縄観光のイメージを損なうことはないのでしょうか。カジノのよいイメージ、経済効果、一体どのぐらいの効果があると試算をされていますか示してください。

同じ会派の関連した質問で、裁判員制度について。

裁判員制度の導入については、準備不足であり県民への周知がまだまだ十分ではないかと感じております。犯罪歴のある方にも名簿登載の通知が届いたとの報道もありました。土曜日にはテレビでもスペシャル番組を組み、国民はまだまだ多くの不安があり参加をしたくないという意見が多かったです。名簿登載の通知が届いた県民の不安を取り除くためにも、県として

裁判所に申し入れをすることが必要だと思いますが、県の対応、御見解を伺います。

県民大会について伺います。

知事が今、沖縄の現状を訴えにアメリカに行かれるということでもあります。やはり地位協定の問題、たくさん問題を抱えております。そういうときに知事がやはり先頭に立って県民大会を開く、そのことによって知事公室長もおっしゃっていたように多くの団体が参加をし、沖縄の県民の総意として地位協定の改定を強く訴える、そういう県民大会はとても大事なことだと思いますので、ぜひ検討をしていただいて御答弁をいただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後8時8分休憩

午後8時9分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 新垣議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢に係る御質問の中で、訪米について再提案した理由等に係る御質問にお答えいたします。

オバマ次期政権の陣容や外交・防衛政策が固まる前に、政策形成に影響を持つ米側の関係者に対し、地元の声を直接訴え実情を理解してもらうことは、今後の基地問題の解決促進を図っていく上で重要であると考えていることから、訪米予算を再提案したものであります。

前回の議会におきまして訪米予算が削除されました。「米軍再編の確実な実施」という項目につきまして、普天間飛行場の代替施設の要請を含むのかという疑問に対しまして執行部の説明が十分でなく、議会の御理解が得られなかったためだと考えております。今議会におきまして議員の御理解を得て、訪米を実現したいと考えているところでございます。

次に、知事の政治姿勢の中で、鳥島射爆撃場の返還に係る御質問についてお答えいたします。

去る11月11日及び12日の2日間、私は久米島町長及び県漁連会長等とともに日米両政府に対し、ホテル・ホテル訓練区域の一部の解除、そして鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について要請をいたしました。

これに対し、外務大臣及び防衛大臣は、現時点で返還を求めるとすることは難しいとの認識を示しましたが、外務大臣からは、私なりによく勉強をしてみた

い、そして防衛大臣からは、今後外務省と一緒に努力していきたいとの発言がございました。

県としましては、訓練水域の存在や実弾による射爆撃等が漁業の振興や県土の保全等に著しい影響を及ぼすことがあってはならないと考えており、当該空域・水域の一部解除や返還について、引き続き日米両政府に対して求めていきたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、3年めどの閉鎖状態の取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の危険性を放置することはできないことから、同飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、3年をめどに危険性の除去、そして騒音の軽減を図ることを機会あるごとに政府に対し求めているところであります。

また、「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」が設置され、継続的に協議をしているところであり、今後、実務者同士の具体的かつ率直な意見交換や検討が行われて3年めどの閉鎖状態が実現できるものと考えております。

さらに、訪米に際しましては、米国政府に対して、危険性除去について日米両政府で十分協議するよう求めていると考えているところでございます。

同じく、政治姿勢の中で、沖縄観光の方向性と課題、その取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄観光振興の方向性といったしましては、豊かな自然景観などの優位性のある観光資源を活用し、多様なニーズに対応した通年、そして滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成に取り組みますとともに、将来の沖縄観光の大きな飛躍のために必要なハードそしてソフト両面の基盤づくりを着実に進めてまいりたいと考えております。

沖縄観光の課題につきましては、空港・港湾・道路などの観光インフラの早期整備促進、新たなマーケットの開拓や誘致活動の推進、観光地の魅力づくりなどの受け入れ体制の整備などが必要であると認識いたしております。このため、主要インフラの整備促進やリゾートウエディングの推進、MICEの誘致促進に取り組んでまいります。

さらに、ロングステイツーリズムの推進など新たな観光メニューの創出、そして地域と連携を図りながら魅力ある観光まちづくりの推進及び外国人観光客を対象とした受け入れ体制の整備などを行ってまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁

させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、泡瀬干潟判決を受けての見解についてお答えをします。

去る11月19日に泡瀬干潟埋め立てに関する住民訴訟の判決がありました。

当該判決において、環境影響評価法及び公有水面埋立法については、本件環境影響評価は違法とせず、本件埋立免許及び承認も違法とは言えないとされており、県の主張がほぼ認められた妥当な判決であると受けとめております。

しかしながら、本事業に係る公金の支出については、現時点においては、土地利用計画が定まっておらず、沖縄市が行う本件海浜開発事業は経済的合理性を欠き、県知事は判決確定後一切の公金の支出をしてはならないとされており、県の主張が認められず残念であります。

県としましては、現在、沖縄市が行っている見直し作業はより経済的合理性を高めるために行うものであり、現時点で沖縄市の土地利用計画の見直しがなされていないことをもって経済的合理性を欠くとは言えないと考えております。そのため、去る12月2日に控訴したところであり、土地利用計画の見直しや経済的合理性に係る説明を丁寧に行うことにより、司法の理解を求めていきたいと考えております。

次に、事業による影響等についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業においては、環境影響評価書に基づき、工事中は大気質、騒音、振動、水質、植物・動物、比屋根湿地の汽水生物等の調査を行っております。

調査結果については、事業者の設置した環境監視委員会へ報告するとともに、県文化環境部へも報告しております。

これまでの調査結果によりますと、工事に起因すると思われる影響は確認されておられません。

また、工事に際しては周辺環境への影響を可能な限り低減するよう、「4月から7月の間はトカゲハゼに影響のあるような海域工事の中止」や、「汚濁防止膜の二重展張」、「海上へ投入する石材の洗浄」等の措置を講じております。

続きまして、市町村道路の整備計画における県の役割についてお答えをします。

沖縄県内の市町村道は、平成18年4月現在、約1万

5600路線、実延長6300キロメートルとなっており、その管理は当該市町村で行うこととなっております。

隣接する市町村道路の整備計画については、一連の道路としての機能が十分発現できるよう、関係する道路管理者が相互に連絡調整することが重要であると考えております。

県としては、これまで市町村間の連携が図られるよう調整等を行ってきたところでありますが、引き続き市町村間の連携調整を図っていきたいと考えております。

続きまして、県道の除草についてお答えします。

道路の除草は、交通の安全性や快適性の確保のほかに、観光立県である本県において良好な景観形成を図る上で重要であると考えております。

県道での除草は、年4回程度必要と考えておりますが、厳しい財政事情のため、観光地へのアクセス道路等の除草を優先的にを行い、その他の道路については雑草の繁茂状況を見ながら対応しているところであります。

また、道路の除草や清掃などの環境美化については、通り会や学校等の186団体、約4400名のボランティアの支援もいただいており、県としては、今後とも地域ボランティアの拡大を図りながら、適正な道路管理に努めていく考えであります。

続きまして、宜野湾西海岸地域の仮設港の管理についてお答えします。

宜野湾西海岸地域における仮設避難港の岸壁及びその背後地は、宜野湾市大山地先の埋立工事の際、しゅんせつ船の避難港及びコンクリート資材の陸揚げ場として、昭和48年に県が民間企業に対し公有水面の使用許可を与えて整備されたものであります。

その後、宜野湾市のコンベンションセンターを核とする西海岸開発計画に支障があるとのことから、平成7年度末をもって同企業に対する使用許可の更新を終了しております。

平成12年3月からは、同企業に対し、当該工作物の原状回復義務の免除を行い、国に帰属させたことにより、国土交通省所管の公共用財産となったことから、現在、県が法定受託事務として管理しております。

県としましては、同用地の取り扱いについては、国、宜野湾市と調整を行っているところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 知事の政治姿勢のうち、原子力潜水艦の寄港増加についての御質問にお答

えします。

県としては、原子力潜水艦の寄港については、最小限にとどめるとともに、安全が確認されない限り本県に寄港すべきでないと考えております。

なお、県としては日米両政府があらゆる安全対策を講じ、原子力潜水艦の安全性の確保に最大限の努力を払うべきものと考えております。

次に、セスナ機墜落事故についてお答えします。

今回の事故では、地域住民への人身上の被害はなかったものの、航空機関連の事故は一步間違えば大惨事になりかねず、県民に大きな不安を与えるものであり、極めて遺憾であります。

また、今回の事故は、軍用機ではない小型航空機が施設・区域外に墜落したにもかかわらず、沖縄県警察による機体の差し押さえ、搭乗員への直ちの事情聴取等について米軍の同意が得られないなど、県民の生命、生活及び財産を守る上で、日米地位協定のあり方に強い疑念を抱かせるものであります。

県では、11月10日から12日にかけて、軍転協を通じ、安全管理の徹底と再発防止策、事故原因の徹底究明、被害に対する十分かつ速やかな補償、日米地位協定の見直し等について、米軍を初め日米両政府に対し強く要請したところであります。

次に、日米地位協定の見直しについてお答えします。

政府は、日米地位協定について運用の改善によって対応していくとしており、見直しに消極的な姿勢であることは残念であります。県としては、日米地位協定の見直しについては、引き続き渉外知事会等と連携しながら粘り強く取り組んでまいります。

我が会派代表質問関連で、県民大会の開催についてお答えします。

日米地位協定の抜本的見直し、米軍人等による事件・事故の再発防止等については、行政の立場でこれまであらゆる機会をとらえて要請活動を展開してきたところであります。

県民大会は、全党派、各種団体、経営者団体、労働団体、婦人団体など、広く各界各層を網羅し沖縄全体が一体となって開催されることが必要だと考えております。

県としては、県民大会の開催に当たってはそういう仕組みが必要であると考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 知事の政治姿勢について

の中の、支庁の改編についてお答えをいたします。

県は昨年から支庁組織改編に向け準備を進めていたところでございますが、地元の市町村長を初め商工会、建設団体等、23の団体から相次いで要請が寄せられたことから、地元の理解が十分得られていないと判断し、昨年は関係条例の提案を見送ったところでございます。

その後、地域住民へのサービスを低下させないよう対策を講じ、ことし8月及び10月には説明会を開催し、地元の理解が得られるよう努めてきたところでございます。

説明会には、地元議員や市町村職員に加え、昨年少要請が寄せられた商工会や建設団体等の各種団体からも参加がありました。

その中で、支庁長に対する地元の思いを理解してほしい等の意見もありましたが、説明会を開催して理解を得られる方向で調整していることは一定の評価をしたい、工事請負費の1億5000万円の執行権限が維持されることは問題ないといった意見もあり、一定程度の地元の理解は得られたものと考えたところでございます。

今回の組織改編は、簡素で効率的な組織を構築し、県の施策や事業執行を効率的に行うことを目的に実施するものであり、地元の市町村長等からの要請の内容については承知しておりますが、県としましては、地方分権の流れや行政改革の必要性等を総合的に検討した結果、地域住民への行政サービスを低下させることなく組織改編を行うこととしており、御理解を賜りたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、沖縄総合事務局の存続に関する地方分権改革推進委員会との意見交換についてお答えいたします。

地方分権推進の観点から、国の出先機関の見直しは必要であり、本県の自立的発展につながる事務・権限の移譲については受け入れるものであります。

しかしながら、沖縄振興に係る国の責務は、地方分権にかかわりなく果たされるべきものと考えております。このことを踏まえ、地方分権改革推進委員会との意見交換会においては、沖縄総合事務局の存続に関し、国の責任において直接的に支援していくことが必要な業務などを遂行する組織として存続することが必要であると申し上げたところであります。

委員からは、知事の采配のもとでより効率的・効果

的な地方政府をつくっていくべきではないか、財源と一緒に吸収してはどうかなどの発言はありましたが、委員会としての見解は特に示されておりません。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問で、県施設における雨水の利活用、県民への雨水利活用の促進及び地域共同体による湧水の利活用促進の取り組みについて、3件関連しますので一括して答弁いたします。

県においては、沖縄県水資源有効利用推進方針を策定し、水利用の合理化の促進・節水型社会の形成を図ってまいりました。

県施設における雨水の利活用については、本庁舎、宮古・八重山両支庁舎、平和祈念資料館等において雨水貯留槽が設置され、トイレ用水等として利用されており、県立学校、社会教育施設等においてもトイレ洗浄水や運動場、植栽への散水用として利用されております。

また、県民への雨水利活用の促進については、「雨水利用の手引き」を作成し、雨水利用の方法等の紹介を行うとともに、「雨水利用マニュアル」を作成し、公共施設及び民間施設における雨水利用施設の導入を促進しております。

さらに、湧水の利活用についても、水道水の水源として利用されているほか、「遊休水源利活用可能性調査」において湧水の利活用の方向性等が検討されており、その結果を踏まえて、湧水源の所在する地区内での利用を図っております。

今後とも、雨水や湧水の利活用の推進等、水資源の有効利用に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、県立病院経営の問題点と検討部会における審議状況についてお答えいたします。

沖縄県の県立病院は、地域における中核的医療機関として地域医療の確保に極めて重要な役割を果たしておりますが、危機的な経営状況にあります。

県立病院の今後のあり方につきましては、現在、沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会において御審議をいただいているところであります。

検討部会におきましては、第2回会議で県立病院長ヒアリングを実施し、県立病院経営の問題点など各病院長の意見を確認しております。

主な意見を整理いたしますと、県立病院の医療機能は原則として維持すべきであること、院長及び病院事

業管理者の権限が弱く、人事、予算に関する病院事務局との協議に時間がかかり過ぎること、精神保健福祉士など専門職種の人材確保が困難であり、また、事務部門の強化が必要であること、離島における人件費負担が大きいこと、全部適用への移行については、一部適用時と比較して現時点で大きな改善は認められないことなどであります。

同検討部会におきましては、このような病院長の意見を考慮して審議が行われております。

検討部会における主な審議状況を現段階で整理しますと、医療機能の見直しにつきましては、原則として北部、宮古及び八重山病院の医療機能は維持すべきであること、また、精和病院は、精神科急性期医療を充実させていく必要があることなどで意見が一致しております。

経営形態の見直しにつきましては、すべての県立病院について、より自律的で弾力的な経営が可能となり、いわゆる政策医療に対する県の財政負担は現在と同様に講じられる地方独立行政法人への移行も含め審議が行われているところであります。

なお、精和病院につきましては、指定管理者制度の導入についても審議が行われているところであります。

南部保健医療圏の公立病院等の再編・ネットワーク化につきましては、同保健医療圏における医療提供体制の現状等を踏まえ審議が行われているところであります。

県といたしましては、同検討部会の審議結果を踏まえ適切に対処してまいります。

続きまして、県立浦添看護学校の役割と課題及び運営についてにお答えいたします。

県立浦添看護学校は、県内で唯一の2年課程看護第一学科全日制を設置しており、准看護師が看護師国家試験受験資格を得るための教育課程を実施しております。

また、看護職員需給見通しを勘案しますと、3年課程の早期開設が必要となっていました。県といたしましては、平成21年度から浦添看護学校に3年課程第二学科を新設し、看護師の養成を図ることとしております。

浦添看護学校は、現在、県が直接管理運営しておりますが、今後は、県と民間の役割分担を踏まえ民間に移譲する考えであります。

続きまして、ドクターヘリの運航規定・概要及び県の役割についてにお答えいたします。

浦添総合病院・救命救急センターに対する国と沖縄

県の補助事業として、去る12月1日から運航を開始しましたドクターヘリは、読谷村内のヘリ基地を起点に、沖縄本島全域及び本島周辺離島を運航範囲としており、県内人口の92%をカバーしております。

ドクターヘリの運航は、消防機関または医療機関からの要請により出動し、運航時間は原則として午前9時から午後5時までとなっております。また、ドクターヘリでの搬送そのものは無料ですが、救急現場や機内で行った治療については、医療保険の範囲内で医療費を負担していただくことになっております。

沖縄県では、今後、自衛隊による急患空輸との連携や、災害発生時における医療救護についてドクターヘリが活用できるよう、運航調整委員会で関係機関・団体と協議していきたいと考えております。

続きまして、学童保育の実態、課題及び今後の取り組みについてにお答えいたします。

平成20年5月1日現在、県内の放課後児童クラブは23市町村、227カ所で実施されています。そのうち補助対象は22市町村で180カ所となっており、残りの47カ所につきましては、利用児童が9人以下や開設日数を満たすことができず補助対象外となっております。

放課後児童クラブの課題につきましては、平成19年9月に策定した「沖縄県放課後児童クラブ運営ガイドライン」の周知や71人以上の児童を受け入れている大規模放課後児童クラブの適正な人数規模への移行促進などがあります。

ガイドラインにつきましては、すべての放課後児童クラブに対してその趣旨等について、市町村と連携を図りながら周知活動に努めてまいります。

また、大規模放課後児童クラブの解消については、県教育委員会及び市町村と連携し、学校の余裕教室や児童館等を利用した適正な人数規模への移行促進を図りたいと考えております。

続きまして、長寿県復活に向けた取り組みについてにお答えいたします。

沖縄県では男女とも肥満率が高く、メタボリックシンドロームや生活習慣病の増加が心配されるほか、健康診断の受診率が低い状況にあります。このような状況が続きますと、沖縄県の長寿県としての地位が揺らぐというような状況になると考えられております。

県におきましては、長寿世界一復活に向けて「健康おきなわ21」を策定し、平成20年度から22年度まではその周知や県民が行動を始めてもらう段階と位置づけております。

今年度は、県民の健康づくりの行動指針である「チャーガンジューおきなわ9か条」を毎月1回、地

元 2 紙に掲載し、その周知を図っているところであります。

また、去る 6 月 28 日には、知事を団長として県民の健康づくりを応援する「チャーガンジューおきなわ応援団」を結成し、現在 53 団体が参加登録しております。

応援団については、ホームページを開設し県民に健康づくりの実践方法を提供しております。

さらに、9 月 6 日には「健康おきなわ 21」のさらなる推進を図り、県民に健康づくりに対する関心を持ってもらうことを目的に、「健康おきなわ 21 推進大会」を開催いたしました。

引き続き、「健康おきなわ 21」に基づき県民一体の健康づくり運動を推進していきたいと考えております。

続きまして、少子化対策の取り組みについてにお答えいたします。

県では、少子化が進行する中、県民が安心して子供を産み育てることができるよう、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」に基づき、「～親子が心身共に健やかに成長できる 子育て 親育ち 地域育ち～」を基本理念に、地域における子育て支援、母子保健の推進、仕事と家庭の両立の推進等 8 つの基本目標を柱として数値目標を掲げて取り組んでおります。

具体的事業としては、市町村と連携し、待機児童解消のための「保育所定員の増」を初め、多様な保育ニーズに対応した「一時保育」や「延長保育」の充実、地域で子育てを支援するための拠点となる「地域子育て支援拠点」の整備や「ファミリー・サポート・センター」の設置、放課後児童の健全育成のための学童クラブの設置、乳幼児の健康の保持増進を図るための乳幼児医療費助成事業等を推進しております。

また、同プランの推進を図るため、関係部局の課長等で構成する「沖縄県次世代育成支援対策連絡会議」を設置しており、福祉、保健、教育、労働など全庁的な連携のもとで、子供が心身ともに健やかに育つための環境を整備してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、医師及び看護師の確保についてにお答えします。

医師の確保については、県立病院で実施している卒後臨床研修の充実強化による医師の定着、脳神経外科や産婦人科等の医師を確保するための専門医派遣事業

の実施、ドクターバンク等支援事業との連携など、あらゆる手段を活用して医師の確保に取り組んでいるところであります。

看護師の確保については、今年度の看護師採用試験から、受験年齢制限を撤廃するなど、幅広い人材確保に向けて取り組んでおります。

また、首都圏の看護学校等の訪問や県内の看護学校において開催される就職説明会への参加に加え、今年度から新たに就職情報誌等による募集、再就職希望者に対する相談会の開催、合同就職説明会への参加など、求人活動を積極的に展開しているところであります。

特に、復職支援を図るため、嘱託看護師等の非常勤看護師については、勤務形態を本人の希望に沿うよう柔軟に対応するとともに、復職に当たり必要な研修を個別に実施しているところであります。

医師及び看護師確保は厳しい状況にありますが、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは知事の政治姿勢についての御質問で、児童生徒の薬物使用の実態とその対策についてお答えいたします。

去る 10 月 1 日に高校生が大麻所持により逮捕された事件を受け、県立高等学校全生徒を対象に大麻等薬物に関するアンケート調査を実施いたしました。

その結果によりますと、大麻などの薬物に関する印象については、心や体に害があるとの回答が 61.2%である一方、格好いいや気持ちよくなれるなどの回答が 14.2%ありました。また、薬物の使用について誘われた経験があるとの回答が 4.5%、1821 名、薬物を使っている人を見かけたとの回答が 1.8%、707 名ありました。

これらの結果から、高校生の大麻など薬物に対する理解が不十分であることや、薬物が高校生の中にも間違いなく忍び寄っていることに大変衝撃を受けております。

県教育委員会としましては、庁内に設置した「大麻問題に関するワーキングチーム」で高校生のアンケート結果の詳細な分析を行い、薬物乱用防止教育の具体的な方策を検討するとともに、年明けには中学生へのアンケート調査を実施いたします。

また、沖縄麻薬取締支所、警察、PTA 等関係団体で構成される緊急連絡会議で再発防止に向けた具体的な方策を検討し、県民的運動として社会全体で取り組

んでまいりたいと考えております。

次に、学力向上の取り組みについてお答えいたします。

本県は、知・徳・体の調和のとれた人間の育成を目指し、学校、家庭、地域が一体となって学力向上対策を推進してまいりました。しかしながら、昨年同様、今年度調査の分析結果から、本県の児童生徒は、基本的な生活習慣の確立や基礎学力の定着、学習意欲などに課題があるものと考えております。

県教育委員会としましては、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、これらの課題改善に多様な視点から取り組むため、教育庁内に学力向上施策検討委員会及び学力向上推進プロジェクトチームを設置し、全国学力・学習状況調査について分析・検討するとともに、沖縄県学力到達度調査等を実施することとしたところであります。

また、本県の小中学校教員の授業力向上を図り、児童生徒一人一人に「わかる授業」を構築するため、文部科学省の学力調査官等を交えた授業研究会を実施するなど、授業改善に取り組んでいるところであります。

県教育委員会としましては、今後の学力向上対策の取り組みの充実を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となった県民総ぐるみの学力向上対策を強力に推進してまいりたいと考えております。

次に、教員の精神性疾患による休職者の対策等についてお答えいたします。

平成19年度における本県の教員の精神性疾患による休職者数は、153人となっております。

県教育委員会としましては、教職員の「心の病」の早期発見、早期対応につながるよう、産業医やスクールカウンセラーの配置、管理職を対象としたメンタルヘルス研修会の実施や医師による健康相談、教職員の悩み相談事業等を行っているところであります。また、教職員の職場環境の充実を図るため、学校においては衛生委員会を設置するなど、労働安全衛生体制の確立に努めております。

今後とも、教職員の健康の保持増進を図り、信頼関係に満ちた明るい職場環境づくりを目指し、個々の実情に応じた職場支援体制の充実に努めてまいります。

次に、新たな職の設置についてお答えいたします。

平成19年6月に学校教育法が改正され、学校における組織運営や指導の充実を図るため、新たな職として「副校長、主幹教諭、指導教諭」の設置が可能となり、各都道府県で平成20年度から導入が始まっております。

新たな職の設置は、教員の負担軽減、子供と向き合う時間の確保、教員相互の支援や働きやすい職場づくりにつながるものと考えております。

県教育委員会としましては、人事委員会から給与の勧告も受け、新たな職の導入に向けて設置のあり方や方法等について、市町村教育委員会、教育事務所長会、学校長会及び職員団体等と意見交換をしながら検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 知事の政治姿勢に関する御質問の中で、沖縄観光のセールスポイントとその取り組み及び世界一の観光地についてお答えします。

沖縄のセールスポイントは、青い海、青い空に代表される豊かな自然、特色ある歴史遺産、芸能文化、県民の温かいホスピタリティなどがあると考えております。

その魅力をさらに伸ばしていくため、観光と環境の調和のとれた持続可能な観光地づくりを推進するとともに、豊かな自然環境を保全活用したエコツーリズムなどに取り組んでいるところであります。

また、温暖な海洋性リゾート環境を生かした健康保養型観光、特色ある歴史や芸能文化に触れ、体験する観光など、新たな旅行商品の開発と効果的なプロモーションの展開にも取り組んでいます。

海外には、魅力に満ちたさまざまな観光地があり、世界一としての評価も一概には言えませんが、例えば訪問する観光客の数でいいますと、日本政府観光局いわゆるJNTOの調査では、1位フランス7910万人、2位スペイン5850万人、3位米国5110万人となっております。

次に、宜野湾市西海岸地域の「都市型リゾートコンベンション拠点」としての整備促進についてお答えします。

県は、第3次沖縄県観光振興計画の中で、宜野湾市の西海岸地域をにぎわいのある都市型リゾート・コンベンション拠点に位置づけ、「宜野湾西海岸地域」として観光振興地域に指定しております。

同地域は、これまでにコンベンションセンター、マリーナ、ホテルなどの施設が整備されております。

また、ことし4月には、「宜野湾マリン支援センター」が供用開始されたほか、ボウリング場、リゾートホテル、健康保養型宿泊施設などの整備が計画されていることから、今後とも観光関連施設の立地が進む

ものと見込まれます。

沖縄県としましては、宜野湾市や地元関係団体等とも連携を図りながら、引き続き整備を促進してまいりたいと考えております。

次に、我が会派の代表質問との関連で、沖縄の観光のイメージについてお答えします。

カジノ・エンターテインメントは、導入により観光振興、地域の活性化、雇用の創出、税収の確保など、経済的波及効果の面で多くのメリットがあると言われており、国際観光におけるグローバル・スタンダードとなりつつあります。

沖縄県が目指すべき観光の方向性として沖縄振興計画においては、美しい海と豊かな自然、沖縄独特の歴史・文化など魅力ある地域特性を生かし、多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成を図るとしてあります。

したがって、夜間や雨天時及び季節を問わず楽しめるカジノ・エンターテインメントは、その有効な手段の一つであると考えております。

次に、カジノ・エンターテインメント導入による経済的効果についての御質問にお答えします。

沖縄県へカジノ・エンターテインメントを導入した場合の経済的波及効果の試算については、平成20年度カジノ・エンターテインメント検討事業の一つとして、現在調査研究を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 暴走族対策の取り組みについてお答えいたします。

本年11月末現在、暴走行為で検挙した者は2195人で、前年同期比1315人、149.4%増加しております。

そのうち、事件送致した201人の成人・少年別の内訳を見ますと、成人が31人、15.4%、少年が170人、84.6%となっております。

県警察では、暴走族の大半を占めている少年対策として、交通安全教育指導員による、中学生を対象にした暴走族加入阻止教室、検挙された暴走族構成員とその保護者を対象にした立ち直り支援のための家庭訪問、暴走族担当警察官による「暴走行為をしない、させない、見に行かない」をテーマにした学習支援授業などを行っているところであり、本年11月末現在で暴走族加入阻止教室を47校565名、家庭訪問を130名、学習支援授業を7校3724名に対して実施しております。

県警察といたしましては、今後とも暴走族への加入阻止及び離脱支援活動を積極的に推進してまいりたい

と考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 我が会派の代表質問との関連で、裁判員制度に係る県の対応についてお答えいたします。

県では、県民からの県政に関する相談等については、県民相談コーナー等で対応しております。裁判員制度についても、県民からの相談があった場合、裁判所等関係機関を案内することとしてあります。

県としましては、今後、裁判員制度に関する県民からの相談の状況を踏まえ、適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 再質問を行います。

泡瀬埋立事業の周辺への影響についてですが、環境の変化による影響というのは短期的にすぐあらわれるものと、長時間かかって少しずつ変化していくものがあると思います。

同じ中城湾内で漁業を営んでいる知念漁協のことが新聞に出ておりまして、早速大城団長と一緒に現場に行ってお話を聞いてきました。そうしますと、定置網に泥がついて漁獲高も半減をしたとか、あるいは沖縄市泡瀬の東部海浜開発など、相次ぐ埋立工事が知念海域に大きな影響を与えているのではないかと、今疑問を持っておられまして、県が2003年に知念海域の海底100カ所を堆積物調査をされているようですが、もう一度その調査をしていただいて、その汚染の原因を突きとめてほしいという要望が出ていると思います。それについてお答えをいただきたいと思います。

次に、基地行政で地位協定の見直しなんですけど、知事、やはり政府は非常に消極的なんですよ。ですからやはり日米安保をお認めの立場であられるわけですから、それをおいても日米安保の大きな負担は沖縄に集中していると僕は思っております。そういう意味では、沖縄県の知事はもっと強く政府に対していろんなことを要求すべきだと思うんですよ。戦後処理の問題もありますけれども、やはり日米安保は沖縄が、おれたちが担っているんだというぐらいの気持ちで、沖縄総合事務局の問題にしても、制度だけでなく、業務だけでなく予算もちゃんとくれと。そして沖縄が本当に自立できるように、知事が思っていらっしゃる、あるいは公約に掲げたものが実現できるように、

その財政を——交付金と言いますかね——そういう予算をしっかりとこせと、これは僕は強く言っているんじゃないかなと思っております。その決意をお願いします。

それから医療行政についてですけれども、先日、南部医療センター・こども医療センターに行って少しお話を聞くことができました。

病院の体制についてはなかなかその制度というのはよく理解できていないんですが、今、看護師1人で9床を診ないといけないと。1対9じゃないですか。（「10対1です」と呼ぶ者あり）10対1ですか。夜間は9床だという話をされていたんですが、それで、29あるけれども27しか実際今使えないんだと。だからベッドが余っているということなんだけれども、実際余っているんじゃなくて看護師が不足しているからそういう状況なんだというお話をされていたんですね。ですからそこら辺ももっとちゃんとそういう人員配置をすれば、子供たちも助けられると思うんです。

私は先日、ドクターヘリの運航式に行きました。そうしたら浦添病院の院長先生が助かる命は助けたいと、救いたいということをおっしゃっていたんです。助かる命だけ救えないことがいっぱいあると。ヤマトではたらい回しの状況があるけれども、沖縄ではこの10年間そういうことはないですよ。それは公的な病院が不採算医療と言われているものを全部引き受けているからなんだというお話も——これは南部医療センターの話ですけれども——そういう話をされました。

そういう意味では、やはり警察も人の命を犯罪から守るためにちゃんと人員を確保していますね、お金を投入していますね。消防署もやっぱり火事やそういったものから市民・県民を守るためにちゃんと予算を投入しているわけです。病院も人の命を預かっているわけですから、やはりしっかりと予算を投入してその体制、特に南部医療センターは隣に医療センター、そしてこども医療センターで、この間のヤマトであった、お母さんが脳の障害であっても両方で連携して沖縄ではできるんだと。沖縄の場合は大人の医療と子供の医療が連携してできるそのチームがしっかりとできているんだと。これを独立行政法人だとかあるいは私立にしていくと、そのこと自体が非常に守られないんじゃないかと、先生方は危惧されていたんですね。そのことについて答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後9時2分休憩

午後9時6分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 新垣議員の再質問にお答えしたいと思うんですが、特に地位協定に関連しての御意見、御質問だったと思うんですが、日本政府に対しても強く要求すべきは要求せよと、全くおっしゃっておりで、ぜひまた議員のお力もかしてください。頑張りたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 再質問にお答えします。

現在、沖縄の医療の問題点として挙げられているのが医師不足と看護師不足、両方であります。それで私、先ほど看護師不足の問題についてお話しして、その対策についているんなことを行っているというふうなお話をいたしました。

患者対看護師の割合で、10対1看護とか7対1看護というのがありまして、7対1看護というのが最近より患者さんに優しい看護ができるということで盛んに行われております。

もともと看護師が少ないところに7対1看護と、今までは10対1看護というのが一番濃い看護体制だったんですが、それに7対1看護というのが入ってまいりまして、そのために少ない看護師がますます少ないという状況が生じてまいりました。それで各地でそれに備えまして看護学校が設立されているのでありますけれども、それでもまだ少なくとも平成23年度までは看護師数、いわゆる絶対数が足りないというふうなことが言われておりまして、私たち県立病院といたしましては、あらゆる手段を持って看護師不足に対応しようとして一生懸命頑張っているわけであります。そのために年齢制限を撤廃いたしまして——無制限と言ったらおかしいんですが——60歳、定年の前までは採用しますというふうな形で採用に向けて取り組んでいるところであります。

それから、嘱託看護師などで本人の勤務形態、私は午前中しか働けないとか、あるいは午後だけしか働けない、私は夜勤だけという人にも、そういうふうな形で採用しましょうと。それから、長い間職を離れていて再就職に不安を持つ人には、復職に当たり必要な研修も個別に実施して採用するというふうなことをしているのでありますけれども、それでもどうしても絶対数が足りないものですから、今のところ例えば南部医療センターですと14床、中部病院で33床という病床が

開設できなくて休床状態ということでありまして、
今、公的病院は非常に医師不足だけではなくて看護師
不足という両方の問題に悩まされております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 再質問にお答えしま
す。

知念地先海域の土砂堆積状況の調査についての再質
問でございます。

平成15年度において県では知念地先海域の土砂堆積
状況に係る調査を実施しております。

当該調査結果における底質分布状況と事業実施前
——これは平成7年の状況でございますが——事業実
施前における底質の分布状況はおおむね一致する結果
が得られ、事業の実施が原因と思われる土砂等の堆積

は確認されておられません。

以上のことから、泡瀬埋立事業、それからマリン・
タウン・プロジェクトの一連の埋立工事との因果関係
は認められないというふうに認識をしております。

そうということで、要請の中城湾の汚染に係る詳細調
査の必要性については、現時点においては特に考えて
いない状況でございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議
案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明9日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後9時12分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 中 川 京 貴

会議録署名議員 渡 久 地 修

平成20年12月9日

平成20年
第4回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第5号）

平成20年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第5号）

平成20年12月9日（火曜日）午前10時2分開議

議 事 日 程 第5号

平成20年12月9日（火曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第35号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第35号議案まで

- 甲第1号議案 平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）
- 甲第2号議案 平成20年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 乙第1号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する等の条例
- 乙第2号議案 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県建設業審議会設置条例
- 乙第5号議案 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例
- 乙第7号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 工事請負契約について
- 乙第9号議案 工事請負契約について
- 乙第10号議案 工事請負契約について
- 乙第11号議案 財産の取得について
- 乙第12号議案 当せん金付証票の発売について
- 乙第13号議案 指定管理者の指定について
- 乙第14号議案 指定管理者の指定について
- 乙第15号議案 指定管理者の指定について
- 乙第16号議案 指定管理者の指定について
- 乙第17号議案 指定管理者の指定について
- 乙第18号議案 指定管理者の指定について
- 乙第19号議案 指定管理者の指定について
- 乙第20号議案 指定管理者の指定について
- 乙第21号議案 指定管理者の指定について
- 乙第22号議案 指定管理者の指定について
- 乙第23号議案 指定管理者の指定について
- 乙第24号議案 指定管理者の指定について
- 乙第25号議案 指定管理者の指定について
- 乙第26号議案 指定管理者の指定について
- 乙第27号議案 指定管理者の指定について
- 乙第28号議案 指定管理者の指定について

乙第29号議案 指定管理者の指定について
 乙第30号議案 指定管理者の指定について
 乙第31号議案 指定管理者の指定について
 乙第32号議案 指定管理者の指定について
 乙第33号議案 国営土地改良事業に係る負担金の徴収について
 乙第34号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
 乙第35号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

出席議員（47名）

議長	高 嶺 善 伸 君	25 番	新 垣 良 俊 君
副議長	玉 城 義 和 君	26 番	仲 田 弘 毅 君
1 番	上 原 章 君	27 番	照 屋 守 之 君
2 番	島 袋 大 君	28 番	辻 野 ヒロ子 さん
3 番	中 川 京 貴 君	29 番	嶺 井 光 君
4 番	桑 江 朝千夫 君	30 番	當 間 盛 夫 君
5 番	平 良 昭 一 君	31 番	当 銘 勝 雄 君
6 番	仲 村 未 央 さん	32 番	渡嘉敷 喜代子 さん
7 番	照 屋 大 河 君	33 番	前 田 政 明 君
8 番	渡久地 修 君	34 番	玉 城 ノブ子 さん
9 番	上 里 直 司 君	35 番	赤 嶺 昇 君
10 番	瑞慶覧 功 君	36 番	比 嘉 京 子 さん
11 番	奥 平 一 夫 君	37 番	金 城 勉 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	38 番	糸 洲 朝 則 君
13 番	當 山 眞 市 君	39 番	翁 長 政 俊 君
15 番	座喜味 一 幸 君	40 番	浦 崎 唯 昭 君
16 番	佐喜真 淳 君	41 番	池 間 淳 君
17 番	玉 城 満 君	42 番	新 垣 哲 司 君
18 番	仲宗根 悟 君	43 番	具 志 孝 助 君
19 番	崎 山 嗣 幸 君	45 番	新 里 米 吉 君
20 番	西 銘 純 恵 さん	46 番	嘉 陽 宗 儀 君
21 番	山 内 末 子 さん	47 番	新 垣 安 弘 君
22 番	新 垣 清 涼 君	48 番	大 城 一 馬 君
24 番	前 島 明 男 君		

欠席議員（1名）

14 番 吉 元 義 彦 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	仲井眞 弘 多 君	農 林 水 産 部 長	護 得 久 友 子 さん
副 知 事	仲 里 全 輝 君	観 光 商 工 部 長	仲 田 秀 光 君
副 知 事	安 里 カツ子 さん	土 木 建 築 部 長	漢 那 政 弘 君
知 事 公 室 長	上 原 昭 君	企 業 局 長	花 城 順 孝 君
総 務 部 長	宮 城 嗣 三 君	病 院 事 業 局 長	知 念 清 君
企 画 部 長	上 原 良 幸 君	会 計 管 理 者	福 治 嗣 夫 君
文 化 環 境 部 長	知 念 建 次 君	出 納 事 務 局 長	赤 嶺 哲 雄 君
福 祉 保 健 部 長	伊 波 輝 美 さん	会 計 課 長	

知事公室 秘書広報統括監	上運天	昂 君
総務部 財政統括監	名渡山	司 君
教育委員会 委員長	伊元正一	君
教育長	仲村守和	君
公安委員会委員	翁長良盛	君

警察本部長	得津八郎	君
労働委員会 公益委員	矢野昌浩	君
人事委員会 事務局長	伊礼幸進	君
代表監査委員	又吉春三	君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	長嶺伸明	君
次長	遊佐信雄	君
議事課長	嘉陽安昭	君

課長補佐	平田善則	君
主査	中村守	君
主査	佐久田隆	君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第35号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 一般質問2日目、皆さんおはようございます。

それでは一般質問を行いたいと思いますが、その前にちょっと所見を述べさせていただきます。

さまざまな改革がばっこする平成の時代、特に小泉政権下で「官から民へ」の威勢のいい構造改革のもと、郵政改革を初めとして財政や年金、医療保険、三位一体改革などが断行されてまいりました。数々の改革を推し進めてきたにもかかわらず、国民の生活は一向によくないどころか困難をきわめてきております。

自民党・公明党政権による長引く社会保障費の削減は、社会保障制度にも深刻な影響を及ぼしております。医療現場においては国民の健康、命を効率化、採算性のもと、市場原理へと投げ出し始めました。結果、医療機関の相次ぐ倒産、閉鎖が全国各地で起こり、地域医療が壊滅的な打撃を受け始めております。加えて今日の金融不況による世界同時不況、日本経済もその影響により大変深刻であります。3万人もの解雇や失業者が出るだろうと言われております。原油高騰による深刻な影響もつかの間、中小零細企業の倒産が相次ぎ、失業者の増加、求人数の減少など県民生活はさらに厳しい局面が出てきております。知事には、

県民生活をしっかり守るという視点で県政のかじ取りをしていただきたいと思います。

それでは1番目に、知事の政治姿勢について伺います。

任期折り返しを迎えた知事公約の実現に向けた取り組みについて以下の質問を行います。

ア、「子育て力おきなわ」について。

「世界に誇れる安心・安全な子育て環境をつくります。」と公約したわけでありますけれども、次の項目についてできるだけ詳細に、実現可能性も含めて御答弁をいただきたい。

(ア)、待機児童解消はどこまでできたか。知事就任から何名が解消でき、ゼロ目標まであと何名か、実現は可能なのか伺います。

(イ)、企業内及び企業間連携による託児所の設置推進について、何カ所設置ができ、今後何カ所が目標となるのか。

(ウ)、少子化対策としての子育て優遇措置について具体的に御説明いただきたい。当然沖縄オリジナルの優遇措置がとられると考えているわけですが、その内容、経緯について、また措置実施はいつごろになるのか伺います。

(エ)、児童虐待防止対策とその実績について伺う。防止対策はどのように強化をされてきたか。その効果実績についてはどうなのか。人員、施設、予算は強化されてきたのか。そして今後どのようにしていくのか伺いたい。

そして「健康、医療・福祉力おきなわ」について伺いたい。

(ア)、健康・長寿世界一復活へ向けた健康・医療・福祉の一層の充実を図るとしてあります。知事のそれらの現状認識について伺います。

ウ、「教育力おきなわ」について伺いたい。

(ア)、30人学級実現に向けた課題は何なのか。私には知事の本気度がなかなか見えてきません。一体この2年間で実現できるのか知事に伺います。

(2)、離島振興について伺います。

ア、知事公約の「離島・過疎地域の振興で世界に誇れるユニバーサルサービス」はどこまで進んでいるのか伺います。また、「離島・過疎地域の人口増加」を公約にしているが、現状はどうか、実現見込みはあるのか伺います。

そして県提案の「支庁改編」案について伺います。

ア、宮古・八重山圏域の反対姿勢が明確となりました。知事の見解を伺います。

イ、国の出先機関「総合事務局」改革とこの問題についての県の姿勢は矛盾していないか。

ウ、支庁の持つ「総合調整機能」とは一体何なのか。また、これまで支庁の果たしてきた役割と実績について見解を伺います。

エ、両圏域の住民はこれまで「地域完結型」行政機能を高く評価をし、今後もその機能を強く望んでおります。支庁廃止で「地域完結型」の行政機能を堅持できるのか伺います。

オ、出先機関としての宮古・八重山事務所で各出先機関を統轄・調整するとしておりますが、出先を本庁直結にすることと矛盾しないか伺います。

カ、知事は11月の定例記者会見で「改編によって行政サービスの中身やレベルを落とさない」と発言をされております。支庁長初めとして8名から10名と言われる今回の職員削減——これは宮古支庁におけるです——それでどのようにサービスの中身やレベルを落とさないで済むのか具体的に説明をお願いしたい。

2、医療行政について伺います。

(1)、県立宮古病院の移転新築問題について。

ア、建設までのスケジュールを示していただきたい。

イ、基本計画が示されたようでありますが、基本構想と大分乖離があると聞きます。どこがどのように相違があるのか、具体的説明をいただきたい。

ウ、基本計画策定に当たっては、基本構想に沿い、現場の声が当然生かされるべきだと考えられるが、どのような経緯、手順で進められたか具体的説明をいただきたい。

エ、病院建設及び運営に向けて県から宮古島市に対し、支援要請事項が示されたようですが、その内容と目的を問います。

それから、県立病院医師の手当廃止について。

ア、手当廃止によって総額幾らの削減で、そのこと

によって病院経営にどのような影響があるのか伺う。

イ、医師確保や特に離島勤務医師派遣への影響をどのように認識しているのか伺いたい。

ウ、手当廃止はどのような手順で決定をしたのか、その際現場の声は聞いたのか伺いたい。

(3)、県立病院のあり方検討について。

ア、部会の議論は独法化へと結論を急いでいるようですが、なぜ結論を急ぐのか。独法化のメリットだけが強調されておりますが、デメリットもあると思うが、それはどうか。

イ、部会では経営形態変更ありきで議論をされている。公営での議論がなされないのは一体なぜなのか。

ウ、県立病院長に対してもヒアリングが行われたようであります。それぞれの院長からどのような課題が指摘をされ、どのような要望が出たのか御説明をいただきたい。

聞くとところによりますと、当局内でも民営化に対して推進、慎重と意見が二分されているようであります。伊波福祉保健部長及び知念病院事業局長の御意見を伺います。

3、教育行政について伺います。

(1)、教職員の勤務実態調査について。

ア、調査の方法、手順、対象は職員だけなのか、管理職まで含めてか、調査項目、調査結果の検討の方法、検討委員はどのようなメンバーか、結果はどのように公表しどのように現場の改善につなげていこうとしているのか、改善について教育長の御決意を伺いたい。

(2)、2004年内規見直しによる学校生活の実態について伺います。

ア、内規見直しで学校生活（生徒・職員）へどのような影響が出ているか伺いたい。

イ、年度内で卒業できなかった生徒、つまり中途退学、あるいは休学、支援センター、その推移を伺います。

ウ、教育長は中途退学者が平成16年から全国並みになったと答弁をされておりますが、中途退学者が減った分、休学者と支援センター転入が増加傾向にあるのではないかと伺います。

エ、県内高校の不登校の生徒が増加の傾向にあります。5年間の推移と原因について伺います。

(3)はきのうの質疑で答弁されておりますので取り下げたいと思います。

4、下地島空港及び周辺残地の利活用について伺いたい。

(1)、去る9月議会において「4つの専門部会設置で

課題の解決に取り組む」との答弁でありました。その後の経緯と取り組みについて、また解決すべき課題とはどのようなことがあるのか伺う。

(2)、県のアジア・ゲートウェイ構想の拠点形成に向けて「国際緊急医療支援」に関する可能性の検討の中で、下地島空港の活用を含めるとの答弁がありましたが、今後の取り組み、そして見通しについて伺いたい。

5、産廃行政について伺いたい。

(1)、公共関与による処分場建設の進捗と課題、その解決に向けての取り組みを伺う。

(2)、廃棄物不法投棄防止事業の実績、行政処分、その後の処置等について、また不法投棄現場の廃棄物の処分はどのような手続で処理されるのか伺います。

(3)、県内の産廃処分場における違法操業の実態について伺いたい。

最後に、鉄等のスクラップ価格が暴落をしたために県内での廃車処理が滞り始めていると聞いております。その影響で廃車の不法投棄が始めているとの声も聞きます。特に、離島・過疎地・僻地での不法投棄が懸念されるが当局の見解と対策を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

奥平議員の御質問に答弁させていただきます。

知事の政治姿勢の中で、健康・長寿復活に向けての現状認識という御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県の平均寿命は男女とも伸び続けていますが、近年、その伸び率が全国に比べて減少し、男性の平均寿命の順位が後退いたしております。女性の1位からの後退も危惧され、健康・長寿を維持・継承する上で憂慮すべき状況にあると認識いたしております。

長寿世界一復活に向けては、生活習慣病の予防などの保健分野の施策だけでなく、医療や福祉、そして総合的な食育の推進など、多くの施策が密接に連携をしながら、行政と関係団体、県民一人一人が主体的に健康づくりに取り組む必要があります。

県といたしましては、「健康おきなわ21」に基づき、健康づくりの施策を一層充実強化をし、長寿世界一復活に向けて県民一体の健康づくり運動を推進していきたいと考えているところでございます。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、30人学級の実現に向けた課題等についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

30人学級につきましては、教育委員会から施設整備などの課題があると聞いており、今後につきましては

検討中であるとの報告を受けているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 知事の政治姿勢の御質問の中の、待機児童解消についてお答えいたします。

本県の平成20年4月1日現在の待機児童数は1808人となっており、多くの待機児童がいることから、県では従来から保育の実施主体である市町村と連携してその解消に努めてまいりました。さらに、現在、沖縄特別振興対策調整費を活用して認可外保育施設の認可化を促進する保育所入所待機児童対策特別事業を実施しているところであります。

当該事業におきましては、市町村が認可化することとした施設に運営費や施設整備費を助成し認可化を促進することで、平成23年までに約3600人の定員増を想定しております。これとあわせて既存制度での整備でも定員増を図り、待機児童の解消に努めてまいります。

続きまして、事業所内保育施設の設置促進についてにお答えいたします。

事業所内保育施設の設置は、仕事と家庭の両立の推進に有効な手段であることから、少子化対策において企業が果たす役割の一つとして重要であると考えております。

県では、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」において、「仕事と家庭の両立の推進」を基本目標の一つとしていることから、企業においても「一般事業主行動計画」の中で同施設設置への取り組みを位置づけることなどが望ましいと考えております。

県としましては、関係部局が連携して企業に働きかけるなど同施設設置を促進してまいりたいと考えております。

続きまして、子育て優遇税制措置についてにお答えいたします。

子育てに優遇される税制措置につきましては、国に対して、全国知事会を通して所得税の税額控除制度の新設など子育て家庭に対する支援税制の実施を要望しているところであります。また、九州地方知事会においても、子育て家庭に対する税制度の見直しを国に要望しているところであります。

続きまして、児童虐待防止対策と実績についてにお答えいたします。

児童虐待防止対策につきましては、生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する相談等を行う「こにちは赤ちゃん事業」及び、子育ての不安などを抱える家庭を訪問し相談・指導等を行う「育児支援家庭訪問事業」などを実施し、児童虐待の未然防止に努めております。今年度は「こにちは赤ちゃん事業」が36市町村で、「育児支援家庭訪問事業」が16市町村で実施されておりますが、未実施の市町村に対しては県としても実施を働きかけてまいります。

また、県では児童相談所において子ども虐待ホットラインによる24時間体制の電話相談の実施、中央児童相談所八重山分室の設置、児童福祉司等の増員など、体制の強化を進めてきており、さらに、県警及び女性相談所との連携の強化を図るなど、児童虐待の早期発見、早期対応に努めております。

しかしながら、児童虐待相談件数は依然として増加傾向にあることから、今後も、市町村における要保護児童対策地域協議会の設置促進などさまざまな形で児童虐待防止のための取り組みを進めてまいります。

続きまして、医療行政についての御質問の中の、あり方検討部会の結論を急ぐ理由及び独法化のメリットとデメリットについてにお答えいたします。

沖縄県の県立病院は、地域医療の確保に極めて重要な役割を果たしておりますが、危機的な経営状況にあります。

このようなことから、県においては、県立病院の役割・機能並びに運営体制を抜本的に見直し、効率的で将来にわたって継続可能な医療提供体制を確保することを目的として、県立病院のあり方に関する基本構想を策定することとしたものです。また、同基本構想は、総務省の公立病院改革ガイドラインに基づき県が策定する改革プランの内容のうち、県立病院の医療機能及び経営形態の見直し等に関し、県の基本方針を定めるものと位置づけており、改革プランは今年度中の策定が求められていることから、同基本構想も今年度中に策定する必要があります。

続きまして、地方独立行政法人に移行した場合のメリットとしましては、人事管理や予算執行などの業務運営において、法人独自の迅速で柔軟な意思決定を行うことが可能となるとともに、経営責任の所在も明確となり、また、地方公共団体の他部門との均衡にとらわれず、独自の人事体系を構築することが容易となるものと言われております。このほか、明確な目標を定め、業務の達成状況を定期的にチェックする仕組みなど、外部評価及び積極的な情報開示など、経営改善に

結びつく諸制度の導入が法律で義務づけられております。

なお、本県病院事業における独法化のメリットとして、地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な財産的基礎を有していることが求められていることから、独立行政法人への移行に伴う県からの現金出資等により、不良債務の解消が図られ、財務面の健全性が確保できることがあります。

デメリットとしましては、人事、給与システムの改修経費が発生すること、経営規模が政令で定める基準を超える場合には、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けることが義務づけられており、これに要する経費が発生することなどがあると言われております。

続きまして、県立病院のあり方検討部会における経営形態に関する審議についてにお答えいたします。

沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会におきましては、具体的な改革案の審議に先立ち、福祉保健部から各保健医療圏の医療提供体制の現状や、県立病院が果たしている役割などについて、また、病院事業局から、病院事業経営の現状と問題点などについて、可能な限り詳細な説明を行いました。また、第2回検討部会におきましては、県立病院長ヒアリングを実施し、各病院長から、経営形態の審議に当たっては、現在の医療機能が継続できるかについて慎重な検討を求めること、また、県立病院経営のあるべき姿として、人事、組織、予算面で経営の自律性を高め、経営責任を明確化すべきであること、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる運営体制とすべきであることなどの意見がございました。

このほか、福祉保健部において民間医療機関アンケート調査や県立病院職員アンケート調査を実施し、その結果を説明しております。これらを踏まえ、第3回検討部会におきましては、地域で必要とされる医療の安定的な提供を前提として、県立病院の経営課題を解決する上で、どのような経営形態がふさわしいかについて、現行地方公営企業の継続も含め審議が行われているところであります。

続きまして、県立病院ヒアリング結果についてにお答えいたします。

本年9月に開催された第2回沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会において、県立病院長ヒアリングを実施し、県立病院経営の問題点など、各病院長の意見を確認しております。

主な意見を整理いたしますと、県立病院の医療機能は原則として維持すべきであること、院長及び病院事

業管理者の権限が弱く、人事、予算に関する病院事務局との協議に時間がかかり過ぎること、精神保健福祉士など専門職種の人材確保が困難であること、事務部門の強化が必要であること、また、宮古・八重山病院における医師等医療従事者の確保が困難であること、離島における人件費負担が大きいこと、全部適用への移行については一部適用時と比較して現時点で大きな改善は認められないことなどであります。

同検討部会におきましては、このような病院長の意見を考慮しつつ審議が行われているところであります。

続きまして、県立病院の民営化に対する意見についてお答えいたします。

県立病院のあり方につきましては、沖縄県医療審議会に諮問を行い、現在、同審議会に設置された県立病院のあり方検討部会において、経営形態のあり方を含め御審議をいただいているところであります。

県としましては、同検討部会の答申を得て適切に対処してまいります。

なお、同検討部会におきましては、すべての県立病院において民間譲渡は行うべきではないとの認識で意見は一致しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、離島・過疎地域におけるユニバーサルサービスの進捗状況と人口増加の実現についてお答えいたします。

県は、離島地域の振興を県政の重要課題と位置づけ、地域特性を生かした個性ある観光・リゾート産業の振興、交通アクセス網の維持確保、情報通信網の整備、水の安定供給や廃棄物対策などの生活基盤の整備、医療サービスの向上、教育・文化の振興などの諸施策を推進し、ユニバーサルサービスの充実に向けて取り組んでいるところであります。また、離島・過疎地域の人口は住民基本台帳に基づく平成19年3月末で15万8800人、同じく平成20年3月末で15万7779人となっており、ここ数年ほぼ横ばいで推移しております。

県としては、地場産業の育成などにより、離島における雇用の場の確保を図るなど、引き続き定住の促進に努め、離島地域の人口増加を図っていきたいと考えております。

次に、下地島空港及び周辺残地利活用についての御質問で、専門部会設置後の経緯と取り組み及び解決す

べき課題についてお答えいたします。

下地島空港残地利有効利用連絡会議専門部会は、宮古島市から県に提案されている「下地島空港等利活用計画書」について、その内容を検証し具体化するため、去る9月5日に設置されたものであります。現在は、宮古地域の関係機関において、専門部会に提案する事項の検討を行っているところであり、来年には専門部会を開催していきたいと考えております。

なお、解決すべき課題としては、ゾーニングごとに計画を具体化し、空港残地の有効利用に当たって必要となる農地転用並びに都市計画区域への編入などが挙げられます。

同じく下地島空港との関連で、国際救急医療支援の可能性の検討についてお答えいたします。

県では、昨年取りまとめた「アジア・ゲートウェイの拠点形成に向けた取組方針」において、国際救急医療支援に関する可能性の検討を行うこととしております。

本年度においては、基地跡地の利用に係る調査の一環として、本県における国際貢献機能の拠点形成の可能性を検討しており、その中で国際救急医療支援についても検討していくこととしております。

県としては、本年度の調査結果や国の動向等も踏まえつつ、下地島空港の活用も含め、その可能性を検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 知事の政治姿勢に関連しまして、宮古・八重山圏域からの要望についてお答えをいたします。

県は昨年、組織改編に向け準備を進めていたところでございますが、地元の市町村長を初め商工会、建設団体等、23の団体から相次いで要請が寄せられたことから、地元の理解が十分に得られていないと判断し、昨年は関係条例の提案を見送ったところであります。その後、地域住民へのサービスを低下させないよう対策を講じ、ことし8月及び10月には説明会を開催し、地元の理解が得られるよう努めてきたところであります。

説明会には、地元議員や市町村職員に加え、昨年要請が寄せられました商工会や建設団体等の各種団体からも参加がありました。その中で、支庁長に対する地元の思いを理解してほしい等の意見もありましたが、説明会を開催して理解を得られる方向で調整していることは一定の評価をしたい、工事請負費の1億5000万

円までの執行権限が維持されることは問題ないといった意見もあり、一定程度の地元の理解は得られたものと考えたところであります。

今回の組織改編は、簡素で効率的な組織を構築し、県の施策や事業執行を効率的に行うことを目的に実施するものであり、地元の市町村長からの要請の内容については承知しておりますが、県としましては地方分権の流れや行政改革の必要性等を総合的に検討した結果、地域住民への行政サービスを低下させることなく組織改編を行うこととしており、御理解を賜りたいというふうに考えております。

次に、国の出先機関の見直しと支庁組織の改編について県の姿勢は矛盾しないかについてお答えいたします。

県としては、地方分権の推進や二重行政の解消の観点から、国の出先機関の見直しは必要であると考えており、本県の自立的な発展につながる事務・権限については移譲を受けることとしております。他方、沖縄振興に係る国の責務は、地方分権にかかわりなく果たされるべきであり、国の責任において直接的に支援していくことが必要な業務などを遂行する組織として、沖縄総合事務局の存続は必要であると考えております。

支庁組織の改編は、本庁と出先機関の役割分担を明確にし、県の施策や事業執行を効率的に行うための内部組織の見直しであり、支庁内部組織は各部直結の出先機関として存続し、引き続き行政サービスを提供していくことから、県の姿勢に矛盾はないものと考えております。

支庁の果たしてきた役割と実績及び総合調整機能についてお答えいたします。

両支庁は、宮古・八重山地域における総合出先機関として、社会資本の整備等に取り組んでまいりました。その結果、交通や情報の利便性の進展が図られているものと認識しております。

しかしながら、県行政における重要施策の推進や予算調整、企画・立案等に係る総合調整機能は、全県的な地域バランスを考慮して行う必要があることから本庁部長に付与され、出先機関の長である支庁長の役割は、管内関係機関における連絡調整機能にとどまっているところであります。

次に、地域完結型の行政についてお答えをいたします。

平成12年の地方分権一括法の施行による機関委任事務の廃止等に伴い、県と市町村の関係は、これまでの上下の関係から対等・協力の関係となっております。

地方分権型社会の今日にあっては、住民に最も身近な総合的な行政主体である基礎自治体である市町村が主役となって地域完結型の行政を担い、県は補完的役割を担うことが求められております。

このようなことから、県の役割を考えた場合、総合出先機関としての支庁を設置するのではなく、本庁各部直結の個別出先機関とすることにより、効率的な事業執行体制の構築を図ることが必要であると考え、支庁組織の改編を提案しているところであります。

続きまして、宮古・八重山事務所の役割についてお答えいたします。

県は、今回の支庁の組織改編を行うに当たっては、住民への行政サービスを低下させないことを前提に検討してまいりました。

宮古・八重山事務所を置くこととした理由は、現在の支庁総務・観光振興課が担っている管内各機関相互の連絡調整、情報集約及び地域住民への情報提供等の機能については、引き続き宮古・八重山事務所において担い、住民サービスの低下を来さないようにするためであります。

支庁内部組織を本庁各部直結の個別出先機関とすること、管内の各出先機関が相互に連絡調整を図りながら県行政を推進することは、矛盾するものではないものと考えております。

続きまして、行政サービスの維持についてお答えいたします。

今回の組織改編で支庁の内部組織が本庁各部の出先機関となることにより、人事や予算の総括事務が本庁各部の主管課において処理されることや、庶務事務の集約化に伴い職員の減が見込まれておりますが、このことにより行政サービスが低下することはないものと考えております。

支庁長の役割は、管内関係機関における連絡調整機能にとどまっているものと考えており、これまで支庁長が担ってきた管内関係機関における連絡調整機能は、引き続き事務所長が担うこととしておりますので、行政サービスの低下はないものと考えております。

県としましては、今後とも行政サービスの向上に努め、離島振興のための重要施策を着実に推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 医療行政についての御質問の中の、宮古病院建設までのスケジュールにつ

いてにお答えします。

宮古病院の改築については、平成22年度の国庫要請を目途に作業を進めているところであります。建設までの大まかなスケジュールとしては、まず、基本計画を今年度末までに策定し、21年度中の国庫要請、21年度から22年度にかけて基本設計及び実施設計を作成することとしております。宮古病院の改築事業が平成22年度の国庫補助事業として採択された場合には、同年度下半期の事業着手、平成25年度当初開院のスケジュールになると考えております。

続きまして、宮古病院整備基本計画に係る基本構想との乖離及び現場の声についてにお答えします。2の(1)のイとウについて一括してお答えします。

宮古病院整備基本計画は、主として基本設計を策定するための骨子を定めるものであり、去る6月に作成した宮古病院整備基本構想並びに今後策定される県立病院のあり方基本構想及び県立病院改革プランで示される宮古病院の役割・機能等を踏まえ、本年度末までに策定することとしております。

現在、「基本計画1次案」を検討の出発点として作成し、病院現場及び関係機関との調整を開始したところであります。

今後、病院現場の意向等をも考慮して基本計画の検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、宮古島市に対する支援要請についてお答えします。

宮古病院が宮古圏域における中核的病院として安定的に医療を提供していくためには、同圏域の一次医療の確保に対して責任を有する宮古島市との連携強化が必要であると考えております。また、新病院の建設は多額の累積欠損金や不良債務を抱える厳しい経営状況の中で行われるものであります。

これらのことから、新病院の建設に当たって離島増嵩経費等に対する財政支援、宮古島市と宮古病院が連携した効率的な救急医療を実施するための役割分担と財政負担、医療と保健・福祉行政との連携強化のための支援などの検討を宮古島市に対して要請しているところであります。

続いて、医師手当の廃止と経営への影響についてお答えします。

医師手当を廃止した場合の削減額は2億3500万円と見込んでおります。一方、今年度の県人事委員会勧告では、医師の人材確保を図るため、初任給調整手当等の引き上げが勧告されており、病院事業で初任給調整手当等の引き上げを実施した場合には3億6900万円の財源確保が必要となります。

病院事業は極めて厳しい経営状況にあることから、初任給調整手当等の改定に当たっては、新たな人件費の増嵩により経営への悪影響を招かないことを基本に、医師手当や給料の調整額の廃止を含めた給与制度の適正化と合わせて検討を行ったところであります。

続きまして、医師手当廃止の医師確保への影響についてお答えします。

医師手当の廃止については、全国的な医師不足の中で、離島医師確保への影響を強く懸念する意見等が寄せられております。

病院事業局としても、離島の医療体制や医師の確保は非常に重要な課題であると認識していることから、今後医師労組ともよく話し合い、慎重に対応していきたいと考えております。

続いて、医師手当廃止の決定手順についてお答えします。

今年度の医師の給与改定に当たっては、人事委員会の初任給調整手当等の引き上げ勧告への対応や、給与制度の適正化、経営状況等を総合的に検討し、病院事業局において給与改定の方針を提案したものであります。

各病院へは、医師労組へ提案するに当たって事前に情報提供を行うとともに、病院長等の各病院の幹部が出席する経営改革会議において内容を説明し、理解を得よう努めたところであります。

続きまして、県立病院の民営化についてお答えします。

県立病院の経営形態の見直しについては、県立病院のあり方検討部会の答申を踏まえて、県の方針が決定されるものと承知しております。現在、地方公営企業法に基づき、病院事業の管理者として設置された病院事業局長の職にある者としては、地方公営企業法の全部適用のもとで県立病院の健全な運営に全力で取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） 議長、休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時43分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○教育長（仲村守和君） それでは教育行政についての御質問で、教職員勤務実態調査についてお答えいたします。

教職員の勤務実態につきましては、平成18年度に文

部科学省が全国調査を実施し結果が公表されました。その結果を受け、県教育委員会では、公立小・中・高・特別支援学校の全教職員を対象に「教職員の勤務の実態や意識に関する調査」を8月に実施いたしました。

調査内容としましては、勤務時間内の業務に関すること、勤務時間以外に行っている業務に関すること及び日ごろの業務における悩みなどとなっております。

現在、大学教授、弁護士、医師等の学識経験者、学校、PTA及び職員団体関係者等から成る「教職員の勤務の実態や意識に関する分析検討委員会」を設置し、その集計結果をもとに勤務状況等の実態把握と分析を行い、12月末を目途に提言を受ける予定であります。

県教育委員会としましては、その提言を受け、学校組織の活性化・効率化に資する方策や教職員が働きやすい環境づくり等の改善策を講じていきたいと考えております。

次に、内規の見直し後の状況についてお答えいたします。

本県の県立高等学校における進級に関する規定につきましては、文部科学省の通知及び学習指導要領の改訂を機に、平成15年度より授業に出席し学んだ実績、いわゆる履修を進級の基本とする見直しを行いました。進級の規定が緩和されたことにより単位を修得する機会がふえ、原級留置者や休学者の数が減少し、中途退学率も徐々に改善され、平成16年度以降は全国と同率程度で推移しております。

学校生活への影響として、一部の生徒に進級に対する緊張感が薄れ、学習意欲の低下が見られるなどの課題もありますが、教職員の生徒一人一人の個に応じた手厚い指導により多様な生徒の個性の伸長が図られているものと考えております。

次に、年度内で卒業できなかった生徒の推移についてお答えいたします。

高等学校へ入学した生徒が卒業するまでの間には、転入、転出、留学、原級留置、休学、中途退学等があり、3年後に卒業できなかった生徒数について正確な把握は困難であります。仮に、学校基本調査により県立高等学校の入学者数と3年後の卒業者数の差をとりますと、平成15年度1924人、平成16年度1579人、平成17年度1495人、平成18年度1539人、平成19年度1276人となっております。

次に、休学者数と高等学校生徒就学支援センターへの転入生の推移についてお答えいたします。

本県の県立高等学校における休学者数は、平成15年

度1140人、平成16年度1287人、平成17年度1035人、平成18年度973人、平成19年度858人と推移しております。

また、高等学校生徒就学支援センターへの転入生は、平成15年度185人、平成16年度244人、平成17年度81人、平成18年度156人、平成19年度239人と推移しております。

中途退学者が減少したことにつきましては、平成12年に策定した「中途退学対策の基本方針」に基づき、各学校において中途退学対策の体制を整え、創意工夫したわかる授業の実施や生徒理解のための指導・支援カルテの活用、学業不振者への個別支援など、教職員の生徒一人一人へのきめ細かな指導の効果であると考えております。

次に、県立高校の不登校生徒数の推移と原因についてお答えいたします。

文部科学省の問題行動調査によりますと、本県の県立高等学校の不登校生徒数は、平成15年度913人、平成16年度1417人、平成17年度1317人、平成18年度1048人、平成19年度1097人となっております。

不登校の原因としましては、学業不振などの学校生活に起因するもの、不安や緊張、無気力などの本人の問題に起因するもの、親子関係をめぐる問題などの家庭生活に起因するものなどがあります。

県教育委員会としましては、これらの実態を踏まえ基礎学力の向上を図るために、習熟度別授業やチームティーチング、補習授業を実施するとともに、学校における教育相談体制の充実に向け、スクールカウンセラーや専任カウンセラーを配置するなど、今後とも個に応じたきめ細かな指導の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 産廃行政についての御質問で、公共関与最終処分場の整備についてお答えいたします。

公共関与による産業廃棄物最終処分場の立地候補地につきましては、総じて厳しい意見が寄せられており、これまで3カ所の立地候補地においてそれぞれの関係者に理解と協力を求めているところですが、用地の決定には至っておりません。

産業廃棄物最終処分場の整備に当たっては、共通認識の形成を図り、地域との信頼関係を構築することが重要であると考えており、関係自治体や地域の方々の理解と協力が得られるよう努めていきたいと考えております。

次に、不法投棄防止事業の実績及び行政処分等についてお答えいたします。

県では、毎年不法投棄実態調査を行い、県内全域の不法投棄の実態を把握しております。平成18年度の調査結果では、不法投棄箇所は69カ所、不法投棄量は約7600トンとなっております。

県では、不法投棄の防止対策として、廃棄物監視指導員の保健所への配置、市町村職員の併任発令、監視カメラによる監視を行っているほか、県警本部と合同で設置した「美ら島環境クリーン作戦本部」を活用して告発等を行っております。また、各保健所に設けた「廃棄物不法処理防止ネットワーク会議」において、不法投棄等の実態把握に努めております。

行政処分の状況は、平成19年度は処理業の許可取り消しが2件、改善命令が1件、施設の許可取り消しが1件、合計4件で、行政処分のほかに告発が1件となっております。

行政処分については、「沖縄県産業廃棄物行政処分取扱要領」に基づき、警告書等の行政指導を行い、行政指導に従わない場合に許可取り消し等の行政処分を実施しております。

不法投棄などの不適正処理については、こうした行政指導や措置命令などの行政処分によって改善を図っております。

次に、産廃処分場における違法操業の実態についてお答えいたします。

県は、毎年産業廃棄物処理業者等に対し、立入検査等実施計画を策定して立入検査を定期的の実施しております。また、総点検実施要領を策定して、焼却施設及び最終処分場に対する総点検を年1回実施しております。

産業廃棄物最終処分場に対する平成15年度以降の指導等の状況は、警告書等の行政指導が4件、許可取り消し等の行政処分が5件となっております。

これらの指導等に関する廃棄物処理法違反の内容は、安定型最終処分場において安定型産業廃棄物以外の廃棄物を埋立処分した処理基準違反、処分場周辺の囲いが破損していた維持管理基準違反であります。

また、管理型最終処分場における違反の内容は、変更許可を受けずに埋立区域を拡大した無許可変更、許可容量を超過して埋立処分した維持管理基準違反であります。

次に、スクラップ価格の暴落による離島地域などにおける廃車の不法投棄対策についてお答えいたします。

県が保健所を通して実施した調査では、これまでの

ところ不法投棄は確認されていませんが、鉄スクラップ価格の暴落により、これまで有償で取引されていた廃車が今後逆有償で処理されることも考えられ、不法投棄などの発生も懸念されることから、市町村、県警、海上保安本部等関係機関と連携して事業者等の監視を強化したいと考えています。

また、離島地域の処理費用の低減化を図るため、廃車の海上輸送費用の8割を補助する離島対策支援事業の活用について、関係市町村等に対する普及促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○奥平 一夫君 答弁漏れがあります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時59分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 県内の事業所内保育施設の数ということで、平成19年4月1日時点で29施設となっております。今後とも、関係部局と連携しまして企業に働きかけたいと考えております。

それから税制の件なんですけれども、所得税に対して現在は所得控除をしておりますが、税額控除に見直すようにということを全国知事会、それから九州知事会、これは全国が20年の7月17日、それから九州は20年の10月29日なんですけれども、知事会を通してお願いをしているというような状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 再質問いたします。

今の福祉保健部長の答弁で、29施設やっていると。これは仲井眞知事が就任してから29施設ふえたという意味なのか、それとも既に仲井眞知事が就任する前までに29施設あったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから知事にお聞きしたいんですけれども、「世界一元気で長寿な島をめざします。」と言っておられますけれども、私としては、非常にあいまいとしているので、このことをアクションプログラムを示しながら、目標年を設定をして取り組んでみてはいいかかと思えます。お伺いします。

もう一つは、今、「世界一元気で長寿な島」という概念がちょっとわからないんですけれども、これはやはり何か指標がないと、世界一になったというそういうことが達成されたということがなかなか内外にわか

らないと思いますけれども、知事が考えている健康長寿世界一とはどういうものなのか、その辺についてちょっとお伺いをしたいと思います。

それから30人学級、知事の本気度がなかなか見えてないというお話の質疑をしたんですけれども、私はこの小さな島の存在感を世界に示していくというのは、唯一やはり人づくりだと考えています。つまり人材育成だと思っているんですけれども、そういう意味で沖縄では教育にもっと予算もかけて、人もふやして当然だと思いますけれども、知事の考え方をお聞かせください。

それから総務部長、この支庁改編の地元説明会で地元議員の参加があったとするんですが、本当ですか。これをお聞きします。どういう議員の皆さんが参加をしているのか伺います。

それから理解が得られたという感触とは具体的にどうということなのか、説明をいただきたい。

それから宮古病院の問題について、この計画では患者の適切な療養環境を確保できないし、将来の高齢社会や何より将来の医療の進歩に対応できないという地元の意見があるんですが、事業局長どういうふうにお考えでしょうか。

それからこの基本計画は現場の院長や職員の意見はどうか、お伺いしたのかどうか、お聞きします。

それからあり方検討委員会の中でも石井委員は、宮古・八重山病院は非常に狭くて将来に大きな問題を抱えている。急性期医療を組織的にやるためには決定的に欠落していると発言されているんですが、この御意見についてもお伺いしたい。

それで、離島においても沖縄本島と格差のないような医療環境にすべきだと思うんですがいかがでしょうか、お伺いいたします。

それから手当の問題なんですけれども、手当廃止で組合との協議の場は持てているのか。それから組合サイドからどのような声が上がっているのか。現場、特に離島・僻地の病院、診療所からはどのような声か伺います。手当廃止をされた場合、47.5%のお医者さんが退職をしたいとしているんですが、事業局長の見解を伺う。

それから離島医療や沖縄の誇る救急医療が崩壊してしまう可能性が高くないか、伺います。

もう一つ、全国的な医師不足で各県、各病院とも病院の存亡をかけて医師の確保に躍起になっているこの時期に、現状認識と見通しが非常に甘いのではないかというふうに思いますが、見解をお伺いしたい。

それから、あり方としてさっき福祉保健部長の答弁

の中で、総務省のガイドラインに基づいてこのあり方の審議をしている。ことしじゅうに結論を出さなきゃならないというお話ですが、この出さなきゃならないという御意見、もし出さなければどうということになるのかお伺いしたい。

それから先日、医療経営の切り札として導入された民間によるPFIが大きな赤字を生んで崩壊しました。民営化が決して病院再生の切り札でないことを示した例だと思います。

公営企業会計全部適用で院長への権限移譲を認め経営刷新しているやさきの県立病院、現に先月視察をした宮古・八重山病院では、単年度の赤字を大幅に減らしている。病院長の権限強化をして改革を図ろうというやさきであり、経緯や結果を見た上であり方検討の結論は判断すべきではないのか、伊波部長にお聞きをしたい。

それから独法化は採算重視の組織になるわけでありますから、医療の低下、医師確保の疑問、県民ニーズにこたえる医療の後退、不採算医療や離島医療からの撤退、災害拠点病院としての機能が強化できるのか。あるいは議会の監視ができなくなる、経営悪化で閉鎖もできる、そうすると地域医療の崩壊へとつながる。そういう県民の懸念に具体的にお答えください。

ちょっと休憩お願いできますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時5分休憩

午前11時6分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○奥平 一夫君 教育長、教育長には非常に現場の認識が届いていないのか、認識が甘いのか、ちょっと僕にはわかりませんが、これは実は教職員組合がこの内規見直しについてのアンケートをとりました。こんなに膨大なものになっています。（資料を掲示）

その中で、内規見直しで悪影響があったとする学校がかなりの割合になっております。そういうことでぜひとも現場を視察をしていただきたい。その中でこのアンケートの中の御意見、先生方の意見を2つほど挙げます。

これは職業高校ですけれども、先生方が手とり足とり補講や追試を合格させる方向に向けて熱意を注ぎ努力し卒業させる方向になっているが、生徒の人間としての成長、努力、根性を奪い取る状況でよくないと思う。生徒をだめにしている。

それから、これは普通高校。無気力な状態で進級してきたため、3年になってもその状態が改善されず、結局は卒業できなかった生徒は独自で勉強して追試を

受けるような単位履修生システムなど不可能であると述べております。

県の高等学校の指導方針の中で、人間としてのあり方、生き方の指導を通して目的意識を持たせ、生徒が自主的に進路を選択し自己実現を達成するよう務めますとありますけれども、このことと現状とのそごがあると思うんですが、教育長の御見解をお伺いしたいと思います。

それから産廃行政について、不法投棄の処分場、改善を図ると言っているんですが、具体的にどういことなのか伺いたい。そして、これまで不法投棄された現場の廃棄物はどのように処分をされてきたのか伺いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時 8分休憩

午前11時17分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 議員の再質問が11ぐらいありましたが、2つ私の方で答弁させていただきます。

まず第1に30人学級について、私の本気度がよくわからぬというような御趣旨の御質問、かつ人材育成が大事じゃないかということだと思えます。

無論おっしゃるように、もうすべてが人材育成に尽きるというぐらい地域の活性化、発展の源だと思えます。

私は教育の専門家ではありませんが、人材育成が大事だという点では同じです。そういう中でこの30人学級が教育長の御理解と研究を得て現実に小学校1年生でスタートいたしております。無論すべての小学校でせめてやれたらと思うんですが、議員もおっしゃったように、やはりお金の面、予算の面、いろんな面がございます。

そういうことも含めて教育委員会の定数に係る予算とか定数という分がございますので、無論これは教育委員会の意見を踏まえ、私も文部科学省を含め予算の確保については一生懸命、一緒になってやってまいりたいと考えております。

もう1点、健康・長寿についての概念というか定義がはっきりしないのではないかと、御提案だと思うんですが、アクションプログラム、そして目標をもっとクリアにしたらどうかという御趣旨の御質問だと思うんですが、これは確かに健康長寿世界を取り戻すというのは、お医者様といいますか専門家の御意見によりますと三、四十年はかかるということと、

少なくとも10年以上はかかるでしょうということと、一人一人の自覚も必要だと。いろんな要素がございます。そういう中で日本一の、例えば一つの指標ですが、平均寿命で男女とも日本一を取り戻すということも一つの目標ですが、そのみならず一人一人が健康というような面も含めて、おっしゃったようにアクションプログラムのなものはできてはおりませんが、議員の御提案としてちょうだいして検討してまいりたいと思います。

その他の御質問については、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 奥平議員の再質問にお答えをいたします。

説明会において地元議員の参加があったかどうか、またどういう議員かについてお答えいたします。

説明会において地元議員の参加はございました。

内容としましては、宮古島市議3人、多良間村議1人、八重山地域においては八重山石垣市議1人というふうになっております。

それから、地元の理解を得られたとの評価についてお答えをいたします。

先ほども御説明しましたけれども、ことし8月、10月に説明会を開催いたしました。

その中におきまして支庁長に対する地元の思いを理解してほしい等の意見もありましたけれども、説明会を開催して理解を得る方向で調整していることは一定の評価をしたい。それから工事請負費の1億5000万円の執行権限が維持されることは問題ないといった意見もございました。

それから八重山地域においては郡民大会を予定したようでございますが、それについては開催がされなかったということと、その後、地元の市町村長から要請がございました。

内容を要約いたしますと、両地域ともこれまで支庁が果たしてきた役割について一定の高い評価をした上で、県の進めている行財政改革についても理解できるということでございます。

宮古市村は、課題解決のための組織機能や住民サービスの低下を招くことがないよう、支庁の存続を含め組織の維持・存続について要請するということと、八重山市町村会からは、八重山支庁を知事直属の総合機能を持つ行政組織として位置づけ、支庁機能のさらなる強化を要請したということになっております。

なお、内容については、今回の改編に伴い具体的に

住民サービスが低下する、特に支障が生ずるというような要望内容にはなっていないというふうに理解しているところでございます。

また、要請の際、具体的に支障が出るような事項があれば特に要望してほしいというようなことを申し上げたようでございますが、今のところそういう要望はございません。

以上のことから、支庁組織の改編について今議会に提案したわけでございます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、奥平議員の内規の見直しについての再質問にお答えをいたします。

進級規定の見直しによりまして、履修した生徒が進級し単位を修得する機会がふえまして学習環境が保証されるなど改善された面もありますが、議員がおっしゃるように一部の生徒に授業に対する緊張感が欠け、安易に進級しているとの声があることも承知しております。

県教育委員会としましては、進級規定を見直して5カ年が経過しますことから、今後、学校の実態を詳細に把握し検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 仲井眞知事就任後の事業所内保育施設の数ということでございましたが、2カ所となっております。那覇市の産業支援センター、それからうるま市のIT事業支援センターとなっております。

続きまして、改革プランを今年度中に出さないとどうなるかという御質問にお答えいたします。

経営形態の結論なんですけれども、結論を急ぐということでございますが、県立病院のあり方を検討する理由の一つとしましては、総務省の公立病院改革ガイドラインで今年度中に公立病院改革プランの策定を求められていることであります。

ですが、最も大きな理由は、県立病院事業の厳しい現状にあります。

病院事業は平成17年度以降、毎年度30億以上の経常損失を計上しておりまして、また多額の一時借入金を抱えるなど極めて厳しい経営状況にあります。

財政面の健全性の回復が喫緊の課題であるということからでございます。

続きまして、院長権限の移譲についての経過を見る

べきではないかということでございますが、県立病院あり方につきましては、8月26日に審議会に諮問を行っておりますが、第4回検討部会におきまして病院事業局長等から病院長への権限移譲を次年度から行う予定である旨の説明がありました。検討部会におきましては、このような発言も考慮して審議されると理解しております。

県といたしましては、その検討部会の答申を経て適切に対処してまいりたいと考えております。

独法化で政策医療が担保できるかということでございますけれども、地方独立行政法人におきましては、救急医療、それから周産期医療の政策医療の実施については、地方独立行政法人第25条の規定に基づきまして議会の議決を経て知事が中期目標を定め、これを地方独立行政法人に指示することで担保するということになっております。

病院事業の場合、中期目標を達成するため地方独立行政法人が作成する中期計画についても議会の議決が必要となります。また、政策医療等の実施に要する経費につきましては、同法第85条の規定によりまして、現在の地方公営企業と同様に県が負担することとなっております。

このような議会及び知事を通じた統制と県の財政負担によりまして、地方独立行政法人は法人に移行した場合においても政策医療の提供は担保されと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 産廃行政の関連の再質問で、不法投棄の改善方策等これまで不法投棄された現場の処分はどうするのかという再質問にお答えいたします。

不法投棄の改善方策としましては、まず防止対策として県・市町村等関係機関の連携・協力のもと、監視体制の強化を図り不法投棄の実態把握に努めてまいりたいと考えております。

また、これまでに不法投棄された箇所について、不法投棄行為者が判明した場合は、当該者に撤去等の処理をさせております。また、場合によっては市町村等が撤去している状況もございます。しかし、不法投棄行為者がなかなか判明しない事例が多いため、県としましては、県警等の関係機関と連携して不法投棄者の特定に努めているところであり、引き続き関係機関との連携強化を図って不法投棄の防止策を推進していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 再質問にお答えいたします。

宮古病院の改築についてでありますけれども、今回作成されました整備計画案はあくまで一次案でありまして、まだ十分な検討がなされておりません。今後、病院現場、関係機関と宮古病院の役割・機能を踏まえた十分な整備について調整を重ねてまいりたいと思います。

続きまして、医師の給与の削減についてお答えします。

今年度の県人事委員会勧告では、医師の人材確保を図るため初任給調整手当等の引き上げが勧告されており、病院事業で初任給調整手当の引き上げを実施した場合には3億6900万円の財源確保が必要となります。

病院事業は極めて厳しい経営状況にあることから、初任給調整手当等の改定に当たっては、新たな人件費の増嵩により経営への悪影響を招かないことを基本に、医師手当や給料の調整額の廃止を含めた給与制度の適正化と合わせて検討を行ったところであります。

しかしながら、医師手当の廃止については、全国的な医師不足の中で、離島の医師確保への影響を強く懸念する意見等が寄せられております。

病院事業局としても、離島の医療体制や医師の確保は非常に重要な課題であると認識していることから、今後、医師確保に影響が出ないように慎重に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 教育長にちょっと要望したいと思います。

ちょっと現状認識が甘いんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ学校現場の実態把握をしていただいて、そして管理職や職員を含めてこのことについて徹底的に議論をしていただいて、学校の実情に即して内規の柔軟な運用あるいは見直しを含めて検討いただきたい。見解を伺います。

それから、不法投棄はまだ処分されていないというんですけれども、これはきちんと行政執行で僕はこの廃棄物は処分されるべきものというふうに考えますが、見解を伺います。

不法投棄廃棄物処分された廃棄物です。それはまだ積み残しはあるという御意見でしたよね。だから、それは行政執行でもしてきちんと処分すべきじゃないの

かという意見です。お伺いします。

以上終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時35分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、再々質問にお答えをいたします。

新内規の見直しについて、ぜひとも学校現場との意見交換をしていただきたいとそういう趣旨の御質問でございましたけれども、これから学校の実態等も詳細に把握し検証してまいりたいと思っておりますので、学校現場、校長を初め職員との十分な意見交換を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 不法投棄物の処分についての再々質問にお答えいたします。

不法投棄につきましては、不法投棄者が確認できた場合については、不法投棄者に撤去を命令し、環境保全上の支障のおそれがある場合は措置命令をしている状況でございます。

不法投棄者が確認できない場合について、環境保全上の趣旨の有無によりその環境保全上の支障がない場合については土地管理者へ撤去を指導しており、ある場合につきましては県または市町村の代執行の手続がとれることになっておりますので、その状況によって的確に判断をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 11月4日にバラク・オバマ次期米大統領が20万人の支持者を前に勝利演説を行いました。大変すばらしい演説でございましたが、その中の一節をちょっと御紹介いたします。

私は、私を支持していない米国民の皆さん、あなたの票は得られなかったかもしれないが、あなたの声は聞こえる。I will be your president. 私はあなたの大統領になる。

大変短いフレーズであります。相手側の意見を聞くという民主主義の原則をよく言いあらわしていると思いますし、アメリカ統合の象徴としての大統領の自覚みたいなものを非常に強く感じます。また、米国の

真の強さは、軍勢力や富ではなく、民主主義と自由、機会、希望という理想が持つ不朽の力であると。米国は変わることができる。ぜひ、そうあってほしいと思います。

そこで、知事にこの新大統領オバマ氏の当選の感想をお聞かせください。

それから、オバマ大統領になった場合に沖縄の基地政策は変わるとお考えか、その辺も含めてお聞かせください。

2番目、県民生活をめぐる状況についてであります。内外の経済状況は極めて厳しく、県民生活を直撃しております。また、自動車産業などの不振で自動車関連で非正規労働者の1万4000人削減が報じられている、これは08年度ですね。ことし10月から来春までに非正規労働者3万人が失業すると言われている。県内にも深刻な影響を及ぼしておりますが、県は昨今の経済状況をどのように認識をし、新年度予算も含めてどういうふうに対応されるか。

(2)番、知事公約である「失業率の本土並み達成」の見通しと具体的なプロセスを示されたし。

(3)番、この5年間ににおける企業の倒産件数はどうか。また、それによる解雇者は何名か。

(4)番、自動車産業などの減産によって沖縄から就労している非正規従業員はどのような影響を受けるか。また、その人員はいかほどか。

(5)番、知事は沖縄の雇用の厳しい現状にかんがみ、自動車関連会社に雇用枠の確保について申し入れるべきだと思うがどうか。

これは前田さんの代表質問にもございました。10万人前後と言われる季節労働者が、来年以降、トヨタを中心に日産、いすゞ、日野、ホンダと、解雇をするあるいは採らないという状況になります。これはもう県内からすれば、沖縄県1万人以上が年間行っておりますので、非常に深刻な状況になると思います。したがって、お答えは関西の事務所を派遣するというものでありましたが、そういうことではなく、知事がじかにお出ましになって、必要があれば県議会議長も一緒に同行していただいて、沖縄県挙げてトヨタやあるいは日産の本社に行って知事がお会いをします。そして、幹部に会って沖縄の厳しい状況を説明されて、沖縄枠は当面確保してほしいと、こういうことが一番重要でありますので、今ここで手を打たないと間に合いませんし、大変深刻な状況になりますので、ここはぜひ知事にお出ましを願いたい。ここはひとつしっかりと御答弁をいただきたいというふうに思っております。

(6)、教育庁の障害者雇用率の未達成について教育長の見解を問います。何名で、何名足りないのか。

(7)、商店街の空洞化についてはどういう対応をしてきたのか。

(8)番目、就学援助受給者の数も増大しております。原因は何か。県の対応を伺います。

(9)、県民の預貯金の問題で、貯金の額は幾らか。また、年収200万未満の世帯、預金ゼロの世帯は何世帯あるか。

(10)、生活保護の増加もありますし、県民1人当たりの所得の下降傾向も続いております。これらの非常に深刻な状況を沖縄県知事としてどうとらえてどう対応するかということであります。

3番、泡瀬地区埋立事業についてであります。

(1)番、事業の概要について説明をしてください。

(2)番、事業の進捗状況と総予算並びに国・県の投入実績を明らかにしてください。

(3)番、土地利用計画の概要について説明してください。

(4)番、埋立面積の中でウエートの高い——37ヘクタールでしたか——宿泊施設用地のホテルなどの利用計画の根拠、これを数字を挙げてわかるように示してください。埋立理由書によっておりますので。

(5)番目、沖縄市が進めている利用計画見直しと県の埋立必要理由書との関係はどうかということです。

(6)番目、沖縄市は平成22年までに利用計画を策定しているが、県はこの論議にはいつの時期から参画するか。

(7)番、知事は埋立差しとめの判決を受けて控訴したが、県議会の審議を通さなかったのはなぜか。沖縄市は議会の議決に付したが、それはどう思うか。

(8)番、包括外部監査結果報告書で事業の再検討を求めているが、どのように受けとめたか。

それから4番、米軍基地関係についてであります。去る10月24日に名護の真喜屋で墜落をしたこのセスナ機ですが、私もずっと朝方までおりましたが、ほとんど米軍優先の措置がとられたという印象を強く持っています。我々は、関係者含めて立ち入りを要請をしたわけですが、結局区長さんを初め市会議員の皆さんも、国会議員も見えていましたが、だれ一人として現場に入ることはできませんでした。このガイドラインを見直すべきだというふうに思いますがどうでしょうか。

それから、できれば県警本部長の——県警が仕切っていましたので——見解も賜りたい。これは二次質問でやるということは、県警に通達しております。

(2)番目、シーファア駐日米国大使が11月6日の会見で、「海兵隊をできるだけ早く移すことはやぶさかではないが太平洋地域における緊急事態への対応能力が損なわれるので、普天間飛行場の代替施設ができるまでではない」と述べている。この考え方について知事の見解はいかがかということでございます。

(3)番目、政府は2009年度予算で辺野古埋立工事などの経費を計上しないという方針を立てていますが、どのように受けとめていらっしゃるか。

(4)番、知事の訪米について、9月議会に続いての提案ですが、目的、要請内容に違いがあるのか。

(5)番、訪米に当たっては嘉手納以南の基地整理縮小のみを求めるのではなく、全県にわたる整理縮小を要求すべきだと思うかどうか。

北部から見れば非常に違和感がある要求で、歴代の知事はこれまでずっと保守も革新も含めて、全県の基地の整理縮小を要求してきたわけであって、私は嘉手納以南ということを持定する今日の意味はないのではないか。ヤンバルに集中することは、文字どおりこれはそのまま行くと米軍再編の路線そのものに逢着するのではないかというふうに思っていますので、明確にしてください。

(6)、大浦湾のアオサンゴ群落は単一遺伝子型と言われておりまして、環境変化の影響を受けやすいと。県は独自で調査する必要があると思うかどうか。そういう調査をする予定があるかどうか。また、意思があるかどうかですね。米軍基地の建設によっては大きなダメージを受ける。保護について具体的な対応を伺います。

5番目、県立病院の充実についてであります。

(1)、あり方検討部会が県立病院の民営化方針を出したというふうに報道されています。これは県の方針ですか。先ほどの部長の答弁を聞いていますと、まさにそういう感じがいたします。

(2)番目、この部会の方針に対して現場の県立病院長より激しい異論が現場でも表明されております。現場の声も聞かずに県民の声や県議会の議論も経ないで一方的に既成事実を積み上げるやり方はこれは許しがたい。委員の氏名の公表とその権限について明確にされたい。

(3)、県立病院の使命とその位置づけについて改めて県の見解を示してください。

(4)番、北部病院の産婦人科が再開されました。知念局長を初め関係者の御苦勞を多といたします。持続的な医師の確保のためにどのような対策を立てるか。

6番目、自殺の予防についてであります。

(1)、うつ病が自殺の大きな原因の一つと言われる中で総合精神保健福祉センターの果たした役割は大変大きいものがあります。その現状はどうなっていますか。

(2)番、遺族へのケアも含めて県の取り組みを伺います。また、現場市町村との連携はどのようにするのか。

(3)番、自殺防止のため「いのちの電話」など民間ボランティアの果たしている役割は大変大きいわけですね。この「いのちの電話」というのは、朝から晩までずっとぎりぎりにある人たちから電話がかかってきて、大変重要な役割などを果たしております。そういうボランティアとの連携や助成はどういうふうにするかということを示してください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城義和議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢にかかわる点で、アメリカでオバマ氏が新大統領に当選した今の感想いかにという御趣旨の御質問にお答えいたします。

オバマ氏には、世界をリードする超大国の指導者として、国際社会の平和と安定及び世界的な経済危機に迅速かつ適切に対応を行うよう強いリーダーシップを発揮していただきたいと思います。

また、日米同盟や東アジアの平和と安定に向けて努力するとともに、沖縄の米軍基地の整理縮小を初め基地問題の解決が図られることを望んでいるところでございます。

次に、同じく政治姿勢の中で、沖縄の基地政策の変化いかにという御趣旨の御質問にお答えいたします。

オバマ次期政権の日本を含む東アジアの安全保障戦略や沖縄の米軍基地政策への影響につきましては、現時点では明らかではありませんが、私も大きな関心を持っており、今後とも情報の収集をしながら状況を見きわめたいと考えているところでございます。

次に、失業率の本土並み達成の見通し、具体的なプロセスいかにという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、完全失業率の全国平均化に向けて地域産業の振興を図りますとともに、沖縄IT津梁パークの整備や税制上の優遇措置等を活用しましたトップセールスなど雇用効果の高い企業誘致に積極的に取り組んでいるところでございます。また、観光、情報通信関連企業のミスマッチ対策、そのためのフォーラムの開催やマッチング支援のほか、キャリア教育の推進

に向けましたジョブシャドウイングの実施、そして県民意識改善の広報等に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、米国経済に端を発しました経済危機の影響により、県内外有効求人倍率の低下や輸出産業を中心とする雇用調整など当初予測が難しかったことが発生いたしております。

このように、完全失業率の全国並み改善は厳しい環境にはありますが、ぜひとも実現すべき重要な課題であると認識いたしております。

このため、今後の政府における総合経済対策と連携を図りつつ、県内の現状を踏まえた中小企業に対する支援や雇用支援の拡充など取り組みを加速し、そして目標達成に向け全力で取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、県民生活をめぐる状況についてに関連した御質問で、不況に伴う県出身非正規労働者への影響及び雇用確保の申し入れについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

この中で、2の(4)、2の(5)が関連いたしておりますので、お許しを得て一括してお答えいたしたいと思っております。

自動車産業などの減産により、雇用調整を受ける県出身者の人数につきましては、沖縄労働局、愛知労働局などを通じて今調査中でございますが、はっきりとまだ把握はされておられません。しかしながら、県としては、多くの県出身者が影響を受ける可能性が高いと無論考えております。そして県の事務所を通じまして、企業や経済団体などへまず聞き取りを行うなど状況把握に努めているところです。

あわせて、雇用継続や再就職先のあっせんなどの努力を行うよう求めたいと考えております。

そしてまた、県外事務所の相談窓口の充実強化を図っているところでございます。さらに、各都道府県の労働局や都道府県などとも連携をし、県出身者を支援してまいりたいと考えております。

こういう中で、今の窓口相談員の設置とか強化に合わせて、県といたしましては、観光商工部長等を派遣したり、無論、議員御提案の県知事、三役が率先して大きな企業グループを回るべきだという点、私も大賛成ですから、そういう方向でこれから動き回ってみたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 県民生活をめぐる状況についての御質問で、昨今の経済状況に対する認識と対応についてお答えいたします。

本県経済の状況を最新の経済指標で見ると、観光が好調を維持し、建設関連も改正建築基準法の影響が和らいでいる一方、雇用情勢が依然厳しく、好調を維持してきた個人消費もやや弱い動きが見られることから、「景気は横ばいに推移している」と分析しております。

しかし、世界的に景気が減速する中、国内経済もマイナス成長に転ずるなど、外部環境は急速に悪化しており、先行き不透明な状況にあると認識しております。

このため、県民生活や経済活動の安心・安定を図られるよう、去る10月31日に「沖縄県緊急総合経済対策連絡会議」を設置するとともに、国の第一次補正予算への対応を確認し、今回の補正予算案において、総額約22億円の経済対策を計上したところであります。

県としましては、引き続き国の第二次補正予算の動向を踏まえ適切に対応するとともに、県独自の施策等、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

同じく、県民生活をめぐる状況との関連で、県民の直近の預貯金200万円未満、ゼロの世帯についてお答えいたします。

総務省が実施している直近の平成19年「家計調査」によると、本県の世帯の預貯金額は524万円となっております。なお、家計調査では預貯金200万円未満及びゼロの世帯については集計しておりません。

ちなみに総務省が5年ごとに実施している全国消費実態調査——平成16年版でございますけれども——これによりますと貯蓄現在高階級別では150万円から300万円の世帯が14.7%、150万円未満が38.3%となっております。

同じく県民生活に関連いたしまして、1人当たり県民所得の下降傾向への対処についてお答えいたします。

本県の経済成長率は、全国をやや上回る水準で推移しておりますが、人口増加率が高いこともあり、1人当たり県民所得は伸び悩んでいる状況にあります。

1人当たり県民所得を向上させるためには、人口の伸びを上回る経済成長が必要であり、観光・リゾート産業や情報通信関連産業など発展可能性の高い産業領域を戦略的に振興し、県全体の所得の向上につなげていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 時間の都合もありますので、

玉城義和君の質問及び質疑に対する残りの答弁は午後
に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時24分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

この際、報告いたします。

説明員として出席を求めた会計管理者福治嗣夫君
は、別用務のため本日のこれより以降午後4時までの
会議に出席できない旨の届け出がありましたので、そ
の代理として出納事務局会計課長赤嶺哲雄君の出席を
求めました。

○議長（高嶺善伸君） 午前の玉城義和君の質問及び
質疑に対する答弁を続行いたします。

観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 県民生活をめぐる状
況に関する御質問の中で、この5年間の県内の企業倒
産件数とそれによる解雇者数についてお答えします。

東京商工リサーチ沖縄支店の資料によりますと、過
去5年間の沖縄県内における負債総額1000万円以上の
企業倒産件数は、平成15年119件、平成16年83件、平
成17年80件、平成18年83件、平成19年78件となっ
ております。平成20年については、10月末現在で86件
となっております。これら個々の倒産企業が解雇した労
働者の人数を把握することは困難であります。

次に、商店街の空洞化への県の対応とその成果につ
いてお答えします。

沖縄県では、中心市街地の活性化を図るため、空き
店舗活用起業支援事業や商業基盤等施設整備事業等
により、空き店舗を活用した若年者の創業や日よけの
設置等について支援してまいりました。また、商店街
振興組合指導事業等により、セミナーの開催や派遣
研修等による商店街の組織強化や後継者の育成等を
支援しております。しかしながら、その成果を空き店
舗率で見た場合、改善していると思われる地域もあ
りますが、沖縄県全体ではほぼ横ばいで推移して
おります。

沖縄県としては、地元自治体や商店街等と連携
しながら、引き続き中心市街地の活性化に取り組ん
でまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） では、県民生活をめぐる
状況についての御質問で、障害者の法定雇用率の未
達成

についてお答えいたします。

県教育委員会における障害者雇用の現状につきま
しては、平成20年6月1日現在、実雇用率が1.27%と
法定雇用率に達せず73名が不足し、全国都道府県
教育委員会の平均1.58%を下回るなど厳しい状況に
あります。特に、職員構成の約9割を占める教育職員
において障害者の割合が低く、教員免許状を有する
障害者が少ないことや、教員の職務の特殊性が影響
しているものと考えられます。

県教育委員会としましてはこのような現状を認識
し、ことし11月20日、庁内に「障害者雇用推進委
員会」を設置し、次期障害者採用計画の策定と今後
の取り組み方針を確認したところであります。

今後、他県の取り組み事例につきましても参考に
しながら、専門的なノウハウを有する沖縄労働局の
助言を受けつつ法定雇用率の達成に努めてまいり
ます。

次に、就学援助の増加原因等についてお答えいた
します。

就学援助制度は、経済的理由により就学が困難と
認められる児童生徒の保護者に対して市町村が学用品
費等を援助し、義務教育の円滑な実施を図るもので
あります。

平成19年度において就学援助を受けている児童生
徒の数は2万1490人となっており、近年増加傾向に
あります。

受給者数の増加要因としましては、母子家庭の増
に伴う児童扶養手当受給者の増、企業の倒産やリス
トラ等経済の変化、市町村による就学援助制度の周
知などが考えられます。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会へ
通知をし、就学援助事業の適切な実施を促して
おります。また、全国都道府県教育長協議会等を通
じ、就学援助の充実を関係省庁へ要請している
ところであります。

今後とも、教育の機会均等の確保のため、必要
な就学援助が行えるよう働きかけていきたいと考
えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 県民生活をめ
ぐる状況についての御質問の中の、生活保護世帯
の増加についてお答えいたします。

生活保護世帯がこの10年間の景気変動に対応し
て増加しているのは全国的な傾向となっております。

沖縄県の生活保護世帯数は、平成9年度9976世
帯、

平成19年度 1万5732世帯となっており、5756世帯の増となっておりです。

なお、平成19年度生活保護世帯数を世帯類型別で見ますと、高齢者世帯が約47.0%を占めております。

生活保護制度は、生活に困窮する者がその利用し得る資産、稼働能力、年金収入等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活ができない場合に必要の保護を行うとともに、その自立を助長することを目的として適用されるものであります。

今後とも各福祉事務所等での生活保護制度の適正なる運用に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、県立病院の充実についての御質問の中の、県立病院の民営化方針についてにお答えいたします。

沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会におきましては、経営形態を含む県立病院のあり方について御審議いただいているところであります。

同検討部会において、現時点では経営形態の見直しに関する結論は出ておりません。なお、同検討部会におきましては、すべての県立病院について民間譲渡は行うべきではないとの認識で意見は一致しております。また、県立病院のあり方に関する県の方針は、医療審議会の審議結果を踏まえ知事が決定することとしております。

続きまして、沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会の委員氏名の公表と同検討部会の権限についてにお答えいたします。

沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会の委員につきましては、県のホームページにおいて第1回検討部会の会議資料の中で氏名を含め既に公表しております。

沖縄県医療審議会は、医療法第71条の2の規定により県に設置が義務づけられている附属機関であります。

医療審議会の職務は、医療法の規定によりその権限に属する事項を調査・審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査・審議することとされております。

県立病院のあり方に関する基本構想につきましては、8月26日諮問を行い、同審議会に設置された検討部会において審議が行われているところでございます。

なお、医療審議会を含む附属機関の答申の内容には法的拘束力はありませんが、諮問を行った執行機関はこれを尊重すべきものと解されております。

続きまして、自殺の予防についての中、自殺対策における総合精神保健福祉センターの役割についてにお答えいたします。

沖縄県警の統計によりますと、平成19年における自殺の原因の中でうつ病が20.5%と最も高くなっていることから、その対策を強化する必要があると考えております。

うつ病対策において最も重要なことは、早期発見と早期治療であり、そのためには普及啓発、相談支援体制の充実、適切な診断治療体制の確立等が必要であることから、県では、「沖縄県自殺総合対策行動計画」に基づき、関係機関と連携して取り組みを進めているところであります。

総合精神保健福祉センターは、地域における精神保健福祉施策を推進する中心的役割を担っております。うつ病対策についても、同行動計画に基づき講演会等の普及啓発、専門相談外来や電話相談などの相談支援、うつ病デイケアの民間への普及や「かかりつけ医研修事業」等について、関連する引きこもり対策等とあわせて推進しているところであります。

続きまして、自死遺族へのケアも含め県の今後の取り組み等についてにお答えいたします。

本県における自殺者数が依然として300人を超える状況にあることから、県においては、「沖縄県自殺総合対策行動計画」に基づき、関係機関と連携して対策を進めているところであります。

今年度は30代から50代の働き盛り、健康問題や経済・生活問題を原因とする自殺者が多いことに着目し、メンタルヘルスや多重債務を重点テーマとして普及啓発事業や相談事業を実施しております。

今後とも自殺者の実態把握に努め、自殺の理由に着目した対策を講じていきたいと考えております。

遺族への支援として、平成20年3月に遺族による自助グループ「分かち合いの会」を立ち上げたところで、遺族支援のボランティア養成など支援を実施しているところでございます。

市町村との連携につきましては、平成20年度に保健所圏域ごとに「自殺対策連絡会議」を開催し、市町村における早期発見・早期治療体制の整備を促進してまいります。

続きまして、自殺防止のためのボランティア団体との連携についてにお答えいたします。

沖縄県では、自殺対策を推進するために、いのちの電話を初め医療、福祉、労働分野の民間団体や関係機関を委員とする「沖縄県自殺対策連絡協議会」を設置し、自殺対策についての意見等を聴取するとともに、

連携して自殺対策に積極的に取り組んでおります。

去る9月に実施しました自殺対策キャンペーン月間中においては、自殺の原因として、うつ病や多重債務が多いことから、臨床心理士会、司法書士会、弁護士会、精神保健福祉士協会と連携して「多重債務・こころの健康無料相談会」を実施したところであります。利用者からの評価が高いことから、継続実施について関係機関と調整を進めております。

いのちの電話につきましては、自殺対策担当職員等に対する研修業務を委託し、人材育成分野で連携するなど活動の支援を行っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 中城湾港泡瀬地区埋立事業についての御質問の中の、事業の概要についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業は、本島中部東海岸地域の活性化を図るとともに、新たな雇用の場を創出し県土の均衡ある発展に資することを目的とした事業であり、地元からの強い要請に基づき実施されているものであります。

事業内容としては、国及び県が事業者となり、約187ヘクタールを出島方式によって埋め立てるものであり、その内訳は国が約178ヘクタール、県が約9ヘクタールとなっております。埋め立てが完了した後、沖縄県は国からその一部を買い受けた上で地盤改良し、約90ヘクタールを沖縄市に、その他の部分を基盤整備して民間に売却するものであります。また、当該埋立地において、国際交流リゾート拠点や海洋性レクリエーション拠点等の整備を行うことにより、マリンシティ泡瀬の実現を図るものであります。

次に、事業の進捗状況等についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業は、国と県で工事を行っておりますが、当該事業の総事業費は約489億円であり、その内訳は国が約308億円、県が約181億円であります。平成19年度までに投入した事業費は、国が約179億円、県は調査・工事費として約21億円であります。また、平成20年度予算は国が約40億円、県が約5億3000万円となっております。

当該事業の進捗状況については、国は平成14年12月から海上工事に着手し、平成19年度までに仮設橋梁及び余水吐き等を完成させるとともに、第1区域の一部、約69ヘクタールを外周護岸で締め切っております。今年度は護岸工事や仮設航路のしゅんせつを行っ

ており、来年1月以降、新港地区のしゅんせつ土砂の投入を開始すると聞いております。

県は、平成18年1月に海上工事に着手し、平成19年度までに人工海浜の護岸及び突堤を約206メートル完成させており、今年度は引き続き人工海浜の突堤約150メートルの整備を行っております。

次に、土地利用計画の概要についてお答えします。

泡瀬地区埋立事業は、本島中部東海岸地域の活性化を図るための経済振興策として、国際交流リゾート拠点や海洋性レクリエーション拠点等の形成を図るものであります。

国際交流リゾート拠点として、旅客船埠頭、宿泊施設、観光商業施設等を整備する計画となっております。また、海洋性レクリエーション拠点として、マリーナ、人工海浜等を整備する計画であります。

続きまして、ホテルなどの利用計画の根拠についてお答えします。

泡瀬地区における宿泊施設用地については、当該地区における国際交流リゾート施設等を支援し、滞在型観光等の多様な宿泊ニーズに対応するために整備するものであります。宿泊施設の計画客室数1275室については、当該地区における入域観光客数10万7000人と平均滞在日数5.27日から算出しております。また、ホテル用地等の面積については、当該客室数をもとに駐車場や緑地帯等の面積も考慮して約37ヘクタールと算出しております。

続きまして、土地利用計画見直しと県の埋立必要理由書との関係についてお答えします。

泡瀬干潟埋め立てに関する住民訴訟の判決は、本件埋立免許及び承認は違法とは言えないとなっており、埋立免許及び承認時における埋立必要理由についても経済的合理性を欠くものではなかったと理解しております。

現在、沖縄市が行っている土地利用計画見直し作業は、より経済的合理性を高めるために行われるものであり、県としては市の行う見直し作業に積極的に協力していきたいと考えております。

また、第2区域については、沖縄市による土地利用計画の見直しや、第2区域の土地需要の見通し及び今後の社会経済情勢等を見ながら国や市と調整を図っていきたいと考えております。

続きまして、土地利用計画見直しへの参画時期についてお答えします。

沖縄市の土地利用計画見直し作業に関して、市から国・県が進捗状況について報告や相談を受け、必要に応じて助言を行うため、国・県・市で構成する連絡調

整会議が設置されており、去る10月7日に第1回目の会議が開催されております。

県としては、連絡調整会議に参加し、より経済的合理性を高めた土地利用計画が策定されるよう、市の行う見直し作業に積極的に協力していきたいと考えております。

続きまして、議会を通さなかった理由及び市は議会の議決としたことについてお答えします。

泡瀬干潟埋め立てに関する住民訴訟は、地方自治法第242条の2第1項の規定に基づき提起されているものであり、当該訴訟の被告は執行機関としての沖縄県知事であります。一方、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めることになる訴えの提起は、同項第12号に掲げる普通地方公共団体としての沖縄県がその当事者となる場合であります。本訴訟の当事者は、執行機関である沖縄県知事であって、普通地方公共団体としての沖縄県ではないことから、地方自治法第96条第1項第12号の規定は適用されません。

したがって、本件事件の判決を不服として、執行機関である沖縄県知事が控訴を提起することは、地方自治法に規定する議会の議決を要する事件に該当しないと判断したものであります。

なお、沖縄市では県と同様、地方自治法第96条第1項の議会の議決を要する事件ではないと認識されておりますが、市の判断で議会に諮ったものと理解しております。

続きまして、包括外部監査結果をどのように受けとめているかについてお答えします。

平成16年度の包括外部監査は、港湾・埋立事業に関して行われ、このうち、泡瀬地区埋立事業に関して、海洋性レクリエーション拠点等の形成の根拠や需要予測・事業計画についての意見がありました。

意見の内容につきましては、平成14年に県及び沖縄市において土地利用計画用途別に検証を行っており、県としては事業の抜本的な変更・見直しの必要はないと判断し、包括外部監査人に対して県の考えを説明しております。また、包括外部監査に対する対応については、平成18年5月16日付の沖縄県公報に登載しており、広く県民に公表してきたところであります。

今後は、沖縄市の土地利用計画見直しの状況を踏まえながら、社会経済情勢の変化等に的確に対応し、地域のニーズに沿った土地利用が図られるよう柔軟に対応していく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 米軍基地関係についての御質問のうち、ガイドラインの見直しについてお答えします。

合衆国軍用航空機事故に関するガイドラインは、平成16年の米軍ヘリ墜落事故を受け、日米間で協議し、同種事故の発生時における事故現場の統制に関する協力のあり方について方針及び手続を定めたものであります。

外務省沖縄事務所によると、今回の事故は、同ガイドラインに沿った形で対応したとのことであります。

県としては、渉外知事会を通じて基地の外における事故現場等の必要な統制は、日本国の主導で行うこと等を日米地位協定に明記するよう要望しており、ガイドラインもこの趣旨に沿って見直すべきであると考えております。

次に、シーファー大使の発言についてお答えします。

在沖縄兵隊のグアム移転と普天間飛行場代替施設については、当時の額賀防衛庁長官は、一つでも欠けたらこの考え方が着手されないとの発想ではない。負担の軽減と同時に抑止力の維持というバランスを失うことがないようにしておくということであるとの発言をしており、負担軽減と抑止力のバランスを図って米軍再編を進めることを示したものと理解しております。

次に、代替施設建設の予算計上についてお答えします。

沖縄防衛局に照会したところ、平成21年度政府予算については、現在、政府内において検討がなされており、普天間飛行場代替施設の建設事業に係る予算についても、現時点で方針等は決定されていないと聞いております。

県としては、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去のため、移設問題の解決促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、知事訪米の目的、要請内容の違いについてお答えします。

今回の訪米の目的は、沖縄県にとって重要な課題である米軍基地問題の解決促進のため、米国政府や連邦議会等の関係機関に要請を行うとともに、オバマ次期政権の政策形成に影響力を持つ米側の関係者等に対し、地元の声を直接訴え実情を理解してもらうこと、関係機関との意見交換や情報収集を行うことでもあります。

要請項目については、「米軍再編の確実な実施」という項目について、9月議会において普天間飛行場の

代替施設の要請を含むのかという疑問が示されたことから、要請内容をわかりやすくするため、「米軍基地の整理縮小の実現」に項目を改め、その内容として、沖縄の基地負担の軽減につながる「海兵隊要員等の兵力削減」と「嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還」の2点を明記いたしたいと思っております。

要請項目には普天間飛行場の代替施設は盛り込まれておりません。

普天間飛行場の代替施設については、県民の多くが県外移設を求めており、県としても基本的には県外移設がベストであります。既に日米合意がなされており、普天間飛行場を返還させるためには、キャンプ・シュワブへの移設がやむを得ない現実的な選択肢であると考えていることから、米国へ要請すべきものではないと考えております。

次に、全県にわたる整理縮小についてお答えします。

基地問題については、実現可能なものから一つ一つ解決していくことが重要であると考えております。

県は、現在、SACOの合意が着実に実施され、本県の過重な負担が軽減されるよう関係市町村と連携し取り組んでいるところであります。

また、米軍再編で在沖海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の整理・統合・縮小が合意されたことは、県民の要望している米軍基地の整理縮小につながるものであると考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 米軍基地関係についての御質問で、アオサンゴの調査と保護策についての御質問にお答えいたします。

環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例においては、対象事業の実施が環境に及ぼす影響を予測し評価するために必要とされる環境の現状に関する調査は、事業者が行うこととされております。

大浦湾のアオサンゴ群落については、事業者である沖縄防衛局が方法書に対する知事意見等を踏まえ調査を行っております。

アオサンゴ保護策については、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価の中で、アオサンゴへの影響やその保全措置が検討されることになると認識しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 県立病院の充実についての御質問の中の、県立病院の使命についてにお答えします。

県立病院の使命は、民間医療機関で対応の困難な医療の提供、圏域の地域特性や医療機能を踏まえた医療の提供、その他公的医療機関として担う必要がある医療等を提供することであると考えております。

具体的には、救命救急、周産期医療等の高度医療、重症精神障害者医療等の特殊医療、小児及び離島医療等の不採算医療、地域で不足する一般医療の提供等地域医療の確保、結核・感染症及び災害医療など法令等に位置づけのある医療、小児精神科医療等の先導的医療、医師等医療従事者の養成確保などの機能を担う医療機関として県立病院は位置づけられていると考えております。

続いて、北部病院産婦人科の医師確保についてお答えします。

北部病院産婦人科については、11月よりこれまでの医師2人体制から4人体制に拡充したところであります。

24時間体制の産婦人科医療を継続するためには、診療予約制の推進、一時診療、コンビニ受診の回避など、医師の負担を軽減するための地域住民の協力が必要であると考えております。

病院事業局としては、今後とも北部病院産婦人科の体制拡充に努めるとともに、関係機関等の協力のもとに引き続き医師確保に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） ガイドラインの見直しについての県警察の立場についてお答えします。

県警察といたしましては、いわゆるガイドラインの見直しについてお答えする立場にはございません。

なお、今回の事故においては、民間航空機とは多少異なる手続が必要となりましたが、米軍当局の協力を得て機体の検証も行うことができ、現在のところ捜査に支障は出ておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時55分休憩

午後1時57分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 倒産時の解雇者とい

うことで、数字がはっきりしないので正確には答えられませんでしたけれども、商工リサーチの資料で、倒産時の従業員数ということでは資料が集計されておりまして、それは最終的に倒産したかどうかははっきりしないけれども、商工リサーチの倒産という形で、銀行取引停止とか会社更生法の手続、それを倒産ととらえておりまして、そのときの従業員数ということで申し上げますと、平成15年が670名、平成16年が617名、平成17年が547名、平成18年が679名、平成19年が490名、平成20年が1月から10月末で707名。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） あり方検討部会の委員名簿について御紹介いたします。

石井孝宜、石井公認会計士事務所所長、医療審議会専門委員会、国の医療審議会の専門委員になっていらっしゃる。それから石川清司、独立行政法人国立病院機構沖縄病院院長でございます。それから伊関友伸、城西大学経営学部准教授でございます。それから恩河尚清、前国立療養所宮古南静園園長でございます。儀武剛、沖縄県町村会副会長、金武町長でございます。久高弘志、地方独立行政法人那覇市立病院副院長でございます。須加原一博、国立大学法人琉球大学附属病院院長でございます。宗前清貞、国立大学法人琉球大学法文学部准教授でございます。東門美津子、沖縄県市長会、沖縄市長でございます。宮城信雄、社団法人沖縄県医師会会長となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 平成12年度の埋立免許時の土地利用計画についてでございますが、これは沖縄市の当時の計画とおおむね同様でございまして、したがいまして今回沖縄市が土地利用計画を見直したということになっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 質問にはもう少し親切、丁寧にお答えをいただきたいというふうに思います。

知事、特に自動車関連のところで、知事がじかに行かれるということの答弁でございましたので、この議会が終わった後、予算折衝で上京するはずですから、ぜひその機会にでも関係の会社を訪ねて、知事からひとつお願いをしていただきたいと思います。大体7000名ぐらい

の季節労働者がおりまして、もう既に私どもの周りでも残業がなくなって途中から帰らざるを得ないと、こういう人たちがふえていまして、来年年明けると相当深刻なことになりますので、こういうときこそが県民にとってはまさに県知事の出番だこう思っておりますので、ぜひひとつ御尽力をいただきたいというふうに重ねてお願いをしますので、何かございましたらまた御決意をいただきたいと思います。

教育長、法定雇用率2.0%、199名のうち結局73名も足りない。これは民間も非常に頑張っているわけですから模範を示すべき教育長がこれでは、県民に少し申し開きができませんので、3年なら3年と年限を切って、いろいろ問題もありましょうが、ぜひとも鋭意努力して、3年後には法定雇用率を達成をしていただくと、こういうことで御決意をもう一回賜りたいと思います。

それから泡瀬の埋め立てについてでございますが、今我々が検証できるものは、県が出した埋立理由書しかないわけですね。それで一番大きな37ヘクタールを占めているホテル1、2、3、4及びコンドミニウム、コテージなどの統計で56万3000人というのが出ています。こういうものが全部崩れていくと、埋立申請したものそのものが根拠がなくなってくるので、今さら聞くのもなんですが、この56万3000人を、一度聞いておかないと議論が始まらないものだから聞いているわけで、この当時の616万人と想定した平成18年の観光客も含めて、もう一回このところをおさらいするつもりで聞いておりますので、ぜひこれを出してください。そうしませんと議論が前に進みません。

それから沖縄市の土地利用計画ですが、これは今日のような経済状況を考えると、あと1年ちょっと、2年ぐらいまでで本当に社会的批判に耐えられるような、そして経済的合理性を備えた計画ができるのはちょっと考えられないですね、これは。至難のわざだと思います。また、控訴審が結審するのも1年から1年半と言われておりますので、その間に当該計画が完了するということもこれは極めて不透明ですね。

そういうことを考えると、やっぱりここはかなり泥沼になっていくといえますが、早目にここは一度足を抜いて考えるべきではないかと、こういうふうに思っているわけですね。一度立ちどまって考えてみると。この訴訟を、この裁判をきっかけにこういうふうに思っているわけですね。それについての知事の御意見をもう一回賜ります。

それからもう一つは、仮に来年度予算で控訴審の費用が県議会で削除された場合、この裁判はどういうふ

うになっていくのか、この辺の見通しもちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

それから基地問題でございますが、セスナ機の墜落した当日、私もずっとおりましたが、国会議員も名護の市議団も、それから地域の区長さんとか評議員の方もおりましたが、全く中の事情がわからないわけですね。地域の住民は不安がっている、何が起こったんですかというふうに聞きに来るけれども我々はそれに答えられない。

そういう意味で、このガイドラインを見てもこういうふうに書いてあるんですね。米軍関係者以外の者が立入許可を得るために行う要請は、日本国の責任を有する職員または代理に負託される。この場合は名護署ですね、県警なんですね。つまりこの場合、県警が、名護署長が許可を与えれば立ち入りが可能ではないかと私は解釈しているわけですね。

そこで、県警本部長にもう一回このところの見解をお聞きしたいと。だから、アメリカ人の場合はアメリカ軍の官吏・公務員がこれを処理すると。我が国の場合は委嘱された責任を有する職員というのは、その場合は名護署・沖縄県警ですので、これは私は可能ではないかこう思いますので、本部長の見解を賜りたいと。

それから知事訪米に関してであります。できることからやるという話はすりかえでありまして、私が聞いているのは、なぜヤンバルも含めて全般的な基地の整理縮小の話を知事の要請事項として持っていけないのかと。なぜ嘉手納以南なんですかということを知っているわけでありまして、歴代の知事の訪米は全部、3事案なんていうのはありましたが、県道越えのあれもありましたが、大体は基地全体の整理縮小なんでありまして、北部に基地を集中させるということになってしまうわけですね、南は整理して。これは右から左にポケットの荷物を移すようなものでありまして、結局は米軍再編の考え方に逢着するのではないかと、こういふことでありますので、もう一回わかるように御説明をください。

それから県立病院のことでありますが、さっき名簿を聞いても一人も消費者といえますか対象の県民も入っていないし、当事者の県立病院の関係者も入っていないと。こういうことでは改革できるものではないと思いますので、県民の声をどう生かすか、それから県立病院の当事者の意見をどう酌み取るか、これについて具体的な方法をおっしゃってください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時14分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城義和議員の再質問にお答えしたいと思うんですが、特にトヨタさんを初めとする名古屋・中京地域に沖縄の人がたくさん働いておられるというのは我々もよく知っております。

そういうことで、議員おっしゃるように、県知事みずからいろんな企業ないしは企業グループを回って対応してくるよにということとは、先ほども答弁させていただきましたが、確かに私もなるべく早目に回ってきたいと思いますが、ひとつぜひ玉城議員のお力もかしていただければと思います。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは玉城議員の再質問にお答えをいたします。法定雇用率を達成する決意を問うという御趣旨の御質問でございました。

法定雇用率を達成するためには現時点で73名が不足をしております。

県教育委員会におきましては、職員構成の約9割を教育職員が占めていることから厳しい状況ではございますが、庁内に設置をしました障害者雇用促進委員会で次期障害者雇用計画を策定をしまして、今後3年間で計画的に採用するよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 玉城議員の再質問についてお答えいたします。

事故現場の立入規制につきましては、二次被害防止のための安全面と捜査のための現場保存を考慮して、救出救助要員及び捜査担当者以外の者の立ち入りを制限したものであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 県立病院のあり方の検討会の中で県民の意見、現場の意見をどのように反映させるかという御質問にお答えいたします。

県立病院のあり方に関する基本構想を策定するに当たりましては、広く県民意見を踏まえることは重要な課題であると認識しております。そのため、あり方検

討部会には市長会及び町村会から委員が参加しております。また、本年8月には県内の医療機関を対象に県立病院の医療機能の評価等に関するアンケート調査を実施し、第2回検討部会において調査結果を説明したところであります。加えまして、年明けには基本構想案につきまして広く県民から意見を募集し、提出された御意見等を考慮して最終的には構想を決定することとしております。

続きまして、県立病院等現場の職員が検討部会に入っていないことに関しましてお答えいたします。

本県におきましては、附属機関の委員に県職員である者を任命しないこととしております。

このようなことから、病院現場の代表等を含む県職員は沖縄県医療審議会県立病院あり方検討部会の委員としておりません。

なお、検討部会が答申をまとめるに当たりましては、県立病院の提供医療や経営の状況を正しく把握することは重要であることから、同検討部会におきましては第2回会議で県立病院ヒアリング等病院長ヒアリング等を実施したほか、福祉保健部において病院現場の職員に対するアンケート調査を実施し、第3回会議で調査結果の概要を説明したところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 訪米要請時における基地の整理縮小を全面的な施設の返還を求めるべきじゃないかという再質問でございますが、過去の訪米時におきましてもそれぞれその時々時点における懸案事項について具体的な施設の返還を要請をいたしております。

それから嘉手納から南についてでございますが、今回はまた水域や鳥島、久米島射撃場返還についても要請することを検討したいと考えております。

いずれにいたしましても、基地問題については実現可能なものから一つ一つ解決していくことが重要であると考えております。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） それでは再質問にお答えをします。

観光客数についてでございます。

観光客数616万の根拠でございますが、これは昭和61年から平成7年までの10年間の入域観光客数の実績をもとに推計をして出したものでございます。

それから2番目に、立ちどまって事業を考えたらど

うかというような御質問がございました。

当該事業は、地元からの強い要請に基づき実施している事業でございます。沖縄市長も第1区域については推進することを表明しております。

県としましては、現在沖縄市が行っている土地利用計画の見直し作業はより経済的合理性を高めるものであり、地元の要請にこたえるためにも見直し後の早期に土地利用が図れるよう、国や市と連携をとりながら事業を推進していきたいというふうに思っております。

もう一点、3点目は、訴訟費用の予算についてでございますが、訴訟費用につきましては既に今年度の既決予算の範囲内で対応しております。（「次年度じゃないの」と呼ぶ者あり） 訴訟費用はもう対応しております。今年度の既決予算で対応しております。訴訟費用ということです。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後2時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 よくわかりませんが、時間がありませんので、土建部長、実績が570万人ですね、平成18年は。そして宿泊数は3.76泊というふうに全部違っているわけですね。当初案と違っている。だから、なぜこの人数になったかというのを616万でいいから、計算をしていってこの数字を出してくれと言っているわけですね、わかるように。

それから県警本部長、権利と必要のある人は中に入れてやるという。

これは要するに地域の人是不安でしようがないわけですね。それについて県警は説明もしないし、中にも入れないと。地域住民はどうなるんですかということを行っているんですよ。だから地域の人、区長さんとかを中に入れてやはり現場を見せて説明するだけのことが必要じゃないかと、県警としても。それを聞いておりますので。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後2時28分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 玉城議員の再々質問にお答えします。

県警察は、事故現場において救出救助活動、二次被害防止のための立入規制、周辺における避難誘導のための交通規制などの現場措置を行っており、そのことについては周辺住民の方々にも御理解いただけたと思っております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 再々質問にお答えします。

観光客数の616万の根拠でございますが……。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 再々質問にお答えします。

56万人泊の需要についてでございます。

まず、入域観光客数は616万としまして、そのうち沖縄市の観光客を17万8000人というふうに推計しております。さらにその6割に当たる10万7000人を泡瀬地区に宿泊してもらう。1人当たりの平均滞在日数を5.27日、年間約56万人泊の需要を算出しております。さらに、当該需要をもとに稼働率等を勘案の上、ホテルの必要客数を確定しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん それでは、通告に従いまして質問を行ってまいりたいと思います。

仲井眞知事におかれては、訪米をされて今回沖縄の実情を訴えたいというような決意で再提案の訪米予算も提案されたところです。

その中において、今回質問では基地環境問題を取り上げました。沖縄の現状を訴えるというからには、知事におかれてもこの基地から派生する現実的な環境問題については、非常に関心を持っていらっしゃるであろうという思いです。そして現在継続審議中の生活環境保全条例、これについては長い間の継続審議となっておりますことから、当局の考え方についてはほぼ出尽くしているというふうに思っております。

そういう中で、あえて今回委員会にはお招きをいただけない知事の見解をぜひとも示していただきたい。そういう考えからあえてこの通告をしておりますの

で、ぜひ知事の御答弁をお願いいたしたいと思います。

まず、(1)番、県生活環境保全条例案についての知事の見解をお伺いいたします。

ア、まず県条例、上位条例との整合性についてお尋ねをいたします。

県の環境基本条例は、「依然として広大な面積の米軍施設・区域が存在し、基地から派生する航空機騒音等の様々な環境問題は、県民生活や自然環境に影響を及ぼしている。」というふうに規定をしております。そしてその環境基本条例に基づく実際の基本計画、この基本計画の中においても基地の現況をとらえ、課題を浮き彫りにしながら、具体的な施策をその中でしっかりと列挙し、そしてその環境に対する負荷を与えるもののその主体として米軍をとらえています。そして具体的に、米軍にはこのことをやってほしいというその主体としての役割も列挙をしている。その基本計画の今回実効性を高めていこうというその趣旨で環境基本条例が審議会に諮問をされ、答申を受けて今回の条例の提案につながっている。このように理解をするところです。となれば他の条例、特に上位条例となる基本条例との整合性、基本計画の実効性、そういった意味からも環境政策としての一貫性や法的な体系、この整理のためからもやはり今回何らかの基地に関するその条文を入れることの方がむしろ自然であり、整理が図られるのではないかというふうに思います。いかがでしょうか。

次、イ、これは法律との整合性であります。

県は、今回の基地を条例で取り上げること、これは自治体の権限を逸脱するというような認識を何度か示されております。特に、99年、高知県の港湾条例この中において非核の証明を発行させるとする、そういった手続を条文に盛り込もうとした際のそのときの国の反応、これが非常に厳しいものであったことから、その議論を非常に重く受けとめているようであります。しかし、一方で、環境の問題に翻って見たときに、大もととなる国の政策の環境基本法これは具体的に地方公共団体の役割として「その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」というふうに定めている。このこととまたさらにひいては、憲法が保障している基本的な人権、幸福追求権、地方自治の本旨、このようなことに照らしても何ら法的に支障が生じるというものではないのではないか。しかも、さきの港湾条例においても多くの法律家はむしろ港湾法に基づく港湾管理権を有している自治体、その自治体に対して国がその権限

の行使に介入することはむしろ許されないのではないかなという指摘も出ているところです。この件からも法律との整合性についての解釈をお尋ねをいたします。

ウ、地位協定の解釈をめぐる見解をお尋ねをいたしたいと思います。地位協定の16条は、国内法の尊重義務をわざわざ入れてあります。排他的地位にあるからといって米軍がその現地法を無視してよいというそういった解釈にはつながらないものであるというのが一般国際法上の理解だと思いますが、いかがでしょうか。

エ、これは県の地位協定改定要求に関しての説明をお願いしたいと思います。県は米軍に対して新たな条文を求めることによって協定の改定をしています。環境保全に関する日本国内法を適用するというような条文を盛り込んでほしいということが要求ですが、その要求の背景等々をお尋ねをいたします。

それからオ、条例に盛り込むことの意義についてお尋ねをいたしたいと思います。

これは1つの視点ではありますが、在日米軍は日本の基地を運用する際に環境管理基準を明確に定めていると言われています。しかも、そのもととなる国防総省の指針、これには明確にその基準については国際法あるいは受け入れ国の国内法そのどちらかのより厳しい基準をもってみずからの環境基準とすると。しかも、国内法においては法律だけではなくて環境政策における自治体の条例、これと国内法とどちらが厳しいか、そのより厳しい方をさらに基準に当てるとということが明確に国防総省の指針に出てきます。

このことからやはり米軍自体が自治体条例にこのように注目をし、しかも基準に取り入れるというふうにはその射程に入れているのであれば、やはり主体的に何らかの県からのアプローチというのは条例によって示すということは有効ではないか、このように考えます。

それからカ、条例のそのものの役割についての認識もあわせてお尋ねをいたしたいと思います。先ほど来申し上げるように、環境政策は各主体のそれぞれの積極的な努力によってその理想に近づいていくものであります。県政がかわろうとも県民合意の上で継続的な取り組みが保障されるべきであり、それを条例でしっかりと担保をしていくということはこれは県民との約束としても非常に重要な取り組みであろうかと思いますが、この件についての知事の見解をお尋ねをいたします。

それから(2)については、大変申しわけないのです

が、割愛をしたいと思います。多くの議員との重複もございましたので、(2)については割愛をさせていただきます。

それから(3)、地位協定の改定要求について。

アとイですが、今回県は日米地位協定見直しに関する委託調査を発注されているようでありますが、その目的、事業内容等をお尋ねいたしたいと思います。それは仲井眞県政として新たな改定案を模索するということなのか、その意義についてお尋ねをいたします。

それからウ、米国においては70年代以降、国外の米軍基地に対する基準を次々と法制化をしている。これはもう知れるところだと思います。ただし、地位協定が1960年当時締結をされた。そのときにはこういった環境に対する認識が追いついていないことから、地位協定が全く想定をしていない。そういった環境問題が次々と起こっているわけですね。

こういう中で、先ほど申し上げた日本環境管理基準（JEGS）の公表を具体的に求めていくとか、そこにどういったことが盛り込まれているとか、それをやはり明らかにさせることもあわせて地位協定の改定要求をただぼんと投げるだけではなくて、そういった具体的な公表を求めることも非常に重要な県からの働きかけとして必要ではないかと思われます。いかがでしょうか。

そしてエ、知事は10月ごろの新聞——10月5日ですが——この報道によりますと、国専管に異議を唱えるということで外交・防衛のあり方に対して御意見をお持ちのようです。その発言の趣旨、要旨について取り上げられていましたので、一部御紹介をいたしたいと思います。知事の発言では、よく知事会で外交・防衛は国でというのが事務的なメンテナンスならいいが、知事会は日本を代表するいろんな知事がいるけれども、基本的な物の考えはそれではどうにもならないと言っている。外交に至っては今の外務省ではどうにもならないというのが実感だ。特に地位協定は改正を公約にしているが、外務省に言っても全くだめ、運用で行きましょうということ一切受け付けないというような発言がある紹介をされているわけですが、この発言の真意、背景にある思い等をお尋ねをいたしたいと思います。

それから2点目、教員の勤務実態について。

(1)、勤務実態調査の分析を担当する委員会の構成、役割を伺います。

(2)、精神疾患による病休、休職の実態について現状を明らかにされたい。

ア、実数、イ、地域別の割合、ウ、年代別の割合、

エ、小・中・高校別の割合。

(3)、セクハラ・パワハラ問題へのアンケートをされたようですが、その内容と結果について伺います。

(4)点目、定数内補充教員がふえているというような声も聞かれますが、この実数についてどうなっているのか、全体に占める割合を明らかにされたいと思います。

ア、過去３年間の推移、イ、増加傾向にあるか。傾向があるとすれば要因は何か、それぞれお尋ねをいたします。

それから我が会派代表質問との関連についてお尋ねをいたします。

社民・護憲ネット会派の崎山議員の訪米目的との関連でお尋ねをいたします。

答弁の中には、地元の声を直接訴え、実情を理解していただくというような公室長の発言がございました。ここで言う県民の声、実情とは何を指すのでしょうか、お尋ねをいたします。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲村議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第１に、基地環境問題への取り組みという柱の中ではございますが、今外交・防衛についての新聞報道で発言の背景、真意は何かという御趣旨の御質問にお答えいたします。

先日の私の発言につきましては、国が外交・防衛政策を進めるに当たって、当然、地域の意見を酌み取って行すべきものであるということを申し上げたわけでございます。

日米安全保障体制に基づき過重な基地負担を負っている沖縄県として、基地負担の軽減を日米両政府に求めることは当然のことであるとも考えております。

次に、我が会派の代表質問との関連でということですが、訪米に際し県民の声、県議会の声、意見等をどのように認識し、どのように伝えようとしているかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、県民の負託を受けた知事として常に県民の代表として施策の推進に努めてまいりました。

沖縄県にとって重要な課題であります米軍基地問題につきましては、その解決促進のため米国を訪問し、アメリカ政府や連邦議会等の関係機関に沖縄県の実情を直接伝えることは非常に意義あることだと考えております。

今回の訪米で、私は県民を代表し、米軍基地から派

生する諸問題の解決促進、そして米軍基地の整理縮小の実現及び日米地位協定の抜本的な見直しを要請したいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 基地環境問題への取り組みについての御質問で、条例案に基地公害に関する条項を入れることは環境政策としての体系が整理されるのではないかという趣旨の御質問にお答えいたします。

生活環境保全条例案は、環境の保全及び創造に関する基本理念や環境政策の基本方針を示した「沖縄県環境基本条例」に基づき、個別的な条例の一つとして公害の規制と環境の負荷の低減を目的としております。

本条例案に基づく具体的な大気、水質等の保全等の施策につきましては、県環境基本条例に基づく「沖縄県環境基本計画」に沿って、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等による関連施策と相まって推進していくこととなります。

なお、県では、米軍基地に起因する環境問題については、基地排水等の調査、航空機騒音の監視測定等の施策によって対処しておりますが、規制措置の及ばない米軍に対しては、県環境基本計画に掲げる「各主体の配慮指針」に沿って、環境保全に係る積極的な参加と協力を求めているところであります。

次に、米軍基地に起因する環境問題の条例化は法に抵触しないと考えることについてお答えいたします。

米軍を主体とし米軍に規制や義務を課すことを趣旨とする規定につきましては、一般国際法上の制約、国内法における法体系上の限界の観点から、米軍に対し規制や一定の義務を課すことはできないものとされております。また、本条例が事業者・県民に対し規制や一定の義務を課すものであり、米軍に対して申し入れる旨の条項を設けることは、規制等を目的とする条例における体系上の整理、実効性の確保の観点から、米軍に関する規定を盛り込まないものとしたところであります。

次に、米軍は国内法令を無視してよいことにはならないのではないかということについてお答えいたします。

一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には特別の取り決めがない限り接受国の法令は適用されず、また、米軍や米軍人などが我が国で活動するに当たっては、日米地位協定上、日本の法令を尊重しなければな

らない義務を負っていると理解しております。

次に、日米地位協定における新規条項の背景、趣旨についてお答えいたします。

米軍の活動に起因するさまざまな環境問題は、周辺住民の生活環境に大きな影響を与えていることから、必要な措置を講ずることが求められておりますが、現行の日米地位協定においては、環境保全に関する規定はありません。

このようなことから、環境問題の未然防止のため、「米軍に対して環境保全に関する日本国内法を適用すること」、「環境影響評価手続き及び日常的な環境監視を実施すること」、「米軍の活動に起因する環境汚染は米軍の責任において適切な回復措置をとること」を内容とする環境条項の新設を渉外知事会等を通じて日米両政府に要請しております。

次に、米軍の環境政策の基準に反映させることについてお答えいたします。

一般国際法上、米軍に対し規制や一定の義務を課することはできないところであります。そのため、県としては、米軍に起因する環境問題へ適切に対応していくためには、環境保全に関する日本国内法の適用が必要であることから、渉外知事会等を通じて日米地位協定の抜本的な見直しを求めています。あわせて米軍が定めている現行の日本環境管理基準（ＪＥＧＳ）については、米軍基地に起因する環境汚染や環境被害が発生した場合の立入調査はもとより、その運用実態を地方公共団体が確認できる仕組みを早急に確立することを求めています。

次に、環境政策は継続的な取り組みが必要であるという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今日の環境問題は、廃棄物の高水準での推移や生活排水による水質汚濁といった身近な環境問題から、地球温暖化等の地球規模の問題に至るまで複雑多様化しており、環境問題へ適切に対応していくためには、環境への負荷の低減が重要となってきました。

このようなことから、本条例案においては、環境負荷の低減のための行動指針を示し、事業者の自発的な創意工夫による計画的なエネルギー使用の抑制や、自動車の使用に伴う環境への負荷の低減などを図ることとしており、県、事業者、民間団体及び県民の協働による持続的な取り組みを促進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 基地環境問題のうち、

地位協定見直しに関する委託調査についてお答えします。

本委託調査は、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るため、本県がこれまで日米両政府に対し求めている日米地位協定の見直し要請11項目の進展に資することを目的として行われるものであります。

本委託調査では、米国と他国との地位協定の実態調査や、日米地位協定見直し要請内容の検証等を行うことになっております。

次に、新たな改定案の検討についてお答えします。

現在、県が要請している日米地位協定の見直しの内容については、関係市町村の意見も聴取しながら十分に検討を重ねた上で具体的項目を取りまとめたものであります。

現在の改定案の見直しについては、今回の調査結果等を踏まえ検討していきたいと考えております。

次に、基地から派生する環境問題についてお答えします。

県は、米軍基地から派生する環境問題については、日米両政府に対し、日米地位協定に環境に関する規定を新設し、環境保全に関する日本国内法を適用するよう明記することや、米軍の活動に起因して発生する環境汚染は、米軍の責任において回復措置をとること等を明記するよう求めています。

また、米軍が定めている現行の日本環境管理基準については、渉外知事会を通じて問題が発生した場合の立入調査はもとより、その運用実態を地方公共団体が定期的に検査・確認できる仕組みを早急に確立することを求めています。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、教員の勤務実態についての御質問で、分析検討委員会の構成及び役割についてお答えいたします。

「教職員の勤務の実態や意識に関する分析検討委員会」の委員は、設置要綱に基づいて11名が選任されております。

その構成としましては、大学教授、産業カウンセラー、弁護士、医師、小・中・高等学校長会、ＰＴＡ連合会、市町村教育長協会、職員団体の代表となっております。

また、役割としましては、アンケート集計結果をもとに勤務状況等の実態把握と分析を行い、学校組織の活性化・効率化に資する方策や教職員が働きやすい環境づくり等の改善策を提言することとなっております。

す。

次に、精神性疾患による病気休暇者、休職者の実数及び地域別、年代別、校種別の割合について一括してお答えいたします。

平成19年度の精神性疾患による病気休暇者数は144名となっております。

地域別の割合は、小中学校においては国頭教育事務所所管13.3%、中頭35.4%、那覇29.2%、島尻19.4%、宮古1.8%、八重山0.9%となっております。

なお、県立学校においては、地区ごとの区分は行っておりません。

年代別の割合は、20代2.8%、30代34.7%、40代39.6%、50代以上22.9%となっております。

校種別の割合は、小学校43.1%、中学校35.4%、高等学校18.0%、特別支援学校3.5%となっております。

次に、休職者の実態についてお答えいたします。

平成19年度における精神性疾患による病気休職者数は153人となっております。

地域別の割合は、小中学校においては国頭教育事務所14.8%、中頭38.5%、那覇28.7%、島尻15.6%、宮古0.8%、八重山1.6%となっております。

なお、県立学校においては地区ごとの区分は行っておりません。

年代別の割合は、20代2.0%、30代32.7%、40代45.1%、50代以上20.2%となっております。

校種別の割合は、小学校39.9%、中学校39.9%、高等学校16.3%、特別支援学校3.9%となっております。

次に、セクハラ・パワハラに関するアンケートについてお答えいたします。

県教育委員会の実施しました「教職員の勤務の実態や意識に関する調査」におけるセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントに関する設問は、今年度、職場内における被害の有無、過去5年間、職場内における被害の有無、被害を受けた際にとった対応について選択肢で答える形式となっております。

現在、「教職員の勤務の実態や意識に関する分析検討委員会」を設置し、その集計結果をもとに実態把握と分析を行い、12月末を目途に提言を受ける予定でございます。

次に、定数内臨時的任用教員の推移と要因等について一括してお答えいたします。

公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における定数内臨時的任用教員の過去3年間の推移及び全体に占める割合につきましては、平成17年度743人で

6.2%、平成18年度716人で6.0%、平成19年度749人で6.3%となっております。

定数内臨時的任用教員につきましては、少子化等の影響により児童生徒数や学級数の増減に伴う教職員数の変動等に対応する必要がある、やむを得ず行っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん それでは、教育長の方からお尋ねをいたしたいと思いますが、(2)でお尋ねしました精神性疾患による病休、休職とも非常に顕著な特徴が出ているというふうにこのデータを見て驚いております。中頭地区、那覇地区におけるその病休、休職の多さ、そしてあわせて30代・40代への集中、そして小中学校、義務制の学校におけるこの疾患の多さ、このことについて教育委員会、教育庁としてどのように受けとめ、どう分析をされて対応なされているのか、お尋ねをいたします。

それから知事にお尋ねをいたします。

先ほど、環境条例に関しては一言も言及がなかったわけですが、私は、沖縄県の知事は米軍基地に関する問題については47分の1ではないというふうに思っております。それは、裏を返せば、待っていてもどこかの県の知事が代弁をしてくれる問題ではない。日本政府が沖縄の実態をつかまえて、その立場に立って交渉するという実績もほとんど見当たらない。であれば、環境や人権というそういった普遍的な価値に関しては、やはり基地に対する認識の違いはあろうとも、安全保障政策に違いはあろうとも、そのことに関しては自治体でできることを主体的に模索をする、追及をする、こういった姿勢はやはりあってしかるべきであろうと思います。

この今継続中の案件、知事当局が出された条例ではございますが、議会側の方から主体的にかかわって、その条文も含めて調整をしていきたいという思いがあります。この件に関してどのような見解をお持ちでしょうか、お尋ねをいたします。

それから、先ほど代表質問との関連で沖縄県民の声、実情とは何ですかということをお尋ねをいたしました。特にその状況についてはございましたが、声はこれであるということの答弁は聞かれなかったというふうに思います。

知事はこの間の答弁の中で、県民の多くが県外移設を求めているというような発言もされました。また、折に触れて知事は、ベストは県外ということもたびた

びおっしゃっておりますね。そういう中で今回、私はこのタイミング、あちらがオバマ政権にかわったというこの状況をつかまえて訪米をする意義があるとすれば、やはり知事はみずからベストだとおっしゃっているそのベストをまずは伝えるべきではないかというふうに考えます。

というのも、知事が言うベターは既に伝わっている。これは日米合意の範囲内です。新しい政権・オバマ政権は知事が言うように、沖縄にどんな影響をもたらすのか、まだ明らかではない。となれば、意外にも困難と思われたそのベストについてあっさり聞き入れる態度を持つかもしれない。そうであれば、一部報道によりますと次期政権のメンバーにおいては移設困難という認識も示されたという報道もありました。また、県議会も直近の民意をバックにして決議をしたのはそのベストにこだわるからです。

今回訪米をされる、日本政府が決して伝えていない声、それがあからこの政権のかわり目に沖縄県知事みずから訪米する意義があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時17分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲村議員の再質問にお答えしたいと思います。県民の声をどういうふうに認識しているか。さらには今のオバマ政権のかわり目にベストの県外というのをむしろ訴えるべきではないかという御趣旨の御質問だったと思うんです。

無論、今の時点でまだポリティカルアポインティーたちが何千人といえるらしいんですが、まだ決まる前に私がアメリカに行きたいというのは、今の政権からの交代の前にどういうふうにアジア・太平洋地域の安全保障の話などなどに変化が出てくるのだろうかというのをいろいろ情報収集したり意見交換しながら、むしろ前もってつかみたいということと、さらにはできればこちらの状況が意外に現地ワシントンの人々は知らないのではないかということもあわせて、今の沖縄における事件・事故の状況がかなりたくさん、毎月のように起こっているんだということを知らせ、さらにその対応には地位協定の抜本的な改定が必要ですよということを伝え、さらに基地の整理縮小というのが県民の強い声でもあり要求ですよということをきっちり伝えたいということに尽きるわけです。

その中でこの普天間飛行場については御意見が違うとは思いますが、私の方では、これはもう日米両政府で昔から決めてきた案で、今のアメリカの民主党の前の大統領の時代に決まったものでもあり、これは両政府で既に決まったものでありますので、ベストの選択について、今どういうことが可能なのか、今こういう話がどういう状況でできるのか、できないのかもいろいろ意見は出ているとは思いますが、私としては、今この県内移設につきましては、県民の多くも無論県外移設、どちらかといえばそれは求めているとは思いますが、県としては基本的には県外移設がベストだとは思っております。しかし、既に日米合意がなされており、普天間飛行場の危険性の除去のためには早目に返還させる必要がある。それはキャンプ・シュワブへの移設がやむを得ない現実的な選択だと、これは県民も多くの人々がそう考えているだろうと思います。ですが、いずれにしても基地の整理縮小についてきちんと話をしてみたいというふうに考えております。

それからもう一点、環境に関してですが、この件は条例案に米軍に関する規定を盛り込まないとした理由は、先ほど法令審査的な厳密な答弁をしておりますとおりでありまして、県としては、条例の趣旨、そして目的を達成するために国や米軍に強く働きかけていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは仲村議員の再質問にお答えをいたします。

教職員の精神性疾患の状況について、地域別、年代別、それから校種別でそれぞれ分析をして対応はどうかという御趣旨の御質問だと思います。

まず、地域別の割合でございますが、中頭や那覇地区が高い割合を示しておりますのは、その当該地区の職員数が他の地区に比べて多いためと考えております。

次に、年代別でございますが、40代が多いということは、やはり40代は社会や職場、家庭においても責任ある立場に置かれることなどが考えられております。

次に、校種別で小中学校が多いということですが、これも、これは小中学校は教員の総数が多いということから数が多くなっていると考えられます。

本県教職員の精神性疾患の休職者が増加しているというのは、やはり社会環境の変化に加えまして、教職員の職務の特殊性が大きく影響しているものと考えら

れます。

県教育委員会としまして、そのメンタルヘルス対策といたしましては、1つに、スクールカウンセラーの配置、2つに、教職員の悩み相談事業、3つに、専門医によるメンタルヘルス相談事業、4つに、医師による24時間フリーダイヤル相談事業、5つに、管理職を対象としたメンタルヘルス研修会などを実施しているところとございまして、県教育委員会としましては、今後ともメンタルヘルス対策の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲村 未央さん 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時25分休憩

午後3時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん それでは、訪米との関係で知事にお尋ねをいたします。

知事が県外移設がベストであるということが本心であるならば、普天間の撤去が県外移設によって達成されるべきだということを条件を突きつけて、今、新政権になった相手の出方を見るときではないでしょうか。相手も沖縄の出方を見ていると思います。知事は、普天間の移設をしたいのか、県内移設をしたいのか、どちらでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲村議員の再々質問にお答えいたしますが、普天間の一日も早い返還を求めているわけでございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん こんにちは。

社民・護憲ネットの渡嘉敷喜代子です。

質問通告にはありませんけれども、緊急事態ですので、執行部の了解も得ましたので質問したいと思います。

けさ、出勤途中のラジオのニュースで、カリフォルニア州のサンディエゴにて住宅地にF A18戦闘機が墜落炎上したということです。そして死者が2人出ております。住宅全焼2棟、そして半焼1棟。パイロットは、墜落前に危険を感じてパラシュートで脱出したということです。市民もこのことについてこういうことをコメントしております。

近くに基地があるので、いつかこういうことになるであろうということは予想されていたということであります。普天間や嘉手納についてもやはり同じことが言えるのではないのでしょうか。即応訓練が今、嘉手納で行われております。そういうことで、私たちは常に危険と隣り合わせの生活を余儀なくされております。このことを県民の共通認識としてやはり受けとめていかなければなりません。

そこで質問いたします。

普天間や嘉手納で年間どれぐらいの頻度でF A18機が飛来し訓練しているのかについてお尋ねいたします。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

1、知事の政治姿勢について。

知事は、普天間の危険性の除去が県政の重要課題であることを公約に掲げ当選しました。地元にとってはヘリ墜落以来、即時閉鎖しかない思いであります。私も毎回議会で普天間飛行場の問題を取り上げてきました。ところが、毎回知事は同じ答弁を繰り返すばかりで、ヘリ墜落以後、危険性の除去どころか騒音は激しく、危険性は増幅するばかりであります。

そこで質問します。

(1)、普天間の危険性の除去について。

ア、8月5日に開催されたワーキングチームでの検討課題の一つ、「更なる危険性の除去」の「更なる」とはどういうことなのか。普天間の状況が少しでも危険の除去がなされているとの認識なのかお尋ねします。

イ、ワーキングチームや移設措置協議会も政府サイドの機関であります。県独自のアクションプログラム作成が必要ではありませんか。

(2)、知事の訪米についてお尋ねします。

ア、前回提案された訪米の要請内容と今回とどこが違うのか。また、要請先はどこかについて伺います。

普天間が重要課題であればこそ、普天間の移設について具体的に米政府に提示すべきだと思います。それを今回の要請の最大課題にすべきだと思います。また、要請に当たってこれまでの答弁の中で、オバマ大統領の組閣が固まらない前に訪米するということがありますが、だれに要請するのか、国防総省、国務省の担当部のだれに要請するのかについて具体的にその予定があるのかをお尋ねします。シンクタンク等での情報収集をするということですが、それでどれだけの訪米の効果が期待できるのかも疑問であります。

(3)、2兆円の定額給付金についてですが、アについては答弁がありましたので取り下げます。

イ、その実施に当たって事務的な負担の対応を知事はどのように考えているのか伺います。

2、基地問題について。

(1)、米軍人操縦のセスナ機墜落についてお尋ねします。

ア、事故現場の外回りは県警、内側は米軍とガイドラインに沿って整然と現場警備ができたとして外務省は評価しました。2004年沖縄国際大学ヘリ墜落以後、策定されたガイドラインは米軍機の事故が対象でありま。今回のように民間機でありながら、なぜ県警だけで現場検証ができなかったのか。

イ、県警の機体差し押さえ要求の法的根拠を伺います。また、米軍の拒否した理由についても伺います。

ウ、破損したセスナ機を米軍が基地内に持ち込んだことについてどう考えるのか。セスナ機がエアロクラブの所有とされながら、米軍の財産と米軍は主張しているのかについてお尋ねします。今回のセスナ機墜落の取り扱いについて、県警は当初から事件として立件を視野に捜査していたようであります。調べを進めていくうちに飛行計画の不提出、そして飛行先の奄美大島で給油をしていなかった等々、明らかに航空危険行為等処罰法違反として起訴することが大切であります。絶対に事件をうやむやにさせてはなりません。知事も後押しするように強く要望いたします。

エ、オについては取り下げます。

(2)、たび重なるホワイト・ビーチへの原潜寄港についてお尋ねします。

ア、8月に放射能漏れが発覚したヒューストンの原因究明の報告もないまま、次から次へとたび重なる原潜寄港は38回を数えます。まさに異常事態であります。県は、寄港反対の意思表示をして抗議すべきではないか伺います。

イ、原潜寄港に関連して、事前連絡の状況はこれまでどうなっていたのか。連絡経路システムの徹底は必要ではないのか。また、どの範囲まで公表しているのかについて伺います。

ウ、11月18日、ホワイト・ビーチ沖合で自衛隊との協同訓練をした。今回の訓練が中国を仮想敵国としてのものであるとすれば、今後も頻繁に原潜の寄港が予想されます。そのためにも自衛隊との共同訓練に反対し抗議するべきだと思いますが、県の対応策を伺います。

(3)、米軍人・軍属による事件・事故の取り扱いについてお尋ねします。

アについてですが、9月議会で平成19年度76件の公務上の事件として解決した答弁がありました。今回は

9月議会で答弁がなかった公務中として処理された事件について質問通告をしたところ、主管部局との調整で答弁が引き出せないことから、今回は取り下げることにしました。米軍側が公務中を拡大解釈することで交通事故や私たちの日常生活の中で事件に巻き込まれ、どれだけの県民が理不尽な第一次裁判権の放棄で泣き寝入りを強いられているのか。県民の人権を守る立場から、当然ながら県は把握すべきであります。

イ、過去に読谷村で起きたトレーラー落下事故がありました。ところが、補償がいまだになされていないと聞きます。9月議会に引き続き伺います。

3、医療・福祉行政についてお尋ねいたします。

(1)、県立病院のあり方についてです。

ア、経営形態の結論を出すのは性急過ぎるとの県民の批判が大きい。そんな中で急いで結論を出そうとする背景には、県の財政難のほかに国から行革への締めつけがあるのではないかと。県はそれを是とするのか伺います。

イ、来年度から県立病院に人事権、予算執行面の権限が移譲されることになりました。それらの経過を見てから結論を出してもよいのではないかとお尋ねいたします。

ウ、民間病院でも経営環境が厳しい中、独立行政法人化してもこれまで県立病院が担ってきた救命救急医療体制や周産期医療体制がとれるとの担保はあるのかお尋ねいたします。

エ、赤字を抱えたままの県立病院を独立法人に丸投げするのか、赤字を清算した上での独立法人化になるのか伺います。

オ、あり方検討委員会から指摘された県民の意見を聞くべきことについて、県の今後の日程を伺います。

(2)、民営化した南部病院について、公立病院にかわる医療サービスがしっかりと提供されているか。民営化以後の状況を分析・検証しているのかについて伺います。

(3)、医師手当等についてお尋ねいたします。

ア、財源確保のため医師の調整額の全廃をして初任給引き上げで若手医師の確保をしようとする手段は本末転倒ではないか。

イ、中堅以下の若手医師の給与を増額して中堅以上の医師給与の減額は、ベテラン医師の退職者をふやすことにならないのかお尋ねいたします。

ウについては取り下げます。

エ、公務員医師と民間病院医師の若手医師と中堅以上医師、それぞれの平均給与月額について伺います。

4、西原工場地帯の環境等に関連してお尋ねいたします。

(1)、特別管理産業廃棄物処理場で働く従業員の健康管理についてお尋ねいたします。

ア、感染性廃棄物処分を取り扱う従業員の予防接種等について、企業への衛生指導はどうなっているのか。

イ、同じく粉じん・感染予防のために従業員に対する防護服着用等の指導も必要ではないかお尋ねいたします。

(2)、産業廃棄物処分場に隣接して泡盛酒造工場と食品製造業も混在しております。立地のあり方についての問題はないか、所見を伺います。

5、教育行政についてお尋ねいたします。

(1)、免許更新制についてです。

ア、今年度行われた試行の結果、どのような課題があるのか、調査は行ったのか、調査の結果どのような課題が明らかになったのか、その対策はどうなっているのかお尋ねいたします。

イ、委託先の大学との連携はとられているのか。

ウ、来年度から本格的な実施に向け、現場のニーズにこたえられる十分な講座の確保はできるのか。希望者全員が受講できる見通しはあるのか。特に離島等において不利にならないよう、どのような方策を考えているのか。今回の試行で養護教諭の講座が1つしかなく、あとは小学教諭とともに受講したという例があります。

エ、10年経験者研修において、20日のうち5日間の短縮の通知が文科省から10月に通知が出されているようではありますが、県としてどのような対応をとるのか。

オ、教職員の多忙化や精神疾患の増大が指摘されています。免許更新制の導入は新たな負担を強いることとなります。従来実施されている校内、県内研修の見直し等、負担減についての考えはあるのかについてお尋ねいたします。

カ、講座開設において長期休業中、あるいは土・日に集中するのか。例えば、長期休業中に行った場合に補修や講座、校内研修、部活指導等で余裕がありません。土・日については教職員のワーク・ライフバランスの破壊につながる懸念があります。どのように考えているのかお尋ねいたします。30時間を超えるため、結局は夏季休暇がとれなかったという報告もあります。

キ、講座や申請にかかる自己負担はそれぞれどれくらいになるのか。国で進めることからして自己負担が

伴うのは不合理ではありませんか。

ク、生徒への緊急対応等で遅刻や未受講等が想定されるが、その際の対応策は考えているのか。試行では、遅刻厳禁で5分おくれて履修できなかった例があります。

ケ、試行では35歳、45歳、55歳が一斉に同じ講座を受けたが、それが個々の教員のニーズにこたえた対応であったと考えるのかお尋ねいたします。

コ、現場が混乱しないよう、しっかりした制度づくりにするためにも試行期間の延長が必要ではないのかお尋ねいたします。

(2)、新職の導入についてお尋ねいたします。

ア、これまでの校長・教頭の管理職に加え、新たに副校長・主幹と中間管理職をふやすこととなります。それぞれの職務分掌を伺います。また、そのことについて県は学校の将来像をどのように描いているのかお尋ねいたします。

イ、中間管理職がふえることで教師の意向が校長までうまく伝わらないとか、学校運営にも支障を来すことになりはしないかお尋ねいたします。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの渡嘉敷喜代子さんの質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時41分休憩

午後4時17分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の渡嘉敷喜代子さんの質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 渡嘉敷喜代子議員の御質問に答弁いたします。

知事の政治姿勢についての中で、「更なる危険性の除去」の認識いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る7月末に設立されました「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」では、「平成19年8月に発表した報告書の現状の評価」、そして「更なる危険性の除去、騒音の軽減等」を検討することになっております。この「更なる危険性の除去」とは、この平成19年8月の報告書に記載された方策以外の取り組みのことです。

県としましては、政府が発表した取り組みは、危険性の除去につながる一つの方策ではありますが、さらなる抜本的な改善策が必要であると考えているところ

でございます。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、訪米要請内容の前回提案との違い、要請先についてなどに係る御質問にお答えいたします。

今回の訪米で、私は県民を代表し、米軍基地から派生する諸問題の解決促進、そして米軍基地の整理縮小の実現及び日米地位協定の抜本的な見直しを要請したいと考えております。

要請項目につきましては、「米軍再編の確実な実施」という項目については、9月議会において普天間飛行場の代替施設の要請を含むのかという疑問が示されたことから、要請内容をわかりやすくし、「米軍基地の整理縮小の実現」に項目を改め、その内容として、沖縄の基地負担の軽減につながる「海兵隊要員等の兵力削減」と、そして「嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還」を明記したいと思っております。要請項目には普天間飛行場の代替施設は盛り込まれておりません。

要請先に関しましては、国務省、国防総省等の米国政府関係者や連邦議会関係者への要請のほか、シンクタンク関係者、そして外交・防衛の専門家等との面談や意見交換等を予定いたしております。

今議会において議員の皆様のご理解を得て、訪米を実現したいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 基地問題の御質問のうち、F A 18戦闘攻撃機の飛来状況についてお答えいたします。

県内の米軍飛行場にはF A 18戦闘攻撃機は配備されておりましたが、岩国基地等の所属機が飛来しております。具体的な飛来回数や機数については、米軍の運用上の理由により明らかにされておられません。また、宜野湾市においても常時の把握は行っていないとのことであります。

なお、海兵隊によると、12月1日から11日までの間、即応訓練等のため岩国基地に所属するF A 18戦闘攻撃機など約35機が嘉手納飛行場及び普天間飛行場に飛来しております。また、昨年の同時期には約30機が飛来し、同様の訓練を行っております。

次に、知事の政治姿勢についてのうち、アクションプログラムの作成についてお答えします。

普天間飛行場移設措置協議会やワーキングチームは政府が主宰しておりますが、県や市町村は、それぞれ

の立場から率直な意見交換を行いながら、前向きな調整が進んでいるところであります。

県としては、実務者間のワーキングチームにおける協議を通して、政府と密接に連携を図りつつ、具体的な危険性除去策の実施につなげていきたいと考えております。

次に、基地問題のうち原子力潜水艦の寄港増加についてお答えします。

県としては、原子力潜水艦の寄港については、安全が確認されない限り本県に寄港すべきでないと考えております。

県としては、日米両政府においては、あらゆる安全対策を講じ、原子力潜水艦の安全性の確保に最大限の努力を払うべきものと考えております。

次に、事前通報体制についてお答えします。

米国の原子力軍艦が我が国に寄港する場合は、「外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関する合衆国政府の声明」に基づき、通常、受入国政府の当局に対し、少なくとも24時間前に到着予定時刻及び停泊または投錨の予定位置につき通報することとされております。

県は、今般、事前通報がなく米原子力潜水艦が寄港したことについて、政府に対して、地元への連絡通報体制に万全を期すとともに、再発防止の徹底等について強く申し入れたところであります。

なお、県においては、原子力潜水艦の寄港について外務省から事前通報があったときは、直ちに地元うるま市及び沖縄県漁業協同組合長会などに連絡しております。

次に、日米共同訓練についてお答えします。

防衛省によると、今回の日米共同訓練については、沖縄東方空域での防空戦闘訓練が実施されたとのことですが、訓練の詳細や原子力潜水艦の寄港との関連については明らかではありません。

県としては、従来から、米軍の訓練等によって県民に被害や不安を与えることがないように求めてきたところであります。

ヘリからの廃車落下事故の補償についてお答えします。

平成18年12月、米海兵隊CH53ヘリが下りていた廃車を読谷村のトリイ通信施設近くの海上に落下させた事故による漁業への影響については、読谷村漁協から沖縄防衛局に対し補償請求が行われております。

沖縄防衛局によると、同補償については、現在、米側と協議を行っている段階とのことであり、

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、定額給付金の事務的な負担についてお答えいたします。

11月28日に総務省から示された定額給付金事業の素案によりますと、事業の実施主体は市町村とされ、年度内の給付開始を目指すとされております。そのため、市町村においては、国の補正予算成立後、短期間で作業を行う必要があります。

事業内容の詳細については、今後詰めていくこととされておりますが、国においては、できるだけ市町村の事務負担が少ない簡素な仕組みで実施していただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 初めに、県警察だけで現場検証ができなかったことについてお答えいたします。

今回、墜落したセスナ機については、米軍の所有物であることが確認され、いわゆる個人所有の民間機でなかったことから、県警察が行う捜査においては、刑事訴訟法に基づき日本の裁判官から機体の検証、差し押さえ許可状の発付を受けた後、いわゆる日米地位協定の実施に伴う刑事特別法に基づいて、米軍当局に機体の検証、差し押さえの同意を求めることになりました。

次に、機体差し押さえの同意要求の根拠と差し押さえができなかった理由についてお答えします。

合衆国軍隊の財産の差し押さえ等に関しては、いわゆる日米地位協定の実施に伴う刑事特別法第13条において、「合衆国軍隊の財産についての捜索、差押又は検証は、合衆国軍隊の権限ある者の同意を得て行う。」旨規定されております。

県警察では、日本の刑事訴訟法に基づいて日本の裁判官から機体に対する差し押さえ許可状の発付を受けた後、刑事特別法第13条の規定に基づき、米軍当局に対して機体の差し押さえについて同意を求めたところではありますが、同セスナ機が米軍の所有物であることから同意を得られなかったものであります。

次に、セスナ機を米軍が基地内に持ち込んだことについてお答えします。

捜査を的確に遂げ事件を立証するためには、事件に関係する証拠品を差し押さえ等の手段により押収することが重要であります。

今回の米軍セスナ機墜落事故捜査においては、同セスナ機が米軍所有のものであったことから、いわゆる日米地位協定の実施に伴う刑事特別法に基づき、米軍当局に対して機体の差し押さえについての同意を求めたところではありますが、米軍当局から同意を得られなかったものであります。

後日、当該セスナ機の機体の検証について米軍当局に申し入れたところ、11月19日に嘉手納基地内に保管されていた当該セスナ機について同意を得て検証を実施しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 医療・福祉についての御質問の中の、経営形態の結論を急ぐ理由についてにお答えいたします。

県立病院のあり方を検討する理由の一つとして、総務省「公立病院改革ガイドライン」で、地域において必要な医療提供体制を確保することを目的として、病院事業を設置する地方公共団体に対し、今年度中に公立病院改革プランの策定を求められていることありますが、最も大きな理由は県立病院事業の厳しい現状にあります。

病院事業は、平成17年度以降、毎年度30億円以上の経常損失を計上し、多額の一時借入金を抱えるなど極めて厳しい経営状況にあり、財務面の健全性の回復が喫緊の課題であると認識しているところであります。

このため、今年度中に県立病院のあり方に関する基本構想を策定し、病院事業経営の健全化を図り、効率的で将来にわたって継続可能な医療提供体制を確保していきたいと考えております。

続きまして、県立病院長への権限移譲後の状況を見て結論を出すことについてにお答えいたします。

県立病院のあり方につきましては、8月26日沖縄県医療審議会に諮問を行い、現在、同審議会に設置された県立病院のあり方検討部会において、経営形態のあり方等を含め御審議いただいているところであります。

第4回検討部会においては、病院事業局長等から、病院長への権限移譲を次年度から行う予定である旨の説明がありましたが、検討部会におきましては、このような発言も考慮して審議されるものと理解しております。県といたしましては、同検討部会の答申を得て適切に対処してまいります。

続きまして、地方独立行政法人における政策医療の担保についてにお答えいたします。

地方独立行政法人における救急医療や周産期医療等のいわゆる政策医療の実施につきましては、地方独立行政法人法第25条の規定に基づき、議会の議決を経て知事が中長期目標を定め、これを地方独立行政法人に指示することにより担保されます。病院事業の場合、中期目標を達成するため地方独立行政法人が作成する中期計画についても議会の議決が必要とされております。

また、政策医療等の実施に要する経費は、同法第85条の規定により、現在の地方公営企業と同様に県が負担することとなっております。

このような議会及び知事を通した統制と、県の財政負担により、地方独立行政法人に移行した場合においても、政策医療の提供は担保されるものと考えております。

続きまして、地方独立行政法人移行に伴う病院事業の赤字の清算についてにお答えいたします。

地方独立行政法人法第6条第1項は、「地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。」と規定しております。

この規定の効果として、地方公共団体のある機関が多額の累積債務を抱え債務超過状態に陥っている場合、地方独立行政法人への移行は認可されません。

このような場合には、設立団体すなわち県に債務を残すか、または県から金銭出資を行うといった手法により債務超過状態を解消しなければなりません。

本県病院事業は、現在の財務状況から試算しますと、債務超過状態にあることが見込まれることから、病院事業が地方独立行政法人へ移行する場合には、県から出資を行う必要があります。これにより、現在、病院事業が抱えている資金不足額は解消されるものと見込んでおります。なお、累積債務も解消されることとなります。

続きまして、「県民の意見を聞くべき」ことについてお答えいたします。

県立病院のあり方に関する基本構想を策定するに当たり、広く県民意見を踏まえることは重要な課題であると認識しております。

このため、県立病院のあり方検討部会には市長会及び町村会から委員が参加しております。また、本年8月には県内の医療機関を対象に、県立病院の医療機能の評価等に関するアンケート調査を実施し、検討部会における審議に資するため資料を提出し、御説明したところであります。

加えまして、年明けには基本構想案について広く県

民から意見を募集し、提出された御意見等を考慮して最終的な基本構想を決定することとしております。

続きまして、民間譲渡した公立病院の民営化後の状況を検証しているかについてお答えいたします。

経営形態を含む県立病院のあり方につきましては、現在、沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会において御審議いただいているところであります。

県内の民間医療機関が果たしている役割につきましては、厚生労働省の公表データ等を活用し、検討部会においても説明を行っております。また、第3回検討部会において、すべての県立病院について民間譲渡は行うべきではないとの認識で意見の一致を見ております。

このようなことから、民間譲渡された公立病院の民営化後の医療機能等については、南部病院を含め実地調査等による検証は行っておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 医療・福祉についての御質問の中の、調整額の全廃と初任給調整手当の引き上げについてにお答えします。

今年度の県人事委員会勧告では、医師の人材確保を図るため、初任給調整手当等の引き上げが勧告されております。

病院事業で初任給調整手当等の引き上げを実施した場合には、3億6900万円の財源確保が必要となります。

一方、病院事業は、平成19年度決算で約12億円の経常損失となり、累積欠損金が約216億円となるなど極めて厳しい経営状況にあります。

そのため、初任給調整手当等の改定に当たっては、新たな人件費の増嵩を招かないことを基本に、医師手当や給料の調整額の廃止を含めた給与制度の適正化とあわせて検討を行ったところであります。

続いて、医師給与の見直しによる増減額及びベテラン医師の退職についてにお答えします。

今回の医師の給与改定の検討に当たっては、初任給調整手当等の引き上げや医師手当の廃止、調整額の廃止など、複数の手当の見直しを含んでいることから、年齢や勤務経験年数にかかわらず医師ごとに増額や減額は生じますが、特定の年齢層に影響が集中するものではありません。

続きまして、県立病院医師の平均給与と民間病院との比較についてお答えします。

病院事業局が把握している資料に基づき、県立病院

と県内民間病院の医師の給与等を比較すると、県立病院は平均年齢が42.4歳で、平均給与月額が125万3048円となっており、民間病院は平均年齢が45.5歳で、平均給与月額は119万426円となっております。しかし、平均給与月額から時間外勤務手当を除いた給与と比較しますと、県立病院は95万3270円となっており、民間病院は112万3037円となっております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 西原工場地帯の環境等に関連しての御質問で、特別管理産業廃棄物処理業者への予防接種等の衛生指導及び防護服着用等の指導についてお答えいたします。一括してお答えいたします。

事業活動時の安全、衛生を確保するための方法、事業者の義務については、労働基準監督署が所管する労働安全衛生法に定められており、健康診断の実施、呼吸用保護具等の備えつけの必要性等についても同法施行規則に規定されております。

これまで御指摘の施設の従事者が感染性廃棄物に起因する感染症に罹患した事例は把握されておきませんが、県としましては今後とも関係部局と連携して感染性廃棄物の適正処理を推進してまいりたいと考えております。

次に、産業廃棄物処理施設の立地のあり方についてお答えいたします。

廃棄物処理法は、廃棄物処理施設等の立地に関して土地利用規制を行うものではありませんが、産業廃棄物処理施設の設置許可に当たっては、廃棄物処理法に定める許可基準の一つである「施設の設置及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全及び周辺施設について適正な配慮がなされたもの」であるかについて審査しております。

また、施設の稼働後においては監視を行い、不適切な維持・管理等により周辺的生活環境に影響を及ぼすことが懸念される場合には、改善命令等により改善させております。

県としましては、今後とも許可に当たって同法の許可基準に適合しているか厳に審査するとともに、不適正な維持管理が行われないよう監視・指導を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育行政について

の御質問で、免許状更新講習の施行後の調査結果と、大学との連携及び遅刻者等の対応策について一括してお答えいたします。

免許状更新講習につきましては、教員免許更新制の導入に伴い、文部科学省より認定を受けた各大学等において、平成21年4月以降開設されることとなっておりますが、それに先立ち、質の高い多様な更新講習が開設されるよう、今年度にその試行が行われております。

試行後の調査結果等について、講習開設者は、受講者に対して事後評価等の調査を行い、試行の終了後、文部科学省へ報告することになっているとうかがっております。

また、大学側との連携につきましては、県教育委員会では、平成19年度から琉球大学のほか、県内の教員免許状を取得できる大学と話し合いの場を数回設けるなど、連携を図っているところであります。

なお、遅刻者等への取り扱いについては、講習開設者の判断となる旨、文部科学省から各大学等に説明がなされておりますが、県教育委員会としましては、緊急対応での遅刻者等への対応などについて今後とも意見交換をしてまいりたいと考えております。

次に、講座の確保と開設時期及び教員個々のニーズへの対応について、一括してお答えいたします。

講座の確保の見通しについて、免許状更新講習の試行は、予備講習という位置づけのため少ない開設数でしたが、平成21年度は多くの科目が開設され、離島においても開設される予定とうかがっております。また、対面授業以外にも通信教育やインターネットを使用した講習も開設されますので、離島における受講機会も確保され、さらに2年間の受講期間の中で個々の都合に合わせた受講もできる見通しとなっております。

また、講座開設の時期については、文部科学省によると、更新講習は原則授業に影響が出ないよう、長期休業中や夜間、土・日に開設されることとなっておりますので、対象となる教員が受講しやすい環境に配慮することが大切だと考えております。

次に、年代の違う教員個々のニーズへの対応については、すべての対象者が受講する必修科目は、教員として必要な資質能力が保持されるよう最新の知識・技能を身につけることとなっており、すべての年代に通じるものであると認識しております。

選択科目は各教員の教科や関心等、個々のニーズに応じた選択が可能となっております。

次に、10年経験者研修の短縮についてお答えいたし

ます。

10年経験者研修は、教員の資質能力の向上を目的に、在職期間が10年に達した教職員に対して実施されております。

また、教員免許更新制は、すべての教員が10年ごとに免許状更新講習を受講し、最新の知識・技能を身につけることとしております。

これを踏まえて現在、10年経験者研修と更新講習の整合性を確保し、教職員の負担過重とならないよう、研修期間の短縮と内容の精選を検討しているところでございます。

次に、免許更新制と研修の見直しについてお答えいたします。

教育職員免許法において、免許状更新講習を受ける期間は2年間となっており、夏季休業等を使って受講するなど、ゆとりを持って計画的に受講する配慮をしております。

県教育委員会としましては、免許更新制の説明を通して、学校内においても受講対象者が講習をスムーズに受講できるよう配慮を学校長に対してお願いしているところであります。

さらに、教職員研修においても更新講習との整合性を図り、教職員が負担過重にならないように検討してまいります。

次に、講座や申請に係る自己負担についてお答えいたします。

免許状更新講習の受講料につきましては、開設者である大学等が設定することになっており、現在、検討中とうかがっております。

申請に係る手数料につきましては、県において設定することになっており、各県の動向を踏まえ検討しているところであります。

次に、試行期間の延長についてお答えいたします。

教員免許更新制は平成21年4月1日から制度が施行されることになっており、試行については今年度限り文部科学省から各大学への委託事業として行われているものであるため、試行期間の延長については困難であると考えております。

県教育委員会としましては、教員の方々に制度を十分に理解していただけるよう周知するとともに、今後とも教員の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、新たな職の職務内容、学校の将来像と運営等について一括してお答えいたします。

副校長、主幹教諭の職務につきましては、学校教育法に定められており、副校長の職務は「校長を助け、

命を受けて校務をつかさどる。」こととなっております。また、主幹教諭は「校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる。」こととなっております。

現在、学校においては、さまざまな課題に教員個々人で対応している実情があります。これらの課題に対し、副校長や主幹教諭のリーダーシップのもと、適切かつ迅速に対応することにより、教員の負担軽減や子供と向き合う時間がふえ、教員相互の支援や働きやすい職場づくりが図られ、学校教育の充実につながるものと考えております。

また、学校内における報告、連絡、相談体制が整い、組織運営や指導の充実が期待されるものであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん ただいまの教育長の説明ですが、新職の件についてですね、副校長は校長を助け、そして主幹は副校長を助けていくというようなことでよくわからないと、そういう職務分掌でいいのかという思いがしてなりません。

といいますのは、東京都の教育委員会で——2006年の4月でしょうか——そのときの通達の中でこんなことが行われているんですね。その通知で、学校経営の適正化に、職員会議も校長の報告だけの場とするということで拳手や採択の意向確認は禁止するというような通達を出しているわけです。

このようにして、中間管理職をふやすことによって、本当に教師の気持ちが届くのだろうかとということが懸念されるわけです。

それから免許の更新制について事細かに説明してありましたけれども、教育長の説明によりますと、委託先の大学に本当に丸投げしてしまっているような状況があるわけですね。今、確かに8月に行われたものは、試行だったわけです。その中でいろいろな問題が出てきているわけです。今、教育長は、講習を開設した大学側がもちろんそのアンケートをとっているようです。そのことを文科省に報告しているだろうということですが、では教育委員会はそのことについて何にも把握していないのかという思いがしてなりません。

それで教組がとったアンケートによりますと、このようなことが出てきているわけです。ほとんどの教師がこの制度に対して反対であるということ。そして、その制度そのものもよく理解されていないということ

がアンケートの中でわかりました。そして現場に立たない大学講師によって、更新を認定するような判断ができるのだろうかというような疑問も出てきております。

そして今回養護教諭の科目ですけれども、何か大学、専門課程が全国で2校にしか設定されていないという状況にあるわけですね。それが本当に県外に行っていかなければならないのか。そして自分の年休で、自己負担で行くのかというような疑問も出てきているわけです。

それから、管理職や教育委員の職員がなぜ免除されなければならないのか。そういうことに対しても多くの意見が出ております。

そして、内容が即現場に反映できるようなものではなかったと、これは試行のときですけれども。特に経験を積んだ教員にとっては、現場と講座内容が余りにもかけ離れて無駄な講習だったというような報告がなされております。

それから受験内容についても、今、評価システム等の教職員関係者にがんじがらめにされているわけですね。そしてこういう更新制度がまた導入されたときに受講のための教師不在で、子供たちにしわ寄せがいくのではないかなというようなことも指摘しております。

そしてこの制度が不適格教員の排除に名をかりた、物言わぬ教師、従順な教師、考えない教師づくりがねらいではないかなというような厳しい指摘も出てきているような状況です。そのことについての教育長の所見を伺いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時55分休憩

午後4時59分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、渡嘉敷議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目が、新たな職についてでございますけれども、質問としましては、中間管理職をふやすことにつながらないかという懸念もあるということでございますけれども、主幹教諭についてはリーダーとしての位置づけでありますので、管理職手当もございませんので、やはりこれまで申し上げていますように、学校を取り巻く環境というのが大きく変化をしてまいりまして、その対外的な対応に対しまして現在、校長・教頭が対応しているわけでございますけれども、そういうさまざまな課題に対しまして教員個々で対応してい

る現状に対しまして、今後副校長とか主幹教諭がかかわっていくということで、責任を持って対応していくリーダーをふやすということでございますけれども、それで教員の負担軽減を図るものでございます。

現在、県教育委員会としまして、新たな職の導入に向けて検討委員会を設置をいたしまして、関係団体等と話し合いをしているところでございます。

次に、免許更新制についてでございますけれども、免許更新制については県は大学に丸投げではないかということである説明がございましたけれども、これは平成19年に国会で、改正教育職員免許法が成立をしております、法律によって平成21年4月から免許更新制を導入していくということでございますので、今年度については試行をしているということで、大学と文科省が直接に連携をとって実施をしているものでございまして、その免許更新制というのがやはり最新の情報あるいは知識・技能等を子供たちに還元をしていくために、やはり更新制を施行して、そして自信を持って先生方に教壇に立ってもらいたい趣旨で実施されているものでございますので、今後については、県としましても大学側とこれまで数度にわたり話し合いを進めてきたわけでございますけれども、教職員の負担過重とかいろんな諸問題につきましては、今後とも大学と連携をとって進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん この免許更新制について何が問題であるのかということを、やっぱり検討委員会の中で現場の声をしっかりと聞いていくことが大切かと思っております。

それから新職の導入についてですけれども、本当に職員会議がこれまでの状況であるということをしっかりと担保をとって、これからも頑張っていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

〔上里直司君登壇〕

○上里 直司君 民主党の上里直司です。

一般質問を行います。

1、まず、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

(1)、分権改革と沖縄の自治の実現についてお伺いいたします。

昨日、政府の地方分権改革推進委員会の丹羽委員長

が、国の出先機関の見直しについてまとめた第2次勧告を麻生首相に提出いたしました。その勧告には、沖縄総合事務局の事務権限の見直しと定員のスリム化の提言はありましたが、廃止は盛り込まれておりませんでした。

この勧告の概要と新聞各紙の論調、有識者の御意見などを拝見していますと、この2次勧告において分権改革は大きく後退した印象がうかがえます。

私は、そもそも分権改革の名のもとに政府がトップダウンで国の都合のいい行革を進めることについては到底容認できません。したがって、沖縄県の立場には一定の理解を持っております。しかし、いつまでも中央集権的な制度を維持していくのは、沖縄の未来にとっていいはずはありません。沖縄振興に政府の責任があるのは当然ではありますが、沖縄が生き残りをかけた分権改革の実現を目指していきたいと思っています。

今回の分権改革の議論を経て、沖縄の自治のあり方についてその方向性が浮かんできましたので、以下のことについて伺います。

ア、10月10日に行われました地方分権改革推進委員会のメンバーとの意見交換について知事の感想をお聞かせください。その際、委員会から総合事務局のあり方について何を指摘されたのでしょうか。また、知事が総合事務局を「10年は存続を」と発言したと報じられておりましたが、その真意をお伺いいたします。

イ、次に、推進委員会丹羽委員長が県との意見交換後の記者会見において、沖縄は長い間、国の支援を受けていただけに、自立・自活の精神が薄いという印象を持った。権限が足りないなら中央から奪取するという気概を持つことが地方分権だと述べられたようですが、このコメントについて知事の見解をお伺いいたします。

ウ、続いて、二重行政をなくし徹底した地方分権を進めるにせよ、総合事務局を存続させるにせよ、県と総合事務局との間で公式協議が必要ではないでしょうか。

(2)番目、世界的な景気減速の中、沖縄経済はどのように推移していくのでしょうか。麻生首相は党首討論で、1次補正で年末までの中小企業の資金繰りは大丈夫だとおっしゃっていましたが、県内においてはどうか。2次補正予算が早期に必要なのですか。知事の見解をお伺いいたします。

2、デザイン政策についてであります。

私は、このデザインという言葉、非常に魅力があり可能性があると思っています。ただこの言葉はまだ

まだ浸透しておりませんので、きょうは議論を通じてその浸透も図りたいと思っております。

まず(1)番目、県はデザインという言葉をもどのように定義づけているのでしょうか。

(2)つ目、沖縄デザイン戦略構築促進事業の今後の可能性について伺います。

(3)、企業とデザイナーを結びつける事業は必要ではないでしょうか。国の支援策や現在総合事務局が実施をしている事業と連携できないか伺います。

(4)番目に、知事の公約には「「デザインセンター」を設置」とありますが、実現のめどは立ったのでしょうか。

(5)つ目、ポスターやパンフレット等の県の発刊物でデザイン性を重視した取り組みは、全事業中何事業ありますか。またそのためのコンペなども実施をされているのでしょうか。

(6)番目、神戸市は2008年10月16日に、ユネスコのデザインシティーとして認定をされました。その基本理念には、デザインの視点で、神戸らしさに磨きをかけ、「住み続けたいまち、訪れたいまち、そして、持続的に発展するまち」をつくることを述べられております。私は、沖縄全島においてこのデザインの視点を取り入れた「デザイン・アイランド」を検討する価値はあるかと思っています。そのためにも、デザイン施策を全庁的に検討すべきだと思いますがいかがでしょうか。また、各部局を横断的に見るのでできるデザイン室の設置を提案いたしますが見解をお伺いいたします。

(7)番目、県はどのようなデザイナー育成事業を展開しているのでしょうか。

3、産業政策と観光政策について伺います。

(1)、産業まつりや離島フェアでの観光客誘客にどのように努めていらっしゃるのでしょうか。先日の新聞報道では、産業まつりが大型イベントと重なったおかげで入域客数が減ったということが報じられておりました。日程の変更などで観光客誘客を図れるのであれば検討すべきではないでしょうか。

(2)つ目、県は出品物のその後の展開をフォローしていらっしゃるのでしょうか。

4番目の離島航路についてであります。

(1)、先島航路の再開に向けた動きと県の取り組み状況について伺います。

(2)番目は、離島航路の船舶が老朽化などの理由で新たな船舶を購入する場合に県や国からどのような支援が受けられるのでしょうか。

5、次に、前議会に引き続いて図書館行政について質問をいたします。

県立図書館の役割というのは、私は大きく3つあるかと思っています。1つは市町村立図書館への支援、2つ目には琉球・沖縄の郷土資料のコレクションの収集、そして3番目にはその図書館職員初め職員の人材育成、図書館の計画、そうしたことを図るのが県立図書館の意義だと思っています。今日はその2つの意義について質問をいたします。

(1)つ目は、図書館未設置地域への図書サービスについて、どの程度の頻度で行っていらっしゃるでしょうか。

(2)番目は、郷土資料コレクションは何点登録されているのでしょうか。それらはすべて市民が閲覧できる状態になっているでしょうかお伺いいたします。

6番目、県が出資をする泊ふ頭開発株式会社の不動産取引についてお伺いいたします。

(1)、同社が保有するとまりんのホテル区画等の売却は、会社存続を左右するものであります。今月末、売却の優先交渉権者との交渉期限を迎えますが、売却のめどは立っているでしょうか。また、県は今月までに交渉が調整できない場合、交渉期限の再延長を求める立場なのでしょうか。

(2)番目、泊ふ頭開発株式会社の再建について県の見解をお伺いいたします。これまでに株主総会やとまりん再建検討委員会などに出席して意見を述べたことがあるでしょうか。

7番目の戦後補償についてであります。

(1)、旧軍飛行場用地問題解決について、各地主会から提案をされている事業について県はその是非を判断していらっしゃるでしょうか。

(2)番目、各地主会から提案された事業が複数市町村にまたがる場合、その事業案は県が取りまとめをすべきだと考えておりますが、見解をお伺いいたします。

8番目は、我が会派の代表質問との関連質問についてであります。

鳥島の射爆撃場返還問題についてお伺いいたします。

知事も早速地元の町長と、そして漁業組合のトップの方と政府の交渉・要請に行かれていらっしゃると思います。そのことについては本当に敬意を表したいと思っております。

先日、私たち議会の経済労働委員会でも鳥島射爆撃場を海上から視察を行いました。鳥島は米軍の演習によって見るも無残に破壊され尽くされております。これ以上演習が進めば島が消滅するのではないかという

ことを感じました。

そこでお伺いいたします。

もし鳥島が消滅してしまえば、排他的経済水域はどれだけ減るでしょうか。その排他的経済水域の確保という観点から返還を求めるというのはいかがでしょうか。

続いて、公共交通の整備についてお伺いをいたします。

三選を果たした那覇市長は、2期目の公約と同じLRTの導入検討を公約として掲げました。平成21年度に策定を予定している那覇市交通基本計画にその導入を検討するなど、議論が加速すると思われます。

そこでお伺いいたします。

(1)、県に先駆けて那覇市でLRT導入の議論が高まっていけば、それに合わせて県公共交通活性化推進協議会などで議論が進められないでしょうか。

(2)番目、沖縄都市モノレールの延長に関する那覇市分の負担割合は約30億円と検討されているようですが、この金額にはこれまで市が手がけた延長に係る道路の拡幅工事費用も含まれているでしょうか。

(3)、続いて、子育て支援についてであります。

ア、県内の5歳児保育についての課題をお聞かせいただきたい。

イ、先ほど代表質問では2年保育の推進という立場から質問をいたしましたけれども、私は3年保育というものも既にアクションプログラムの中に盛り込んでいますので、推進をしていくべきだと考えております。その3年保育の県内での実施幼稚園は5園であります。子供の発育にとってこの3年保育は必要ではないでしょうか。また、保護者や地域住民からこの3年保育はどのような評価を得ているでしょうか。

ウ、待機児童対策特別事業基金を幼稚園の2年保育と預かり保育のセットで拡充するための運営はできませんでしょうか。教育長は調査するとの答弁でありましたが、県庁内での調整で済むのではないのでしょうか、御見解をお伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 上里議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢に関連して、地方分権改革推進委員会との意見交換の感想いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

地方分権改革推進委員会との意見交換を通じて、地方分権推進の観点から、国の出先機関の見直し等は必要であるが、沖縄振興に係る国の責務は地方分権にか

かわりなく果たされるべきことを適切に理解していただく必要があると感じました。

委員会メンバーからの沖縄総合事務局のあり方につきましては、知事の采配のもとでより効率的かつ効果的な地方政府をつくっていくべきではないか、財源と一緒に吸収してはどうかという発言がございました。

また、「10年は存続を」との報道につきましては、駐留軍用地跡地の利用対策等、今後も国の責務で取り組むべきさまざまな課題があり、そのため5年から10年の時間は必要と発言したものでございます。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、丹羽委員長会見のコメントについての御質問にお答えいたします。

沖縄振興は、さきの大戦で大きな被害を受け現在でも多くの米軍施設が集中するなど、沖縄の特殊事情に対して駐留軍用地跡地の利用対策など、今後、国の責務で取り組む課題が山積いたしていると思います。

こうした課題を踏まえて国の役割が必要であると申し上げたところであり、自立・自活の精神が薄いと報道による発言はいささか残念であり、これは失礼にして極めて適切でない発言ではないかと感じているところでございます。

次に、産業政策と観光政策に係る御質問で、産業まつりの観光客誘客についての御質問にお答えいたします。

「沖縄の産業まつり」は、生産者の生産意欲の高揚と県内外市場の販路拡大を図るとともに、県民の県産品への消費者意識を深めることを目的に開催されているところでございます。

観光客の誘客につきましては、県内ホテルなどを通して周知に努めておりますが、御提案の趣旨を踏まえて、今後さらなる誘客につきまして取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問については、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 知事の政治姿勢についての御質問で、県と総合事務局の公式協議についてお答えいたします。

沖縄県と沖縄総合事務局の間では、現在でも業務に応じてさまざまな形で会議等が開催されており、一定の連携は図られているものと考えております。

公式な協議の場につきましては、なお一層の連携と協力を図るため、設置の方向でそのあり方を検討しているところです。

同じく知事の政治姿勢で、県経済の推移についてお

答えいたします。

世界的な景気減速の中、国内経済もマイナス成長に転ずるなど外部環境が急速に悪化しており、雇用の分野を初め本県にも既に影響があらわれております。現在、本県経済は観光が好調を維持するなど比較的安定した推移を見せており、今後もプラスの経済成長を維持することは可能と考えておりますが、円高など懸念材料もあるため、下振れリスクをはらんでいるものと認識しております。

次に、産業政策と観光政策についての御質問で、離島フェアによる観光客誘客についてお答えいたします。

離島フェアは、離島特産品の商品力の向上、販路拡大等により産業振興を図るとともに、離島地域と都市地域及び離島間相互の交流を促進して地域の活性化を図ることを目的に平成元年から開催しておりますが、観光客の誘客にも一定程度の貢献をしているものと考えられます。

離島フェアは、平成15年までは産業まつりより1カ月早い9月末に開催しておりましたが、台風の影響を避けるなどの理由により、平成16年度からは11月から12月の間の開催となっております。

なお、本年度は11月末の連休に開催したところ、速報値ではありますがこれまでで最高の約13万4000人の入場者数となっており、今後も効果的な開催に努めてまいりたいと考えております。

同じく、離島フェアの出品物のフォローについてお答えいたします。

離島フェアにおいては、地域の伝統的な特産品から新たに商品開発された特産品まで多くの商品が出展されております。このため、平成18年度からはフェア初日において出展事業者とバイヤーとの流通商談会を開催し販路の拡大に努めているところであります。この取り組みにより出展事業者の意識改革にもつながり、年々品質の向上が図られているところであります。

なお、毎年多くの特産品が出展される中から優良特産品等の表彰を行っているところであり、さらなる品質の向上やPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、離島航路についての御質問で、先島航路の再開に向けた県の取り組み状況についてお答えいたします。

先島航路の再開については、新会社の設立を含め幾つかの案が提案されておりますが、その具体的な事業計画、採算性、実現可能性等が示されていないことから、支援策を検討するには至っておりません。

県としては、国や関係市町村等と連携を図りながら、引き続き対応を検討してまいりたいと考えております。

同じく離島航路で、離島航路船舶の購入に対する支援についてお答えいたします。

新たな船舶を購入する際の直接的な補助制度はありませんが、補助対象離島航路に運航する船舶については、建造に伴う借入金の利息や船舶の減価償却費を含めた欠損額について、国・県・市町村で補助を行っているところであります。

次に、我が会派の代表質問との関連質問で、那覇市のＬＲＴ導入の検討を沖縄県公共交通活性化推進協議会で議論することについてお答えいたします。

那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市の４市が主体となって設置された沖縄県公共交通活性化推進協議会では、基幹バスを中心としたバス網再構築計画等の実現に向け協議を行っているところであります。

那覇市のＬＲＴ導入については、市が中心となって議論を深めていくものと考えており、県としましては、那覇市の動向をにらみながら必要な助言やその他の支援等について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 知事の政治姿勢に関する御質問の中で、県内中小企業の資金繰り対策として２次補正予算が必要ではないかについての御質問についてお答えします。

県内中小企業の資金繰りについては、各種調査等から判断して厳しい状況にあります。

このような状況の中、国においては「緊急保証制度」を創設するなど対策に力を入れているところであり、沖縄県としても、国の施策との協調や保証料ゼロなど、独自の対策を強力に推進しているところであります。

国の第２次補正につきましては、県内中小企業の資金繰りへの直接的な影響の度合いは明確ではありませんが、県内中小企業の資金繰りは今後とも厳しい状況が続くものと予想されることから、早目に行っていただくことが望ましいものと考えております。

次に、デザイン政策に関する御質問の中で、県のデザインの定義づけについてお答えします。

デザインについて、沖縄県としては特に定義づけしてありませんが、経済産業省の「デザイン政策ハンドブック2007」によりますと、「デザインの領域は、表

面的な視覚でとらえることができるデザインだけでなく、例えば、企業等のブランド形成を目指した戦略的な取り組みなど視覚では見えないデザインへと拡大をしていると考えることができる。」とされております。

次に、デザイン戦略構築促進事業の方向性についてお答えします。

沖縄デザイン戦略構築事業は、かりゆしウエア、工芸品等物づくりのブランド化においてデザインを有効に活用する仕組みを構築するものであります。その取り組みの一環として、デザイナーと生産者が連携して新たな作品を製作するマッチング事業を実施するとともに、今後デザイナーと生産者を連携させる仕組みを構築し、ものづくりにおけるデザイン活用を促進していく考えであります。

次に、企業とデザイナーとのマッチング事業の必要性及び国事業との連携についてお答えします。

沖縄県の県産品のブランド化を図るためには、消費者にアピールする商品づくりが必要であり、そのためには生産者とデザイナーの連携が不可欠であります。

沖縄デザイン戦略構築促進事業においては、生産者とデザイナーのマッチングによる商品開発の仕組みづくりに取り組んでおります。

一方、沖縄総合事務局においても、毎年デザインコンテストを実施し企業とデザイナーとのマッチング事業を行っており、沖縄県としても今後このような事業と連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、デザインセンター設置の実現のめどについてお答えします。

デザインセンターの設置については、他県におけるデザインセンターの設立・運営状況などを参考にし、沖縄県におけるデザインセンターのあり方や組織形態などについて、県内産業界などと連携を図りながら検討を進めていきたいと考えております。

次に、デザイン性を重視したポスターやパンフレットなどの件数、そのためのコンペの実施についてお答えします。

沖縄県が作成しているポスター、パンフレットなどについては、その事業の目的に応じそれぞれの部署において作成しており、そのデザイン性を重視した取り組みについては調査しておらず把握しておりません。

次に、デザイン施策を全庁的に検討すること及び各部局を横断的に見ることのできるデザイン室の設置についてお答えします。

沖縄県においては、物づくりにおけるデザインの戦略的活用の仕組みづくりという観点から沖縄デザイン

戦略構築促進事業を実施し、製造業の新たな展開を図るべく取り組んでおります。同事業の実施などを通して、県内産業界とデザイナーを連携させる仕組みの構築を目指しております。

なお、沖縄全体を「デザイン・アイランド」として位置づけるなどの御提案につきましては、貴重な御提案として承らせていただきます。

次に、県のデザイナー育成事業の展開についてお答えします。

沖縄県では、これまでファッションデザインコンテストやかりゆしウエアテキスタイルデザインコンテストなどを開催し、県内デザイナーの育成に取り組んでまいりました。また、沖縄県工業技術センターや工芸技術支援センターにおける研究開発、技術指導及び研修等を通して、工業製品や工芸品のデザイン開発力の向上を図っております。さらに、沖縄デザイン戦略構築促進事業において、生産者とデザイナーや他業種とのコラボレーションするモデル商品開発を実施し、デザイナーと生産者のマッチングを行っております。

次に、産業政策と観光政策に関する御質問の中で、産業まつりの出品物のその後の展開の県のフォローについてお答えします。

「沖縄の産業まつり」では、優良県産品展、沖縄デザイン戦略構築促進事業展など各テーマに基づいて多くの企業・団体等が出展しております。出品物のうち、例えば優良県産品として展示したものについては、推奨マークを3年間表示することができます。また、それらの品々を掲載したパンフレットを作成し、県外物産展などで配布するなど販路拡大を支援しております。

沖縄デザイン戦略構築促進事業に出展した沖縄の素材を生かしたかりゆしウエアなどの一部はさらに完成度を高め、東京の展示会に出展するなどのフォローアップを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、図書館行政についての御質問で、図書館未設置地域への図書館サービスについてお答えいたします。

県立図書館では、図書館未設置町村の地域文庫や学校などの団体の求めに応じて400冊まで最長1年間の一括貸し出しを実施しております。なお、平成19年度は6町村9団体に対し、延べ12回1434冊を貸し出してあります。また、八重山分館におきましては、竹富町及び与那国町への移動図書館を実施しており、平成19

年度の貸し出し実績は426冊となっております。さらに、八重山分館におきましては団体貸し出しも実施しており、平成19年度の貸し出し実績は6団体118冊となっております。

次に、郷土資料コレクションの点数及び閲覧についてお答えいたします。

県立図書館におきましては、県民の調査研究を支援し利用に供するため、郷土資料の収集に努めております。

郷土資料は、沖縄県立図書館郷土資料分類表により歴史・社会等に分類されており、平成20年3月末時点で26万4631冊所蔵しております。その中には、貴重な郷土資料コレクションである地図や掛け軸、古文書などを含む東恩納寛淳や真境名安興などの特殊文庫6点、1万9573冊がございます。なお、郷土資料に関しましてはすべて閲覧できるようになっております。

次に、我が会派の代表質問との関連質問についての御質問で、3年保育の必要性についてお答えいたします。

学校教育法において幼稚園は満3歳からの就園が位置づけられており、社会性の芽生えとその発達に基づく集団保育の必要性から3年保育は必要なことと考えております。

本県の幼稚園における3年保育は、北大東村1園、南城市1園、座間味村3園の5幼稚園で行われております。この3地区は公立保育所の設置がなく、幼児教育及び子育て支援を幼稚園が担っております。このことから、幼児教育唯一の公立施設として大事な役目を果たしていると考えます。

県教育委員会としましては、平成21年度までに沖縄県幼児教育振興アクションプログラムを策定して、3年保育の拡充に努めてまいりたいと考えております。

次に、待機児童対策特別事業基金の運用についてお答えいたします。

待機児童対策特別事業基金を公立幼稚園の拡充に使えるかどうか担当部局に問い合わせをし確認をしたところ、同基金は公立幼稚園拡充に充当するのは困難であるとの回答を受けております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 泊ふ頭開発株式会社についての御質問の中の、とまりんの売却のめどと交渉期限再延長についてお答えします。

泊ふ頭開発株式会社が所有するとまりんのホテル区画等の売却については、交渉期限の再延長を含めて同

社と最優先交渉権者である企業と交渉中と聞いております。

県としましては、泊ふ頭開発株式会社の健全な運営が図れることを期待しており、その交渉の推移を注視しているところであります。

続きまして、再建についての県の見解についてお答えします。

県は泊ふ頭開発株式会社の株主総会に出席し、その際、同社から再建について全力を挙げて取り組むとの事業報告を受けておりますが、特に意見を述べたことはありません。

また、とまりん再建計画検討委員会は同社の取締役会に設置する内部機関であり、県は役員を派遣していないことから委員にはついておりません。

県としましては、泊埠頭及び周辺の活性化のため、泊ふ頭開発株式会社の再建活動により健全な会社運営が図れることを期待するものであります。

今後、泊ふ頭開発株式会社から意見照会等がございましたら、積極的に協議してまいりたいと考えております。

次に、我が会派の代表質問の中の、沖縄都市モノレールの延長に関する那覇市の負担額についてお答えします。

沖縄都市モノレールの首里駅から西原入り口までの延長につきましては、昨年度まで開催してきた沖縄都市モノレール延長検討委員会において浦添ルート案が推奨されました。

この浦添ルート案は、幅員25メートルの石嶺線1.7キロメートルの区間を通るルートとなっております。那覇市が負担する30億円は都市モノレールの建設に要する費用で、道路の拡幅工事費は含まれておりません。

なお、那覇市道石嶺線の道路拡幅工事における総事業費は約155億円で、国庫補助事業を活用することにより市の負担額は約31億円になると聞いております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 旧軍飛行場の地主会要望事業案の是非の判断についてお答えします。

県は旧軍飛行場用地問題の解決は、団体方式により図ることを県市町村連絡調整会議において確認しております。

団体方式とは、沖縄振興計画に沿って各市町村や飛行場ごとに地域振興事業の実施によって旧軍飛行場用地問題を解決しようというものであります。

市町村の要望事業案は、各地主会と関係市町村との協議を経て県に提出されたものであり、県は市町村との調整等を行う中で必要に応じて事業精査等に関する助言を行っております。

次に、複数市町村にまたがる事業案の取りまとめについてお答えします。

県としては、団体方式の趣旨を踏まえ事業要望を行う地主会の所在する関係市町村が事業主体となる必要があると考えており、国・関係市町村及び地主会においても確認を得ております。このため、複数市町村にまたがる事業の要望が出てくることはないものと考えております。

次に、我が会派代表質問関連で、排他的経済水域についてお答えします。

鳥島が消滅した場合、排他的経済水域を定める基線が久米島になると仮定いたしますと、その面積は減少するものと考えられます。

排他的経済水域の具体的な確定方法について承知しておりませんので、減少面積については承知していません。

次に、鳥島射爆撃場の返還についてお答えします。

今回の要請において、鳥島射爆撃場については長年の実弾射爆撃訓練により島としての形状を失いつつあり、我が国の領土保全上重要な問題であることを訴えております。

県としては、御提案の排他的経済水域や領海の確保という観点も含め、当該空域・水域の一部解除や返還について引き続き日米両政府に対し求めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 我が会派の代表質問との関連質問についての中で、5歳児保育の課題についてにお答えいたします。

本県では、5歳児の多くが小学校併設の幼稚園等へ就園していることから、下校後の保育ニーズが生ずることがあります。このため、県では、保育所の整備や公立幼稚園における午後の預かり保育の充実を促進し、5歳児の受け入れ体制の整備を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

〔上里直司君登壇〕

○上里 直司君 それでは再質問を行います。

まず分権改革についてでありますけれども、丹羽委

員長のコメントについて知事からはっきりとした意思が示されました。私もいんぎん無礼という感じがしましたし、何らかの形で知事からこの問題について意思を表明する必要があるのではないかと思って質問をいたしました。

そこで再質問をいたします。

ちょうどきのう2次勧告が提言をされたわけであります。私もこの問題を前議会から引き続いて取り上げてきておりますが、この2次勧告の内容について知事の見解をお伺いいたします。

2つ目、県は分権改革推進委員会との意見交換前に、国の出先機関見直し等に関する沖縄県の考え方をまとめました。その中には、基本原則とかさまざまな項目に分かれておりましたけれども、財源という内容の中で、内閣府の一括計上予算と高率補助を堅持した上で自由度の高い一括交付金とすると示しております。私は、いろんなところで一括交付金という話は聞いたことがありますけれども、県の姿勢としてこれほどはっきりと示したのはなかったのではないかなと思っております。出先機関の見直しというまくら言葉はついておりますけれども、これは政府に対する沖縄県の考え方、または沖縄県に対する振興予算に関する考え方とするべきだと考えております。ここは知事の見解をぜひお聞かせいただきたいと思っております。

続いて、デザイン政策についてお伺いいたします。

なかなか取り上げたことのない質問だったんですが、やはり答弁が非常に不親切だったなと私は感じているんですね。

まずお伺いいたしますけれども、そのポスターやパンフレット等の県の発刊物でデザイン性を重視した取り組みは全事業中何事業あるのかと、コンペをしているのかという話を私は聞いているんですよ。やっている事業や部局はあるはずなんですよ。私も知っているんでそれを聞いたわけなんですね。

もう一度聞きますけれども、じゃポスターだけに限って質問します。

ポスターを作成する部局というのは、平成19年度で何枚発刊したんですか、制作したんですか。その事業においてコンペを実施したポスターというのは何力所あるんですか、何枚あるんですか。そして、県がデザインをどのように定義づけているのか。これは知事公約で、「「デザインセンター」を設置」とあるものですから、デザインの定義は何ですかと聞くのは当然だと思うんですよ。これを経済産業省が定義づけているものを孫引きして、これを県のデザインとするというのは、なかなかデザインに対する真剣さが見られない

というふうに感じております。

そこでデザインセンターの設置の検討を進めていきたいと言っていますが、実際私はいろんな資料を見ましたけれども、検討している節はほとんど見られていないんですよ。それで予算の問題からしてもデザインセンターという箱物を新たにつくる予算というのはあるのでしょうか。

私は、このデザインセンターの設置というのは一たん断念して、デザイン政策において何が優先順位なのかということを検討してから、このセンターの設置を含めて検討すべきだと思っていますけれども、一たん断念をすること、そして優先順位をつけることについて見解をお伺いいたします。

2番目に再質問をいたしますのは、神戸市のデザインシティーについてであります。ここは所管外だと思いますけれども、安里副知事にお伺いいたします。

安里副知事はこれまで国内外の多くの都市を訪れたと聞いております。各都市の整備、とりわけデザイン性に富んだ都市設計と比べて沖縄の都市デザインをどのようにとらえているのでしょうか。また、県が手がけているポスターや町のサインなどを見て副知事のセンスから率直に沖縄県のデザインはどうなのかということをお伺いいたします。

この質問をしたのは、実は神戸市のデザイン政策というものは企業の経営者が提案をしたところから始まりました。つまり県の副知事は企業の経営者を経てこちらに来ておりますし、そういう感覚があたりだということで副知事としてお仕事をされていらっしゃるかと私は思っております。その意味で、ぜひ副知事の御感想をお聞かせいただきたいと思っております。

図書館についてお伺いいたします。

一括貸し出しについてお伺いいたしましたけれども、図書館の未設置町村というのは何町村あって、どれぐらいなのかというのをまず答えていただきたいなというふうに思っています。そしてその未設置町村というのが全国の設置率から見て、どれぐらいなのかということについてまずお答えいただきたいと思っております。未設置町村が多い地域であることは事実でありますし、私はその図書サービスの受け皿となる施設というものは必ずしも図書館でなくても——本当は図書館が必要ですが——いいかと思っています。

そこでお伺いいたしますけれども、未設置町村における図書サービスの受け皿を私は設置すべきだと思っています。その受け皿となるのは小中学校の図書室になるのではないかと。もちろん小中学校の教員の皆さんや職員の皆さんに負担がかからないようにすべきだと

思いますけれども、見解をお伺いいたします。

また、今、一括貸し出しについては申請主義をとっておられます。ただ今やっている事業についてはすべての未設置町村に巡回して一括貸し出しが行われているわけではありません。

そこで私は提案をしたいと思いますが、一括貸し出しについては未設置町村すべてに最低1年間に1回は実施をすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

6番目の県の出資法人である泊ふ頭開発株式会社についてお伺いいたします。

11月末で閉館した「とまりん」のキーテナントが家賃を滞納していると新聞で報じられておりました。この滞納額が幾らなのか。そしていつから滞納しているのか、お聞かせください。そしてこの建物のキーテナントは防衛施設局でありましたけれども、実はこの防衛施設局は5月からいなくなっております。その賃料は2億7000万、約半年で1億4000万徴収できておりません。ですから、今滞納している分とこのキーテナントが退去しているものを含めると、泊ふ頭開発株式会社はかなり経営的に厳しい状況に陥っています。その状況について把握をしていらっしゃるでしょうか、お伺いいたします。

旧軍飛行場用地問題についてお伺いいたします。

要望事項の中に、個別・具体的に申し上げますけれども、伊江村のフェリー事業について要望が出ております。なぜ要望事項として国に対して見送ったのかということについてお伺いをいたします。

もう一つ、鳥島の射爆撃場について質問通告しているわけですから、じゃどこが所管でどのように調べるのか、そのことについてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時50分休憩

午後5時58分散会

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 上里議員の再質問にお答えいたします。

幾つかいただいた御質問の中で、3つばかり私の方で答弁させていただきますが、まず地方分権のこの間の第2次勧告についての評価といたしますか、内容評価いかにという御趣旨の御質問にお答えしたいと思います。

第2次勧告につきましては、地方分権改革に一定の

前進があったことは評価いたしますが、権限移譲が少ないことや地方の行革努力に比べて物足りない印象がございました。また、沖縄総合事務局が存続されなくなったことは評価いたしております。

今後も沖縄振興における国の責務といたしますが、役割を適切に果たされることを期待いたしているところでございます。

それから次に、この間、委員会が見えたときに我々が説明した高率補助の仕組みであるとか、一括計上であるとか、交付金であるとかということを我々も申し上げましたが、基本的にこういう今の仕組みの中で一括計上の仕組み、高率補助的な中身、かなり自由度の高い交付金という形を組み合わせないかという——まだこれはこれから詰めていく中身ですが——我々の期待というのを申し上げてはおります。

分権改革の推進による国の出先機関の見直し等に当たっては、沖縄県の自立的発展につながるような事務、権限の移譲、そうして今申し上げましたような形で財源の確保が重要と考えております。今後も必要な総額の確保と、そしてより自由度の高い柔軟な財源の確保の仕組みや制度のあり方について検討を深めてまいりたいと考えております。

次に、デザインセンターの件でございます。

確かに、私の公約の「文化力おきなわ」の中で、「新たな沖縄文化の創出」という大きな表題にもなっておりますが、ここに書いてあります「デザインセンター」的なものは御指摘のように、取っかかりが少しおくれております。残りの私の2年で取り組んでまいりたいと思っておりますが、ここに書いてありますように、「トロピカルデザイン」とか「かりゆしファッション」のデザインであるとか、伝統工芸であるとか沖縄建築を含む都市デザインというような大きな広い感覚の沖縄の感覚を現代といいますか、これから先の広い意味でのデザインという形でブラッシュアップし、リファインをしてやっていくような仕組みと組織がつかれないものかというのがもともとでございます。

そして工芸品や製造物といいますか、そういうものについては、昔からよく言われた新しいインダストリアルデザインの感覚も入れたものに何かチャレンジをしていくということを言っております。また、極めて広い意味では今取りかかっております21世紀ビジョンというのも広い意味での私どもではデザインというような形でもありますけれども、余り広がり過ぎてはなりませんから、ここは議員おっしゃったようにこれはもう少し中身をまとめる努力、研究をしっかりとって、

ハードウェアをつくるというのは先になる可能性がございます。これはもう御指摘のとおりおくれております。ですが、これからまた取りかかってまいりたい。そういう中で先ほどいただきましたパンフレットも含めて御指導を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 安里副知事。

〔副知事 安里カツ子さん登壇〕

○副知事（安里カツ子さん） こんにちは。

もうお恥ずかしいところをお見せしました。済みません。

デザインの関係について、上里議員が大変難しい質問をしてくださったんですけれども、神戸市では早くから景観に配慮した美しい都市づくりということが行われておりまして、観光振興に大きく寄与しているということを考えております。

本県でも各社会資本整備の分野で、景観に配慮した施設づくりに努力してきているところでございますけれども、一方で市街地の幹線道路や道路の沿道あるいは農村でも沖縄らしさを感じられないという、全国どこに行ってもあるような風景が多くなってきたなという御意見も聞いております。また、雑然とした電線類やそれからはらんした屋外広告等、その周辺景観との調和から検討を要するこの色彩の強い建物等の建築も見受けられます。

今後は快適で潤いの感じられる都市づくりを目指しまして、沖縄の風土に根差した、そして自然、歴史、文化と調和した現代の沖縄風の風景づくりにこだわっていくことが重要だというふうに思っております。

それからもう一つなんですけれども、きょうは大変ありがとうございました。大変読みやすく、その中ではあったことが一つありますので、所見を述べさせていただきたいと思っておりますけれども、（資料を掲示）実はこのデザインというのはこの中にあったんですけれども、まだ県の方で今からつくっていくというふうに思いますが、私は自分の身の回りからそれを始めようということを思っていたんですね、そうしたらここにちょうどその文章がありました。

まず私、県庁に入りましたときに、——いいでしょう、こんなお話して——（「どうぞ」と呼ぶ者あり） 広告塔だと思っているものですから、いろんな名刺をつくりまして、例えば産業のものであったり、それから首里城であったり、海であったりとか、その応援する人たちにこの名刺をお上げしたら、これから話題性があるものですからそれを話題に持っていこうということをまず一つ。

あとは、きょうはちょっと着ていませんけれども、沖縄の紅型とかあるいは織物とかどこかに——高くても買えないときもありますね——ポイントを入れて話題に持っていくとか、そういうことをまず始めようということをやりました。

そしてあとは、自分の執務室、そこら辺に沖縄のものを入れようと。今までのものを取っ払って沖縄のものにしました。例えば壁が汚いですから、織物を入れたりとかそういう沖縄らしさを持っていこうと。

そしてこれ皆さんおわかりでしょうか、野菜パパイアのレシピなんですけれども、（資料を掲示）私は、これが手元に届いたときに大変感動したんですね。何てすてきな色で重厚なものなんだろうと思って中をあけましたら、今、沖縄の農水部の流通政策課の方で始めています、この沖縄野菜をもっとおきなわブランド化しようということの本なんですけれども、この中に始めたときにホテルのシェフさんたちに60ぐらいのいろんなレシピ、パパイヤを使った料理ということでやったんですね。そしてこれのコンテストをしたりとかしました。そしてそれを一つにまとめてあるんですね。そしてそれを皆さんが大変いいということで、今これがかなり売れております。

ということは、先ほどありましたけれども、いかにコラボレーションするかということなんです。そしてそうすることによって、みんながそれぞれ元気になればいいかなと思って、ここにありますので先生方ぜひお買い求めください。（資料を掲示）

ということで、答弁になったかわかりませんが、以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは上里議員の再質問にお答えをいたします。

3点ございまして、まず1点目が県内の未設置町村は幾つあるかと、そして全国からするとどれぐらいなのかという御質問ですが、県内の未設置町村は19町村でございまして、全国との比較につきましては現在調査をさせていただきます。

2点目につきましては、未設置町村の図書サービスの受け皿として小中学校の図書室を利用したらどうかという御質問でございますが、大変貴重な御提案でございますので、検討してまいりたいと考えております。

3点目に、未設置町村の一括貸し出しについてでございますが、そのすべてに実施をしたらどうかという御質問でございます。

現在はその未設置町村の求めに応じて一括貸し出しを実施しておりますけれども、未設置町村すべてに一括貸し出しをできるかどうか、これもぜひ検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 旧軍飛行場問題で、伊江島から出ているフェリーの件についてでございますが、これについては現在国と調整を行っているところでございます。

それから排他的経済水域についてでございますが、これは面積等について、現在海上保安庁に照会しておりますが、まだ回答を得ていない状況でございます。現段階で求め方も含めてまだ把握していないという状況でございます。

なお、どこが所管でどこに聞けばいいかというような御質問もございましたけれども、排他的経済水域、それから国境・領海の問題など県としてちょっとややこしい問題を含んでおりまして、現在所管を含めて調整を行っているところでございます。

申しわけございませんが、もう少し検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 県が作成しているポスター等についてのデザイン性の重視ということの再質問でございますが、県の作成するポスターにつきましてはそれぞれの施策・事業をわかりやすく説明する、広報するという観点から、それぞれの部署で作成しておりまして、そのデザイン性を重視したという観点からの把握とかコンペとかというものについては、我々の部局ないし県では十分に把握されていないということでございます。

デザイン性ということに関しては、先ほど知事が申し上げましたあらゆる角度から今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 再質問にお答えします。

泊ふ頭開発株式会社のホテルの家賃の滞納額について把握しているかということでございますが、現在マスコミ報道程度しか把握していなくて、正確な今数字は持っておりません。把握していません。

それから防衛局につきましては、6月に株主総会がございまして、その際、防衛局が5月に移転をしていると。それでその防衛局の家賃がもちろん入らなくなるわけでございますが、そういうことで株式会社の賃料収入に大変大きな影響があるというふうな株主総会での報告がありました。

いずれにしても、県としましては泊ふ頭開発株式会社の主体性を尊重して、経営が改善することについては、また適切に県としても対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○上里 直司君 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時13分休憩

午後6時17分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 排他的経済水域の面積を求めることについて、現在海上保安庁に照会中でございますが、排他的経済水域、この鳥島周辺の経済水域について中国が主張する中国側の水域と重なっているというふうなこともあって、我々として単純に減少面積を求めているのかどうなのかといういろいろ疑問がございまして、現時点でちょっと計算ができない状況でございますが、海上保安庁からの回答を得まして、改めて答弁をさせていただきたいというふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 県が作成するポスターについての枚数、パンフレット、デザイン性を重視したパンフレットの件数等という御質問でございましたけれども、県が作成しているポスター、パンフレットは十分に把握しておりません。

それから私の方で答弁いたしましたのは、ポスターはデザイン性を重視したポスターなのかという視点で考えますと、県の作成するものはそれぞれの施策・事業を広報するという視点から、当然それぞれポスターを作成するときには色、柄、大きさ、デザイン性という視点はありますけれども、より重点を置くのは施策だろうということで答弁したわけでございます。

それからトータルの枚数等については、今現在把握しておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 泊ふ頭開発株式会社についてでございますが、ホテルの撤退それから防衛局が撤退をしておりますので、その両方の部分につきましてテナントが埋まらないで空室、空き家が続くということになると、これはもう極めて厳しい経営状況になるものと当然認識をしております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

〔上里直司君登壇〕

○上里 直司君 安里副知事、どうもありがとうございました。再質問をしようと思った観点がすべて含まれておりましたので、大変満足しております。

このように小さな事業でも実は若手デザイナー育成事業ということを申し上げたのは、実はそういう事業、名刺とか例えばお土産で渡すものとか、そうしたもので若手のデザイナーを育成する、またデザインを取り入れるということが県内のデザイナー育成につながるんだということを考えておりますので、ぜひ事業に生かしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 こんにちは。

夜の部の質問を始めたいと思います。

1、米軍の制限水域・空域と鳥島、久米島射爆撃場の返還について。

(1)、政府要請の結果と今後の知事の決意をお聞かせください。

(2)、沖縄県が先頭に立って、県議会、久米島町、漁連や関係団体を網羅した県民大会も開催し政府に返還を要求することが求められていると思いますが、見解を伺います。また、県としての今後の実現への方策などについても伺います。

次に2、県の財源問題と米軍基地関係について、以下質問します。

(1)、米軍人・軍属等の所有する自動車の台数、車検、車庫証明等の実態はどうなっているか。自動車税の額及び県民並みに課税した場合の差額は幾らか。また、基地外居住者の実態と住民税相当額は幾らか。

(2)、県は、日米地位協定の改定要望書の中で、自動車税及び軽自動車税について民間車両と同じ税率で課税する旨を明記することと要望していますが、その理由と政府の対応について。

(3)、政府が日米地位協定の改定に応じないのであれば、米軍人・軍属等から自動車税を県民並みに徴収するための税条例の改定及び基地外居住者からの住民税の徴収についての県条例を制定することについての見解について。

(4)、政府が日米地位協定上、税徴収を条例ではできないという見解であれば、県としては、米軍人・軍属等の自動車税額に相当する額を、例えば交通安全協力金などのような名目で所有者に協力を求める条例を制定するなど、具体的に地位協定の壁を突破していくことを検討すべきではないか。

(5)、同様に、基地外居住者の市町村への届け出と、住民税額に相当する安全なまちづくり推進協力金などのような名目で協力を求める条例を制定することなどについて県の見解を伺います。

3、知事の訪米について。

(1)、知事は9月議会で野党が訪米予算を削除したことについて、その理由をどのように理解しているか。

(2)、知事は、自分を支持してきた自民・公明会派の政治的立場を代表して行くのか。それとも131万沖縄県民の代表、超党派の代表として訪米しようとしているのか。

(3)、公室長が11月5日に、我が党に今議会の訪米予算について説明したが、その中では、「米軍再編の実施に係る基地の整理縮小の実現」、「嘉手納以南の施設・区域の返還」を加えてきたが、我々が批判し県も認めている辺野古移設とパッケージ、県内移設が含まれているが、県議会の決議に反し、野党との不一致点を持ち込むものではないか。

(4)、また、要望書の中では、「日米安全保障体制を含む日米同盟関係は、わが国及びアジア・太平洋地域における平和と安全の維持に寄与しており、その根幹を担ってきたのが、沖縄の米軍基地であります」と沖縄の米軍基地の存在を天まで持ち上げ、「そして、日米安全保障体制が安定的に維持されるためには、何より沖縄の社会的・政治的安定が不可欠である」として、沖縄への基地押しつけの根源である安保体制の維持を一番最初に強調しています。これでは、我が党などが到底賛成できないことをあえて持ち込んだのはなぜか。知事は沖縄県民の代表として要請に行くのか、自分を支持している政党政派の代表として行くのかの区別がついていないのではないかと指摘せざるを得ませんが、見解を問うものです。

4、教育行政について。

(1)、全国一斉学力テストへの参加は見直すべきではないでしょうか。

(2)、3年間で全国平均に持っていくという数値目標主義は、過度な競争教育を助長するものではないか。

(3)、公教育は、子供たちが主人公で、学び合い、助け合い、すべての子供が基礎学力と生きる力を身につけることだと思いますが、見解を伺います。

(4)、沖縄県の奨学金制度を無利子にし、就職後年収300万円を超えるまでの間返済を猶予するように改善することについて伺います。

5、戦争遺跡の保存と活用について。

(1)、沖縄の戦争遺跡として国・県・市町村指定文化財の状況について。

(2)、県は戦争遺跡の保存についてどのように推進するのか。

(3)、旧32軍司令部壕の指定と整備・保存、公開について見解を伺います。

6、振り込め詐欺の手口や被害の実態と被害防止策について質問します。

7、雇用問題について。

県庁の臨時・非常勤職員の時給、日給は現在幾らになっているのか。月収と年収は幾らか。また、どのような基準で決まるのか。最低賃金が引き上げられたが、それに対応して引き上げるべきではないか。

8、最後に、我が党の代表質問との関連について、以下質問します。

(1)、期間・派遣労働者を契約途中で解雇することは、有期雇用の中途解約を厳しく規制している労働契約法に違反しています。そのような違法解雇には解雇撤回を指導するように政府に強く申し入れるとともに、企業側にも申し入れるべきではないでしょうか。

(2)、本土の沖縄県事務所、出張所に緊急に職員を派遣し、体制を強化して相談窓口の拡充とともに、問題解決に対応してもらいたいと思います。

(3)、派遣会社や派遣先の会社などの寮から追い出されて、行く当てもなくホームレスになる県人が多数出てくることが懸念されます。企業に対して再就職や沖縄への帰りの費用や退職金を出すように県として申し入れることも必要ではないか。

(4)、それでも解雇や雇いどめなどで寮を追い出され、沖縄に帰りたくても帰れない、費用のない県人の対策として、片道の飛行機や船代についての対策を県として緊急にとることが求められていると思います。見解を伺います。

(5)、県内の非正規雇用は40.8%であり、県内でも解雇、雇いどめが懸念されますが、対策を緊急にとりたいと思います。

(6)、そもそもこのような問題の発端は、1999年のす

べての職業、産業に派遣労働ができるように原則自由化した労働者派遣法の大改悪にあります。労働者派遣法を少なくとも99年以前の法律に戻すことを政府に要請すべきであります。見解を伺います。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの渡久地修君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後6時28分休憩

午後6時54分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の渡久地修君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 渡久地議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、米軍の制限水域に係る御質問の中で、鳥島射爆撃場の返還についての御質問にお答えいたします。

去る11月11日、12日の両日、私は久米島町長及び県漁連会長等とともに日米両政府に対し、ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、そして鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について要請を行いました。

これに対し、外務大臣及び防衛大臣は、現時点で返還を求めるとことは難しいとの認識を示しましたが、外務大臣からは、私なりによく勉強をしてみたい、防衛大臣からは、今後、外務省とも一緒に努力していきたいとの発言がございました。

県としましては、訓練水域の存在や実弾による射爆撃等が漁業の振興や県土の保全等に著しい影響を及ぼすことがあってはならないと考えており、当該空域・水域の一部解除や返還について引き続き日米両政府に対して求めていきたいと考えております。

次に、知事の訪米に係る御質問の中で、沖縄県民代表かどうかについての御質問にお答えいたします。

私は、県民の負託を受けた知事として、常に県民の代表として施策の推進に努めてまいりました。

今回の訪米で、私は県民を代表し、米軍基地から派生する諸問題の解決促進、そして米軍基地の整理縮小の実現及び日米地位協定の抜本的な見直しなどを伝え、そして関係者との意見交換、情報交換等をしてまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 米軍の制限水域・空域と鳥島・久米島射爆撃場の返還についての御質問で、返還に関する県民大会の開催、返還実現に向けた今後の取り組みについてお答えいたします。

県は、漁業の振興や県土の保全を図る観点から、久米島町や県漁連等の意向も踏まえて、ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還を求めているものであります。

県としては、今後とも引き続き日米両政府に対し粘り強く返還を求めていると考えております。

なお、県民大会につきましては、広く各界各層を網羅し沖縄全体が一体となって開催されることが必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 県の財源問題と米軍基地関係についての御質問で、米軍人・軍属等の所有する自動車に対する自動車税、車検及び住民税相当額について、2の(1)のアとウとオ、関連しますので一括して答弁をさせていただきます。

県においては、「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例」を制定し、米軍人等の私有車両に対して課税しているところであります。

平成20年度の定期賦課時における米軍人等の私有車両に対する自動車税の課税台数は2万4271台で、その税額は3億3580万円となっており、これを一般県民並みの税率に置きかえて試算した場合の税額は10億1906万円となり、その差額は6億8327万円となります。

米軍人等の私有車両に対する車検制度につきましては、所管の沖縄総合事務局運輸部に確認したところ、民間車両と同様に道路運送車両法の適用を受けて実施されており、その検査内容及び車検の有効期限は民間車両と同じとのことであります。また、米軍人等に対する住民税については、日米地位協定に基づく地方税法の特例法第3条第1項に基づき課税してはならないこととされております。

仮に、個人住民税——これは均等割と所得割がありますが——の均等割を防衛省が公表している基地外居住者のうち、家族を除く軍人・軍属6860人について試算しますと、県民税が686万円、市町村民税が2058万円、合計2744万円となります。

なお、所得割につきましては、米軍人等の収入額や家族構成などの実態が把握できないことから試算する

ことは困難であります。

日米地位協定の改定要望の理由及び政府の対応についてお答えいたします。

財政基盤の脆弱な本県にとって民間車両並みの税率の引き上げは、自主財源の充実を図る上で重要かつ緊急な課題となっていることから、平成12年8月の「日米地位協定の見直しに関する要請」において、「民間車両と同じ税率で課税する旨を明記すること」を要請したものであります。それに対しまして政府は、運用の改善により対応すると回答しております。

なお、同様な要望につきまして、毎年8月ごろに開催される渉外関係主要都道県知事連絡協議会を通して国に対し行っているところであり、特例税率については昭和50年、昭和52年、昭和59年、平成11年度に税率が引き上げられているところであります。

次に、米軍人・軍属等の所有する自動車に対する自動車税を民間車両と同じ税率に条例改正すること及び住民税徴収を条例で制定することについてお答えいたします。

国際間の取り決めである条約は国内法に優先するものとされておりまして、日米地位協定も同様に解されていることから、米軍人等の私有車両の自動車税について、日米地位協定に基づき開催された日米合同委員会で合意された税率と異なる税率を条例で定めることはできないものと考えております。

同様に、軍人等に対する住民税についても、日米地位協定に基づく「地方税法の臨時特例に関する法律」第3条第1項により課税しないこととなっていることから、住民税の徴収に関する条例を制定することはできないものと考えております。

続きまして、雇用問題について、県庁の臨時・非常勤職員の給料等についてお答えをいたします。

県庁の非常勤職員のうち、行政職給料表及び研究職給料表に対応する職員の時給は780円、日給は約6400円、月収は約13万7000円、年収は約164万6000円。また、教育職給料表に係る職務に対応する職員の時給は1180円、日給は約9700円、月収は約20万3000円、年収は約243万7000円などとなっております。

これらの職員の給与につきましては、沖縄県職員の給与に関する条例第37条により、常勤職員との権衡を考慮して定めることとなっており、最低賃金の改定に連動するものではありません。

なお、いずれの非常勤職員の時給も沖縄県の地域別最低賃金627円を上回っているところであります。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 米軍人・軍属等からの車庫証明の実態についてお答えします。

車両の登録を行う場合は、自動車の保管場所の確保等に関する法律、いわゆる車庫法により車両の保有者は警察署長の交付する車庫証明を車両の登録を所管する陸運事務所に対して提出しなければならないと定められております。

警察署の車庫証明事務は、陸運事務所の車両の登録に先立って行われるものであり、外国人名（横文字）で車庫証明が申請されましても、それが米軍人・軍属か否かは判別できないものであります。

したがいまして、警察署において車庫証明を発行する時点では、後に米軍人・軍属の私有車両いわゆるYナンバーとして登録されるかどうかは県警察は知り得ないものであり、またYナンバーとして登録された車両の情報についても警察署に通知されないため、県警察では米軍人・軍属等に関する車庫証明の実態について把握できないものであります。

次に、県内の振り込め詐欺の被害実態と防止対策についてお答えします。

県内における平成19年の振り込め詐欺の認知件数は140件で、被害金額は9833万円となっております。また、本年10月末現在では117件で、被害金額は8109万円となっており、前年同期に比べ6件、1840万円増加しております。

類型別ではオレオレ詐欺が17件2728万円、架空請求詐欺が28件1248万円、融資保証金詐欺が66件3600万円、還付金等詐欺が6件531万円となっております。

本年、県内において発生した主な事例といたしましては、2月に豊見城市の30代の女性が3回にわたりATMから現金約65万円を振り込んだ融資保証金詐欺事件、4月に沖縄市の60代の女性がATMから現金約200万円を送金した還付金等詐欺事件、7月に浦添市の60代の女性が4回にわたり現金約1300万円を金融機関窓口から振り込んだオレオレ詐欺事件、11月にうるま市の20代の男性がエクスパック（定形郵便小包）で現金40万円を送金した架空請求詐欺事件などがあります。

県警察におきましては、振り込め詐欺被害を未然に防止するため、犯人グループの摘発、携帯電話の不正譲渡等の取り締まり、警察官によるATM周辺での警戒、警察活動を通じた広報啓発活動などに取り組んでいるところであります。また、金融機関・団体と連携した各種の施策に取り組んでいるところであります。

今後とも、金融機関等の関係機関・団体、自治体、防犯ボランティアなどと連携して振り込め詐欺防止対

策を推進してまいる考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 財源問題と米軍基地関係のうち、基地外居住者の実態についてお答えします。

防衛省によると、平成20年3月末現在、沖縄県内の施設・区域外に居住している軍人・軍属、家族の総数は1万1810人となっております。

次に、協力を求める条例の制定について一括してお答えいたします。

米軍人・軍属等の基地外居住については、県はその実態を把握する必要があると考えており、渉外知事会を通じて国に対し、実態を把握できるよう情報を地元地方公共団体に提供できる仕組みを構築するよう求めています。

米軍人等に協力を求める条例の制定という議員の御提言につきましては、一つの御意見として承っております。

次に、訪米関係で、訪米予算が削除された理由についてお答えします。

前回の議会において訪米予算案が削除されたのは、要請項目について普天間飛行場の代替施設の要請を含むのかという疑問に対して、執行部の説明が十分ではなく議会の理解が得られなかったためだと考えており、今議会において議員の皆様の御理解を得て訪米を実現したいと考えております。

次に、訪米の要請内容についての御質問にお答えします。

要請項目については、「米軍再編の確実な実施」という項目について、9月議会において普天間飛行場の代替施設の要請を含むのかという疑問が示されたことから、要請内容をわかりやすくするため「米軍基地の整理縮小の実現」に項目を改め、その内容として、沖縄の基地負担の軽減につながる「海兵隊要員等の兵力削減」と「嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還」の2点を明記したいと思っております。要請項目には普天間飛行場の代替施設は盛り込まれておりません。

普天間飛行場の代替施設については、県民の多くが県外移設を求めており、県としても基本的には県外移設がベストであります。既に日米合意がなされており、普天間飛行場を返還させるためにはキャンプ・シュワブへの移設がやむを得ない現実的な選択肢であると考えていることから、米国へ要請すべきものでは

ないと考えております。

次に、要望書の内容等についての御質問にお答えします。

要望書の最終的な文案については今後具体化してまいります。要望書案の冒頭部分は、日米安保体制を含む日米同盟関係の根幹を担ってきたのが沖縄の米軍基地であり、日米安保体制が安定的に維持されるためには、何よりも沖縄の社会的・政治的安定が不可欠であること、そのためには沖縄県の過重な基地負担の軽減が必要であることを説明したものであります。

今回の訪米において知事は、県民を代表し米軍基地から派生する諸問題の解決促進、米軍基地の整理縮小の実現及び日米地位協定の抜本的な見直しを要請したいと考えております。

したがって、支持政党の代表として訪米するものではありません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） では、教育行政についての御質問で、全国一斉学力テストへの参加についてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査の実施主体は文部科学省で、参加主体は市町村教育委員会であります。

この調査は、全国的な状況との対比において各教育委員会、学校がみずからの状況を把握し、指導改善のための資料として用いるために実施されているものであります。

県教育委員会としましては、各市町村教育委員会及び学校が本調査の意義を踏まえ、児童生徒の学力の状況と生活実態調査等との相関関係において全国との比較を通して客観的に課題を把握し、改善策等を策定するため全国学力・学習状況調査への参加は必要であると考えております。

次に、全国学力・学習状況調査の数値目標についてお答えいたします。

昨年度から実施された全国学力・学習状況調査は、全国との関係において本県の教育施策の成果を検証する指標となっております。

第3次沖縄県教育推進計画において全国学力・学習状況調査の国語と算数・数学の平均正答率を、小中学校とも平成23年度には全国平均である70%を数値目標として設定しました。

教育とは、いずれ社会に出ていく子供たちの「生き抜き力」、「生きる力」をはぐくむことであり、そのためには本県の子供たちが将来県内外を問わず堂々と活

躍するため、「確かな学力」をしっかり身につけることが大切だと考えております。

県教育委員会としましては、知識偏重教育や競争をあおるような学力向上対策で学校現場を締めつけるのではなく、子供一人一人を大切にされた教育を推進し、知・徳・体の調和のとれた人間の育成を図っていきたいと考えております。

次に、すべての子供が基礎学力と「生きる力」を身につけること等についてお答えいたします。

本県は、昭和63年度から知・徳・体の調和のとれた人間の育成を目指して学力向上対策を推進しております。

各学校においては、児童生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、児童生徒が個々のよさを生かし互いに教え合う「学び合い」の学習活動など創意工夫を生かした教育活動を展開する中で、みずから学びみずから考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めているところであります。

県教育委員会としましては、今後とも児童生徒一人一人に「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健やかな体」などの「生きる力」をはぐくむために、学校、家庭、地域が一体となった学力向上対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、奨学金の返還等についてお答えいたします。

財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団の実施する奨学金貸与事業は、奨学金を無利子で貸与し、貸与終了後10年間で返還することとなっております。

奨学金の返還については、年収にかかわらず病気や災害、生活保護、その他の事由により返還が困難な場合には返還の猶予を行っているところであります。

県としましては、返還金が次世代の奨学事業の重要な財源の一つであることから、今後の奨学事業の充実のためにも返還が円滑に行われるよう取り組み、本県の有為な人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、戦争遺跡の保存と活用についての御質問で、戦争遺跡の文化財指定の状況についてお答えいたします。

戦争遺跡は、現在に残る近代以降の戦争に関連する構築物などのことで、本県では特に沖縄戦における自然壕も含めた防空壕、旧日本軍による陣地壕・病院壕などが知られています。このような戦争遺跡は沖縄戦を語り伝える重要な資料であると考えています。

戦争遺跡の文化財指定につきましては、平成20年5月現在、市町村指定が8市町村10カ所で行われていま

す。県及び国指定につきましては、現在、指定に向けた作業を進めているところであります。

次に、戦争遺跡の保存の推進についてお答えいたします。

沖縄戦は、本県の歴史を考える上で非常に重要な出来事であり、戦争遺跡は沖縄戦を語り伝える実物資料であり、これを後世に継承することは大事なことでと考えております。戦争遺跡の保存のためには文化財指定をすることが有効な手段となります。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会とも連携して各戦争遺跡の状況を把握するとともに、文化財指定を促進することにより保存推進を図っていきたいと考えております。

次に、旧32軍司令部壕の指定についてお答えいたします。

第32軍司令部壕は、沖縄戦を指揮・監督した軍事的中枢施設であることから、重要な戦争遺跡として位置づけております。

第32軍司令部壕の文化財指定を行うためには詳細な調査を行う必要がありますが、落盤や酸素濃度などの危険な状況にあるため、調査の実施は困難であります。そのため、文化財指定については現状では大変難しい状況だと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 戦争遺跡の保存と活用についての御質問で、旧32軍司令部壕の整備・保存、公開についてお答えいたします。

第32軍司令部壕は、沖縄戦を指揮・監督した軍事的中枢施設であることから、県としては当壕を重要な戦争遺跡として位置づけ、平成9年度に「第32軍司令部壕保存・公開基本計画」を策定しました。

しかしながら、予想以上に土質がもろく公開には安全対策上多くの制約があり、整備に莫大な費用を必要とすることなどから、当面は定期的な点検や危険箇所の補修などを行い維持管理に万全を期したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 我が党の代表質問との関連の御質問の中で、労働契約法違反についてお答えします。

期間の定めのある労働契約については、労働契約法第17条で「やむを得ない事由がある場合でなければ、

その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。」と定められております。

違法解雇に該当するかどうかは「やむを得ない事由の有無」を個別・具体的判断をする必要がありますが、仮に違法解雇であれば労働者が所轄の労働基準監督署へ申告を行うことにより労働基準監督署の指導が行われると考えております。

また、去る11月に厚生労働省から都道府県労働局は指示を受けて、労働者派遣契約の解除等に係る指導等、離職を余儀なくされた方々に対する再就職支援などに取り組んでいます。

県としても、労働局などの関係機関と連携して就職支援に努めてまいります。

次に、県外事務所の相談窓口の拡充についてお答えします。

現在、県外事務所において嘱託員を配置し県出身者の労働相談などに応じております。しかしながら、今後、多くの県出身者が雇用調整を受ける可能性が高いと考えられることから、県外事務所を通して企業や経済団体などへ聞き取りを行うなど状況把握に努めるとともに、県外事務所における相談員の増員など、相談窓口の充実強化を図ってまいります。また、各都道府県労働局や都道府県などと連携を強化し、県出身者を支援してまいります。さらに、知事または三役などが企業などに対し、県出身者の雇用維持などを要請していきたいと考えております。

次に、再就職のあっせんや渡航費、退職金について企業に申し入れること、または県の対策について一括してお答えさせていただきます。

現在、雇用調整を受ける県出身者の個々の生活状況などについては把握できておりません。そのため、県外事務所を通して企業や経済団体などへ聞き取りを行うなど状況把握に努めるとともに、雇用継続や再就職先のあっせんなどの努力を行うよう求めたいと考えております。また、地元労働局などの関係機関とも連携し、県出身者の状況把握に努めてまいりたいと考えております。状況に応じては、労働基準監督署や福祉事務所などの専門機関を紹介するなど、適切な対応に努めていきたいと考えております。

次に、県内非正規雇用の解雇、雇い止め対策についてお答えします。

国においては、全国的な景気の後退局面に伴い、去る8月29日に「安心実現のための緊急総合対策」が決定され、雇用対策も含めた各種施策が実施されております。また、去る10月30日に決定された生活対策において、雇用セーフティネット強化対策が打ち出され、

現在具体的な検討が進められているところであります。

沖縄県としては、国の動向も踏まえつつ、沖縄労働局など関係機関と連携しながら、雇用情勢の改善に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、労働者派遣法改正の要請についてお答えします。

現行の労働者派遣制度については、雇用が不安定である、安定した収入が確保できない、正規労働者との格差の問題などが指摘されております。このため、国においては、日雇い派遣の原則禁止、派遣労働者の待遇の確保などを行うため、去る11月4日に労働者派遣法の改正法案を国会へ提出したところであります。

沖縄県としては、労働者派遣制度について国会の審議を見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 それでは再質問させていただきます。

まず、知事に制限水域と雇用問題についてお尋ねしたいと思います。

制限水域、射爆撃場返還の県民大会、沖縄県が先頭に立って開いてほしいということを求めましたけれども、いろんな団体が広く参加することが必要だという答弁でしたけれども、知事、今、久米島が町を挙げて、町議会を挙げて動きました。漁業関係者も漁連を先頭に全部動きました。県知事も動いた。県議会も冒頭で決議を上げて超党派で動きました。もう機は熟していると思います。

テレビに「その時歴史が動いた」というのがありますがけれども、まさにこの大きく今動こうとしているときに、広く参加することが必要と。もうそういう条件できているんですよ。ぜひ知事が呼びかけて、ぜひ実行委員長も引き受けて早急に開けるように、私は機は熟していると思いますけれども、やっていただきたいと思います。

それから雇用問題について知事にお尋ねします。

これは迅速性が求められていると思います。もう年の瀬、本当に解雇、雇いどめに遭って、即、寮から追い出されてホームレスになる。ほうっておいたら大量のホームレス、あるいは自殺者が出るかもしれないと、こういう事態になっています。

今一番大事なのは、この解雇、雇いどめをまずストップさせることなんですよ。それは一刻を争う事態になっています。労働者契約法違反、それから労働者

の解雇の4要件、これにも反しているんですよ。この解雇の4要件にも当たらない。先ほど議員の質問にもありましたけれども、この議会を終わって20日の要請に行くときに行ったらどうかと言っていましたけれども、私はもっと事態は深刻だと。それでこの一般質問を終わって知事の拘束の期間がとれたらすぐにでも行くというぐらいのこういう緊急性が求められていると思いますので、私は直ちに知事、動いてほしい。そして、これは知事だけじゃなくて、市長会にも、町村長会にも呼びかけて、そういう方々も全部総動員して沖縄県人の雇用を守る、この動きが大事だと思います。

それと、県外事務所だけでなく、ここに置くのか、愛知県の事務所に置くのか、これはもう緊急の対策本部、緊急の対策チームなりをつくっているんな対策をとらないといけませんので、この点についてお尋ねしたいと思います。

次、自動車税についてお尋ねします。

7億円近く払っていない、本当にこれは許せないことだと思います。それで、これは何とかしないといけないという立場で今回質問しました。再質問します。

自動車税などは具体的にどのように徴収しているか、お聞かせください。そして、今回、例えばその差額を地位協定でできない、条例でもできない、何とかいい方法はないかということで交通安全協力金みたいなのはどうかということで言いましたら、こういうのはないかと思って探したらあったんです。（資料を掲示）「交通安全協力金」、この交通安全協会の交通安全協力金というのがありますが、これはどんな制度、どんなシステムなのか説明を願いたいと思います。

知事訪米について3点質問します。

知事は、県民の代表として行くと言っていました。県民の総意というのはどういうものなのかということで、例えば1996年に県民投票をやっていますね。この県民投票で県民の総意というのもあらわされていると思いますけれども、その結果についてお聞きします。

そして、県が今年5年ごとに行っている県民選好度調査というのがありますが、その一番直近の調査の中で、県民が望む米軍基地への対応ではどのようなになっているか、その結果についてお尋ねします。

次に、知事訪米の問題で公室長に確認します。

公室長、11月5日の日本共産党県議団へのこの問題での説明で、我が党県議団の質問に公室長は、アメリカでは沖縄が反対しているので辺野古への移設が進まないという認識があり、米軍再編の実施を我々沖縄で

も日本政府と一緒に進めていることを訴えに行くと述べました。

それに対して私たちは、それでは9月議会に提案した「米軍再編の確実な実施」を求めていくということと何も変わらないんじゃないかと再質問しましたら、公室長は、9月議会の提案と何も変わらないと述べました。公室長、これ記憶ありますよね。私は、非常に素直ですので、この説明を素直にこのように受けとめていいのか確認したいと思います。

次に、戦争遺跡の保存について、これはとても大事だということですが、促進するという答弁でしたけれども、この沖縄戦の戦争遺跡、これは文化財保護条例という枠にはもうおさまらないんじゃないかなと思うんですが、特別な沖縄戦戦争遺跡保存条例というのは必要ないのかどうか。私は必要だと思いますが、教育長の見解を伺います。

そして32軍壕、皆さんのこの計画でも11年前に戦争遺跡として保存する必要があると言っています。来年度ぜひ保存に向けて何らかの動きを起こしていただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時32分休憩

午後7時37分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 渡久地議員の再質問の中で2つ答弁させていただきましたが、まず制限水域に係るお話の中で県民大会、機が熟しているのではないかと、知事が先頭に立って呼びかけるぐらいのことをやってはどうかというお話ですが、無論私も先頭に立ってやることはやぶさかではありませんし、そのつもりでありますけれども、ただし県民大会というのは構図としてはやはり超党派の人々、いろんな各界各層、そして県民横断的な形の構図をつくって、そしてある意味で我々をまたバックアップしていただくという方がいいのではないか、そういう構図の方がいいのではないかと考えております。

もう一つは雇用の問題ですけれども、おっしゃるよう到大変非常に急迫していると思います。渡久地議員の御提案をぜひ参考にさせていただきたいと考えております。

その他の御質問については、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 渡久地議員の再質問にお答えします。

米軍人等の私有車両に対する自動車税の徴収方法についてお答えします。

米軍人・軍属等の自動車税の徴収方法については、地方税法の臨時特例に関する法律第4条の規定により、証紙による徴収の方法で行っております。

具体的には、毎年5月に県の自動車税事務所の職員が米国軍憲兵隊並びに四軍車両登録事務所の職員を同行させ、各米軍基地内に徴収窓口を設けて徴収事務を行っているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 32軍壕の保存についての再質問にお答えいたします。

32軍司令部壕につきましては、先ほど申し上げましたように、予想以上に土質がもろく、安全対策上多くの制約がありますので、当面は定期的な点検や危険箇所への補修などを行い、維持管理に万全を期したいと考えております。

また、32軍壕に関する証言や資料の整理、収集などを通して壕の全容把握に努めたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 渡久地議員の再質問にお答えします。

交通安全活動協力費は、財団法人沖縄県交通安全協会連合会が県民に対してお願いしているものであって、交通事故防止と交通道德の普及、高揚活動に賛同する方が応じていただいている協力金であります。

同協力費は新たに免許証を取得したときや、更新したときに交通安全協会連合会が1000円の協力をお願いしているものであります。

こうした交通安全活動協力費は、季節ごとの交通安全運動や、交通安全フェア、交通安全子供自転車大会、テレビ、ラジオ、新聞などを通じた広報活動に活用されているものと承知しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは渡久地議員の再質問にお答えをいたします。

戦争遺跡について、文化財保護条例ではなくて特別な保存条例が必要ではないかという御質問でございますが、文化財保護条例は、種々の文化財の保存、整備、活用について定めたものでございます。

戦争遺跡のみを対象とした新たな特別な条例をつくるのではなくて、将来国指定を受けていくためにも現状の条例で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 平成8年に行われた県民投票と、それから県民選好度調査の結果はどうなっているかという質問にお答えいたします。

平成8年に実施された県民投票は、日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小について県民の意思を問うために実施されたものであります。投票結果については、投票率59.53%であり、有効投票数52万8770票のうち、賛成は48万2538票、反対は4万6232票で賛成票は有効投票の91%でありました。

県民選好度調査は、昭和54年以降おおむね5年ごとに実施しておりますが、直近の平成16年に実施された県民選好度調査のうち、基地問題に係る項目については、米軍基地について県や国が特に力を入れてほしいものという設問について、基地を返還させることが41.6%、日米地位協定を改定させることが21.5%、米軍人等の犯罪や事故をなくすことが10.9%、米軍機の騒音や住宅地上空の低空飛行訓練をなくすことが8.5%となっています。

それから、11月5日に私がアメリカに辺野古移設を訴えに行くと言ったという御質問でございますが、辺野古移設を訴えに行くと言ったことはございません。

米軍再編の実施に係るという文言が基地の整理縮小の前にその段階ではついておりました。入れておりました。これに対して、なぜそのような表現をするのかということについて、米側は去年の3月までに、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還について、あるいはグアム移転等について具体的な内容を明らかにすると当初はロードマップで示されていたわけですが、それがまだ明らかにされていないと。このことは米側に普天間飛行場の移設が進んでいないと誤解して、嘉手納より南の施設・区域の返還が明らかにされていないんじゃないかというふうなことを申し上げ、今回の要請では海兵隊要員等のグアムへの移転や、そういう状況が具体的に明らかにされていないものですから、それははっきりさせるように海兵隊要員等のグアムへの移転や、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還の米軍再編を確実に進めてもらいたいというふうな内容であるということを説明したわけでございます。

そして、9月議会の状況と何ら変わっていないということについては、その要請の内容の趣旨について

は、基本的には同じであると。しかし、その中身を明らかにするために、嘉手納から南の施設・区域の返還や海兵隊要員の8000人のグアム移転等について盛り込んだということを説明したわけでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 知事、鳥島の射爆撃場の返還ですね、私は機は熟していると思いますので、ぜひ沖縄県の方で関係団体に呼びかけていただいて県民大会開けるように頑張っていたきたいと思います。

最後に、自動車税問題について知事の所見をお尋ねしたいと思います。

6億8000万余り安くしていると。このようなお金があれば、県の財政は大分助かると思います。しかし、地位協定があるといってできないと県は言っています。私は、ならば地方自治体の権能あるいは知事の権能を行使して、それを何とか打ち破る方法がないのかということをやろう言っているわけです。最初の答弁で、御意見として承っておきますと言っていましたけれども、議会の用語で解釈すると、余りやる気が感じられないなという気がするんですけども、ぜひ知事、やる気があれば知恵は出てきます。やる気がなければ、知恵も何も出てこないですよ。

沖縄の民話に、「モーイ親方」というのがあるんですけども、御存じだと思うんですが、薩摩の支配に苦しめられているときに、琉球に難題が押しつけられてきたということが書かれています。灰で編んだ縄を持ってこい、運玉森を運んでこいとか、そういう難題に首里城ではもう親方たちが頭を抱えて悩んでいたときに、この若いモーイ親方が、ならば私が薩摩に行こうと言って、薩摩に行ったら殿様の前で縄を燃やして灰の縄をはいと届けたと。そして、運玉森を運んでくるから、運ぶ船を貸してくれと言ったら殿様が、いや、参ったと言って琉球の国難はこれで救われた、めでたしめでたしというこれは話。まさに圧政に抗して知恵で戦った先人たちのこの苦労が、この意気込みが私は民話にあらわれていると思います。

冲国大の行政学の照屋教授は、「自治体が法律を突破した条例制定の方法を模索することが必要だ。」、「基地が集中する異常性を解き、国と争って地位協定そのものを改定させるぐらいの強い自治体が求められている。」と新聞紙上で述べていますね。

憲法94条で条例制定権は地方自治体に認められているんですよ。そして、地方財政法第2条の2項でこう書いてあります。「国は、地方財政の自主的な且つ健

全な運営を助長することに努め、いやしくもその自立性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならない。」、それから同じく第3条の2、「地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。」、第4条の2、「地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。」と述べています。

沖縄県としての権能、県知事としての権能を最大限に活用して、地位協定を少しでも動かすようなそういう動きを一步一步私は進んでいきたいと思って、今回この質問をやったんです。

ですから、先ほどの自動車税の問題もこれも今回その一つの例として本当に条例でできなければ、協力金としてできないのかといったことを含めて、これは御意見として承っておきますというぐらいにしないで、ぜひこの基地に苦しめられている沖縄県の県知事として、こういったのも含めて、私は大いに研究していただきたいと思うんです。この県庁には、モーイ親方みたいな幹部がいっぱい後ろに控えていますから、いろんな知恵は出てくると思うんですよね。そういう気持ちでやっていただきたいと思いますので、知事の決意をお尋ねしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 渡久地議員の再々質問にお答えしたいと思うんですが、モーイ親方のお話もありましたし、県の部長たちがそういう能力者だというお話もいただきました。そういう知恵も出して、沖縄の課題解決にしっかりやれという叱咤だということをきちっと受けとめて頑張ってまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん こんにちは。

一般質問2日目もいよいよ最後になりました。執行部の皆様、そして議員の皆様もお疲れかと思えます。私も化粧もとれかかって、大変見苦しくなっておりますけれども、もう我慢をしてあとしばらくですので、お付き合いのほどをよろしくお願いいたします。（「頑張って」と呼ぶ者あり） はい、頑張ります。

それでは1点目、基地問題について伺います。

2000年沖縄サミットでの、まずアメリカのクリントン大統領が平和の礎で行った演説の一部を抜粋いたします。

沖縄は重要で死活的な役割を果たしてきました。沖縄の人々は望まなかった、基地を背負うという役割を果たしています。我々は、この島に残した足跡を軽減していくための努力を続けていきます。よき隣人としての責任を果たします。責任を果たさないことは許されません。我々が一緒にできることは、平和と繁栄の利益を沖縄にもたらすことであります。世界の人たちに沖縄が戦地であっただけでなく、万国津梁の土地であり、国家間のかけ橋であることを知ってほしいと思います。500年ほど前、尚家が琉球王国を統治し、栄えた時代にこの土地はアジアの交流や貿易の交差点としての役割を果たしてきました。これからの情報化の時代である21世紀には、沖縄が日本と世界の玄関口の役割を果たすと信じていますという演説を、流れ落ちる汗をぬぐおうともせず続けていた歴史的なクリントン大統領のその汗に、基地問題の解決の一縷の望みを託して多くの皆さんがその思いを感じたのではないのでしょうか。

その後のブッシュ政権により、解決どころか沖縄は軍事戦略としての玄関口としての役割が強化されようとしています。中国を初め、東アジア情勢の変化の中、米軍の軍事体制の一翼に沖縄が組み込まれていく。このような状況に沖縄県がどう対応していくのか、その姿勢を県民が注目をしています。

そこで伺います。

1点目に、11月13日から19日までの間、沖縄沖で原子力空母ジョージ・ワシントンが参加をした日米共同訓練が開催されました。ホワイト・ビーチへは、きのうで39回、2年連続寄港回数を更新しており、事実上の原潜基地としての機能強化と言わざるを得ません。その訓練内容とホワイト・ビーチを含む県内基地との関係をお聞かせください。

2点目に、米軍人の基地外居住者の人数が1万8804人という報告がありました。基地内兵舎施設数、家族住宅数とその入居者数、入居率と今後の建設計画をお聞かせください。

教育問題について伺います。

教育振興基本計画が策定され、初めての文部科学省の概算要求が発表されています。来年度からの新学習指導要領の移行措置も踏まえ、学力向上対策等国の施策に呼応しながら、有効活用した予算の組み立てが大事だと考えます。

そこで伺います。

(1)点目の公立校教員の新ポストの件ですが、新たな組織を確立していくときに、その目的が子供たちの指導にしっかりとつながっていくのか、子供の利益につ

ながっていくのが肝心だと考えます。これまでの答弁の中で、詳細については今検討中だということですので、導入には十分な検討を要望をいたしまして答弁は要りません。

(2)点目の教員の年齢構成の均等化は、充実した教育環境の整備に不可欠です。教育現場では、精神のノウハウの伝統が隠れたカリキュラムとして日常的な教員間の交流の中で受け継がれていく、そう言われております。バランスのとれた教員の年齢構成が求められています。

そこで、ア、本県の各小学校、中学校、高校の年代別数をお聞かせください。

イ、今後の採用計画はその構成を勘案せねばならないと考えますが、その方向性をお聞かせください。

(3)点目については割愛をいたします。

3点目に、医療、保健、福祉行政について伺います。

(1)、新型コロナウイルスについてですが、これまでの質問でおおむね理解をいたしました。感染防止や予防策、応急措置、あらゆる対策を講じているようですが、1点だけ、企業との協力体制についてどうなっているのかお聞かせください。

(2)点目の乳幼児健診について伺います。心身の発達状況の把握に必要な健診の取り組みについてです。

ア、母子保健法で定められています1歳6カ月児健診、3歳児健診の県内での受診率とその成果をお聞かせください。

イ、「軽度発達障害」の可能性のある児童生徒は全国で6.3%に上っています。きのうも早期発見・早期治療が大事だとありました。その早期発見に5歳児健診の効果が上げられ、鳥取県では先駆的な取り組みが行われています。県の実施計画をお聞かせください。

4、スペシャルオリンピックスの支援についてです。

パラリンピックの県勢の活躍が記憶に新しいところです。

スペシャルオリンピックスとは、故ケネディ大統領の妹、ユニス・ケネディ・シュライバー夫人が、知的発達障害があってもスポーツを心から楽しむチャンスが与えられるべきだという信念のもとに始められました。知的障害のある人々に、オリンピックに準じたさまざまなスポーツを通して、社会参加を促す活動をしています。県内でも、「スペシャルオリンピックス日本・沖縄」が設立され、2009年冬季世界大会、アメリカ・アイダホへ選手6名、コーチ2名が日本代表として参加をいたします。関係者の勇気と自立へとつなが

るとして、その支援の輪が広がっていますが、県の対応を伺います。

5、大学院大学関連について伺います。

(1)点目に、沖縄科学技術大学院大学周辺整備基本計画に基づき事業が進められていますが、2009年の開校に間に合うか危惧する声も聞こえてきます。現在の進捗状況をお示しください。

(2)点目に、自民党の無駄遣いプロジェクトで同事業の疑問視がなされています。県の理解と同事業への今後の影響はどうなるのか伺います。また、そのような疑問がどういう分野であるのか、これからの事業展開の中で独自の検証が必要ではないのか見解を伺います。

6、公安行政について伺います。

(1)点目に、2008年犯罪白書の中で、高齢者の刑法犯がこの20年間で5倍に増加しているということが閣議に報告されました。白書の中では、親族から疎遠になり経済的にも不安定な状態が多い。今後5年で団塊の世代が高齢期に達する。犯罪対策を根本から考え直す時期だと指摘をしています。本県の状況と対策はどのようなになっているのか。20年前、10年前、現在と示してください。

(2)点目は割愛をいたします。

7、水道行政について伺います。

(1)点目に、石川浄水場の新建設工事が進められていますが、工事の進捗状況と現浄水場の跡地利用計画はどうなっているのかお聞かせください。現在の場所は石川地域の中心地にあり、隣には中学校、国道を挟んで図書館や中央公民館と教育環境地でもあります。平成24年度には供用開始だと思いますが、まちづくりに大きな影響を及ぼす場所です。早急な策定が望まれています。

(2)点目に、本県の安全で安定した水供給の確保についてです。

安全で良質な水を求める県民ニーズが高まっています。防犯体制や災害対策は万全なのか伺います。

ア、給水施設の監視体制は万全でしょうか。

イ、各企業局の道路情報のデータ化やシステムの一元化を推進することにより、維持管理体制が充実してきますが、その現状をお聞かせください。

ウ、災害に強い水道施設の整備の構築はどのように行われているのかお聞かせください。

8、我が党の代表質問との関連について伺います。

(1)点目に、公共交通の整備についてですが、その答弁の中で那覇市のピーク時の走行速度は全国でワーストワンとなっているとありました。一方、路線バスの

廃止地域もあり、今後の県全体の交通体系に対する計画はあるのか伺います。

(2)点目に、サッカースタジアムについて伺います。

現在、先進地を調査し、これから連絡会でまとめて報告する段階だと答弁がありました。地域では、自治体や有志会等、ＦＣ琉球等のホームグラウンドの誘致に向けた動きも見られております。それらの動きを把握しているのでしょうか。調査の必要があるかと思いますが、計画をお聞かせください。総合的に勘案しながら、早目に建設に取りかかれていきますよう、要望の高い事業だけに知事の決意もあわせてお聞かせください。

以上、再質問のないようモーイ親方ぞろいの執行部の皆さんですので、明確な答弁を期待してよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 山内議員の御質問に答弁させていただきます。

第１に、大学院大学関連の御質問の中で、沖縄科学技術大学院大学構想周辺整備事業の進捗状況いかんという御趣旨の御質問に答えさせていただきます。

沖縄科学技術大学院大学につきましては、現在19の研究ユニット、約150人の研究者により、うるま市などにおいて開学に向けた先行的な研究事業が行われております。

また、2009年度中には恩納村の新キャンパスが一部供用開始されます。そして、国内外の大学院生を対象とした教育プログラムが実施されるなど、実質的な教育活動が開始される予定となっております。

周辺整備計画につきましては、県において住宅、教育、医療や商業施設など８分野についての整備構想を示したところであります。各事業の円滑な推進を図るべく、11月に周辺整備推進協議会を設置したところでございます。

特に、大学院大学のゲート空間であります谷茶地区を整備する「門前町地区整備事業」と石川インター周辺の交通結節機能を整備する「交通センター地区整備事業」を早急に整備すべき先導プロジェクトとして位置づけております。この実現に向け、現在、関係者と協議を行っているところでございます。

次に、同じく大学院大学に関する御質問の中で、自民党の無駄遣いプロジェクトについての御質問にお答えいたします。

沖縄科学技術大学院大学の設置は、日本はもとより世界の科学技術の発展に寄与するとともに、沖縄の自

立型経済の構築にも貢献する国家的なプロジェクトであります。

私は、つい先日12月１日にも沖縄科学技術研究基盤整備機構の視察を行い、着実に進展しているその準備状況から、今後の研究成果と設置効果について大いに期待をいたしているところでございます。

特に19のチームのリーダー、そしてそこに集まってくる150人の人々の顔の輝き、そしてレベルの高さ、これは世界じゅうから集まってきた人々のよさと沖縄のリベラルな雰囲気とが相まって、なかなかいい形で進行していると思います。そしてまた、世界じゅうからかなり早い時期に研究所系の企業といたしますが、組織が集まってくることを期待させるに十分な状況でございます。

なお、自民党無駄遣い撲滅プロジェクトチームの指摘につきましては、去る11月27日に沖縄振興委員会が臨時に開催されました。そしてそこにおきまして大学院大学を初め、沖縄振興施策が問題点として挙げられていること大変遺憾の意を表明したところでございます。委員長を初め、沖縄県選出の自由民主党五ノ日の会の先生方ともども、強い抗議をして認識を改めるように抗議をしてきたところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 基地問題のうち、日米共同訓練についての御質問にお答えします。

防衛省によると、今回の海上自衛隊と米海軍との共同訓練は、九州周辺から南西諸島周辺に至る海域において対潜水艦戦、対空戦及び対水上戦の演習が行われたとのことであります。

ホワイト・ビーチ等他基地との関係については、明らかにされておりません。

次に、基地内兵舎施設数、家族住宅数等についての質問にお答えします。

沖縄防衛局によると、平成20年１月31日時点の基地内兵舎施設数と家族住宅数の合計は8139戸で、そのうち6484戸に米軍の構成員等が入居しており、その入居率は約８割であるとの説明を米側から受けているとのことであります。

今後の主な建設計画については、ＳＡＣＯ住宅統合に関し全体計画約1800戸のうち、これまで626戸が完成済みであり、引き続き100戸についても完成に向けて作業を進めているところであり、残る戸数については、在沖米海兵隊及び家族のグアム移転等を踏まえ、

その必要性について再評価されることとなることとあります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） では教育問題についての御質問で、教員の年代別数についてお答えいたします。

平成20年5月1日現在、小学校教員は4260名中、23歳から30歳が193名で全体の4%、31歳から40歳が1400名で全体の33%、41歳から50歳が1393名で全体の33%、51歳から60歳が1274名で30%となっております。

中学校教員は2780名中、23歳から30歳が135名で全体の5%、31歳から40歳が1175名で全体の42%、41歳から50歳が945名で全体の34%、51歳から60歳が525名で全体の19%となっております。

高等学校教員は3051名中、23歳から30歳が223名で全体の7%、31歳から40歳が1465名で全体の48%、41歳から50歳が755名で全体の25%、51歳から60歳が608名で全体の20%となっております。

次に、採用計画についてお答えいたします。

学校現場において、教員の年齢構成のバランスがとれていることは大事なことでと考えております。

教員の採用計画につきましては、児童生徒数や学級数の増減に伴う教職員定数の変動、及び退職者の数を長期的に展望しながら実施しているところでございます。

次に、我が会派との関連質問についての御質問で、県内市町村のスタジアム整備についてお答えいたします。

県内には、石垣市の「サッカーパークあかんま」を初め5つの専用サッカー場があります。

県内市町村におけるJリーグの試合が誘致可能なサッカースタジアムの具体的な整備計画につきましては、現在のところ、情報は得ておりません。

県教育委員会としましては、今後、県内各市町村におけるスタジアム整備に関する情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 医療、保健、福祉行政についての中、本県の新型インフルエンザ対策についてお答えいたします。

先ほど企業との連携体制についてということでございましたので、少し趣旨が変わりますがお答えしたい

と思います。

県では、新型インフルエンザ対策に対する迅速かつ確実な対策を講じるために、昨年12月、「沖縄県新型インフルエンザ対策行動計画」を改定いたしました。

この計画におきましては、沖縄県で患者が発生するというふうな5Bがパンデミックなんですけれども、4Bから5Aの段階の対策をとるようということとその対策となっております。この計画におきましては、流行時に感染拡大を可能な限り阻止し、社会経済機能を破綻に至らせないようにするため、関係機関と協力して対策に取り組むこととしております。

具体的には、この企業に関しましては、県民の生活に直接影響を及ぼすライフラインに関する企業——電力、水道、その他流通だとか——そういう企業でございます。

追加を申し上げますと、今県では、業務継続行動計画というのを各部署でつくっておりますが、そのライフラインに関する企業もその計画をつくるようということで来年の3月までにはできる予定となっております。

続きまして、1歳6カ月児、それから3歳児健診の受診率と成果についてにお答えいたします。

母子保健法において、市町村は乳幼児の健康診査を行わなければならないとされ、1歳6カ月児、3歳児健康診査の実施が規定されております。

県内市町村の平成19年度の平均受診率は、1歳6カ月児健診85.5%、3歳児健診78.9%となっており、九州各県に比べ低い受診率となっております。

乳幼児健診では、疾病の早期発見、子供の発育、発達等に関する検査、診察、育児に関する相談指導が行われております。

健診の結果は、要精密検査、経過観察等に区分され、適切な受診勧奨や個別相談、指導、育児学級への参加を促すなどの支援が行われております。

続きまして、5歳児健診の取り組み計画についてにお答えいたします。

乳幼児の健康診査は市町村が実施主体として行っているところですが、現在、県内においては、1村のみが5歳児健診を実施しております。

5歳児健診を実施している市町村は、全国の市町村の4.1%と少ない状況であります。

5歳児検診を実施してきた県外の市町村では、発達障害の早期発見・早期支援には5歳児よりも早い段階で発見し、療育につなげる必要性が課題として挙げられております。既に実施されている1歳6カ月児健診、3歳児健診での早期発見、発見後のフォロー教室

などが実施されております。

県内の市町村におきましても、発達障害の早期発見・早期支援の取り組みとしまして、健診方法等の検討、事後教室等の取り組みが行われているところであります。

県としましては、市町村の健診受託機関である県小児保健協会等と連携し、必要な情報の提供、健診従事者の研修等を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、スペシャルオリンピックスの支援についての御質問の中、2009年スペシャルオリンピックス冬季世界大会の県の支援についてにお答えいたします。

知的発達障害のある人たちのための、スペシャルオリンピックス冬季世界大会が2009年2月アメリカ・アイダホ州で開催され、本県からフロアホッケー日本選手団の一員として8名の選手、コーチが参加する予定となっております。

障害者にとってスポーツは、心身の健康増進はもとより、リハビリテーションに役立つとともに交流の輪を広げ、社会参加を促進する上で極めて重要な位置を占めております。

県としましては、安定した支援体制の確保の観点、障害者スポーツの底辺拡大・交流及び競技力向上の観点から、当事者の意見も踏まえつつ、本県の障害者スポーツを振興するための体制強化に向けてこれまで以上に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 沖縄県における高齢者を加害者とする刑法犯の発生状況及び対策についてお答えいたします。

平成19年、刑法犯で検挙された65歳以上の高齢者の総数は279人、うち窃盗犯188人、粗暴犯45人、殺人犯2人、その他の刑法犯が44人となっております。その他の刑法犯には、器物損壊、占有離脱物横領が含まれます。

20年前の昭和62年における刑法犯検挙人員は、総数では16人、うち窃盗犯9人、粗暴犯2人、殺人犯1人、その他4人となっております。

10年前の平成9年における刑法犯の検挙人員は、総数では25人、うち窃盗犯10人、粗暴犯8人、殺人犯0人、その他7人となっております。

検挙人員は、20年前と比較しますと約17倍に増加しております。10年前と比較しますと約11倍に増加しております。

なお、平成19年中に窃盗犯で検挙された者は188人で件数は239件であり、その主な動機を調べてみますと、生活困窮が最多で104件になっており、約44%を占めております。

県警察といたしましては、今後の高齢者の増加に対応していくため、現在高齢者の犯罪についてその形態、動機などについて詳細に分析を進めているところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 企業局長。

〔企業局長 花城順孝君登壇〕

○企業局長（花城順孝君） 水道行政についての御質問にお答えいたします。

まず、新石川浄水場の建設工事の進捗状況と現石川浄水場の跡地利用計画についての御質問にお答えいたします。

新石川浄水場は、平成23年度の供用開始を目標として現在建設を進めているところであります。

平成20年11月末の進捗状況でございますが、契約額で約270億3200万円、これは総工事費約396億9000万円に対する割合で68.1%となっております。

沈殿池・ろ過池・浄水池等の主な土木建築構造物につきましては平成19年度までに完成をしております。平成20年度は薬品注入設備や浄水処理電気設備等の設備工事を進めているところであります。

また、現在の石川浄水場の跡地利用計画でございますが、現在、調査研究班を立ち上げて課題等の整理をしているところでございます。

次に、給水施設の監視体制についての御質問にお答えいたします。

企業局では、ダム、ポンプ場、調整池、送水管など多くの水道施設を有しておりますが、これらの施設につきましては定期的な巡視点検を実施するとともに、無人施設については遠方監視装置による常時監視を行っております。また、水質につきましては、水源はもとより浄水場の出口や市町村への供給点の水質を定期的に検査をし、水道法に定められた水質基準を満足しているか確認を行うとともに、浄水場を初め各水源地の取水ポンプ場においては、自動水質計器、魚水槽による毒物等の常時監視を行っておりまして、事故の未然防止を図っております。

さらに、地震防災対策を初め、管路事故、水質事故などに対応できるよう「危機管理マニュアル」を策定し、教育訓練を実施しているところでございます。

次に、道路情報のデータ化やシステムの一元化についての御質問にお答えします。

企業局では、導水管や送水管の情報をデジタル化し、地図上に表示するマッピングシステムの構築を推進しております。

マッピングシステムの構築に際しては、県の企画部が導入を検討しております統合型地理情報データベースとの統合も視野に入れ、今後、費用対効果などを検討しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、災害に強い水道施設の整備についての御質問にお答えします。

企業局の水道施設の地震対策につきましては、現在、既存施設の耐震診断を行っており、その結果を踏まえ、重要な導送水施設、浄水施設、浄水調整池等については優先的に耐震化対策を実施していきたいと考えております。また、災害等により重要な水道施設が破損した場合に備えて、水道水の相互融通を可能とする施設整備を進めております。例えば、本島北部の水源地から中南部へ導水する幹線につきましては、東系列導水管と西系列導水管の整備によって幹線の二重化を図るとともに、基幹施設である新石川浄水場と北谷浄水場との間では、災害時の相互融通を図るための緊急時のライフラインとして「美里－山内送水管」等の整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 我が会派の関連質問についての、県全体の交通体系計画についてお答えいたします。

本県の交通問題の解決に向けては、道路整備等のハード施策に加え、自動車の効率的な利用やバス等の公共交通機関の利用促進など、ソフト施策を含めた総合的かつ体系的な取り組みが必要であると考えております。そのため、県では、平成13年度に「沖縄県総合交通体系基本計画」、平成16年度に「TDM（交通需要マネジメント）施策推進アクションプログラム」を策定し、これに基づきバス網再構築計画やモノレールの延長調査などの諸施策を進めているところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん 再質問は考えてなかったんですが、ちょっと誠意が足りない答弁がありましたので質問いたします。

まず公室長、ホワイト・ビーチと基地との関係は承知していないという答弁がありましたけれども、承知

をしていないから私たちも聞くんです。基地の問題については我々も承知をしていないから専門である県に聞いております。

沖縄は日本の安全保障の根幹を担わされているということで、それはもう皆さんも承知するところで、県民が望んだわけではないんですよね。そういった観点から、知事は我々県民が危険な状況に陥る可能性があるすべての事案、そういうすべての事案から県民を守る義務があると思っております。

そういった意味で、空からは飛行機が落ちてくる、陸では騒音に悩まされる、海では見えない恐怖がある。そういったこの沖縄の現状。報道によりますと、昨年からホワイト・ビーチにつきましては、高圧電流や蒸気などを供給する施設が増強されておりますし、原潜を寄港しやすくしているとのこと。地元の抗議をよそに本当に我が物顔で出入りをしているこの近海で大がかりな訓練が行われている。これが常態化をしようとしている。この現状に知事、私たち県としてなすすべはないのでしょうか。

昨日、公室長は、安全が確認できない限り原潜の入港は認めないとおっしゃっておりました。その安全とはどういう状況なのか。安全の基準、安全の定義についてお示しください。安全が危険かをだれが判断するのか、そのこともお願いいたします。そういう訓練が行われていることを政府に対してどう我々県として訴えているのか、抗議をしているのか、その件についてもお聞かせください。

海上訓練は海のかなたのことでもあります。しかしその実態をしっかりと把握をし、我々がしっかりとその状況を把握していなければいけないかと思います。先日私たち党派でホワイト・ビーチに原潜が寄港する様子を見に行きました。ホワイト・ビーチ、本当にすばらしい海の中、波のない穏やかなこのホワイト・ビーチの中にゆったりと船体が近づいて作業を終えてゆっくりと遠ざかっていく。最前線基地のこの様子、不気味な様子、知事、ぜひごらんになっていただきたいと思います。その見えない恐怖を実感していただきたいと思います。

地位協定の問題とか条約上の壁を突き破るには、やはりこれは県民の本気度と知事の怒りの本気さをぜひ示していただきたい。そのことの見解をお聞かせください。

教育関係についてです。

教員年齢の構成についてですけれども、まずは若い教員がとにかく少ないということ。その辺の構成については大変危惧するところでございますが、教員年齢

の構成については、翌年不足する教員数を補充するだけの、そういった新規採用を繰り返してはいけないと思います。そういった計画をしっかりと持っていく。教員は若い教員、それから中堅の教員、ベテランの教員、そういった相互作用、相互補完をしっかりとする中で本当に自信とゆとりを持った教師をつくり出していく、そういった教師集団をつくり出していくのが教育委員会の務めだと思いますが、その辺のことをお願いいたします。

それから把握する意味で、ここ最近の教員試験の年齢別合格数を聞かせてください。5歳刻み程度で構いませんのでお願いいたします。

それから5歳児健診の件ですけれども、これはもちろん早期発見・早期治療ということで1歳半、それから3歳児もやっていますが、5歳児健診は学校保健法の中で視力や聴力、歯とか脊柱に異常があるかないかというのを必ずやりますよね。そのときに小児科医と保育士と一緒にになって会話や運動能力、そういったものを診断していく。そういったことをしていくと、本当に就学前に把握できると保護者と一体になった生活改善ができたり、入学後のいろんな運営コストを考えると、医療効果の中で本当に高い効果をもたらしている実例がありますので、ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

それから大学院大学については、この大学院大学は経済効果もさるところですけれども、知事もおっしゃっていましたが、本当にこの根幹は世界最高水準の教育力、これが沖縄の子供たちの教育環境へ大きく影響を与えるということです。そういった意味では、地元でもしっかりと今協会の設置等が着々と進んでいますが、そういった意味で自民党の皆さんに、経済効果をも上回る教育効果を上げていく、そのことを県としてしっかり努力していくということで、自民党と闘っていただきたいと思います。だめであれば我々も待っています、ウイングを広げて待っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから高齢者の犯罪問題です。

思っていたよりもこの沖縄県、本当に守礼の国沖縄はどこに行ったんでしょうか。17倍、それから11倍と本当にお年寄りが暮らしにくくなっている。そういった状況が大変あるかと思いますが、これはもう警察関係だけではなくて全体で網羅をした対策が必要になっていくかと思いますが、そういった意味でこの守礼の国沖縄、そして健康・長寿世界を目指しているこの沖縄県の知事として、この現状についての御感想をお聞かせください。

水道事業について、離島の件についてだけ1つ、安定供給の対策がどうなっているのか。台風襲来の多い離島の防災対策についてどうなっているのか、ひとつお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後8時38分休憩

午後8時47分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 山内先生の再質問にお答えしたいと思うんですが、少し範囲が広過ぎて我々が焦点をちょっと絞りにくかったので時間がかかってしまいました。

1番目におっしゃったすべての事案と言いますか、特に基地に係る事案で県民を守るという点について知事はどうかという点だと思いますが、これは無論県知事としての第一の使命だと思っております。そしてまた、最近先ほどおっしゃったようにホワイト・ビーチ、通報なしの寄港であるとか、さらにまた放射能漏れであるとか、さらに最近の深夜に及ぶ騒音の合同演習などなど、私自身もかなりこれは行き過ぎだという実感と怒りを持って、きちっとこれは政府その他に対応してまいりたいと考えております。ぜひ議員の皆様のお力もかしていただきたいと思います。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） ホワイト・ビーチでの訓練の再質問についてお答えしますが、まず最初に、私は訓練内容と基地の関係について承知していないというふうには答弁しておりません、防衛省に照会したところ、訓練内容とホワイト・ビーチと他基地との関係については明らかにされておりませんということをお知らせしました。

それから安全の基準、定義についてでございますが、これは非常に難しい問題かなと思っておりますが、はっきり示すことは非常に難しいとは思っておりますが、私なりにない知恵を絞りまして申し上げますと、ハード面・ソフト面等において事故等が起こらないような状況にすることが安全であると、そういう状況かなと考えております。

それから、だれが判断するのかということでございますが、基本的には日米両政府が判断すべき事項だろうと思っております。

県といたしましては、日米両政府に対して原子力潜水艦の安全性の確保にこれまで以上に万全を期していただきたいと、そのことを求めてまいりたいと考えております。

それから今後の政府の対応についてどうするのかということでございますが、今後とも軍転協や渉外知事会等を通じ原子力軍艦の安全性の確保や原子力事故対策等について国が責任を持って主導的に対応するように求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 発達障害児の健康診断につきましては、発達障害ということで母子保健法の部分で回答いたしましたけれども、学校保健法の就学時健診といいますと、全市町村で実施されているようにございます。これは教育庁の管轄になります。

先ほどの5歳児の1村というのは、母子保健法で市町村が実施した件数でございました。

続きまして、高齢者の犯罪の件なんですけれども、20年前と比べまして17倍にふえているというふうな状況についてにお答えいたします。

犯罪白書によりますと、高齢者の刑法犯の増加は、親族から疎遠となり経済的にも不安定な状態が多いと指摘しております。このほか、窃盗の動機では、生活困窮が多く、また、殺人の動機では介護疲れや将来を悲観したケースが目立っているとしております。

このようなことから、市町村の地域包括支援センターや民生員等の地域資源を活用し、高齢者を孤立させないような地域社会のネットワークづくりに取り組むとともに、生活困窮者等に対しましては生活保護を初めとした各種社会保障制度が適切に受けられるよう、福祉事務所等において適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、離島の水の供給体制と災害対策についてにお答えいたします。

離島の水の供給につきましては、これまで国庫補助金を活用した施設整備を行い、水道普及率は平成19年3月時点で99.96%に達し、また水源の確保が困難な離島におきましては、海水淡水化や海底送水管の導入を実施していることから、おおむね安定して供給できる体制が整っているものと認識しております。

一方、座間味村では小雨・渇水の影響で平成14年度から毎年制限給水を余儀なくされておりますが、今年度から国庫補助による新たな水源開発事業に着手して

おり、次年度以降も引き続き渇水対策について県と村で協議していくこととしております。このことから、同村におきましては後は安定した水の供給が可能になるものと考えております。

また、離島の水道施設の災害対策につきましては、各水道事業体ごとに災害に強い水道施設を目指し、これまで配水池の有効容量の確保、自家発電設備の整備等、台風時の停電を想定した施設整備を実施してきております。

県内離島23事業体のうち14事業体において台風や断水事故対応のための体制が確保されております。

県としましては、未整備の事業体に早期整備を促してまいりたいと考えております。さらに今後は、大規模災害に備え主要施設及び基幹管路の耐震化につきましても推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、山内議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目が、教員の年代構成について、採用計画をしっかりとって、ベテランそして若手の相互補完をする教師集団がよいのではないかと、教育長の見解を問うということでございます。

議員がおっしゃるとおり、学校現場におきましては教員の年齢構成のバランスがとれていることは大事なことでと考えております。

2点目に、教員選考試験の年代別の合格数についてでございます。

今年度、平成20年度実施をいたしました平成21年度の教員選考試験、その合格者についてその年代別について、教諭、養護教諭を含めて307名おります。その年代別の合格者数は22歳から25歳が66名で全体の21%、26歳から29歳が138名で全体の45%、30歳から35歳が102名で全体の33%、37歳がお1人、これは他県の現職でございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん 安全か安全でないかの判断は日米両政府とおっしゃっていますが、日米両政府はどんなことがあっても安全だと言います。その安全性を判断するのは沖縄県がしっかりとした気概を持って判断すべきだということを主張して終わりたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議

案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明10日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後8時57分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 中 川 京 貴

会議録署名議員 渡 久 地 修

平成20年12月10日

平成20年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 6 号）

平成20年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第6号）

平成20年12月10日（水曜日）午前10時1分開議

議 事 日 程 第 6 号

平成20年12月10日（水曜日）

午前10時開議

第 1 W T O 農業交渉に関する意見書

玉城 ノブ子さん	中川 京貴君	
座喜味 一幸君	辻野 ヒロ子さん	
具志 孝助君	仲宗根 悟君	
当銘 勝雄君	渡久地 修君	提出 議員提出議案第5号
前島 明男君	上里 直司君	
瑞慶覧 功君	玉城 満君	
奥平 一夫君	吉田 勝廣君	

第 2 一般質問

第 3 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第35号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 W T O 農業交渉に関する意見書

日程第2 一般質問

日程第3 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第35号議案まで

甲第1号議案	平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）
甲第2号議案	平成20年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）
乙第1号議案	沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する等の条例
乙第2号議案	特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
乙第3号議案	沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第4号議案	沖縄県建設業審議会設置条例
乙第5号議案	沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
乙第6号議案	沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例
乙第7号議案	沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第8号議案	工事請負契約について
乙第9号議案	工事請負契約について
乙第10号議案	工事請負契約について
乙第11号議案	財産の取得について
乙第12号議案	当せん金付証票の発売について
乙第13号議案	指定管理者の指定について
乙第14号議案	指定管理者の指定について
乙第15号議案	指定管理者の指定について
乙第16号議案	指定管理者の指定について
乙第17号議案	指定管理者の指定について
乙第18号議案	指定管理者の指定について
乙第19号議案	指定管理者の指定について

乙第20号議案 指定管理者の指定について
 乙第21号議案 指定管理者の指定について
 乙第22号議案 指定管理者の指定について
 乙第23号議案 指定管理者の指定について
 乙第24号議案 指定管理者の指定について
 乙第25号議案 指定管理者の指定について
 乙第26号議案 指定管理者の指定について
 乙第27号議案 指定管理者の指定について
 乙第28号議案 指定管理者の指定について
 乙第29号議案 指定管理者の指定について
 乙第30号議案 指定管理者の指定について
 乙第31号議案 指定管理者の指定について
 乙第32号議案 指定管理者の指定について
 乙第33号議案 国営土地改良事業に係る負担金の徴収について
 乙第34号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
 乙第35号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

出席議員（47名）

議長	高 嶺 善 伸 君	25 番	新 垣 良 俊 君
副議長	玉 城 義 和 君	26 番	仲 田 弘 毅 君
1 番	上 原 章 君	27 番	照 屋 守 之 君
2 番	島 袋 大 君	28 番	辻 野 ヒロ子 さん
3 番	中 川 京 貴 君	29 番	嶺 井 光 君
4 番	桑 江 朝千夫 君	30 番	當 間 盛 夫 君
5 番	平 良 昭 一 君	31 番	当 銘 勝 雄 君
6 番	仲 村 未 央 さん	32 番	渡嘉敷 喜代子 さん
7 番	照 屋 大 河 君	33 番	前 田 政 明 君
8 番	渡久地 修 君	34 番	玉 城 ノブ子 さん
9 番	上 里 直 司 君	35 番	赤 嶺 昇 君
10 番	瑞慶覧 功 君	36 番	比 嘉 京 子 さん
11 番	奥 平 一 夫 君	37 番	金 城 勉 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	38 番	糸 洲 朝 則 君
13 番	當 山 眞 市 君	39 番	翁 長 政 俊 君
15 番	座喜味 一 幸 君	40 番	浦 崎 唯 昭 君
16 番	佐喜真 淳 君	41 番	池 間 淳 君
17 番	玉 城 満 君	42 番	新 垣 哲 司 君
18 番	仲宗根 悟 君	43 番	具 志 孝 助 君
19 番	崎 山 嗣 幸 君	45 番	新 里 米 吉 君
20 番	西 銘 純 恵 さん	46 番	嘉 陽 宗 儀 君
21 番	山 内 末 子 さん	47 番	新 垣 安 弘 君
22 番	新 垣 清 涼 君	48 番	大 城 一 馬 君
24 番	前 島 明 男 君		

欠席議員（1名）

14 番 吉 元 義 彦 君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞 弘 多 君	知事公室	上運天 昂 君
副知事	仲里全輝 君	秘書広報統括監	
副知事	安里カツ子 さん	総務部	名渡山 司 君
知事公室長	上原 昭 君	財政統括監	
総務部長	宮城 嗣 三 君	教育委員会	東 良 和 君
企画部長	上原 良 幸 君	委員長	
文化環境部長	知念 建 次 君	職務代理者	
福祉保健部長	伊波 輝 美 さん	教育長	仲村 守 和 君
農林水産部長	護得久 友 子 さん	公安委員会委員	翁 長 良 盛 君
観光商工部長	仲田 秀 光 君	警察本部長	得津 八 郎 君
土木建築部長	漢那 政 弘 君	労働委員会	大城 光 代 さん
企業局長	花城 順 孝 君	会長代理	
病院事業局長	知念 清 君	人事委員会	伊礼 幸 進 君
会計管理者	福治 嗣 夫 君	事務局	又吉 春 三 君
		代表監査委員	

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	長 嶺 伸 明 君	課 長 補 佐	平 田 善 則 君
次 長	遊 佐 信 雄 君	主 査	中 村 守 君
議事課 長	嘉 陽 安 昭 君	主 査	佐久田 隆 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

12月8日、玉城ノブ子さん外13人から、議員提出議案第5号「WTO農業交渉に関する意見書」の提出がありました。

次に、11月26日から12月5日までに受理いたしました陳情20件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

〔陳情文書表 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 次に、説明員として出席を求めた教育委員会委員長伊元正一君は、別用務のため本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として教育委員会委員長職務代理者東良和君の出席を求めました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 議員提出議案第5号 WTO農業交渉に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

玉城ノブ子さん。

〔議員提出議案第5号 巻末に掲載〕

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第5号につきましては、経済労働委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、WTO農業交渉について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第5号を朗読いたします。

〔WTO農業交渉に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第5号「WTO農業交渉に関する意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第2及び日程第3を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第35号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

当銘勝雄君。

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 おはようございます。

一般質問を行います。

国際的な政治、経済の流れは、世界同時不況で不安定です。アメリカのサブプライムローンに起因する株安、金融の同時トラブルは、世界を席卷をしております。自動車や工業製品の輸出に特化してきた我が国の経済政策、円高も加わって輸出ができず、生産抑制に歯どめがかかっておりません。労働者の解雇が進んでおります。

派遣労働者にとっていとも簡単に解雇され、住む家を追われ、路頭に迷う姿が報道されております。特に、派遣労働者の多い本県若年者にはまともに厳しい風が吹いております。県の対策が急がれます。

質問いたします。

1、知事の政治姿勢であります。

(1)、前航空幕僚長問題であります。我が国は、去る大戦における近隣諸国に与えた侵略や植民地支配などを反省し、政府見解として村山談話を発表しましたが、それはぬれぎぬであるとの論文を発表して更迭された田母神前航空幕僚長、その後も政府見解と異なる持論を言い続けております。ゆゆしき問題であります。

す。

最近のマスコミ報道によれば、自衛隊内部でも田母神幕僚長を支持する隊員がふえ、また自民党国会議員の中でも田母神幕僚長を支持する人がふえたと報道しております。

そこで質問いたします。

ア、自衛隊幹部の「憲法9条改正」、「集団的自衛権行使」発言など政府見解に反することを堂々と述べております。文民統制を否定するものとする。知事の所見を問います。

イ、幕僚長の行為、行動は自衛隊員への影響は大きく、懲戒免職に値し、任命責任が問われると思います。知事の所見を問います。

次に、自民党無駄遣い撲滅プロジェクトチームによる沖縄施策の無駄遣い発言についてお尋ねをします。

過去に沖縄の高率補助や特別措置法問題で、沖縄を甘やかすなという風潮がありました。革新県政の誕生と普天間飛行場の県内移設反対によって、内閣を挙げて取り組まなければならない状況に直面し、この状況はおさまっておりました。今回、この種の発言は基地受け入れの強要なのか疑問であります。

そこで質問します。

(2)、政府の歳出削減策を検討する自民党の「無駄遣い撲滅プロジェクトチーム」で、沖縄科学技術大学院大学の不要論や、沖縄の産業振興は国が行うべきではないとする議論は膨大な米軍基地を背負わされた沖縄県民からは許せるものではないというふうに思います。知事の所見を問います。

次に大きな2、農水産業についてお尋ねします。

WTO世界貿易機関の閣僚会合で焦点になっているのが、関税引き下げの例外扱いとなる重要品目の枠組み問題であります。12月中旬ごろに決定されると報じられております。これはきのうの新聞の夕刊あたりでは、17日ごろになるんじゃないかというそういう状況になっております。

日本以外の食料輸入国は原則4%として、条件つきで6%としておりますが、他の作物との兼ね合いもあり、6%の中にさとうきびが入るかはこれまでも心配をされてきたとおりであります。

本県農業にとって、さとうきびが重要品目から除外されると壊滅的な打撃を受け、地方農村の崩壊も危惧されるものであります。

そこでお尋ねします。

(1)、EPAということが書いてありますが、WTOに訂正します。WTOの閣僚会議について。

ア、農産物の関税問題については、先送りになって

いましたが、12月に協定締結が進められる見通しになっております。重要品目については各国間の思惑の違いがあり厳しい状況にあります。さとうきびの重要品目化に向けどう対策をとってきたかお尋ねします。

イ、ＪＡ全中では全国大会の開催が予定されております。これは実はきのう開催されております。危機に瀕するさとうきび産業を守るため、教科書検定並みの県民大会を開く用意はないかお尋ねします。

(2)、吉の浦火力発電所の海域への温排水放出問題についてお尋ねします。

ア、1日の温排水量は210万トンとされておりますが、これは沖縄本島の水使用量の約5倍になります。なぜ、これだけの冷却水が必要かお尋ねをいたします。

イ、環境影響予測評価では知念漁協地先の海域には影響はないとしておりますが、アセス調査の概要はどうなっているか。知念漁協が納得しない理由は何なのかお尋ねします。

大きな3、県立病院問題についてお伺いします。

全国的に医師不足による患者のたらい回しや急患でも医師にかかれなことが社会問題になっております。特に産科医師の不足や医師の地域偏在が問題になっております。基本的に医療システムがうまくかみ合っていないことに問題があるのではないかと思います。

そこで質問いたします。

(1)、病院事業のあり方。

ア、県はこれまで県立病院の公営企業法の一部適用や全部適用について試行してきましたが、さらに民営化や地方行政独立法人化などについて検討がなされております。病院事業の方向性をどう描いているか、お尋ねします。

イ、多くの離島が存在する本県においては、一般会計からの繰り入れが必要と思うが、今後どの程度の経営改善が可能と考えているかお尋ねをいたします。

(2)、県立病院における医師確保はこれまでも厳しさがあったが、医師の特殊勤務手当の削減は医師確保に支障を来さないかお尋ねします。

4、福祉施設の整備についてお尋ねします。

長寿県沖縄、老いて元気で、楽しい老後の生活が保障されて初めて長生きしてよかったとお年寄りからも喜ばれ、またよその県にも誇ることができるのではないのでしょうか。お年寄りを取り巻く状況は、後期高齢者医療制度の問題、介護費の負担増を強いられ、逆に年金は目減り、お年寄りの利用施設は減少へと取り巻く環境は悪くなる一方です。

そこでお尋ねします。

(1)、老人福祉施設について。

ア、全国との比較における施設の整備状況、イ、施設数及び入所状況、ウ、特養ホームの入所状況と待機者の状況についてお尋ねします。

(2)、介護労働者問題。

介護労働安定センターが実施した労働実態調査で、2007年度の離職率が28.9%に上り、全国一失業率の高い沖縄で定着しない介護事業所の問題が出ております。

そこでお尋ねします。

ア、劣悪な労働環境が報道されておりますが、県は実態を把握しているのか。

イ、離職率が余りにも高過ぎます。その原因は何なのかお尋ねします。

ウ、県内の介護労働者数及び給与実態は他業種に比べてどうなのか。

エ、どのような改善対策を講じていくのかをお尋ねします。

5番目に、労働者派遣法についてお伺いします。

特定業種に適用された労働者派遣法の規制緩和による改悪によって、労働者の生活が破壊されようとしております。企業にとって世界的不況の中で、いかに生き延びるかを模索する中で、人件費の削減がたやすくできる仕組みの労働者派遣法による非正規化が進み、一方的に労働者へのしわ寄せが進んでおります。ワーキングプアが現実味となっております。県外派遣労働者の調査対策が求められます。

そこで質問します。

(1)、労働者派遣法の規制緩和によって多くの問題を惹起しております。どう実態を把握しているか。

(2)、労働者派遣法の何が問題で改善点は何かをお伺いいたします。

大きな6、那覇空港の整備について。

(1)、県議会の沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会は、那覇空港の沖合展開計画調査のため、現地那覇市大嶺崎や豊見城市瀬長島などの調査を行ってきましたが、滑走路の位置や規模によって、県の観光振興地域指定を受けた豊見城市瀬長島や与根、豊崎などとの整合性が求められます。

そこでお尋ねします。

ア、国・県における調査検討会議はどのような状況にあるか。進捗状況を聞きたい。

イ、空港の位置、規模はどの段階で決まるのか。実はこれについては、きのうの新聞にも出ておりますが、既に今年内に決定するとういう記事が出ており

ます。

ウ、知事は1310メートルの沖合展開を国に要請しておりますが、どのような感触を受けているか。

この質問を出してからきのうの新聞で、P Iの記事が出ております。年度内に規模や位置が決定されるという記事。さらにまた1310メートルと930メートルに絞られたはずの案が急遽830メートルに変わっております。これはなぜか、これを含めて問います。時点修正であります。

7番、我が会派の代表質問関連であります。

(1)、崎山議員が知事の訪米目的をただしたことに對し、米軍基地の整理縮小を訴えたと答弁しておりますが、日米政府が計画しております整理縮小は普天間飛行場の辺野古移設とのパッケージであり、再編の推進になるのではないかと。

(2)、「辺野古移設は言わないが、聞かれたら答える」と答弁しております。その際民意は県外であり、私も県外が望ましいと考えるが、普天間の危険性の除去のためには、日米政府が合意した辺野古への移設を進めることが早期解決につながるとして、政府と沖合への移動を調整している旨を伝えるとしているが、民意は反対でも知事のリーダーシップで可能とするメッセージにならないかどうか問います。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

当銘議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、自民党無駄遣いプロジェクトチームに係る御質問にお答えいたします。

沖縄振興に係る各種施策につきましては、沖縄の置かれた特殊事情を踏まえ、「沖縄振興特別措置法」及び県が原案を作成した「沖縄振興計画」により実施しているものであります。

このような中で、自由民主党無駄遣い撲滅プロジェクトチームにおいて、これらの制度、施策・事業等が問題点として挙げられていることはまことに残念で、遺憾であります。このため、去る11月27日の同じく自由民主党沖縄振興委員会において、沖縄振興策の維持及び振興予算の確保を求めるとともに、沖縄振興委員長及び自由民主党県選出「五ノ日の会」の先生方ともども、この無駄遣いに係るプロジェクトチームの保利耕輔——顧問でそして政調会長でございます——保利さん、園田博之座長等にお会いをして、その旨を直接お伝えし、強い遺憾の意を表明したところでございま

す。

次に、那覇空港整備に係る御質問の中で、増設滑走路1310メートル案に対する国の考えについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

那覇空港を所管する国土交通省と内閣府への要請を通して、島嶼県沖縄における那覇空港の重要性和滑走路増設の必要性について御理解をいただけるものと考えております。

増設滑走路案につきましては、今後、P Iで収集される県民の意見も踏まえ決定されることとなります。そして県としましては、県民が望む空港整備が実現するように引き続き取り組んでまいり所存でございます。

次の御質問ですが、我が会派の代表質問との関連に係る御質問で、辺野古移設反対でも知事のリーダーシップで可能とするメッセージにはならないだろうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

市街地の中心部にあります普天間飛行場は、騒音など住民生活に深刻な影響を与えております。同飛行場の危険性の除去及び早期返還は、県民の強い願いであると考えております。

県としましては、普天間飛行場の移設については県外移設がベストだとは思いますが、日米両政府の合意などこれまでの経緯を踏まえたと、この飛行場の危険性を一日でも早く除去するためには、キャンプ・シュワブへの移設がやむを得ない現実的な選択肢であると考えております。

今回の訪米に際しましては、普天間飛行場移設問題につきまして米国政府に要請することは考えておりますが、仮に米国政府から言及があった場合には、日本政府との調整状況などを説明することになると考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 知事の政治姿勢のうち、田母神前航空幕僚長の論文についての御質問にお答えします。

県としては、現職の自衛隊幹部が国の基本的な歴史認識に反する考えを公表したことは不適切であると考えております。

同じく田母神前航空幕僚長への処分についてお答えします。

今回の問題については、国において適切に対応していると考えており、県としては、所見を述べることは控えたいと思います。

次に、我が会派の代表質問関連のうち、米軍基地の整理縮小の実現についてお答えします。

今回の訪米の要請項目の一つである米軍基地の整理縮小の実現の内容としましては、沖縄の基地負担軽減につながる海兵隊要員等の兵力削減と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還の2点を明記したいと思っております。

普天間飛行場代替施設の辺野古への移設については、米軍再編の一環ではありますが、要請項目にする考えはございません。

米軍基地の整理縮小については、県が促進すべきと考えている海兵隊要員等の兵力削減と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を要請するものであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは農水産業についての御質問で、WTO農業交渉に関する対応と県民大会については、関連しますので一括してお答えいたします。

WTO農業交渉において、砂糖などが重要品目に指定されず関税が撤廃された場合は、沖縄県の農業が壊滅的な打撃を受けることが懸念されております。このため、沖縄県としましては、12月中旬に開催が予定されている閣僚会合において、我が国の基本方針を堅持するよう農業団体とともに国に対し、12月3日に緊急要請を行ったところであります。また、現在のところ県民大会を開催することは考えておりませんが、今後の対応については、WTO農業交渉の状況を見ながら農業団体等関係団体と調整を図り検討することとなります。

今後とも、WTO農業交渉の動向や国の対応を踏まえつつ、関係機関と連携し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 農水産業に関する御質問の中で、吉の浦火力発電所の温排水量についてお答えします。

発電に伴う温排水量は発電方式や発電量によって異なりますが、具志川火力発電所では、1日当たり約150万立方メートル、金武火力発電所では約190万立方メートルとなっております。

吉の浦火力発電所では、発電機1台当たり毎秒6立方メートルの海水を必要としております。

同発電所では4機の発電機を設置する予定であることから、1日当たりの温排水量を計算すると約210万立方メートルとなります。

次に、労働者派遣法に関する御質問の中で、労働者派遣法の問題、実態把握、改善点について一括してお答えいたします。

労働者派遣法は、厳しい雇用失業情勢、働き方の多様化などに対応するため、平成16年3月から、派遣受け入れ期間の延長、派遣対象業務の拡大、派遣労働者の安全衛生の確保などについて大幅に見直されました。しかし、雇用が不安定である、安定した収入が確保できない、正規労働者との格差等の問題などが指摘されております。このため、国においては、日雇い派遣の原則禁止、派遣労働者の待遇の確保などを行うため、去る11月4日に労働者派遣法の改正法案を国会へ提出したところであります。

沖縄県としては、労働者派遣制度について国会の審議を見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 農水産業の質問との関連で、吉の浦発電所のアセス調査の概要と知念漁協の対応についてお答えいたします。

吉の浦火力発電所建設事業に係る環境影響評価の手続は、環境影響評価法に基づき平成15年11月に環境影響評価方法書が提出され、知事意見、環境大臣意見、平成18年3月の経済産業大臣の勧告を経て、同年7月に終了しております。

当該事業に係る温排水の放水計画は、環境影響評価書において1日約210万トン、沖合約500メートル、水深約4.75メートルの位置に設置した放水口から水中放水する計画となっており、温排水の拡散予測については水理模型実験により行われております。

知念漁協においては、温排水による影響を懸念しておりますが、温排水の拡散予測によると、海面下1メートルにおける水温の1度上昇域は放水口から約900メートル、面積で0.179平方キロメートルの範囲であり、周辺海域に及ぼす影響は少ないと予測されております。

県としましては、環境影響評価手続に係る知事意見を踏まえ、温排水の放水による周辺海域への影響を監視・把握していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 県立病院問題における病院事業の方向性についてお答えいたします。

経営形態など県立病院のあり方につきましては、現在、沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会において御審議いただいているところであります。

県としましては、地域が必要とする医療を安定的かつ継続的に提供していくことができるよう、同検討部会の審議結果を踏まえ、適切に対処してまいります。

福祉に関する御質問の中の、老人福祉施設の整備状況の全国比較についてお答えいたします。

老人福祉法で規定する老人福祉施設は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び老人短期入所施設等となっております。

老人福祉施設普及率で整備状況を比較しますと、沖縄県は特別養護老人ホームの普及率は高いものの、他の施設数が少ないため全国より低い状況になっております。一方、介護保険法で規定する特別養護老人ホームを含む介護保険３施設の普及率は、平成18年10月現在、全国９位となっております。

続きまして、福祉関係の御質問の中の、老人福祉施設の数及び入所状況についてにお答えいたします。

県内の老人福祉施設は、特別養護老人ホームが54施設で定員4065人、養護老人ホームが６施設で300人、軽費老人ホームが９施設で450人となっております。

平成19年度の入所状況は、特別養護老人ホーム99%、養護老人ホーム86.4%、軽費老人ホーム92.4%であります。

続きまして、特別養護老人ホームの入所状況と待機者の状況についてにお答えいたします。

特別養護老人ホーム54施設の平成19年度の入所状況は、定員4065人に対し、入所率99%となっております。

入所申込者につきましては、平成18年６月に小規模特別養護老人ホームを除く47施設を対象に調査した結果、重複申込者等を除いた数は3400人となっております。

特別養護老人ホームの増設につきましては、入所申込者の状況精査による入所需要や、市町村において進める地域密着型サービスの整備状況を踏まえ、平成21年度からスタートする次期沖縄県高齢者福祉計画を策定する中で検討することとしております。

続きまして、介護労働者の労働環境及び離職率についてにお答えいたします。一括でございます。

介護労働安定センターの平成19年度調査によりますと、沖縄県の介護職員の就業形態は、正職員が59.3%、非正規職員が37.4%であり、毎月決まって支

給される所定内賃金は、月額20万7337円であります。また、介護職員の離職率は28.9%であります。

なお、離職率の高い理由としましては、同センターの介護職員への調査で労働条件等の悩みについて尋ねたところ、仕事内容の割に賃金が安い49.4%、業務に対する社会的評価が低い38.4%、精神的にきつい35.7%となっております。

続きまして、県内の介護労働者の実態についてにお答えいたします。

国が実施した平成18年介護サービス施設・事業所調査によりますと、沖縄県の介護職員の数は１万626人です。また、介護労働安定センターの調査によりますと、沖縄県の介護職員の所定内賃金は、平成19年度は月額20万7337円です。

なお、単純な比較はできませんが、沖縄県の勤労統計調査によると事業所規模30人以上の全産業の所定内賃金は月額23万4612円となっております。

続きまして、介護労働者の処遇改善対策についてにお答えいたします。

県としましては、介護現場の人材の安定的確保のためには、介護報酬等の適切な水準の確保等に関する施策の充実強化が図られることが必要と考えており、九州各県とも連携し国に要望したところであります。

なお、国においては、福祉人材確保指針の見直しを行い、介護人材の確保に向けて、労働環境の改善、キャリアアップの仕組みの構築等に取り組むとともに、平成21年度の介護報酬を３%引き上げ、介護職員の処遇改善を図ることとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 県立病院問題の御質問の中の、一般会計からの繰り入れと今後の経営改善についてにお答えします。

政策医療の実施に伴う不採算部分の補てんに充てられる一般会計繰入金は、総務省の繰出金通知等に基づいておおむね適正に繰り入れが行われておりますが、基準外の離島増高経費や本庁経費については予算措置されておりません。

今後、関係部局による県立病院の抜本的な見直しの中で、総務省の繰出金通知に基づかない基準外を含めた繰入金のあり方についても議論を深めていきたいと考えております。

一方、地方公営企業法では、一般会計等が負担すべき経費以外の経費については、独立採算制の原則を定めております。このため病院事業では、収益と費用の

両面から経営の改善に取り組んでおります。

収益面では、地域医療連携機能の強化による急性期患者の確保、ハイリスク妊娠管理加算等の各種加算取得、未収金の発生防止と回収強化などの取り組みを行っております。また、費用面では、診療材料費縮減プロジェクトの推進、薬品等の一括購入の推進などの経費節減に努めております。

続きまして、医師手当の廃止についてお答えいたします。

特殊勤務手当である医師手当の廃止については、全国的な医師不足の中で、離島の医師確保への影響を強く懸念する意見等が寄せられております。

病院事業局としても離島の医療体制や医師の確保は非常に重要な課題であると認識していることから、今後医師労組ともよく話し合い、慎重に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 那覇空港の整備についての御質問で、調査検討会議の状況、空港の位置、規模の決定について一括してお答えいたします。

那覇空港滑走路増設案については、昨日開催された那覇空港構想・施設計画検討協議会において、瀬長島の改変が生じない1310メートル案と850メートル案を提示し、P Iを12月15日から2月6日まで実施することになりました。

増設滑走路の位置等については、P Iで収集される県民の意見等を踏まえ、今年度末に開催予定の那覇空港構想・施設計画検討協議会において協議され、その後、整備主体である国が決定することになっております。

次に、昨日開催された協議会で、滑走路案が930メートルから850メートルに変わったと報道されているが、その理由はという趣旨の御質問にお答えいたします。

総合的な調査の段階で、瀬長島に改変を生じない最少間隔の増設滑走路案として930メートル案を提示したところであります。

今回、技術的な検討などを行う構想段階において、滑走路延長が3000メートルから2700メートルに変更になったことなどから、改めて滑走路間隔を再検討しております。その検討の結果が850メートルとなったことから、今回構想段階P Iにおいて瀬長島に改変を生じない最少間隔の増設滑走路案として850メートルを提示しているものであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 再質問を行います。

1つは、知念漁協の皆さんが非常に心配している温排水の問題なんです、これについてさっき文化環境部長が説明しておりますが、これはどこの機関がアセス調査したのか、それを明らかにしてほしいし、それからどのスパン——期間、長さ——でアセス調査したのか、それについてもう一度お答えをしてください。

それから県立病院のあり方問題なんです、これは古くて新しい問題だというふうに考えております。

そもそもの問題というのは、県立病院が毎年累積赤字を抱えているということで、モグラたたきともいえる論争が続いているわけでありまして。そのためまず問題になっているのが定数の確保がなかなかできない。それから必要な備品が購入できない。医師や看護師等要員確保に支障を来すと。こういうことから、結果として病院が機能しない、こういうことに堂々めぐりしているんじゃないかというふうに思います。

そこで、沖縄県の離島性、あるいは地域性から病院事業の採算は私は難しいというふうに考えるわけでありまして、県立病院の使命として地域医療をしていくということから、不採算部門を抱えながらこれはやらねばならないということが多いわけでありまして、私は一般会計からの繰り入れを是として、じゃ、県立病院のあり方をどう考えようかということによって立つべきじゃないかなというふうに考えます。

そこで、先ほど総務省の繰り出し基準ではおおむねできているというふうなことでありましたが、私はこの問題というのは絶えずお金のかかる問題になると、総務部長の顔色うかがいをしなくちゃならないという各部の部長——私もかつてそうでありました。そういうことでやはりこういうことでは各担当部長は思い切った発言はできぬだろうということから、この県立病院問題については知事の方からこうあるべきだということをぜひ御答弁をしていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、派遣労働者の解雇問題、これが大変な社会問題になっているわけでありまして、その派遣職種、これが要するにどんどん拡大していったということに大きな問題があるわけでありまして、これをもとの状態に全部戻せとは言いませんが、少なくともこれを前の状況に戻すことが先決じゃないかと、こういうふうに思います。それについて伺います。

それと、我が国はこれまで終身雇用制度をとってき

たわけでありますが、この派遣労働法とか、あるいはこの仕組み、これがどうもアメリカ型にどんどんどんどん進んでいったという背景がありまして、そこに私は問題があるんじゃないかというふうに思うわけがあります。きょうも出ておりましたが、1万6000人の解雇を予定しているとかあるわけですが、どうも労使の関係というのが薄らいでいるんじゃないかと。要するに私の従業員という、大事な従業員というこの感覚、また使われる側からすれば我が社という感覚がなくなっていくんじゃないかと、こういうふうに思う。ですから、いとも簡単に解雇をしてしまう、こういうふうになるんじゃないかというふうに思うわけがあります。

そこで、ぜひとも私は前の制度にまた近づける必要があるんじゃないかということを提案するわけでございます。これについてのお考えを聞かせてください。

ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時50分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○当銘 勝雄君 WTOに関する県民大会ですが、私は前回の議会から県民大会を開くように要請しているんですが、農業団体あるいは関係者とも相談をしながらやっていくということですが、これは決まってからでははっきり言って遅いんですよ、決まってからどうするんですかと。要するに今、少なくとも最初は12月の中旬ごろに決まるということだったが、きょうの新聞ではそれが17、18日、あるいは場合によっては年内の妥結は繰り越されるんじゃないかということですが、これについて早急に結論を出してやるべきじゃないかと、こういうふうに考えます。どうぞ知事の御答弁をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時54分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 当銘議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、この県立病院については今議会でもいろいろ御議論、御意見いただきました。私どもも無論この県立病院が果たしてきた役割、そして議員がおっしゃるようにこの離島県における県立病院の必要性和、そしてなかなか維持も難しい面もあるということも踏ま

え、そしてこの県立病院のやってきた評価が非常に高い、内容が非常にいいということも我々は心得ております。

そして、このあり方検討会で無論いろんな面から我々も研究・検討をし、そして議員おっしゃったようにどれぐらいの一般会計からの繰り入れ、今のレベルがどこまで越えられるのか、越えられないのかも含めて財政の面も含めてやっぱりきちっと詰めるべきは何度でも詰めてやる必要があると思います。そうでないと、なかなか立派なこの県立病院をむしろ維持していくことが財政面で難しくなる可能性もあるものですから、我々も前もってきちっと打てる手は打って、県民の期待に沿えるようにしたいということでございます。

そしてもう1点、WTOで県民大会をなぜ開かないかという御趣旨の御意見だと思いますが、昨日は東京でも開いておりますし、無論これは農業団体ともよく我々も密接に相談をしております。現在はジュネーブで閣僚会合が行われております。そういうことで農業関係者とも相談をしながら、ぜひ機を失しないで開く必要があるときは開いていきたいと思っておりますが、現在のところきょう、あすどうこうという状況ではない点もあわせ申し上げておきたいと思えます。

その他の御質問は、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） アセス調査の機関と時期についての再質問にお答えいたします。

アセス調査につきましては事業者である沖縄電力が行っており、時期につきましては平成14年の10月に方法書が提出され、平成17年7月から準備書、平成18年に環境大臣意見の提出等を踏まえ、平成18年7月に評価書の公告・縦覧を行っており、その中で現地におけるアセス調査は平成15年5月から平成16年6月まで行われております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 労働者派遣法の再質問についてお答えします。

労働者派遣法に関しては、雇用が不安定である等格差等の問題が指摘されまして、国会に対して改正法案が提出されております。今後、国会での審議において最近の状況を踏まえた議論がなされるものと考えております。

県としましては、労働者派遣制度について国会の審議を見守りながら、雇用の安定化に向けて対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん おはようございます。

社大・結の比嘉でございます。

一般質問を行います。

我が国の国民総生産、いわゆるGDPは世界第2位の500兆円、この輝かしい経済力を生かし切れず、今やこの1.5倍の国・地方の債務、この原因と責任を明確にせずして今日の医療福祉問題は語れません。

最大の原因は、世界に類を見ない異常に突出した公共事業による国債発行、大企業に手厚い法人税の減税、企業による社会保障費負担の減額等によって生み出されたものであります。

思い起こせば97年、消費税増税のときに国は、高齢化社会のため社会保障のためと言ったわけでありませう。2006年度までの消費税の累計額は188兆2329億円、国民との約束をほごにして、残念ながら国民の生存権さえ守れない方向へと国家は歩み続けているのであります。

日本の首都東京で病院が妊婦をたらい回しにして亡くなりました。その理由は、当直医が1人しかいなくて対応できなかったということでありませう。2年前には奈良県で同様にして妊婦が亡くなりました。今回は東京というわけですから、都会・地方関係なく産婦人科医が絶対数不足しているのが明らかであります。

諸外国はどうでしょうか。OECD先進国30カ国における人口10万人当たりの医師数を見ますと、我が国は30カ国中27位であり、30カ国平均の医師数よりも12万人も少ないのであります。その結果、医師が1年間に診る患者数は、30カ国の平均で2400人、スウェーデンはさらに少なく年間900人でありませうが、我が国は8400人と断トツであります。言いかえれば、OECD30カ国平均の3.5倍も働いているということになります。

一方、看護職員数を見ますと、病床当たりでアメリカ、イギリスの4分の1しかおらず、医師、看護師ともに過重な労働を強いられているのが実態であります。

では、なぜそのような状況が起こったのでしょうか。

我が国の医療費は、対GDP比で先進7カ国で最低レベルでありながら、さらに医療費抑制政策を強化

し、1床当たりの診療報酬を削減し、さらに自治体病院の補助金を削減し続けているところに大きな問題があります。（資料を掲示）特に医療費削減の一環として、80年代から進めてきました医師養成抑制政策、今日深刻な状況に陥っておりますが、政策の見直しを迫られているのはなぜでしょうか。

2006年度、妊婦の死亡、そしてことしの妊婦の死亡、ここ2007年ではありますが、急激に見直し論を始めています。いわゆる84年に8280人養成していたものは多過ぎると、余ると、ずっと減らし続けてきました。2007年まで減らしました。2007年から考え直し始めました。そして、ことし、来年の見込みとして8486人、これまでに国がとってきた医師養成の最大クラスであります。

このような国の医療政策は、犠牲者を出しながら政策の見直しを迫られるというお粗末な状況にあるわけでありませう。地方は国に対し、このようなやり方では地域の政策医療は守れないと強く国に主張すべきではありませんか。県民の医療を守るには、国の医療政策を拙速に受け入れるべきではありません。特に本県は島嶼県であり、隣の県に救急車で行くことはできません。地域完結型の医療制度でなければならない沖縄の医療を全国一律の政策で見直すわけにはまいりませう。

では、質問いたします。

1、医療行政について。

(1)、自治体病院の約75%が赤字経営に追い込まれ、また深刻な医師不足になっていますが、これは国の医療政策に起因していると思います。県の認識を伺います。

(2)、県立や公立病院の経営悪化に拍車をかけている共済追加費用は、全国的に公立病院の閉鎖や民営化によって残った公立病院が負担増となっています。民間病院にはない追加費用の負担が県立病院の赤字拡大に拍車をかけているのはおかしい。県は国へ要求すべきではありませんか。

次に(3)、新聞報道によると、去る11月25日、総務省有識者検討会は、過疎地域の病院や、医師不足が深刻な産科、小児科、救急医療などに対し地方交付税による財源支援を来年度行うようでありませうが、県はどのように対応されるのか。

(4)、県立病院の運営について。

ア、本県立病院は、国の診療報酬のマイナス改定が続く中においても医療収益は減少しておりませう。問題は、収益以上に増加しつつある返済費用に追われているわけでありませうが、その費用を県がどう見ると

いう判断であります。見解を伺います。

イ、県立宮古・八重山病院においては離島増嵩費が大きな負担となっているようであります。年間それぞれ幾らなんでしょうか。また、それはどこが拠出することが望ましいのでしょうか。

ウ、県立病院のあり方検討委員会に提出されている事務局案の中で、県立病院改革の3つの視点のうち、(2)番目の「効率的かつ継続的な運営体制の構築」によると、地方独法化や指定管理者制度の導入など、経営形態の見直しを検討するほか、総合的な組織改編を検討すると述べておりますが、部長の議事録を読みますと独法化ありきの発言をしていますが、それはどうということでしょうか。

次にエ、各県立病院の院長は、地域に必要な地域に見合った県立病院のあり方を熟知しておられます。県立病院のあり方について、各院長の要望はどういう方向でありましたか。

次にオ、県立病院のあり方は、県民の命に直結する重大な問題でありますので、知事にはぜひ現場視察をしてもらいたい。

去る10月29日から31日までの期間、文厚委員会は宮古・八重山教育、福祉、医療機関を視察してまいりました。教育行政について伺いたいします。

(1)、県立高等学校付設の学生寮の設備及び生活の実態はどのようになっていますか。

(2)、八重山高等学校及び八重山農林高等学校の学生寮の実態について認識を伺いますが、さきの西銘議員への答弁で大体答えが得られておりますので、さらに、スケジュール等の予定ができていますならお聞かせを願いたいと思います。

(3)、知事の公約である「人材力おきなわ」によると、毎年100人の海外留学生派遣を掲げておられます。その達成度はどうですか。高校、大学、大学院生の海外留学生派遣の推移と予算について伺います。

次に、アグーという豚について伺いたいします。

一時絶滅の危機にさらされながら県の努力、また名護博物館長、それから北部農林高等学校、JAおきなわ等の遺伝子的保存と安定供給体制の確立に向け大変な努力をされてこられました。今回、この質問の趣旨は、いわゆる片仮名の「アグー」と平仮名の「あぐー」について、消費者と生産者の立場から明確にするために質問をいたします。

畜産行政について。

(1)、琉球在来豚アグーによるブランド豚作出について。

ア、アグーブランド豚の定義について伺います。

イ、アグーブランド豚指定生産農場の認定基準の一つである年間出荷目標が300から1万頭であるが、その根拠は何ですか。また、その条件に見合う農家数は幾らか。また、それ以下の農家数は幾らですか。

ウ、消費者は、アグーというと黒豚というイメージを持っています。(資料を掲示) 商標は必ずしも黒豚ではありません。「アグー黒豚」、「アグー白豚」と明確にしていかなければならないと考えておりますが、いかがでしょうか。

次に4、離島行政について伺います。

今定例会に提出されています宮古・八重山両支庁の組織改編条例案に対して、八重山市町村会と宮古市町村会から条例案に反対する要望書が提出されております。このことは、地元の合意が得られてないことを意味しています。

(1)、組織改編によってどれだけの人員と経費が削減される見込みなのか、答弁をお願いします。

(2)、県は、改編の目的で地方分権の進展を挙げていますが、先島自治体は真っ向からその意見に反対を唱えています。意見のギャップをどのように認識しておられますか。

(3)、組織改編の重要課題であるスピーディーな対応、そして先島自治体の地域完結型の支庁組織を強く要望している地域とのギャップ、県の見解を伺います。

(4)、先島自治体は両支庁長の権限拡大を望んでいます。県の庁議や議会への出席も求めています。県の見解を伺います。

最後に、我が会派の代表質問に関連して、浦添看護学校の存続について伺います。

県立病院は、たびたび出ていますように47病床の閉鎖という深刻な事態に陥っています。そのことによって看護師の過重労働、退職者の増加という悪循環に陥っています。財政的にも収入減となっています。

このような状況を解決するには、県立病院の看護師養成を県独自に政策的に養成する仕組みを構築することが急務であると考えます。そのために浦添看護学校を県立として堅持して、県立病院の看護師養成をする機関という位置づけをすることが必要だと思いますが、県に再考を求めます。

以上でございます。

○議長(高嶺善伸君) 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事(仲井眞弘多君) 比嘉議員の御質問に答弁させていただきます。

まず、医療行政の中で、県立病院の視察についてと

いう御趣旨の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、県立病院のあり方を検討することは、県民の生命、そして生活の安心に直結する県の重要課題でございます。また、現場の実情に留意し県立病院改革を進めていくために、直接、病院長の皆さんと意見を交換することは大変重要なことであると認識いたしております。

県立病院のあり方検討部会の審議状況につきましては、折に触れ福祉保健部長から報告を受けておりますが、県立病院視察につきましても、機会をとらえてできるだけ早い時期に参りたいと考えております。

次に、畜産行政に係る御質問の中で、アグーブランド豚の定義についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、平成17年度から19年度まで実施しましたおきなわブランド豚作出事業におきまして約600頭のアグーを確認いたしております。

アグーにつきましては、沖縄県アグーブランド豚推進協議会におきましてDNAで判定いたしますとともに基準を定めております。その基準は、第1に、体毛は黒色であること、そして尾は巻き尾であること、第3に、肩は三枚肩であることなどとなっております。このアグーの雄と西洋豚等の雌を交配したものを「アグーブランド豚」と定義いたしております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 医療行政についての御質問の中の、自治体病院の赤字経営と医師不足に関する国の医療政策についての認識についてお答えいたします。

自治体病院は、救急医療や離島・僻地医療など地域医療の確保に大きな役割を果たしております。しかし、近年、全国の多くの自治体病院において経営状況が悪化するとともに、医師不足等に伴い医療提供体制の維持が厳しい状況になっております。

この要因としましては、上昇する医療費の伸びの抑制を図るものとして実施された診療報酬の減額改定や、新臨床研修制度に伴う大学医局の医師供給力の低下などによる影響があると言われております。このため、全国自治体病院開設者協議会、全国都道府県議会議員会及び全国都道府県知事会等の連名により、国に対して診療報酬の改正や医師確保対策の強化を要望しております。

続きまして、総務省の有識者検討会の報告書で提言

している過疎地の病院や医師不足に対する地方交付税による財源支援への県の対応についてにお答えいたします。

総務省が設置しました「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会」において、去る11月に検討された報告書では、公立病院における医師不足や、産科、小児科、救急医療の逼迫した状況を踏まえ、産科、小児科、救急医療等に係る特別交付税措置については、地方団体の一般会計負担の実態を踏まえ、措置水準を充実すべきと提言しております。

具体的には、現行で周産期医療に1床当たり244万円、小児医療に96万円などとしている交付税の増額を求めています。

病院事業に係る地方交付税措置については、全国自治体病院開設者協議会、全国都道府県議会議員会及び全国都道府県知事会等の連名により、所要額が確実に確保されるよう国へ要望書が提出されているところであります。

本県においても、国における今後の動向について情報の把握に努めていきたいと考えております。

続きまして、県立病院のあり方検討会部会において県立病院の独法化を求める県の発言についてにお答えいたします。

第4回検討部会において厳しい県の財政状況を説明いたしました。また、県立病院が独立してやっていけるような体制を組む必要がある旨の発言をいたしました。これは、県が適切な繰出金を負担した後は、病院事業として自律的な経営が可能となる体制を構築してもらいたいとの趣旨で発言したものであります。

県立病院のあり方に関する県の方針は、医療審議会の答申を踏まえ、知事が決定することとしております。

続きまして、県立病院長の要望についてにお答えいたします。

本年9月に開催された第2回沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会において、県立病院長ヒアリングを実施し、県立病院経営の問題点など各病院長の意見を確認しております。

主な意見を整理いたしますと、県立病院の医療機能は、原則として維持すべきであること、院長及び病院事業管理者の権限が弱く、人事、予算に関する病院事業局との協議に時間がかかり過ぎること、精神保健福祉士など専門職種の人材確保が困難であること、事務部門の強化が必要であること、また、宮古・八重山病院における医師等医療従事者の確保が困難であること、離島における人件費負担が大きいこと、全部適用

への移行については、一部適用時と比較して現時点で大きな改善は認められないこと、経営形態の審議に当たっては、現在の医療機能が継続できるかについて慎重な検討を求めることなどであります。

同検討部会におきましては、このような病院長の意見を考慮しつつ審議が行われているところであります。

続きまして、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の、県立浦添看護学校を政策的に県立病院の看護師を養成する機関とすることについてにお答えいたします。

県は、看護師不足の現状を踏まえ、浦添看護学校で80人定員の3年課程の新設を行うなど、浦添看護学校を管理運営するほか、民間養成所に対して運営費の補助を行い看護師の確保を図っているところであります。

しかしながら、看護師養成所については、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」により、特定の医療機関に勤務することを入学の条件にすることや特定の医療機関に勤務しないことを理由に不利益な取り扱いをしないことが規定されており、特定の医療機関における看護師確保のための運営は禁止されております。したがって、県立浦添看護学校を県立病院の看護師を確保するための機関として運営することはできないものと考えております。

県としましては、看護職員の確保について、看護師養成も必要であります。離職防止と再就職の促進を図ることも肝要であると考えており、ナースセンター事業等を推進しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 医療行政についての御質問の中の、追加費用に対する財政措置についてにお答えします。

病院事業が負担する共済追加費用については、総務省の繰入金通知に基づきおおむね3分の2が一般会計から繰り入れされております。

共済追加費用を含めた繰入金のあり方については、今後、関係部局による県立病院の抜本的な見直しの中で議論を進めていきたいと考えております。

続きまして、病院事業の費用増加についてお答えします。

平成14年度の診療報酬マイナス改定以来、平成14年度と19年度を除き費用の伸びが収益の伸びを上回っております。そのため、収益確保を図ることとあわせて

費用の徹底的な削減を図る必要があります。

費用の削減については、診療材料費及び薬品費縮減プロジェクトの推進、DPCデータ分析プロジェクトの推進、電気契約の見直しや省エネ活動等によるエネルギー費用の縮減などに取り組むことにより病院事業の経営改善に努めております。

続きまして、県立宮古・八重山病院における離島増嵩費についてお答えします。

離島の地域性から増嵩する経費として、職員の特地勤務手当や準特地勤務手当等があります。平成20年度では、宮古病院は約2億4000万円、八重山病院では約2億5000万円となっております。

離島増嵩費については、病院事業を運営していくために必要な経費ではありますが、病院事業の自助努力のみで補てんすることは困難であります。

今後、関係部局による県立病院の抜本的な見直しの中で、総務省の繰入金通知に基づかない基準外を含めた繰入金のあり方についても議論を深めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育行政についての御質問で、県立高等学校の寄宿舎についてお答えいたします。

県立高校の寄宿舎は、住居が遠隔地のため自宅通学が不便な生徒に生活の場を提供するとともに、規律ある共同生活をする中で社会性と協力心などを養う場とすることを目的に整備された施設であります。

寄宿舎のクーラーについては、食堂など共用部分については公費で整備していますが、入寮生の各個室につきましては、受益者負担により各寄宿舎で必要に応じて設置されている状況であります。

次に、八重山高等学校と八重山農林高等学校の寄宿舎についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、昭和56年度以前に建築された老朽化した建物については順次改築を行うこととしており、寄宿舎につきましても同様であります。

八重山高校の寄宿舎につきましては、昭和53年度に建築されてから30年が経過し老朽化している状況であることから、年次的に改築ができるよう計画しているところであります。

また、八重山農林高校の寄宿舎につきましては、昭和57年度の新耐震基準後に建築された建物であり、今後、改装・改修の必要性について検討していきたいと考えております。

県教育委員会としましては、快適で充実した学習環境を確保するため、今後とも教育施設の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、海外留学生派遣の推移と予算等についてお答えいたします。

国際性に富んだ創造性豊かな人材の育成を図るため、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団において、高校生、大学生、社会人等を対象に留学生派遣事業を行っております。

過去５年間の留学生の人数の推移は、平成15年度93人、16年度90人、17年度81人、18年度80人、19年度67人となっております。

また、予算の推移は、平成15年度約２億4900万円、16年度約２億3300万円、17年度約２億400万円、18年度約１億9100万円、19年度約１億5500万円となっております。

県教育委員会としましては、平成21年度は84人の派遣を計画しており、引き続き100人の海外留学生派遣に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは、畜産行政についての御質問で、指定生産農場の認定基準等についてにお答えいたします。

沖縄県アグーブランド協議会では、アグーブランド豚の平成24年度における出荷目標を４万5000頭に定めております。そのため、指定生産農場の１戸当たりの出荷目標を年間300頭から１万頭としております。300頭としたのは、計画生産が可能で農家所得350万円を確保すること、また１万頭としたのは大規模農場の生産の上限を定め、ブランドの希少性を確保するものであります。

アグーの飼養戸数は、現在42戸で、そのうち指定生産農場は７戸、指定されていない農場は35戸となっております。

なお、指定生産農場の認定については毎年更新することになっており、生産状況等を踏まえ認定を拡大していくこととしております。

同じく畜産行政で、アグーブランド豚の表示についてにお答えいたします。

アグーブランド豚は、アグーの雄と西洋豚等の雌を交配し生産されております。そのため、子豚の体毛は黒または白等となっておりますが、アグーの持つすぐれた肉質特性は確保されております。

このようなことから、協議会としてはアグーブラン

ド豚を認証シールで表示し、消費者に広く周知するよう検討していくこととしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 離島行政についての関連で、組織改編による財政効果についてお答えをいたします。

今回の支庁組織の改編は、簡素で効率的な組織体制を構築するために行うものであります。支庁の内部組織が本庁各部の出先機関となることにより、人事や予算の総括事務が本庁各部の主管課において処理されることや、庶務事務の集約化に伴い、現時点で両支庁合わせて約17名の職員の減を見込んでおります。

そのことから、一般財源における財政効果として年間約１億円を見込んでおります。

続きまして、地方分権についての認識についてお答えいたします。

平成８年に県が支庁長の権限を強化した時点におきましては、まだ制度として機関委任事務制度が残っております。市町村は県知事の指揮監督を受けるという上下の関係にありました。

しかしながら、平成12年の地方分権一括法の施行による機関委任事務の廃止等に伴い、県と市町村の役割は対等・協力の関係となっております。

さらに、現在、第２期地方分権改革が進められ、これまでの国と地方自治体、市町村と都道府県との役割分担を見直し、効率的な行政システムの構築が検討されているところであります。

市町村と都道府県の役割分担については、住民の利便性の向上、地域の活性化等の観点から、地域における行政サービスは、住民に最も身近な総合的な行政主体である市町村が主役となって担い、県は広域にわたるもの、その規模または能力において市町村が処理することが適当でないものなど、広域的・補完的な役割を担うことが求められております。

県としましては、このような地方分権の流れも踏まえ、支庁組織の改編を提案しているところであります。

続きまして、地域完結型の支庁組織についてお答えをいたします。

地方分権型社会の今日にあっては、住民に最も身近な総合的な行政主体である市町村が主役となって、地域完結型の行政を担い、県は補完的な役割を担うことが求められております。

このようなことから、県の役割を考えた場合、総合

出先機関としての支庁を設置するのではなく、本庁各部直結の個別出先機関とすることにより、効率的な事業執行体制の構築を図ることが必要であると考え、支庁組織の改編を提案しているところであります。

県としましては、今後とも行政サービスの向上に努め、離島振興のための重要施策を着実に推進していきたいと考えております。

続きまして、支庁長の権限拡大についてお答えをいたします。

県行政においては、基本的に本庁機関で企画・立案等を担い、出先機関は執行等を担うものであります。そういったことからその機能や役割は分担されております。

支庁長は総合出先機関の長として、宮古・八重山圏域における事業執行を推進する役割を担っており、本庁部長と同様の権限を与えることは適当でないと考えております。

庁議におきましては、県民のさまざまな利害が対立する事案について、それぞれ専門領域を所掌・統括する本庁各部長が県全体のバランス等も考慮し、意見交換を行い、最終的には知事が総合的な観点から事務執行の方針を決定することとなっております。

したがって、圏域における総合出先機関の長としての支庁長が庁議に出席する必要性は乏しいものと考えております。

議会につきましても、県行政の各課題に対して、本庁各部長がそれぞれの専門分野において全県的な観点から答弁を行う必要があり、支庁長が議会に出席することは適当ではないと考えております。

○比嘉 京子さん 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時36分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん では再質問をさせていただきたいと思います。

最初に、宮古・八重山の支庁長廃止について御質問いたします。

まず、これまでに陳情者27件、これはもう宮古・八重山だけではなく、沖縄市町村長会、それから離島振興協会と全県的な組織も入っておりますが、きのうの奥平一夫議員への答弁によりますと、地元の一定の理解が得られていると考えているという御答弁がありました。今のような陳情者についての説明はされたん

でしょうか。また、理解は得られたんでしょうか、お聞かせください。

それから、県議会におきまして、これまで支庁長を存続させ、部長級に拡充すべきだということも含めて陳情を全会一致で採択をして、知事に送付をいたしておりますが、知事はその議会の権能に対してこれは軽視することになりませんか。お聞きします。

それから、離島振興の中の地域完結型の総合調整機能についてお聞きいたします。

まず、元来の行政組織編成の目的は、権限を十分に与えるということであったはずなんですが、調整機能を十分発揮できるような権限を与えなかった。それを廃止をする前に、まず権限拡大を地元は求めているわけですが、それが先ではないかと。後先が違わんじゃないかというような意見に対してどうお考えでしょうか。

それから、沖縄県の事務決裁規程に照らし合わせて総合調整機能を持つ支庁長が廃止されて、単なる連絡調整機能は確かに持つでしょう。しかし、事務所長が配置されることが明らかなわけですから、行政機能は確実に低下するというふうに地元は考えているわけでありまして。行政サービスが低下しないということの担保ですね、その保証を示してください。

それから、危機管理の面から御質問いたします。

危機管理の面からいたしますと、いわゆる災害時の問題、それから大型のインフルエンザ等の病気の問題、それから言ってみれば国境管理の問題ですね。そういうことからすると、統括監クラスということで、決裁能力というのが本当に十分果たしてできるのかということの御質問をいたします。

それから部長級の配置でございますけれども、今私は、地元紙にも多少載っておりますけれども、200名の職員を抱える部長級の八重山支庁長、宮古支庁長を廃止する以前に行革としてやるべきことがあるのではないかとということが地元紙にも載っておりますので、その点について順番が違うのではないかとという反論に対して御意見を伺います。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時40分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○比嘉 京子さん 県立病院の問題は、やはりどこまで県が繰り入れをするかという問題に尽きるだろうと思うんですね。

今、県の見解をお聞きしたいことは、県の予算の範

困の中でいうと精いっぱいだという認識はずっと皆さんが示されておられますが、客観的に見て今の県立病院の担っている内容にこの繰入額が果たして十分だとお考えかどうか、その点についてお聞きしたい。

現在70億ほどの繰り入れがありますが、もう1点はですね、国からの交付税はどれだけを占めているんでしょうか。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時41分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○比嘉 京子さん 知事はさきの答弁で、県立病院を大変評価をされ県民の財産であると言われました。この財産を守るために、今とても知事のリーダーシップと英断が求められている。先ほどの件は総務部長にお聞きしたいと思います、財政の面はですね。

そして今回は知事にお聞きしたいんですけれども、この財産にどれだけの資金を投ずることを知事はお考えなのかということが、今県民の大きな注目でございますので、ぜひアバウトでもいいですからお示しをいただきたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○比嘉 京子さん それから留学制度ですけれども、国と県を合わせての人数ではないでしょうか。県単独の人数なのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

それからもう1点は、人数、予算とともに、知事になられてから減ってきていると思うんですけれども、今後仕切り直しはどのようにお考えでしょうか。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○比嘉 京子さん 済みません。もう最後になりましたが、アグーですね。

アグーは、基本的なアグー同士をかけ合わせたものがアグーですね。アグーと西洋豚をかけ合わせたものがアグーになっているわけなんですね。このことに対して養育日数とか、それから成熟するときの大きさ、それから販売するときの価格に違いがないかどうかお

聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時49分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 比嘉議員の再質問の中で2つだけ答えさせていただきますが、まずこの県立病院で、アバウトでもいいからどれぐらいが適正な繰入額かという御趣旨の御質問だったと思いますが、今まさにあり方検討会でこども含めてちょうど検討中であり、ぜひこの結論といいますか、意見の落ちつきを待っていただきたいと思います。

ただし、はっきりしているのは、現状のまま推移していけば経営上なかなか難しい事態になるなという、これも事実としてであると認識いたしております。

次に、この海外への留学派遣について、知事の公約とは逆に減っているのではないかと、まさに御指摘のとおりでこれは返す言葉もないんですが、これから2年間、公約どおりのレベルに向かって確実に達成できるように頑張ってもらいたいと思います。全体に予算が減少されている中で、国庫分が実は減っております。ですから、これはまた教育長と一緒に頑張って確実にふやしていけるように21年度、22年度、公約どおり達成できるように頑張ってもらいたいと思います。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それではアグーに関しての再質問で、アグーと普通の豚との違いについてお答えいたします。

普通豚といいますと、主に西洋豚と言われておりまして、例えばランドレースとか大ヨークシャーとかそれからデュロックという豚がございますが、大人の成体重にしまして、約230キログラムです。1回の出産頭数が11頭から12頭ぐらいでございます。

それから、アグーにつきましては、成体重が110キログラムということで、西洋豚の約2分の1でございます。それから、1回の出産数は5頭から6頭というふうになっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 比嘉京子議員の再質問にお答えをいたします。

これまでにかなりの方々から陳情要請があって、それについての問題は解決されたのかという部分と、それから地元の理解は得られているかという部分、あとは危機管理の問題、関連しますので一括してこの分については答弁させていただきます。

県は、昨年支庁改編に向けて準備を進めてきたところでございますが、かなり関係団体からの要請がございまして、その対策を講じ、ことしの8月、10月に説明会を開催して地元の理解を得てきたところでございます。

問題点としましては、1つ目には支庁の改編に伴いまして行政サービスが低下するのではないかなという部分がございますけれども、今回の支庁改編につきましては本庁関係各部と直結させた各執行機関の事業執行の迅速性や業務執行の専門性の向上を図り、執行体制を着実に進めるための組織改編であるということで、行政サービスの低下はございませんという説明をしてございます。

それから、自然災害等に対する危機管理体制の低下への懸念でございますが、これにつきましては自然災害等に対する危機管理体制の低下についての懸念は、沖縄地域防災計画で定められた組織、沖縄県災害対策宮古地方本部、八重山地方本部において必要な情報収集や連絡調整機能を担うことにしてございまして、これは部長クラスであっても統括監であっても組織的な体制に変わりはないというふうに理解をしてございます。

あと、工事請負費に係る予算執行権限の縮小に対する懸念でございますが、これにつきましては工事請負費に係る支庁長の予算執行権限の縮小に対する懸念について、出先機関の長の予算執行権限の強化を図りまして、支庁長の予算執行権限の1億5000万円を縮小させることなく対応したいということで説明をし、一定の理解は得られたものというふうに考えております。

あと、県議会が陳情を採択しましたことについてどうかということでございましたけれども、県議会の意思、陳情採択による意思については十分尊重すべきものであるというふうに理解をしてございます。

しかしながら、現在の地方分権の大きな流れの中、また、県の財政が4年間で1260億円も不足するという部分。あと、そういう形からしますと、どうしても行財政改革をして、県全般の施策を継続的に実施していく必要があるという観点からしますと、一般財源の確保はどうしても必要でございます。

今回の支庁の改編につきましては、基本的には県庁組織内部の改編でございまして、それによって地元のサービス機能の低下がないということと、あと当該見直しによりまして、年間約1億円程度の一般財源の節減が可能であるというふうに考えておりまして、そういうことで提案をさせていただいているということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

次に、総合調整機能と地域完結型の部分でございしますが、実は平成8年に支庁改編して部長クラスを置いた時点では、総合調整機能を与えるつもりでございました。しかしながら、県の重要な施策、企画・立案等に係る部分についてはどうしても本庁の各部局長が担うということがございまして、結果としまして現在の両支庁長は、総合調整機能を発揮することができなくて、連絡調整機能に終わっているというふうに認識をしてございます。

それから、地域完結型の支庁組織についての部分でございしますが、地方分権型社会の今日におきましては、住民に最も身近な行政主体である市町村が地域における総合的な施策を展開すべきであるというふうに考えております。

そういう観点から、市町村の合併等々で本土各県におきましては市段階の大きな地方の行政主体ができつつあるということは認識されていることだと思います。したがって、そういう業務については、基礎自治体である市町村が担うべきだというふうに考えておりまして、県は広域的な部分それから連絡調整、そういった部分を担うことが適当であろうというふうに考えているところでございます。

それから、部長級の職員200人以上を抱えた支庁長の職を廃止する以前に何かできることがあるのではないかなという御意見でございますが、先ほど申し上げましたように、実は当初平成8年度におきましては、各地域でそういう総合調整機能が担えないかなというふうに考えたわけでございますが、先ほど申し上げましたように人事とか予算とか、そういう企画・立案、総合的な観点からしますと、本庁各部長がそういう機能は担っていらして、支庁長についてはそういう機能が担えないという観点から、本庁と出先機関を効率的に事業執行のために再編したいという観点から、今回の支庁組織の再編を提案しているものでございます。

以上よろしく御理解を賜りたいと思います。

あと、病院事業の繰り出しについてでございますが、病院事業会計の繰出金につきましては地方公営企業法の規定等に基づき、救急医療の確保に関する経費

など所要額を一般会計から繰り出しているところがございます。

具体的な繰出額につきましては、平成19年度決算で見ますと、一般会計からの繰り出しが約71億円でございます。それにつきまして、交付税の措置が約25億円という形になっております。率にしますと、交付税が34.9%という形になります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん 宮古・八重山の支庁長について、今の御答弁に対して、いわゆる10名以下の何れ所もある部長クラスが配置されておりますよね。漁業振興基金、保健医療福祉事業団、雇用開発促進、さまざまありますが、そういうところが先ではないですかと。宮古・八重山の切り捨てが先ですかということが地元から大きく上がっています。

質問いたします。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 比嘉議員の再々質問にお答えをいたします。

10名以下の部長クラスが配置されているところが先ではないのかという御質疑がございましたけれども、それにつきましては、そういう必要性がないところにつきましては、鋭意下げているところではございます。

ただ、先ほども議員がおっしゃいました機関につきましては、実はその組織内部だけの話ではなくて、対外的な——例えば調整業務等々を県を代表する組織、または組織を代表して調整する必要があるという観点から、部長クラスが配置されているというふうに認識をしております。

今回の支庁組織の再編につきましては、効率的な組織運営という観点から、一応県庁の企画・立案、総合調整機能を担う各部局にそれぞれの出先を直結させた方が、県庁内部の組織運営については非常に効率的ではなからうかという観点が1点と、それが今喫緊の課題となっております行財政改革にも大きく寄与するんじゃないかという観点から、行財政改革プランに取り組みまして実施をするものでございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時24分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 こんにちは。改革の会の平良です。一般質問を行います。

1、まず観光行政について。

(1) 沖縄型ニューツーリズム形成促進事業についてですが、観光・リゾート産業については、県経済を力強く牽引するリーディング産業として、将来の1000万人を目指して施策を展開していると思いますが、沖縄県では2008年から沖縄の美しい自然環境と豊かな伝統文化を生かした新たな旅行形態を創出しようと、沖縄型ニューツーリズム形成促進事業を始めました。観光客の多様なニーズの変化に対応を図るとともに、近年における全国的な旅行トレンドに的確な対応を図るため、新しいかつ沖縄ならではの独自の資源、自然環境、風土、ホスピタリティを利用・活用した旅行形態を創出及びブランド形成を図り、新規マーケットの開拓につなげる旅行形態を模索していくわけですが、ロングステイツーリズム（長期滞在型旅行）とエコツーリズム（環境観光）に重点を置き、事業実施を進める計画であると聞かされております。

以下の点をお聞きます。

ア、この事業の優先すべき対応策、課題は何か。

イ、戦略ポイントはどのようなものか。

ウ、今後の事業計画の流れをお聞きいたします。

(2) 点目に、観光立県としての歩道の維持管理についてお伺いいたします。

車社会に依存する本県の観光は、道路の果たす役割が他県よりも重要視されているのは当然でありましょう。その観点からも整備は進んでいると理解しております。しかし、歩道の維持管理面に対しては多くの県民から指摘をされております。国道・県道を初め市町村道において歩道が通行できないほどの雑草が生い茂り、車道を歩行している状況が多々あるとのことであります。

特に花壇植栽スペースを設けている歩道において、雑草の育成を助長していることになっている状況のところもあるようです。道路建設促進は大変いいことではありますが、維持管理が行き届いていない状況はいかなるものか。

以下の点をお聞きます。

ア、つくりっ放しの状況の中、歩道の維持管理の状況は適切に行われているのか。

イ、特に植栽スペースの管理状況はどうなっているのかお聞かせ願いたい。

(3) 点目、ふえにふえ続けているレンタカー会社につ

いてお伺いします。

ア、低額料金にて観光を楽しむ手段としてレンタカーが人気を呼んでいるのは御承知のとおりですが、このレンタカーがふえることにより本県に与える影響力を聞かせてほしい。

イ、そして経営するレンタカー会社は何社であるのか。

ウ、その会社の本店所在地を県内・県外別に数字で示してほしいと思います。

(4)点目、那覇空港整備についてです。

ア、沖縄観光の玄関である那覇空港は処理能力の限界が近づいております。拡張整備を進めることになっておりますが、那覇空港構想・施設計画検討協議会における滑走路増設の進捗状況について聞きたいという通告でありましたが、昨日検討協議会が開かれ、現滑走路から1310メートル沖合案と850メートル案の2つに絞られたようです。その両案の具体的な違いを説明したいと思います。

イ、また、事業完了までに要する両案の具体的な期間は何年必要か。

ウ、観光客1000万人構想は、現空港のままで可能な数字であるのかお聞かせ願います。

2、外来種生物についてですが、亜熱帯海洋性気候特有の貴重な生物が生息する我が琉球列島は、東洋のガラパゴスとも呼ばれ学術的にも注目されている地域であります。

近年、外来種生物が持ち込まれ、在来種生物の生息域の侵されている状況が日増しに大きくなっております。特に、持ち込まれたタイワンハブ、マングースは生活圏内にも入り込んできている状況であることから、以下の点についてお聞きします。

(1)、タイワンハブの実情についてです。

ア、本来の在来種のハブが最近見かけなくなっており、タイワンハブの分布が広い地域に達しております。その原因はなぜかお伺いしたい。

イ、ハブの捕獲については市町村で把握できると思いますが、その捕獲の多い場所はどこであるのか。

ウ、また血清の状態、対策は十分なのかお聞きしたいと思います。

(2)、マングース対策です。

ア、県では豊かな自然環境の保全のために、マングース対策事業で北部地域の侵入阻止及び捕獲を徹底し、希少種などの生息分布地域の回復を図る対策を講じておりますが、その成果と実質的な駆除対策はどう考えているのかお聞きしたいと思います。

イ、また、根絶に対しての考え方をお聞きしたいと

思います。

3、農業振興について。

(1)、沖縄本島はことし台風の上陸がなく、農家にとっては豊作の年になり喜んでおりますが、反面、過剰な収穫で販売が追いつかず在庫を抱えて困っている作物が幾つかあり、シークワサーがその一つであります。一時期爆発的に美容・健康の秘訣であると言われてテレビ等で紹介されたことから人気を誇り、昨年までは盗難事件まで発生するような状態でありました。また、台湾からのにせの商標登録まで行うようなこともあり、その商品価値は多大なものであります。しかし、ことしは異常なまでの豊作で農家の方々がその対応に苦慮している状況であります。

ア、そのような状況下での対策をどう考えているのかお聞かせ願います。

イ、また、加工技術についての研究等の成果などがあればお聞かせ願いたいと思います。

(2)、次に、企業組合ユーカリファームについてであります。

平成18年度に林業構造改善事業により国の補助で1億4740万円かけ、ユーカリ製品展示即売施設建設、駐車場整備を行ってきた事業で、抽出機などの一部の施設が整備されなかったことから、補助金返還をした経緯や出資法違反容疑で逮捕者が出るなど事業の成果が思わしくない。

以下の点をお聞きしたい。

ア、企業組合から名護市に施設引き渡しを申し出ていると聞かすが、その詳細を説明したいと思います。

イ、補助金の取り扱いはどうなっていくのか。

ウ、企業組合、名護市、県のそれぞれの責任の所在はどうなるのか説明を求めます。

4、高速道路料金値下げについてであります。

(1)、政府が10月末に発表した追加経済対策に盛り込まれた高速道路料金値下げに対し、県民もこの御時世の中、大いに期待し関心が高いものであります。しかし、内容がいまいち掌握できず、いつからスタートなのかなどの部分が多過ぎる。自動料金収受システムいわゆるE T Cの利用者に対して限定するとか、休日割引の上限つき乗り放題やその期間などについての内容が飛び交っております。その詳細についての具体的な見通し内容はどのようなものなのか。

(2)、値下げには高速道路会社の料金収入の減少分を税金で補てんする必要があることから、国の第2次補正予算がいつ成立するかが問題でありましょう。成立後、料金変更の手続などにある程度の時間が必要なることから、即割引とはいかないと思います。実際の値下

げまで要する期間は幾らぐらいの時間が必要なのかお聞かせ願いたい。

(3)、また、沖縄自動車道もその対象になっているのか。対象であるならば現在の割引との関係はどうなっていくのかお聞かせ願いたい。

5、沖縄県水産海洋研究センター移転整備についてですが、昭和49年建築で34年が経過し、施設の老朽化に加え周辺地域の都市化による研究用海水の水質低下など研究環境は著しく悪化しており、新たな研究ニーズや先進的な研究開発に対応するためにも現在地からの移転整備が必要であるとの沖縄県の認識であります。その移転先に琉球大学熱帯生物圏研究センター、また沖縄県栽培漁業センター、さらに海洋生物の研究・飼育技術ではトップクラスの沖縄美ら海水族館が隣接し、それらの関係機関が連携することにより水産海洋研究の相乗効果が期待できる最適な条件を有しております本部町沿岸周辺に移転計画したらどうでしょうか。

本部町は、古くから暮らしの中に海とのかかわりが深く、海の恩恵を受けて栄えてきた歴史があり、昭和50年には、「海—その望ましい未来」をテーマに沖縄国際海洋博覧会が開催されるなど、水産海洋研究の適地として世界各国から注目を浴び、着実にその成果を遂げてまいりました。沿岸域には県内でも恵まれた水産資源を有し周辺離島への交通の利便性が高いなど、水産海洋研究センター機能拡充への期待が大きく広がると確信しますが、知事の御見解を賜りたいと思います。

6、全国高校総合体育大会についてですが、2010年に開催される高校生最大のスポーツの祭典、インターハイまであと2年を切りましたが、27市町村で開催される28競技の成功に向け関係団体との連携を強化し、ハード・ソフト両面での準備を本格化させていると思います。全国を一巡する大会になることから、沖縄らしさを強調する大会にしてみたいと思いますが、以下の点をお聞きします。

(1)、大会に向けた諸準備の進捗状況。

(2)、選手、監督、応援者を含めどの規模の大会になるのか。

(3)、真夏の大会であるが、暑さ対策はどう講じていくのか。

(4)、27市町村での開催だが、宿泊施設は大丈夫か。

以上の点をお聞かせ願います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 平良議員の御質問にお答え

いたします。

まず第1に、外来種生物についての御質問の中で、マンガースの駆除対策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県は、ヤンバルクイナなど希少野生動物の保護を図るため、ヤンバル地域におきましてマンガースの捕獲を平成12年度から実施いたしております。ヤンバル地域のマンガースは、平成26年度までに根絶する計画であります。その実現のため、平成18年度にマンガースの北上防止さくを設置し、防止さく以北の林内におきまして捕獲の徹底を図っているところでございます。

沖縄県といたしましては、世界自然遺産の候補地の一つでもありますヤンバル地域の生態系を保全するため、マンガース対策事業を継続して実施していきたいと考えているところでございます。

次に、沖縄県水産海洋研究センターに係る御質問にお答えいたします。

水産海洋研究センターにつきましては、次期水産試験研究推進構想案と当構想案に基づく施設整備の基本的な考え方を取りまとめたところであります。これを踏まえまして既存の水産関係研究機関等の役割分担の検討も含めまして、第三者で構成します委員会において現在審議が進められているところでございます。

県といたしましては、これらの審議結果を踏まえつつ、移転先については試験研究に必要な海水の確保、調査船の係留及び用地取得の容易さなどなどを総合的に勘案をし選定していく考え方でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 観光行政に関する御質問の中で、沖縄型ニューツーリズム形成促進事業の優先すべき対応策・課題についてお答えします。

沖縄県では、質の高い体験滞在型観光の実現を目指して、今年度より新たに沖縄型ニューツーリズム形成促進事業に取り組んでいるところであります。

ニューツーリズムは、エコツーリズム、ヘルスツーリズムなどの地域資源を活用した新しい旅行形態を総称したものであり、沖縄県としましては、豊かな自然環境を活用したエコツーリズムを拡充すること、また長期滞在を促す沖縄型ロングステイツーリズムを確立することを優先して取り組むこととしております。

課題といたしましては、対象となる客層など新たなマーケットの把握や長期滞在を促す魅力的な体験滞在

型メニューの拡充が挙げられます。

次に、沖縄型ニューツーリズム形成促進事業の戦略ポイントについての御質問にお答えします。

沖縄型ニューツーリズム形成促進事業の戦略ポイントとしましては、県内の観光業界と連携し、シニア層や富裕層などマーケットを絞り込んだ魅力的な旅行商品を開発することや、これらのマーケットに直接訴えかける効果的なプロモーション活動の展開、情報発信の強化などが挙げられます。

開発している旅行商品の具体的な一例を挙げますと、沖縄伝統食材を生かした食事とヨガ、琉球舞踊などの運動プログラムを組み合わせた美容・健康プランや、温暖な気候を生かしたゴルフレッスンプランなどがあります。

次に、沖縄型ニューツーリズム形成促進事業の今後の事業実施計画についてお答えします。

今後の事業計画につきましては、開発された新たな体験滞在型旅行商品「沖縄型ロングステイツーリズム」が12月中旬に発売されることとなっており、各種メディアを通じて積極的なプロモーション活動を展開してまいります。また、エコツーリズムにおいては、沖縄県が推奨する優良なエコツーリズムプログラムをウェブサイトにより効果的に広報してまいりたいと考えております。

次に、レンタカーの増加による県内への影響についてお答えします。

レンタカー観光の広がりには、従来観光客が立ち寄らなかった地域へ観光客の入り込みを誘発し地域住民との交流がふえ、地域産業の育成や経済の活性化及び沖縄観光の魅力の多様化、拡大などにつながっていくものと考えております。一方で、平成16年度に沖縄県が実施しました「レンタカー観光調査報告書」によりますと、地域の集会場や個人の敷地内への無断立ち寄り、ごみの持ち込みなどが指摘されております。

沖縄県としましては、市町村や観光関連団体と連携して観光客に対するマナーの啓発に努めてまいります。

次に、県内のレンタカー会社の数及び本店所在地の県内外別の状況について、関連しますので一括してお答えいたします。

沖縄総合事務局の「業務概況」によりますと、平成20年3月のレンタカー事業者数は290業者、うち県内事業者数は277業者、県外事業者数は13業者となっております。

次に、観光客1000万人構想と那覇空港についてお答えします。

国と県が実施している「那覇空港の総合的な調査」において、那覇空港は、2010年度から2015年度ごろには、夏季を中心に航空旅客需要の増加に対応できなくなることが予想されております。そのため、沖縄県としては、那覇空港の1日における航空機離発着時間帯の有効活用及び5月、6月などのボトム期の誘客促進により、那覇空港利用客の活用の最大化を図ってまいります。また、離島空港の活用による国内外からの離島直行観光の推進及びクルーズ船の誘致推進などにより、入域場所・手段の分散化を図り、本県への持続的な観光客数の伸びを確保していきたいと考えております。あわせて、自然環境の保全に配慮しながら、魅力ある観光地づくりを推進するほか、新たなマーケットの開拓や東アジアを初めとする海外からの戦略的な誘客活動などにより、観光客年間1000万人の誘致を目指してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 観光行政についての御質問の中の、観光立県としての歩道の維持管理の状況及び植栽スペースの管理状況について、関連しますので一括してお答えいたします。

観光立県である沖縄県の歩道の維持管理は、歩行者の安全性や快適性の確保のほかに、良好な景観形成を図る上で大変重要であると考えております。中でも、除草については年4回程度必要と考えていますが、厳しい財政事情のため観光地へのアクセス道路等の除草を優先的に行い、その他の道路については雑草の繁茂状況を見ながら対応しているところであります。

また、道路整備に当たっては、植樹帯から植樹ますへの変更や防草シートの設置による雑草の抑制など、維持管理負担を低減する工夫を行っているところであります。

なお、道路の除草や清掃などの環境美化については、通り会や学校等の186団体、約4400名のボランティアの支援もいただいております。

県としましては、今後とも地域ボランティアの拡大を図りながら観光立県にふさわしい適正な道路管理に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 観光行政についての御質問で、那覇空港滑走路増設に関しまして、1310メートル案と850メートル案の比較についてお答えいたしま

す。

昨日開催されました那覇空港構想施設計画検討協議会において国から示されました説明書によりますと、1310メートルと850メートルにつきまして、まず工期ですけれども、1310メートルが約7年、それから850メートルが約8年ということで、1310メートルの方が1年ぐらい工期が短くなっております。

それから概算事業費でありますけれども、1310メートルの方が約1900億円、それから850メートルの方が2000億円ということで、これも100億円ぐらい1310メートルの方が安くなっております。

それから、1310メートルの場合は瀬長島及び大嶺崎周辺区域への改変は生じませんが、850メートルの場合は瀬長島の改変は生じませんが大嶺崎周辺区域については一部改変が生ずるおそれがあります。

また、自然環境につきましては、1310メートルの場合、サンゴ礁生態系について影響は850メートル案に比べ大きいということになっておりますが、干潟生態系への影響は小さいということになっております。

これらの比較結果につきましては、12月15日からPⅠが開始されますので、そのときにこういうパンフレットで（資料を掲示）県民の皆様提供することになっております。

同じく那覇空港に関しまして、那覇空港拡張整備に要する期間についてお答えいたします。

那覇空港の拡張整備については、現在、構想段階PⅠ等、事業化に向けた条件整備を行っているところであり、現時点で事業完了までの期間については具体的に示されておられません。

なお、整備主体である国の検討結果によると、環境アセスメントなどの手続を除く工事期間だけでも、先ほど申し上げましたように7年から8年要するとのこととであります。

次に、高速道路料金値下げについての御質問で、追加経済対策による高速道路料金引き下げの内容と開始時期、及び沖縄自動車道の割引との関係についてお答えいたします。関連しますので一括してお答えいたします。

国の追加経済対策による高速道路料金引き下げの具体的内容については、まだ正式に決定されてはおりません。

国土交通大臣の発言等によりますと、現在ETC車を対象に行われている時間帯別の割引に加え、今回の追加対策で全時間帯に割引を広げるということとあります。また、土・日、祝日につきましては、ETC車のうち乗用車について大幅に料金引き下げが実施され

る予定となっておりますが、その開始時期等については未定となっております。

沖縄自動車道については、現在特別調整費の補てんにより3割程度の本県独自の割引が行われているほか、他県と同様にETC車を対象にした時間帯別の通常の割引及び「安心実現のための緊急総合対策」による割引が実施されております。

追加経済対策の沖縄自動車道への適用については、今後国等と協議してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 外来種生物についての御質問の中の、台湾ハブの実態について一括してお答えします。

台湾ハブは、沖縄県で平成8年に名護市で生息が初めて確認され、平成18年には「特定外来生物による生態系等に係る被害を防止する法律」に基づき、輸入・飼養等が規制される特定外来生物に指定されました。

沖縄県衛生環境研究所の調査によりますと、現在、本島内の名護市、今帰仁村、本部町、恩納村の4市町村で台湾ハブの生息が確認されておりますが、生態及び生息密集地等については現在調査中であります。また、在来種ハブが減っていることは明らかになっておりませんが、同調査によりますと、台湾ハブの生息域では在来種のハブが少ないことは確認されております。しかしながら、その理由につきましてもまだ不明でありまして、現在調査を実施しているところであります。

続きまして、血清の状態についてにお答えいたします。

台湾ハブの咬症治療につきましては、現行のはぶ抗毒素で効果があります。はぶ抗毒素は、沖縄県はぶ抗毒素支給規程に基づき、平成20年4月時点で沖縄県内54の医療機関等に配備しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 外来種生物についての御質問で、マングースの根絶についてお答えいたします。

県は、ヤンバルクイナやノグチゲラ等の希少種が生息するヤンバルの生態系を保全することが最優先との考えから、平成12年度からマングース対策事業を実施しているところであります。当面は、平成26年度まで

に大宜味村塩屋と東村福地ダムの間の北上防止さく以北のマングースを根絶することを目標に捕獲を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは農業振興についての御質問で、シークワサーの販路拡大及び加工技術の研究については、関連しますので一括してお答えいたします。

シークワサーは、近年、機能性の高い果実として生産量が増加傾向にあり、平成20年産は約3000トンが見込まれております。

県では、シークワサーの販売促進を図るため、沖縄県農水産物販売促進協議会等において、酢の物用青切りシークワサー初出荷式の開催、ジュース等加工品の販売促進キャンペーン、シンポジウムの開催などに取り組んでいるところであります。また、今月は東京都内の量販店で、来年2月には花と食のフェスティバルで消費拡大キャンペーンを計画しております。加工技術についてはシークワサーの付加価値を高めるため、独立行政法人の研究機関や大学、民間と連携し、機能性と飲みやすさを高める製造技術や殺菌技術の開発、搾汁副産物の2次加工品に関する研究などを行っております。

同じく農業振興で、企業組合沖縄ユーカリファームから名護市への施設の譲渡、補助金の取り扱い及び責任の所在等については、関連しますので一括してお答えいたします。

企業組合沖縄ユーカリファームは、理事等を刷新し事業の改善に努めてきましたが、改善計画の実施が困難なこと、事業運営資金の調達ができないことから事業の継続を断念し、平成20年10月6日に名護市長あてに施設引き継ぎ申出書を提出しております。名護市へ施設を引き継ぐ場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づき、補助金の取り扱いについて国の承認を得る必要があります。

県としては、名護市と連携し補助事業の所期の目的が達成されるよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは全国高等学校総合体育大会についての御質問で、全国高校総体の準備状況についてお答えいたします。

全国高校総体の準備状況としましては、大会期間や

競技開催市町村を既に決定しており、各競技の開催期間につきましては、今年度中に市町村実行委員会を設立の上決定いたします。また、大会運営を支える「高校生一人一役活動生徒実行委員会」も年内には設立する予定にしております。

今後は、総合開会式や各競技大会のリハーサルも実施する計画であり、平成22年度の開催に向け順調に準備を進めております。

次に、大会規模についてお答えいたします。

平成19年度の佐賀大会を参考に試算いたしますと、選手、監督のほか大会役員、補助員等を含めた大会参加者数は、県内外を合わせて約5万9000人、このうち県外からの大会参加者は約3万6000人を見込んでおります。このほか、大会期間を通じた延べ観客数は約54万人になるものと見込んでおります。

次に、大会開催時の暑さ対策についてお答えいたします。

全国高校総体は夏の暑い時期に開催されることから、熱中症を含めた暑さ対策は必要であると考えております。従来、総合開会式は午前10時から正午までの時間帯で開催しておりますが、気温等が緩和される時間帯への繰り上げ案で関係機関等と調整しているところであります。

競技種目別大会においては、平成21年度中に暑さ対策等のマニュアルを策定し、関係機関、市町村等と連携を図り、選手・役員等の健康管理に努めてまいります。

次に、宿泊施設についてお答えいたします。

平成19年10月1日現在の県内のホテル等の収容人員は約6万3000人となっており、県外からの選手等約3万6000人の宿泊については十分対応できるものと考えております。また、宿泊施設につきましては、可能な限り競技開催市町村及びその周辺地域を確保することとしております。

今後、宿泊業務を担う旅行者7社で構成する配宿センターを設置し、宿泊施設の確保を行ってまいります。

県教育委員会としましては、今後とも関係機関、市町村と連携を図り、大会開催に万全を期してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時0分休憩

午後2時4分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 再質問させていただきます。

沖縄型ニューツーリズム形成促進事業についてですが、そのエコツーリズムの部分だけではなく、地域で頑張っている方々がたくさんいらっしゃる一方で、どうも横のつながりがとれていない、そういう面ではそれを目玉にするのであれば、一つの組織をつくって横の連携をつくった方がいいと思いますけれども、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

それとレンタカーの問題ですが、これからもふえ続けていくでしょう。そういう点に関しては交通の便も渋滞もあります。何らかの規制を設けることができないのか、その辺をお聞かせ願います。

それと那覇空港の整備ですが、1000万人の構想を持っているわけですが、到底今の空港では難しい。いろんな港湾、地方空港を利用しながらやると言いますが、実質上本島に来るのが当然でありますね、那覇空港が玄関口になるのは当然であります。その計画の中で7年、8年、そしてアセスを当然入れると3年でしょうね。いわゆる11年から15年かかると言われています。その中で本当に受け入れ体制ができるのか、以前からも疑問に思っておりますけれども、自衛隊との問題、自衛隊機との問題等もありまして、きのうの新聞の中で、空域条件が整えば同時離着陸が可能だというようなことも言われておりますけれども、そういう点が本当にあり得るのかどうか、その辺をお聞かせ願います。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時6分休憩

午後2時6分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○平良 昭一君 それとタイワンハブについてでありますけれども、平成8年から平成18年までの間にかなり見つかっている。これはかなり調査が必要になると思います。両種が交配している可能性があるという点も指摘しておきたいと思います。その場合に血清が大丈夫なのかという不安が今地域であるんですよ。かなりこれまでの在来ハブが少なくなって、このタイワンハブを多く見かけるようになってきていることに対して大変懸念をしています。その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それとマンガース、天敵がいらないということでもかなりの勢いで繁殖しております。その中で根絶という形の中で取り組んでいくということでもありますけれども、果たしてその可能性があるのかどうか、できるの

かどうか。今の体制の中では難しいと思います。新たな方策を考えていかないと根絶というのは不可能だと思いますけれども、その辺をお伺いします。

それとユカリファームの件でありますけれども、1年半で断念したというのはこの事業の見込みが間違っていたと言わざるを得ないと思います。そういう面ではこれまでのかわり合い、県・国・名護市と企業組合の中でのかわり合いが十分なされてきたかというのは疑問に思います。いま一度その点をお聞かせ願います。

それと水産海洋研究センターの件ですが、いわゆる3点ほどの立地条件がありました。その立地条件はすべて整っているというふうに私は理解しております。そういう面からして立地条件がそろっているということで選択枠の一つになり得るかどうか、その辺をお聞かせ願います。

それと高校総体の件でありますけれども、大変懸念しているのは夏の大会であります。先般の駅伝の大会でも食中毒が発生しております。当然そういう面では夏の暑い時期でありますので特に注意すべき問題だと思います。民泊等の問題もかかわってくるかもしれませんが、その辺を徹底して指導していけるような状況づくりができていますのか。その点と、ポート競技の会場の整備がおくれているように聞かされておりますけれども、その辺をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時15分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） マングースの根絶に新たな方法を考えないといけないのではないかと御趣旨の再質問にお答えいたします。

現段階で、塩屋と福地以北においての分布域はまだ縮小するには至っていませんが、生息域拡大、あるいは生息数増加については抑制していると考えております。

根絶の方法としましては、平成18年度に設置しました北上防止さくが平成19年度のモニタリング調査でかなり効果が出ているという結果が出ていることから、防止さく以北につきまして現在やっています作業率の向上と捕獲努力量の増大を確保するということが必要だということの認識で、現在使用しています生け捕り式のかごわなと併用しまして、平成20年8月からは筒式わな——捕殺式わなと言っていますけれども——を

導入して、筒式わなですとわなに入った途端にマンガースが殺せる状況にあるものですから、かなり捕獲の効果が出てくるものだと考えて、その筒式わなにつきまして、その希少種の混獲とも十分配慮しながら、それを広域的に配置して捕獲の拡大に努めていきたいというふうなことを今現在やっているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 企業組合ユーカリファームに関する再質問にお答えいたします。県はこれまでどういう指導をしてきたかということでございますけれども、お答えいたします。

県はこれまで名護市と連携し、補助事業の達成について継続して指導してまいりました。企業組合ユーカリファームにつきましては、運営資金の調達が困難なこと等で事業の継続を断念し、名護市長あてに施設の引き渡しの申し入れをしております。

県といたしましては、名護市と連携して今後とも補助事業の所期の目的が達成されるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは平良議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目が、食中毒あるいは暑さ対策は大丈夫なのかということについてお答えをいたします。

台風や食中毒等の暑さ対策の危機管理マニュアルを21年度中に策定をしてまいります。今後、関係機関、市町村等との連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

2点目に、ボート競技の会場の準備はおくれているのではないかと、大丈夫なのかという御質問にお答えをいたします。

ボートの競技会場は大宜味村でございまして、競技に係る施設は県で対応することになっております。当該の村は、競技の運営を行うこととなっております。今後大宜味村と十分に連携・連絡をとりながら調整をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） タイワンハブと在来種の交配種についての御質問にお答えいたします。

平成8年から12年の間に3個体が捕獲されてお

す。しかし、それ以降は捕獲がありません。

血清につきましては、現在の血清で有効であるということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 那覇空港の空域制限の再質問にお答えいたします。

標準工期7年から8年、アセスを含めて3年としますと約10年ぐらいかかるということで、そのころ逼迫したときにどうするかということなんですけれども、先ほど観光商工部長が答弁いたしましたように、現在夏季の特定の時間帯に集中しているということでありますので、その平準化を図りながら対応していきたいというふうに思っております。

次に、水産海洋研究センターの移転整備についての再質問でございますけれども、条件はクリアしているが移転がどうかというような再質問だったと思いますけれども、これも先ほど知事から答弁いたしましたように、現在、第三者で構成する委員会において審議が進められておりますので、その辺の推移を見守りたいと思っております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 観光客100万人と那覇空港に関する再質問にお答えします。

那覇空港の航空機の離発着の時間帯とか、それから5月、6月、現在のボトム期的那覇空港の活用の拡大、それから沖縄県への入域のクルーズ船とか離島空港、そういった入域場所、手段の分散化を図って年間1000万人に結びつけていきたいというふうに考えております。

それからエコツーリズムに関しまして、現在ニューツーリズムの中でエコツーリズムとして人材育成、それからガイドブックの作成、地域コーディネーターの養成を進めております。

なお、横の連携につきましては、平成18年にNPO法人沖縄エコツーリズム推進協議会が設立されておまして、現在県内各地の77事業者が参加しております。

県としましても、協議会の組織強化を支援しながら、エコツーリズムを推進していきたいと考えております。

それからレンタカーの規制につきましては、レンタカーの規制は制度上困難であります。県としましては観光客のマナーの向上、それから交通情報の提供等

地域住民への影響を配慮しながら観光客の利便性も図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 那覇空港の整備についてですが、どうしても自衛隊機の移転それはもう考えられないものか、それが一番の手っ取り早い直近の方法だと思うんですが、その辺どうでしょうか。

それとタイワンハブについて、これは交配しているということはもう明らかになってきました。それと名護、今帰仁、本部、恩納、なぜその地域だけなのか。その辺のことを考えたことがありますか、それを聞きたいです。それとそれをどう対策していくか、その辺をお聞かせ願います。

それとマングースの件は、各市町村との連携、それをどうとっていくかが大きな課題になると思います。地域ごとに対して駆除活動を展開できるようなことがあればもっとスムーズにいけるものだと思いますが、その辺をお聞かせ願います。

それと企業組合ユーカリファームの件ですが、これは出資法違反事件で刑事・民事で訴訟が進められております。その影響はどうなっていくのか。そのまま引き継いでいけるのか。補助事業の目的は達成されてはいない。この事業改善計画書あたりをこれまで出させたことがあるのか。1年半ですからね、これ。その短期間の中で事業目的が達成されないというのは、これだけ大きな金をつぎ込んできたというのは異常です。その辺に関してもう一度お願いします。

それと水産海洋研究センターですが、選択枠の一つになり得るかということでもありますけれども、これは知事の御判断でよろしいですけれども、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時25分休憩

午後2時28分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 那覇空港の民間専用空港化についての再質問にお答えいたします。

那覇空港の滑走路増設に当たって、国は同空港を自衛隊が将来も現状のとおり利用することを前提に検討しております。このことから民間専用化を要請する考えは現在ありません。

次に、海洋研究センターについての再々質問にお答

えいたします。

県としては、現在第三者機関の審議結果を踏まえつつ、移転先については試験機関に必要な海水の確保、調査船の係留及び用地取得の容易さ等を総合的に勘案し選定していくということでありまして、その条件にかなうということであれば選択肢の一つとしては考えられます。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） マングース対策での各市町村との連携の関連での再質問についてお答えいたします。

現在、県では塩屋・福地以北を最優先に事業を推進していることから、環境省やダム事務所等との連携を行って、北上防止さく以北の駆除の事業を推進しているところであります。

地域におけるマングース対策につきましては、外来生物法や鳥獣保護法による有害鳥獣の取り扱いも含めて北部市町村等と連絡調整を行い、どのような方法があるかも含めて検討してみたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） タイワンハブがなぜ名護市それから4市町村になっているのかという御質問なんですけれども、今現在調査中ですが、どうして入り込んだかもまだ不明でございます。多分これはもうわからないんじゃないかというふうなことでございます。

あと対策なんですけれども、市町村それから自治会等とか一緒に協力いたしまして駆除作戦をやっている、捕獲をやっているという状況にあります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 企業組合ユーカリファームの事業計画についての再々質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、ユーカリファームの事業計画についてでございます。

平成19年12月29日に県からユーカリファームに対して、改善計画の提出を求めています。内容としては、組織の刷新、それから資金計画、返済の計画、それから施設の利用改善、それからユーカリ栽培の管理等についての経営改善計画を求めています。が、提出されておられません。

それから事業の遂行についてでございますが、補助事業の所期の目的が達成されるよう国及び名護市と連携し努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 タイワンハブの問題ですね、特定の地域で捕獲されている、それがなぜかわからないというのはおかしい。これはぜひ調べてもらいたい。そうじゃないと在来種がいなくなります。

その辺と、マンガースは各市町村根絶ということはまだ意識していません。その辺は伝えた方がいいと思います。

お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時35分休憩

午後2時36分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 再々々質問にお答えいたします。

マンガースの根絶について、塩屋と福地以北の北上防止さく以北について自然生態系を保護するために平成26年度までに根絶するということについては、関係市町村にはお伝えしてございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 マングースの後です。

マンガースはかわいそうなんです。あれはハブを撃退するために連れてこられて、ナー、シムサと言って。今あれだけ繁殖してしまっているんで、つらい思いがあるかと思います。

ちょっときのうの渡久地さんのモーイ親方じゃないけれども、少しはチャンプルーの話をしたいなと思ひまして、もうこの沖縄にとって重要な話でございます。

このチャンプルー文化というのは、よくごちゃまぜ文化というふうに皆さん紹介されている。これは冒頭にも僕は言ったと思うんですけれども、まだまだいろいろ議会のやりとりを見ていると、このチャンプルー精神がまだまだ残っているかなと思ったけれども、今はもう皆さん、だんだんだんだん幕の内文化になってきているなという感じがします。ごはんあんたこっち、豆腐あんたこっち、野菜あんたこっち、隣の豆腐としゃべりたいけれども壁があって話ができないみた

いな。

なぜ僕はこのチャンプルー文化の話をするかといいますと、決してごちゃまぜ文化じゃなくて、ゴーヤーチャンプルーを見ればわかると思いますが、あくの強いゴーヤー、食べたらあくが強くて苦い。ウリガンカマリナーというゴーヤーを、豆腐さんとか、ポークさんがワッタートゥ、マジュナラということになりまして、それで生かすわけですよ。だから食えないやつをどうやったら食えるようにするか、輪の中に溶け込まないやつをどうやったら輪の中に溶け込ませることができるかというのがチャンプルー文化なんです。ということは、迎え入れる優しさの文化なんですよ。これがだんだんウチナーンチュなくなってきているんですね。これはインドネシアからチャンポール、そして沖縄に来てチャンプルー、そして長崎に行ってチャンボン、そして関東に行ってちゃんこなんです。これは明らかに北上文化なんですよ。

僕は、今までのウチナーンチュというのは、島国ですからいろんな情報・物が流れてきたらこれをどうやって生かそうか、貧しい時代に。こういう文化がチャンプルー文化で、人を生かしていく文化。最近では、国の制度がこういう制度だからと、条例でそうだからということでもどうしても日本に合わないといけないというふうな流れの中で、すごくウチナーンチュは苦しんでいるのではないかなと思います。

僕らがやる仕事というのは、そのヤマトの政府をどうやってウチナーのろ過装置を使ってウチナーで生かすことができるかという、それがやはりチャンプルー文化じゃないのかなと思っています。

もう3分話してしまいましたので、早速質問をさせていただきます。

チャンプルー文化でおなじみの——沖縄市もそうなんですけれども——今、沖縄県の中心市街地がかなり打撃を受けております。これはやはりかつてあった大店舗法、これが変わってまちづくり三法になりました。まちづくり三法がかつての大店舗法に対抗するためにつくられたものだと思うんですが、今の沖縄に果たして中心市街地を守るために、中心市街地を活性化するために本当に機能しているのかどうか、県の見解を伺いたいと思います。

(2)、今後の中心市街地の再開発のあり方についてお伺いしたいということです。

次、2、沖縄県内の私学に対しての県の助成、対応について。

(1)、私学に対する県の評価はどういう評価なのかお聞かせください。

(2)、公立との交流についてお聞かせください。

3、沖縄県の交通政策について。

(1)、中南部における交通渋滞を今後どのように緩和していくのかと。

ナーファの混雑を見ていると、もう本当に大変な問題だなと思います。ある機関、平成18年の調査ですが、1600億という経済損失、マイナス経済効果というんですか、そのぐらい及ぼしている。これをどうやって緩和していくのかということにお答えください。

(2)、県道20号線沿いの駐車スペースについて。

これはどういうことかといいますと、沖縄市のゲート2があります。ゲート2から県道20号線あるんですが、このパーキングメーターがあってこれが8時までやるんですが、それ以降なぜやらないのかという説明と、そのおかげで今ゲート2がかなり大打撃を受けて、ウチナーグチで言えばヨーミ入っている状態なんです。だから、その辺をいろんな規制とかそういうルールはあるかもしれませんが、まちづくりの中で本当にどういうことを中心に考えないといけないのか、何が大事なのかということを含めてお答えしていただきたいですね。これは8時からオープンしていただきたいというのが要望です。それについて答えてください。

それと国道はオープンカフェということで、多分国土交通省も今後オープンカフェというのをどんどん推進して全国をオープンカフェ化しようというふうな流れがあったと思いますが、今の沖縄県における国道沿い、そして県道沿いのオープンカフェの許可の状況をお聞かせ願いたいということですね。

4、沖縄県のスポーツ振興について。

きょう私は、冬ですが今活躍しておりますbjリーグ「琉球ゴールデンキングス」の夏用のかりゆしウェアを着ております。これもやはり県産品ですよ。それと今bjリーグで「琉球ゴールデンキングス」がすごく調子がいいんですよ、11勝3敗。西地区で断トツのトップを切っているんですね。

こういうプロスポーツ、まず「琉球ゴールデンキングス」これはバスケットボールですね。FC琉球、沖縄かりゆしFC、そしてことしから参画しました「琉球コラソン」、ハンドボールですね。いろんなプロスポーツが沖縄県内で誕生しております。これを県はどういうふうな形で支援しているのか。それと今後はどういうふうな応援の仕方をしていくのかをお聞かせ願いたい。ヒーローが生まれるとやはり人材育成になると思うんですね。その辺はすごく重要な人材育成の一つだと思うんです。お聞かせください。

5、文化行政について。

(1)、かりゆし芸能公演の今後ということなんですが、かりゆし芸能公演というのは今県立劇場で毎週金曜日の週一回やられているんですが、これを一つの劇場だけにとどまらず、やはり観光的な意味でも沖縄全土にもう一度出前していくみたいな形で、これは場所を劇場ということにこだわるだけではなく、やはり遺産でありますグスクであるとか——次の質問に出てくるんですけども、首里城あたりでやるとかいろんなところで観光と結びつけてやっていくことによって相乗効果があるんじゃないかと思っているんですね。その辺の今後のかりゆし芸能公演の流れについて、どう県は考えているのかお聞かせください。

(2)、首里城の活用について。

それはいろんなイベントをあれは国が管理しているんでしょうけれども、県から国にもっと積極的に、ウチナーの首里城なんだからぜひ使わせてくれというような話でもっと活用してほしいなと思っています。

(3)、毎回なんですが、この前、文化予算は幾らか聞かせてくださいと言ったら、大体総予算の0.0075%これが文化予算です。これだけ文化の島と言われているところで、これだけの文化予算でやっていけるのかどうか。今後、やはりもう少し文化予算についてふやす工夫をしていかないと、今せっかくこれをやろうと思って文化的な活動をしようと思っている人たちがどんどんそこから離脱していってしまうという流れをつくってしまわないか、この工夫に対してもお伺いいたします。

(4)、これも私はすごくこだわっているんですが、世がわり400年に対する取り組み、これはやはり絶対にイベントはしてほしいと思います。来年、2009年。世がわり400年です。ぜひそれに対する取り組みについての見解をお聞かせください。

それと(5)、北谷の映画祭の県の対応、そして実行委員会の中身、予算の規模についてお聞かせください。

6、観光政策について。

(1)、世界的な金融危機に伴う沖縄観光への影響について。

沖縄県のホテルは外資系のホテルが結構たくさんあるかと思うんで、その辺の影響がもう既に出始めてはいないかというそういう影響についてお聞かせください。

(2)、沖縄観光の宣伝・告知のあり方について。

これはすごく皆さんが聞くと漠然としている感じなんですが、最近観光大使であるとか、宮崎の知事とか、今度熊本県で熊本県出身の女性タレントが宣伝部

長に就任いたしました。そういうことでこれからは九州各県全国的に勝負になってくると思うんですよ。そんなときに、早目に沖縄県もこれだけの文化・芸能人を輩出しているわけだから、だれかに気分よく宣伝部長を受け持ってもらおうという動きをそろそろ県もやっていただかないといけないんじゃないかということなんで、その辺のところの考え方をお聞かせください。

(3)、釣り（遊漁）の観光化について。

これは何が言いたいかといいますと、今沖縄県というダイビングというイメージがすごくあるんですが、実は沖縄県に釣りをしに来る観光客の皆さんがたくさんいるんです。本土と違ってかなりの確率で沖縄県では沖釣りで釣果が上がることと、磯釣りもまだまだいけるんですね。釣り公園という視野も含めて今後の観光化についてどういう考えをお持ちかお聞かせください。

7、基地問題。

(1)、ホワイト・ビーチのモニタリングポストは万全かどうか。聞くところによりますと、栈橋を延長のために1個を外して、もともと3個あったのが今2個だという話をうかがっております。そしてこれがかなり時間がたっているんですが、まだつけられていないという話を聞いております。これはなぜなのか、どうしてなのかということをお聞かせください。

8、県の職員研修について。

これはもう皆さん、ほかの議員の方がいるんな質問をされました。県の教職員の精神性疾患の問題であるとか、休職している状態、こういうふうな話。これは今後は僕は研修の流れがかなり変わってくると思うんですよ。なぜかという、心の病気を持ったりする職員の皆さんが今どれだけいるのか、本当にどうということとこういうことになっているのか、そしてそれをケアをする研修があるのかどうか。そういう研修の種類もしくは今後どういう研修をしていこうかということをお聞かせいただきたいと思います。これは知事部局、そして教育委員会、両方伺いたいなと思っております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城満議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、文化行政の中で、北谷の沖縄国際映画祭に関する御質問にお答えいたします。

「沖縄国際映画祭2009」は、来年3月19日から22日までの4日間、北谷町アメリカンビレッジを会場に開

催される予定でございます。

映画祭を企画する吉本興業は、「ラフ＆ピース」（笑いと平和）をコンセプトに掲げ、世界じゅうから映画人や観光客を招き、招待作品やコンペ作品の上映のほか、地域が笑いに包まれるイベントなど、多彩な内容を計画しております。

沖縄県としましては、私自身が名誉会長として実行委員会に加わっております。さらに、関係機関と連携し、沖縄にふさわしい映画祭の成功に向け、できる限りの協力をしてまいりたいと考えております。主催者等と具体的に調整を進めているところでございます。

次に、観光行政に係る御質問の中で、世界的な金融危機を伴う沖縄観光の影響についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

米国のサブプライムローン問題に端を発し世界的に景気が低迷をしております。現在のところ、沖縄観光への影響は小幅なものにとどまっております。

平成20年10月の約1カ月ちょっと前の入域観光客数は54万7000人で前年同期を5.3%上回っておりますが、韓国からの観光客数が円高などにより前年同月の約800人から半分の400人に減少するなど一部には影響が出ております。

今後、世界的な景気低迷や円高が長期化した場合、沖縄観光への影響も懸念され、楽観できない状況にあります。

特に企業関係のMICEであるとか、沖縄での大会とかが激減をする可能性、そして円高による海外からの入域観光客の激減の可能性、そして海外への旅行者の増大など、プラス・マイナスいろんな形で出てまいることが予想されますが、いろんな産業団体と一緒にしまして、今の非常に悲観的な見通しが考えられる中で、その対応そして観光客の入域促進といえますが沖縄へのキャンペーンなどなど急遽改めて展開してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 沖縄県中心市街地活性化についての御質問の中で、まちづくり三法が中心市街地のために機能しているかについてお答えします。

現在のまちづくり三法では、大規模集客施設の郊外への立地について用途地域の制限が強化されているほか、中心市街地の活性化に向けた国の施策が拡充されております。

市町村が中心市街地活性化法による基本計画を作成して国の認定を受けた場合、当該計画に基づく市街地の整備改善や商業活性化のための事業が集中的に実施され、中心市街地の活性化に大きく貢献するものと期待されます。

現在、那覇市と沖縄市が基本計画の作成に取り組んでおり、沖縄県としましてはその取り組みを支援するとともに、その他の市町村についても基本計画の作成を働きかけ、中心市街地の活性化につなげていきたいと考えております。

同じく今後の中心市街地の再開発のあり方についてお答えします。

沖縄県では、中心市街地の再開発に関連し、これまでハード事業のみならずイベントの開催等への支援、商店街の人材育成支援などソフト面の支援も行っていました。また、国におきましては、ハード面のみならず専門的知見を有するアドバイザーの派遣を初めソフト面の支援を行っているところであります。しかしながら、より効果的な中心市街地の活性化を図るためには、これらの国や沖縄県の支援メニューの活用方法などについて地元自治体や商店街、地域住民等が連携した主体的な取り組みが非常に重要であると考えております。

沖縄県内における事例としましては、うるま市安慶名地区土地区画整理事業において、地元の権利者や商業者などが協力してまちづくり会社を設立し、うるま市とも連携してイベントによるプロモーション活動を行うなど、ソフト面の取り組みを重視したまちづくりを進めております。

沖縄県としましては、このような地元自治体や商店街などの主体的な取り組みを促進しながら、中心市街地の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、沖縄県のスポーツ振興に関する御質問の中で、プロスポーツチームに対する県の対応についてお答えします。

バスケットボール、サッカー、ハンドボールなど、地元のプロスポーツチームの活躍は、スポーツの振興や青少年の健全育成はもとより、観光を初め地域の振興に大きく寄与するものと認識しております。

沖縄県としましては、県内のプロスポーツチームがホームゲームで県の施設を使用する場合、その一部の施設で使用料を減免しているほか、広報活動の支援を行っております。

今後とも、県内外に情報発信を積極的に行うなど、県内プロスポーツの支援に取り組んでまいります。

次に、文化行政の御質問の中で、沖縄国際映画祭について、予算の規模でございますが、現在聞いている予算の範囲では3.5億円、それから主催者としては吉本興業が中心となった実行委員会を組織して計画してございます。

次に、観光施策の御質問の中で、沖縄観光の宣伝、告知のあり方についてお答えします。

沖縄観光の持続的な発展を図るためには、県内の受け入れ体制の整備とあわせ、国内外の観光ニーズに対応した効果的な観光情報を発信することが重要であると考えております。このため、沖縄県では、航空会社や旅行会社などとタイアップした各種共同宣伝、マスメディアや沖縄観光情報サイト「真南風プラス」を活用した情報発信を図るとともに、沖縄観光のPRに極めて効果的な映画、テレビ番組、CMなどのロケーション撮影の誘致支援を積極的に進めております。

また、各種各界で活躍し本県のイメージアップに貢献すると認められる著名人の方々にも「美ら島沖縄大使」として、沖縄の観光・物産品などを広く内外にPRしていただいているところであります。

沖縄県では、引き続き新聞・雑誌・テレビなど各種媒体や「美ら島沖縄大使」を活用し、戦略的な誘客宣伝活動を展開してまいります。

次に、釣りの観光化についてお答えします。

黒潮の豊かな海に恵まれた沖縄の釣りは、付加価値の高い魅力的な観光メニューであると考えております。また、「日本最西端と那国島国際カジキ釣り大会」や、「全日本ビックツナフィッシングIN久米島大会」など、全国規模の釣り大会が開催され、多くの愛好家に参加するとともに、全国から注目を集めております。

県としましては、関係機関と連携し、漁業振興や環境保全にも配慮しつつ、沖縄の釣りの魅力を積極的に情報発信するなど、観光での活用を促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 沖縄県内の私学に対しての県の助成、対応についての中、私学に対する県の評価についてお答えをいたします。

私立学校は、私人の寄附財産等を基礎として設立され、建学の精神や独自の校風により運営されているという特性から、その自主性が重んじられ、特色ある教育を実践しております。

このような教育により、いわゆる難関大学等への進

学やスポーツ等における全国的な活躍を初めとし、情操教育などさまざまな面から人材育成に実績を上げており、沖縄県における学校教育の重要な一翼を担っていると認識しているところでございます。

続きまして、公立との交流についてお答えいたします。

私立学校については、建学の精神に基づき運営されるという特性や自主性が尊重されるという点で、地方公共団体が設置する公立の学校とは異なる性質を有しています。しかし、公立と私立が協力して教育体制を維持することは重要と考えておりますので、公立幼稚園の教員研修会や高等学校校長会への参加などを通じて交流を図っているところであります。

県としましては、今後とも学校教育制度において公私立が共有すべき課題について相互に情報提供等ができるよう努めてまいります。

次に、県職員研修についての関連で、県職員研修の重点項目についてお答えをいたします。

県では、「沖縄県職員人材育成方針」を踏まえ、地域全体の奉仕者として高い倫理観や広い視野を持ち、時代の変化に適応できる柔軟な政策形成能力、業務遂行能力などを育成することとして研修を実施しているところでございます。

具体的には、新採用職員から部長までの各クラスの職務に応じて公務員倫理や行政改革といった日常の業務遂行に必要とされる知識や、メンタルヘルス対策などの職場における職員の心と体の健康管理に関する科目などを実施しております。

また、特別な研修としましては、県民サービスの向上に対処するため、コミュニケーション能力向上研修や交渉力・説得力強化セミナー、クレーム対応研修なども実施しているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 沖縄県の交通政策についての御質問で、中南部における交通渋滞の緩和についてお答えいたします。

県では、骨格的な公共交通軸の形成に向けて、短中期的にはバスなどの既存ストックの活用、中長期的には軌道系システム等の検討を行うこととしております。

現在、円滑な交通の流れの実現に向けて道路整備等のハード施策だけでなく、ソフト施策として定時・定速性が確保され、利用者の利便性の向上に資する基幹バスを中心としたバス網再構築計画等に取り組んでおります。

県としては、これらの施策を着実に推進することによって交通渋滞の緩和を図っていきいたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 県道20号線の駐車スペースについてお答えします。

現在、県道20号線、通称ゲート通り一帯にはパーキングメーターを42基、パーキングチケット4基、駐車スペース20枠を設置し、午前8時から午後8時までの間運用しております。

パーキングメーター等の設置管理は、道路交通法第49条第1項において都道府県公安委員会が行うものとされております。

パーキングメーターやパーキングチケットは、駐車場不足によって路上駐車が蔓延している商業地域や、周辺地域の交通の安全と円滑を確保するため、本来駐車を禁止している道路上の規制を解除し、必要やむを得ない短時間の駐車需要に応じるものであります。

したがいまして、民間駐車場等が整備され、その収容台数も不足していないと考えられる地域においては、駐車時間の長短を問わずこれらの駐車場を利用していただくこととしております。

御質問のゲート通り一帯には、大型商業施設に附置された駐車場を初め民間駐車場が整備され、これらの駐車場の夜間における収容台数には十分に余裕があり、パーキングメーター等に比べ廉価なものも多いことから、まずは民間駐車場を利用していただくべきものと認識しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 沖縄県の交通政策についての御質問の中の、オープンカフェについてお答えします。

平成17年度に国土交通省が示した「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン」に基づき、地域活性化や都市におけるにぎわいの創出等の観点から、地方公共団体及び地域住民等が一体となって取り組むオープンカフェについては、県道上にも設置することが可能となっております。

御質問の本県におけるオープンカフェの道路占用の許可状況につきましては、現在確認をしている本格的なオープンカフェとして国道330号のコザミュージックタウン前、それから国際通りのてんぷす館前の2カ

所でございます。

県としましては、オープンカフェの設置について、相談があれば検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 文化行政についての御質問で、かりゆし芸能公演についてお答えいたします。

かりゆし芸能公演につきましては、沖縄の郷土芸能の鑑賞機会の提供、新進芸能家の育成や観光振興に寄与することを目的に、那覇東町会館にあります県立郷土劇場において平成4年度から実施してまいりましたが、那覇東町会館の老朽化による閉鎖に伴い、同施設での継続開催が困難な状況にあります。

このため、県としましては、同公演の目的である郷土芸能の人材育成や鑑賞機会の提供を今後も継続していくため、平成21年度からは実施方法・内容をリニューアルした上で開催する方向で調整しているところでございます。

次に、首里城の活用についてと世がわり400年の文化的事業について一括してお答えいたします。

現在、首里城公園においては、琉球舞踊公演や「首里城祭」などさまざまな催事が実施されております。県内には、長い歴史の中で築き上げてきた文化に関連する施設や、伝統芸能を継承する人材が豊富にあります。

県としては、これらを結びつけることにより一層の文化振興につながると考えており、広域的視点から県民の文化活動が円滑に行うことができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、1609年の薩摩による琉球侵攻から400年の歴史的事実に関連して、伝統芸能の公演など文化的事業を実施することにつきましては現段階で具体的な案はありませんが、関係機関等の動向も勘案しつつ検討していきたいと考えております。

次に、文化予算増への取り組みについてお答えいたします。

文化には、人々の生活に潤いを与え、魅力ある地域社会づくりを支える役割が期待されており、文化振興への取り組みは継続して行っていく必要があると考えております。

県としましては、文化振興への取り組みをより充実させるため、必要予算の確保はもとより、事業の効率的・効果的な実施に努めるとともに、さまざまな助成制度や企業協賛等の外部資金の活用にも積極的に取り

組んでいるところでございます。

次に、基地問題との関連で、ホワイテ・ビーチのモニタリングポストについてお答えをいたします。

モニタリングポストは、ホワイテ・ビーチ地区内の海軍棧橋及び陸軍棧橋付近と、周辺住宅地域の2カ所にそれぞれ1局ずつ計4局を設置しており、空間中と海水中の放射能レベルを計測しております。

海水中の放射能レベルは、従来、海軍棧橋2カ所及び陸軍棧橋1カ所の計3カ所で海水計による計測を実施していましたが、海軍棧橋の拡幅工事に伴い平成16年11月から1カ所が停止している状況にあります。

県としましては、放射能調査への支障はないものと考えておりますが、より一層の調査体制の確保を図るため、停止中の海水計を早期に設置するよう国に要望しているところであり、文部科学省においては再設置に向けて米軍と調整中であるとの回答を得ております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、教職員研修についての御質問で、教育委員会における職員研修についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、今日的教育課題を解決、改善していくために、理論研究及び実践力の向上と教職員としての教養の進化を図り、使命感を持った積極的な人材を育成する目的で職員研修を実施しているところであります。

内容としましては、法定研修で初任者研修、教職10年経験者研修、指定研修で教職5年経験者研修、教職15年経験者研修、職務研修、ICT研修などがあり、県立総合教育センターで実施しております。

メンタルヘルスに対する研修としましては、管理職を対象としたメンタルヘルス研修を実施しております。

また、メンタルヘルス対策としましては、スクールカウンセラーの配置、教職員の悩み相談事業、専門医によるメンタルヘルス相談事業、医師による24時間フリーダイヤル相談事業などを実施しているところであります。

県教育委員会としましては、今後ともメンタルヘルス対策の研修会の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 まず、まちづくり三法についてなんですけれども、今、沖縄市は胡屋地区、コザ地区、すごく重大な時期に来ております。

そんなときに情報として、近くの基地跡地利用、泡瀬ゴルフ場跡に大手の量販店が来るという話が来ていて、既に沖縄市の中心市街地にどの程度影響を与えるかというシンクタンクの調査も入っておりまして、数字で言えば四百七、八十億円の売り上げをします。そのうちの102億ぐらいは中心市街地から持っていけるだろうという予測がされているんですね。この102億というのは、胡屋地区1年の売り上げなんです。ということは、胡屋地区がすぽっとなくなると。これはどういうことになるのかというと、町がもう完全に崩壊してしまいます。これはまちづくり三法の中で、例えば市の問い合わせで、県は、これは法律上問題ない開発ですよということはわかるんですが、沖縄というところは日本の郊外、そして中心市街地という距離がもう全然違うと思うんですよ。沖縄市の中心市街地と郊外というのは、もう本当に車で5分ぐらいで郊外に行けるというぐらい特殊事情なんですね、島国なんですね。そんなときに僕は絶対必要なのが、まちづくり三法に沖縄県独自の広域調整をする条例を絶対つくるべきじゃないかなと思うんです。そうすると、大手量販店が来たときに、これをつくったことによってこの辺が大変になるなとか、これは今、何とかタウンとか、何とかタウンとかできていますけれども、そこからどここの店が大手量販店が撤退するという話も出てきているんです。そうすると、もともと陣取り合戦になってしまって開発したのはいいけれども、はい、こっちに新しいのができたら、はい、こっちはもうヨーミ入った。はい、こっちに新しいのができたらこっちはもうヨーミ入ったと。これはやはり明らかにそのオリジナリティーあるタウンのつくり方をしていないということと、広域調整がなされていないということなんですね。それを今後、県はやっていただきたい。

実は、平成17年に福島県の方で広域調整の条例がつけられているんですよ。だから、ぜひそれは県の執行部の方で考えていただきたいというのが1点です。よろしく願いいたします。後で下さい。

それと、私学に対する件ですけれども、私学が今これだけの人材を輩出していますよ。秋田と先生方の交流というのはすごく僕は素晴らしいことだと思いますよ、南北の交流で。ところが、全国のトップレベルですよ、沖縄の私学は。沖縄の私学は全国のトップレベル。近くにあれだけのお手本があるわけだから、公立もどんどん積極的に私学の教育内容に対し

て、教えてください、交流しましょうというふうなことがあってもいいんじゃないかなと僕は思いますね。その辺のところを教育長、どう思われますか。

これは僕の提言なんですけれども、やはりいろんな交通ルール、決まりがあるかと思うんですが、あのゲート2というのは、やはり近くに駐車場があると、音市場の方にも駐車場があって、夜中はこっちにはまだ台数空いているよと、こっちにとめればいいじゃないかというんだけれども、やはりアメリカの人たちが多いわけです。アメリカ文化というのは、乗りつけてそこで買い物をし、そこで食べてというのがアメリカ文化なので、その辺はこの文化の特徴を生かしたやはりルールというものをいま一度考えてほしい。これは僕の要望ですね。

あと、一部の施設とありましたけれども、一部の施設というのはどうも意味がわからないんですね。すべてにおいて支援しているのか。例えば、会場を使うときにこれをすべて減免にしているのか。ただにしているのかということを知らせていただきたい。

それと首里城なんですけれども、来年もうせつかく世がわり400年ですから、国に返していただけませんかと。県に移行させていただけませんかという話を、もうこのぐらいのナーギムンをもらわんと沖縄はいけないと思いますので、ぜひこれをいいお願い、もうこの400年でやらないと、来年でやらないと、次は機会ありませんので、ぜひもらいましょうよ。ついでに美ら海水族館ももらいたいぐらいなんですけれども。

それと北谷の映画祭の実行委員会の母体、主管となった機関はどこですか。それと3.5億円の予算はどこから出ているんですかということですね。

以上、お聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの玉城満君の再質問に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時19分休憩

午後3時51分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の玉城満君の再質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城議員の再質問にお答えしたいんですが、この首里城明け渡しから400年という点で、今の首里城公園、海洋博公園などを含め、例えば国から県へというような形もどうかという

ような御趣旨の御質問だったと思うんですが、この件につきましては、お考えとして受けとめさせていただいて研究してみたいと思いますのでよろしく願います。

そしてまた、400年のイベントにつきましても、こういう形が適切かも含めてこれも研究させていただきたいと思います。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは玉城議員の再質問で、私立学校との交流についてお答えをいたします。

公立の教職員が私学のノウハウを学ぶことは意義あることだと考えております。

県教育委員会では現在、県内私立の高等学校と定期的な協議会を開催し、それぞれの教育活動について意見交換を図り、連携を深めているところでございます。

今後とも、各種の研修会等を通して公立・私立の交流を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 大規模小売店舗に係る広域的な調整に関する御質問についてお答えします。

まちづくり三法では、大規模集客施設の郊外立地に関する用途地域の制限や、大規模店舗の立地する地域周辺の生活環境への配慮などが規定されております。

既存の競合する店舗等との共生を抑制する需給調整はできないことになっております。したがって、広域調整に係る条例制定は困難であります。

次に、プロスポーツの支援についての一部施設の減免についてでございますが、現在県の施設で減免されているのは、琉球ゴールデンキングスが利用しているコンベンションセンターのみとなっております。

県としましては、総合運動公園、奥武山公園などについて減免を行っていないため、今、関係機関に働きかけているところでございます。

それから、映画祭の実行委員会の状況でございますけれども、吉本興業が母体となって、沖縄県北谷町、沖縄観光コンベンションビューロー、沖縄総合事務局、マスコミ、地元北谷町の商工会等が加わって体制を整えております。

予算につきましては3億5000万でございますが、吉

本興業が多くの企業から協賛金を集めて賄うことになっております。

県としましては、できる限りの支援をしてまいりたいということで、現在実行委員会と調整中でございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 残り14秒ですが、先ほども言ったように、僕はいろんな制度とか条例があると思うんですが、この町がちょっと苦しくなる、なくなるんだというふうなことをもう少し県は受けとめて、いろんな知恵を振り絞っていただきたい。モーイ親方の話がきのう出ましたが、たくさんおられるわけでございまして。

それと最後に、これだけ聞かせてください。

モニタリングポストを2年間放置するということを今申請中でありましてという言い方は、ずっと2年間もほったらかされているということは、ウシェーられていることなんですね。だから、地位協定の改定が難しければ、県独自の基地使用協定の方向性でいろいろ考えていくのも一つの方法ではないかと私は考えております。

ついでに、宣伝部長は、今「ガレッジセール」のゴリにお願いしたらどうでしょうか。多分受けると思います。

よろしく。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時56分休憩

午後3時57分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 どうも皆さん、こんにち。當間盛夫でございます。

中川京貴君は後でございますので、どうぞよろしくお願いをします。

今、玉城議員からもありましたように、ぜひ来年は薩摩侵攻も400年ということですので、いろいろと管理運営費関係がどうなのかなというところもあるかと思うんですけれども、首里城というのは、我々琉球王国のシンボルでもあったわけですから、ぜひ首里城とともに、また美ら海水族館も譲渡してもらえればいいのかというふうにも思っています。

知事、それと、今土曜日の朝6時45分から「琉神マブヤー」というのをやっているんですよ。これは赤嶺

昇議員のお子さん——小学生のお子さんがいるんですけれども——が昇議員に、お父さん、デーじになっている、「琉神マブヤー」が終わるという話があったらしくて、「琉神マブヤー」、知事、御存じでしょうか。県産品なんですよ、県産品。

今からちょっと説明もしますんでね。ニライカナイからやってきた魂の戦士、「琉神マブヤー」というのがありまして、これも先ほどマンガースの話もあったんですけれども、そのキャラクターが「ハブデービル」、それと「オニヒトデービル」、「マンガーチュ」、それと「クーパー 1 号・2 号」ということで、全部県産品でやっているところでもありまして、まさにきのうも上里議員からデザインのものがあったんですけれども、沖縄で県産品というのはただそういうものということではなくて、そういうマブヤーとかキャラクターも一つの沖縄のデザインとして県産品としてまた扱えるんじゃないかなというふうにも思っていますので、どうかまた県の催し物としてそういう「琉神マブヤー」ということをぜひ使ってもらいたいなということでありまして、これは玉城満議員にぜひ問い合わせをしてもらえればいいなというふうにも思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それと、きょう教育委員会は東委員がお見えでございますので、我々ブラジル・アルゼンチンの100周年のときには大変お世話になりましたんで、どうも感謝します。

しかし、それ以降、金融不安ということで、我々が行ったブラジル・アルゼンチンの子弟の皆さんが日本に働きに来られているんですが、経済不況ということでもう戻られている。戻ることがまたできないという方々も数多くいるのかなというふうにもありますので、我々は友好都市ということで、姉妹都市もありますので、ぜひそのことも我々沖縄県はそのブラジル・アルゼンチンの我々の子弟の皆さんのこともぜひ考えていけるような雇用対策をつくっていければなというふうにも思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、ことは原油高騰から始まって、1 バレル 200 ドル近くまで上がってもう大変になっていると。1 リットル 180 円まで上がったんですけれども、いつの間にか原油がまた下がりまして、今 1 バレル 50 ドル切っているということで、もう皆さんもよく御存じだと思うんですけれども、今リッター 100 円切りそんな勢いになっていますよね。もうまさにスタンドは上がったたり下がったりで、今スタンド経営者の皆さんと

いうのは、逆にまた経営危機に瀕しているというような状態がありまして、政府のやっていることが原油高騰のときにいろいろと手を打てばいいんですけれども、原油高騰が下火になってきたかなと思ったその予算が地方に回ってきたというような現実もありまして、また、9 月にサブプライムローンで金融不安だということになったときに、もっとそのことの経済策を打てばよかったんですけれども、この策がまた後手になってしまっているというところがありますので、私は、今招いているこの経済の不況というものは、官製不況だと言われてもこれはもうまさに政治の責任ということを我々はもっと感じていかなければいけないのかなというふうにも思っていますので、その構造改革という名で非正規雇用が拡大して、福祉・医療の切り捨てがなされて、本来は弱者に政治が光を当てるべきなんでしょうけれども、その弱者の皆さんが切り捨てられていくという状態というのは決してあってはいけないと思っていますから、我々しっかりと対策を立てていかないといけないのかなというふうにも思っていますので、知事もまた残り 2 年ということでもございますので、これからの御奮闘をぜひ期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず 1 番目なんですけど、緊急経済対策について。

(1)、知事は、沖縄県経済の現状をどのように分析されているのかお伺いいたします。

(2)、「経済の仲井眞」アピールとマスコミの方がありますが、これから何を重点に緊急経済対策をなされる考えか。今回出された補正予算は沖縄独自の具体策がちょっと見られないような感じもするんですが、どれくらいの景気対策になるとお考えかお伺いいたします。

(3)、中小企業に対する金融支援を私はもう拡充、充実すべきということを考えています。これまでの中小企業セーフティネット資金の貸付状況と改善点をお伺いいたします。

(4)、農林水産、畜産業への支援策はどのような事業がこれから重点になるのか。また、これまでの支援策、貸し付け等の状況をお伺いいたします。

(5)、建設業も大変打撃を受けておりまして、また近いうちに県民大会を建設業界の皆さんがされるということなんですけど、今回の緊急対策にもその支援策がほとんど見えてこないのが実情なのかなと。その中で公共工事の減少、賠償金問題、資材高騰、建築基準法の改正で多くの業者が今倒産に追い込まれている状況になっております。どのようにこのことを認識し、対策

をお考えになっているのかお伺いいたします。

(6)、生活衛生営業指導センター育成事業。これは、同センターの組合員はほとんどが個人零細業であります。支援を拡充する必要があると私は考えております。また、クリーニング業会には貸し付けではなく直接の支援策が必要だと思いますが、見解をお伺いいたします。

(7)、省エネルギーの推進は、離島のエネルギー対策として自治体に太陽光発電設備、風力発電等の支援策が必要と考えます。また、県民に太陽光発電設置の補助を検討できないかお伺いをいたします。

2、雇用対策について。

(1)、10月の完全失業率は8%、今後ますます悪化するとされておりまして。雇用対策をこれからどのように検討しているのかお伺いいたします。

(2)、県内若年者の県外季節労働の状況をお伺いいたします。

(3)、非正規雇用、若年者の雇用確保、正規化は急務であります。対策をお伺いいたします。

(4)、ジョブカード制度の県内の状況をお伺いいたします。

(5)、県、市町村の行政機関の障害者雇用状況をお伺いいたします。

3、沖縄科学技術大学院大学について。

(1)、大学院大学の周辺整備事業の進捗状況をお伺いいたします。

(2)、その総予算額は幾らか、そして財源の根拠、整備完了時期、どこが中心になって事業を推進しているのかをお伺いいたします。

(3)、国際的教育機関（インターナショナルスクール）、これは知事の公約でもございますが、設立事業の進捗状況をお伺いいたします。

(4)は取り下げます。

続きまして、離島の急患搬送と空港整備について。

(1)、県もやっと、知事の公約でもあったんですが、ドクターヘリを導入いたしました。しかし、急患の搬送は主に自衛隊機が多くその任に当たっていると私は理解しております。離島からの急患搬送の際、改善を必要とする具体的な事項があるのかをお伺いいたします。

(2)、急患搬送を余儀なくされる離島の離発着場の整備計画はあるのか、整備を必要とされる地区はどのなのか、今後の整備計画を伺います。

(3)、特に、沖縄本島から遠隔地に当たる南北大東村は、急患を搬送する場合でも往復でかなりの時間を要することになり、昼夜間を問わず離発着が可能な整備

が求められています。そこで、県において特に夜間でも離発着ができるよう、緊急・早急に整備が必要とされるが、具体的な整備計画があるとするならば、いつまでに整備を完了する予定かお伺いいたします。

5、最後に、旧軍飛行場用地問題解決について。

(1)、この問題は県民の地主の皆さんの問題、そして我々沖縄県の問題ということではなくて、これはまさに国の責任ということですからこれまで言ってきました。しかし、60年以上放置してきた県行政、我々政治にもこのまま進まなかったという責任もあります。また、解決促進協議会の地主会の皆さんの努力で戦後処理として振興計画に明記されながら7年間を無駄に経過した県の責任は最も大きなものが私はあると考えております。

そこで、県の責任をどのように考えているのかをお伺いいたします。

(2)、内閣府の概算要求した事業内容と予算額をお伺いいたします。

(3)、解決策の予算は、振興内予算、特別振興対策調整費とありますが、それではなく別枠で要求すべきではありますが、なぜ強い要求をしないのかをお伺いいたします。

(4)、今の状況では、ほかの地主会の解決が図られるとは考えられませんが、どのように考えているのかをお伺いいたします。

答弁により再質問させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 當問議員の御質問にお答えいたします。

まず、緊急経済対策に係る御質問の中で、県経済の現状についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県経済の状況を最新の経済指標で見ますと、観光はまだそれなりの勢いを維持し、建設関連も改正建築基準法の影響がかなり和らいでいる一方、雇用情勢が依然として厳しい。そして、好調を維持してきました個人消費もやや弱い動きが見られるという状況です。このことから、景気は横ばいに推移していると分析しているところでございます。

しかしながら、世界的に景気が減速する中で、日本国内の経済もマイナス成長に転じるなど外部環境が急速に悪化いたしております。先行き不透明な状況にあると認識いたしております。

次に、緊急経済対策についての関連で、今回の緊急経済対策についての御質問にお答えいたします。

県におきましては、県民生活や経済活動の安心・安定が図られるよう、去る10月31日に「沖縄県緊急総合経済対策連絡会議」を設置をし、全庁的な対応体制を整えたところでございます。

今回の補正予算（案）のうち、経済対策として総額約22億円を措置しておりますが、内容としましては、国の第1次補正予算に対応した防災対策公共事業や、交付金対象事業のほか、「県内戦略産業雇用促進事業」など、県独自の対策も含まれております。

また、中小企業等の資金繰り対策のため、信用保証協会による緊急保証枠が拡大され、県内におきましても、10月31日から「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」が開始されているところでございます。

県としましては、国の第2次補正予算の動向を踏まえつつ、今後とも適切に対応してまいりますとともに、県独自の対策や域内循環を高めるための仕組み、これらにつきましてさらに検討してまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 緊急経済対策に関する御質問の中で、中小企業セーフティネット資金の貸付状況と改善点についてお答えします。

中小企業セーフティネット資金の貸付状況については、平成20年度の10月末時点で貸付件数が18件、貸付金額が2億2060万円となっており、前年度の同時期と比較すると、貸付件数で6倍、貸付金額で3.7倍と増加しております。

改善点につきましては、国のセーフティネット保証制度の拡充に伴い、対象業種が11月14日の618業種から12月10日現在で698業種へと拡大しております。

また、融資対象条件に平均売上高や利益率の減少を追加することなどの融資条件緩和策について信用保証協会や取扱金融機関と調整しており、できるだけ早く実施できるよう作業を進めているところであります。

なお、緊急保証制度等の認定状況については11月26日現在、認定申請件数が220件、認定件数が155件、沖縄県信用保証協会への保証依頼が11月28日現在で38件、保証承諾が13件となっております。

次に、太陽光発電等の支援策についてお答えします。

離島市町村においては、11市町村が新エネルギービジョンを策定しており、県では、その策定への支援を通して太陽光発電等の普及に努めているところです。

県民への太陽光発電の導入促進に係る支援策につきましては、国において補正予算で90億円が措置され、住宅用太陽光発電導入への補助事業が実施されております。

また、現在、地球環境問題への対応などエネルギーを取り巻く環境の変化を踏まえ、本県のエネルギー全般に関する取り組み方策を示す沖縄県エネルギービジョン——仮称でございますけれども——の策定にも取り組んでいるところであり、今後とも太陽光発電等の導入を促進してまいります。

次に、雇用対策に関する御質問の中で、今後の雇用対策についてお答えします。

沖縄県の雇用情勢は、原油高に伴う物価上昇、米国経済に端を発した経済危機などの要因により、有効求人倍率の減少や県外派遣求人数の減少など、非常に厳しい情勢が続くことが予想されます。

このため、国においては、全国的な景気後退局面に伴い、去る8月29日には「安心実現のための緊急総合対策」が、また、10月30日には「生活対策」が決定され、その中で雇用対策が実施、検討されているところであります。

沖縄県としては、国の「安心実現のための緊急総合対策」に基づき、沖縄労働局と連携し、12月4日に緊急地域共同就職支援事業運営協議会を設置したところであり、今後は講習会や就職面接会、職場見学会など、国が実施する職業相談・職業紹介をワンストップで実施してマッチング支援を強化してまいります。

また、平成21年度の新規事業として、国庫補助事業を活用し、経営者の意識改革を図るための事業や、BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）企業への就職を支援する事業などを実施する方向で内閣府と調整を進めているところであります。

次に、県外季節労働の状況についてお答えします。

沖縄労働局によりますと、平成19年度にハローワークを通して県外へ就職した者は7931人で、そのうち1カ月以上1年未満居住地を離れて就労するもので、その就労期間経過後は居住地に帰る、いわゆる出稼ぎ労働者は6744人です。正確な年齢区分別の集計は行われておりませんが、大多数が30歳未満の若年者であるとのこと。

なお、ハローワークとは別に求人誌や新聞等で直接採用された者については把握が困難であります。

次に、若年者の雇用確保、非正規雇用の正規化についてお答えします。

国においては、非正規雇用の正規化を進めるため、「安心実現のための緊急総合対策」として、

リーターなどの常用雇用化支援の拡充、ジョブ・カード制度の整備充実、パートタイム労働者の均衡待遇の確保などの取り組みを推進しております。

県においても、「みんなでグッジョブ運動」を展開するほか、沖縄労働局など関係機関と連携を図り、企業等へ若年者の正規雇用の拡大について働きかけているところでもあります。

また、沖縄県キャリアセンターにおける非正規雇用対策として、年長フリーターや一般若年求職者を対象とした再チャレンジ企業説明会の開催、学校就職担当者などに対する意識啓発などによる就職支援などの取り組みを実施しております。

次に、ジョブ・カード制度の県内状況についてお答えします。

ジョブ・カード制度は、職業能力形成機会に恵まれない者について、その能力を向上させ、安定的な雇用への移行を促進することを目的として、平成20年4月から運用されております。

同制度は、公的に認められた「ジョブ・カード制度の職業訓練」を受けることで、職業能力証明書が取得でき、ジョブ・カードに従来の履歴事項のほかにこの証明書を記載して、求職活動に有利に活用する仕組みです。

ジョブ・カードの発行件数等は、厚生労働省の委託を受けている財団法人社会経済生産性本部が取りまとめることになっております。

沖縄県内でのジョブ・カードの発行総数は、同財団から公表されていないので把握できませんが、雇用・能力開発機構によりますと、同機構の発行件数は10月末現在で563件となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは、緊急経済対策についての御質問で、農林水産業に係る緊急経済対策の取り組みについてお答えいたします。

県では、原油価格高騰対策として、飼料価格高騰対策や漁船燃費向上対策、肥料対策、省エネルギー対策など12項目の支援策を重点的に実施しております。

現時点での主な実績としましては、家畜飼料特別支援資金や農家経営緊急対策資金などで、貸付件数として184件、金額にして2億9662万5000円、飼料価格高騰対策で、配合飼料価格差補てん金として9億9700万円、価格安定対策で、肉用牛肥育経営安定対策補てん金として8000万円、経営安定対策で、都道府県酪農緊急経営強化対策交付金として2700

万円、漁船燃費向上対策で、船底清掃の経費補助として160隻分に支援しているところであります。

また、燃油費増加分を補てんする省燃油操業実証事業については、12漁協、403隻が申請済みであり、肥料対策については、肥料費増加分の助成に必要な条件整備を進めているところであります。

さらに、11月補正予算において、太陽光発電設備の導入や畜産処理加工施設への省エネ型ボイラーの導入など、2671万4000円を計上しているところであります。

これまで、市町村、関係団体等に対して県内各地で説明会を開催し、これらの対策の周知を図っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 経済対策についての御質問の中の、建設業の現状認識と対策についてお答えをします。

沖縄県の建設業は、基幹産業の一つとして県経済の発展と雇用を支える重要な役割を果たしておりますが、近年、建設投資が減少する中、需給のギャップが拡大するなどの市場構造の大きな変化により、厳しい経営環境に直面していると認識しております。

このような状況を踏まえ、沖縄県における緊急経済対策については、国の「安心実現のための緊急総合対策」に伴い、県関連公共事業関係予算として、約19億円を前倒し実施することとし、今議会に補正予算として提案しているところであります。

また、県内における国関連公共事業としては約25億円が国の補正予算に計上されております。

さらなる追加経済対策については、現在国と調整中であります。

予算以外の具体的対策としては、建設資材価格高騰に対応して公共工事契約において請負代金額の変更を可能とする単品スライド条項を適用しております。また、改正建築基準法等の円滑な運用・施行に向けた対応として建築構造技術者を建築設計サポートセンターに配置し、技術相談や構造技術者の育成を図ることとしております。

さらに、建設業の資金調達の円滑化のために国が11月からスタートさせた「地域建設業経営強化融資制度」については、県においても年内に同制度の活用を図ることとしており、引き続き建設業の支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、離島の急患搬送と空港整備についての御質問

の中の、南北大東空港の夜間照明施設の整備計画についてお答えをいたします。

南大東空港及び北大東空港は、平成9年に8時から18時までの運用時間で供用開始しております。

空港の夜間照明施設については、航空法施行規則第117条「飛行場灯火の設置基準」の規定により、夜間着陸を行う空港において整備することになっており、両空港については就航している定期便の運航時間が夜間にかからないことから、夜間照明施設の整備は行っておりません。

夜間照明施設の整備については、現状では、設置基準に適合しないため、国庫補助事業による整備は厳しい状況にあると考えております。

このようなことから、県としては、夜間照明施設の整備について、関係機関との調整を図りながら整備手法等の検討に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 緊急経済対策についての御質問の中の、生活衛生営業指導センター育成事業の拡充とクリーニング業への支援についてにお答えいたします。

生活衛生営業指導センター育成事業につきましては、生活衛生関係営業者等に対して経営の健全化、施設の衛生水準の向上等を図る観点から、国・県の補助により、財団法人沖縄県生活衛生営業指導センターに経営指導員を設置して、経営相談や研修会の開催等を実施しているものであります。

県としましては、指導センターと連携し、事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、クリーニング業につきましても、他の生活衛生営業者同様、同事業の中で支援しているところでありますが、今後、資金貸し付け以外の組合活動活性化につながる支援策について、沖縄県クリーニング業生活衛生同業組合と協議検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 雇用対策についての関連で、県における障害者の雇用状況についてお答えをいたします。

知事部局における6月1日現在の障害者雇用数は72人で、雇用率2.55%となっており、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める法定雇用率2.1%を上

回っております。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 雇用対策についての御質問で、市町村の行政機関の障害者雇用状況についてお答えいたします。

沖縄労働局によりますと、県内市町村機関における障害者雇用の状況は、平成20年6月現在、雇用者数が261人であり、実雇用率2.49%と全国平均の2.33%を上回っております。

また、法定雇用率を達成している市町村機関は、49機関中42機関、達成割合85.7%と全国平均の83.9%を上回っております。

次に、沖縄科学技術大学院大学についての御質問で、大学院大学の周辺整備事業の進捗状況についてお答えをいたします。

大学院大学の周辺整備については、世界じゅうから集まる研究者やその家族などが快適に暮らせる環境を整備するためのガイドラインとして、昨年8月に周辺整備基本計画を策定いたしました。

同計画では、県において住宅、教育、医療や商業施設など8分野についての整備方針を示したところであり、各事業の円滑な推進を図るべく、11月に周辺整備推進協議会を設置したところであります。

特に、大学院大学のゲート空間である谷茶地区を整備する「門前町地区整備事業」と石川インター周辺の交通結節機能を整備する「交通センター地区整備事業」を早急に整備すべき先導プロジェクトとして位置づけており、その実現に向け、現在、関係者と協議を行っているところであります。

同じく、総予算額と財源の根拠、整備完了時期等についてお答えいたします。

大学院大学の周辺整備については、道路や海岸整備等の公共事業とあわせ、住宅、教育、医療や商業施設など、民間活力を活用しなければならない事業が数多く含まれております。

現在、11月に設置された周辺整備推進協議会の中に、経済団体や関係行政機関をメンバーとする3つの専門部会の設置を予定しており、民間活力の活用方策等について検討を行うこととしております。これら専門部会での検討結果をもとに、それぞれが役割を果たしつつ、一体的に整備を進めていくこととなります。

同じく、大学院大学関連で、インターナショナルスクール設立の進捗状況についてお答えいたします。

沖縄科学技術大学院大学の成功のかぎは、世界じゅうから優秀な研究者をいかに集められるかにかかって

おり、そのためには住居など生活面においてもクオリティの高いインフラ整備とともに、国籍や宗教にとらわれないインターナショナルスクールの設置が求められております。

県においては、平成16年度から周辺整備に関する調査検討を行うとともに、平成19年度には「インターナショナルスクールのあり方検討会」を設置し、スクール設置に当たっての望ましいあり方について取りまとめました。

このことを踏まえ、実現可能な方策や事業主体の検討を行った結果、県、うるま市、株式会社旺文社の3者によるスクールの設置についての大枠の合意が得られたことから、7月25日に覚書を締結したところであります。また、11月には開校準備を行うために、「財団法人沖縄国際学園設立準備財団」が設立され、平成23年4月の開校を目途に、現在準備が進められているところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 離島の急患搬送と空港整備についての質問のうち、急患搬送の改善を要する事項についてお答えします。

離島からの急患搬送は、陸上自衛隊及び第11管区海上保安本部の協力を得て実施しております。

急患搬送の課題等については、常日ごろから県、離島市町村、沖縄県離島振興協議会、陸上自衛隊及び第11管区海上保安本部など関係機関が意見交換を行い、急患搬送体制の充実強化を図っているところであります。

急患搬送に関する改善事項としては、現在、南北大東島の夜間の急患搬送の安全性を高めるため、陸上自衛隊から空港の照明設備の改善の要望があります。

次に、急患搬送の離発着場の整備計画についてお答えします。

陸上自衛隊及び第11管区海上保安本部が離島の急患搬送の離発着場に使用しているのは、空港が12カ所、ヘリ用の離発着場が18カ所、計30カ所です。現在のところ離島市町村等においては新たに離発着場を整備する計画はないと聞いております。

次に、旧軍飛行場用地問題についての御質問のうち、旧軍飛行場用地問題における政治や行政の責任等についてお答えします。

旧軍飛行場用地問題は、土地の接収方法や代金の支払い並びに終戦後の米国民政府による所有権認定作業などにも問題があったとして、旧地主の方々が長年に

わたり解決を求めてきた問題であります。これまで解決が図られてこなかったことについては、政治や行政の取り組みが弱かったことについて県としても認識しているところであります。

戦後60年を経てなおそれぞれの地域において解決されないままであったこの問題については、平成14年に沖縄振興計画に位置づけられて以降、解決に向けて全力を傾けてきたところであります。

県は、平成14年にこの問題が沖縄振興計画に明記されて以降、プロジェクト班を設置し各地主会や関係市町村との調整を重ね国に対する働きかけなどを行うとともに、平成15年度に旧軍飛行場用地問題検討調査を行い、平成18年度には那覇市が実施した旧軍事業事例調査への支援等を行ってまいりました。

その結果、県市町村連絡調整会議において平成19年度に今後の取り組み方針を、平成20年度には解決指針を確認するなど一定の合意は得られたことから、平成21年度の事業化に向けて国との調整を進展させているところであります。

県としては、今後とも同問題の解決に向けて精力的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、事業内容と予算額についてお答えします。

県及び市町村から内閣府へ要望している事業の内容は、那覇市のコミュニティセンター建設事業及び宮古島市のコミュニティセンター建設事業・御嶽整備事業となっております。

内閣府が平成21年度予算として財務省に概算要求している予算額は明らかにされておきませんが、市町村から要望されている事業額は、総事業費として那覇市が9億3602万1000円、宮古島市が4億9822万3000円の合計14億3424万4000円となっております。

別枠での要求についての御質問にお答えします。

旧軍事業の財源についてはいろいろな可能性について国と調整を行ってきたところでありますが、その調整において、国は嘉手納裁判の結果等から法的には解決していると考えており、補償的観点からの事業は到底認められないことや、別枠での実施は極めて困難であるとしております。

県としては、補助率（10分の8）、既存事業への影響が少ないこと及び本県の特別な事情への対応性等を踏まえ、特別調整費を活用した事業化が現実的であると考えており、平成21年度の事業実施に向けて国へ要望したところであります。

次に、他の地主会の解決についての御質問にお答えします。

県は、県・市町村連絡調整会議において取り組み方

針及び解決指針を確認しており、これを踏まえ、平成21年度の事業実施に向けて那覇市及び宮古島の事業について国において概算要求が行われたところであります。

平成22年度以降の事業については、沖縄振興計画期間内での実施に向け、各地主会及び関係市町村による事業案の精査、絞り込み等を促進し、引き続き国と調整を進めていきたいと考えております。

なお、事業の提案に至っていない地主会についても、平成22年度以降の事業化に向けて県と関係市町村との連携を密にしながら、地主会として今後の地域の振興につながるような事業案を提出していただくよう働きかけていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 それでは再質問をさせていただきます。

まず雇用対策の方からなんですが、麻生総理も言われているように、100年に一度のという本当に危機状態なんですよ。沖縄県の失業率というのも常に8%台という最悪な状態でもあるんですが、知事、今連携だということでの沖縄労働局というのがあったんですけども、やっぱり労働局、国との部分は国が紹介するという事業を持っているわけですね。県は支援ではないわけですから、やっぱりこのことは労働局とも緊急雇用対策本部を設置をして、国の方で本部長にもらって県の部長関係が副本部長という形で、やっぱり国と連携をとって緊急雇用対策本部ということをやぜひ立ち上げることを考えられないか御答弁ください。

そして知事、これも3年前になるんですけども、ワークシェアリング、知事も聞かれたことがありますよね、ワークシェアリング、これは宮古が合併するときに宮古をモデルにしようとしたんですね。ところが、宮古がそのことでやったんですけども頓挫してしまった。それでワークシェアリングというのがなかなかもうそれ以降進まなかったということで、これは県の労使就職促進支援機構というのが出しております、自治体職員・教職員の多様な働き方ということでやっておりまして、沖縄にはユイマールの精神があるんだということで、分かち合うんだと、仲間同士で助け合って伸びやかに生活をしていこうということをやっております、今まさに三位一体改革だとか市町村合併とかということで、地域を取り巻く環境は大変厳しいけれども、みんなでそのことをカバーしていこ

うということのワークシェアリングということをや——これは緊急には無理ですよ——中長期的に、私は沖縄県だからこそ、このワークシェアリングという精神を、ワークシェアリングをどう持っていくかということをやぜひ検討できないかなということをや御答弁お願いできませんか。

そして大学院大学の周辺整備の部分でインターナショナルスクール、これは知事の公約でもありますので、まず公募をせずにすぐ地元業者と合意をしたということで、私、地元の私立学校の意見をどう聞かれたのかなということもあるんですよ。これは例えば公共工事で、地元には技術がないから本土ゼネコンに全部丸投げしたというような形をとられても、私はそういう疑問を持たれてもおかしくなかったんじゃないかなと思うんですけども、どうしてそれを公募しなかったのか、どうしてまた旺文社だったのか、そのことを御答弁願えませんか。

行財政改革で私学の予算も毎年削減されている状態なんですよ。今回の件は、私は県内からも子供たちが入学できると、研究者の子弟の皆さんが30名ぐらいと、県内からも60名ぐらいという形になってくると、少子化ですので私学もますます子供たちが減っている状態。こういう経済状況ですから、やっぱり私学の皆さんというのは授業料でもっているわけですから、なかなか高い授業料の私学に子供たちがいいと思っても親の経済状況で行けないというところがあるわけですから、私は私学の皆さんにとっては死活問題だと思うんですよ。その辺をどう考えられたのか。説明をどう、いつされたのかお伺いします。

今度は設立準備財団ということであるんですが、これは山内彰さん——これは県民会議の会長の山内さん——それとうるま市の副市長が選任されているんですけども、これは今度寄附金募集するんですね。寄附金を募っているところをつくっていこうということがあるんですけども、寄附金を募集する中で私はこういう県の補助金をもらっている部分だとか、行政に携わっている副市長がそういうことで理事に選任されることが本当にいいのかなと、法律的には構わないと思うんですけども、そういう寄附金的なものがある中でどうなのかなというふうにも思いますので、その見解をお伺いさせてください。寄附金募集の金額は幾らなのか。その不況の中でどのぐらいの、もうめどはあるのか、まためどがないということで県の支出があつたりするのか、その辺も聞かせてください。

そして予定地の具志川野外レクセンター、これはうるま市議会でもしかしたらこれは通らないんじゃない

かと言われているんですよ。市議会の3分の2の承認を得ないとこの事業が進まないというところもありますので、これをどう考えるのか。もし承認されなかったらこの件がどうなっていくのかお聞かせください。

南北大東の急患搬送、ランタンが今あるんですよ。ところが今のものでは足りない。ですから、そのことを増設してもらいたいという部分のものが地元から出ていますので、これは急患は待たないですよ。いつそのことで急患が出るかわからないわけですから、これは急患の方もそのことで夜間でも搬送することが大事でもあるんですけれども、しかしそこに行く海上保安庁の方だとか自衛隊の方の、パイロットの皆さんの安全もやっぱりしっかりと確保する必要がありますから、これは早急だと思いますので、そのことをお伺いしておきます。

旧軍問題、これは何のために可能性調査したのかなということで、私は6年、7年間無駄になったんじゃないかなというところがあるんですけれども、できないではなくて、島懇事業——島田懇談会事業は1000億の予算をつけたんですよ、北部振興策ということで。今1000億つけて島懇で800億ぐらいいやと使ったというところがあるんですが、私は島懇事業で沖縄の戦後処理ということでのものを別枠でぶつけてもこれは何にもおかしくない。63年間地主が苦しんできたわけですから、知事、島懇事業のような形で私は別枠で考えることができないのか、御答弁ください。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時46分休憩

午後4時50分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 南北大東空港におけるランタン——非常用灯でございますが——の整備についてどう考えるかという御質問にお答えいたします。

現在、南北大東空港の照明設備の改善については、関係機関——これは村や県庁内あるいは内閣府沖縄振興局——などと調整しながら、整備手法等について検討しているところであります。現在使用しているランタンにかえてより明るさの強いものを整備することについても検討中でございます。

それから旧軍飛行場用地問題で、別枠で島懇並みの要求をすべきじゃないかという御質問にお答えします。

国は、この問題については法的には解決しているの

だと。したがって補償的観点からの事業は到底認められない。それから別枠での事業実施も極めて困難であるとしておりますので、県としては残された振興計画期間内で地域の振興・発展を図るためには、やはり現在県や国が進めようとしている特別調整費を活用した事業化が現実的であると考えており、その線で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） インターナショナルスクールについての再質問にお答えいたします。

幾つかあったと思いますけれども、まず公募もせずなぜ旺文社かという御質問だったと思いますけれども、今回のインターナショナルスクールというのは、大学院大学の研究者の子弟を教育する機関としてまずスタートするということで話が始まりまして、そのためには国際バカロレア、要するに世界認可のプログラムを持った教育機関じゃなきゃだめだということがありました。今、国内でもイマージョン教育一条校ということで日本の教科書を英語に直していくとかそういう教育をしているところがありますけれども、これとあわせて国際バカロレアをあわせ持つ学校というのは国内にもありません。そしてこのイマージョン教育一条校としましては、旺文社が現在群馬県の太田市で「ぐんま国際アカデミー」という実績もありまして、私どもの方から相談して来てもらっております。

そういうことでは日本国内で初めてそういう学校をつくるわけですから、実績のある旺文社ということで話し合いましてこの構想が今進められているわけでございます。そういう性格でありますだけに、特に県内の私学と競合するということはないと思っております。

それから準備財団方針につきましても、千葉県で今実績がありまして千葉でもそういう動きをしておりますけれども、準備財団方式で学校をつくるということをやっておりますけれども、その準備財団方式で寄附を集めて財団に衣がえをしていくというようなことでやっていきたいと思っております。寄附の目標額は10億円を予定しております。今のところ県の支出は考えておりません。

次に、設置場所となります野外レクセンターですけれども、これがうるま市議会で否決された場合はどうするかということでありますけれども、うるま市長を初め関係者の皆さんとは何度も情報交換をしております。適切に対応してもらえというふうに考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 国との関係、労働局との連携ということで緊急雇用対策本部を立ち上げられないかという御質問でございますけれども、現在、沖縄労働局を本部長とし県も構成員になった緊急雇用対策本部の立ち上げについて、早急に立ち上がるよう調整しているところでございます。

それからワークシェアリングに関する御質問でございますけれども、沖縄ワークシェアリング研究会が平成14年度に実施した調査によりますと、ワークシェアリングの導入については、労働者側ではおおむね賛成が約7割を占めた一方で、企業側ではどちらかと言えば反対が約6割となっており、労使の共通認識の形成が課題となっております。

平成15年6月に設立されました沖縄県経営者協会と連合沖縄で運営する沖縄県労使就職支援機構においては、ワークシェアリングの導入に向けた労使協働の取り組みを進めております。

ワークシェアリングについては個々の企業における労使の自発的な判断と合意により実施されることが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川 京貴君 自由民主党の中川京貴でございます。

またしても米国カリフォルニア州でF18戦闘機が墜落炎上し、子供を含む3人が死亡した。同型機は、山口県岩国基地より嘉手納基地や普天間に再三飛来をし、周辺自治体や県民に対し危険と不安を与えています。

私は一般質問を通告しておりますので、順次質問をしていきたいと思っております。

沖縄県は、全国の米軍専用施設面積の約75%に上る広大な米軍基地が集中し、沖縄市、北谷町、嘉手納町にまたがる嘉手納飛行場は、約1987.2ヘクタールの面積を有し、約4000メートルの滑走路を2本持つ極東で最大かつ最も活発な米軍基地である。それゆえに嘉手納飛行場から発生する騒音被害について、嘉手納基地にはF15戦闘機54機、KC135空中給油機15機を主軸に約120機の常駐機が配備されている。これらの常駐機以外に外来機が飛来し、米空母艦載機F/A18戦闘機、ハリアー攻撃機など約40から50機により昼夜を問わず訓練が繰り返され、離発着の際に発せられる騒音

は想像を絶するものである。周辺自治体では深夜・早朝飛行の中止を初め戦闘機による滑走路上空での急旋回、低空飛行、急上昇、編隊飛行など、禁止及び基地被害の予防対策を強く要請してきたが一向に改善されていない。

1、嘉手納基地から発生する航空機騒音被害について。

嘉手納町民はもちろん基地周辺の自治体は、広大な米軍基地を抱え爆音被害を初めとする各種被害をもろに受け、生活環境は破壊され日常生活は混乱を来している。もうこれ以上の基地被害の増大は許されず我慢は極限に達しております。

(1)、騒音防止協定について。

ア、米軍機の夜間発進等爆音被害について県の対応をお伺いしたい。

イ、騒音防止協定があってもなし崩しになっている運用規定のただし書き運用規定を廃止し、同規定の抜本的見直しについて。

嘉手納町の騒音測定資料によると、深夜・早朝飛行による騒音は、平成13年9月11日に発生した同時多発テロ事件発生後、深夜・早朝の騒音発生回数が大幅にふえている。平成14年度から平成18年度で月平均298回、また平成17年6月は988回発生した。離発着及びエンジン調整に伴う騒音は、現在でも毎月というほど確認されている。平成19年1月から12月31日までの深夜・早朝の騒音の発生状況は、70デシベル以上の騒音が実に3144回発生し、周辺自治体には多くの県民から深刻な苦情が寄せられています。

嘉手納飛行場の常駐機であるF15戦闘機は、たび重なる墜落事故等を起こしている。平成6年4月に嘉手納弾薬庫区内に墜落事故を初め、平成7年10月には喜屋武岬の南約90キロの海上に、平成14年8月には沖縄本島近海、平成18年1月には嘉手納基地から北東55マイルの海上へ墜落事故が起きた。また、平成19年11月には米国で空中分解墜落事故を起こし、機体の構造を支えるロンジロンの亀裂が事故原因とされ、嘉手納基地所属の同機種2機からも確認され、構造上の欠陥が明らかになった。沖縄の基地被害の実態を数値で示し、知事が米国政府に対し直接要請行動を効果的活用をすべきではないか。

ウ、F15戦闘機未明離陸、深夜・早朝離陸の19時から翌朝7時までの間全面中止について県の対応をお伺いしたい。

嘉手納町民から即応訓練に対する苦情が14件寄せられています。12月3日にサイレンに対する苦情で、野蠻な訓練はすぐやめさせてくれ、戦争を思い出すなど

深刻な思いが多数寄せられている。同12月4日は、午前7時から8時30分までにすさまじい騒音が連続的に発生し、屋良地区測定器では最高102.1デシベルを計測し、北谷町砂辺では109デシベルなど、同訓練に対する町民のいら立ちの声が多く、耳をふさがないければならない騒音も多く非常に不愉快、爆音で1日が始まるなんて最悪など、その他多くの苦情が寄せられている。町役場に設置している航空機騒音測定器では、4日午前1時41分に81.7デシベルが確認され、午前7時17分から午前8時までの1時間に90デシベル以上の騒音が17回も発生している。

同訓練に対する町民の精神的な不安は耐えがたいものがあり、決して容認されるものではない。嘉手納基地での同訓練の実施は明らかに基地の機能強化であり、同基地の負担軽減にも逆行するものである。知事が訪米をし訓練の中止を強く求めている。

エ、米空軍・海兵隊の合同即応訓練について県はどのように認識をしているか。

嘉手納基地では同時多発テロ9・11以来警備が厳しくなり、サイレンや爆竹を鳴らしたジャイアントボイス演習（GBS訓練）が行われている。県の対応をお聞きしたい。

オ、SACOの合意後も爆音や訓練は過激化し、県民の被害は増大している。米国政府に訴える必要はないか。

カ、基地の使用協定について。

県は、嘉手納基地の使用協定についてこれまでどのような取り組みをしてきたか。また、締結に向けた具体的な施策は。

嘉手納基地での騒音被害は増すばかりで、騒音防止協定は守られておりません。特に深夜・早朝未明で戦闘機離着陸には、人間の健康を維持し最も大切な睡眠を妨げ、静かな安眠の時間が突然、激しい爆音によって破壊されたたたき起こされて、地域住民は異常な環境に怒りと同時に一日も早い改善策を切実に望んでおります。知事が訪米をし本県の基地問題の現状を訴え解決すべきではないか。

キ、知事が訪米をし基地被害の実態を数値で示し、米国政府に対し直接要請行動をし、効果的活用をすべきではないか。

2番目、防音工事について。

(1)、うるささ指数85以上の区域については、大臣勧告により昭和58年3月10日から平成14年1月17日までに建設された住宅は新たな防音工事の補助対象となりますが、うるささ指数85未満の区域についてはいまだに防音工事の補助対象外とされているのが現状です。

読谷村、沖縄市、宜野湾市、うるま市、北中城村、北谷地域におけるうるささ指数85W未満の区域において、昭和58年以降建設された住宅について防音工事の補助対象となりません。補助対象となるよう国へ要請すべきではないか。

(2)、防音工事の告示、平成14年1月17日までの見直しについて。

ア、告示日の見直しについて告示の撤廃、新築防音工事が該当するか。

(3)、住宅だけでなく店舗及び事務所等の防音工事ができるよう、県はこれまで政府に要請した経緯はあるか。

(4)、電気代の公庫負担について。

3、車庫証明抹消手続の簡素化について。

(1)、これまでのシステムでは、陸運事務所で車両を抹消しても最寄りの警察署に抹消登録証明書を提出し車庫証明を抹消しなければ何十年も管理場所として残り、新たな車庫証明を取ることができない。陸運事務所の車両抹消証明書が確認された時点でオンラインで接続することにより、自動的に最寄りの警察で車庫証明が抹消できるシステムの構築はできないか。

この質問は、私が嘉手納の町会議員のとき、ちょうど五、六年前から取り組んできたことで、宮城町長に対して——宮城町長はその当時町村会の会長で現在もそうですが——県に要請する必要はないか。そしてまた沖縄県議会においては國場幸之助前県議も議会において取り組んできた経緯もあります。現在においてそれが実際に実現しているかどうかお聞かせください。

4、離島航路船舶について。

(1)、各離島貨客船の運航管理の業務について。

(2)、航路事業の赤字補てん航路維持に関する費用について。

(3)、県内離島において原油高に伴い県が負担する予算と補助金の増額について。

(4)、離島航路船舶のドック代金について。

県内に設備の整った造船所がある中で、なぜかわざわざ県外の事業所を使っているところがある。その実態を把握しているかどうか。

2番目は、原油高に伴って燃料費なども考慮する。県内の造船所を使った方が経費も節減できるわけで、県から事業者に対してそういった指導ができないかどうかお聞かせ願いたいと思います。

5、旅券センター（パスポート）の簡素化について。

この件も私は平成16年の嘉手納町議会の一般質問で取り上げました。嘉手納ロータリーの中に中部合同庁

舎を誘致することができないか。またその中でパスポートが発給できる旅券センターを設置できないか、または市町村の役場の窓口でパスポート発給業務ができないか質問をしましたが、その当時の答弁では、中部合同庁舎については可能だと。なぜかという北部合同庁舎でもパスポートを発給しておりますので。しかし、市町村においては旅券法という国の法律の中でそれができない、困難であるという答弁でありました。しかし、現在は地方分権の中で旅券法が改正され、市町村の窓口でも旅券業務ができるようになっております。平成18年よりパスポートの発給業務が全国的にこれができるようになってきていると思います。

そこで、ことしの6月8日の県会議員選挙に立候補するに当たって、私は知事に、ぜひ知事そういう地方分権できるようになっておりますと。離島の住民への行政サービスの向上の中で、その市町村の中でパスポートが発給できる業務ができないか要望しております。現在どうなのかお聞きしたいと思います。

8番目、我が党の代表質問との関連で、子育てサービス支援について。

去る12月6日の土曜日に乳幼児医療費の取り扱いの新聞記事が出ておりました。これはやはり仲井眞知事が先頭とする子育て支援の一つとして医療費の無料制度をこれまでできなかった入院費、それが小学1年まで、7歳未満まで引き上げてきました。そして通院についても1歳引き上げているはずです。しかしながら、去る新聞ではそれと逆行するような記事が出ていたことに対して大変びっくりしております。どういう理由でそうなったのか説明を求めたいと思います。

答弁を聞いて再質問します。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 中川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず第1に、嘉手納基地から発生する航空機騒音被害についての御質問の中で、米軍機の爆音被害に係る御質問にお答えいたします。

平成19年度航空機騒音測定結果によりますと、嘉手納飛行場周辺におきましては15局中9局でW値うるささ指数が環境基準を超過するなど、依然として環境基準を超える騒音が発生いたしております。また、早朝・夜間における航空機の離着陸は、周辺住民へ著しい影響を与えており、騒音防止効果が明確にあらわれていない状況にあり、さらなる運用の改善が必要であると考えております。

県といたしましては、これまで渉外知事会及び軍転

協等を通じまして騒音の軽減及び騒音対策の強化を日米両政府に強く要請しているところであり、今後とも関係機関等と連携を図りながら日米両政府に対して粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、同じく嘉手納基地に係る御質問の中で、知事訪米で訴える内容についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。そしてまた1の(5)、1の(7)が関連いたしておりますので、お許しを得て一括して答弁させていただきます。

今回の訪米におきましては、米軍基地から派生する諸問題の解決促進、そして米軍基地の整理縮小の実現及び日米地位協定の抜本的な見直しを要請したいと考えているところでございます。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺における航空機騒音の軽減につきましては、「米軍基地から派生する諸問題の解決促進」の項目の一つとして求めていると考えております。また、要請の際は嘉手納飛行場及び普天間飛行場の航空機騒音測定結果の概要を資料として添付をし、基地被害の実態を具体的な数値として示し、強く訴えていきたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事 公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 嘉手納基地から発生する航空機騒音被害の質問のうち、嘉手納飛行場における未明離陸及び航空機騒音規制措置について一括してお答えいたします。

航空機騒音規制措置では午後10時から午前6時までの間の飛行及び地上での活動は、米国の運用上の所要のために必要と考えられるものに制限されるとされております。しかしながら嘉手納飛行場における深夜・早朝における航空機の離着陸は、周辺住民の生活に著しい影響を及ぼしていることから、県はこれまで日米両政府に対し航空機騒音規制措置の趣旨を徹底し、航空機騒音の軽減を図るよう求めてきたところであります。

県としては、航空機騒音の軽減に向け、関係市町村と連携を図りながら他の基地を経由するなど飛行プランの見直しを行い、深夜・早朝の飛行を回避するよう、米軍を初め日米両政府に対し引き続き粘り強く求めてまいります。

次に、合同即応訓練についてお答えいたします。

嘉手納基地渉外部によると、今回の空軍及び海兵隊合同の訓練は、部隊派遣諸手続や技能向上、運用即応

態勢を高めるための訓練で、12月1日から5日までの間行われたとのことであります。

県は11月25日、米軍及び沖縄防衛局に対し、嘉手納飛行場における空軍及び海兵隊合同の即応訓練について、周辺住民に著しい影響を及ぼさないよう十分に配慮することなどを申し入れております。

県としては、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、県民の生命・生活及び財産へ十分配慮すべきであると考えております。

基地使用協定についてお答えします。

嘉手納飛行場から派生する諸問題の解決を図るためには、同飛行場の周辺地域の住民や自治体の理解と協力を得ることが不可欠であり、政府はその要望等に対し日米間で協議しその実現に努めるべきであります。

県としては、地元自治体の対応も見守りながら、日米両政府が使用協定締結に努めるよう地元市町村と連携していきたいと考えております。

次に、防音工事についてのうち、防音工事対象区域等の拡大について一括してお答えいたします。

県は、これまで渉外知事会を通じて政府に対し区域指定後の新築住宅等も対象とするよう住宅防音工事対象区域等の拡大や、事務所、店舗等も対象とするよう防音工事対象施設等の拡大及び光熱費等の防音施設維持管理費の全額国庫負担等について要請してきております。また、軍転協を通じて住宅防音工事助成制度の拡充及び区域の拡大等を政府に対し要請してきております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 車庫証明書抹消手続の簡素化についてお答えいたします。

自動車の保管場所につきましては、自動車の保管場所の確保等に関する法律、いわゆる車庫法により保管場所を管轄する警察署に申請がなされ、それに基づいて車庫として適切であるかの調査を実施し、適切であると判断された場合、警察の自動車の保管場所管理システム、いわゆる車庫管理システムにデータを入力して管理しております。

平成3年の本システムの開始時は、陸運事務所とのオンライン化がなされていなかったため、陸運事務所で車両を抹消しても、警察の車庫管理システムにはデータが残ったままでありました。そのため、抹消した車両の車庫を他の車両の車庫として使用する場合は、警察署に車庫証明の申請をする際に、車庫管理システムに登録されている車両が陸運事務所において正

式に抹消されていることを証明する抹消登録証明書の提示が必要となっております。

現在においては、陸運事務所と抹消車両に関するデータのオンライン化がなされており、陸運事務所での車両の抹消を行えば、警察の車庫管理システムのデータも自動的に消去されるシステムとなっており、抹消登録証明書の提示は必要ではございません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 離島航路船舶についての御質問で、各離島貨客船の運航管理の業務についてお答えいたします。

一般旅客定期航路事業等の許可、運賃の認可及び貨物を運送する内航海運業の登録、使用船舶の変更登録などの運航管理に係る許認可及び指導監督等については、国の所管となっております。

同じく航路事業の赤字補てんに関する費用及び原油高に伴う補助金の増額について一括してお答えいたします。

県においては、離島航路補助制度により、航路事業により生じた欠損額を国及び市町村と協調して補助しております。

離島航路補助制度は、燃料費、船舶修繕費、船舶リース料等の支出費用と旅客・貨物運賃等の収入との差額、いわゆる欠損額を補助するものであり、原油価格高騰による燃料費増加分の赤字欠損額についても補助を行っているところであります。

今後とも離島航路の実情を踏まえながら、その維持確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、同じく離島航路船舶のドック代金及び造船所の利用実態についてお答えいたします。

補助対象の離島航路を運航する14事業者（19隻）の平成20年度におけるドック時費用の合計は約2億7000万円となっております。

また、ドックの受け入れについては、14事業者中県内造船所を利用しているのが7事業者、県外造船所を利用しているのが5事業者となっております。

なお、ドック先の選定に当たっては、単にドック費用の比較だけではなく燃料費、人件費等も考慮して総合的な視点から対応するよう航路事業者に求めているところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 旅券センターに関す

る御質問で、旅券センターの簡素化についてお答えします。

議員御指摘のとおり、平成18年3月20日の旅券法の改正により、旅券発給事務の市町村への事務移譲が可能となっております。平成20年4月1日現在13都道府県で実施されている状況であります。

沖縄県としても、旅券発給業務については、「地域に身近な行政は住民に最も近い市町村が担う」という地方分権の流れ及び「沖縄県行財政改革プラン」の方針に沿って、市町村移譲を進めているところであります。

市町村移譲を実施することにより、離島を初めとする地域住民が所在市町村において旅券申請・交付ができることになるため、住民の時間的・経済的な負担が軽減され、行政サービスの向上を図ることができるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 我が党代表質問との関連についての御質問の中で、乳幼児医療費助成制度の見直しについてにお答えいたします。

乳幼児医療費助成につきましては、平成19年10月より、入院は就学前までに、通院は3歳児までに対象年齢を引き上げてまいりました。今回通院について一部負担をお願いするものであります。

今回の見直しにつきましては、乳幼児を含む医療費助成制度の継続的な運営を確保し、あわせて関連施策の充実を図ることを目的としております。特定不妊治療費助成事業や先天性代謝異常等検査事業などの多様な行政課題へ対応するため予算の重点化が不可欠であることから、実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川 京貴君 再質問をしたいと思っております。

知事、私がこの質問をした趣旨は、これは議会議員の皆さんもぜひ聞いていただきたいんですが、中部にいないと嘉手納飛行場から発生する爆音、騒音被害というのは理解できないと思います。

100デシベルというと、隣の人と話をしても聞こえない状況なんです。特に、北谷町の砂辺においては心臓に突き刺さるような痛みと言うんですか、革新的に言うと殺人的爆音といいます。保守的に言うと騒音と言うんですけれども、しかしながらそのことも含めて知事がなぜ訪米しなきゃいけないかというのは、きょ

うは北谷町、沖縄市、またその市町村の議員を経験した方々ならあると思うんですが、嘉手納基地とか沖縄の基地問題で事件・事故が発生したときに、我々議会議員が抗議行動をします。しても、その中においてはやはり任務なんです。アメリカ政府からの任務を遂行するんであって、とめることができないと。我々の議会の決議や抗議決議はセレモニーじゃないよと幾ら言ってもこれは全然効果がない。だけど、そこで黙っていると黙認したことになるんです。抗議をしなければ黙認したと。

ですから、沖縄の基地問題は知事が訪米をしてしっかり沖縄県の県民の意思としての被害を訴える、数字で。それを僕はぜひみんな理解して訪米をさせていただきたいという点と、防音工事について質問させてください。この件について、知事答弁をお願いしますね。

2番目の防音工事は、先ほど説明でいろいろ県も取り組んでいると。防音工事の告示日の見直しをしっかりとしないと不平等なんです。これまでは58年度までしか防音工事できなかったのが、嘉手納町は新築の防音工事もできます、騒音が85以上あるところは新築の建てかえも平成14年までは。しかしながら、ほかの地域によってはこれができない。できるのはこの85というのを下げればできます。そうすることによって、うるま市も沖縄市も読谷村も建てかえの防音工事が該当するんです。それをできるのは法律ではないんです。大臣勧告によって運用でできます。これまでも58年度以降から平成14年の1月17日までできるようになったのも大臣勧告によって運用でやってきております。これはぜひ知事も、お互いの県議会も一緒に取り組むことによって可能になりますので、ぜひ一緒に取り組んでいただきたいと思います。

そしてもう一つは……。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時29分休憩

午後5時30分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○中川 京貴君 先ほどの旅券センターですね、再質問させてください。

その権限移譲の実施時期はいつごろやって、新聞では来年4月からとありましたけれども、これが実施できるのか。それともこの権限移譲を県と市町村はどのような方法で実施するのか。そしてどういう方法をとって、またできましたら5年パスポートが1万幾らか、また10年が幾らかというそういう値段があると思

いますので、これもよろしくお願いします。

最後に、乳幼児の医療費のことについて質問させていただきます。

これはやはり知事も医療費の無料制度については、子育て支援の一つとして絶対やらなきゃいけないと。稲嶺県政から3歳未満の医療費の無料制度を実施してきていましたが、やはり知事は将来において子供たちは沖縄の宝、琉球の宝ということで、それを4歳児未満まで1歳引き上げました。もちろん1000円負担もありますけれども、入院については小学校6年まで引き上げてきたんです。それをなぜ逆行するような形で、それも年度途中でやるのかと。そしてもう市町村においては来年もう条例改正をするような仕組みになっていると聞くんですが、県においてはこういった手続を踏んでこういう手続をなされるのか説明していただきたい。

そして那覇市の翁長市長、おかげさまで当選させていただきました。翁長市長も2期8年間の実績と、そして思い切った行革、医療費の無料制度を入院を中学3年まで引き上げると約束したんです。多くの皆さんから支持をいただきました。ですから、時代の流れに逆行することのないような、またもしそうであるんだったら、白紙撤回する知事の勇氣ある判断もいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時32分休憩

午後5時35分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 中川議員の再質問の中で、訪米して嘉手納基地の騒音などについて数字を持ってきたと要請をせよということにつきましては、先ほども答弁いたしました中にもありましたように、きちっと騒音のデータの数値も持って、今度予算を認めていただければ訪米する際に、基地から派生する事件・事故、騒音についてはきちっとデータを持っていった訴えたいと思っております。

よろしくまた御指導を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 住宅の防音工事に件について中川議員からありました、住宅防音工事対象区域等の拡大についての御質問だと思っておりますが、

これは地元からも強い要望があるということは県としても非常に認識をいたしておりまして、これまでも渉外知事会あるいは軍転協と連携して国にその拡大を求めてきたところでございます。

今後とも引き続き粘り強く取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） なぜ乳幼児医療制度の改正を行うのかということにお答えしたいと思います。

乳幼児医療費助成事業を含む県単医療費助成制度は、制度開始以来医療制度の動向に影響を受けるものの、制度拡充や対象者の増加により事業費が拡大しており、今後も財政負担の増加を見込んでおります。

現状のままでは医療費助成制度の維持、継続が困難になるばかりか、政策的事業全体の実施に影響を及ぼすことから見直しを実施するものであります。

なお、今回の見直しに当たりましては、乳幼児医療費助成事業のみならず県単医療費助成制度全体として調整を図ることとして、制度の維持、安定化、適正な受益者負担の導入、助成要件の継続性確保を基本的な考え方として検討しております。

続きまして、県の予算だとか条例だとかの御質問にお答えいたします。

この医療制度に関しましては、予算補助としておりまして要項改正を予定しております。市町村におきましては3月までの条例案の改正が必要となります。その後、7月実施を予定しておりますが、これは県民への周知期間として実施をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 旅券センターの事務の簡素化の中で、市町村への権限移譲をいつ、どのような方法で実施するのかという再質問にお答えします。

旅券発給業務の市町村への権限移譲につきましては、希望している離島市町村等の意向を踏まえて、平成22年4月1日の実施を予定しております。

権限移譲に当たっては、県と市町村は権限移譲に関する協議を行い、協議が整った市町村について権限移譲を実施するための県条例の改正を行います。また、市町村が旅券の事務を実施するに当たりましては、県は市町村の業務に支障のないよう、交付金の事務の調整、それから職員の研修を実施し、交付に当たっての

事務の支援等を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時41分休憩

午後5時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 予算補助で実施しておりますので、ですから次年度予算は3カ月分はこれまでの予算でもってきて、9カ月分に関しては例えば一部負担を導入した金額を算定した分を乗せていくというやり方になります。

ですから、今年度予算21億余りですけれども、それが減額した形で次年度の予算に乗っていくというふうな当初予算です。そういう流れになります。（「年度途中は」と呼ぶ者あり） 年度途中に関しましては、19年度に改正したときも10月実施でございました。それはやはり周知期間だとか、いろんな手続だとかで10月実施にしております。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

〔佐喜真 淳君登壇〕

○佐喜真 淳君 皆さん、こんにちは。

自由民主党の佐喜真でございます。

中川議員の後で少しばかりやりづらい点がございすけれども、いずれにしても師走の忙しい時期でございますから、スピーディーに質問をさせていただきたいと思います。

どうか執行部におかれまして、丁寧に御答弁お願いしたいと思います。

まず、平成21年度沖縄関係予算についてお伺いいたします。

(1)、ことし8月に内閣府沖縄担当部局より、平成21年度予算概算要求・沖縄振興の重点施策（案）の説明を受けてまいりました。予算に関しては平成20年度、今年度予算2551億円に対して平成21年度要求・要望額は457億円増額の3008億円との提示がなされました。今後、予算獲得に向けて県も知事を先頭に、政府・関係省庁に対して積極的な行動等の展開を図るものと期待いたしますが、平成21年度予算の見通し、可能性はどうか。今後の取り組みはどのように考えておられるのかお伺いいたします。

(2)、平成21年度沖縄振興重点施策はどのようなものが挙げられるのか。それにかかわる予算を含めた展望を県はどうとらえているのかお伺いいたします。

大きな2、2010年上海国際博覧会への琉球パビリオ

ン設置の可能性についてお伺いいたします。

この提案につきましては、平成19年2月議会でも取り上げてまいりました。そのとき知事の答弁は、国と連携を図る必要があることから、今後、情報収集に努め、参加の方向でしっかりと検討していくとのことでした。その後、所管する経済産業省では「上海国際博覧会」に関する日本の取り組み概要を昨年の7月6日に発表され、ことし——ついこの間でございますが——11月28日に正式に日本館出展の契約の調印式が上海において行われました。日本の出展メッセージ「つながろう！調和のとれた未来のために。」が登録され、「こころの“和”・わざの“和”」が日本館のテーマと決まりました。自治体参加期限も本年11月30日と締め切りも終わり、今後は官民挙げて必要な準備作業が加速されるものと予測されます。

そこでお伺いいたします。

知事は参加の方向でしっかり進めるとのことでしたが、参加実現に向けて今日まで県は国との連携を含めてどのような取り組みをなされたのか。そして、今後の日程等も含めて具体的な行動計画はどのようなになっているのかお伺いいたします。

大きな3、観光行政についてお伺いいたします。

沖縄県のリーディング産業である観光産業は、県外からの入域観光客も順調に推移していると認識しますが、一方で、知事公約の外国人観光客100万人達成に向けては、残念ながらまだまだ厳しい状況ではないかと思われます。海外からの観光客を伸ばしていくためには、市場の調査・分析はもちろんのこと、今後戦略的・計画的に目標達成に向けて取り組む必要があると考えます。

そのことを踏まえながら、以下の質問をいたします。

ア、国際観光地プロモーションモデル事業の具体的な内容と目的、また今後の主な取り組みと事業効果の見込みはどのようなものを想定しているのかお伺いいたします。

イ、外客受入アドバイザー事業の内容と実績、さらに今後の取り組みについて御説明をお願いいたします。

ウ、11月10日より4日間、イギリスで開催された国際旅行見本市「ワールド・トラベル・マーケット」に初出展されました。沖縄観光のPRをなされたということですが、今回の出展で具体的にどのような成果があったのか。また今回の出展を生かし市場開拓に向けて今後の展望をどうとらえているのか。どのようなことが課題として考えられるのかお伺いいたし

ます。

工、入域外国人観光客の満足度調査を行ったことがあるのかどうかお伺いいたします。

実は先日、朝の8時半から国際通りを散策する機会がございました。そのとき、議会棟前に大型観光バスがもうひっきりなしに来るんですね。見ると、外国人の観光客がおりてまいりまして、国際通りに足を向けながら、まさしく国際通りが外国人の観光客でにぎわったような気がいたします。そこで私も完璧な英語力で、「You like Okinawa」、そうすると「I like Okinawa」。グッジョブではないんですけども、そういうことがなされました。完璧な英語はここまでございました。

しかし、一たん立ちどまって考えたときに、当然海外に対してPRするのは大切なんですけども、来たお客さん、海外からの観光客に対する満足度調査がされているのかどうか。沖縄は好きなんだけれども、じゃ沖縄のどの部分が好きなのか。沖縄の嫌な部分はどういうものなのかというのをやはり知る必要があるのではないかとということで、今回この満足度調査のことを質問させていただきました。どうか御説明のほどをよろしくお伺いいたします。

オ、外国人観光客100万人実現に向けて具体的な取り組みとして何が一番必要なのか。それも含めて御説明をお願いしたいと思います。

次に、JTB法人東京が環境保護活動やボランティア活動を組み込んだCSR（企業の社会的責任）ツーリズムの旅行商品「ECO沖縄ツアー」を開発したと報道されましたが、同事業での県の役割と今後どのような取り組みをなされるのか。さらに同事業の可能性について県はどのようにとらえているのかお伺いいたします。

大きな4、平成21年8月開催予定の「2009沖縄伝統空手道世界大会」についてお伺いいたします。

これも9月議会で確認をさせていただきましたが、再度になります。

知事を会長として本年11月6日に「2009沖縄伝統空手実行委員会」が設立され、「世界に誇る伝統文化である沖縄空手道古武道を正しく継承し、普及・発展させるとともに、世界に発信するための拠点づくりを進める」などの基本方針が了承され、伝統空手は沖縄から誕生し、世界の空手へと成長してまいりました。まさにウチナーンチュが誇りとすべき伝統武道であると私は思っております。また、今回の世界大会は県内空手道主要4団体が統一組織「沖縄伝統空手振興会」のもとで開催される大変大きな意義があると思っております。

ます。会長として今日まで組織統一に向けて御尽力くださいました仲井眞知事に対して改めて敬意を表するものでございます。

そこでお伺いいたします。

大会まで既に10カ月を切りましたが、大会成功に向けての進捗状況、どのようになっているのか。また予算規模はどのようになっているのかお伺いいたします。

(2)、県外、海外からの参加者の人数と国内外の招待者数はどのようになっているのか。そして大会全体としての参加人数の規模はどの程度見込んでいるのかお伺いいたします。

(3)、ことし11月に第19回空手道世界選手権大会が東京の日本武道館で開催されました。日本で開催されるのは31年ぶりのことであり、その中、女子団体形で、日本代表の清水選手、嘉手納選手、金城選手の県勢3選手が見事金メダルを勝ち取ったことは、空手発祥の地の沖縄県民にとって勇気と希望を与えたのは記憶に新しいところでございます。2016年には、夏季オリンピックで空手競技が実施競技の候補に挙げられていることは、私も県民の一人としてぜひ実現をしていただきたいと願うものでございます。

琉球王朝時代より中国の武術の影響を受けながら、先人の方々の知恵と御苦労の積み重ねによって今日までしっかりと継承・発展されてきたのが沖縄伝統空手でございます。今回の世界大会が大成功し、さらに伝統文化・武道として発展し、かつ世界に沖縄空手を発信する環境づくりをしなければなりません。そのために私は、全日本空手道連盟会長笹川堯会長、そして世界空手連盟会長アントニオ・エスピノス会長を招待すべきと考えるが、知事の御見解をお伺いいたします。

(4)、首里城での演武会の実現についてお伺いいたします。

首里城、これは前議会でも提案差し上げたんですが、ぜひやっていただきたい。平成21年度沖縄重点施策の案の中にも書かれております。自立経済の構築に向けた産業の振興、(1)観光リゾート産業の振興の中で、末端の方に、引き続き国際的質の高いリゾート都市を目指して観光振興地域制度を活用した観光関連施設の整備を図るとともに、沖縄経済の活性化に寄与するため沖縄特定免税店、首里城等の世界遺産や国営沖縄記念公園については、観光拠点としての戦略的な活用を図る。まさしくこの空手は沖縄が誇る大切な文化であり、しっかりと継承しなければならない。そういう意味からしてぜひとも演武会を首里城で開催してい

ただきたいということを要望していきたいと思います
が、知事の御見解をお伺いいたします。

(5)、先ほど言ったように、2016年夏季五輪で空手が
実施競技の追加候補に挙げられておりますが、そのこ
とについての知事の御見解をお伺いいたします。

大きな 5、観光振興地域について。

(1)、観光振興地域制度において、遊技場施設は税制
上の優遇措置の対象になるかどうか。

(2)、宜野湾市西海岸地域で建設中の総合レジャー施
設は、当初ことしの 6 月時点での建築確認審査報告書
では遊技場と用途を明記されておりましたが、当該土
地が特別用途地区に指定され、宜野湾市建築基準施行
条例第 5 条 2 項違反と不服申し立てされ、審査請求さ
れた後、ことし10月に急に遊技場から店舗へと変更さ
れたのでございます。そこで、不服申し立てに対して
県の御見解をお伺いしたいと思います。

(3)、風営法で言う遊技場施設の具体的な定義とい
うものはどういうものなのか、お伺いいたします。

(4)、県内の1000平米以上のレジャー（アミューズメ
ント）施設は、風営法の許可を得ているのかどうかお
伺いいたします。

最後に、我が党の代表質問との関連で、嶺井光議員
の土木・建設業支援対策で、米軍発注の県内企業への
優先発注については、課題・問題点はお示しいたさ
ましたが、今後、その課題・問題を解決するために
しっかりと知事を先頭に、県内の企業に対してしっか
りとお仕事ができるように研究・検討し、知事が要請
行動を行うべきだと考えますが、その件について知事
の御見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの佐喜真淳君の質問
及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回し
たいと思います。

20分間休憩いたします。

午後 5 時 56 分休憩

午後 6 時 24 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の佐喜真淳君の質問及び質疑に対する答弁を
願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 佐喜真議員の御質問に答弁
させていただきます。

まず第 1 に、平成21年度沖縄関係予算に関する御質
問にお答えしたいと思います。

平成21年度は沖縄振興計画 8 年目に当たり、残り 3

カ年は総仕上げの時期となります。

沖縄県といたしましては、これまでの成果を踏ま
え、中長期にわたる沖縄の将来を展望しつつ、残され
た課題への対応とさらなる発展に向けた取り組みを力
強く推進してまいりたいと考えております。

内閣府沖縄担当部局の平成21年度概算要求額は、対
前年度比17.9%増の3008億円で、自立型経済の構築に
向けての沖縄の優位性や地域特性を生かした産業・科
学技術振興に関する施策や、県土の均衡ある発展のた
めの離島・過疎地域の活性化に係る施策、そして沖縄
県の持続的発展を支える基盤づくりに係る施策などが
盛り込まれております。沖縄県の要望に配慮した要求
内容となっていると考えております。

一方、平成21年度予算の編成につきまして、国は引
き続き最大限の歳出削減を行うこととしております。
厳しい状況が予想されます。

沖縄県といたしましては、内閣府沖縄担当部局と連
携を密にしながら、沖縄県の経済振興や雇用の確保な
ど、沖縄振興計画の推進に必要な予算の確保に全力で
取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光行政に係る御質問の中で、外国人観光客
100万人誘致実現に関する御質問にお答えいたしま
す。

沖縄県では、毎年度「ビジットおきなわ計画」を策
定し、戦略的な外国人誘客プロモーションを展開いた
しております。

具体的には、沖縄観光の魅力を発信するため、国際
旅行博への出展やメディアを活用しました広報宣伝を
行いますとともに、現地旅行社の招聘を通じました旅
行商品の造成支援や富裕層の誘致に取り組んでいると
ころでございます。

今後の取り組みといたしましては、台湾、香港、韓
国におけるリピーター化の促進に努めますとともに、
航空路線のさらなる拡充やクルーズ船の誘致強化のほ
か、新たな市場開拓が必要だと考えております。

このことから、市場として有望な北京や広東省のほ
か、タイ、シンガポール、欧米諸国などにおきます誘
客宣伝活動を強化してまいりたいと考えております。
さらに、私自身も先頭に立って政府関係機関や航空会
社、そしてクルーズ船社への働きかけを行うなどセー
ルスプロモーションを展開し、将来の外国人観光客
100万人の誘致実現に努めてまいり所存でございま
す。

同じく観光行政に係る御質問の中で、「ECO沖縄
ツアー」に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県では、企業の社員旅行や報奨旅行などに自然

体験や環境保全活動などを組み込み、企業の社会貢献にもつながる新しい旅のスタイルを提案しております。

「ＥＣＯ沖縄ツアー」は、沖縄県の趣旨に賛同しましたＪＴＢグループが開発をした新しい旅行商品でございます。企業の団体旅行に自然観察やサンゴの植えつけ体験などを加えて、さらに旅行費用の一部を環境保護に取り組むＮＰＯに寄附する仕組みを盛り込んでございます。沖縄県とＪＴＢグループは、先月、県外大手企業を招いた誘致セミナーを共同で開催し、これを皮切りに現在、首都圏で「ＥＣＯ沖縄ツアー」の積極的な営業活動を展開いたしております。

今後とも、質の高い企業旅行の開発、そして誘致を推進し、新たな観光マーケット拡大に取り組んでまいりる所存でございます。

次に、平成21年８月開催予定の沖縄伝統空手道世界大会に係る御質問の中で、首里城での演武に係る御質問にお答えいたします。

御提案の首里城での演武会につきましては、海洋博記念公園管理財団の意向を聞きながら実行委員会で検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、同じく伝統空手に係る御質問の中で、五輪への空手競技の追加候補についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

空手競技が2016年夏季五輪で実施競技の追加候補に挙げられていることは非常に喜ばしいことでございます。今後、さらなる空手の普及・発展を図る上からも五輪の正式競技に採用されることを期待いたしております。

次に、米軍発注工事や物品調達の県内企業優先発注に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県における建設産業は、沖縄県の経済と雇用を支える重要な基幹産業でございますが、近年の建設投資の減少及び受注競争の激化等、厳しい経営環境に直面をいたしております。

このようなことから、米軍工事や物品調達等の県内企業優先発注につきましては、これまで在日米軍沖縄地域調整官に対し文書で要請をしてきたところでございます。

県内企業の参入に当たりましては、通訳・翻訳の問題や入札バンド制等の課題があります。しかしながら、米軍発注工事等への県内企業の参入を図ることは重要であると考えております。受注機会の拡大に向け、関係機関へ要請してまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁

させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 平成21年度沖縄関係予算に関連しまして、平成21年度沖縄振興重点施策の展望についてお答えします。

内閣府沖縄担当部局の「平成21年度沖縄振興の重点施策」では、残り３カ年となる沖縄振興計画を着実に実施するため、９つの項目について重点的に進めることとしております。

主な項目と施策について申し上げますと、「自立型経済の構築に向けた産業の振興」として、沖縄ＩＴ津梁パーク整備事業や高度観光人材育成モデル事業など、「雇用の安定と職業能力の開発」としまして、雇用戦略プログラム推進事業や情報産業核人材育成支援事業などが盛り込まれております。

また、「健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保」としまして、無医地区医師派遣事業や沖縄赤十字病院整備事業など、「持続的発展を支える基盤づくり」としまして、新石垣空港整備事業や伊良部架橋整備事業などが盛り込まれております。

さらに、「離島・過疎地域の活性化など均衡のとれた活力ある地域づくり」としまして、離島活性化総合支援モデル事業や自然・伝統文化を生かした交流促進事業などが盛り込まれております。

そのほかにも、沖縄振興計画を着実に実施するための施策が数多く盛り込まれております。

県といたしましては、内閣府沖縄担当部局と連携し、必要な予算が確保されるよう全力で取り組んでまいります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 2010年上海国際博覧会に関する御質問の中で、上海国際博覧会への琉球パビリオンの設置についてお答えします。

国際博覧会は、国際博覧会条約により、公式参加者が国及び国際機関と規定されていることから、自治体やその集合体が独自にパビリオンを設置することはできません。

2010年に中国上海市で開催されます上海国際博覧会については、日本国も参加して日本館を出展することが決定されており、そのイベントスペースを利用した催事について、都道府県及び政令指定都市に参加募集があったところであります。

県としては、九州地方知事会での協議を踏まえ、九州各県と連名で応募したところであり、九州と連携し

沖縄の豊かな自然、独特な歴史や文化、芸能を積極的にPRしていきたいと考えております。

次に、観光行政に関する御質問の中で、国際観光地プロモーションモデル事業の目的、内容、効果についてお答えします。

国際観光地プロモーションモデル事業は、外国人観光客の誘客を促進し、国際的にも魅力ある観光地としての形成・発展に資することを目的としております。

本事業では、沖縄への来訪が期待される東アジア諸国、台湾・韓国・中国・香港の国際観光市場動向等を調査するとともに、沖縄の自然、文化等を活用した新たな観光商品の検討・開発及び東アジア諸国の市場に適応した観光プロモーション戦略の構築を図ります。

事業効果としては、各国市場のニーズに合った商品の造成や観光宣伝など、効果的な観光誘客プロモーションを実施することにより、外国人観光客の増加や観光収入の増大が見込まれます。

次に、外客受入アドバイザー事業についてお答えします。

外客受入アドバイザー事業は、外国人観光客の受け入れ環境を整備するため、県の国際交流員を観光関連施設へ派遣し、外国人観光客への接客方法や施設内の外国語表記等に対しアドバイスを行うものであります。これまで観光施設3社、宿泊施設2社、飲食店1社へ派遣し、施設側との意見交換会などを通して改善策の提案を行ってまいりました。

沖縄県としましては、今後、フォーラムを開催し、どのような改善策が講じられたのか、事業の成果を検証するとともに、さらに各観光施設のニーズに合ったセミナーや研修会を開催し、外国人観光客がより快適に沖縄観光を楽しめるよう、受け入れ体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、ロンドンで行われた国際旅行見本市出展の成果と今後の展望、課題についてお答えします。

沖縄県では、欧州からの観光誘客を推進するため、ことしの11月にロンドンで開催された世界最大級の国際旅行見本市であるワールド・トラベル・マーケットに初めて出展しました。

この旅行見本市では、英国を初めとした欧州の旅行社やメディアなど約200社を対象に、沖縄特有の観光資源であるダイビング、健康・長寿やビーチリゾートとしての魅力をアピールしたところであります。

沖縄県としては、今後とも欧州の旅行社への観光情報の提供や県内事業者とのマッチング支援に努めるとともに、欧州メディアの招聘などによる沖縄の魅力発信に努めてまいります。さらに、日本本土や近隣アジ

ア諸国を組み合わせた新たな商品造成により、外国人観光客の誘致拡大につなげていきたいと考えております。

次に、外国人観光客の満足度調査の実施の有無についてお答えします。

沖縄県においては、毎年度、観光統計実態調査を実施しておりますが、その中で外国人観光客については、平成17年度調査において県内消費額、基本的な属性、活動内容などについて調査をいたしました。

今後、外国人観光客の新規市場開拓とともに、リピーター化を促進していくためには、受け入れ体制の整備が必要であり、外国人観光客の満足度についても調査を実施してまいりたいと考えております。

次に、観光振興地域に関する御質問の中で、観光振興地域における遊技場施設についてお答えします。

観光振興地域においてスポーツ・レクリエーション施設、販売施設などの特定の観光関連施設を新設または増設した者に対しては、税制上の優遇措置として、国税である法人税の特別控除や地方税である事業税等の課税免除などができるとされております。

優遇措置の対象となる施設は、沖縄振興特別措置法、租税特別措置法、地方税法並びに県及び市町村の条例で税目ごとに個々に定められております。いわゆる遊技場施設については、さまざまな形態がありますが、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する「風俗営業」に該当する営業を行う遊技場施設は、税制上の優遇措置の対象にはなっておりません。

次に、宜野湾市西海岸地域に建設中の総合レジャー施設についてお答えします。

宜野湾市の建築関係部署に確認したところ、建設中の総合レジャー施設の用途は、ボウリング場、店舗などとなっております。

当該施設が沖縄振興特別措置法などで定める一定の要件を備えたスポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設のいずれかに該当する場合には税制上の優遇措置の対象となります。

例えば、店舗の部分が販売施設として優遇措置の対象となるためには、「小売施設及び飲食施設と合わせて、休養施設等の附帯施設が一体的に設置される施設であること」などの政令で定める要件を満たす施設として、内閣総理大臣の指定を受ける必要があります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは、平成21年8月開催予定の「2009沖縄伝統空手道世界大会」についての御質問で、世界大会の進捗状況等についてお答えいたします。

空手道世界大会につきましては、来年8月開催に向けて準備業務に鋭意取り組んでいるところであります。

現在、大会開催要項を決定し、大会パンフレット及び参加申し込み書を国内外へ発送する予定となっております。年明けには大会ホームページの開設、大会ポスター及びリーフレット等による広報活動を充実させるとともに、5月以降には大会実施本部を設置するなど、大会成功に向けて万全を期してまいりたいと考えております。

大会開催に要する経費につきましては、約3500万円を見込んでおります。

次に、参加者及び招待者人数についてお答えいたします。

世界大会につきましては、約5000名の参加者を目標に取り組んでおり、県外・海外の参加者につきましては1000名程度を見込んでおります。

なお、招待者につきましては駐日大使、在沖外国領事を初め、国及び県機関関係者等を予定しております。

次に、日本及び世界空手連盟会長の招待についてお答えいたします。

空手道世界大会に全日本空手道連盟及び世界空手連盟の両会長を招待することは、沖縄伝統空手道の神髄に触れていただいくいい機会であると思っております。

両会長の招待につきましては、関係団体の意見を聞きながら実行委員会において検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 観光振興地域についての御質問の中の、総合レジャー施設建設の不服申し立てについてお答えいたします。

建築基準法においては、県と宜野湾市はそれぞれ独立した特定行政庁となっており、条例違反があるかどうかは宜野湾市が判断するものと考えております。

宜野湾市からは、当該施設の計画について条例違反はないと聞いております。

また、不服申し立てに当たっては、宜野湾市建築審査会が法令に従って適切に対応するものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 遊技場施設の定義及びレジャーアミューズメント施設に関する公安委員会の許可について一括してお答えいたします。

初めに、遊技場施設についての法令上の定義ですが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、いわゆる風営適正化法第2条第1項第8号に規定されており、通称ではゲームセンターと呼ばれております。

ゲームセンターは、通常、ルーレット、トランプゲーム、クレーンマシニングゲームなどを店舗内に設置する営業形態であります。

なお、県内においては、本年10月末現在141軒がゲームセンターとして風営適正化法に基づき公安委員会から許可を受けております。

次に、レジャーアミューズメント施設に関する公安委員会の許可についてであります。レジャーアミューズメント施設は、ボウリング場、カラオケボックスなどの複合施設であり、そのスペース全体に風俗営業の許可が必要なわけではなく、施設内においてゲーム機を設置しているその区画のみが許可の対象となります。

レジャーアミューズメント施設内におけるゲーム機の設置の許可については、申請者、設置場所、個室化などの設置態様などを審査の上、公安委員会において許可がなされているところであります。

なお、県内においては、本年10月末現在、1000平米以上のレジャーアミューズメント施設では9軒が公安委員会の許可を受けております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

〔佐喜真 淳君登壇〕

○佐喜真 淳君 再質問を行いたいと思います。

まず、21年度沖縄関係予算でしっかりとまた3008億円満額確保のために御努力していただきたいと思います。

予算についてはその程度にしますが、重点項目の中で大学院大学、予算の話ではなくて、大学院大学は来年の通常国会において特別立法が必要ではないのかなという思いがいたしますので、企画部長、企画の方になるとと思いますが、そのあたりは県の見解の方をお伺いしたいと思います。

観光行政についてでございますが、当然100万人観光客を目指すためにはしっかりと戦略を立てなが

らいかなきゃいけないという思いからすると、まだまだその戦略的なものが見えてこないのかなという思いがいたします。ですから、中国・上海万博に行かれましてしっかりと沖縄県のPRをするということを踏まえながら、知事の任期中にやはり外国人100万人観光客を目指す骨格あるアクションプランといいますが、そういうものをつくっていただきたいなという思いがいたしますので、その件、御答弁をお願いしたいと思います。

また、政府が進めるビジットジャパンの政策が2010年でございますので、向こうは1000万人ということでございます。そのあたりの関連も含めて御答弁いただきたいと思います。

空手大会ですが、ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時52分休憩

午後6時52分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○佐喜真 淳君 実行委員会の名簿が私の手元の方に来ています。知事が会長、議長が副会長、副会長はまた両副知事・安里副知事、仲里副知事ですね、そして教育委員会の教育長。

空手というのは、これは沖縄が発祥の地でありながら、産みの親は沖縄、育ての親は私は本土かなと思っているんですね。本土が見ている流派というのは、剛柔流を含め、あるいは松濤の地で発生した松濤館流、あるいは和道流、あるいは糸東流ということで、やはり幅広く沖縄の空手という定義がございます。だから、こういう機会にしっかりと沖縄が発祥の地であるということを踏まえて首里城で演武する。先ほど1000万人が海外から来ると言っていました。これを逆に言うとお客さんと考えたときに、首里城・世界遺産で演武会を行う。そこに対してしっかりと画像を残して、万博、博覧会、あるいは2016年のあのオープニング、仮に空手道がオリンピックで種目になった場合、そこに沖縄らしい発祥の地の沖縄の画像を流していただきたいということで私は首里城で演武する必要があるのではないかな。そうしないとやはり沖縄が発祥といえども、やはり自己満足で過ぎてしまえば残念なことになりかねないのではないかなという思いで提言をさせていただいておりますので、知事を含め議長、教育長並びに副知事、そして部長の皆さん、首里城でしっかりと演武していただきながら、万国津梁の鐘を知事がたたいて、そして全日本空手道連盟の会長並びに世界空手連盟の会長がそれを見て、やはり沖縄が発祥の地でしっかりとやっていきたいということを発信していた

だきたいと思います。

次に、遊技場の問題なんですが、当然宜野湾市は条例違反ではないという発想でございます。しかし、地域では何回も反対運動をされているんです。平成19年から住民大会が開かれ、そういうところには来てはいただけない。そして、宜野湾市のすべての小中学校のPTAが環境に悪いということで反対運動、要請もしてまいりました。青少年健全育成協議会の会長、宜野湾市のPTA連合会会長を含めやってまいりましたけれども、今の定義からすると、やはりしっかりとこれは教育委員会が連絡を受けていると思いますので、教育長の見解を伺いたいと思います。

そして、特別用途地域でございますので、宜野湾市西海岸地域において遊技場建設が可能かどうか、県の見解をお伺いして終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時56分休憩

午後6時57分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 佐喜真議員の空手道古武道に対する情熱、そしてまた、首里城を使った説得力のある、迫力のある演出、よく承りました。ただ、首里城は海洋博公園管理財団との打ち合わせが必要ですから、今のところ、メインの会場としては武道館、そこをとってあるようです。ですから、それに今おっしゃったような点を踏まえて、世界に強烈なインパクトを与えるような演出といいますが、デザインができるようにぜひ委員会、頑張ってもらいたいと思いますし、ぜひひとつ先生方のお力もかしてください。

そして、これは記念大会になっていて、しばらくばらばらになっていました4団体が一緒になって、この際、沖縄の伝統空手道古武道を一緒になってこの精神をきちっとまとめていこうと、そして発信しようと、こういうねらいになっているようです。ひとつまたお力をかしてください。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 大学院大学の特別立法の必要性に対する県の認識についての再質問にお答えいたします。

沖縄科学技術大学院大学は、世界最高水準、柔軟性、国際性、世界的連携、産学連携の5つを基本コンセプトとしており、日本の従来型の大学とは異なるタ

イブの大学であります。

これまで大学院大学の運営委員会——ボードでありますけれども——におきまして、目指すべき大学の全体概要が検討されておりますが、国内外の優秀な研究者の確保や柔軟な運営体制の確立など、現行法の枠内で対応することは困難であるとの認識から、去る7月に沖縄担当大臣に対して特別立法を制定するよう要請がなされたところであります。

県としまして、これら大学院大学の基本コンセプトを考慮した場合、新たな法律のもとで設置されるべきであると認識しております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 再質問にお答えします。

特別用途地域内における遊技場の建設についてでございます。

建築基準法第49条によりますと、特別用途地区では地方公共団体が建築物の制限または禁止に関して必要な規定を条例で定めることになっております。これに基づき、宜野湾市は、宜野湾市建築基準法施行条例第5条の2により、コンベンション特別用途地区に建築できる建築物の種類を定めています。

また、ただし書き規定によりこれらの用途以外の建築についても、公開による公聴会を行い、かつ建築審査会の同意を得た上で宜野湾市長が許可した場合は建築可能となります。

御質問の遊技場につきましては、宜野湾市建築基準法施行条例第5条の2で定める建築物の種類ではないため、原則的には建築できないものと思われま

す。いずれにしましても、特定行政庁である宜野湾市が適切に判断するものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは佐喜真議員の再質問にお答えをいたします。

宜野湾市西海岸地域の総合レジャー施設について、宜野湾市PTA連合会等から反対抗議があることを承知をしているのかと、このことに対して教育長の見解を問うということに対しましてお答えをいたします。

宜野湾市西海岸地域の総合レジャー施設に関して、宜野湾市PTA連合会等から宜野湾市長に対し反対抗議があることは承知しております。

宜野湾市PTA連合会等としては、地域の教育環境

の悪化や青少年の健全育成に与える影響などを危惧しているものと理解をしております。

現在、業者と市及びPTA関係者との間で同施設の業務内容等について調整を行っているとのことであり、県教育委員会としましては、同地域の良好な教育環境の維持と青少年の健全育成が図られるよう、その動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時3分休憩

午後7時4分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 外国人100万人誘客に係る骨格あるアクションプログラムを作成するべきではないかという御質問にお答えします。

沖縄県観光振興計画は、沖縄振興計画のアクションプランとしての位置づけにあり、同計画において外国人観光客数の目標値や誘客に向けたプロモーション、受け入れ体制の整備など、外国人誘致に関する戦略の骨格について盛り込んでおります。

第3次沖縄県観光振興計画が平成23年度で終了することから、平成28年度の外国人観光客100万人に向けた平成24年度以降の目標値につきましては、沖縄観光を取り巻く内外の諸情勢を踏まえながら検討していきたいと考えております。

それから、ビジットジャパン政策との整合性に関する御質問についてお答えします。

国は、2010年までの訪日外国人観光客1000万人の目標に向け、東アジアを中心とする12の国、地方を重点市場として誘客プロモーションを展開しております。

また、沖縄県においても台湾、韓国、中国、香港を重点地域とした外国人観光客の誘客促進を図っているところであります。

具体的には、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を進めている日本政府観光局との連携強化のため、年に2回連絡協議会を開催し、国が展開する事業との整合性を図りながら、外国人観光客100万人の誘致実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田 勝廣君 ラストダンスは私にというあれもありますので。

質問をいたす前に、11月28日の本会議でこの議会は

休憩いたしました。

国会等々で議会在るというのはよっぽどでないと言えないということがありました。そのときには、私もよく共産党は議会に出席をして議論の府だということで議論をして、議論を闘わせたことを覚えております。

そういう意味で、議長と副議長に、寝るときはぜひ二、三時間でもお願いしたいのと、10時間はちょっと多過ぎる。そう思いましたので、ぜひお願いしたいと思います。

質問いたします。

「この国には何でもある。だが希望がない。」と村上龍の小説の中の少年は言い放っています。

世の中は、派遣、契約切れ、内定どめなど、まず非正規雇用者、不安定雇用関係からリストラ、首切りと、若い人たちが師走の町に放り出されております。そして、やがて正社員までリストラのあらしは吹き荒れようとしております。

しかし、この国の政府や政治の動きは鈍く、どうしたんだろう、非常に歯がゆく思います。その間にも不況は深刻化し、来年の2月、3月にかけては大量のリストラが予定されており、GDPも下降し続けております。それと比例するかのよう、内閣の支持率も下降し続けております。当然のことだと思います。

不幸なことに、この国のかじ取りがそのことに気がついていないのが、また最大の不幸と言えるのではないのでしょうか。野党と言われる政権に近い政党も、有効な手段を打ち出していない。解散ありきの方針だけだと思えてなりません。

組織された唯一の働く者の味方、よりどころの労働組合も自己防衛が先行し、連帯と連帯感という言葉はどこかに置き忘れてしまっているのではないだろうかと言え、若者が労働組合を組織をしたり、ネット等で緩やかな連帯が少しずつ拡大していることに希望が見えてきますし、また、若者が人と人とのつながりが世の中を変えていく力を持つことを感じ始めたことにも心強さを感じております。

こうした社会病理が少年等の犯罪及びうつ病等の自殺に端的にあらわれているのではないかと危惧するものであります。しかしこうした状況の中で、使い捨ては許されないとして、若者が労働組合を組織をしたり、ネット等で緩やかな連帯が少しずつ拡大していることに希望が見えてきますし、また、若者が人と人とのつながりが世の中を変えていく力を持つことを感じ始めたことにも心強さを感じております。

そして政党も公明党が与党の立場から、共産党は野

党の立場から、派遣・契約労働者に対する支援、対策を鋭く政府に迫っていることに拍手を送りたいものであります。

こうした動きに触発をされ、政府も全政党も早急な対策に取り組むことを期待するものであります。

きょうは「世界人権デー」。私たちは、「世界人権デー」の中のあの文章を常に頭の中に刻み込みながら、人権とは何か、常に思い返し原点に戻ることも大切ではないだろうかと思ひます。

きょうはまた、日本の学者がノーベル賞を受賞するうれしい日でもあります。3人の学者は、それぞれ若い人たちへのメッセージとして、発見することを楽しみとしなさい、自然を見て自然に学べとエールを送っております。日本の若者がこのメッセージをどう受けとめるのか楽しみであります。

また、私たちは選挙のときに、あるいはいろいろなところで、若者に夢と希望を、高齢者には安らぎをと、だれでも一度は口にしたいはずであります。私も政治家の端くれとして、自分の言葉に責任を持ちたいものだと思っております。

以下、質問いたします。

1、世界的な金融危機と株価急落及び円高の影響で国内経済は景気後退が続いております。その結果、企業倒産、リストラ、採用予定者の取り消しなどが相次いでおります。こうした景気後退が県内の実体経済に大きな影響を与えております。

そこで伺います。

(1)、県民生活への影響について。

ア、企業倒産件数。

イ、解雇者数。

ウ、非正規雇用者の状況。

エ、採用予定者の取り消し件数。

オ、失業率の推移。

カ、有効求人倍率。

キ、物価指数。

ク、消費指数。

ケ、現金給与総額。

コ、破産宣告。

サ、ホテル建設等の中止及び凍結。

シ、企業の撤退。

(2)、生活保護について。

ア、生活保護の相談、受理、決定件数及び受給額の現況について、九州と比較してどうか。またその対策をどのように考えているか。

(3)、経済・財政について。

ア、税収減は避けられないと判断するがどのように

分析しているか。

イ、県内総生産をどのように予測しているか。

ウ、産業別総生産の推移について。

エ、分配県民所得をどのように分析しているか。

オ、今後の移（輸）出入の推移と経常収支の推移をどう見ているか。

カ、公的支出の構成比の推移を今後どのように予測しているか。

(4)、国保について。

ア、滞納世帯数と保険証未交付世帯の現状と対策について伺います。

2、高齢者の年金について。

(1)、年金受給額、介護保険料は幾らか。

(2)、無年金者の現状と対策はどうなっているか。

3、母子、父子家庭の支援について。

(1)、子育てと仕事が両立できるように、保育所、公営住宅等への優先入居などの支援策はどうなっているか。

(2)、母子、父子家庭の経済自立を図るための就業支援はどうなっているか。

4、北部振興について。

(1)、北部振興事業の成果と実績をまとめる必要があると考えるがどうか。

(2)、北部振興の継続について県はどのように判断しているか。

5、雇用について。

(1)、雇用4万人、失業率本土並み（4%）を目標に雇用対策を進めているが、目標年次までに可能かどうか伺います。

6、訪米について。

(1)、知事は訪米で何を中心にして訴えるか伺います。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 吉田勝廣議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に景気後退に係る御質問の中で、金融危機等の県民生活への影響いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県経済の状況を最新の経済指標で見ますと、観光がまだ依然として好調感を維持いたしており、建設関連も改正建築基準法の影響が和らいでいるという状況がございます。一方で、雇用情勢は依然として厳しく、さらに好調を維持してきました個人消費もやや弱い動きが見られ始めております。景気は横ば

いに推移していると表現されております。

しかし、世界的な景気減速の中で、国内経済もマイナス成長に転じるなど、外部環境が急速に悪化しております。有効求人倍率の大幅な落ち込み、そしてホテル建設の中断や計画の中止など沖縄県にも既に影響があらわれてもおります。

先行き極めて不透明な状況にあると認識をいたしております。

このため県におきましては、去る10月31日に「沖縄県緊急総合経済対策連絡会議」を設置し、全庁的な対応体制を整えたところでございます。

今後とも、県民生活や経済活動の安心・安定が図られるよう、適切かつ総合的に対応してまいりたいと考えております。

同じく、景気後退に伴う御質問の中で、世界的な金融危機等の税収への影響についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

財務省が今月（12月）に発表いたしました平成20年7月から9月期の法人企業統計におきましても企業の経常利益が大幅減となっております。財務省によりますと、国内経済が弱まっていることが確認されたとなっております。

また、日銀那覇支店が11月に発表しました金融経済概況におきましても、個人消費が弱目の動きになったほか、雇用所得の低下が続いているとしております。県内景気は、やや弱含みの状態でいると下方修正されております。

これらのことから、本県の税収につきましても、今後、法人関係税や個人県民税等の税収を中心に減収となることが見込まれ、その結果、税収全体としても減収となるものと考えられます。

次に、雇用に係る御質問の中で、完全失業率全国平均化の可能性いかんという御趣旨の御質問にお答えしたいと思います。

私の公約の中でも、4年間で私の任期中に何とか全国平均に沖縄の完全失業率をもっていけるように努力をしたいということでやってまいりました。ちょうどきょうが人権デーだそうです。私も2年前の12月10日に就任いたしました丸2年です。ちょうど道半ばでございます。

そういう中で、今、吉田議員もおっしゃったように世界経済、国際経済も大変だ。さらに、日本経済もマイナスに転じつつある。沖縄の経済も当初2.6%の成長率を今年度考えておりましたが、マイナスにはなりませんけれども、今ぎりぎりのプラスというあたりの予測になっております。

こういう状況の中で、さらに雇用関係は本土から戻ってくる人たちの影響もあるんだろうと思うんですが、分母の方がかなり大きくなって8%に先月失業率が上がっているというようなこと等で大丈夫かという御指摘だと思います。

ただし、これは世界経済についてはいろんな見方がございます。既に御承知と思いますが、18カ国の金融支援対策の会合が先日持たれたとき、彼らのちょっと楽観的な見通しとなっておりましたが、18カ月で、約1年半で戻ることを前提とするというようなたしか表現がありましたし、そして日本国内につきましては約1年でリカバリーできるかというような見通しがあります。

御存じのように、こういうものは極めて楽観値と悲観値との間をとったりいろんな見方がございます。そういう中で沖縄についても1月、2月、年が明けるとマイナス成長に転ずるのではないかとといういろんな専門家の見方がいろいろ出されておりますけれども、この1年、1年半はなかなか大変な時期になりかねませんけれども、特に雇用そして失業率に関連する、要するにジョブの数をふやす、4年間で約4万ふやそうという点での手の打ち方はかなりいろんな面にわたって、ITやそれからもともと1次、2次、3次産業に至る無限・無数の業種についての県内企業の活性化、さらに元気のいい観光、ITがリーダーとして産業を引っ張っていく。こういうものに対する手の打ち方、そして企業誘致、こういうこと。さらに失業率のミスマッチの解消であるとか、キャリア教育、そしてジョブシャドウイングとか、新しい政策をどんどん展開しておりますので、基盤的な政策はほとんど出尽くしたと思います。これから先もまた加えてまいりますが、こういう基盤が整備されてきますと、確かに外部環境としてはなかなかきつい時代ですが、これはある時期には必ず抜け出さずとも思いますから、それは恐らく2年待たないのではないかと個人的には楽観的に見ております。ですから、こういう仕組みが私にも人によく言われるように愚直にこれはしっかりやっていきたいと思っております。これをやっている中で、失業率、そして景気が回復し始めたときに実はいい結果が出るものと、今なお私は考えているところでございます。

ですから、確かに失業率、当初考えていた以上に景気の影響を受けるだろうと思っておりますが、原油高騰のあの原油の上がり方が200ドルも行く、2年以上かかるだろうと言われていたのが10カ月くらいでもとへ戻ってしまったとか、いろんな動きがあるものから、私は比較的楽観値をとってあと2年でいい形で

ジョブ確保が実現できると考えております。

それから、訪米についての御質問ですが、訪米で何を訴えるのかという御質問にお答えしたいと思います。

私は、沖縄県にとって重要な課題であります米軍基地問題の解決促進のため、アメリカ政府やアメリカ連邦議会等の関係機関に沖縄県の実情を直接伝えることは非常に意義のあることだと考えております。そのため、ぜひともアメリカを訪問し、基地問題の解決に向けた要請を実現したいと考えております。

そして、今回の訪米におきましては、米軍基地から派生する事件・事故、そして先ほども申し上げましたけれども、騒音の関係、事件・事故も何年分かの生データを可能な限り持ってまいりたいと思っておりますし、さらに事件・事故の根源にあるのが地位協定ではないか。これは稲嶺さんの時代によく研究された11項目を中心に説明をしてまいりたいと考えております。それから基地の整理縮小について話をしたい。

ただし、政権がまだ新しい大統領が就任前に私は参りたいと言っておりますのは、新しい政権が恐らく落ちつくのがアジア地域の防衛問題とか安全保障については恐らくしばらく時間がかかるだろうという感じがします。ですからまず、国防総省、国務省も含め、日本担当がございましたから、そこへ今申し上げたものを持って行って、何年かぶりかですから、きちっと実情と県民の気持ちを説明する。そして、これからの新アメリカの政権の政策の展開の方向をいろいろ専門家、シンクタンク、そしてまた議会がちゃんと動いていますから、議会の特に民主党の議員の人を中心に意見交換、情報収集をやってまいりたいと考えているところです。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 景気後退に伴う県内の実体経済の影響についての中で、生活保護についての御質問にお答えいたします。

沖縄県の平成19年度の生活保護相談・面接件数は4449件、保護申請受理件数は2820件、保護決定件数は2240件となっております。

なお、相談件数に関しましては、厚生労働省の福祉行政報告例での対象ではないため九州との比較はできませんでした。

続きまして、保護申請受理件数につきましては、比較できる18年度は沖縄県が2907件で、鹿児島県1726

件、長崎県1626件、また、保護決定件数は沖縄県2441件、鹿児島県1346件、長崎県1307件となっております。

さらに、受給額を生活扶助決算額と比較しますと、沖縄県約108億2889万円、鹿児島県約63億5248万円、長崎県約61億3449万円となっております。

今後とも各福祉事務所等での生活保護法の適正な運用に努めたいと考えております。

続きまして、国保滞納世帯数と保険証未交付世帯の現状と対策についてにお答えいたします。

本県の市町村国保における6月1日時点の滞納世帯数及び加入世帯に対する割合は、平成18年度5万5616世帯で19.6%、平成19年度5万4834世帯、19.0%、平成20年度4万8917世帯、18.6%となっております。

また、資格証明交付世帯は、平成18年度437世帯、平成19年度395世帯、平成20年度331世帯となっております。

国保制度は、国・県等の公費及び保険料を財源として運営されており、国保料の収納率を高めることは重要であります。

しかしながら、支払い能力がない場合または特別な事情がある被保険者につきましては、生活状況に応じ、保険者である市町村は、保険料の軽減、減免・徴収猶予、分割納付等の納付相談を行っております。

続きまして、高齢者の年金についての御質問の中の、年金受給額、介護保険料についてお答えいたします。

老齢基礎年金は、保険料納付済み期間と保険料免除期間の合計が25年以上ある人が原則65歳から受給できる年金でございます。

社会保険庁のホームページによりますと、40年間加入し毎月保険料を納めたとした場合、平成20年度の年金額は満額で79万2100円で、月額にしますと6万6000円となっております。

次に、介護保険料は市町村ごとに定める1人当たりの基準保険料に所得段階別に定められた割合を乗じて算出されます。

平成18年度から平成20年度までの第3期介護保険事業計画期間の月額基準保険料につきましては全国平均で4090円、沖縄県の平均では4875円、県内で最も高いのは与那国町の6100円、最も低いのは多良間村の3500円となっております。

また、21年度からの次期介護保険料につきましては、第4期介護保険事業計画に定めるサービス費用見込み額等に基づき算出することになっており、現在、各市町村において計画策定に向けた作業を進めている

ところであります。

続きまして、無年金者の現状と対策についてにお答えいたします。

平成19年12月に社会保険庁が実施した調査では、年金未加入者数（無年金者数）は全国で約118万人との推計がありますが、沖縄社会保険事務局に確認したところ各県別には把握していないとのことであります。

社会保険庁では、20歳に達した者等に対し、職権で適用することにより未加入防止に努めるとともに、納付率向上に向けて電話督促や国民年金推進員による戸別訪問等を実施していくとのことであります。

続きまして、母子、父子家庭の支援についての中の、保育所への優先入所についてにお答えいたします。

母子及び寡婦福祉法第28条において、「保育所への入所に関する特別の配慮」が規定されており、市町村においては、母子家庭等の保育所入所申請に対して優先入所が行われております。

続きまして、母子、父子家庭の就業支援についてにお答えいたします。

母子家庭等自立促進事業として、母子家庭の母及び寡婦への就業相談や、ホームヘルパー、調理師、パソコン等の就業支援講習を行う「母子家庭等就業・自立センター事業」を実施しております。

事業の実施に当たっては、ハローワーク勤務経験者を就業相談員として配置し、ハローワークと連携して雇用を確保するなど、就業に向けての一貫した支援を行うこととしております。

また、自立に役立つ技能習得のための特定の講座を受講する者に対し、その費用の一部を支給する給付金事業や、母子、父子家庭等の親が自立のための資格取得や疾病などの場合に、一時的に家庭生活支援員を派遣して子育てや生活支援を行う「母子家庭等日常生活支援事業」を実施しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 景気後退に伴う県内の実体経済の影響についての御質問で、県内総生産、産業別構成比、分配県民所得、移（輸）出入、経常収支、公的支出の構成比等の推移を今後どのように予測しているかという御質問に一括してお答えいたします。

現在、本県経済は観光が好調を維持するなど、比較的安定した推移を見せており、今後も県内総生産の増加を維持することは可能とも考えておりますが、円高など懸念材料もあるため、下振れリスクをはらんでいるものと認識しております。

また産業別構成比については、おおむね横ばいで推移し、県民所得については、総生産の伸び率をやや下回る水準で推移するものと考えております。

移・輸出入や公的支出の構成比等の推移につきましては、現時点で予測するのは困難であります。これらを含め年度末に公表する「沖縄県経済見通し」の策定作業の中で精査し、明らかにしてまいりたいと考えております。

次に、北部振興についての御質問で、北部振興事業の成果と実績の取りまとめ及び継続について一括してお答えいたします。

北部広域市町村圏事務組合では、現在、平成11年度に策定した「北部地域産業振興基本構想」の見直しを行っており、その中でこれまでに実施してきた北部振興事業の実績や成果等についての調査を行うとともに、今後の北部地域における産業振興の方向性を検討しております。

北部振興事業の継続については、これらの調査結果や地元市町村の主体的な取り組み等を踏まえながら適切に対応していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 母子、父子家庭の支援についての御質問の中の、母子、父子家庭の公営住宅への優先入居についてお答えをします。

母子、父子世帯については、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に居住の安定が必要な世帯として、公営住宅への入居に際しては特別な配慮がなされるべきと考えております。

したがいまして、県営住宅においては、入居できる確率が一般応募者の2倍となるよう、優遇措置を講じているところであります。

県としましては、今後とも母子、父子世帯の優先入居を継続してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田 勝廣君 まず基地問題から行きますか。

オバマさんの基地関係のスタッフに沖縄関係にいた海兵隊の大将がおりまして、僕も会ったことがありますけれども、この方非常に身長が高くて、非常に沖縄問題に関心があると思います。海兵隊のトップでしたので。ぜひそういう意味では、沖縄をよく知っているので、かなりいろんな部分で議論できるんじゃないかなと思っております。

それからハワイ、さっきダニエル・イノウエさんも沖縄に見えたことだし、アバクロンビーさんとかアカカさんとか、いろんなハワイの4名の民主党の議員の皆さんも非常に沖縄問題に精通しておりますから、この辺はぜひアメリカに行かれて、議員の皆さんとお会いをして、手助けというか情報交換というか、しっかりなされたらいいんじゃないかなと思っております。頑張ってくださいと思います。

それから、(1)の県民生活への影響についてですけれども、恐らく7月、8月ごろまではそんなに影響はなかったけれども、9月、10月、11月のいろんなケースを見ると非常にがた落ちしているわけですね。ですから、来年の1月、2月、3月にかけて恐らく解雇がやってくるだろうと。

それからもう一つは、NHKだとか日経だとかの調査によりますと、多くの企業が来年はどうか、再来年はどうかと経済の見通しを聞いておりますけれども、その中で各企業は恐らく来年、再来年までは厳しいんじゃないのかなという予測を出しているものですから、ちょうどあと2年後のきょう、ちょうど4年目を迎えるものですから、ここは観光にしる、韓国もウォンが下がって、九州が大変だと。

それから、観光の面においても中国にしる、世界的な不況ですから、観光が先ほども100万人外国人が来るかどうかでいろいろ議論がありましたけれども、これも大変なのではないのかな。

また、国内の観光についてもこちらにまた専門家がいらっしゃいますけれども、大変経済が疲弊すると、そういう消費には向かないと。自分の中に閉じこもる、外に出ないと。そういうことがありますので、この辺はぜひその辺も含めながら沖縄として経済をどうするかということをよく研究して、本当に沖縄4万人の雇用ができるようにぜひしていただきたいなと思っております。

そういう意味で、先ほど経済のいろんな指数を言おうかと思ってたんですけども、沖縄の構造的な欠陥として若年者の転職比率というのが14.4%、これが本土で言うと9.5%で、これは全国一。要するに若年者の転職比率が一番高いということも問題があるんじゃないかな。

それから、沖縄の就業者が約51万人。そのうちの雇用保険に入っているのが29万5000人ぐらい。いわゆるこれから計算すると6対4で雇用保険に4割は入っていない。そうしますと、雇用保険に入っていないということはどういうことかということ、ほかの社会保険にも入っていないということですね。だから非常に経済

が疲弊してくると、こういう雇用関係になってきて、一番どこに行くかという、失業保険ももらえない、そして国民保険はどうするか、国民年金どうするか、健康保険はどうするか、さまざまなものが出てくるものですから、この辺は非常に困っちゃうなと思っております。

だから、こういうことをきちっとするためには、どうすればいいかということもこれも大きな課題の一つです。

それから離婚率ですね、これも調べたら先ほどの母子、父子の問題の中では、可能性が高いわけですね。いわゆる10組のうち4組が離婚しております。10組のうち4組ですよ。だから母子、父子になる可能性はもう高いわけです。さあどうするかと。これも構造的な問題じゃないのかなと思っておりますから、この辺の対策は本当に沖縄がこれからいろんな政策・制度面でやるときに非常に困る問題だなと思っております。

また、就業状況というこれもよく言われましたけれども、正規雇用が59.3%、非正規雇用が40.7%と。いわゆる非正規雇用が沖縄は全国一番高いということもあります。そういうことでこれからの沖縄の雇用とか、沖縄の若者の生活を考えるときにはこういういろんなさまざまな課題を含めて、政策・制度を考えていけないとどこかでぽっと穴があくんじゃないかなとそういう感じがします。

そして、税収の問題ですけれども、税収も財政見通しは4年間で1260億円ぐらいマイナスになりますよということを言っているわけで、400億円毎年税収が不足しているということを財政見通しで言っておりますね。今回、経済が疲弊してくるとこの税収もまた下がってくる。さあまたどうするかということで、雇用、財政、それから離婚だとかの母子、父子、そういう可能性が大きく拡大する可能性がある。それをじゃあこれから県としてどういう形で対策をとるかというのが大きな課題だなと私は思います。

そういう意味で、一つの提言として東京都が——これも9月で言ったんですが——約3年間で300億、これを投入して雇用効果を上げようということをやっております。もう多くは申し上げませんが、沖縄県は東京の約10分の1の人口ですから、私は1年間で約3億円これを活用してやったらどうかということ、いわゆる訓練ですね、3億円使って訓練をやったらいかがかなということを提案したと思います。

これは僕は約8万円を——これは最低保障、生活保障が大体8万円ですから——訓練生に上げると。そうすると3億ですから約312名の雇用ができる。これ

は1年雇用ですから、これを半年、4カ月、3カ月するとまた1000名単位に雇用が拡大すると思います。

そういう意味で、実は私の仲間に3億円の給付金が県経済に及ぼす経済波及効果についても計算をしました。これを計算するのは大変だったんですけども、計算をしてもらったらいわゆる一時波及効果が約2億7900万4000円、総効果で3億7003万3000円、こういう効果があるわけです。

したがって、この3億円を投入することによって、いわゆる及ぼす経済波及効果として3億7003万3000円があるわけですから、この辺もぜひ考えていただいてこういうことをやっていただきたい。その財源はどこから持ってくるかと言うと、これは沖縄特別振興対策調整費、これを活用してはいかがかなと思っております。

私の今のいろんなことについて、知事と部長からぜひ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時47分休憩

午後7時48分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 吉田議員には毎回議会でのいろんな御提案をいただき大変ありがたく思っております。特におっしゃったようにこの雇用の問題というのはなかなか簡単そうで、いろんなことを縦横たくさんの施策を展開しながらやっているわけですが、それでも改善に向かったかなと思うとまたもとへ戻るという非常に難しい部分もあります。そういうことで、今グッジョブ運動という少し運動の形ででもこの関係者が広く学校の先生から大学の先生、そして各企業の経営者とか労働組合とかみんな入っていただけてかなり広い範囲で、これを一過性のものにしないで、長い長い運動、息の長い運動の形でやっていきたいということで、実はグッジョブ運動を下支えをしながら何とかこの失業率を落とし、仕事をつくって失業率を落としたいというふうに今やっております。

こういう世界経済、日本経済、そして沖縄経済もこれから先行き極めて不透明ですが、先ほど申し上げたりカバリーしてくるシナリオも描けないわけではないということを頭に置きながら、今、吉田議員からありました御提案のこの東京都に倣ったような形のものを、また調整費などを活用して取り組んでみたいと思いますので、ぜひ先生の御指導を賜りたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 経済対策についての再質問といたしますか御提言に対する感想も含めてお答えさせていただきます。

先ほどから答弁しておりますけれども、極めて経済の概況につきましては数字が古い数字ですので、割と楽観的じゃないかなと思われるかもしれませんが、しかし、ここに来て日々深刻な状況になってきております。報道なんかによりまして本当に、きょうもソニーがあれだけ解雇すると。厚生労働省が来年3月までに3万人の雇用が失われると言っていましたけれども、もう既に予測からしますともっとひどい状況になるんじゃないかということがあります。

こういう中で県ができる政策といたしますか、もともと経済運営は国の所管でございますけれども、いろんなことを国の政策を受けまして、今回、例えば雇用保険制度が改善されてきました。それから最低賃金も上がります。それから介護保険制度が初めて上がりまして、介護保障もふえましたということで、こういうときこそこういう不安を解消するような手だてを国も打ってくると思います。それに対応して我々も頑張り

ます。特別調整費等も活用しまして万全の対策をとっていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田 勝廣君 話は伺いました。

大事なことは、失業者が多いとき、多ければ多いほど、訓練生を拡大をしてその訓練生を立派な人間にさせて、彼らに仕事をつけさせる。そして将来彼らが成功したら税収はいただけると、そういうことをぜひお願いをして、訓練生を拡大をして各県立学校も拡大をしてそういうことをぜひやっていただきたいなど。来年度の予算はそれが反映されるようお願いをして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明11日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時53分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 中 川 京 貴

会議録署名議員 渡 久 地 修

平成20年12月11日

平成20年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 7 号）

平成20年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第7号）

平成20年12月11日（木曜日）午前10時2分開議

議 事 日 程 第7号

平成20年12月11日（木曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第35号議案まで（質疑）

第 3 陳情第193号、第203号及び第204号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第35号議案まで

- 甲第1号議案 平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）
- 甲第2号議案 平成20年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 乙第1号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する等の条例
- 乙第2号議案 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県建設業審議会設置条例
- 乙第5号議案 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例
- 乙第7号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 工事請負契約について
- 乙第9号議案 工事請負契約について
- 乙第10号議案 工事請負契約について
- 乙第11号議案 財産の取得について
- 乙第12号議案 当せん金付証票の発売について
- 乙第13号議案 指定管理者の指定について
- 乙第14号議案 指定管理者の指定について
- 乙第15号議案 指定管理者の指定について
- 乙第16号議案 指定管理者の指定について
- 乙第17号議案 指定管理者の指定について
- 乙第18号議案 指定管理者の指定について
- 乙第19号議案 指定管理者の指定について
- 乙第20号議案 指定管理者の指定について
- 乙第21号議案 指定管理者の指定について
- 乙第22号議案 指定管理者の指定について
- 乙第23号議案 指定管理者の指定について
- 乙第24号議案 指定管理者の指定について
- 乙第25号議案 指定管理者の指定について
- 乙第26号議案 指定管理者の指定について
- 乙第27号議案 指定管理者の指定について

乙第28号議案 指定管理者の指定について
 乙第29号議案 指定管理者の指定について
 乙第30号議案 指定管理者の指定について
 乙第31号議案 指定管理者の指定について
 乙第32号議案 指定管理者の指定について
 乙第33号議案 国営土地改良事業に係る負担金の徴収について
 乙第34号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
 乙第35号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

日程第3 陳情第193号、第203号及び第204号の付託の件

出席議員（47名）												
議長	高嶺善伸君	25番	新垣良俊君									
副議長	玉城義和君	26番	仲田弘毅君									
1番	上原章君	27番	照屋守之君									
2番	島袋大君	28番	辻野ヒロ子さん									
3番	中川京貴君	29番	嶺井光君									
4番	桑江朝千夫君	30番	當間盛夫君									
5番	平良昭一君	31番	当銘勝雄君									
6番	仲村未央さん	32番	渡嘉敷喜代子さん									
7番	照屋大河君	33番	前田政明君									
8番	渡久地修君	34番	玉城ノブ子さん									
9番	上里直司君	35番	赤嶺昇君									
10番	瑞慶覧功君	36番	比嘉京子さん									
11番	奥平一夫君	37番	金城勉君									
12番	吉田勝廣君	38番	糸洲朝則君									
13番	當山眞市君	39番	翁長政俊君									
15番	座喜味一幸君	40番	浦崎唯昭君									
16番	佐喜真淳君	41番	池間淳君									
17番	玉城満君	42番	新垣哲司君									
18番	仲宗根悟君	43番	具志孝助君									
19番	崎山嗣幸君	45番	新里米吉君									
20番	西銘純恵さん	46番	嘉陽宗儀君									
21番	山内末子さん	47番	新垣安弘君									
22番	新垣清涼君	48番	大城一馬君									
24番	前島明男君											

欠席議員（1名）			
14番	吉元義彦君		

説明のため出席した者の職、氏名												
知事	仲井眞弘多君	文化環境部長	知念建次君									
副知事	仲里全輝君	福祉保健部長	伊波輝美さん									
副知事	安里カツ子さん	農林水産部長	護得久友子さん									
知事公室長	上原昭君	観光商工部長	仲田秀光君									
総務部長	宮城嗣三君	土木建築部長	漢那政弘君									
企画部長	上原良幸君	企業局長	花城順孝君									

病院事業局長	知念清君
会計管理者	福治嗣夫君
知事公室秘書広報統括監	上運天昂君
総務部財政統括監	名渡山司君
教育委員会委員長	伊元正一君
教育長	仲村守和君

公安委員会委員	安里昌利君
警察本部長	得津八郎君
労働委員会会長	比嘉久晶君
人事委員会会長	伊礼幸進君
代表監査委員	又吉春三君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局次長	長嶺伸明君
議事課長	遊佐信雄君
	嘉陽安昭君

課長補佐	平田善則君
主査	中村守君
主査	佐久田隆君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第35号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 おはようございます。

最終日となりました。一般質問をさせていただきます。

アメリカの大統領オバマ氏の就任の所見に対する質疑から、後は空手道世界大会の話までということで、沖縄の国際色の豊かさ、他府県にはない県議会だと実感しておりまして、まさにウチナーンチュ、チャンプルー文化を受け入れるたくましい島国だというふうに思って活力を大事にしていきたいものだというふうに思います。

きょうは、また宮古島市でお騒がせしておりますが、私は離島振興についておつき合いをお願いしたいと思います。島々の思いと願いをちゃんとお届けしますので、しっかりと受けとめていただきたいと思います。

また、きょうは東シナ海の海底は宝の山であるという夢のある話も最後に質問をさせていただきますので、前向きな夢のある答弁をお願いしたいものだというふうに思います。

早速入る前に、通告はしておりませんが、宮古島市長、きのう辞任をいたしました。数々の宮原地区圃場整備の補助金の不正受給に始まる不祥事件の責任を

とって引責辞任の辞職願を出したわけですが、知事の所見がいただけるんでしたら、いただきたいものだというふうに思っております。

次に、早速質疑に入りますが、宮古・八重山の支庁改編の話についてでございます。

これまで多くの質問がありましたので、簡単に質問をさせていただきますが、支庁再編の話は非常に重要な話でございます。私ども、当局の担当者を招いて市議会、市民を含めて勉強会をさせていただきましたが、それらを統括してみますと、結論的にはこの行財政改革の大きな波の中では、やはり宮古島支庁の改編、これは大変やむを得ないという認識がありました。

また、宮古の場合は3年前に5市町村合併しておりまして、かつての6市町村の調整機能、宮古支庁の統合機能は少なからずとも落ちついているということもありまして、支庁もそれなりの改編は必要ではないかということ等も認識としてございます。

特に、宮古の場合は、農林水産業、土地改良事業を初めとする土地改良事業、土木、福祉・保健、極めて専門性の高い部署が中心となっております。これまでは各課からの問題が企画部離島振興局経由で各部の方に流れるというような形でございましたが、今回の改編ではその専門性の高い部局が直接に担当部局とながるというようなことで迅速性が高まるし、また、専門性の向上が図れるんじゃないのというような、ある意味では現状もその形になっているのではないのかというようなこと等で支庁再編については理解があったというふうに思っております。

しかしながら、やはりこれまでの支庁の方でもそうだったんですが、一部の特殊業務については非常にたらい回しというような傾向があって、なかなか担当課

が見つからなかったというようなこと等もありまして、この改編の中ではいずれにしても本庁との連携がしっかりととれるような形は意見として申し上げたいと思います。

いずれにしても、組織はスリム化してもやはり小回りのきく組織改編であるべきだというふうに思っております。

そこで伺っておきますが、旧支庁体制に比べ機能性、効率性は向上するが、統括・調整機能が低下するのではないのかという指摘に対してどのように対処するか。

それから(2)番といたしまして、これから離島振興の中で非常に重要な観光、それから中小企業の振興、それから特にこれから高まります環境における問題、それから食の安全等々の新たな行政ニーズの高まり、これはどうするのかというような問題等があります。それについても伺いたいと思います。

(3)番の効果については、るる出ましたんで割愛をさせていただきますと思います。

それから、宮古病院の基本計画の進捗状況について伺いたいと思います。

県立病院の経営、病院事業の経営を取り巻く環境が非常に厳しくなっております。そうした中で、宮古病院の新築移転は22年度着工に向けて進められているところであります。6月には「宮古病院整備基本構想」が示されました。現在、基本計画の策定が進められていると聞いております。先を急ぐようでも申しわけありませんが、来年の5月には病院事業の概算要求、22年度の概算要求が始まるわけですから、大方の設計、諸元はいよいよ固まっていなければならない時期に来ていると思います。

基本計画策定に当たっては、基本構想の方針が生かされて、なおかつ現場の意見が十分に反映されるべきものと考えます。

伺います。

この基本計画の策定スケジュールはどうなっているんだろうか。いつの時点で地元の意見が反映されるんだろうかというような思いを持って質問をさせていただきます。

それから、宮古病院整備基本構想との整合です。

これも、現場に行って非常に御苦労されている現場を見せてもらいまして、廊下を改装したり、プレハブを出したりして御苦労している現場、その1床当たりの面積も非常に現状は窮屈なものになっております。ぜひ基本構想の中でも言われているように、1床当たりの建築面積もしっかりと確保したいものだということ

とで、その建築面積について伺っておきたいと思えます。

それからイといたしまして、大規模災害時の医療確保のための機能配置、これも生かされているのか。

それからウといたしまして、新病院の建設用地の十分な確保のための宮古島市との協議、それも進めてゆとりのある位置配置をしていくんだということが構想に盛られておりますが、その協議等の進捗状況についても伺っておきたいと思えます。

次に、新過疎法の制定についてでございます。

過疎地域の振興については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が10年時限立法として制定されてから、10年ごとに特別措置法が改正、制定されてきております。過疎地域に対して各種の過疎対策事業が実施されてきまして、その結果、住民の生活の基盤となる施設の整備等については、相当の進捗が見られたところであります。

しかしながら、過疎地域は、農林水産業を初めとする地域の産業の衰退、人口の減少、さらには少子・高齢化により地方の活力が低下している。内地ではこの限界集落と言われるように、極めて集落の維持が困難となる地域が著しくなっております。我が沖縄離島においてもその厳しさは一緒だと思います。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成21年度をもって期限を迎えるわけですが、過疎地域の厳しい地域社会条件、地方財政等の状況を考えるとき、今後においても法律に基づいた国の特別支援は必要不可欠であるというふうに思えます。

沖縄県における18市町村の過疎地域においては、この過疎債が活用されて、る大きなプロジェクト等道路等が整備されてきたわけございまして、ぜひこの過疎法の維持は必要だというふうに思えます。

新過疎法の制定について、仲井眞知事は積極的な要請活動を行っており、さすが離島振興の仲井眞知事だと力強く思っております。この新過疎法の制定に当たっては新たな税・財政方面における支援などの新たな仕組みづくり、それから支援策を拡充するよう、国に積極的に働きかけるべきものだということに考えております。

そこで伺いますが、アとして、沖縄県における新過疎法制定の必要性といいますか、重要性について伺っておきたいと思えます。

それから、現行の過疎対象市町村の財政効果について伺っておきます。

それから、新過疎法に向けて見通しはどうか、取り組みについても伺っておきたいと思えます。

それから、粗飼料自給率の向上対策についてでございますが、我が国の粗飼料自給率の向上、飼料自給率の低さが言われております。また、畜産分野においても飼料自給率向上が緊急の課題となっております、粗飼料の自給率76%を100%、飼料自給率を24%から35%にしようと国は掲げております。今後は、沖縄においてもこの粗飼料、飼料の自給率を向上させ、低コスト化に努めなければならない。

それから、市場性の高い優良系統の種牛を導入しなければならないというようなこと等が課題となっておりますが、いずれにいたしましても、この粗飼料、飼料自給率の向上は畜産経営の安定にとって重要な案件だと思います。

そこで伺いますが、沖縄における粗飼料自給率の現状を伺います。

また、飼料自給率の向上のための対策と目標を伺いたしたいと思います。

それに、九州地域で今進められているTMR法等の取り組みが沖縄県においてどういう状況なのか。また、実績はあるのかというお話を聞かせていただきたい。

それから、さとうきびの間作や今の遊休農用地、大いに活用した穀物や粗飼料の自給率の向上、それは図られないだろうかということを伺いたいと思います。

次に、多良間村の農業基盤整備について伺いますが、多良間村は、さとうきび、畜産を主体とした純農村地域であります。出生率は日本一で、八月踊りに代表される伝統文化の薫る村です。その社会的背景には、ユイマールや伝統文化をはぐくむ農業・農村のよさがあると思います。

多良間村は、昔から県内でも有数の黒糖等の生産地であります。多良間産黒糖はブランド化しつつありますが、多良間においては、この農業基盤整備は非常に重要でありまして、これから戦略的な農業経営をしていく上では、計画的な営農をしていく上では、圃場整備を含めた基盤整備が重要だと思います。その現状と目標を伺います。

次に、現在国の方で予備調査が進められております地下ダム事業ですが、非常に村民はそこに期待を持っております。地下ダム開発の可能性と事業化のスケジュールを伺いたいと思います。

最後に、東シナ海の海洋資源の活用についてでございます。

沖縄が今後道州制を含めて、自立経済を確立していく上では、やはり資源の利活用というのは極めて重要な課題となります。

昭和43年あたりに、日本、韓国、台湾の海洋専門家が中心となって、国連アジア極東経済委員会の協力を得て東シナ海の海底の学術調査を行った結果、東シナ海の大陸棚には豊富な石油、ガス田が埋蔵されている可能性があるという指摘がありました。その埋蔵量は1000億バレル、イラクの埋蔵量にも匹敵されると言われております。

この話があつてから、中国は46年から可能性調査を進め、現在3つのガス田の開発を進めております。今や排他的経済水域の境界をめぐって、日中の大きな政治課題となっておりますが、私もこの沖縄におきましては、海洋上の開発という大きな政治的、資源的、投資コスト的な課題がありますので、目を改めまして陸地内における天然ガスの地域ローカルとしての開発利用を取り組むべきではないのかというふうに思っております。

ちなみに、宮古島で民間ベースで2本の温泉が掘られておりますが、極めて53度の良質な温泉が出ています。専門家の話によりますと、温泉とあわせ天然ガスも出ていますと、ガス田の開発の可能性があるという指摘があります。どうぞこの課題に関しては、沖縄県の自立経済の発展のために、地域資源を活用していくという意味では重要な課題でありますので、しっかりとした取り組みをお願いできないかと思っております。

伺いますが、県は、東シナ海の海底資源についてどのような情報を有しているかを伺いたいと思います。

(2)つ目には、陸地内における天然ガスの利活用について積極的に取り組むべきではないかというふうに思いますが、前向きな答弁をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 座喜味議員の御質問に答弁させていただきます。

冒頭、宮古島市長さんの辞任の件で所感はというお話がございましたが、ちょっと今回は遠慮させていただきたいと思っております。

それでは、新過疎法に係る御質問の中で、新過疎法の制定の必要性及び取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県の過疎地域におきましては、過疎地域自立促進特別措置法等に基づく各種事業の実施により、道路やごみ処理施設等の生活基盤の整備につくまして一定の成果を上げてきたと理解いたしております。しかしながら、沖縄県の過疎地域は学校、教育施設の整備のおくれ、そして医師不足等今後とも解決すべき多くの

課題が残されております。このため、引き続き新たな法律に基づく国の特別な支援が不可欠となっております。

県としましては、新たな法制定に向けた取り組みをほかの県や沖縄県過疎地域市町村と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。去る11月18日には沖縄県過疎地域振興協議会との連名により、総務省や内閣府等に対し、新過疎法の制定について要望したところであります。

なかなか難しい面もないわけではありませんけれども、沖縄の独自の要求内容といえますか、課題解決のために必要なことを踏まえて新たな法律事項の内容が入れられないかも含めて、またぜひ議員のお知恵とお力もかしていただけたらと思います。失礼しました。今のは3の(1)のア、3の(1)のイも一括して答弁させていただきます。

次に、飼料自給率等の向上に関する御質問の中で、これも4の(1)のアとイが関連をしておりますので、お許しを得て一括して答弁させていただきたいと思います。

粗飼料自給率の目標と向上対策についてという御質問にお答えいたします。関連いたしますので一括してお答えいたします。

沖縄県における平成19年度の粗飼料自給率は82%、そして濃厚飼料を加味しました飼料自給率は56%となっております。また、沖縄県酪農・肉用牛生産近代化計画の平成27年度における粗飼料自給率及び飼料自給率の目標は、それぞれ95%と60%となっております。現在、その達成に向けて取り組んでいるところでございます。

具体的には、第1に、草地基盤及び草地管理機械等の整備、第2に、耕作放棄地等を活用しました飼料生産の推進、第3に、優良牧草の育成・普及などを実施しているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 支庁組織の改編についての御質問で、統括・調整機能についてお答えします。

改編後の統括・調整機能につきましては、総務部の出先機関として事務所長を統括監クラスとする宮古・八重山事務所を設置し、管内関係機関の統轄に関することや連絡調整に関することを所掌事務として規則で位置づけ、統括・調整機能の低下がないよう適切に対応したいと考えております。

続きまして、行政ニーズへの対応についてお答えいたします。

現在、観光及び中小企業の振興につきましては、総務・観光振興課の所掌事務として、環境事業、食の安全につきましては、福祉保健所の所掌事務として位置づけております。

改編後も宮古・八重山事務所及び福祉保健所の所掌事務として位置づけ、本庁関係各課と連携を図り適切な対応を行っていきたいと考えております。

複数の機関の連携が必要な場合は、宮古・八重山事務所において統括・調整機能を担い、行政サービスの向上に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 宮古病院の基本計画の進捗状況についての御質問の中の、基本計画策定までのスケジュールについてお答えします。

基本計画は、主として基本設計を策定するための施設整備の骨子を定めるもので、大まかな内容としては基本構想で示した新病院の役割及び機能をより具体化し、それを効率的に発揮するための各セクションの配置、面積及び設備等について定めるほか、改築後の病院経営の収支計画等を掲載することとしております。

「宮古病院整備基本計画」については、去る6月に作成した「宮古病院整備基本構想」並びに今後策定される予定の「県立病院のあり方基本構想」及び「県立病院改革プラン」で示される宮古病院の役割及び機能を踏まえ、病院現場及び関係機関との調整並びにパブリックコメントの手続きを経て本年度末までに策定したいと考えております。

続きまして、1床当たりの面積についてお答えします。

宮古病院の改築に当たっては、新病院が果たすべき機能を確保するために特に割高となる部分を除き、将来的な企業債の元利償還金及び減価償却費負担の軽減を図る観点から、改築に要する経費を必要最小限に抑制する必要があると考えております。

建設コストに影響を与える面積についても、この基本的な考え方に沿って検討する必要があると考えており、北部病院並みの1床当たり56平米を検討の出発点として、今後、診察室、処置室、会議室等の必要数及び各セクションごとの必要面積等についても病院現場との調整を行いながら定めたいと考えております。

続きまして、大規模災害時医療への配慮についてお答えします。

新病院は、宮古圏域の地域災害医療センターとして、大規模災害時の医療を確保するために必要な機能を整備し、災害時における医療支援を行うことを予定しております。

新病院がこのような機能を果たすためには、他の病院が機能しなくなった場合でも、全般的な医療を提供していくことが求められます。このため、新病院の建築に際しては、大規模な地震に十分耐えられる耐震・防火性能を有すること、救命救急を主とした診療機能が十分に発揮できるような配置とすること、災害発生時には臨時病床を設営できる構造とすること、災害発生時に備え必要な水、エネルギー源及び医薬品等を効率的に備蓄できること、非常用電気設備及び災害時防災無線設備等を整備することなどの点に配慮する必要があります。

続きまして、建設用地確保に関する市との協議についてお答えします。

宮古病院の改築については、宮古島市とも調整の上、旧宮古農林高校グラウンドを建設用地とすることを前提に基本計画の策定作業を進めているところであります。

当該用地の面積は約2万3000平米で、新病院を建築するための必要なスペースは確保できるものと見込んでおります。駐車スペースの不足や、今後の増改築の際には、隣接する市有地を利用させてもらえるよう宮古島市との間で協議を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 新過疎法の制定についての御質問で、過疎対象市町村と財政効果についてにお答えいたします。

県内40市町村のうち、本島北部の国頭村、大宜味村、東村、本部町及び石垣市を除く14離島市町村の合計18市町村が過疎の指定を受けております。また、財政上の特別措置としましては、過疎市町村が実施する施設整備等に要する過疎債の元利償還金にかかる70%の交付税措置や、財政力が弱く技術的能力が不十分な過疎市町村にかわり、県による基幹道路・公共下水道幹線管渠の整備などがあり、財政基盤が脆弱な過疎市町村の自立促進を図る上で効果が上がっているものと考えております。

次に、東シナ海海洋資源の開発利用についての御質問にお答えいたします。

県では、平成15年度から平成17年度まで学識経験者及び専門家等で構成する検討委員会を設置し、海洋資

源の開発及び利用等に関する基本調査を行ってまいりました。その結果、本県周辺海域には石油、天然ガス、熱水鉱床等の海洋資源賦存の可能性が示されておりますが、学術的なデータが少なく、その賦存量の量的な把握には至っておりません。

政府におきましては、平成20年3月に策定されました海洋基本計画に、我が国周辺海域における資源量と環境影響に関する調査が位置づけられており、県としてはその中で同海域における調査が行われることを期待しております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは飼料自給率等の向上についての御質問で、TMRの県内での状況についてお答えいたします。

TMRいわゆる混合飼料とは、家畜に与える飼料を均一に混ぜ合わせたもので、家畜に栄養バランスのとれた飼料を与えることができます。

TMRは、全国的に酪農において普及が進んでおり、県内でも20戸の酪農家が利用しております。また、JAおきなわは県内の4地域においてTMRセンターを設置し、140戸の肉用牛農家へ供給しております。

TMRについては、今後も肉用牛や乳用牛の多頭化と相まって普及が進むものと考えております。

同じく飼料自給率等の向上についてで、さとうきびの間作としての飼料作物栽培についてにお答えいたします。

夏植えさとうきびを植えつける前にソルガムなどの栄養価の高い飼料作物を栽培することは、農地の有効利用と飼料自給率の向上が図られることから、有効な取り組みであると考えております。そのため、沖縄本島南部地域における事例などを参考に普及・推進していきたいと考えております。

次に、多良間地域における基盤整備についての御質問で、基盤整備率の現状と目標についてにお答えいたします。

宮古地域における平成19年度末の基盤整備率は、圃場整備44%、農業用水源76%となっております。これに対し多良間村は、圃場整備66%、農業用水源31%となっています。

県としましては、多良間村の農業用水源整備率が宮古地域の水準になるよう計画的に整備を進めてまいります。

同じく多良間地域における基盤整備についてで、地

下ダム開発の可能性についてにお答えいたします。

多良間村の地下ダム開発の可能性については、平成18年度から平成21年度において国が地域整備方向検討調査を行っております。

調査内容としましては、淡水レンズを利用するための技術的可能性、維持管理費、建設費等の経済的妥当性等であります。

県としましては、これら調査結果を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 東シナ海海洋資源の開発利用に関する御質問の中で、天然ガスの利活用への取り組みについてお答えします。

県内陸域における天然ガスについては、昭和35年から44年にかけて国が行った調査により、沖縄本島南部及び宮古島に存在する地層に水溶性天然ガス鉱床が確認されております。その調査結果を受けて、第三セクターの沖縄天然ガス開発株式会社がガス事業を目的に天然ガス井戸を掘削したところ、当初想定したガスの生産量が見込まれないことなどから事業化には至りませんでした。

最近では、温泉事業を目的に掘削した井戸から、温泉水と同時に湧出する天然ガスの利活用の試みとして、民間事業者による技術的な課題解決に向けた開発実証実験が行われるとともに、一部専門家から新たな地層での天然ガス賦存の可能性についての報告などがなされております。

県としては、これまでエネルギーの地産地消と地球温暖化防止を図る観点から、水溶性天然ガスの開発及び利活用を促進するため、国に対し賦存量調査の支援を要望してきたところであります。

今後とも水溶性天然ガスの利活用について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 2点ほどちょっとお願いといいですか、質問させていただきますが、過疎地域の指定について、厳しい折ですが、現行の指定がしっかりと継続できるような取り組みをお願いしたいと思っておりますし、非常にこの離島におきまして財政基盤が弱いもので、過疎債というのは非常に重要なことでありまして、この過疎債なかりせばと思うと、大変財政の硬直化が始まるんじゃないかというふうな思いもありま

すので、ぜひ継続と、それから見直しの際にソフト事業をしっかりと取り込むような形での要望と要求等をぜひお願いできないか。

それからもう一つ、この過疎債の元利償還に当たっての基準財政需要額への参入ですが、これが70%という現状ですが、これを全国的にはもっと80まで上げようというような動き等もありますので、ぜひ我がこの過疎・沖縄県においてもしっかりした取り組みができないかというふうに思っております。

時間ですので、ぜひお願いをして終わります。ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 座喜味議員の再質問の中でおっしゃった沖縄県自身が広大な海に囲まれた県でございます。そういう中で、島々を含め、また本島内にもある過疎地域につきましては、これからも徹底して政策をいろいろ編み出してまいりたいと考えておりますが、今の過疎法の延長につきましては、議員おっしゃいました過疎債、そしてソフト事業にも適応できる、70%をもっと上げていくというこの3点につきましては総務省その他に参りましたときもこの3点を一緒になって、そして協議会のメンバーと要請をしてまいりまして、ぜひ少しでも改良・改善して実現できるように議員のお力も得て頑張ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲 朝則君 おはようございます。

一般質問をさせていただく前に、まず仲井眞知事、就任いよいよ3年目がきょうからスタートをされますが、一番仲井眞カラーが出せるそういうスタートになるのかなと期待をいたしておりますので、頑張りたいと思います。

先ほど座喜味議員からもお話がありました宮古島市長の辞任表明、4期という長きにわたる市政、あるいはまた市町村合併と色々な困難はあったというもの、やはり職員の意識の停滞というのは否めなかったんじゃないかなと、そういう感をいたします。

たまたまきょう、ある新聞のコラムにこういうのがありました。

「「およそ役人たらしとする者は」で書き出す「役人として必要な心得の三カ条」。「万事につき広く浅き理解を得ることに努むべき」「法規を盾にとりて形式的理屈をいう技術を習得する」「平素より縄張り根性の涵養に努むる」——こと」。これは「大正・昭和

期の法学者、末弘厳太郎東大教授が官僚を痛烈に皮肉った「役人学三則」と、このように言われておりまして、約80年前のことではありますが、きのうのこのことを見ても、あながち当時のことだと見過ごすわけにはいかない。いわゆる役人たる者、あるいは公僕たる者の自覚、意識の改革というのがどれだけ大変重要であるかということに思いつけ、公僕たる者、私どもも含めましてやはり襟を正していかなければならないという思いをいたしましたので引用させていただきます。そのためにもぜひまた職員の皆さん、部長を初め、知事を初め、議会での指摘や提言、こういった発言は県民の市井の声であるとの視点からの御答弁をお願いいたしまして質問をさせていただきます。

1、まず、平和行政から伺いますが、戦後60余年、時の経過とともに戦争体験者の減少は、戦争の悲惨さを語る人が少なくなってまいりました。沖縄戦体験の風化が言われ、平和運動や平和教育に対する県民の意識や考え方も多様化していると考えられます。私は、沖縄県民の世界恒久平和を希求する心を構築し、世界へ発信することが県民の使命と役割であると常々訴えております。したがって、「沖縄平和賞」の実施は回を重ねるごとに紛争地のみならず世界各国から支持を得られ共感を得るものと考えております。したがって、「沖縄平和賞」を評価するとともに、今後とも継続することを願うものであります。

さて、毎年やってくる沖縄戦終結の日、6月23日は、「沖縄県慰霊の日」として全戦没者の霊を慰め、世界恒久平和を願う日として休日とし、県主催の摩文仁ヶ丘での全戦没者を追悼する慰霊祭を初め、各地でそれぞれに慰霊祭が催されております。

この「慰霊の日」に全県民が6月23日午後8時から10時ごろまでの約2時間程度、全県下を消灯し星空を見ながら、家庭で、地域で、あるいは友人同士、職場等々それぞれの立場でそれぞれの思いを込めた平和への祈りをささげるとともに、二度と戦争を起こしてはならないという不戦の誓いを決意するなど、平和を考える機会にしてはどうでしょうかと提案を申し上げる次第でございます。

星空を見ながら全戦没者を初め、人それぞれに亡くなった父母、兄弟、友人に思いをはせ、家庭や地域で広大な宇宙と接することにより地球市民としての自覚が芽生え、世界恒久平和の実現がいかにとうといものかを実感できるものと考えます。

一方、二酸化炭素の増大は地球環境の悪化を招きその対策が急がれております。地球温暖化対策運動の一環として、クールアース・デー、セタライトダウン運

動が展開されておりますが、県の調査によりますと、県内の温室効果ガス排出量の推移を見ると、2000年1267.2万トンが年々増加し、2005年には1444.6万トンと過去最高値をしるしております。2010年の目標値、いわゆる1165.8万トンを達成するには、2005年の数値から19.3%減らす必要があり、目標達成は大変厳しい状況になっております。

温室効果ガスの約97%を占めているCO₂、いわゆる二酸化炭素の排出には車や冷暖房、家電など、県民のライフスタイルに係る部分が多く、加えて観光客の増加等も要因の一つとなっております。県民の意識改革やライフスタイルの改善等、県民全体で取り組む必要があり、この観点からもライトダウン運動の実施は必要であると考えます。

この取り組みは、国、地方自治体、各種団体、企業、そして各家庭で二酸化炭素削減への意識の高揚を図るとともに、地球規模での環境対策へと展開するものと考えられます。平和も、環境も、家庭から、地域から、そして地球規模へとまさしくグローバル・アンド・ローカリー、いわゆる地球規模で考え、家庭や地域から取り組む草の根の運動が求められます。

したがって、「慰霊の日」にクールアース・デー、セタライトダウンを先行して実施することは、沖縄県民の恒久平和を希求する心と、地球環境対策を発信する新しい形の平和運動となり得るものと考えます。6・23「慰霊の日」にクールアース・デー、セタライトダウンを先行して実施し、全戦没者を初め全県民に哀悼の誠をささげ、平和を祈念し、夜空を見ながら平和を語り合う時間を設定してはどうか。平和への祈り、自然への回帰、自然との共生、あるいは観光資源等々、多くの波及効果も期待できるものと考え提案をいたします。知事の御所見を伺います。

2、次に、農林水産行政について伺います。

せんだって畜産先進県として知られる鹿児島県と宮崎県を視察してまいりました。畜産試験場、生産農家、飼料工場等、肉用和牛を中心に視察して思うことは、試験場を中心とした品種改良、母牛育成、子牛の保育・肥育と一貫システムの中で商品として仕上げ、さらに販路の拡大と畜産農家、行政や関連業界との連携で成り立っているという感じがいたしました。

もう一つ、志布志港を中心とした飼料工場地帯が両県の畜産を支えており、JAや民間業者、農家も独自の配合飼料の計画書を提示するなど、それぞれに研究熱心で競争して、いい牛やいい商品を生産しているなという感じがいたしました。

本県においては、BSEの発生以来、牛の飼料工場

がなく、九州などの他県から移入せざるを得ない現状にあります。したがって、牛の育成に重要な飼料の研究も他県任せになっているのが現状でございます。しかしながら、こうした状況下においても本県の農業産出総額の42.3%を畜産業が占めていることを考えますと、畜産業を伸ばすことが沖縄農業の発展につながるものの一環だということを考え、次の質問をいたします。

(1)、燃油、生産資材等の高騰対策支援の国及び県の取り組みについて伺う。主に施策の実施状況、また課題等について概要を説明願いたいと思います。

(2)、本県の農業産出額906億円のうち383億円42.3%を畜産業が占めている。畜産振興の施策と目標設定等、本県の畜産業振興対策について伺います。

(3)、本県の離島の基幹作目はさとうきびと肉用牛が主であります。離島であるがゆえの課題の一つに輸送コストが挙げられますが、対策はどのようなものをなさっているのか。あるいはまた、今後なさることにどういうものが考えられますか伺います。

3点目、離島振興について伺います。

先日離島フェアが盛大に開催されました。多くの人出でにぎわいました。毎年一度の行事としては定着しております。これを一歩踏み込んで日常的に離島の品物が売買できるアンテナショップの設立はできないものか。例えば、県が場所を提供して各島々に割り当て、各島々がそれぞれの特徴を出し合って協力し合う体制ができないものか伺います。

4番目に、改正建築基準法の施行に伴う質問を行います。

改正建築基準法の実施によってほとんどの建築物がRC造の沖縄に多大な打撃を与えていることは御承知のとおりでございます。建設業界を初め関連産業のみならず、建築を依頼する施主、いわゆる消費者からも確認業務の遅延とコスト高に対する不満の声は高く、計画の見直しや取りやめといったことがいまだに続いております。

私は、これまで現場の声を党本部等に上げまして、我が党の国土交通部会において関連団体を招いての事情聴取や意見交換等をもとに3度にわたって国土交通大臣に直接要請をしまいいりました。また、同様なことを業界や知事も要請をしまいいりました。その都度、運用の改善や対策等をとってまいりましたが、現場が納得する改善に至っておりません。それは、せっかく発表されました建設業協会のアンケート調査にあらわれております。また、12月22日に沖縄県建設産業団体連合、あるいは社団法人沖縄建築士会主催によ

る一般県民への周知と現状打開へ向けた「沖縄における改正建築基準法を考えるシンポジウム」、建築確認手続の円滑化を求める総決起大会が予定されるなど、業界の状況は依然として厳しいものがあります。この状況を脱するには、今まで示された改善策をスピードアップさせることと、建築基準法の見直しを求めるとともに、具体的な改正案を提示し国に要請すべきであると主張しますが、差し当たって一歩でも二歩でも確認業務の前進を推進する観点から次の質問をいたします。

建築確認手続及び構造計算適合性判定の円滑化に向けた取り組みについての国交省よりの通達の実施状況について伺います。

(1)、建築確認手続の円滑化について。

ア、事前相談等の継続について。

イ、確認審査等に係る指針の運用について。

ウ、構造方法等の設定に係る認定書の写しの提出について。

エ、軽微な変更の運用について。

(2)、構造計算適合性判定の円滑化についても、これも同様に御説明をいただきたいと思います。

(3)、建築設計サポートセンターの実施状況と今後の取り組みについて。また、将来展望等についても御説明をいただきたいと思います。

5番目、教育行政について伺います。

(1)、港川フィッシャー遺跡の国指定への取り組みについては、6月議会でも取り上げ、知事、教育長の現場視察をお願いいたしました。知事、教育長におかれましては早速現場視察を実行されました。御礼を申し上げますとともに、まずもって港川フィッシャー遺跡を視察された知事と教育長の感想及び今後の取り組み、なかんずく決意について伺いたいものでございます。

(2)、南城市玉城字前川の「ガンガラーの谷」内にある「武芸洞」入り口付近で、縄文時代晩期、2000年程度前と考えられる石棺墓一基が発見をされ、大人の人骨1体と子供の人骨一部が確認をされました。県の対応と今後の取り組みについて伺います。

(3)、私は早速現場視察をし関係者の御説明を受けながら、港川フィッシャーとの関連性など今後の調査に大きな期待と興味を抱かざるを得ませんでした。知事、教育長の現場視察を要望し、次年度以降も予算を計上して発掘調査活動を続けられることを求め、知事、教育長の所見を伺います。

6点目に、野犬被害対策について伺います。

沖縄市を中心に野犬による豚やヤギ等、家畜への被

害が起きており、被害を受けた農家は、被害補償もなく対策にも苦慮している状況にあります。業者の皆さんは、我々が野犬対策をして、豚やヤギが襲えなくなると今度は人間を襲うことも出てくるのではないかと心配をしております。大方、飼い主に捨てられた犬が野生化した結果であると、飼い主のモラルを問う声もあります。この際、全県下の野犬の実態調査、対策等について伺います。

(1)、沖縄市を中心に豚やヤギの野犬被害について、実態と対策を伺います。

(2)、野犬の実態把握と対策について伺います。

(3)、ペット類の放棄対策等についても御説明を願いたいと思います。

以上、質問をいたしました。

答弁によりましては再質問をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 系洲議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、平和行政に係る御質問の中で、「慰霊の日」にライトダウン等を行うことについての御提言といえますか、御提案にお答えさせていただきます。

「慰霊の日」にライトダウンを行い、夜空を見ながら平和を語り合う時間を設定してはどうかという御趣旨の御提案だと思いますが、これにつきましては、親から子供に沖縄戦を継承するとともに、平和について考えることのできる貴重な御提言と思います。

今後、平和行政の進め方としてどういう方法が効果的かも含めて検討してまいりたいと思います。お時間を下さい。

次に、農林水産行政の中で、畜産業の振興対策に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県では、平成23年度を目標とする農林水産業振興計画に基づきまして畜産業の振興に取り組んでいるところでございます。

同計画では、肉用牛を戦略品目として位置づけ、目標飼養頭数を10万6000頭に設定をし、生産基盤の整備や「おきなわ和牛」のブランド化を推進することといたしております。また、養豚、酪農及び養鶏につきましては安定品目として位置づけ、目標飼養頭羽数を豚30万頭、乳用牛9580頭及び採卵鶏155万7000羽に設定をし、価格安定対策や畜産環境対策などの実施により安定的な生産供給体制の確立に努めていくことといたしているところでございます。

次に、同じく農林水産行政の中で、離島の輸送コス

ト対策に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県は本土市場から遠隔地にあり、また多くの離島を抱える島嶼県であります。このことから、農林水産物の輸送コストの低減等が課題となっております。このため、第1に、出荷予想量や貨物搭載予定量等の事前情報に基づく出荷調整、そして第2に、輸送余力のある早朝便や本土直行便の活用、第3に、冷蔵コンテナを活用した船舶輸送の促進など輸送の効率化、低減対策に取り組んでいるところでございます。また、一元出荷等によります輸送コスト低減に向けて市町村、JAおきなわ、航空輸送・船舶輸送会社など、関係機関と連携をし検討しているところでございます。

次に、建築行政に係る御質問の中で、沖縄県建築設計サポートセンターについての御質問にお答えいたします。

建築確認停滞の主な原因であります構造技術者不足を改善するため、去る10月に国・県及び建築関係団体が協力をして沖縄県建築設計サポートセンターが設立されました。このセンターでは、県外から招聘しました構造技術者を配置し、構造技術相談への対応、そして県内の構造技術者の育成を行うことといたしております。これまでに建築構造に係る相談が26件ありました。また、現在6名の建築技術者が研修を行っております。

今後、さらに研修効果を高めるために研修員を増員し、平成23年度末までに約50名の構造技術者を育成する計画となっております。

また、このセンターでは来年5月から適用される改正建築士法への対策といたしまして構造設計及び設備設計一級建築士による法適合確認につきましても行う予定となっております。

次に、教育行政に係る御質問の中で、港川フィッシャー遺跡の感想及び今後の取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

平成20年9月10日に港川フィッシャー遺跡を視察してまいりました。発見されました当初の写真と比べまして周囲の景観や環境がかなり変化しているという印象を強く受けております。

現地では八重瀬町長や担当者から直接説明を受け、国内における数少ない旧石器時代の化石人骨出土地として大変貴重で、今後、適切に保存そして管理していく必要性を改めて感じたところでございます。

現在、県教育委員会及び八重瀬町教育委員会が保存に向けて取り組んでいるところから、県といたしましても全面的に文化財指定に向けて支援をしていきたいと考えているところでございます。

同じく教育行政の御質問の中で、武芸洞の現場視察についての御質問にお答えいたします。

武芸洞の視察につきましては調査がまだ継続中であることから、その進捗状況を見ながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは農林水産行政の御質問で、原油価格高騰対策の取り組みと課題についてにお答えいたします。

県では、燃油、生産資材等の高騰対策支援として、国の対策と連携し飼料価格高騰対策や漁船燃費向上対策など12項目の支援策を実施しております。

現時点での主な実績といたしましては、家畜飼料特別支援資金や農家経営緊急対策資金などで、貸付件数として184件、金額にして2億9662万5000円、飼料価格高騰対策では、配合飼料価格差補てん金として9億9700万円、価格安定対策で、肉用牛肥育経営安定対策補てん金として8000万円、経営安定対策で、都府県酪農緊急経営強化対策交付金として2700万円、漁船燃費向上対策で、船底清掃の経費補助として160隻分に支援をしているところであります。

また、燃油費増加分を補てんする省燃油操業実証事業については、12漁協403隻が申請済みであり、肥料対策については、肥料費増加分の助成に必要な条件整備を進めているところでございます。さらに、11月補正予算において太陽光発電設備の導入や畜産処理加工施設への省エネ型ボイラーの導入など、2671万4000円を計上しているところであります。

これまで市町村、関係団体等に対して県内各地で説明会を開催し、これらの対策の周知を図っているところであります。

今後とも、農林漁業者が各対策を十分に活用されるよう、チラシ配布などにより周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 離島フェアの成果を踏まえた離島商品のアンテナショップ設立についての御質問にお答えいたします。

離島フェアは、離島特産品の商品力の向上、販路拡大等により産業振興を図るとともに、離島地域と都市地域及び離島間相互の交流を促進して地域の活性化を

図ることを目的に平成元年から開催しており、新規商品の開発や品質の向上、離島業者の生産意欲の向上など一定の事業効果があらわれております。

離島の特産品の販売については、わしたショップや道の駅等で一部行われておりますが、安定供給などの解決すべき課題があり、各離島が協力し合う販売体制は構築されておられません。

議員御提案のアンテナショップにつきましては、これまでの特産品の開発や離島の生産体制の状況、関係機関の意見等を踏まえながらその実現の可能性について検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 建築行政の中の御質問の、事前相談等の継続、確認審査等に係る指針の運用、構造方法等に係る認定書及び軽微な変更の運用について、関連しますので一括してお答えします。

国土交通省からの通達の実施状況については、次のとおりでございます。

まず、事前相談等の継続につきましては、平成19年6月の建築基準法改正以来、事前審査を行っており、当分の間、継続して実施することとしております。

確認審査時における指針の運用につきましては、現在行っております事前審査において申請書類に不備等がある場合には図面の差しかえ等により柔軟に対応しております。

構造方法等の認定に係る認定書の写しの提出につきましては、必要最小限にするように努めております。

軽微な変更の運用につきましては、その趣旨が建築主の建築確認手続の負担軽減にあることを踏まえまして弾力的に取り扱い、円滑な運用に努めております。

県としましては、これまで国土交通省の通達を踏まえ対応しており、引き続き建築確認手続の円滑化に努めてまいります。

続きまして、構造計算適合性判定の円滑化についてお答えをします。

県は、構造計算適合性判定の円滑化について、審査体制の効率化、適切な判定業務の実施など判定機関に対し指導を行っているところであります。また、審査期間の短縮及び今後予想される判定件数の増加に対応するため、県はこれまで指定している4機関に2機関を追加指定し、計6機関で判定を行える体制を整えております。

県としましては、今後とも建築確認手続の円滑化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは教育行政の御質問で、港川フィッシャー遺跡視察の感想及び今後の取り組みについてお答えいたします。

平成20年9月10日に港川フィッシャー遺跡を知事とともに視察してまいりました。国内における数少ない旧石器時代の化石人骨出土地として、祖先の営みのすばらしさに思いをはせることができました。現地は灌木に覆われ十分に見学ができる状況ではありませんでした。

ウチナンチュの起源につながる港川フィッシャー遺跡を児童生徒に体験させるためにも、適切な保存・管理を行い活用していく必要性を感じてきたところがあります。現在、八重瀬町が文化財指定に向けて地権者との交渉や町文化財保護審議会との調整を重ねているところがあります。

県教育委員会としましても、八重瀬町の取り組みを見守りながら関係機関との連携を密にし、県、そして国指定へ向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、武芸洞調査への県の対応と今後の取り組みについてお答えいたします。

武芸洞の調査は、沖縄更新世遺跡調査団と県立博物館・美術館が共同で平成19年度から人類化石発見を目指して実施しております。

武芸洞は、これまで遺跡として考えられていませんでしたが、洞穴内で縄文時代晩期から弥生時代と思われる石棺墓が見つかったことは県内で初めてであり、重要な遺跡であると考えております。

県教育委員会としましては、今後、南城市教育委員会と協議しながら、その適切な保存に努めてまいります。

次に、武芸洞の現場視察についてお答えいたします。

今回の武芸洞の調査は11月17日から12月5日の予定で実施され、石棺内の人骨を取り上げて終了いたしました。

武芸洞につきましては、来年度も調査が予定されていることから、現場視察につきましてはその進捗状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 野犬被害対策につ

いての、沖縄市を中心とした豚やヤギの野犬被害の実態と対策についてにお答えいたします。

沖縄市によりますと、豚やヤギの野犬による被害は、平成20年4月から11月までに豚101頭、ヤギ14頭であったとのことであります。

県としましては、飼い犬条例を所管する沖縄市と今年度4回の合同野犬捕獲の実施や巡回パトロール、わなの設置により同地域で45頭を捕獲して対策に努めているところであります。

今後、沖縄市と協働して野犬の捕獲はもとより、安易な飼養による捨て犬を防ぐため、飼い主への啓発活動にも努めてまいりたいと考えております。

続きまして、野犬被害の実態とペット類放棄対策についてにお答えいたします。一括でございます。

県や市町村が平成19年度、捕獲・収容した犬の総数は4351頭であります。徘徊している犬には野犬だけでなく鑑札がついた飼い犬もあり、野犬の実態把握が困難な状況にあります。

野犬等の徘徊犬対策として、動物愛護管理センター及び宮古・八重山福祉保健所が中心となり、市町村と連携して地域ごとに野犬等の合同捕獲を定期的の実施しております。さらに、苦情地域につきましては、巡回パトロールやわなの設置を実施し捕獲に努めております。

また、野犬を生む原因の多くは飼い主の安易な放棄によると考えられることから、犬を含むペット類の放棄対策として、平成8年度より市町村、獣医師会、民間団体等と連携した「捨て犬・捨てねこ防止キャンペーン」の実施や、市町村と協働での動物の遺棄防止に関する注意看板の設置等により、動物の適正飼養について広く県民への啓発に取り組んでおります。

さらに、県では今年度「沖縄県動物愛護管理推進計画」の策定に取り組んでおります。

策定後は適正飼養の普及啓発などの各種施策を推進し、人と動物が共生できる社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲 朝則君 まず1点目の平和行政ですが、これは「慰霊の日」に消灯をやって平和を希求する、あるいは平和を願う、反戦への、あるいはまた不戦への誓いを固める、この1本の柱と、もう一つは、今課題となっているこの環境問題、なかんずくCO₂の削減運動というのは既に始まっているんです。いわゆる七夕ライトダウン等を通して全国的にこの運動が先行して

今行われている。それを沖縄はこの「慰霊の日」に持ってきて試行することによって沖縄独自の平和運動と環境運動という対のこの運動が展開できるという意味でこの提案をしておりますから、文化環境部長がこれに対する答弁がないというのは非常に不満である。したがって、クールアース・デー、このライトダウン運動というのは、むしろこの提言に対して乗っていかうというふうな積極的な取り組みがないというのが非常に残念でございます。そこら辺も含めて答弁をよろしくお願いします。

次に、構造計算適合性判定の件と確認申請、全く答弁になってない。本来ならもう一つ一つ細かくやりたいんですが、私が申し上げているのは、この通達が出る背景には国交省への申し入れがあったんですよ。例えば、この構造計算適合性判定のものだけについても通達ではこのように言っています。

構造計算適合性判定の円滑化に資すると認められる場合には、比較的小規模である許容応力度の低いものについては県の方でチェックをやれと。例えば、3階以下、300平米以下、ルート2の2までと、こう具体的に示してほしいです。これについて答弁ください。

そして、県における体制と特定行政庁におけるチェック体制、将来的には私は建築設計サポートセンターとの連携が重要じゃなかろうかこのように思っておりますので、よろしくお願いします。

もう一つは、これまで何度も言っておりますように、沖縄の気候風土や建築文化様式等、いわゆる住まいの文化、この再認識が必要である。その上に立ってウチナービケーン、沖縄にマッチした沖縄発の改正建築基準法の制定に向けた知事の直轄の諮問機関としての位置づけのプロジェクトチームをつくるべきである。それぐらいやらないと、今の沖縄にマッチした法改正はできないということを主張して、そのことの答弁を求めて終わります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 糸洲議員の再質問にお答えいたします。

「慰霊の日」にライトダウンを行うことについては、知事から答弁をしていただいた方がより効果がある答弁ができるのではないかなと思って知事に御答弁をいただいたわけでして、その辺は御理解願いたいと思います。

CO₂の削減との絡みでも、今年度も6月21日の夏至の日から7月7日までのいわゆる七夕の間のものに

ついては、環境省からも全国的にCO₂削減のライトダウンキャンペーンを今年度から実施するようにということで開始してございます。

沖縄県におきましても6月21日、7月7日両方について今年度もライトダウンキャンペーン、7月の七夕の日のクールアース・デーについても実施してございます。

これに加えて糸洲議員の「慰霊の日」に平和行政とも絡めてライトダウンを実施したらいかかという御提言というふうに理解してございますので、それについては十分御提案の趣旨は理解しているつもりでございます。先ほど知事の答弁にありましたように、平和行政の進め方としてどういう方法が効果的かも含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時29分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 再質問にお答えします。

まず1つは、小規模住宅のピアチェックを県でできないのかという御質問でございますが、私どもとしましては、10月にサポートセンターを設置しております。現在、このサポートセンターで対応をさせていただきますので、様子を見たいと思っております。

それから2番目の、県・特定行政庁によるチェック体制、ピアチェックができないのかということでございますが、県と特定行政庁でピアチェックというのは、御案内のとおり資格がないとできませんので、したがってこれは私ども審査する側としては大変大きな課題だと思っておりますので、これから県あるいは特定行政庁でもピアチェックができるようにそういう人材の育成をしてまいりたいと思っております。

3番目に、プロジェクトチームの設置の提言がございましたけれども、それにつきましては議員の提言としまして今後検討をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

〔翁長政俊君登壇〕

○翁長 政俊君 それでは一般質問を行います。

その前に、所見を述べさせていただきます。

那覇市長選挙で、私と同姓の翁長さんが三選を果た

しました。自分のことのように大変喜んでおります。

勝因を私なりに分析をしてみました。そこは、1つは、一番は市民サービスに重点を置いたこと。さらには、市政を開かれたガラス張りの市政にしたこと。さらには、ISOを含めて本当にしっかりと行政を2期8年やってきた実績が認められたものとこのように私は思っております。

特にこの実績の中でも行政改革、いわゆる職員の削減、人件費の抑制、そして組織の改編、組織のスリム化に取り組んで行財政改革を行ったことが私は一番大きく市民が評価したところだとこのように思っております。しかしながら、そういう行財政改革をやった中にもかかわらず、那覇市の財政はそれでも厳しい現状にあります。

さらに、振り返ってこの沖縄県を見た場合に、今行政改革を行っている真ただ中でありましてけれども、私は大変厳しい削減の現状だろうと思っております。もっともっとスピード感を持った形でやっていかないと、私は行政改革というのはできないと思っております。

それと県の説明を聞きますと、これから来る4年の間に県のいわゆる基金をすべて取り崩しても400億近い穴があくという試算も出ております。こういう中においては、やはり行革プラン、これをしっかりと知事を先頭にやっていくことが沖縄県のこれからのいわゆる県民サービスにおいても私はなくてはならない知事の政治的行動だろうと思っておりますので、知事、ぜひここは一生懸命この行革に取り組んでいただいて、各論になればいろいろと出てくると思います。これはもうどこでも一緒ですよ、総論は賛成なんだけれども各論に行くと難しい。ここを突破していく政治力がないと、私は真の意味での沖縄県政は大変厳しい壁にぶつかるとこのように認識をいたしておりますので、どうぞ頑張ってくださいと思います。

それでは、一般質問を行わせていただきます。

1、知事の政治姿勢についてでございます。

(1)、知事は、外交・防衛は国の専権事項と言われていることに対し疑義を呈する発言をされておりますが、その見解を伺います。

(2)、県三役と部長級で構成する県緊急対策連絡会議で、事務局案がこれまで国や県が実施してきた対策が主で県単の新規経済対策が示されず、また中小企業向けに拡大された原油高騰対策融資や県単独融資制度の広報不足等もあって利活用がとても低く、制度の認知度もわずか21%であったことにより、知事が私はあの会議で不満を示されたものとそのように承知をいたし

ております。知事激怒との報道がなされました。事務局案に何が足りなくて何が必要であったのか、知事の見解を求めるものであります。

2番、商工観光行政について。

(1)、金融危機が引き起こした市場の混乱は、世界規模の景気後退に波及し、国内産業の中間決算は大幅な下方修正が続出をいたしております。100年に一度と呼ばれる危機に揺れている中、全国の銀行が融資体制を厳格化して貸し渋りが起こり、融資を断られた企業の経営が行き詰まっております。県内経済においても、好調な観光を背景に、ホテル、マンションを開発してきた本土の大手不動産ディベロッパーの破綻が相次ぎ、受注者や採用内定社員の取り消しが県内経済に与える影響も極めて大きいものと考えます。また、県外求人においても自動車大手メーカー等の派遣社員、大量の解雇や求人が大幅に減っております。県内企業の求人も2割減で、年明けには県内失業率は大幅に悪化するものとの予想もあります。この際、対策はどうなっているのかお聞きをいたします。

一方、好調の観光業にあっても不安材料が出始めております。コストの増加、金融危機による影響で、東アジアからの入域客の大幅減など冬場の閑散期の観光にも影響が出るものと予想されております。県の的確な対応が求められております。どう対応されるのか伺います。

(2)、地域産業について。

地域経済活性化や企業の生産性向上と成長力底上げに取り組む中で、物づくりの産業などの基盤を支える若者の実践技術や、生産現場のリーダーの人材育成が求められております。また、若者のフリーター、ニートの就業及び女性や高齢者、障害者の雇用のためのセーフティネットとして能力開発や職業訓練を行い、早期就職を促進する目的で創設された国立高専、ポリテクカレッジは、産業振興を推進する上で必要な学校として県の要請を受けて設立された国の施設であります。しかしながら、その両校の卒業生が県内で就職できず、7割が県外へ流出するという事態が起こっております。本来、物づくりを通して県内の産業界を支える人材であるはずですが、この現状をどう認識しておられるのか県の考えを問うものであります。

3、農業行政について。

(1)について、後継者育成事業については、従来の発想を転換し農業に従事する若者が継続的に農業で生活し子育てができるように、また新規に農業にチャレンジすることを希望する若者への支援事業や、魅力ある農業をつくり出すためにも成功モデル事例を示すこと

が農業にインセンティブを与え、農業従事者を希望する若者がふえるものと期待をいたしておりますが、県のモデル事業があれば示してください。

(2)、農産物の市場流通経費がコストの7割を占める農業経営を改革し、削減対策に予算、人材を投入することが県内農家を守り育てる早道だと考えますが、県の考えを伺います。

4番目、土木行政について。

(1)、本県の建設業は、取り巻く環境の激化によって厳しい現状であります。業者間の低入札競争も激しく、体力低下が限界にあると言われております。この窮状を変えるには、県が設定する最低制限価格の見直しが求められております。公契連モデル及び財務規則第129条1項を変更することができるか伺います。

(2)について、県が設計金額を入札前に事前公表していることについて、事後公表に改める考えはないか伺います。

(3)について、改正建築基準法に伴う建設確認手続の停滞に関し、国や県が一応の改善策を行っているにもかかわらず、いまだ改善が進まず抜本的な解決策にはなっていないとの現場の声があります。県の認識との乖離があります。どう考えておられますか、答弁をお願いいたします。

5番目、二輪駐車場の設置について。

(1)、本県における気候的な好条件もあって、夏場涼しく冬場も暖かいことや、経済的にも車の購入と比べると、格安で所得が全国一低い沖縄県においては格好な乗り物として採用されております。二輪駐車場を公共施設や県の空きスペースを利用して設置することについて県の考えを伺います。

(2)、二輪駐車違反取り締まりが強化されて、バイク利用者は市街地にとめる場所がなく、取り締まり強化に泣かされております。駐輪場不足は否めません。全国一高い違反摘発とあわせて県警の所見を伺います。

以上、再質問は答弁の後に行います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 翁長政俊議員の御質問にお答えしたいと思います。冒頭おっしゃった行財政改革につきましては、私ども行財政改革プランをつくってちょうど来年度が最終年度になります。しかしながら、さらにもう一步、二歩深く切り込んだと言ったら変ですが、深く入った新たな行財政改革が必要だと考えております。

どうぞ、議員の先生方の御指導を賜りながらきちんと効果が出るように、また我々も丁寧に県民及び議員

の先生方にも御説明し、御協力、御理解を得ながら断固として進めてまいりたいと思いますので、ひとつよろしく御指導を賜りたいと思います。

それでは、知事の政治姿勢の中で、外交・防衛に關しての御質問にお答えしたいと思います。

先日の私の発言につきましては、国が外交・防衛政策を進めるに当たっては、当然、地域の意見をきちっと酌み取って行すべきものであるということを申し上げたつもりでございます。

日米安保体制に基づき、過重な基地負担を負っている沖縄県におきましては、基地負担の軽減を日米両政府に求めることは当然のことであると考えております。

そういう中で、外交・防衛につきましても、地域の政策担当者は当然のこととしてその影響を受けておりますから、我々の意見、考えは当然酌み取るべきであるというような趣旨を申し上げたところでございます。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、マスコミの報道の中で知事激怒というような趣旨のことが総合経済対策に絡む会合の中で書かれていたということで、その内容はどうかという御趣旨の御質問ですが、これは激怒と表現されるというのはまさしく私の不徳のいたすところでございまして、原油高騰から始まったいろんな産業界に対する影響、これは農業も含めていろんな部分がありまして、それがあつた程度山を越え始めた段階で今度は不景気、そして原材料高騰対策とかいろんな現象が出てきて、さらに世界的な金融危機というようなこと、さらにそれから後、自動車を初めとする購買意欲が急速に縮減してきた不景気、さらに円高であるとか、いろんなものが矢継ぎ早に発生しておる中で、私どもも国の経済対策に合わせて当然のこととして県は県のできる範囲の対策を県域内については当然打つべきで、ここの整合をとって補完しながら、しかもいろんな現象があらわれておりますから、できれば我々はおくれずに先手先手と手を打っていかうではないかというようなことを私独自の表現でやったことが強い気持ちが激怒という表現になったかもしれません。不徳のいたすところでございますが、中身はそういうことです。

次に、商工観光行政に係る御質問の中で、金融経済危機に伴う観光産業や、入域客数への影響、県の対策等の御質問にお答えいたします。

アメリカのサブプライムローン問題に端を發しました世界的に景気が低迷の状況に突入しておりますが、現在のところ、沖縄観光への影響は小幅なものにとど

まっております。

平成20年10月の入域観光客数は54万7000人で前年同月を5.3%上回っておりますが、韓国からの観光客数が円高などにより前年同月の約800人が400人に半減をしたことなど、一部には影響が出始めております。

今後、世界的な景気低迷や円高が長期化した場合、沖縄観光への影響も懸念され、一部産業界、特に観光業界の試算では、既に11月には入域客数がマイナスに転じているのではないかと。12月、そして1月、2月とかなり大きい減少すら予想されるということが言われております。

このような中、中長期的な誘客促進の観点から、観光ニーズに即しました誘客、そして宣伝活動を継続してまいりたいと思います。クルーズ船や付加価値の高いツアーの誘致など、円高や景気低迷の影響を受けにくいマーケットへの重点的なプロモーションが効果的だと考えております。

また、海外マーケット調査による長期的戦略の構築や、沖縄の優位性を有する観光資源を活用した誘客・宣伝活動を強化してまいりたいと考えております。

次に、農業行政に係る御質問の中で、後継者の育成に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県では、経営感覚にすぐれた農業後継者を育成するため、農業大学校における実践的な教育研修の充実、そして青年農業者等への農業講座の開催などにより認定農業者や農業生産法人の育成に取り組んでいるところでございます。

この結果、農業大学校卒業生で農業生産法人を設立し、県内トップクラスのマンゴー、そして肉用牛、菊を生産するとともに、雇用の創出や卒業生の研修を受け入れ、就農促進へとつなげている成功事例も出始めております。これらの事例を踏まえ、他産業従事者やリターン青年等も対象に、自立できる農業後継者の育成に努めているところでございます。

次に、土木建築行政の中で、改正建築基準法に対する対策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

改正建築基準法の施行後、建築確認件数が減少をし、厳しい状況が続いていると認識いたしております。

県は、これまで改正建築基準法の影響を最小限にとどめるため、国や建築関係団体と連携をして事前審査の延長、図書省略認定の普及、県外構造技術者紹介事業などさまざまな対策を講じてまいりました。私も、去る5月に国土交通大臣にこの対策を要請してきたところでございます。

建築確認件数が減少した原因としましては、構造技術者の不足、規則に基づく厳格な審査の実施、構造計算プログラムソフトの大臣認定のおくれなどが挙げられておりますが、最も大きな原因は想定外の構造技術者不足が生じたことによりです。

この技術者不足を解消するため、国・県そして建築関係団体との協力により、去る10月に建築設計サポートセンターが設置されたところでございます。

同センターは、県外から招聘をした構造技術者の指導による構造技術者の育成、そして停滞している構造計算を直接行うことといたしております。現在、6名の建築技術者が研修を行っております。

今後、さらに研修員をふやし、平成23年度までに約50名の構造技術者育成を計画いたしているところでございます。

県としましては、同センターを有効に活用することにより、建築確認停滞の解消に大きな効果があると考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 商工観光行政に関する御質問の中で、金融経済危機に伴う雇用への影響と今後の雇用対策についてお答えします。

沖縄県の雇用情勢は、原油高に伴う物価上昇、米国経済に端を発した経済危機などの要因により、有効求人倍率の減少や県外派遣求人数の減少など、非常に厳しい情勢が続くことが予想されます。このため、国においては、全国的な景気の後退局面に伴い、去る8月29日には「安心実現のための緊急総合対策」が、また10月30日には「生活対策」が決定され、その中で雇用対策が実施・検討されているところであります。

沖縄県としては、国の「安心実現のための緊急総合対策」に基づき、沖縄労働局と連携し、12月4日に緊急地域共同就職支援事業運営協議会を設置したところであります。また、現在沖縄労働局長を本部長とし、県も構成員に加わる緊急雇用対策本部の立ち上げについて早急に立ち上げるよう調整を進めているところでございます。

今後は、講習会や就職面接会、職場見学会など国が実施する職業相談・職業紹介をワンストップで実施して、マッチング支援を強化してまいりたいと考えております。

また、平成21年度の新規事業として、国庫補助事業を活用し、経営者の意識改革を図るための事業や、ピ

ジネス・プロセス・アウトソーシング企業への就職を支援する事業などを実施する方向で内閣府と調整を進めているところであります。

次に、国立高専、ポリテクカレッジの卒業生の県外流出についてお答えします。

ポリテクカレッジの卒業生については、就職者のうち約7割は県内、3割が県外へ就職しております。そのうち、県外の就職先については、県内企業の本土事務所や県内に事業所を持つ本土企業が多いとのことあります。

これらの企業に就職した場合、県外で二、三年の経験を積んだ後に県内の事業所に戻るケースが多く、最終的に県外に流出している人材は1割程度ということであります。

国立高専については、来年3月に第1期生が卒業しますが、同校が発表している11月20日現在の就職希望者の約7割が県外企業へ就職内定しております。

県としましては、合同企業説明会などで国立高専、ポリテクカレッジ、専門学校などの学生と県内企業のマッチングを図るとともに、高い専門性を持った若年者にとって魅力ある雇用の場の創出・拡大に努力し、優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） 農業行政の御質問で、農産物の生産コスト削減による農家の育成についてお答えいたします。

県では、農家所得の向上を図るため、生産性の向上、流通コストの低減、消費者ニーズに対応した多様な流通チャンネルによる販売促進等の取り組みを行っているところであります。

具体的には、農作物被害防止施設及び耐候性ハウス等の整備による出荷時期の拡大及び単収の向上、航空輸送から冷蔵コンテナを活用した船舶輸送による輸送コストの低減、農産物直売所の整備やゆうパック等の利用による直販機能の強化、学校給食等への県産農産物の利用拡大による地産地消の推進などの取り組みを進めているところであります。

今後とも、市町村、関係団体等と連携し、農家所得の向上に向け、各種施策に取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 時間の都合もありますので、翁長政俊君の質問及び質疑に対する残りの答弁は、午

後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の翁長政俊君の質問及び質疑に対する答弁を続行します。

土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 土木建築行政の御質問の中の、公契連モデル及び沖縄県財務規則第129条第1項の見直しについてお答えをいたします。

最低制限価格は、不良工事の防止等公共工事の適正な施工の確保及び原価割れ受注の防止を図ることを目的として設定するものであります。

県においては、最低制限価格を「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡会議モデル」いわゆる公契連モデルに沿った算出額を基本に、沖縄県財務規則第129条に基づき契約の種類及び金額に応じて設定しており、平成18年4月から5%引き上げ、予定価格の100分の65から100分の85の範囲内としているところであります。

今後の見直しについては、公契連の動向を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、設計金額の公表についてお答えします。

本県においては設計金額の事前公表を行っておりますが、事前公表をした場合、設計金額から最低制限価格が容易に類推することができるため見積もり努力を損なわせ、応札額が最低制限価格に張りつき、くじ引きによる落札が多発するなどの課題があります。

県では、事前公表している設計金額を公表しない方向で検討しているところであります。

続きまして、二輪駐車場の設置についての御質問の、自動二輪車の駐車場についてお答えします。

中心市街地の県道では自動二輪車の歩道等での駐車が多く、歩行者等の安全性が阻害されている状況があります。しかしながら、県道の状況を見た場合、路上に自動二輪車の駐車場を確保することは非常に厳しいものがあると考えておりますが、県としては市街地における自動二輪車駐車場が必要と認識しており、今後、県道状況を詳細に調査し駐車場設置の可能性について検討してまいりたいと考えております。

また、県民広場地下駐車場についても自動二輪車の駐車が可能となるよう検討していきたいと考えております。

さらに、公共施設においては自動二輪車の駐車施設の附置を市町村条例で義務づけるよう、関係機関と連携し対応を検討していく所存でございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 二輪車の駐車場の確保についてお答えいたします。

まず、本県の二輪車の駐車違反取り締まり件数につきましては、平成19年は9366件で全国で6番目に多い数字となっております。本年は10月末現在で二輪車の駐車違反取り締まり件数は4111件、全駐車違反取り締まり件数の14.4%であります。

検挙された二輪車の大半は国際通り一帯における放置駐車ですが、同地域では歩道上に多数の二輪車が駐車し、一般歩行者や目の不自由な方の通行に著しい支障が生じているとして、多くの取り締まり要請や苦情が寄せられているところであります。

所轄警察署では、迷惑かつ危険性の高い駐車に重点を絞って取り締まりを行っておりますが、恒常的に歩道を駐車場がわりに使用している二輪車が多く、これが数字を押し上げる要因となっております。

二輪車の駐車違反が多い理由につきましては、大多数の店舗や事業所に駐車のための空きスペースがなく、また有料駐車場においても二輪車専用の駐車場所を確保しているところが少ないなど、他県に比べて二輪駐車場の整備がおくれていることが原因であると認識しております。

県警察といたしましては、二輪利用者の実態や駐車場に関するニーズを把握し、道路管理者や財政当局とも連携しながら二輪車専用のパーキングチケットの導入を含め、店舗、有料駐車場経営者に対し、二輪車専用駐車スペースの確保について要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

〔翁長政俊君登壇〕

○翁長 政俊君 それでは再質問をさせていただきます。

幾つか気持ちの入った答弁もございましたけれども、木で鼻をくくったような答弁が多くて、もう少し気持ちが入ってほしいなという思いもしながら再質問でございます。

知事につきましては、外交・防衛は国の専権事項、この発言については、私は先ほどの答弁を聞いておりますとずっと私は言いたいことがあるんじゃないのか

なというところ、本音のところそう思っています。

沖縄県の歴代知事は、機会があるたびに日米両政府に対して我が県のいわゆる過重な基地負担の軽減に向けて努力をしてきたところであります。他府県の知事に比べますと、沖縄県の知事に課せられた国の重い課題を私は背負わされているような感を知事自身も持っておりでになるだろうと思います。なかなか思うように進まない今の基地の現状にいら立ちを感じながら、さらにはジレンマも感じておりでになっていると思います。私はここを察して余りあるものがあると感じておりますが、知事自身もまたワジワジーをしながら、この問題については本当に構えて私はこの発言をしているということを考えておりますので、知事の本音のところをもう少し踏み込んで思いを吐いてもらいたいなということで、1番目については質問をさせていただきます。

次に、緊急経済対策でありますけれども、ここも私はこの発言の報道を聞いたときに、私はさすが経済の仲井眞だなという感をいたしました。こういう知事が持っている今の県下の厳しい経済状況、これをしっかりと事務方がどこまで肌で感じているのかという問題が知事の思いとして出ただろうというふうに認識しておりますから、知事が持っている今の感覚をもっともっと県民にわかるような形でアピールすることも私は必要じゃないかと思っているんですよ。事務方の中身の問題ではなくて、知事のいわゆる今の経済の厳しい環境について肌感覚で怒った、激怒したというのが私は本音の部分じゃないのかなと、こういう思いもいたしております。ここについてもひとつ御答弁をお願いいたします。

それと、商工行政の緊急雇用対策についてでございますけれども、きょうの新聞の報道で厚生労働省と県とで緊急雇用対策本部を立ち上げる旨の報道がなされておりました。とってもいいことだと思っています。

しかし、県の執行部の中にこれをしっかり支えるような緊急対策連絡会議というものが無いことには、私は幾ら国とやったら中身のあるものにならぬと思っているんですよ。ここは全庁的にこの雇用緊急連絡会議を立ち上げることも必要だろうと思いますし、さらには県の出張所がありますね、名古屋とか大阪。ここにやはり県民の皆さんが飛び込んで相談ができるような相談窓口というものも私は設ける必要があるだろうと思っています。ここもひとつお聞かせいただきたいと思っております。

次に土木行政でありますけれども、1番目のいわゆる低入札でございますけれども、この公契連モデル、

これを採用して県はやっていきますけれども、これは大手ゼネコンを対象にしたモデルなんです。ですから地方の小・中の零細の企業を対象にしたものじゃないんですよ。これを勢い県の業者に当てはめるといこともやはり問題だろうと思っています。

それと、落札率が本県では85%未満のものが7割を占めているんですよ。ここも改善する必要があるだろうと思いますので、沖縄県が今度つくる建設業審議会、ここでこのモデルを変えられるような議論ができる場にぜひしてもらいたいと思っておりますので、御答弁をお願いいたします。

それと建設確認業務、これも法改正前よりも80%も回復したと言っていますけれども、私は現場の声を聞くと乖離はかなりあるものと認識いたしております。

サポートセンターについても、これは資格者を育てるには四、五年かかるんですよ。その間どうなっているかということ、沖縄県の大型の公共工事はほとんど県外に持って行って向こうで検査を受けているというのが現実なんです。いわゆる経済の逆流が起きているわけですよ。ここも見直さないといけないだろうと、私はこのように感じているところです。この部分、時間がありませんけれども、ぜひお聞かせをいただきたいと思っております。

建築確認については、RCが沖縄県の住宅のほとんどですから、沖縄のいわゆる経験値に合った形のいわゆる建設確認業務が簡素化されるような法体系を県が率先してやらないと私はうまくいかないと思っておりますので、この法の改正のみが抜本的な改正になるだろうと思っています。

図書の省略についても、これはもう御存じのようにこれで申請をした建築主はたった2件ですよ、これまで。

もう一つ、最後に二輪でございますけれども、この二輪については今県警の答弁がありましたけれども、私は県警は取り締まる側として踏み込んだ答弁をしてもらったと思っています。

しかしながら、肝心の土建部が、国は国土交通省を含めまして法律改正をきちっと行っているんですよ。地方自治体についても予算がないとか場所がないとかいうことを言わないで、しっかりと対応しなさいということ国は地方自治体に言っているんです。これを受けて、せめて県道の空きスペースにモデルとなるような二輪駐車場をつくるのが大事なんですよ。そうすると、那覇市や市街地を持っている市町村に強く県自身も指導ができると思うんですよ。自分はやらないで、市町村に附置義務をくっつけてやれやれ

と言ったところでここはうまくいかんだろうと思っていますので、もう一度踏み込んだ答弁が私はあるものだと期待をいたしまして、一般質問を終わりたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時37分休憩

午後1時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 翁長議員の再質問に答弁させていただきますが、まず第1に、外交・防衛と言いますか、これが国の専管であるかというのは字義上の定義そのものは私も正確には知りません。ただ専管などという言葉は恐らく設置法にも出ていないと僕は思いますけれども、ですが、いずれにしても実質的な内容として防衛問題一つとっても一防衛省でもって防衛に関することがやられるはずがない、政策にしてもですね。外交も同じだと思います。当然地域の行政をする沖縄のみならず各地域の知事さんも含め、各都道府県でそれなりの防衛も外交も当然かかわっていることであります。

そういう中で米軍基地に関係するような面で専管などという表現では処理し切れないものがたくさんあるし、むしろそういう名のもとにこの地域の意思や了解・理解を得ないまま進めるようなことがあってはならないし、それはそうするともっともっと仕事が順調に進みませんよということのある会合で申し上げたところで、これはちょっとプライベートな会合でしたから厳密にいちいち定義をしながらやったものではないんですが、私の気持ちを申し上げたことで、きょうここでまた翁長議員からもうひとつ踏み込んでとおっしゃっていただきましたが、今申し上げたあたりでひとつ御理解を賜りたいと思います。

それからもう一つは、総合経済対策は文字どおり先ほども申し上げましたけれども、いろんな形でいろんな世界的な現象が起こってきて、それに対して県の対応、それから政府も原油高騰の対応であるとか、また各省によって中小企業対策であるとか信用保証の枠の拡大であるとか、省によってまたいろんな手が打たれていますし、予算的には1次補正まではできたので2次補正がいつになるか。しかし政策そのものは打ち出されたとか、いろいろごちゃごちゃしていて整理整頓しながら、さらに県の政策もそれに合わせ補完をしながら展開していこうということを県庁の全員で確認を

したことです。

ですから、それはいろんな意味でマスコミで表現されたことは先ほど申し上げましたように、ちょっと不徳のいたすところもありますが、我々も一生懸命やってまいりたいと思っております。ですからいろいろそんなくしていただいてありがたいですが、これからまたしっかりと県庁の中で心を合わせて経済対策、その他しっかりとやってまいりたいと思っております。

それからこの緊急対策も今総合経済会議というような——これ正確にはあれですが——各部一緒になって会議を設けておりますし、そういう中でまた改めて即行動できるような特別チームといいますか機能といいますかそういうものもつくって、いろんな形で適切に早目に機を逸しないで動けるような特別チームというものもつくって手を打っていきいたいと考えております。ひとつぜひ議員のまたいろんなアドバイス、御指導も賜りたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 再質問にお答えいたします。

まず、最低制限価格の改正でございますが、その件につきまして今議会で提案しています沖縄県建設業審議会で審議できないかという御質問でございますが、当審議会は建設業に関する重要な事項を調査・審議するための審議会でございますので、審議事項の一つとして、入札契約制度に関することも想定しておりますので、審議会の諮問事項について検討してまいりたいと考えております。

2番目に、二輪駐輪場の設置でございますが、私も県としましては市街地における自動二輪駐車場は必要だというふうに認識はもちろんしているところでございます。

そういうこともございますので、今後は県道の状況を詳細に調査し、沿道の状況、それから駐車台数、地域のニーズ、設置後の管理の問題等々整理をしまして、公安委員会そして関係機関と調整を図りながら駐車場の設置について検討をしていきたいと考えております。

それから、建築確認の円滑化には法改正が抜本的なものであると考えるがどうかという質問についてお答えします。

改正建築基準法の法改正については、いろんなところから要望が私どものところには参っております。

この件に関しまして、国の方にも要請をしてきたところでございますが、やはり困難であるという回答でございました。そのため、私ども県としてはさまざまな対応をまいっております。その最大の原因がやっぱり技術者不足でございますので、沖縄県サポートセンターを設置しまして、議員がおっしゃいましたように早急な技術者の育成と、片一方では現在あります構造計算を実際に実施するという事で建築確認の円滑化に解決につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 県外事務所の相談窓口に関する御質問にお答えします。

現在、県外事務所におきまして東京事務所に2人、名古屋事務所に2人、大阪事務所に2人嘱託員を配置し、県出身者の労働相談などに応じております。

県外事務所における相談員のさらなる増員など相談窓口の充実強化を図って、さらに各都道府県労働局、それから都道府県などと連携を強化して県出身者を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 皆さん、こんにちは。公明党・県民会議の上原章です。

通告に基づいて質問を行います。

1、初めに、経済対策についてお尋ねします。

原高騰や100年に一度と言われる米国発の金融危機で世界経済が後退し、我が国そして本県においても企業活動や個人消費の実体経済が大きく冷え込んでいます。その影響から企業の経営縮小、倒産、大規模なリストラなど雇用情勢が悪化、所得や収入減など地域経済は停滞し、国民生活は極めて厳しい状況が続いています。特に中小・零細企業の経営環境は大変厳しく、原材料が高騰する一方で売り上げは減少し、年末に向けての資金繰りに苦しんでいます。国・県が打ち出している緊急保証制度、対策支援資金の迅速かつ円滑な実施が求められています。

また、卒業を控えた新卒者の内定取り消しが問題化しています。きょう、あすをどう生きていくのか、家族をどう守っていくのか、日々の暮らしに必死に頑張っている多くの国民、県民から、今こそ政治・行政があらゆる手だてを講じて景気対策、生活防衛の具体的な支援策に全力で取り組んでほしいとの声が寄せら

れています。

そこで質問です。

(1)、県内の失業率の推移、企業の雇用情勢、倒産状況、大学・専門・高等学校等の就職内定率の推移を伺います。

(2)、県が実施する経済・雇用対策の取り組み状況及び効果を伺います。

(3)、県単融資事業について。

ア、原油高騰対策支援資金の活用状況と課題、対策を伺います。

イ、経済団体や公明党県本部のアンケート調査で同制度の周知不足が浮き彫りになっています。県の認識、対応を伺います。

ウ、県単融資事業の利用促進のため、活用状況の実態調査、中小企業のニーズの把握、関係機関との連携が重要と思うが取り組みを伺います。

(4)、10月31日から実施された緊急保証制度を県の実施している原油高騰対策支援資金とあわせて保証協会の保証料を県が負担する考えはないか伺います。

(5)、定額給付金について。

政府・与党は、新たな経済対策として総額2兆円の定額給付金を決定いたしました。

物価は高く給与・収入は上がらない現状に、子供を抱えている家庭や年金だけで生活している方、売り上げが落ち込んでいる商店街など、各方面から定額給付金の実施に期待の声が寄せられています。

そこで質問します。

ア、国からの説明会があったそうですが、目的と内容を伺います。

イ、日経新聞では、63%の方が賛成と伝えていますが、所得の低い人や収入のない高齢者、小さな子供を抱える若いお母さん方から一日も早い実現をとの声が寄せられ、小売業や商店街の皆さんからは、個人消費を喚起する効果があると期待されています。県民所得が全国一低く島嶼県である本県にとって時宜を得た取り組みと考えるが、知事の見解を伺います。

ウ、定額給付金の実施により本県には総額幾らの金額が給付され、その効果について見解を伺います。

エ、給付までの手順、スケジュールを伺います。

2、次に福祉行政についてお尋ねします。

(1)、妊婦健診について。

だれもが安心して子供を産める社会を目指して、公明党はこれまで妊婦健診無料化を訴えてまいりました。

本県においてもことし4月、全市町村5回無料化が実現し、去る10月23日には、浜四津敏子参議院議員を

中心に公明党女性国会議員団で舛添厚生労働大臣に14回、無料化の申し入れを行い、大臣から実現及び予算要求の回答を引き出しました。

そこで質問します。

ア、国は新たな経済対策で、平成21年度より2年間14回分の健診費用を無料にすると決定しました。県の対応を伺います。

イ、現在、県内は5回の無料化が実現しているが、一部自己負担(2000円)が発生し、健診率向上や無料化の評価につながっていないとの声もあります。完全無料化にできないか伺います。県内で完全無料化実施の市町村はどこかお聞かせください。

ウ、里帰り出産にも適用されるものとするが、県内はどうなっていますか。

(2)、発達障害児支援の取り組みについてお尋ねします。

このことは9月議会でも取り上げましたが、発達障害の子供たちは年々増加傾向にあると言われております。しかしながら本県の診療体制や親子療育支援の体制は全国と比較しておくれているとの声が寄せられ、今議会でも保護者の皆さんから陳情が提出されています。

そこで質問します。

ア、次世代育成支援対策行動計画に組み込む必要があると考えるが見解を伺います。

イ、発達障害児、その家族に対する途切れのない支援システムの構築が求められているが、現状及び対策を伺います。

ウ、南部医療センター・こども医療センターの「こころの診療科」の専門スタッフが不足しています。県の認識と対策を伺います。

病院事業局長は9月議会で、20年4月、臨床心理士1名を配置したと答弁していましたが、現在も診療制限が続いており、子供を診てもらいたくても数カ月待たされ、新規受け付けは停止状態だそうです。対応を伺います。

(3)、ドクターヘリ運航についてお尋ねします。

12月1日より待望のドクターヘリが浦添総合病院でスタートいたしました。一人でも多くの命が助かるよう、関係者の皆様には全力で頑張ってくださいと思います。また、本島北部にも2機目の導入が求められています。

そこで質問します。

ア、12月から運航したドクターヘリで対応する最も遠い地域の距離、時間を伺います。

イ、北部市町村会は北部地域にドクターヘリ導入促

進を求めており、舛添厚生労働大臣も沖縄県に2機目の導入を提唱しています。出勤要請が重なったときの対応も含め2機目は必要と考えるが見解を伺います。

3、次に行財政改革についてお尋ねします。

県は大変厳しい財政運営を求められています。現状を打開するにはこれまで以上に選択と集中を徹底し、税金の無駄遣いをゼロにする強い姿勢が必要と考えます。

一方で、行革の名のもとに福祉や医療、教育が一律に後退することも許されることなく、生活者及び社会的に弱い立場の方々の声に耳を傾け、健全な財政運営に努めていただきたいと思います。

今回県が提案している乳幼児医療費助成、そして重度心身障害者医療費助成、その見直しについても私は納得ができません。庁内でもまだまだ無駄遣いや効率化、不要な事業も多々あるのではないかと、検証し改善することが第一ではないかと思っております。確かに県の財政を見ると何としても財政改革は断行しなければならないわけですが、だからと言って一番弱い立場、いわゆる乳幼児や重度障害者の皆さんに負担を強いられるというものはいかがなものかと思えます。福祉は最後のとりでだとも言われます。しかもそのとりでの中でも最も守らなくてはならないのが乳幼児であり、重度障害者の皆さんではないかなと思っております。

質問します。

(1)、行財政改革プランの推進状況と課題を伺います。

(2)、知事は、県財政が厳しくさらに抜本的な行革に切り込むとしているが、新改革プランの特徴を伺います。

(3)、これまで外部評価者を入れた公開の場での事業仕分けを提唱してきましたが、県の対応を伺います。

4、次に「法テラス」についてお尋ねします。

全国どこからでも無料で法律の専門家による電話相談ができ、必要なら直接アドバイスが受けられる「法テラス」の取り組みは重要と考えます。しかしながら、多くの県民はその設置を知らないとの声もございます。悪質商法等による消費者被害や多重債務者の生活相談がふえており、離島や司法過疎地域が多い本県にとって県民への周知・広報は重要と思えます。

そこで質問です。

(1)、法的トラブル解決のため、無料で法律相談ができる「法テラス」が平成18年10月より開設されているが、取り組み状況、効果を伺います。

(2)、県民への周知を強化する必要があると考えるが、県の対応を伺います。

5、次に、泡瀬運動公園のテニスコートの老朽化や人工芝への改修が求められています。6月議会でも取り上げましたが対応を伺います。

6、最後に、我が会派の代表質問との関連について。

緊急保証制度の円滑な実施についてお尋ねします。

(1)、国は、対象業種を必要に応じて拡充しています。スタート時は545でしたが、現在は698業種になっております。県内において対象業種外との理由で市町村窓口で断られているケースも少なくないそうです。実態を確認し多くの中小企業が活用できるよう市町村と連携をとり、国に業種追加の要請をする考えはないか伺います。

(2)、市町村で交付する認定書の期限が1カ月とのことですが、その理由及び銀行や保証協会の審査期間を考えると短いとの声があります。国に期限を延ばす要請をする考えはないか伺います。

(3)、円滑な実施に向けて、県として関係機関、銀行、保証協会、市町村へ積極的な取り組み要請及び年末年始を含めた窓口体制、人員強化を要請する必要があると思うが、対応を伺います。

以上、質問を終わりますが、答弁によりましては再質問を行います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 上原章議員の御質問に答弁させていただきます。

経済対策の中で、新しい経済対策の認識そして周知不足に関する県の認識についての御質問にお答えいたします。

商工団体等のアンケート調査を見ますと、中小企業者に対する県制度融資の周知は十分とは言えず、県としましては広報活動を強化し利用の促進を図ることが課題と考えております。

広報活動につきましては、県のホームページでの制度紹介、そして県広報誌「美ら島沖縄12月号」へ掲載をし、新聞への掲載を行ったところですが、今後県内5地域での説明会を実施いたしますとともに、リーフレット及びポスターの作成、配布などをして制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、行財政改革に対する御質問の中で、新行革プランの特徴などに関する御質問にお答えいたします。これは3の(2)と(3)が関連いたしておりますので、お許しを得て一括して答弁させていただきます。

少子・高齢化の進行、そして情報化・国際化の急速な進展、さらには社会構造の質的な変化を背景とする

価値観の多様化など、沖縄県を取り巻く社会経済情勢は大きく変化をいたしております。また、第2期地方分権改革におきましては、これまでの国、県及び市町村の役割分担の見直しが進められております。さらには、沖縄県の財政状況は平成20年度から23年度までの4年間で1260億円の収支不足が見込まれるなど大変厳しい状況にあります。

このような状況におきまして限りある行政資源を最大限に活用し、県民の多様なニーズにこたえるためには、簡素で効率的な行政体制を整え、より一層の行財政改革を進めることが重要であると考えております。このため、県としましては、次年度から新組織を設置をし、平成22年度を初年度とする新たな行財政改革プランの策定に取り組むことといたしております。

新たなプランは地方分権時代に対応し、国、県及び市町村、さらに官と民との役割分担を明確に整理したいと考えております。

このような観点から、御提言のありました外部評価者を入れた公開の場での事業仕分けは大変有意義であると考えております。プランの策定に当たって新たな手法として実施してまいりたいと考えております。

次に、泡瀬運動公園のテニスコートに係る御質問で、県総合運動公園テニスコートの改善に関する御質問ですが、この公園のテニスコートは県内最大の16面を有しており、平成22年度に開催される全国高校総合体育大会のソフトテニス競技会場に決定いたしております。

県としましては、全国高校総合体育大会開催までに人工芝のテニスコートとして整備を行うため、平成21年度の国庫補助要請を行っているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 経済対策に関する御質問の中で、失業率の推移、企業の雇用情勢、倒産状況、大学・専門学校の就職内定率の推移についてお答えします。

「労働力調査」による沖縄県の完全失業率は、平成19年が7.4%で、前年の7.7%と比べ0.3ポイント改善しております。また、沖縄労働局の「一般職業紹介状況」による沖縄県の有効求人倍率は、平成19年が0.42倍で、前年の0.46倍と比べ0.04ポイント低下しております。

次に、東京商工リサーチ沖縄支店の「沖縄県下企業

倒産整理状況」による負債総額1000万円以上の倒産状況は、平成19年が78件、前年の83件に比べ件数で5件、率にして6.0%の減少となっております。

沖縄労働局の「新規学卒者の求人・求職・就職状況」によると、沖縄県の大学の就職内定率は、平成20年3月卒業生が65.8%で、前年の68.0%に比べ2.2ポイント低下しております。専修学校の平成20年3月卒業生の就職内定率は86.5%で、前年の85.2%と比べ1.3ポイント改善しております。

次に、雇用対策の取り組みと効果についてお答えします。

沖縄県においては、これまで県単独予算や、沖縄特別振興対策調整費などを活用してさまざまな雇用対策を実施してきました。平成20年度においても、「コールセンターエントリー人材育成事業」や「就職困難者総合支援事業」などの県単独事業や、「沖縄地域雇用創出事業」や「核世代再チャレンジ雇用支援事業」などの沖縄特別振興対策調整費を活用した事業等を実施しております。

また、平成21年度の新規事業として、国庫補助事業を活用し、経営者の意識改革を図るための事業や、ビジネス・プロセス・アウトソーシング企業への就職を支援する事業などを実施する方向で内閣府と調整を進めているところであります。

雇用対策の効果を平成15年から平成19年までの就業者数、完全失業率の推移で見ると、就業者数は平成15年が58万2000人で、平成19年が59万2000人となっており、完全失業率は平成15年が7.8%、平成19年が7.4%とほぼ横ばいで推移しております。

次に、原油高騰対策支援資金の活用状況と課題、対策についてお答えします。

平成20年10月末現在で「原油高騰対策支援資金」は貸付件数23件、貸付金額3億6500万円となっており、利用促進を図ることが課題となっております。

対策としては、制度の周知活動の実施と融資条件緩和の構築を進めております。具体的には、県広報誌への掲載や制度説明会を開催するなど広報の強化を図ることと、国の緊急保証制度の優遇措置が十分に活用できるように県の制度要綱を改正し、対象業種の拡大や融資対象条件に平均売上高や利益率の減少を追加すること等について、信用保証協会や取扱金融機関と調整しており、できるだけ早く実施できるよう作業を進めているところであります。

次に、県制度融資の活用状況の実態調査、ニーズ把握、関係機関との連携、取り組みについてお答えします。

県制度融資の活用状況につきましては、毎月、取扱金融機関から融資実績報告を受けており、資金別の融資実行数を把握しております。また、既存の融資制度の問題点の抽出及び企業ニーズの把握を行うため、県内中小企業約1300社を対象に「平成20年度沖縄県融資制度アンケート調査」を行っているところであります。その結果を踏まえて、企業が求める融資制度への見直しを図ってまいります。

また、金融機関、保証協会、商工団体等を構成員とし、県制度金融のあり方を協議する「沖縄県制度金融研究会」を年に4回程度開催し、中小企業の資金繰りの円滑化を目的として連携を図っております。

次に、緊急保証制度と原油高騰対策支援資金を合わせて保証料を県が負担できないかということについてお答えします。

11月1日から「原油高騰対策支援資金」については、県が保証料を補助することにより、中小企業者の保証料をゼロにしております。さらに原油に加え、原材料価格高騰の影響を受ける中小企業者も融資対象として拡充する作業を行っており、保証料ゼロの県制度融資を活用できるようにいたします。

次に、我が会派の代表質問との関連に関する御質問の中で、緊急保証制度に関して国に業種追加の要請をする考えはないかについてお答えします。

国においては「緊急保証制度」の対象業種を施行開始の10月31日の545業種から、11月14日に618業種へ、さらに昨日の12月10日に698業種へと順次拡充しており、これにより現在は中小企業の全業種の77%が対象業種となっております。

原油・原材料価格の高騰の影響を受けている業種であるにもかかわらず、市町村窓口で対象業種外として断られたとの情報は今のところ聞いておりませんが、市町村に実態を確認したいと考えております。

この制度が全国共通のものであることや対象業種の拡充が適宜行われていることから、当面は状況の推移を見守りたいと考えております。

次に、認定書の期限が1カ月の理由及び国に期限を延ばす要請をする考えはないかについてお答えいたします。

認定の有効期間を30日とする理由は、国からは示されておりましたが、認定してから長期間経過すると、企業の経営状況が変化し認定要件が満たさなくなる場合が出てくることがあるからだと思われます。国の認定要領によると、認定書が発行されてから30日以内に金融機関の審査を経て、保証協会に保証申し込みを行うことが必要です。なお、保証承諾が認定書の有効期

間経過後となっても有効であります。

金融機関から保証協会への保証依頼は通常1週間程度で行われていると聞いており、特に有効期間が短か過ぎるとは考えておりませんが、県としては金融機関に対して迅速な審査を要請したいと考えております。

次に、関係機関へ積極的な取り組み及び窓口体制、人員の強化を要請する考えはないかについてお答えします。

県は、11月に市町村商工担当課職員や沖縄県商工会連合会の担当者に対し、緊急保証制度の認定業務等の円滑化を図るための説明会を行うとともに、市町村、沖縄県信用保証協会、商工会等が連携して業務を推進するよう要請したところであります。また、保証協会や金融機関においても市町村商工担当課を訪問するなど、連携を強化していると聞いております。

このように関係機関においては、窓口体制を強化するなど、積極的な取り組みがなされていると認識しておりますが、今後とも市町村等に積極的な取り組みを働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは経済対策についての御質問で、高校生の就職内定率の推移についてお答えいたします。

沖縄労働局の調査によりますと、今年10月末現在の県内高校生の就職内定率は27.0%で、前年同期の25.6%を1.4ポイント上回っておりますが、高校生の就職を取り巻く状況は厳しくなっております。

県教育委員会としましては、今後さらに学校や企業、関係機関等と連携を強化し、県内外企業の求人開拓等により高校生の就職支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 上原良幸君登壇〕

○企画部長（上原良幸君） 経済対策についての御質問で、経済対策の取り組み状況及び効果についてお答えいたします。

県においては、県民生活や経済活動の安心・安定が図られるよう、去る10月31日に「沖縄県緊急総合経済対策連絡会議」を設置し、これまで2度の会議を開催したところであります。

会議においては、今回の補正予算案で措置する施策を含め、中小企業対策や雇用対策などの7つの柱から成る「沖縄県緊急総合経済対策（案）」を取りまとめ、今後の取り組み方針について確認いたしました。

なお、中小企業等の資金繰り対策のため、国の保証制度が拡充されたことを受け、県内においても10月31日から「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」が開始されているところであります。

県としましては、国の第2次補正予算の動向を踏まえつつ今後とも適切に対応するとともに、県独自の施策や域内循環を高めるための仕組みなどについて検討を進めてまいりたいと考えております。

同じく経済対策についての御質問で、定額給付金の目的と内容についてお答えいたします。

去る11月28日に総務省から示された定額給付金事業の実施方式の素案によりますと、定額給付金事業の目的は、「景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、あわせて、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資すること」とされております。

事業の概要としては、給付の実施主体は市町村とすること、給付対象者は全国で統一的に定める基準日に住民基本台帳に記録されている者、及び外国人登録者のうち一定要件を満たす者として、給付額は対象者1人につき1万2000円、ただし65歳以上の者と18歳以下の者は1人につき2万円とすることなどとなっております。

なお、事業内容の詳細については、今後、地方公共団体の意見も聞きながら詰めていくこととされております。

同じく定額給付金に対する見解についてお答えいたします。

定額給付金は、去る10月30日に政府・与党が決定した「生活対策」に基づき、総額2兆円を限度に生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援策として実施されるものであり、景気後退下での個人消費を増加させるという経済効果を持つことなどから、時宜を得たものと考えております。

同じく本県への給付額及びその効果についてお答えいたします。

平成19年3月末現在の住民基本台帳人口等をもとに、所得制限を設けないと仮定して概算いたしますと、県内における給付金の給付対象者は約140万人で、給付総額は約212億円と見込まれます。

当該給付は、住民への生活支援とともに、個人消費の増加等によって景気浮揚に資するものと考えております。

同じく給付までの手順、スケジュールについてお答えいたします。

定額給付金事業の素案によりますと、申請について

は郵送または市町村の窓口で提出する方法、給付金の受領については本人確認後、口座振り込みまたは市町村の窓口で現金を受領する方法が示されております。

給付を開始する日は、準備の状況等に応じて各市町村において決定することとなっておりますが、「年度内の給付開始を目指す」とされております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 福祉行政についての御質問の中の、新たに拡充される妊婦健康診査の県の対応についてにお答えいたします。

妊婦健康診査は、母子保健法に基づき市町村の事業として位置づけられております。必要な妊婦健診14回のうち5回分の健診費用について地方交付税措置され、県内全市町村において5回の公費健診が実施されているところでございます。

県は、妊婦健診拡充に向けて市町村、産科医会等関係者との調整を行ってまいりました。今般国は、新たな経済対策により、残りの9回分の健診について、平成22年までの間、国庫補助2分の1と地方財政措置2分の1により支援する方針を示しております。

県は、国の動向について市町村へ情報提供を行っているところであり、拡充分の健診内容等については、国の動向、市町村の意向を踏まえ必要な調整を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、妊婦健康診査の無料化と実施している市町村についてにお答えいたします。

妊婦健康診査は、母子保健法に基づき市町村の事業として位置づけられておることから、今年度から県内全市町村で統一した内容で5回の公費による妊婦健診が実施されたところであります。

健診内容について、国の示した基準を上回ることから1人当たりの健診費用は3万2000円となっております。全額公費で健診を実施しているのは、28市町村で13市町村においては1回当たり2000円の自己負担となっております。

妊婦健診の完全無料化については、実施主体である市町村の判断にゆだねたいと考えております。

続きまして、里帰り出産に対する公費健診の実施状況についてにお答えいたします。

妊婦健康診査は、市町村が実施する事業でございます。公費による妊婦健診は各市町村が医療機関と委託契約を行い実施されます。

県内であれば、どこの市町村に里帰りをして妊婦の住所地の市町村の公費健診が受けられます。県外に

つきましては、里帰りをする妊婦の申し出により、住所地の市町村が里帰り先の医療機関と契約を行い、県内同様に公費健診を受診することができます。現在16市町村が県外の里帰り出産について公費健診を実施しております。実施していない市町村につきましては、市町村の公費健診の範囲内で里帰り出産についても実施するよう指導してまいりたいと考えております。

続きまして、発達障害児支援を次世代育成支援行動計画に組み込むことについてにお答えいたします。

沖縄県次世代育成支援行動計画につきましては、平成17年度から平成21年度までを期間として前期計画が策定されております。発達障害児の支援策等については、明確に位置づけられてはおりません。同計画は、平成21年度までに必要な見直しを行い、平成22年度から5カ年の後期計画を定めることとしております。

県としましては、見直しの中で発達障害児支援の位置づけについて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、途切れのない支援システムの現状及び対策についてにお答えいたします。

発達障害の支援につきましては、そのライフステージに応じて支援者や関係機関が異なってくることから、必要な情報が次の支援者や関係機関にきちっと伝達され、継続した支援が行われることが重要であると考えております。しかしながら、現状におきましては、支援者や関係機関の連携不足のため、発達障害児に対する一貫した支援システムが十分構築されていない状況が見られます。

このことから、県におきましては一貫した支援システムの構築を促進するために、沖縄県発達障害者支援センターに県の相談機関、医療機関、支援事業所、教育機関、市町村及び当事者団体等の関係機関による連絡協議会を設置するとともに、市町村に対し、地域自立支援協議会や要保護児童対策地域協議会の活用などに向けた助言・支援を行っていきたいと考えております。

続きまして、ドクターヘリの運航距離、時間についてにお答えいたします。

去る12月1日から運航を開始しましたドクターヘリの運航範囲は、読谷村内のヘリ基地を起点に半径100キロ、片道30分圏内を基本としております。基本運航範囲で最も遠い地域は久米島の距離100キロ、27分です。

続きまして、ドクターヘリ2機目導入についてにお答えいたします。

ドクターヘリの出動要請が重複した場合の対応につ

きましては、本年8月に設置した「ドクターヘリ運航調整委員会」において検討がなされ、ドクターヘリ搭乗医師が患者の容態により適宜判断することとしております。また、離島からの出動要請が重なった場合には、自衛隊の急患空輸の活用を含めて判断することとしております。

ドクターヘリ2機目の導入につきましては、1機目の運航状況等を踏まえて今後研究させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 福祉行政についての御質問の中の、「こころの診療科」専門スタッフの不足についてにお答えします。

南部医療センター・こども医療センターの「こころの診療科」においては、専門スタッフ等の不足により、一部、診療制限を行っている状況があります。病院事業局としては、このような状況に対応するため、病院からの要求に基づき、平成20年4月に臨床心理士1名を配置いたしました。

専門スタッフのさらなる増員については、限られた病院職員定数と現在の県立病院事業を取り巻く経営環境の中で厳しいものがありますが、今後とも、同センターの役割・機能のあり方も踏まえて対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 宮城嗣三君登壇〕

○総務部長（宮城嗣三君） 行財政改革についての御質問の中で、行財政改革プランの進捗状況と課題についてお答えをいたします。

現行の行財政改革プランは、平成18年度から取り組んでおり、平成19年度においては全体42の推進項目のうち、前年度までに実施した2項目を除いた40の推進項目中32項目について、おおむね計画どおりに進捗しております。

これらの行財政改革に取り組んだことによる財政効果は、当初48億7900万円の効果を見込んでおりましたが、最終的には87億300万円となっております。しかしながら、支庁組織の改編や市町村への権限移譲、病院事業の経営健全化の推進等プランの年度ごとの計画が諸般の事情から思うように進んでいないものもあり、今後の課題となっており、今後とも引き続き鋭意取り組んでいくこととし

県としましては、行財政改革プランの着実な実施に向け、今後とも引き続き鋭意取り組んでいくこととし

ております。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 知念建次君登壇〕

○文化環境部長（知念建次君） 「法テラス」の取り組み状況、効果及び県民への周知について一括してお答えいたします。

東京に本部を置く日本司法支援センター、通称「法テラス」は、沖縄県においても那覇市に「法テラス沖縄」を設置し、法制度に関する情報提供、無料法律相談、国選弁護人の選任、司法過疎対策、犯罪被害者支援を行っております。

「法テラス沖縄」によりますと、平成18年10月の開設から平成20年9月までに面談328件、電話1611件、合計1939件の相談が寄せられており、相談件数は広報活動等の結果、年々増加しているとのことであります。また、法律家のいない離島での出張法律相談を行い、金銭問題や離婚問題等の解決が図られているとのことであります。

県におきましては、沖縄県相談業務関係機関・団体ネットワークや沖縄県犯罪被害者支援連絡協議会を通じて情報交換や連携を図るとともに、県で作成しているリーフレットへの掲載、県の相談窓口での案内等「法テラス」の紹介を行っており、今後ともさまざまな機会を利用して県民への周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 幾つかの再質問と要望をさせていただきます。

まずテニスコート、ぜひ予算を確保して、先ほど非常にいい答弁をいただきましたので期待をいたします。よろしくお願いします。

それから緊急保証制度のこの保証料をぜひ県が負担をしていただきたいということで、先ほど調整をしていくという話でした。そのことで、いつからそれができるのか。また、この緊急保証制度、10月31日からスタートしているわけですが、一日も早く資金が必要な中小企業はもう既に活用しています。そういう意味では中小企業の負担を少しでも軽減をし、また平等性の意味から、既に借り入れを開始しているところもさかのぼって適用できないかお伺いします。

それからこれは要望ですが、先ほど対象業種の追加について、市町村からそういう話はなかなかない。当然だと思います。市町村が県にそれを報告するそういう仕組みがないわけですから。実は、この制度ス

タートの時点で、ビルメンテナンス業やまた美容師・理容師、床屋さんとかそこは該当していなくて、我々現場の方からいろいろお話をお伺いして、党として経済産業省に要請をして追加をしているわけで、そういった経緯があります。

そういう意味では、ぜひ県の方としては、市町村の窓口としっかり連携をとって確認をして、本当に少しでも沖縄の中小企業——もうほとんどが中小企業ですので——が利用ができるようにお願いしたいと思えます。

それから県単融資事業についてですが、これは9月議会でも取り上げました。過去5年間、執行率は30%前後と非常に低調なんですね。先ほど部長は、いろいろ金融機関や関係機関と勉強会、研究会をしているという話でしたけれども、なかなか現場の方々の声が県に届いていないのかなという思いもいたします。

そこで再質問ですが、中小企業の方々と意見を交わす中で、県の制度融資は以前は銀行の融資と比較して、金利面や他の条件でメリットがあったと、今はそれほど変わらないという声もあるんです。例えば銀行が金利6%時代に県の制度融資は3%と、いい意味で差別化があったと。今回、原油高騰対策資金で保証料を県が負担する、これは大変評価されていますが、今後利用者にとってこういった制度融資のメリットを高める工夫が必要じゃないかなと思いますが、御意見をお聞かせください。

それから妊婦健診について。

部長、14回無料化スタートというのは、私は来年4月から全市町村がスタートする体制はつくらないといけないのかなと思っております。そういう意味で5回実現したときも県がリードしてやっていただいたわけですが、この無料化の予算は先ほどもありましたように、地方交付税が措置されるということで、その使い道は各市町村に任されている。そういう意味では、市町村間で無料の健診回数に格差が生じることも懸念されるわけです。そういう意味では、ことし4月にスタートした5回無料化も実は1年おくれでスタートしている経緯もあるわけですね。ですから、今回の14回無料化実現はしっかり県がリードをとっていただきたい。

沖縄県は残念ながら低体重児、2500グラム以下の子供さんが一番多く生まれているというそういう現状を考えると、何としてもこの14回無料化は実現をしていかなくちゃいけないのかなと思います。それでその決意をもう一度お聞かせください。

それと、この14回無料化を各関係機関とやる中で、

これが実現すると診療率も向上すると思います。そういう意味では、医師会とも相談をしていただいて完全無料化、もしくはこの2000円の負担をせめて1000円ぐらいいまでにできないのか、ぜひ前向きに検討していただきたい。これもお聞かせください。

それから病院事業局長、「こころの診療科」全く同じ答弁でした、9月と。見てください。まあ知っていると思います。

そこで、一步ちょっと踏み込んで聞きますが、現在のスタッフの体制、診療者数、それから今の体制はそれで十分と考えているのか。そうでなければ、どれだけの人員が今後必要なのか。その対応はどうするのかお聞かせください。

それからドクターヘリについて。

部長、先ほど100キロ30分というお話がありました。実はドイツでは78機ドクターヘリが整備されて、国内どこでも15分以内で駆けつけられる整備がされています。それによって交通事故の死者が3分の1まで激減しているそうです。先ほど自衛隊機とかいろいろありましたけれども、このドクターヘリというのは、非常に時間と、私は救える命を救うという意味ではこの2機目の導入もぜひ検討していただきたいと思います。

それから定額給付金。今こういった意見があります。佐賀県の知事は、定額給付金はあらしのような経済状況の中で、暖かい日差しのように国民に希望をもたらす政策になると期待していますと。あと、与那国の外間町長は、日本最西端の島・沖縄与那国では島内で生産される泡盛や豆腐などを除き、すべての品物がコストがかかり物価高です。定額給付金をばらまきと批判することはおかしいと思います。今求められているのは、この明るい話題を少しでも景気浮揚に結びつける努力です。自治体は事務作業がふえると嘆くのではなく、消費を喚起し頑張ることが大事じゃないかと。そういった声も寄せられています。ぜひこのことも県は市町村とタイアップして頑張っていただきたい。

以上で終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後2時47分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 再質問にお答えします。

平成20年度の「こころの診療科」の新来の患者さんは24名、再来患者さんは761名、合計785名でありまして、月平均約12名の患者さんを診ております。

「こころの診療科」の担当医師によりまして、新たな専門医師のほかに、さらなる臨床心理士、言語聴覚士、児童福祉司、医療保育士等の専門スタッフが必要であるということでもあります。

担当医本人、患者さんの関係団体からも増員要求がありますが、県立病院事業を取り巻く厳しい経営環境の中では県立病院だけの取り組みにも限界があり、職員を増員することは厳しいものと考えております。

したがって、小児医療という政策医療を預かる福祉保健部を含めた関係機関との連携が必要と考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 妊婦健診につきまして、あとドクターヘリについての再質問にお答えいたします。

妊婦健診のスタートがおくれた理由なんですけれども、やはり41市町村と産科医師会との調整が全体的におくれたものですから県が介入いたしました。その中で問題になったのが、超音波検査が国の基準では入っていなかったものですから、それを入れてぜひやってほしいという産科医からの希望がありまして、この分と市町村の調整を県が果たしたところです。

ですから、一応5回分は乗りましたので、4月開始に向けて今後は市町村にいつ開始できるよとか、そういう円滑なスタートというのはできるんじゃないかというふうに考えております。

あと、ドクターヘリの2機目導入なんですけれども、これは20年8月末に厚生労働省において、ドクターヘリ導入促進検討会報告会におきまして、運航実績等を評価した上で段階的に効率性等を十分に分析の上、中長期的な配備計画の中で検討を行うことが妥当であるというふうな見解をまとめております。

県としましても、1機目の運航状況等を踏まえて今後研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 上原県議、さらに公明党におかれましては、保証制度の開設さらに業種の追加等融資制度への施策の御支援を感謝申し上げ、答弁いたします。

県の制度融資についてでございますが、既存の融資制度の問題点の抽出及び企業ニーズを把握するという
ことで、現在アンケート調査を行っております。その
結果を踏まえて、融資制度の緩和、手続の簡素化等、
企業が求める融資制度の見直しを図ってまいりたいと
いうふうに考えております。

それから、原材料高騰も取り込んだ県の融資制度は
いつから利用できるかということでございますが、県の
融資制度の制度改正につきましては、保証協会取扱
金融機関と協議が終了しており、めどとしては早急に
ということでございますけれども、来週じゅうにでも
改正ができるようにやりたいと思っております。

それから、原油原材料高騰支援資金をさかのぼって
適用させることはできないかという御質問でございま
すが、県の制度融資は、沖縄県の中小企業振興資金融
資制度要綱に基づきまして、県、金融機関、信用保証
協会が連携して実施しているものでございます。

要綱改正に当たっても、融資条件、実施時期につい
て三者の協議の上で行われています。

今回の要綱改正については、既に協議を終え実施の
段階に来ており、過去に実行された融資についてさか
のぼって適用することは困難と考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 皆さん、こんにちは。

公明党・県民会議の金城でございます。

質問の前に一言所見を申し上げます。

皆さん、衆議院選挙はいつになるんでしょうか。

公明党は、麻生政権発足後に速やかに解散総選挙を
すべきであるというふうに提案をしてまいりました。
10月26日はどうか、あるいは11月2日はどうか、ある
いは遅くとも11月30日には間違いはないか、
こうすることで準備をしてまいりました。ねじり鉢巻
きをして身構えていたんですけれども、とうとう年を
越すことになりました。

沖縄では10月18日に公明党衆院選勝利総決起大会を
開催をして大盛況に終えることができたんですけれど
も、こぶしのやり場がなくなっております。

そうしている間にも原油高騰の問題がおさまったか
と思いきや、アメリカ発の金融危機が世界経済を今、
席卷しております。それは中小企業の経営難・資金
難、また、非正規社員や契約社員の解雇の雇用問題な
ど、さらにまた多くの国民の日々の生活の問題等々課
題山積、まさに非常事態であります。このときに問わ
れているのは政治の責任であります。これだけの非常

事態、緊急事態に政治はその責任を果たせるのか問わ
れております。

公明党は、毎日のように各大臣初め政府、そして麻
生総理大臣に対してさまざまな提言、提案、申し入れ
をしております。中小企業支援、雇用問題対策、生活
支援等々、危機感を持って訴えて、その危機感を喚起
をいたしております。

具体的には、先ほど上原県議からもるありました
ように、中小企業支援のための緊急保証制度、雇用問
題では継続雇用をする企業に対しての支援金の支給、
また国民生活支援策としては定額給付金の支給、年度
内の実施、少子化対策としての妊婦健診14回の無料
化、また基礎年金の増額、あるいはまた国民年金の受
給資格25年納付の10年への短縮等々、太田代表を先頭
にフル回転をしている毎日であります。おかげさまで
そのほとんどが今年度、明年度にかけて実現の見通し
となっております。

そういう意味で、民主党を初め野党の皆さん方にも
政権批判や政局だけを考えるのではなく、緊急事態の
今、国民生活にプラスになることは思い切って協力を
して、また提言をしていただいて、この国難ともいえ
る危機をともに協力して乗り越えていきたいと考えて
おります。

沖縄県政においても同じであります。仲井眞知事を
先頭に県民生活を守るために、与野党ともに協力をし
て頑張ってもらいましょう。

では、質問をいたします。

1点目、違法薬物汚染問題について。

(1)、県内での違法薬物の実態、種類はどうか。

(2)、中・高校生の被害実態と対策はどうか。

(3)、大麻の種子のネット販売での入手が報道されて
おりますが、法規制強化の取り組みが叫ばれておりま
す。その取り組みはどうか。

2点目、携帯やパソコンのインターネットによる問
題について。

6月議会、9月議会と連続して取り上げました。こ
の問題に対する危機感から今回も質問をさせていただ
きます。

(1)、学校裏サイトの推移、実態把握はどうか。

(2)、ネットいじめの実態と対策はどうか。

(3)、そういうことを踏まえてのネット教育の取り組
みはどうか。

3、待機児童対策特別事業の進捗状況について伺い
ます。

(1)、待機児童対策特別事業で今年度予定の保育士研
修などの実施状況はどうか。

(2)、同事業による認可計画の市町村別の見通しはどうか。

(3)、県の認可化事業計画はどうか。

次に4、県立病院改革について伺います。

県立病院の経営が極めて厳しい状況に立ち至っているとのことで、県立病院あり方検討部会でさまざまな角度から議論が展開されております。

議事録を見ると、平成17年度以降でも毎年30億円以上の経常損失を計上し、累積赤字も平成19年度末で約216億円。一時借入金も毎年約100億円、一般会計からの繰入金も、平成10年に54億円だったのが平成19年に至っては71億円に増加しており、自転車操業でようやくしのいでいる状況にあると言われております。このため、県は今後とも県民への医療提供体制を維持していくためには、抜本的に病院事業を改革しなくてはならない瀬戸際に来ていると言われております。

全国では経営破綻に追い込まれた公立病院が相次いでおります。我が沖縄県において医療提供体制を破綻させることがないように取り組みをしていかなければなりません。そのためにどうするか、全県民的議論を繰り広げ、よりよい方向を見出していかなければならないと思います。

県立病院あり方検討部会では、まず財政負担を抑制しながら病院事業の経営健全化を図っていく。次は県立病院の役割・機能を見直し、民間医療機関との連携、役割分担を検討するなど議論されているようです。その議論の上で今年度中に県立病院のあり方に関する基本構想を策定する予定となっております。

以下、質問します。

(1)、県立病院の改革の一環として、06年4月から公営企業法の一部適用から全部適用に移行しました。全部適用の後の効果はどうでしょうか。適用前後の変化について御説明ください。

(2)、病院改革で医療機能の見直しをどのように検討しているか。

(3)、病院改革で経営形態の見直しをどのように検討しているか。

(4)、経営形態として、県立病院の形と地方独立行政法人、指定管理者制度、民間譲渡などがありますが、それぞれの違いはどういうことか。また、それぞれどのように検討されているか御説明ください。

(5)は取り下げます。

(6)、精和病院を民間譲渡との報道があるがどうか。

(7)は取り下げます。

(8)、県立病院改革について、それぞれの立場で県民は考えていかなければなりませんけれども、県民に求

められることは何でしょうか。

5、これまで長年にわたり母子家庭を支えてきた沖縄市母子生活支援施設（レインボーハイツ）ですが、老朽化が激しく建てかえをしなければならない状況に至っております。県補助について沖縄市からも要請が出されていると思いますが、どのように検討されているでしょうか。

6、港湾整備事業及び海岸環境保護について。

中城湾港新港地区は、沖縄振興計画において、「特別自由貿易地域制度を活用して魅力ある投資環境を整備するなど戦略的な取組により企業立地を促進し、沖縄における加工交易型産業の拠点形成を図る。」とされております。そのために、新港地区における港湾機能を強化することにより、立地企業の競争力を強化し、さらなる企業立地を促進していく。また、循環型社会構築を進めるためにリサイクルポートとしての位置づけもされております。

さらに、物資の円滑な流通を確保するため流通拠点として整備し、産業振興、雇用機会の創出、産業構造の改善などを旨とし、県土の均衡ある発展に資するため流通加工港として整備されてきました。しかし、現状は新港地区協議会など地域の関係者から厳しい声が相次いでおります。

西埠頭は平成6年から供用開始されているが、定期貨物船が運航していない。入港船舶はチャーター船に限定されている。一部企業の利活用にしかになっていない等々。港の背後地に立地している企業を初め中部近郊の企業のほとんどが中城湾新港地区と那覇港の間を陸送するという状況にあり、物流コストの負担を余儀なくされております。また、流通加工港でありながらガントリークレーンなど港湾設備が整っていない、港湾内道路整備も未整備である等々、多くの課題が指摘されております。

そこで以下質問します。

(1)、中城湾港新港地区の活性化に向けた県の方針はどうか。また、これから計画される「沖縄21世紀ビジョン」への位置づけはどのように議論されているか御説明ください。

(2)、ガントリークレーンなど物流拠点としての機能整備計画はどうか。

(3)、中城湾港の西埠頭と東埠頭をつなぐ港湾内道路の整備はどうか。

以上が新港地区についてであります。

次(4)、以前にも取り上げました「中城湾新港地区護岸工事」について、その後の進捗状況を御説明ください。

(5)、比屋根湿地・泡瀬地区海岸改善計画の進捗状況を御説明ください。

(6)、比屋根湿地・泡瀬地区海岸に注ぎ込む一般家庭の排水が環境汚染を引き起こしております。下水道未接続世帯の現状と対策について御説明ください。

7、先回の9月議会でも取り上げましたが、モズクの生産体制や価格安定化へのその後の取り組みについて御説明をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 金城議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、待機児童対策に係る御質問で、待機児童対策特別事業における今年度の事業の実施状況という御趣旨の御質問にお答えいたします。

待機児童対策特別事業における平成20年度の事業としましては、待機児童実態調査や保育内容向上に向けた研修会及び当該研修を受講しました施設への保育教材費の助成等を実施することといたしております。

待機児童実態調査につきましては、現在、認可外保育施設に対しまして認可化への意向や土地・建物の所有状況などを調査いたしますとともに、当該施設入所児童の保護者へアンケート調査を実施しているところでございます。また、保育内容向上に向けた研修会につきましては、県内5ブロックでの開催を終えております。

今後、保育教材費等への助成を行ってまいりたいと考えております。

同じく待機児童に係る御質問の中で、この事業における県及び市町村の認可化促進計画いかんという御質問にお答えいたします。3の(2)、(3)が関連しておりますので、お許しを得て一括して答えさせていただきます。

県では、現在実施中の待機児童実態調査の調査票を年内にも取りまとめ、平成21年1月中旬ごろまでに調査結果を集計することといたしております。当該調査結果をもとに今年度中に各市町村の計画を取りまとめ、県の認可化促進計画を策定することといたしております。

次に、県立病院改革に係る御質問の中で、県民に求められることについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県立病院改革を成功に導くには、何よりも病院事業の主体的な取り組みが重要であります。しかしながら、危機的な経営状況からの脱却や効率的で継続的な

運営体制の構築には、病院事業局の自助努力だけでは解決が困難な課題も含まれております。

また、県立病院のあり方検討は、沖縄県の地域医療をどのように守っていくかに直結する課題でございます。

県としましては、今後とも組織一丸となって県立病院改革に取り組みますとともに、県議会、そして市町村、県立病院以外の医療機関、マスコミの皆さん、すべての県民の皆様から御協力、そして御指導を仰ぎながら県立病院改革に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、港湾整備事業に係る御質問の中で、中城湾港の活性化に向けた県の方針と21世紀ビジョンへの位置づけに係る御質問にお答えいたします。

中城湾港新港地区は、平成20年3月に策定をしました第3次沖縄県社会資本整備計画におきまして、沖縄経済の自立的発展を図るための拠点として、流通機能及び生産機能をあわせ持った流通加工港湾としての整備を引き続き推進することといたしております。

県は、現在21世紀ビジョンの策定作業を推進いたしており、今後、同ビジョンの実現に向けて新たな計画の策定等について検討していく予定であります。中城湾港新港地区につきましても、その中で位置づけていきたいと考えている次第でございます。

同じく港湾整備に係る御質問の中で、物流拠点の機能整備計画に係る御質問にお答えいたします。

中城湾港新港地区の西埠頭は、平成3年より随時供用開始をしております。この間、貨物量の伸びとともに貨物の荷姿に対応した機能施設整備を行ってございます。これまでに照明施設や給水施設、そして平成16年度のソーラス条約に基づく警備ゲート、フェンスの整備を行いますとともに、平成18年度には上屋を整備しております。

今後とも、貨物量や荷姿に対応しました機能施設整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 県内の違法薬物の種類及び薬物犯罪の実態についてお答えします。

県内に出回っている違法薬物の種類は、覚せい剤、大麻、MDMA等合成麻薬であります。

県内の過去3年間の薬物事犯の検挙人員についてありますが、平成18年の検挙人員は103人で、その内

訳は覚せい剤事犯45人、大麻事犯54人、合成麻薬事犯4人となっております。

平成19年の検挙人員は92人で、その内訳は覚せい剤事犯52人、大麻事犯31人、合成麻薬事犯9人となっております。平成18年と比べて11人の減少となっております。平成20年は11月末現在、検挙人員は137人で、その内訳は覚せい剤事犯79人、大麻事犯47人、合成麻薬事犯は11人となっております、前年同期と比較しますと53人の増加となっております。

増加の原因として考えられますことは、末端乱用者による覚せい剤使用事犯が増加したことと、若者による大麻の所持や栽培事犯が挙げられます。

平成18年からことし11月末までの間の合計は、検挙人員は332人で、その内訳は覚せい剤事犯176人、大麻事犯132人、合成麻薬事犯24人となっております。

なお、検挙人員332人のうち少年は3人で、すべて大麻事犯であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 仲村守和君登壇〕

○教育長（仲村守和君） それでは違法薬物汚染問題についての御質問で、大麻等薬物に関するアンケート結果と対策についてお答えいたします。

去る10月1日に高校生が大麻所持により逮捕された事件を受け、県立高等学校全生徒を対象に大麻等薬物に関するアンケート調査を実施いたしました。

その結果によりますと、大麻などの薬物に関する印象については、心や体に害があるとの回答が61.2%である一方、格好いいや気持ちよくなれるなどの回答が14.2%ありました。また、薬物の使用について誘われた経験があるとの回答が4.5%（1821名）、薬物を使っている人を見かけたとの回答が1.8%（707名）ありました。

これらの結果から、高校生の大麻など薬物に対する理解が不十分であることや薬物が高校生の中にも間違いなく忍び寄っていることに大変衝撃を受けております。

県教育委員会としましては、庁内に設置した「大麻問題に関するワーキングチーム」で高校生のアンケート結果の詳細な分析を行い、薬物乱用防止教育の具体的な方策を検討するとともに、年明けには中学生へのアンケート調査を実施いたします。

また、沖縄麻薬取締支所、警察、PTA等関係団体で構成される緊急連絡会議で再発防止に向けた具体的な方策を検討し、県民的運動として社会全体で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、携帯やパソコンのインターネットによる問題についての御質問で、学校裏サイトについてお答えいたします。

学校裏サイトの実態につきましては把握することが困難な状況にあったことから、本年6月より携帯電話会社から携帯電話80台の貸与を受けて、学校裏サイト等インターネットに係る状況調査を行うネットサーチプログラムを実施しております。

本年11月末現在、高等学校60校、中学校12校における調査結果では、誹謗中傷の書き込みが23件、その他、飲酒情報等が報告されております。

誹謗中傷の掲示板については、業者に依頼をし削除したとの報告を受けております。しかしながら、掲示板等にはパスワードが設定されている状況にあり、報告を受けた誹謗中傷等のサイト掲示板については、そのほとんどが生徒からの相談による発見となっております。

県教育委員会としましては、引き続き学校と連携しその実態の把握に努めたいと考えております。

次に、ネットいじめの実態等についてお答えいたします。

県教育委員会において調査したところ、平成19年10月現在でインターネット上で嫌なことを書き込まれた経験のある児童生徒は、小学生で1%、中学生で5%、高校生で7%となっております。

現在、学校においては「人権を考える日」の設定や人権ガイドブックを活用した人権教育の実施、道徳の時間を中心とした道徳教育や自然、社会体験活動等による「心の教育」の取り組み、インターネットの特性や適切なネット利用等、情報モラル教育の充実に努めております。

さらに、指導・支援カルテの活用などにより児童生徒理解推進体制の充実に図り、全校体制によるいじめの未然防止及び早期発見・早期対応やスクールカウンセラー等を効果的に活用した教育相談体制の整備などを行っているところであります。

次に、ネット教育についてお答えいたします。

学校においては、児童生徒の情報モラルやマナー等のより一層の向上を目指し、情報教育や生徒指導を通して指導の強化充実に取り組んでいるところであります。また、携帯サイトでの被害防止等について、県警察と連携し「警察官による授業」を通してネット犯罪の被害者や加害者とならないように児童生徒の支援を行っているところであります。さらに、児童生徒を有害情報から守るという観点から、フィルタリングによるアクセス制限等について、家庭との連携を通して周

知に努めているところであります。

県教育委員会としましては、今後とも、学校、家庭、警察、関係機関・団体等と連携し、インターネットに係る問題について共通理解を図り、児童生徒の健全育成に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 違法薬物汚染問題についての御質問の中の、大麻種子の法規制強化の取り組みについてにお答えいたします。

大麻取締法で「大麻」とは、大麻草及びその製品をいいますが、その成熟した茎や種子及びその製品は除くとあります。このことから、繊維等の製品として使用される茎や七味唐辛子など食品に使用される種子は同法の規制対象外となっております。

国内で流通している種子は輸入されているものがほとんどですが、通関の際には不正栽培防止のため発芽しないよう熱処理することが義務づけられております。また、大麻取扱者免許を持たない者が大麻を栽培することは、同法第3条により規制され、違反した者は懲役または罰金刑などの罰則があります。また、購入者が栽培することを知りながら大麻の種子を販売すると、大麻取締法違反の幫助罪に問われることになります。

このことから厚生労働省におきましては、現行法のもとで不正輸入・販売者に対する取り締まり強化により十分な規制を行えると考えており、現在のところ法律改正などの法規制強化の予定はないとのございます。

続きまして、県立病院改革についての中の、県立病院改革における医療機能の見直しについてにお答えいたします。

県におきましては、県立病院の役割・機能並びに運営体制を抜本的に見直し、効率的で将来にわたって継続可能な医療提供体制を確保することを目的として、県立病院のあり方検討を実施しております。

具体的には、沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会において御審議をいただいております、これまで4回の検討部会が開催されております。

検討部会における医療機能の見直しに関する主な審議状況を現段階で整理いたしますと、北部、宮古及び八重山病院については、原則として現在の医療機能を維持すべきである、また、精和病院につきましては、我が国における精神医療改革の基本方針を踏まえ、精神科急性期医療を充実させていく必要があるとの認識

で意見が一致しております。

続きまして、県立病院の経営形態の見直し及び精和病院の民営化報道についてにお答えいたします。一括でございます。

検討部会における経営形態の見直しに関する審議状況は、県立病院長ヒアリング等で確認された病院事業の経営課題を踏まえ、すべての県立病院についてより自律的で弾力的な経営が可能となり、救急医療等いわゆる政策医療に対する県の財政負担は現在と同様に講じられる地方独立行政法人への移行も含め審議が行われているところであります。

精和病院につきましては、指定管理者制度の導入についても審議が行われているところであります。

なお、同検討部会におきましては、すべての県立病院について民間譲渡は行うべきではないとの認識で意見は一致しております。

続きまして、県立と地方独立行政法人、指定管理者制度、民間譲渡の違いについてにお答えいたします。

病院事業の経営形態について、その特徴を形態別に御説明いたします。

まず、現在の経営形態は地方公営企業法の全部適用となっており、公営企業を効率的に経営するため一般行政組織から独立した経営組織となっておりますが、地方公共団体が直営で経営する企業という特徴があります。

地方独立行政法人は、その地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体がみずから主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として地方公共団体が議会の議決を経て設立する法人であります。

地方独立行政法人の業務運営は、知事が議会の議決を経て法人に業務の目標を指示し、目標達成の手段は法人に裁量権を与え、事後的に業務の達成状況を確認する目標による管理の仕組みが採用されております。このため、第三者評価を含む事後評価の仕組みの導入が義務づけられております。

指定管理者制度は、県立病院の施設所有権等は県のままで、県立病院の運営を議会の手続を得て指定された民間法人等にゆだねる経営形態であります。また、民間譲渡は県立病院そのものを民間法人等に有償または無償で譲渡し、民間医療機関として運営されるものであります。

続きまして、沖縄市母子生活支援施設（レインボーハイツ）への県補助についてにお答えいたします。

市町村が設置する母子生活支援施設については、平成17年度までは児童福祉法の規定に基づき国及び県から社会福祉施設等施設整備費補助金が交付されておりました。

国の三位一体改革に伴って、平成18年度からは次世代育成支援対策施設整備交付金が国から市町村へ直接交付される仕組みへと変わり、児童福祉法における県負担規定も削除されております。このため、沖縄市母子生活支援施設（レインボーハイツ）に対しては、現時点で県からの補助金を支出する法的根拠がなく、従前と同じ名目での県費支出はできない状況にあります。

県としましては、沖縄市からの要請もありましたが、県財政が非常に厳しく政策的経費の削減が避けられない状況の中では、当該施設への補助は困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 知念 清君登壇〕

○病院事業局長（知念 清君） 県立病院改革についての御質問の中の、地方公営企業法の全部適用後の変化についてにお答えします。

病院事業における地方公営企業法の全部適用により、特に知事に留保されたものを除き病院事業局長に執行権及び代表権が与えられたことから、一部適用に比べて経済性や機動性を発揮した病院事業運営が可能になったものと考えております。

一方、依然として地方自治法や地方公務員法の適用を受けることから、経営環境の変化に応じて柔軟に職員を採用することはできないなどの制約があります。

病院事業局としては、こうした制度的な制約を踏まえつつ、地方公営企業法全部適用のメリットを最大限発揮すべく、次年度から人事配置や人事管理、医療機器の購入及び予算に関する権限等を病院長に大幅に移譲することにより、病院における経営力を強化し経営改善を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 港湾整備事業及び海岸環境保護についての御質問の中の、中城湾港の西側埠頭と東側埠頭をつなぐ道路整備についてお答えします。

中城湾港の西側埠頭と東側埠頭をつなぐ道路は、現在、一般車両も含めた道路として供用されております。その道路を港湾の荷役作業に供する専用道路とす

ることなどについて、利用状況や関係機関と調整を図りながら前向きに検討していきたいと考えております。

続きまして、中城湾港新港地区の護岸工事についてお答えします。

うるま市前原から塩屋まで約2キロメートルの護岸は、築造後50年余が経過しており老朽化が進行しているため、地元自治会、うるま市と整備に向けた協議を進めているところであります。

現在、当該地区の護岸整備について国と事業化に向けて調整しているところであり、調整が整い次第、事業に着手していきたいと考えております。

続きまして、比屋根湿地及び泡瀬地区海岸改善計画についてお答えします。

沖縄市の比屋根湿地については、近年、背後陸域からの生活雑排水やゴミの不法投棄等により水質、底質の悪化及び湿地の陸地化による浄化機能が低下しております。そのため、県では、水質浄化機能の回復を図ることを目的として、平成19年度から海域環境創造・自然再生等事業を実施しており、平成22年度の完了をめどに整備を進めているところであります。

また、泡瀬地区海岸については、既設の直立護岸を再整備し、親水性や景観に配慮した護岸とするよう地域からの要望があります。

県としましては、整備の可能性について今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、下水道未接続世帯の現状と対策についてお答えいたします。

沖縄市比屋根地区及び泡瀬地区の平成19年度末下水道接続状況は、両地区合わせて4943世帯中、接続済みが3610世帯、未接続が1333世帯で、接続率は73%となっております。

これらの未接続世帯から排出される生活雑排水が当該地域の水質悪化の一因となっていることから、地元沖縄市は引き続き下水道の整備を進めるとともに、整備済み区域における接続促進対策として、戸別訪問やインターネットによる広報活動の強化、無利子資金貸付制度活用などの取り組みを行っているところであります。

県としましても、これまで県管理浄化センターの見学会や県職員による下水道出前講座の開催、他府県における接続推進事例の情報提供などの対策を行っており、今後も積極的に沖縄市の下水道接続促進を支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは農水産物の生産体制や価格安定化への取り組みについての御質問で、モズク生産体制と価格安定についての御質問にお答えいたします。

モズク生産量は、近年1万3000トンから2万2000トンの範囲で推移しており、価格は1キログラム当たり100円から230円の間で変動しております。平成20年の生産量は1万5500トンで、近年の平均的な生産となっております。

県では、モズクの価格安定を図るため、需要に応じた計画的な生産体制を整えるとともに、品質の高いモズク生産について指導しているところであります。また、消費の拡大を図るため、もずく養殖業振興協議会と連携して、「モズクの日」における試食販売、料理講習会、漁場見学、収穫体験など地産地消を図る取り組み及び国内・国外における販売促進対策を進めているところであります。

海外での販売としまして、今年度は中国の深圳で年明けの現地の旧正月に合わせて販売促進キャンペーンを予定しております。また、新しい取り組みとして、行政と農商工業が連携して開発したモズクギョーザを発表しております。また、沖縄県ももずく養殖業振興協議会では、モズク活用の地域活性化企画を募集するなど、消費の促進にも取り組んでおります。

なお、価格安定対策として、国内水産物安定供給推進事業による調整保管制度があり、本県ではモズクが対象となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 まず、要望を申し上げておきたいと思います。

知事、これは「中城湾（ちゅうじょうわん）」じゃなくて「中城湾（なかぐすくわん）」というふうに読まれておりますから、このようにぜひ御記憶をいただきたいと思います。

中城湾新港地区についてですけれども、ここは循環型社会構築のためのリサイクルポート、あるいはまた加工交易型の港等々、明確な位置づけがされております。しかし、残念ながらまだまだその機能をフルに発揮するに至っておりません。

そういうことで継続した形でこれから東埠頭の整備も進んでいくわけですから、西と東が機能的に連携しながら、そして中部地域のそういう物流拠点としての機能をいかに発揮できるような形で今後の整備を

ぜひ進めていただきたい、このことをお願いをしておきたいと思います。

それで、県立病院改革についてですけれども、病院事業局長からの答弁で全適の効果についてはなかなか局長権限が拡大されたにもかかわらず、いろいろな制約があってその効果を発揮されていないと。また、各職員のアンケート調査の結果を見ても、余りいい評価をしている内容にはなっていないですね。ですから全適が06年の4月からスタートはしたものの、2年半たってなおその病院改革の効果を上げるためのシステムにはなり得ていないと、こういう結果になっております。来年度から人事も予算も院長に譲渡をしてさらに効果を上げるための努力を続けていきたいというのは、果たしてどうなのかという期待値は非常に厳しいのではないかとこのように私も見ております。

そういうことがあるからこそ今回のあり方検討委員会、検討部会でのいろんな議論になっていると思うんですね。

ですから、この一番の目的は、県立病院が果たしてきた県民への医療サービスの提供体制というものはしっかり守っていかなくてはならないと。それを大前提にしながらどういう経営形態、あるいはまた機能システムがいいのかという議論が今展開されております。その部会の議論を見ていると、方向性としては独立法人化への流れというものがうかがわれるんですけれども、しかし一方では現場の院長あたりからは異議が出ている。そういう中でいかにそのバランスをとりながらその医療提供体制を確保していくかということが非常に焦点になっているわけです。

しかし、県立のままで行くにしても毎年70億円前後の繰り入れをしなきゃいけない。ことしは20億円もさらに追加で貸している。さらにはまた一時借入金として一般の金融機関から100億円前後も借りている。この100億円というのは、その年度ごとに清算をしていかないと、もう途端にパンクしてしまう。さらには金融機関がもう貸しませんといった途端に経営が行き詰まってしまう。こういう危機的な状況にあるわけですね。

そういう中で、じゃ、独立行政法人に移行するとしても、この219億円という累積欠損金というものをどう処理するのか。しかし、もうそういうさまざまな課題を抱える中での議論になっておりますから、ぜひその現場の職員の皆さん方が、那覇病院は現場から声が上がって独立行政法人の方に移行した方がいいという現場からの声を受けてそういうふうの実施に移したわけですね。ですから、現場の皆さんがそういうふう

一致した認識のもとにその医療提供体制を確保するような仕組みづくりというものを徹底して議論をしていただきたいと思います。

ただ限られた時間、今年度いっぱいにはその基本構想をまとめなきゃいけないというそういう条件もついているわけですから、ぜひ意欲的にそのことを取り組んでいただいて、何よりも県民への医療提供体制を維持する、確保するということを大前提にやっていただきたいというふうに思います。

そういう方向で知事としてどういうふうにその議論をリード、あるいはまたまとめていくのか。さらにはまた、その部会の議論だけじゃなくして、県民の意向もその中にどういうふうに反映させていくのか、今後の取り組み方についてお願いをいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 金城議員の再質問にお答えしたいと思うんですが、まさに金城議員おっしゃったように、この重要性、必要性、今の危機的状況というのは、今議員のおっしゃったとおりです。ですから、我々実務的に年度末をめどにいろいろ検討していただいて、それを踏まえ、先ほど申し上げましたように県民の理解と協力、そしてこの議会の御議論を経た上で、まさに金城議員の言われたような考え方でいい形で答え、解決の道を見つけ出してやっていきたい。こういう事業というのは必ずもっともっといい形があると私は確信しておりますので、また議論そのものがオープンに無論やりますから、県民のお知恵、議会の御指導を賜りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後3時44分休憩

午後4時19分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

新垣良俊君。

〔新垣良俊君登壇〕

○新垣 良俊君 こんにちは。

質問に入ります前に、所見を述べさせていただきます。

県の財政状況は、4年間で1260億円の収支不足が見込まれており、今後も公債費の増加や社会保障関係費の増加等により、さらなる厳しい状況が指摘されている。

現在、県は行財政改革プランに基づく取り組みを行っているところであるが、今後多様化する行政ニ

ズに対応するためには一般財源の確保が必要であり、さらなる行財政改革への取り組みが求められるものと考えます。また、県の組織においても行財政環境が厳しい中、最小の経費で最大の効果を実現するためには、無駄を省いた簡素で効率的な組織の構築が必要であると考えます。

今議会に提案された宮古支庁、八重山支庁の組織改編は、個性豊かで活力に満ちた多様な地域社会を構築するにはこれまでの国・県・市町村の役割分担を見直し、地域のことはその地域に暮らす住民みずからが判断し、実施に移すことができる行政体制を整えることが必要であることから提案されたものであります。

ぜひとも、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

では、一般質問を行います。

1、農業行政について。

(1)、本県農業の低迷要因の対策について。

県内における農業産出額の推移を見ると、平成8年以降減少傾向にあり、水準的には平成18年は906億円と昭和60年のピーク時の1260億円の2割も下回っており、長期低迷を続けている状況である。特に、全体の農業生産額を引き下げているさとうきびと野菜について、昭和60年と平成18年の農業生産額を比較すると、さとうきびは昭和60年の374億円に対して、平成18年は153億円で約6割の減少で、野菜は昭和60年の225億円であるのに対して、平成18年は118億円と約5割の減少となっており、これら2つの農作物の減少が全体額の減少につながっている要因であります。

そこで、本県農業が低迷している背景は、土壌に有機質が乏しいこと、台風襲来が多いことに加えて冬季は季節風や日照不足等になりやすいなど、地勢・気候的に農業にとっては厳しい環境にあること、また、農業就業者の高齢化が着実に進行している状況にあることなどの課題を解決していく必要があると考えるが、次のことを伺いたい。

ア、有機質の乏しい本県の土壌改良をどのような方法で改善していくのか伺いたい。

イ、台風・季節風対策としての防風林整備がなかなか進まない中で、今後どのように推進していくのか伺いたい。

ウ、農業の就業者として、土木建設業者の農業への新規参入を積極的に推進する必要があると思うが、県はどのように取り組んでいくのか伺いたい。

(2)、農業振興に向けた取り組みについて。

本県農業は、地勢的・気候的に見て厳しい環境にあるが、一方においては本県経済の活性化、地域振興を

図る観点から農業振興は不可欠であります。そのためには、他産業との連携として、農業体験を行うグリーンツーリズム等といった観光産業や亜熱帯性作物の供給等による健康食品産業等との連携が非常に重要と考えるが、次のことを伺いたい。

ア、現在、市町村段階等で「エコツーリズム」や「グリーンツーリズム」を通じた取り組みが積極的に行われているが、県は今後どのような取り組みをしていくのか伺いたい。

イ、亜熱帯性作物の高付加価値化への取り組みについては、現在、民間レベルで一部行われているが、県はどのような取り組みを行っていくのか伺いたい。

ウ、さとうきびの高付加価値化への取り組みとして、県はどのような取り組みを行っていくのか伺いたい。

(3)は割愛します。

(4)、自然エネルギー（太陽光発電、風力発電）の利活用について。

今、農業は、農作物価格の低迷や肥料・原油価格の高騰により厳しい経営を強いられている現状にある。このような状況で、かんがい排水事業等の中で自然エネルギー（太陽光発電、風力発電）施設を導入し、水利用のための電気代の節約を図る必要があると思うが、次のことを伺いたい。

ア、自然エネルギー（太陽光発電、風力発電）の利活用の現状について伺いたい。

イ、今後、かんがい排水事業等の中で自然エネルギーの利活用についてどのように考えているのか伺いたい。

ウ、自然エネルギー施設の導入の要望が強い久米島町のカンジン地区に自然エネルギーを導入した場合、年間どのぐらいの電気代の節約が図られるのか伺いたい。

(5)、カンショの生産振興について。

カンショは栽培しやすいことから、太平洋戦争後の食糧難の時期にも国民の食を支えてきた。しかしながら、食料事情がよくなるに従って次第に果樹等に置きかわり、カンショは余り顧みられなくなった。

一方、品種改良によって甘味を増したことから、むしろ飢饉食・主食の代替というより、おやつ、お菓子の原料とみなされるようになった。そして、近年は健康食品や芋しょうちゅうの原料として利用されている。しかし、病害虫によりカンショ不足が生じています。

そこで伺います。

ア、カンショ生産農家が今注目しているのが久米島

町で実施している根絶を目標とした防除の成否であります。生産振興上、大きな障害となっているイモゾウムシとアリモドキゾウムシの根絶状況について伺いたい。

イ、特種病害虫特別防除事業の事業期間までに根絶することが可能かどうか伺いたい。

(6)、沖縄県家畜改良センターについて。

昭和30年6月に優良種畜（種豚）の生産・育成配布と畜産農家の育成指導等を目的に、琉球種育場石川支場として石川市字東恩納に設立され、以来10年間種豚の改良と飼養管理技術の改善並びに農家への指導普及に努めた。そして、特色と活力ある畜産の振興を図るため改革と組織改正で、平成16年4月にこれまでの沖縄県中部種畜育成センターと沖縄県乳用牛育成センターを統合して沖縄県家畜改良センターに改称し、優良種畜の増殖普及を図るなど、沖縄県の畜産振興の拠点機関として位置づけられている。

そこで伺いたい。

ア、センターは、県内の酪農家で生産された生後2カ月齢前後の雌子牛を委託牛として酪農家から預かるか、あるいは県有牛として直接買い上げ、経済性の高い初妊牛として農家に供給する業務であるが、前年度の委託牛、県有牛の数を示してください。

イ、委託費については、委託日数掛ける1日当たりの委託費ということで算出しているが、飼料高騰による経営難から、委託から県に買い上げてもらう農家が多くなっていると思うがどうか。

ウ、北海道から導入する乳牛とセンターの委託牛、買い上げ牛はおおむね24カ月齢の初妊牛を農家に供給することであるが、導入牛と委託牛はどう違うのか伺いたい。

エ、センターをより強化することが家畜の振興を図る上で大事であると思うが、県の見解を伺いたい。

2、離島観光の振興について。

昨年の本県への観光客数は580万人を超え、過去最多を記録しております。この数字は、「ビジットおきなわ計画」で掲げた目標数をわずかに下回りましたが、好調に推移する本県観光にあって着実な伸びを示しております。2016年度の1000万人観光客誘致を目標とする本県にとって国内客だけでは難しく、海外からの観光客誘致を格段に向上させることが必要であります。

今、国民の国内宿泊旅行先での行動としては、「温泉浴」が最も多く、次いで「自然の風景を見る」、「名所旧跡を見る」の順となっている。このことから沖縄特有の自然環境が残る離島の自然資源や歴史・文

化等の保全が重要であり、観光資源として利用することもまた重要であります。

そこで伺います。

(1)、平成18年の主要離島への入域観光客数を見ると、石垣島77万人、宮古島40万人、久米島9万1000人と伸びているが、座間味村、渡嘉敷村などの本島周辺離島の観光客数が伸びていないが、要因についてどういことが考えられるのか見解を伺いたい。

(2)、観光・リゾートが県経済をリードする総合産業として一層成長・発展していくためには、県・市町村・業界の役割分担を行い、連携しながら取り組むことが重要であります。観光客の満足度を高めるには、施設の整備もまた重要であります。久米島町、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村のターミナルから船舶までの直射日光や雨を遮る屋根つき通路が整備されていないが、整備は必要だと思うが、県の見解を伺いたい。

3、離島の土木建設行政について。

(1)、一般県道久米島一周線（真謝—下阿嘉）が平成7年度事業化により道路整備が施行されました。しかし、下部工の橋脚は何脚か完成していますが、上部の橋梁部が施工されていません。事業期間までに完成できるのか危惧しているが、工事が進まない理由について伺いたい。

(2)、公共工事削減による受注機会の減少や請負単価の下落、昨年6月施行の改正建築基準法の影響により着工数が激減したことなどが原因で業界を取り巻く厳しい現状にある。そのことは県も認識していると思います。特に、離島の土木建築業界の受注機会の増大に積極的に取り組むべきだと思うが、県の見解を伺いたい。

(3)、耐震構造計算書の偽装事件を契機に、再発防止を目的に改正された建築基準法が昨年の6月に施行され、構造計算適合性判定制度が導入されたが、手続の煩雑さ、確認審査の長期間化などにより混乱が生じ、経済問題にまで発展した。さらに、来年5月に施行予定の改正建築士法により新たな混乱が生じることが予想される。特に、離島での影響が大きいと思うが、見解を伺いたい。

(4)、久米島町への観光客の入域目的が多様化している。その一つにマグロ、カジキなどの大型魚の釣り目的で、クルーザーで来島するが、専用のマリーナがありません。白瀬川河口でマリーナの整備ができないか見解を伺いたい。

(5)、粟国村の一周線も着工して16年になるが、まだ道半ばであります。工事が進まない理由について伺いたい。

(6)、琉球エアーコミューター株式会社は、来年6月1日から、現在、同路線に使用中のBN-2B型機（9名乗り）の乗員確保が困難なことから、収支悪化による理由で運休することになっている。しかし、滑走路延長が実現できた場合には、DHC-8型機（39名乗り）で運航再開する予定である。空港滑走路延長の早期実現について見解を伺いたい。

4、食品残渣の再生（リサイクル）飼料化について。

我が国における循環型社会への取り組み指針は次のように示されている。すなわち、国の定めた循環型社会形成推進基本計画によって、今までの大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済のあり方にかわって、資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会を目指し、ひいては地球全体の環境を守っていかうというのである。

その指針に沿って、国・地方自治体・企業・一般家庭により循環型社会の形成へ向けてさまざまな取り組みがなされている。

リサイクルの困難な食品残渣につきましては、さまざまな模索の中、これといった決定的な活用法を見出していないのが現状である。

そこで伺います。

(1)、食品残渣の再生（リサイクル）飼料化（エコフィード）についてどういう認識をお持ちか県の見解を伺いたい。

(2)、飼料価格は主原料のトウモロコシの高騰などで畜産農家に大きな影響を及ぼし、経営の破綻、廃業という厳しい状況にある。そういう中で、未利用の食品残渣を養豚飼料として活用している農家と民間団体があるが、食品残渣が足りない状態だと言われている。今こそ、一般家庭の生ごみの分別化を進めることが大事だと思う。そこで、市町村において生ごみの分別化を促進するために、県の呼びかけで「市町村分別推進協議会」（仮称）を立ち上げることはできないか伺いたい。

(3)、農林水産省の畜産統計（平成19年2月1日現在）によると、豚の飼養頭数で全国一位の鹿児島県が138万5000頭で、本県が23万4500頭、全国13位であるが、飼養頭数が鹿児島県の約17%であります。飼養頭数増を図るには、食品残渣の再生飼料化を促進することではないかと思うが、見解を伺いたい。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣良俊議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、農業行政に関する中で、建設業者の農業参入についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

建設業など一般企業につきましては、担い手不足や遊休農地の解消の観点から、平成17年に農業経営基盤強化促進法が改正され、農業への参入が可能となっております。

一般企業を農業に参入させるに当たっては、参入区域を設定した基本構想を県知事の同意を得て、市町村が策定することとなっております。

現在、国頭村、東村、金武町、与那原町において基本構想が策定されているところでございます。

次に、同じく農業行政の中で、「グリーンツーリズム」の取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、農林水産業振興計画に基づき、農業や農村の生活体験を通して都市との交流を促進し、農村の活性化を図るため、「里、海、山まるごと体験」の沖縄型グリーン・ツーリズムを推進しているところであります。

これまで情報発信や人材育成を図りますとともに、農業体験農園、交流施設、農産物直売所、農村レストランなど、地域における受け入れ施設の整備を支援しているところでございます。また、利用者や受け入れる側の情報ネットワークの形成など、観光産業が進めているエコツーリズムとの連携を図りつつ、グリーンツーリズムを推進してまいり所存でございます。

次に、離島の土木建設行政に係る御質問の中で、公共工事の受注機会拡大の取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、公共工事の発注に当たって、地域要件を設定するなどの方法により地元企業の受注の確保に取り組んでいるところでございます。

県としましては、工事内容や現場条件等を勘案し、可能な限り分離・分割発注を行いますとともに、地元企業で施工が困難な工事についても共同企業体方式により、地元企業の受注機会の確保に努めているところでございます。

今後とも、地元企業の受注機会の拡大に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、同じく離島の土木建設業に係る御質問の中で、改正建築士法による影響いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

耐震偽装事件後の建築士法改正により、新たな高度な専門能力を有する構造設計一級建築士、設備設計一級建築士制度が創設されました。

この法令改正によりまして、平成21年5月27日以降、確認申請を行う際には、ある一定規模以上の建物につきまして、構造設計一級建築士や設備設計一級建築士によりまず法適合確認を受けることが義務化されます。

県内における建築士資格取得者は、構造設計一級建築士では24人、設備設計一級建築士では20人となっております。

県といたしましては、離島地区においても混乱が生じないように、国や建築関係団体と連携をして、沖縄県建築設計サポートセンターを活用するなど適切な対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 護得久友子さん登壇〕

○農林水産部長（護得久友子さん） それでは、農業行政についての御質問で、土壌改良についてお答えいたします。

本県の土壌は、一般的に有機質の含量が乏しく、耕土が浅いため、有機質資源の活用など土壌改良が重要であると考えております。

県においては、土壌の改良を図るため、平成20年度から21年度にかけて、沖縄型土層改良促進基礎調査事業を導入し、有機質資材や酸度矯正資材の適正な投入量及び心土破碎工法などの実証試験を行うこととしております。

今後、実証試験の結果をもとに、圃場整備事業等において有機質の投入、酸度矯正、心土破碎を活用した土壌改良を計画的に進めてまいります。

同じく農業行政で、防風林整備についてにお答えいたします。

台風等による農作物の被害軽減を図るためには、農地防風林の整備が重要であります。県においては、農林水産業振興計画に基づき、計画的に農地防風林の整備を推進しているところであります。

しかしながら、防風林整備に伴う耕作地の減少、農地への樹根の進入、日陰発生等から受益農家の理解が得られにくい状況にあります。

そのため、林帯幅の縮小や直根型樹木の選定を図るとともに、防風林整備についての理解を得るため、市町村と連携して農家等への説明会等を開催しているところであります。

また、防風林の重要性についての普及啓発を図るため、毎年11月の第4木曜日を「防風林の日」に制定

し、防風林関連行事を開催しております。

県としては、今後とも関係機関と連携を図り、農地保全整備事業等において防風林の整備に取り組んでまいります。

同じく農業行政で、亜熱帯性作物の高付加価値化についてお答えいたします。

県では、県産農産物の付加価値を高めるため、ゴーヤー、カンショ、アセロラなどの加工施設の整備や特産品開発などに対する支援を行っております。その結果、ゴーヤー茶、紅芋を利用した菓子類、アセロラワインなどが製品化され、地域経済の活性化に寄与しております。また、独立行政法人の研究機関や大学、民間と連携して、付加価値を高めるための試験研究を実施しているところであります。

今後とも、地域特性を生かした県産農産物の生産振興及び高付加価値化を図るため、関係機関と連携した取り組みを推進してまいります。

同じく農業行政で、さとうきびの高付加価値化についてお答えいたします。

さとうきびについては、ラム酒やさとうきび酢の製造に利用されるとともに、砂糖を抽出した後のバイオエタノールの実証試験がなされるなど、付加価値を高めた製品開発が期待されております。

県としては、さとうきび総合利用として、まろやかな味の新含みつ糖の製造、繊維を利用したかりゆしウエアの製造、機能性成分の抽出や食物繊維の製造などについて、実証事業を実施しているところであります。

今後とも、砂糖の安定生産に留意しつつ、地場産業の育成を図る観点から、農商工連携事業の活用を含め関係機関と連携し、さとうきびの総合利用に取り組んでいきたいと考えております。

同じく農業行政で、自然エネルギーの利活用については、関連しますので一括してお答えいたします。

自然エネルギーの利活用については、環境への配慮、施設の維持管理費の軽減を図るため重要であると考えております。

農業農村整備事業における自然エネルギーの利活用については、現在、国営かんがい排水事業により、宮古島の風力発電施設、石垣島や伊是名島の太陽光発電施設が整備されております。

なお、久米島町のカンジン地区については、電気代等採算性を含め、自然エネルギー導入を検討しているところであります。

同じく農業行政で、イモゾウムシとアリモドキゾウムシの防除状況及び根絶の見通しについては、関連し

ますので一括してお答えいたします。

久米島におけるアリモドキゾウムシ根絶防除については、平成10年度から不妊虫放飼法による根絶防除に取り組んでおります。

これまでの防除の結果、久米島全域でほぼ根絶状態になっていますが、アーラ地区の一部地域で野生虫が確認されており、現在、同地域で重点的に防除を実施し、平成21年度には国による根絶確認調査が実施できるよう取り組みを強化しているところであります。

イモゾウムシについては、平成14年度から島の一部地域を対象に不妊虫放飼による根絶防除を実施しており、今後、地域を拡大しながら防除を強化していく計画であります。

同じく農業行政で、乳用牛の供給実績、買い上げ頭数及び導入牛と委託牛の違いについては、関連しますので一括してお答えいたします。

家畜改良センターでは、県内の酪農家で生産された生後2カ月齢前後の乳用雌子牛の中から選定した委託牛と買い上げた県有牛を育成し、経済性の高い初妊牛として供給することにより、酪農家の経営の安定に寄与しております。

初妊牛の平成19年度の供給実績は、委託牛117頭、県有牛15頭の合計132頭となっております。

酪農家からの買い上げ頭数は、平成19年度が11頭の実績になっており、20年度についてもほぼ同数の買い上げ希望頭数となっております。

また、かつては当センターから供給された乳用牛が北海道導入牛と比較して能力が低いとの評価がありましたが、近年は良質な自給粗飼料等を混合したTMRの給与、飼養衛生管理の改善等によって導入牛と同等の能力を発揮しております。

同じく農業行政で、家畜改良センターの機能強化についてにお答えいたします。

現在、県では行財政改革プランに基づき「家畜改良センター乳用牛部門事業改善プラン」を策定しております。

プランの内容としては、受精卵移植による高価格な肉用子牛の生産、酪農家の希望に応じた受託方式の導入、雌子牛の出産率の向上、収支の改善などとなっております。これらを検証し多様なニーズに対応した今後のセンターのあり方について検討しているところであります。

次に、食品残渣の再生飼料化についての御質問で、食品残渣等の飼料化については、関連しますので一括してお答えいたします。

食品残渣の飼料化については、資源循環型社会の構

築や、豚などの飼料自給率の向上を図る観点から、重要であると考えております。

そのため、県では、平成20年度から地域エコフィード利用体制確立支援事業により、食品製造副産物の発生量、成分分析、取り組み事例などの調査を実施しているところであります。

今後、これらの調査結果等を踏まえ、食品残渣等の飼料化、給与方法、推進体制などについて検討することとしております。

なお、家庭から出る生ごみについては、安全性の確保が難しいことから、現時点での利用は困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 離島観光の振興に関する御質問の中で、本島周辺離島の観光客数についてお答えします。

近年、沖縄県全体の観光客数は増加傾向で推移しておりますが、座間味村、渡嘉敷村については入域者数が伸び悩み、平成15年には両村合わせて20万9292人でありましたが、平成19年には18万4532人と、約2万5000人減少しております。

現地の村役場や商工会等の関係者の話によりますと、沖縄本島から慶良間近海に直接ダイビングやホエールウォッチングに来るポートがふえていることなどが、座間味村や渡嘉敷村への入域観光客減少の要因になっていると考えられるとのことであります。

また、他の離島においては地域行事の中止等の影響が出ているものと考えられます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 離島観光の振興についての御質問の中の、ターミナルから船舶までの屋根つき通路の整備についてお答えをします。

久米島町等におけるターミナルから船舶までの屋根つき通路については、観光振興等の観点から整備の検討が必要であると考えております。県としましては、現地の利用状況や地元町村との協議を踏まえ、整備について国と調整をしていきたいと考えております。

次に、離島の土木建設行政についての御質問の中で、久米島一周線の進捗状況についてお答えします。

久米島一周線は、真謝から下阿嘉までの延長2.4キロメートルの区間について、道路拡幅と線形改良を目的として、平成7年度から道路改築事業に着手してお

ります。

現在、約1キロメートルの道路改良工事と2カ所の橋梁工事を実施し、進捗率は平成19年度末で約50％であります。そのうち、橋梁整備については、1号橋は下部工8基のうち6基を施工し、上部工7径間のうち5径間を架設しており、また、2号橋は下部工14基のうち12基を施工し、上部工13径間のうち2径間を架設しております。

工事の進捗がおくれている理由は、未相続の土地や相続人不明者が多く、用地交渉が難航していることであります。

今後は、土地収用法に基づく対応も含めて早期に用地取得を図り、平成23年度末の事業完成に向けて取り組んでいく考えであります。

続きまして、マリーナの整備についてお答えします。

公共マリーナの整備事業は、起債により整備を行い、利用料金により返済する事業であります。

したがいまして、久米島地域におけるマリーナの整備は、整備済みの兼城港の利用状況や今後の需要を把握した上で、整備の必要性、採算性などの検討を行う必要があります。

また、仲里漁港にはフィッシャリーナが整備され、来島するクルーザーはビジターバスの利用が可能であると聞いております。

続きまして、粟国一周線の工事についてお答えします。

村道粟国一周線は、粟国港、長浜ビーチ、粟国漁港及び筆ん崎等を結ぶ延長9.6キロメートルの基幹道路であります。

県は、地元粟国村からの要請を受け、平成4年度より県代行事業として着手し、粟国港より粟国漁港付近までの2.3キロメートル区間について平成15年度に整備を完了しております。

残りの区間について、工事の進捗が進まない理由は、未相続の用地が多数あることや、代替地等の要求により用地の取得が難航していることが挙げられます。このため、県としましては、地元粟国村との連携を図り用地取得に努め、工事の進捗を図っていききたいと考えております。

続きまして、粟国空港滑走路延長についてお答えします。

粟国空港は、昭和53年に滑走路長800メートルで供用開始し、以来、島民生活を支え、地域振興を担う重要な役割を果たしております。

しかしながら、航空会社によると、現在就航してい

るＢＮ－２Ｂ型機のパイロットの定年退職等により、平成21年６月１日から路線を一時運休すると聞いております。

今後については、採算性や安定就航の面からＤＨＣ－８型機の導入により機材の大型化を図り運航を再開したいとして空港の拡張整備を要望しております。

このような状況の中で、県としましては、粟国空港の拡張整備による航空路線の維持確保は、離島振興と地域住民の生活安定を図る観点から重要であると考えております。

そのため、引き続き基礎的調査を行うとともに、地元及び関係者の合意形成等を勘案しながら、早期に事業化ができるよう取り組んでいく考えであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

〔桑江朝千夫君登壇〕

○桑江 朝千夫君 緊張感が少し途切れるような時間帯ですが、あとしばらくおつき合いをしてください。

一般質問の最終日４日目、私は７番バッター。７番バッターで５時です。大変いいペースで来ていると思います。良識を持ってやればできるんですね。きのうも７時半に終了した、いいペースだったんじゃないでしょうか。ところが、初日、２日目と１０時間、あるいは１０時間以上かかっているんです。尋常じゃないですね、とても。

議会は言論の場、議論の場、言論の府、重々承知をしています。しかし、それにしても１０時間以上というのは尋常じゃない。議会の改革のための小委員会も設置されています。議長、議運委員長、改革を望んで、尋常じゃないと思っている議員は多くいると思うんです。ぜひとも議長、議運委員長、その指導力を発揮していただいて尋常な状態に戻していただきたい。やる気がないんであれば小委員会はすぐに解散すべきだと思います。ぜひとも改革をしてください。要望をいたします。当局には質問をいたします。

１、中城湾港について。

(1)、中城湾港は、北の勝連半島から南の知念岬までの広大な海域の湾、天然の良港であります。

その港湾内で南は西原与那原地区のマリン・タウン・プロジェクト、沖縄市の東部海浜リゾート計画事業、うるま市、沖縄市にまたがった中城湾港新港地区、そしてそこにＩＴ津梁パークが張りついた、そういう壮大なプロジェクトが展開され着工されたもの、完成間近な事業が地域それぞれにあります。その中部東海岸の広域の振興・発展なんです。これからの

中城湾港の展望について将来像をお持ちでしたらお聞かせをください。

(2)、港湾管理体制——これは新港地区の港湾管理体制——現在中城湾港建設事務所が管理を行っていますが、今後もずっと続けていくんでしょうか。管理組合等そういったものに成長する可能性もあるんでしょうか、お伺いをいたします。

(3)番は省きます。

(4)番、リサイクルポートの活用について。

第３次沖縄県社会資本整備計画、本年度から23年までのもので、中城湾港新港地区の設備でリサイクルポートとしての総合静脈物流の拠点形成に向けて取り組むとうたっておりますが、現在の状況、そして今後の進展についてお伺いをいたします。

(5)番、定期船就航実験について。

過去の定期船就航実験では２つあります。中城湾港の利用促進策を検討するマネジメント研究会による実験は、平成14年11月29日から８日間、東京－大阪－那覇－中城湾港と。そして民間の企業が平成18年６月から19年の５月まで。県としては、今度こそ持続可能な定期船就航とするために、沖縄物流戦略チームの定期航路就航実現チームに３年をめどといいますか、それぐらいは実験を継続するようにしてはいいかなものか、その施策はあるのかお伺いをいたします。

次に(6)番、港湾整備について。

新港地区は、沖縄県の物の円滑な流通を確保するための物流拠点を整備するとともに、流通機能・生産機能をあわせ持つ流通加工港湾としての整備をすると事業概要でうたっていますが、新港地区の特別会計の歳出予算の中で施設整備費がゼロなんですね、今年度から。それで物流拠点の港らしくなっていくのか心配をしています。どんなものなのでしょうか。機能整備を望むものとしてお伺いをいたします。

次に(7)番、東部海浜開発事業（中城湾港泡瀬地区埋立事業）についてであります。

ア、この事業の名称について伺います。沖縄市の我々は大体東部海浜開発事業と言っています。国の埋立事業、県の埋立事業ではこの埋立事業の名称は何と言っているのでしょうか、教えてください。

イ、そして６月にも質問しましたが、この東部海浜開発事業1000万人の観光立県として中部東海岸の観光施設の拠点となり得るかどうかですが、どう思いますか。知事に伺います。沖縄のかなめとなり得るのか、お伺いをさせていただきます。

そしてウ、沖縄市が策定する土地利用計画、平成22年までと言っていたんですが、これを早めなきゃなら

ない。県は先ほどの質問の観光立県としても関連づけて、県は沖縄市とともにこの土地利用計画に積極的に加わっていただきたいと思います。加わるべきだと思いますがいかがでしょうか。

大きな2番、建築行政について。

(1)、乙第4号議案「沖縄県建設業審議会設置条例」について。

ア、設置目的を伺います。また、この建設業の改善に関する最重要事項とはどういったものがありますでしょうか、例を挙げてお答えをいただきたいと思います。

(2)、県発注のあり方、方法について。

ア、工区分けしますね、なるべく分離・分割発注をしよう。そして大きな事業は Ⅰ区、Ⅱ区、Ⅲ区と工区分けをしていますね。その工区分けをする理由を伺います。

そしてイ、これは公募型であったんですけども、工区分けした物件が同事業、Ⅰ区、Ⅱ区に分けているのに、Ⅲ区もⅠ区も同じ企業体が受注をした。これは健全なんでしょうか。好ましくないとは思いますがね。今後そういったことがないような対処をどうとらえてでしょうか。

3番、沖縄職業能力開発大学校（ポリテクカレッジ）について。

(1)、ポリテクカレッジは職業訓練における国と地方の明確な役割分担のもと、産業基盤を支える高いレベルの物づくり人材を養成するための国の責務として設置・運営されてきました。それが行革の目的によって雇用能力開発機構の廃止方針が決定された。このことを県はどう受けとめているのか、どう考えるのかお伺いをします。

(2)、ポリテクカレッジ所在自治体——これは沖縄市です——沖縄市がそのポリテクカレッジは国で現状のまま存続してもらいたいと強く求めているが連携をとりますか、お聞かせください。これが沖縄市に委託されたら、体力のない沖縄市がとてもじゃないけれどももたない。そういう心配があります。県の考えをお伺いをいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 桑江議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、中城湾港の展望についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

中城湾港は、東海岸地域の活性化、そして物流拠点の形成を推進し、県土の均衡ある発展に資するべく産

業の振興、観光の振興、県民生活の向上等、沖縄県の振興・発展を支える地域として、そしてこの基盤整備を進めているところでございます。

新港地区は、沖縄経済の自立的発展を図るための拠点として、流通機能及び生産機能をあわせ持った流通加工港湾としての整備を引き続き推進する予定でございます。

マリン・タウン・プロジェクト西原与那原地区は、地域住民の海洋性レクリエーション活動の場として、また泡瀬地区は観光・リゾート振興のための戦略的な国際交流リゾート拠点として整備を推進します。

今後とも各地区の整備目的を踏まえ、地域のニーズに適切に対応しつつ計画的に整備を推進していきたいと考えているところであります。

同じく中城湾港に係る御質問で、物流拠点の港らしい機能整備についての御質問にお答えいたします。

中城湾港新港地区の西埠頭は、平成3年より随時供用開始をいたしており、この間、貨物量の伸びとともに貨物の荷姿に対応した機能施設整備を行っております。これまでに照明施設や給水施設、平成16年度のソーラス条約に基づく警備ゲート、フェンスの整備を行いますとともに、平成18年度に上屋を整備いたしております。

今後とも貨物量や荷姿に対応しました機能施設整備を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、同じく中城湾港に関する御質問で、沖縄市が策定する土地利用計画に関する御質問です。

泡瀬地区埋立事業は、地元からの強い要請に基づき、国際交流拠点の形成を図るとともに、新たな雇用の場を確保し県土の均衡ある発展に資することを目的として、国・県及び市が連携をして進めている事業であります。埋立後は、県及び市において国際交流リゾート拠点や海洋性レクリエーション拠点の整備を行うことになり、マリンシティ泡瀬の実現を図るものであります。

沖縄市においては、今年度から今後の社会経済情勢を見据えた土地利用計画の見直しを行っております。

県としましては、国とも連携を図りながら三者で構成する連絡調整会議に参加をし、より経済的合理性を高めた土地利用計画が策定されるよう、積極的に市に協力をしていきたいと考えているところでございます。

次に、建築行政に係る御質問で、建設審議会の設置目的等に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県の建設業は、基幹産業の一つとして県経済の発展と雇用を支える重要な役割を果たしております

が、近年、建設投資が減少する中、需給のギャップが拡大するなどの市場構造の大きな変化により、厳しい経営環境に直面いたしております。

このような状況のもと、建設業の諸課題に関する重要事項を調査・審議するため、中立的な立場からの意見、そして提言を行う建設業審議会を設置するものであります。

建設業審議会では調査・審議する建設業の改善に関する重要事項といたしましては、第1に、建設業の活性化に関する施策、第2に、入札契約制度の改善のための施策、第3に、沖縄県入札参加資格審査及び等級格付、第4に、受注・発注、元請・下請関係の適正化などなどを想定いたしているところであります。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） 中城湾港についての御質問の中で、中城湾港の今後の管理についてお答えします。

中城湾港の新港地区につきましては、沖縄経済の自立的発展を図るための拠点として、流通機能及び生産機能をあわせ持った流通加工港湾としての整備を推進することとしております。

県としましては、新港地区の管理運営について今後とも地元沖縄市、うるま市や関係団体等と連携を図るとともに、国際交流物流戦略チームよりの提言やリサイクルポートの活用に取り組み、中城湾港新港地区のさらなる利用促進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、リサイクルポートの稼働状況についてお答えをします。

中城湾港は平成15年4月にリサイクルポートに指定されました。指定当初、リサイクル関連企業は6社でしたが、平成20年11月時点で11社にふえ約300人が雇用されております。現在、廃自動車などの金属くずや廃プラスチック、廃家電や廃OA機材、廃タイヤやガラスなどを取り扱っておりますが、新たに廃木くずなどを取り扱う企業が立地する予定であります。

続きまして、今後の取り組みについてお答えします。

県では、現在、国の循環型社会形成促進のための海上輸送円滑化検討委員会の提言を受け、中城湾港循環資源取り扱いマニュアルの作成に向け取り組んでおります。また、今年度から中城湾港開発推進協議会が事務局となり、有識者、国、県、沖縄市、うるま市、中

城湾新港地区協議会、リサイクル企業等が参加するリサイクルポート勉強会を開催しております。

県としましては、今後とも関係者と調整を図りながらリサイクルポートを活用した港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、持続可能な定期船実験とするための施策についてお答えします。

平成20年2月に、沖縄国際物流戦略チームが中城湾港における流通加工港湾の実現に向けた戦略として、定期航路の充実を図るため新港地区に航路を就航させる社会実験を提言しました。提言を受け、ことし8月に沖縄国際物流戦略チームの幹事会において第1回中城湾港定期航路就航実現化検討会を開催しております。

県としましては、この検討会において航路、費用、実施期間などを検討し、社会実験を定期航路就航につなげ、さらなる企業立地を促進したいと考えております。

続きまして、事業の名称についてお答えします。

泡瀬地区埋立事業の名称については、報道等におきまして泡瀬干潟埋立事業と表現されることがあります。しかしながら、本埋立事業が実施される区域は、干潟を可能な限り残す出島方式となっており、既存陸域と幅約200メートル離すことにより全体計画で干潟面積約265ヘクタールのうち約82%、現在実施している第1区域では約98%の干潟が残る計画となっており、干潟埋立事業という表現は当たらないものと考えております。

県としましては、本埋立事業について誤解を招くことのないよう周知に努めていきたいと考えております。

続きまして、観光立県のかなめとなり得るかにについてお答えします。

中城湾港泡瀬地区の埋立事業は、地元の強い要請に基づき国際交流リゾート拠点や海洋性レクリエーションの拠点等を整備することにより、マリンシティ泡瀬の実現を図るものであります。

本事業は、本島中部東海岸地域はもとより、県全体の観光振興を図る上で重要な基盤づくりであると考えております。

県としましては、引き続き環境保全に十分配慮しつつ、国及び沖縄市と連携を図りながら事業を推進していきたいと考えております。

次に、建築行政についての御質問の中の、県発注工事を工区分割する理由と目的についてお答えします。

県発注工事の分離発注とは、専門職種または専門工種に分けて建築と電気など技術的専門分野に分業して発注する方法であり、分割発注とは、同一職種または同一工種を分けて発注する方法で、1つの建物を複数に分割するなど工区を分けて発注することでありま
す。これにより、同時に多くの企業が受注することが可能となります。

このような建設工事における分離・分割発注については、経済の低迷や公共工事が減少している状況の中で受注機会の拡大を図る上から推進していくことが望ましいと考えております。

続きまして、複数工区を同一企業が受注することについてお答えします。

建設工事の分離発注は、より多くの企業の受注機会の拡大を図る観点から行っております。このため、一般競争入札で同時期に分割発注する建設工事においては、同一企業が重複して受注することができないよう、10月から入札参加資格要件に加えることとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 仲田秀光君登壇〕

○観光商工部長（仲田秀光君） 沖縄職業能力開発大学校（ポリテクカレッジ）に関する御質問の中で、雇用能力開発機構の存廃についてお答えします。

政府の行政減量・効率化有識者会議は、雇用能力開発機構を廃止し、職業能力開発促進センターや職業能力開発大学校等の訓練施設を地方や民間に移管する改革案を提言しておりましたが、昨日12月10日、行政改革担当大臣と厚生労働大臣の面談で同機構の廃止が合意されました。

職業訓練事業、訓練施設については、希望する都道府県へ移管し、都道府県が移管を受け入れない訓練事業、施設は厚生労働省が所管する高齢障害者雇用支援機構に統合することで合意されたようです。

県においては、県内にある機構の訓練施設の重要性を十分に認識しており、これらの施設で行っている職業能力開発についても引き続き行っていくべきと考えております。

訓練事業、施設の移管については現段階では解決すべき課題が多く、国の動向を見ながら検討してまいります。

次に、ポリテクカレッジ所在自治体との連携についてお答えします。

ポリテクカレッジの移管については、所在する沖縄市とも十分に調整する必要があると考えております。

先ほども述べましたとおり、訓練事業施設の移管については現段階では解決すべき課題が多く、国の動向を見ながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

〔桑江朝千夫君登壇〕

○桑江 朝千夫君 建築行政に関して(1)の関連ですが、基幹産業であるこの沖縄県の建設関連業界、厳しい経営環境をよりよくするために支援をするための施策、その中で等級格付等も審議されるであろうということですが、本年は2年に1回の格付、ランクの変更のときですね。

知事は、受注機会が拡大されるように国に強く要望して、1100点を1000点にした、1200点を1000点にできたということは高く評価をしています。ただ、そのように拡大をしようと、受注機会を多くしたいという作業をしながら、私が心配をしているのは、このランクづけの年になって2年前とこの主観点のつけ方が変わってくるだろうと、少し厳しくなってくるというふうなうわさが流れているということで、業界が心配をして不安がっているんです。何でランクづけを2年前と今回を変える、主観点を変えるというこういったことが出てきたんでしょうか。

中部の企業は、正直申しまして心配しているのは、そう体力があるところがない。相当にこれは影響が出てきやしないか。ぜひともこの機会にもう一度しっかりと調査をして、ランクづけ等も配慮をしてもらえればなど、そういう思いがあります。これは部長、どうでしょうか。主観点の問題、こういった不安がっているものが来るものですから、これが正確でない可能性もあるので、そこら辺をお伺いをいたします。

次に、東部海浜開発事業、事業名を聞いたんですが、部長のおっしゃるとおり——議員さん、マスコミはいないんですけれども——干潟を埋め立てる事業じゃないんですよ、泡瀬干潟埋立事業じゃないんです。これは東部海浜、泡瀬地先あるいは泡瀬沖合を埋め立てる東部海浜開発リゾート計画、その造成をするために泡瀬の沖合を埋めるんです。東部海浜開発事業を成功させるためにそれをやるんです。そこら辺をまるで泡瀬の干潟をなくすための事業のようにとられてしまうと大変困る。しっかりとこれは東部海浜開発事業で、泡瀬地先、泡瀬沖合の埋立事業であるということ、議員の皆さん、ぜひとも認識をしてください。

そして、これは平成3年に出された「東部海浜開発計画を考える」という冊子なんですけれども、これで沖縄市が出島方式で決定をして、これから今、市民一

丸となって国・県に要請していこうということで出されたものなんです。これに当時の市長が大変大喜びで寄稿をしております。

これの一部によると、自然を生かした開発が必要であり、近年の生活環境の向上、多様化するレクリエーション需要にこたえるため、新しい環境をいかに創造するか重要な課題。これが地域開発であり、東部海浜開発事業を全力で推進していきたいという、前県議で元市長の方が寄稿されております。

この中で干潟という文字は一言も出ていないですよ、広告も入れて30ページ余りのものに干潟という言葉は1行もない。そういった事業だったんです。それが何でこんなふうになったんでしょうかね。これは少し説明をします、3分以内で。

この東部海浜開発事業については、沖縄市では過去3回も全会派一致して東部海浜開発事業の推進の決議をしました。当時の市長は、先ほど申したように喜んで寄稿しているんですよ、これに。革新系ではあったんですが、超党派で我々も全会一致でこの意見書採択をした。ところが、平成10年に保守系市長にかわり、この事業が進展し始めた途端に反対運動が起こり始めた。西原与那原地区のマリン・タウン・プロジェクトは既に埋立完了。大宜味村の塩屋近くの埋め立ても、これはダムのしゅんせつ土砂で埋め立てて、これも沖縄市よりずっと後に計画されたものだがもう既に完了している。その2つの事業は同じ海浜なのに反対運動が起こらなかった。何でかなと思っているんですけども、当時、その首長さんたちはたしか革新系の首長さんだったと思います。革新のこの首長やるなど、すごいなと尊敬に値するぐらいなんですけれども。つまり東部海浜開発に関しては、イデオロギー、政争の具にされているんですね。今、県議会が野党多数といってこれを直近の民意だと主張している野党議員の皆さん、沖縄市議会では現在28名の市議の中、23名の市議が推進を強く望んでいるんですよ。そして行動しているんですよ。これは沖縄市の民意である。

どうぞ県当局、国も自信を持ってこの泡瀬地先、泡瀬沖合埋立事業、東部海浜開発事業、沖縄市が夢見る事業をぜひとも推進をして、滞りない完成をと思っていますので、自信を持って事に当たってください。

ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 漢那政弘君登壇〕

○土木建築部長（漢那政弘君） それでは、再質問にお答えいたします。

ことはランクづけの年でございますので、不安を

訴える企業があるということでございますので、お答えをしたいと思います。

まず建設工事の入札参加資格でございますが、これは先ほど議員からもありましたように2年に1回行っております。もちろんそれは業者の施工能力などを2年に1回チェックするわけでございますが、その際、全国統一基準の客観事項である経営事項審査というのがございまして——これは全国一律のものでございます——これを総合評価値と言いまして、全国一律のやり方でございます。これはもう沖縄も全部一緒です。それに各県あるいは政令都市の市町村でもいいんですが、各地方の実情を反映した、私どもで言えば県独自の評価点を加えまして、それで総合評点として点数を一社一社つけていくわけです。ですから、全国統一基準の客観的なものと地方の点数を反映した県独自の評価点を加える。それで総合評価と呼んでおります。

その際、県の独自の評価点を加える際には基本的には業界団体の方のヒアリングなども行っておりまして、そういう皆さんの意見も反映するようにと、それからこちらの考えていることを理解もしてもらうということで、ヒアリング等々行いまして可能な限り要望も反映してきているつもりでございます。

そういうふうな総合評価点をするわけでございますが、当然これは案が決まりましたらもう早い時期に説明会などを行っています。といいますのは、業界の方は準備がありますので早い時期に説明会を行っています。

これから評価するのは21年度、22年度の2年間でございますが、その県独自の評価の項目としては、工事の成績だったり技術者の数であったり、あるいはこういう時期でございますから雇用者の数であったり、それから障害者の雇用数であったり、9項目ほどございまして、ただ不安を感じているというお話でございましたけれども、項目そのものは前回とほぼ同様の内容になっております。

その際、私どもが一番配慮したというか気を使ったのは、建設業界というのは今大変苦しい状況、厳しい状況でございますので、負担を強いるような基準をつくらないように、例えば技術者の数をふやすとか、負担を強いらないようにということで、前回と負担となるような項目にはなっておりません。それどころか逆に点数を上げたというのはあります。

そういうことで不安があるということでございますけれども、少なくともこういう状況にかんがみ、私どもとしましては業界に負担にならないように配慮したつもりでございますので、ここはぜひ御安心をしてい

ただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣哲司君。

〔新垣哲司君登壇〕

○新垣 哲司君 皆さん、こんにちは。

5時40分を回りました。先ほど桑江議員からもお話がありましたように、きのう、おとといは8時とか9時とか、私は異常じゃないかなと日ごろからこう思っております。なぜなら、やはり議会運営委員会で内地を視察した場合には、内地はほとんど全部4時で終わります。それはしっかりしています。それで、私たち自民党は7名しか質問をしないんですよ。こういうふうに与党の人はしっかり時間を守ってやっているんですが、しかし本来は個人質問ですから、これはやるべき。しかし、やった場合には10時、11時になる可能性がある。こういうことでぜひ今各党あるいは会派が次年度に向けて、新年度予算に向けてしっかり時間を短縮しようというような協議があるようでございますから、大城議会運営委員長、よろしくお願いします。

それでは一般質問をいたします。

きょうの世界日報ですが、新聞に北の核の問題、拉致の問題が、英国の下院議員のマイク・ゲイプスさんという方が——これは外交委員長のようなのですが——この問題について触れています。

この先生のこの北の問題について結論から申しますと、オバマ次期政権は、強硬な北朝鮮政策がとれるでしょうか。クリントン政権は、北朝鮮問題をブッシュ政権に引き渡し、ブッシュ政権はオバマ次期政権に問題を引き渡そうとしているが、クリントン政権が構想された、1994年の合意枠組みがある。しかし、北朝鮮はその合意は何度もごまかしている。これは12月7日からきのうまで中国で6カ国協議や核の問題がなされたんですが、きょうの新聞にあるように不発でございます。ごまかしごまかしの連続でございます。

そういうことで、この問題についてはブッシュ大統領が日時ははっきりしていませんが、当時のフセイン大統領とそれから金総書記、この両氏はいわゆる「悪の枢軸」と、ここまで本当に言った経緯がございます。その後、核の問題やあるいはまたクウェートの侵略とかで戦争になってイラクは崩壊するんですが、そのときにやはり私は、これは北朝鮮から入るのかなと思ったんですが、イラクから入ってそういう状況でございます。

特に拉致問題、これはもう大変な問題だと。法治国家でありながらやはりこれが解決できないというのは、日本も少し国力が弱いかなとこういうふうに思っ

ております。やはり外交が一番大事でございますので、しっかり外交を通して頑張っていただきたい、こういうふうに思っているところであります。

そして、この北朝鮮というのは動物に例えると猫ぐらいの国力しかないんですよ。アメリカはライオンぐらいの強い、この猫がライオンに向かって核をぶら下げてどうかどうかということ、こういうようなアメリカでもこれは様子を見ているだけで時間の問題じゃないかなと、そういうふうに思っております。

隣国においてもやはり核をぶら下げてどうかどうかということで、食料の問題、エネルギーの問題をどんどんいただいて、いざとなるとこういう形、大変信用できない独裁国家。これは早くこの壁を取り除いて北も南も同じ国であるから、私は一日も早くこの独裁が崩壊するようにやまないと考えております。

そこで質問をいたします。

(1)、6カ国協議が一定の進展を見せ、北朝鮮の核・ミサイル問題解決の期待が高まっている。我が国の安全保障に対する脅威の解消につながるには至っていない。特に、米軍基地が存在する本県は標的になりかねないという懸念も示されているが、知事は本県の影響をどういうふうに受けとめておりますか。

(2)、北朝鮮による日本人拉致問題については国際社会の認識も大きく変わり、北朝鮮に対する圧力も強まっているが、解決の兆しは一向に見えないというのが現状である。知事は、最近の状況をどのように認識しているか伺いたい。

(3)、警視庁が日本人拉致容疑で北朝鮮元工作員の国際手配を行うなど、国内においても動きが活発化している。本県の拉致被害者も含め捜査の進展状況を説明を願いたい。

2、次に、医療問題についてであります。

成人T細胞白血病ウイルス（HTLV-1）に感染した患者に骨髄の移植を実施し、ウイルスをほぼ消滅をさせた大阪府の母子保健総合医療センター小児科のグループがこのたび成功したことが伝えられております。ウイルス感染症の新たな治療方法につながる成果として非常に注目をされているところであります。

同グループは、白血球がつくれず貧血が続く再生不良性貧血の一種でHTLV-1に感染した少年に貧血治療の目的で骨髄移植を一度実施した。その結果は、患者は貧血が完治、HTLV-1も血液中などから消滅をしたと。同グループチームに期待をしているところでございます。

そこでお尋ねをいたします。

(1)、成人T細胞白血病の対策について、感染防止対

策としてホームページに記載した方がいいか、それとも記載をしない方がいいのか、県当局の考えを示していただきたい。

(2)、母子感染と予防法及びそれに伴うリスクについて説明し、同意を得た妊婦への抗体検査の実施比率はどのようになっていますか。

(3)、無料診断実施について県はどのように考えているのか。また、若い世代にこの病気のことを認識させるためにはどのような方法があるか、当局の考えを聞かせてください。

(4)、上記(3)の支援等を行うとするとどのような方法で行うか伺いたい。

(5)、母子感染をどのように抑える対策をとっていくのか、これも伺いたい。

(6)、県・市町村においてH T L V - 1キャリア調査の結果、パニックを起こさないように方策をとっていただきたい。これをお伺いしたい。

(7)番目に、宮崎県が「母子感染防止対策」としてホームページに記載していますが、本県はどのように思っておりますか伺いたい。

3、我が党の辻野議員の代表質問の中で、カジノ・エンターテインメントの件についてでございます。

答弁によりますと、メリットは観光の振興あるいは活性化、雇用の創出、税収の確保など経済的に効果が出ると、このような答弁がございました。

私は、この問題についてはやはりさすが経済の仲井眞と言われているように、仲井眞さん以外には今日までだれもできなかった。よくいろんな形で世界も飛び回っているせいかもしれませんが、知事が任期中に——もちろん一番大事なことは国で法律をつくらないといけないわけですが——積極的に推進をしていただきたい。

私の地域は糸満ですが、玉城ノブ子議員は反対です。この人を説得して、あるいはまたいろんな形で私はまた地元でしっかり受け入れ体制、こういうことも頑張っていきたい。これは実は答弁は恐らくないと思うんですが、私の個人的な意見ですが、やはり糸満市は従来ずっと市長、議長、あるいは学識経験者を入れて受け入れ体制の方向性をこれから模索していきたい、というふうに思っております。そのときには来賓としてお招きしますが、ぜひまた協力方をお願いしたいというふうに思っております。

カジノ問題になると非常に何かはつきりしてくるんですが、やはりカジノを進めるためにはまた総論賛成、各論反対、必ず出るんですね、あちこちで。私は、はつきり自分の政治生命をかけるくらいしっかり

頑張っていきたい。こういう思いで私は質問もしているし、また、私の選挙のときの公約にも入っています。そのぐらいいやっていますので、私は頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。

東京もそういう形で石原知事も最初うんと手を上げたんですが、最近この手が下がり過ぎてこういう状況だというふうなことも聞かされております。そして特区ですから、各都道府県に来るわけじゃないんですから、しっかり知事が先頭になって国にもこの特区をとっていただきたい。そして会社というのはたくさんあります。競争させて競争力を高めて立派なカジノ・エンターテインメントができるように、私たちはまた側面から協力していきたいなというふうに思っているところでございます。

自治体によっては賛成もあるし、また反対もあります。しかし、来たい企業が何と言っても選ぶ権利があるわけでありますので、しっかりその辺も私たちはまた勉強しながら、そういう選択肢もあるということにいけばというふうに思っております。

次はまた、時間も余りないので再質問させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣哲司議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、北朝鮮の問題について、この北朝鮮の核問題などなどについての御質問にお答えいたします。

県としましては、沖縄の米軍基地問題を取り巻く諸情勢が好転するためにも、朝鮮半島の緊張緩和が一日も早く実現することが必要であり、我が国を初めアメリカ、韓国などの国々が外交努力を重ね、話し合いにより北朝鮮問題が平和的に解決することを強く期待いたしているところでございます。

同じく北朝鮮問題の関係で、日本人拉致問題に係る御質問にお答えいたします。

我が国では、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、沖縄県におきましても国と連携を図りながら北朝鮮人権侵害問題に関する各種啓発活動を行っているところでございます。また、去る11月21日、国連総会第3委員会では北朝鮮の人権状況を非難し、拉致被害者の即時帰国を求める決議案が4年連続で採択されたことは、国際社会の多数の意思として、北朝鮮の人権状況に強く改善を求めたものと認識をいたしており

ます。

昨今の現状としましては、我が国と北朝鮮との交渉は依然膠着状態にあります。すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を目指して、拉致問題の解決が図られることを強く望むところでございます。

次に、我が党の代表質問との関連で、カジノ導入に係る今後の受け入れ自治体に関する、そして3の(2)で運営形態、3の(3)でカジノ候補地等々に係る御質問がございましたが、一括して答弁させていただきます。

我が国におけるカジノエンターテインメントを導入するには、無論新たな法律の制定が必要でございます。このため、沖縄県としましては、国など関係機関においてカジノ法案が検討され国会に上程されることを期待いたしますとともに、法案の制定に向けて関係機関等とも連携をしながら取り組んでいきたいと考えております。

議員のおっしゃった受け入れ体制とか、それから運営形態等々につきましては、御存じのようにカジノ法案そのものがまだ途中の試案と言いますか、勉強の過程にあって形が決まっております。そういうことで、なかなかこの御質問の内容に直接お答えすることは御存じのように困難です。

そして、沖縄県としましては、今年度カジノ・エンターテインメント検討委員会におきまして、沖縄型のエンターテインメントのコンセプト、そしてモデルを研究していこうということになっているわけです。検討委員会による検討状況につきましては、逐次沖縄県のホームページで公表をいたしております。

なお、議員おっしゃいました各都道府県において、現在は沖縄県も含め、最もこのカジノ導入に積極的に行動しておられるのは神奈川県知事の松沢さんでございます。私どもと一緒に法案の作成の研究をしているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 得津八郎君登壇〕

○警察本部長（得津八郎君） 本県の北朝鮮による拉致容疑事案の捜査状況についてお答えします。

警察が北朝鮮による拉致容疑事案と判断しているものは、現在全国で13件19人であり、拉致の実行犯として8件11人が国際手配されております。

県内におきましては、これまでに北朝鮮による拉致ではないかとする複数の相談・届け出が寄せられており、幅広く調査するとともに必要な捜査を進めており

ますが、現時点、北朝鮮による拉致容疑事案であるとの判断に至った事案はございません。

今後とも警察庁及び関係機関と十分に連携し、家族の心情に配慮しつつ、事案の全容解明に全力を尽くしてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 医療問題についての御質問の中、成人T細胞白血病の感染防止対策のホームページ掲載について一括してお答えいたします。

成人T細胞白血病（ATL）は、血液のがんである白血病の一種で、全国的にも沖縄県を含む九州地方で多く発症しております。

ATLは、HTLV-1というウイルスに感染している場合にのみ発症しますが、このウイルスは感染力が弱く、40歳以上のウイルス保持者から年間1000人に1人の割合で発症すると言われており、発症後の治療法については確立されておられません。

沖縄県における献血者のHTLV-1抗体陽性率は、昭和63年度の8.3%から徐々に低下し、平成19年度には0.5%となっており、このウイルスの保有率は減少してきております。

ATLの感染防止対策としてホームページへ掲載しているのは、宮崎県、長崎県、鹿児島県となっております。

県といたしましては、ホームページへの掲載について、医療機関など関係機関と調整するなど慎重に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、妊婦のHTLV-1の検査の実施と母子感染防止について一括してお答えいたします。

HTLV-1の感染経路は主に母乳を介した母子感染で、HTLV-1を保有している母親から感染します。

妊婦への抗体検査の実施について、国の保健指導マニュアルでは、抗体検査を実施する際には検査前に十分な説明を行い、希望する妊婦への実施が妥当な方法とされており、県においても、国のマニュアルに基づき対処しているところであります。

HTLV-1は任意での検査項目であり、妊婦健診の検査結果の集計には入っていないため、妊婦の抗体検査実施状況の把握は困難な状況であります。

母子感染防止策としては、希望して検査を実施した妊婦に対し、その結果について主治医より十分な説明が行われているところであります。

続きまして、無料診断実施と若い世代へ病気を認識させること及びその支援策について一括してお答えします。

HTLV-1の無料診断につきましては、一般的にその感染力が弱いこと、HTLV-1の保有者のATL発症率が低いことから、その実施は困難と考えます。

また、若い世代にこの病気を認識させることについては、必要と思われますが、その方法については、慎重に検討してまいりたいと考えております。

病気への支援策については、この病気が特定疾患公費負担制度の対象となっていないことから、保険における高額療養費制度による支援となります。

続きまして、キャリア調査の実施とそれに伴うパニックの防止の方策について一括してお答えします。

HTLV-1の抗体検査は、現在、国の研究班による「母子感染予防保健指導マニュアル」に基づいて希望する妊婦に実施している状況です。

成人T細胞白血病は、40歳以上のウイルス保有者から年間1000人に1人の割合で発症すると言われておりますが、その治療法は確立しておりません。そのため、調査の結果、抗体が陽性であった場合の告知は、がんの告知と同様の問題を含んでおり、一般住民を対象にした調査の実施につきましては、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣哲司君。

〔新垣哲司君登壇〕

○新垣 哲司君 この拉致問題についてであります。が、家族の心情を考えた場合には大変な苦勞でございます。

私たち自由民主党も、青年局長の島袋大が街頭で5年前からずっと宣伝やっているんです。ですから、知事には機会があるときにはぜひこの拉致問題の訴えに御協力を賜りたい。

12月7日に、兵庫県の知事と市長が街頭に出てやっております、参考のために。一つこれもまた答弁いただければありがたいと思うんですが、何らかの形でお願いいたします。

それから医療問題。

ウイルスの感染経路についてであります。母子感染、それから性行為感染、輸血感染、人から人への、以上の3つのこういう経路があるようでございます。この中でもキャリアから子供へ飲ませる母乳ですね――母乳によって引き起こされる感染がATLの発病に重要とされているようであります。

そこで質問をいたします。

感染防止対策として妊婦への抗体検査を義務づけることができませんか。明確な答弁をお願いして終わります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣議員の再質問にお答えしたいと思います。

兵庫県知事のように、また島袋大議員のように私は深くはまだ研究をしておりませんので、街頭に立ってというところまでは行きませんが、これを機会にまた改めてよく勉強をさせていただきたいと思ひますし、新垣議員、島袋議員のまた御指導を賜りたいと思ひます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 伊波輝美さん登壇〕

○福祉保健部長（伊波輝美さん） 妊婦の抗体検査への義務づけについてにお答えいたします。

HTLVウイルスの検査につきましては、現在医療機関において検査前に十分な説明を行い、希望する妊婦に検査を実施しているところです。

40歳以上のウイルス保有者からの成人T細胞白血病の発症につきましては、先ほどは1000人に1人と言ったんですけれども、1000人から3000人に1人というふうに言われておまして、ウイルス保有者であっても発病率は低く、生涯発症しないケースも多いわけです。

妊婦の抗体検査を実施することには、検査を希望しない妊婦もいらっしゃるから、もろもろの課題があることから困難であると考えております。

あと抗体検査を希望する妊婦がふえることは母子感染防止の対策として重要であります。妊婦が抗体検査を希望するか否かを判断するためには、検査や疾病に対する知識が必要であり、そのための啓発について、関係機関を含めて協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時12分休憩

午後6時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

この際、申し上げます。

12月9日の上里直司君の一般質問に対する答弁中、保留されておりました事項について、知事公室長より発言の申し出がありますので、これを許します。

知事公室長。

〔知事公室長 上原 昭君登壇〕

○知事公室長（上原 昭君） 鳥島の消失による排他的経済水域の減少についての質問について、再答弁をさせていただきます。

鳥島が消失した場合の排他的経済水域の減少につきましては、所管官庁である海上保安庁へ問い合わせをしたところ、当該水域を定める基線が久米島に移動すると思われるため、水域面積の減少が想定されるということです。

なお、具体的な減少面積については、我が国が主張する排他的経済水域と中国が主張する当該水域が重なるなどいろいろな問題があるため、現時点では明言できないということです。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、乙第18号議案「指定管理者の指定について」及び乙第19号議案「指定管理者の指定について」は、観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第18号議案及び乙第19号議案については、観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） ただいま観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会に付託されました議案を除く甲第1号議案、甲第2号議案、乙第1号議案から乙第17号議案まで及び乙第20号議案から乙第35号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時15分休憩

午後6時16分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

日程第3 陳情第193号、第203号及び第204号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情3件のうち、陳情第203号及び第204号の2件については米軍基地関係特別委員会に、陳情第193号については沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

・ ・

○議長（高嶺善伸君） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明12月12日から18日までの7日間休会とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、明12月12日から18日までの7日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、12月19日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時18分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 中 川 京 貴

会議録署名議員 渡 久 地 修

平成20年12月19日

平成20年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 8 号）

平成20年
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第8号）

平成20年12月19日（金曜日）午前10時6分開議

議 事 日 程 第 8 号

平成20年12月19日（金曜日）

午前10時開議

- 第 1 平成20年第 2 回議会乙第 3 号議案、同乙第 4 号議案、乙第 2 号議案、乙第 3 号議案、乙第 6 号議案及び乙第 7 号議案（文教厚生委員長報告）
- 第 2 乙第 4 号議案及び乙第 5 号議案（土木委員長報告）
- 第 3 乙第12号議案及び乙第35号議案（総務企画委員長報告）
- 第 4 乙第16号議案、乙第17号議案、乙第33号議案及び乙第34号議案（経済労働委員長報告）
- 第 5 乙第13号議案から乙第15号議案まで（文教厚生委員長報告）
- 第 6 乙第 8 号議案から乙第11号議案まで及び乙第20号議案から乙第32号議案まで（土木委員長報告）
- 第 7 乙第18号議案及び乙第19号議案（観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長報告）
- 第 8 甲第 1 号議案（総務企画委員長報告）
- 第 9 甲第 2 号議案（土木委員長報告）
- 第10 独立行政法人雇用・能力開発機構の形態及び職業能力開発業務の存続に関する意見書
玉城 ノブ子さん 中川 京貴君
座喜味 一幸君 辻野 ヒロ子さん
具志 孝助君 仲宗根 悟君
当銘 勝雄君 渡久地 修君 提出 議員提出議案第 6 号
前島 明男君 上里 直司君
瑞慶覧 功君 玉城 満君
奥平 一夫君 吉田 勝廣君
- 第11 金武町伊芸区での流弾事故に関する意見書
渡嘉敷喜代子さん 中川 京貴君
桑江朝千夫君 吉元 義彦君
具志 孝助君 照屋 大河君
前田 政明君 上原 章君 提出 議員提出議案第 7 号
山内 末子さん 新垣 清涼君
玉城 満君 玉城 義和君
吉田 勝廣君
- 第12 金武町伊芸区での流弾事故に関する抗議決議
渡嘉敷喜代子さん 中川 京貴君
桑江朝千夫君 吉元 義彦君
具志 孝助君 照屋 大河君
前田 政明君 上原 章君 提出 議員提出議案第 8 号
山内 末子さん 新垣 清涼君
玉城 満君 玉城 義和君
吉田 勝廣君
- 第13 中国調査船による領海侵犯に関する意見書
新垣 哲司君 翁長 政俊君

{	新里 米吉君	嘉陽 宗儀君	}
	糸洲 朝則君	新垣 安弘君	
	大城 一馬君	當間 盛夫君	
	奥平 一夫君	吉田 勝廣君	

提出 議員提出議案第9号

第14 中国調査船による領海侵犯に関する抗議決議

{	新垣 哲司君	翁長 政俊君	}
	新里 米吉君	嘉陽 宗儀君	
	糸洲 朝則君	新垣 安弘君	
	大城 一馬君	當間 盛夫君	
	奥平 一夫君	吉田 勝廣君	

提出 議員提出議案第10号

第15 陳情第146号、第170号、第171号、第174号及び第202号（経済労働委員長報告）

第16 陳情第56号、第153号から第157号まで、第159号、第168号、第172号、第173号、第175号の3、第176号、第177号、第181号、第182号及び第203号（米軍基地関係特別委員長報告）

第17 陳情第164号及び第169号（観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長報告）

第18 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第1 平成20年第2回議会乙第3号議案、同乙第4号議案、乙第2号議案、乙第3号議案、乙第6号議案及び乙第7号議案

平成20年第2回議会乙第3号議案 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める
条例の一部を改正する条例

平成20年第2回議会乙第4号議案 沖縄県生活環境保全条例

乙第2号議案 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

乙第3号議案 沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第6号議案 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例

乙第7号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第2 乙第4号議案及び乙第5号議案

乙第4号議案 沖縄県建設業審議会設置条例

乙第5号議案 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

日程第3 乙第12号議案及び乙第35号議案

乙第12号議案 当せん金付証券の発売について

乙第35号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

日程第4 乙第16号議案、乙第17号議案、乙第33号議案及び乙第34号議案

乙第16号議案 指定管理者の指定について

乙第17号議案 指定管理者の指定について

乙第33号議案 国営土地改良事業に係る負担金の徴収について

乙第34号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について

日程第5 乙第13号議案から乙第15号議案まで

乙第13号議案 指定管理者の指定について

乙第14号議案 指定管理者の指定について

乙第15号議案 指定管理者の指定について

日程第6 乙第8号議案から乙第11号議案まで及び乙第20号議案から乙第32号議案まで

乙第8号議案 工事請負契約について

乙第9号議案 工事請負契約について

乙第10号議案 工事請負契約について

乙第11号議案 財産の取得について

- 乙第20号議案 指定管理者の指定について
- 乙第21号議案 指定管理者の指定について
- 乙第22号議案 指定管理者の指定について
- 乙第23号議案 指定管理者の指定について
- 乙第24号議案 指定管理者の指定について
- 乙第25号議案 指定管理者の指定について
- 乙第26号議案 指定管理者の指定について
- 乙第27号議案 指定管理者の指定について
- 乙第28号議案 指定管理者の指定について
- 乙第29号議案 指定管理者の指定について
- 乙第30号議案 指定管理者の指定について
- 乙第31号議案 指定管理者の指定について
- 乙第32号議案 指定管理者の指定について
- 日程第7 乙第18号議案及び乙第19号議案
 - 乙第18号議案 指定管理者の指定について
 - 乙第19号議案 指定管理者の指定について
- 日程第8 甲第1号議案
 - 甲第1号議案 平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 甲第2号議案
 - 甲第2号議案 平成20年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 独立行政法人雇用・能力開発機構の形態及び職業能力開発業務の存続に関する意見書
- 日程第11 金武町伊芸区での流弾事故に関する意見書
- 日程第12 金武町伊芸区での流弾事故に関する抗議決議
- 日程第13 中国調査船による領海侵犯に関する意見書
- 日程第14 中国調査船による領海侵犯に関する抗議決議
- 日程第15 陳情第146号、第170号、第171号、第174号及び第202号
 - 陳情第146号 「美ら海協力金」の違法性調査等に関する陳情
 - 陳情第170号 雇用・能力開発機構の職業能力開発機構の存続に関する陳情
 - 陳情第171号 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還に関する陳情
 - 陳情第174号 米軍提供水域及び空域の一部解除措置に関する陳情
 - 陳情第202号 建設業界の窮状に関する陳情
- 日程第16 陳情第56号、第153号から第157号まで、第159号、第168号、第172号、第173号、第175号の3、第176号、第177号、第181号、第182号及び第203号
 - 陳情第56号 民間地域における米軍ヘリ演習に関する陳情
 - 陳情第153号 普天間飛行場の危険性の除去及び早期閉鎖・返還に関する陳情
 - 陳情第154号 嘉手納基地から派生する諸問題の解決促進に関する陳情
 - 陳情第155号 普天間飛行場の危険性の除去及び早期閉鎖・返還を求める陳情
 - 陳情第156号 嘉手納飛行場から派生する諸問題の解決促進を求める陳情
 - 陳情第157号 米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港に反対する陳情
 - 陳情第159号 米軍消火ヘリによる無断取水に関する陳情
 - 陳情第168号 米軍所属セスナ機（C172）墜落事故に関する陳情
 - 陳情第172号 嘉手納基地エアロクラブ所属セスナ機墜落事故に関する陳情
 - 陳情第173号 米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港中止に関する陳情
 - 陳情第175号の3 第58回婦人大会の宣言・決議の実現方に関する陳情
 - 陳情第176号 米国原子力潜水艦の事前通報なし寄港に関する陳情
 - 陳情第177号 米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港に反対する陳情

陳情第181号 米軍所属セスナ機（C172）墜落事故に関する陳情

陳情第182号 嘉手納基地エアロクラブ所属セスナ機墜落事故に関する陳情

陳情第203号 米軍所属セスナ機（C172）墜落事故に関する陳情

日程第17 閉会中の継続審査の件

出席議員（47名）									
議長	高嶺善伸	君	25番	新垣良俊	君				
副議長	玉城義和	君	26番	仲田弘毅	君				
1番	上原章	君	27番	照屋守之	君				
2番	島袋大	君	28番	辻野ヒロ子	さん				
3番	中川京貴	君	29番	嶺井光	君				
4番	桑江朝千夫	君	30番	當間盛夫	君				
5番	平良昭一	君	31番	当銘勝雄	君				
6番	仲村未央	さん	32番	渡嘉敷喜代子	さん				
7番	照屋大河	君	33番	前田政明	君				
8番	渡久地修	君	34番	玉城ノブ子	さん				
9番	上里直司	君	35番	赤嶺昇	君				
10番	瑞慶覧功	君	36番	比嘉京子	さん				
11番	奥平一夫	君	37番	金城勉	君				
12番	吉田勝廣	君	38番	糸洲朝則	君				
13番	當山眞市	君	39番	翁長政俊	君				
15番	座喜味一幸	君	40番	浦崎唯昭	君				
16番	佐喜真淳	君	41番	池間淳	君				
17番	玉城満	君	42番	新垣哲司	君				
18番	仲宗根悟	君	43番	具志孝助	君				
19番	崎山嗣幸	君	45番	新里米吉	君				
20番	西銘純恵	さん	46番	嘉陽宗儀	君				
21番	山内末子	さん	47番	新垣安弘	君				
22番	新垣清涼	君	48番	大城一馬	君				
24番	前島明男	君							

欠席議員（1名）		
14番	吉元義彦	君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名									
事務局	長	長嶺伸明	君	政務調査課	長	新城博	君		
次	長	遊佐信雄	君	副参事		知念正治	君		
議事課	長	嘉陽安昭	君	主幹		金城正明	君		
課長補佐		平田善則	君	主幹		饒平名知徳	君		
主査		中村守	君	主幹		上間司	君		
主査		佐久田隆	君						

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、玉城ノブ子さん外13人から、議員提出議案第

6号「独立行政法人雇用・能力開発機構の形態及び職業能力開発業務の存続に関する意見書」、渡嘉敷喜代子さん外12人から、議員提出議案第7号「金武町伊芸区での流弾事故に関する意見書」、議員提出議案第8

号「金武町伊芸区での流弾事故に関する抗議決議」、新垣哲司君外 9 人から、議員提出議案第 9 号「中国調査船による領海侵犯に関する意見書」及び議員提出議案第 10 号「中国調査船による領海侵犯に関する抗議決議」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第 1 平成 20 年第 2 回議会乙第 3 号議案、同乙第 4 号議案、乙第 2 号議案、乙第 3 号議案、乙第 6 号議案及び乙第 7 号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） おはようございます。

ただいま議題となりました平成 20 年第 2 回議会乙第 3 号議案、同乙第 4 号議案、乙第 2 号議案、乙第 3 号議案、乙第 6 号議案及び乙第 7 号議案の条例議案 6 件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、文化環境部長、福祉保健部長、病院事業局長及び教育長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、平成 20 年第 2 回議会乙第 3 号議案「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例」は、県内における事業形態や社会基盤の整備等、社会状況の変化が著しいことから、これに対応した上乗せ排水基準の整理を行うため条例の一部を改正するものである。

主な改正内容は、これまでの取り組みにより水質汚濁の実態が類似してきた公共用水域を整理・統合すること、養豚事業場の大規模化が進んでいることから、規模要件を撤廃して相応の上乗せ基準に統一すること及び下水道処理区域内の特定事業場は、下水道処理場と同程度の基準で処理するように改正したことなどであるとの説明がありました。

なお、本議案は平成 20 年 6 月議会に提案されました

が、慎重に審査及び調査する必要があるとの理由で継続審査となった議案であります。

本案に関し、上乗せ排水基準の設定状況はどうか、特定事業場とはどのような施設かとの質疑がありました。

これに対し、現在、9 河川 5 海域の 14 水域において特定事業場ごとに上乗せ排水基準が設定されている。特定事業場とは、養豚事業場、し尿処理施設、自動式車両洗浄施設、砂糖製造事業場など水質汚濁防止法施行令別表第 1 号に掲げる 74 の施設であるとの答弁がありました。

次に、上乗せ基準を改正することについて、事前に特定事業場に説明したかとの質疑がありました。

これに対し、河川流域にある特定事業場に対して個別に説明するとともに、J A おきなわ、沖縄県工業連合会、沖縄県商工会連合会、那覇商工会議所、沖縄県婦人連合会、沖縄県中小企業家同友会、沖縄県中小企業団体中央会などの関係団体に対しても説明を行ったとの答弁がありました。

そのほか、特定事業場の立入検査件数、経過措置の状況、他部局との連携状況、排水基準の具体的内容などについて質疑がありました。

次に、平成 20 年第 2 回議会乙第 4 号議案「沖縄県生活環境保全条例」は、県民を取り巻く環境の変化を踏まえ、産業型公害の防止に加え、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会に変えていくための事業者及び県民の取り組みについて、現行の沖縄県公害防止条例を全部改正し、沖縄県生活環境保全条例を制定するものである。

主な改正内容は、従来の工場及び事業場からの公害に対する規制を整理するとともに、土壌の特定有害物質による汚染防止に関する措置を追加すること及び事業者や県民が環境負荷低減のためにとるべき行動指針を定める等環境への負荷を低減する取り組みを促進する規定を設けることなどであるとの説明がありました。

なお、本議案は平成 20 年 6 月議会に提案されましたが、慎重に審査及び調査する必要があるとの理由で継続審査となった議案であります。

その際、本条例に米軍基地に起因する環境問題への取り組みを記述すべきではないかとの提案があったが、国際法上、外国に駐留する軍隊に対して、その駐留している国の法令の適用はないものとされているため、日米地位協定に特別の定めがない限り、我が国の法令に基づき米軍を規制したり一定の義務を課したりすることはできないとされている。

一方、地方自治法では、地方公共団体の事務について法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができると規定されているが、法令と同様に日米地位協定及びこれに基づく国内法令に特段の定めがないことから、米軍の管理運営の権限を制約し、その活動を制限することを条約に盛り込むことはできないものと考えているとの説明がありました。

本案に関し、日米合同委員会において合意された環境に関する協力の中で、県及び市町村は米軍現地司令官に対して調査を要請することができるとされていることから、条例の中に立入調査等を規定することは可能ではないかとの質疑がありました。

これに対し、日米地位協定を抜本的に改正して立入調査ができることが日米地位協定上明記された場合に、条例にその旨規定することが可能ではないかと思われるとの答弁がありました。

次に、沖縄県環境審議会の答申に基づき航空機騒音の軽減等基地環境問題に係る協定締結の申し入れ等を条例に規定しない理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、基地環境問題に係る協定締結の申し入れ等は外交権に関することであり、外交権は国の専管事項であることから、それを越えて条例に規定することはできないと考えているとの答弁がありました。

次に、米軍基地に起因する環境問題について毎年調査を行い、白書として広く県民に知らせるべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、毎年発行している環境白書において、基地関係として基地排水関係の調査内容、航空機騒音の測定結果、原子力潜水艦の寄港に伴う放射能調査結果等を公表しているとの答弁がありました。

そのほか、沖縄県生活環境保全条例と環境基本法の関係、沖縄県環境基本計画の実効性、沖縄県環境審議会の審議内容、県内の米軍基地に起因する環境問題の状況などについて質疑がありました。

次に、乙第2号議案「特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例」は、特定非営利活動法人の総会に出席しない社員が、書面にかえて表決できる電磁的方法について定めるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第3号議案「沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、県内の看護師不足に対応するとともに、質の高い看護師を養成するため2年課程定時制から3年課程全日制へ課程を変更するとともに、その授業料の額を定めるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、3年課程全日制への入学資格は何か、卒業後はどのような資格が得られるのかとの質疑がありました。

これに対し、看護師3年課程は高等学校を卒業し看護師を目指す者を対象にしており、卒業後は看護師国家試験の受験資格が取得できるとの答弁がありました。

次に、授業料が5万6000円から24万8000円になる理由は何か、他の看護養成校の授業料はどのような状況かとの質疑がありました。

これに対し、看護師2年課程に比べ看護師3年課程は、カリキュラムや授業数がふえるため授業料がふえる。看護師3年課程を有する看護師養成校は本県に現在4校あり、看護師3年課程の授業料は、沖縄看護専門学校が50万円、北部看護学校が40万円、ぐしかわ看護学校が40万円、那覇看護専門学校が40万円であるとの答弁がありました。

そのほか、授業料の滞納状況、奨学資金の貸与状況、中途退学者の状況、授業料の免除内容などについて質疑がありました。

次に、乙第6号議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例」は、青年の家及び少年自然の家を廃止し、青少年の家を設置するとともに、名護青年の家及び糸満青年の家の管理を指定管理者に行わせるため、同施設の設置及び管理に関して必要な事項を定める条例を制定するものである。

条例の主な内容は、青少年の家の設置に必要な事項を定めること及び青少年の家を指定管理者が管理するに当たり必要な事項を定めることなどであるとの説明がありました。

本案に関し、青少年の家の設置目的は何か、指定管理者制度を導入する理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、青少年の家の設置目的は、青少年の宿泊の集団訓練などを通して青少年の健全育成を図るためである。

県財政の厳しい状況の中、管理運営費の確保が難しいことから、公の施設の管理のあり方に関する基本方針に基づき、民間のノウハウを活用して住民サービスの向上を図るため指定管理者制度を導入するとの答弁がありました。

そのほか、今後の指定管理への移行計画、指定管理に伴う運営費の削減効果、サービス低下の有無などについて質疑がありました。

次に、乙第7号議案「沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は、安心して産科医

療を受けられる環境整備の一環として、平成21年 1月 1日から産科医療補償制度が実施されることに伴い、分娩介助料の額を改めるため条例を改正するものである。

主な改正内容は、妊娠22週以降の出産に係る分娩介助料について、1児につき3万円を加算するとの説明がありました。

本案に関し、産科医療補償制度を創設する背景と目的は何かとの質疑がありました。

これに対し、全国的な産科医不足や産科医療機関の減少などの社会的な状況を踏まえ、安心して産科医療を受けられる環境をつくるという観点から本制度が制定された。分娩に関連して発症した脳性麻痺の児及びその家族の経済的負担を補償するために創設されたとの答弁がありました。

次に、産科医療補償制度の仕組みはどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、本制度は財団法人日本医療機能評価機構が運営組織となり、損害保険会社と保険契約を締結し、分娩機関である病院は運営組織に分娩数に応じた掛金を支払い、補償対象となる脳性麻痺が生じた場合には保険会社から分娩機関である病院を通して妊産婦に補償金が支払われる。分娩機関である病院は、妊産婦から分娩介助料として掛金を徴収するが、妊産婦に対しては国民健康保険等の出産育児一時金の中で相当額が支給されるとの答弁がありました。

そのほか、脳性麻痺の発生状況、補償対象、補償金額、掛金などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決に先立ち、平成20年第2回議会乙第4号議案については、自由民主党及び共産党所属委員から米軍基地環境問題への取り組みに関する修正案が提出されました。

なお、本案に対する修正案は、お手元に配付されているとおりであります。

採決の結果、平成20年第2回議会乙第4号議案の修正案は、全会一致により可決すべきものと決定し、修正議決した部分を除く原案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、修正案及び修正議決した部分を除く原案の可決後、社民・護憲ネット所属委員から別紙のとおり附帯決議が提出され、全会一致により可決すべきものと決定いたしました。

乙第3号議案及び乙第6号議案の2件については、採決に先立ち、共産党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決の結果、乙第3号議案及び乙第6号

議案の2件は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

平成20年第2回議会乙第3号議案、乙第2号議案及び乙第7号議案の3件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第3号議案及び乙第6号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん おはようございます。

乙第3号議案、乙第6号議案に討論を行います。

私は、日本共産党県議団を代表して、沖縄県立浦添看護学校の授業料を引き上げるための乙第3号議案「沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に反対の討論を行います。

小泉内閣以来の自民・公明政権による三位一体改革によって、地方交付税は5兆1000億円減らされ、社会保障費は毎年2200億円削減され続けてきました。行財政改革を地方自治体に押しつけ、福祉と暮らしのための施策を後退させ、「官から民へ」と業務の民間委託と民営化を誘導し加速させてきました。

沖縄県も「民間にできることは民間へ」と、平成24年度に県立浦添看護学校を民間に移譲する計画を進めています。

県議会では、民間移譲に対してこれまで3回、全会一致の決議を行っています。にもかかわらず県議会決議を無視をして、民間移譲を前提にした沖縄県の21年度新設の3年課程の授業料設定の考え方についてによれば、「県内民間の授業料（1カ所50万円、2カ所は40万円）を参考に設定する。適正な受益者負担の観点から授業料を引き上げることとし、激変緩和を図るため一定の割合を減額して設定する」として、今回5万6000円から24万8000円に4倍もの大幅引き上げの提案を行っています。委員会質疑の中で、授業料以外に20万円ほどの納付金も徴収予定、入学初年度は合計で50万円近くになることも明らかになりました。

現在、県内にある民間経営の3年課程の看護師養成所は、入学初年度の学校納付金は100万円か90万円の高額になっています。民間移譲をする4年後には100万円台の高額な納付金になることが想定された授業料引き上げを認めることは到底できません。

提案は「5万6000円」を「24万8000円」に改めるとなっていて4倍もの大幅引き上げは明白であるのに、新たな額の設定であり引き上げではないと言い張る当局の態度には、人の命を預かる看護師を目指す子供たちの志を理解しようとしめない情けない県政だと言わざるを得ません。

自公政権のもとで貧困と格差が広がり、高校の授業料を減免する世帯が前年8.6%から9.4%にふえています。ヨーロッパでは高校授業料は無料が当たり前です。家計の負担が重い授業料を工面して高校を卒業して、その後、看護師を目指して学ぶのが看護学校です。現在でも奨学金の制度は必要な家庭が借りやすい十分な制度になっていません。奨学金を拡充できるか、現在より何人の枠をふやすのかと尋ねても、当局から明確な答弁はありませんでした。奨学金の拡充の余裕がある、こう言っていますが、授業料の引き上げに対応できる額とすることや、保証人2人を条件にしているのを保証人なしにするなど、貸与条件を見直さなければ拡充するといってもその実効性はありません。

最後に、本県議会に対して、県立浦添看護学校の存続を求める陳情を提出した浦添看護学校後援会の要請文の一部を紹介します。県立浦添看護学校は、昭和52年創立以来、2600名余の看護師を養成して、県立病院や県内外の医療、福祉の現場で貢献しています。看護学校進学のために、高い入学金や準備金を用意しなければならない民間の看護学校とは大きく違うものである。看護の道に進みたいと熱い思いと夢を持つ若者たちが安心して進学できる学校で、格差社会と言われる今日、県立に進学したいと3年課程の開設を心待ちにしている多くの高校生の進学のチャンスを奪いかねない、こう訴えています。

県立浦添看護学校の民間移譲を前提とした、授業料の4倍化への引き上げに反対の討論といたします。

乙第6号議案沖縄県立名護青少年の家、糸満青少年の家を民間に指定管理をさせるための「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例」に反対の理由を述べます。

県立青少年の家は、健全な青少年の育成を図り、もって社会教育の振興に資することを目的として設置され利用されてきた施設です。

今回、6カ所の青少年の家のうち名護と糸満を2010年度から指定管理者に管理を移そうというのですが、翌11年には石川と玉城、12年は宮古と八重山を指定管理者に管理させていく計画になっています。

県は、行財政改革といってここ数年間、青少年の家の予算を削り続けてきました。その結果、宮古の青少年の家では子供たちに人気のあるアスレチックの一部がシロアリの被害を受け、170万円で修理ができるのに修理予算がないため1年半放置するなど、施設の修理にも支障が出る状況になっています。

質疑の中で、2005年の9770万円から06年は8805万円、07年度は7795万円、08年度7738万円と3年間で2000万円も減らしたことが明らかになりました。さらに、指定管理にして700万円の経費の削減を図ろうとしています。民間でできることは民間にといって、社会教育施設を営利目的とする民間会社にゆだねることは、青少年の健全育成を弱めることになります。

指定管理を導入しているのは、県が調査した40道府県のうち21道府県、指定管理のメリットについて15県が経費削減を一番に掲げています。

指定管理者は教育団体に限らず、民間会社のどこでもという県の姿勢に、社会教育施設をいかに有効に使うかという議論が欠落しているのではないかと強い危惧をするものです。

青少年の健全な育成のために設置された青少年の家を、さらに体制を充実させて拡充させることがますます求められています。

以上をもって反対の討論といたします。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

〔佐喜真 淳君登壇〕

○佐喜真 淳君 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました乙第3号議案及び乙第6号議案に対して原案に賛成する立場から討論を行います。

まず初めに、乙第3号議案「沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に対してでございます。

本議案は、本県の看護師不足の状況を踏まえ、人材を確保するために沖縄県立浦添看護学校に高等学校を卒業した者などを受験対象とした、入学定員80名の看護師3年課程を設置するものであります。

沖縄県立浦添看護学校は、昭和52年に准看護師が看護師の国家試験受験資格を得るための看護師養成校として創立され、現在に至るまで2600名余の卒業生を社会に送り出しております。

近年、全国的に看護師の需要が増しており、准看護

師養成所が減少していく中で、需要が少なくなっている昼間定時制を閉科するとともに、看護師数の増加を図るために入学定員80名の看護師3年課程を新設するものであります。

なお、入学定員40名の看護第一学科全日制につきましては、本県に准看護師教育を行っている民間養成所1校があり、准看護師のための進学課程として存続させる必要があることから継続して運営することとなっております。また、県内の医療機関における看護師の人材確保につきましては、1、看護師数の確保が困難な状況にあること、2、医療技術の高度化、在宅医療の社会的ニーズ等に対応できる資質を有する看護師を養成する必要があることなどの理由から、看護師3年課程の看護第二学科の設立がぜひ必要であると考えております。

なお、新設する3年課程の看護第二学科の授業料につきましては、県内民間養成所の授業料を考慮の上算定されており、県内民間養成所の平均授業料の約58%、本県以外に九州で唯一の3年課程を持つ県立看護師養成所である佐賀県とも均衡がとれており、妥当な金額であると考えております。

以上述べ、本議案に対して議員の賛同を賜りながら、乙第3号議案「沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の原案に対する賛成の討論といたします。

続きまして、乙第6号議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例」に賛成の立場より討論を行います。

本議案は、青少年の家及び少年自然の家を廃止し、青少年の家を設置するとともに、名護青少年の家及び糸満青少年の家の管理を指定管理者に行わせるための規定を整備するほか、青少年の家の管理に関して必要な事項を定める条例を制定するものであります。

指定管理者制度は、民間事業者も含む幅広い団体からの地方公共団体が指定する団体に公の施設の管理を代行させるものであり、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上と経費の削減等を図るものであります。

青少年教育施設は、県の「公の施設の管理のあり方に関する基本方針」により、法令により県以外の者が管理することを禁止する特別な規定がないことから、指定管理者に管理を行わせるものであります。また、当該施設の指定管理者制度の導入は全国的な傾向にあることから、このような設置となりました。

なお、県の財政状況が厳しい中、青少年教育施設管理運営費は平成17年度から平成19年度の3年間で約

2000万円、率にしますと約20%の減となっており、次年度以降も施設の管理運営費の確保が大変厳しい状況となっていることが見込まれます。

指定管理者は、県直営時と同様な体験活動、野外活動等、青少年の健全育成に資する事業を実施するとともに、指定管理者のノウハウを生かした独自のプログラムを開発し、より充実した事業を行い、社会教育施設の教育的機能をより高めるものであります。

また、懸念されております上記使用料等につきましても、教育委員会の同意を得ることなく料金の改定もできない内容になっていることから、県直営時と同額の使用料となり、関係団体との事前説明会においても沖縄県市町村教育長協会並びにPTA関係団体など、14団体からのおおむねの了解を得ている状況でございます。

このようなことから、平成22年度から名護及び糸満青年の家に導入し、石川及び玉城少年自然の家は平成23年度から、宮古及び石垣少年自然の家は平成24年度から指定管理者制度を導入する計画であり、行財政改革を着実に実施するものであります。

以上述べまして、委員会におきましても共産党委員以外すべての会派の皆様の賛同を得ておりますので、乙第3号議案「沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」並びに乙第6号議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例」に賛成の立場より討論を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時40分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより平成20年第2回議会乙第3号議案、同乙第4号議案、乙第2号議案、乙第3号議案、乙第6号議案及び乙第7号議案を採決いたします。

議題のうち、まず平成20年第2回議会乙第3号議案、乙第2号議案及び乙第7号議案の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、平成20年第2回議会乙第3号議案、乙第2号議案及び乙第7号議案は、原案のとおり可決されま

した。

○議長（高嶺善伸君） 次に、平成20年第2回議会乙第4号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、修正議決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、平成20年第2回議会乙第4号議案は、委員長の報告のとおり修正議決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第3号議案及び乙第6号議案の2件を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第3号議案及び乙第6号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

・ ・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第2 乙第4号議案及び乙第5号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木委員長。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔土木委員長 當山眞市君登壇〕

○土木委員長（當山眞市君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第4号議案及び乙第5号議案の条例議案2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第4号議案「沖縄県建設業審議会設置条例」は、建設業法第39条の2の規定に基づき、建設産業の活性化を推進することを目的として、知事の附属機関として沖縄県建設業審議会を設置するため条例を

制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、審議会設置の理由は何か、なぜこれまでで設置しなかったのか、何を諮問する予定か、全国の審議会の設置状況はどうかとの質疑がありました。

これに対し、審議会設置の理由及びこれまで設置しなかった理由は、これまで建設業は成長産業であったが、近年は建設投資が右肩下がりになり厳しい環境にあるため、抱える課題や問題点に関して中立的な立場から意見や提言をもらい、長期的な視点で制度を考え直さなければいけなくなったためである。諮問する内容は、入札制度の改善策、入札参加資格の審査や等級の格付方法、受注者と発注者の責任のあり方、元請と下請の役割分担等、いわゆる建設業の活性化や入札契約制度の改善につながる施策を考えている。全国では17の審議会が設置されているとの答弁がありました。

そのほか、建設業関係のトラブルの内容、入札談合問題や損害賠償金請求問題の状況、委員の構成内訳、選任の方法と選任の基本的な考え方、予算との関連性などについて質疑がありました。

次に、乙第5号議案「沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」は、道路法施行令の改正に伴い、最近の道路の占有の実態及び地価の変動を勘案し、道路占用料の額等を見直すとともに、非常災害時における応急仮設建築物を占有物件として追加するため条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、地主の都合で電柱を移動させる場合、なぜ地主が費用を負担するのか。地主負担とせず、沖縄電力株式会社や県等が負担する方法はないのかとの質疑がありました。

これに対し、道路に電柱を設置する場合の許可に際しては、電柱の設置者である沖縄電力株式会社が電柱に接する敷地の地主と話し合った結果を踏まえて許可をしており、移動の際の費用負担は両者が話し合って決めるべきものであると考えているとの説明がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第4号議案及び乙第5号議案の2件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第4号議案及び乙第5号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第4号議案及び乙第5号議案は、原案のとおり可決されました。

―― ・ ・ ―――

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 乙第12号議案及び乙第35号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

――
〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

――
〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題となりました乙第12号議案の議決議案1件及び乙第35号議案の同意議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第12号議案「当せん金付証票の発売について」は、公共事業や市町村振興事業等の財源に充てるため、平成21年度において本県が発売する当せん金付証票の発売総額について、当せん金付証票法第4条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。議決額は、140億円以内であるとの説明がありました。

本案に関し、議決額はどのように決定するのか、発売額のうち県の歳入となる額は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、議決額は、前年度発売額を勘案して、議決額に対して前年度実績がおおよそ9割となるように設定している。宝くじ発売額の約4割は、発売元都道府県の歳入になるとの答弁がありました。

次に、沖縄県独自の宝くじの発売も可能かとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県独自の宝くじの発売は、総務大臣の許可を得れば可能であるが、市場を全国に求めな

いといけないため、各都道府県議会の議決を得る必要があり、実際には県独自の宝くじ発売は非常に困難であるとの答弁がありました。

次に、乙第35号議案「沖縄県教育委員会委員の任命について」は、教育委員会委員6人のうち2人が平成20年12月31日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、教育委員の報酬及び退職金の額は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、教育委員の報酬は、委員長が月額22万2000円、委員が19万5000円である。退職金は支給していないとの答弁がありました。

次に、教育委員はどのような分野から選出しているのか、農業や漁業などの多様な分野から選出してみてもどうかとの質疑がありました。

これに対し、教育委員は、学識経験者、経済産業関係者、教育者、医療教育専門職及び保護者という5つの分野から選出している。他の分野からの選出については、教育庁とも相談しながら適切に対応したいとの答弁がありました。

そのほか、教育委員会の役割、任務、権限などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第12号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。乙第35号議案は、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時53分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第12号議案及び乙第35号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第12号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第35号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第35号議案は、これに同意することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第4 乙第16号議案、乙第17号議案、乙第33号議案及び乙第34号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 玉城ノブ子さん登壇〕

○経済労働委員長（玉城ノブ子さん） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第16号議案、乙第17号議案、乙第33号議案及び乙第34号議案の議決議案4件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第16号議案「指定管理者の指定について」は、「沖縄県民の森」の指定管理者として、沖縄北部森林組合を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、応募者の内訳とその得点状況はどうか、選定基準は何かとの質疑がありました。

これに対し、応募者及びその得点は、560点満点中、沖縄北部森林組合が343点、沖縄県緑化種苗協同組合が295点、県民の森指定管理事業特定管理企業体が209点及び新報警備保障総合ビル管理が不適格とい

う状況である。選定基準は、1点目として県民の森の問題・課題とその対策に関する提案内容、2点目に県民の公平な利用の確保策、3点目に県民の森の効用を最大限に発揮させることが可能な対策、4点目に効果的・効率的な管理の方法、5点目に事業計画に沿った管理を安定して行う能力等が確認できるかどうかであるとの答弁がありました。

次に、選定した沖縄北部森林組合はどのような団体かとの質疑がありました。

これに対し、沖縄北部森林組合は、森林組合法第79条の規定に基づき沖縄県知事が設立認可した団体であり、組合員に関する指導、購買事業のほか、森林整備事業や森林病虫害の防除、シイタケと林産物の販売、森林ツーリズム等の事業を行っているとの答弁がありました。

そのほか、沖縄北部森林組合の組合員数と経営状況、施設利用料金の推移、総利用者の減少理由、指定管理者の公募方法、指定管理制度導入前と導入後の管理費の節減状況、自主事業の内容、指定管理制度継続の理由などについて質疑がありました。

次に、乙第17号議案「指定管理者の指定について」は、「沖縄県平和創造の森公園」の指定管理者として、沖縄県森林組合連合会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、応募者の内訳はどうか、選定基準は何か、応募者ごとの得点はどのような状況かとの質疑がありました。

これに対し、応募者は、糸満市緑化振興協同組合と沖縄県森林組合連合会の2団体である。選定基準は、1点目として沖縄県平和創造の森の問題・課題とその対策に関する提案内容、2点目に県民の公平な利用の確保策、3点目に公園の効用を最大限に発揮させることが可能な対策、4点目に効果的・効率的な管理の方法、5点目に事業計画に沿った管理を安定して行う能力、6点目に公園の設置目的を達成するための十分な能力等が確認できるかどうかである。600点満点に対し、沖縄県森林組合連合会が262点、2位の糸満市緑化振興協同組合が212点であったとの答弁がありました。

次に、選定1位の得点が262点と低いのににもかかわらず、指定管理者として選定することは適当ではないと思われるかどうかとの質疑がありました。

これに対し、指定管理者制度運用委員会の運用指針に基づき、提案された事業計画の内容を点数で評価し、全項目の合計得点数が最も高い者を指定管理者候

補者として選定することになっていることから、選定 1 位の応募者を選定したとの答弁がありました。

そのほか、包括外部監査の指摘内容、森林組合連合会の事業内容と職員数、公園に係る保険の内容、主催事業と自主事業のあり方、選定委員の構成内訳、シャワー室の利用者が少ない理由と対策などについて質疑がありました。

次に、乙第33号議案「国営土地改良事業に係る負担金の徴収について」は、国営土地改良事業に係る市町村負担金について、土地改良法第90条第10項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

対象市町村は伊是名村で、事業実施地区は伊是名地区で、負担金の総額は4270万6251円であるとの説明がありました。

次に、乙第34号議案「県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、県営土地改良事業に係る市町村負担金について、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

対象市町村は名護市外18市町村で、事業実施地区は74地区で、負担金の総額は7億7456万3000円であるとの説明がありました。

本案に関し、それぞれの事業に係る国・県及び市町村の負担金の割合は幾らか、市町村に負担させる根拠は何かとの質疑がありました。

これに対し、国営事業は、ダムや水源施設については、国と県だけが負担し、そのほかのパイプライン、タンク、ファームポンド等は市町村も負担している。国の負担率は、県営かんがい事業、農道整備等でおおむね80%で、圃場整備は75%で、残りは基本的に県と市町村が折半している。市町村分については、農家に負担させている市町村もある。

市町村に負担させる根拠は、県営土地改良事業分担金徴収条例であり、負担分は同条例に基づき、事業によって受益者あるいは市町村に幾ら負担させるかが決まるとの答弁がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決に先立ち、乙第16号議案については、共産党所属委員から反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、乙第16号議案は、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

乙第17号議案については、採決に先立ち、公明党所属委員は退席し、共産党所属委員から反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、乙第17号議案は、賛成少数をもって否決すべきものと決定いたしました。

乙第33号議案及び乙第34号議案の2件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第16号議案及び乙第17号議案に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 私は、日本共産党県議団を代表して、ただいま議題となっています乙第16号議案「指定管理者の指定について（沖縄県県民の森）」と乙第17号議案「指定管理者の指定について（沖縄県平和創造の森公園）」の両議案に反対の立場から一括して討論を行います。

私たちは、前回の指定管理者の指定の議案については、行政改革の名による県の公的な責任の放棄につながるものだということで反対してきました。今回は、3年たつての再指定にかかわる議案が多く提案されています。

私たちは、基本的には前回と同様な立場ですが、これまでの経緯も踏まえて3年間の実績はどうなっているか、県民にとって不利益になっていないかどうか、指定を受けた団体や事業者が管理者にふさわしいかどうか、県民への十分な説明責任が果たせるかなどなどの判断基準をもとに、個別的・具体的に検討し賛否を決めることにしました。

さて、この乙第16号議案及び乙第17号議案については、委員会での審議を通じて多くの問題点が明らかになりました。

乙第16号議案は、「沖縄県県民の森」の指定管理者に沖縄北部森林組合、乙第17号議案では「沖縄県平和創造の森公園」を沖縄県森林組合連合会が指定を受けるといふものです。両組合は、上部、下部組織という関係にあります。

まず、県の説明によると、指定管理者選考委員会を開催してそれぞれ点数をつけて選定したとのことですが、県民の森の選定では3つの団体が応募し、560点満点で北部森林組合が1位で343点、100点満点に直す

と61点ということになります。2位が295点、100点満点に直すと52点ということになります。

乙第17号議案では2つの団体が応募し、1位の沖縄県森林組合連合会が600点満点中の262点、100点満点に直すと43点ということになります。2位が212点、同じく100点満点にすると35点ということになります。

県の説明によると、1位の団体がすぐれているので選定したとのこと。600点中の262点、100点満点に直して43点、選定基準について6項目定めていますが、合計で基準の半分にも満たないのにすぐれているとはどういうことでしょうか。

県は、財務状況が悪いから後は大丈夫と説明していましたが、選定結果を見ると、1、公園の問題・課題等とその対策に関することについては、100点満点に直すと25点。2点目の県民の公平な利用を確保できるもの、同じく48点。3点目の公園の効用を最大限に発揮させるもの、同じく41点。4点目、効果的・効率的な管理がなされるもの、同じく57点。5点目、事業計画に沿った管理を安定して行える物的・人的能力を有するもの、同じく100点満点中28点、6点目、以上のほか、公園の設置目的を達成するために十分な能力を有するもの、同じく50点となっています。

このように、100点満点に直すと合計で43点、半分の点数にも達していません。

特に、選定委員会が事業計画に沿った管理を安定して行える物的・人的能力を有するものという項目が28点しかない、こういう団体をすぐれていると指定したこと自体、不思議でなりません。このことを議会が見過ごしていいのでしょうか。

実は、この指定管理者についてはこれまでも平成18年度の沖縄県包括外部監査で多くの指摘がされています。

まず、前回の選定にもこの監査で疑義が出されています。

監査報告書では適正な財務処理がなされていないことを指摘して、適正な額に修正した場合には、単年度会計で欠損となることが判明したと書いてあり、監査の意見では、指定管理者になろうとする団体の財務状況の健全性は、施設管理の安定性・継続性の観点から指定要件の一つとされており、仮に、当該施設の指定管理者選定の際、連合会より適正な会計処理に基づく正しい内容の決算書が提出されていれば、選定委員会での選定結果に影響が生じていたかもしれないと、正しい決算書であれば選定されなかったかもしれないと指摘しています。

また、県の所管課に対しても監査の意見は、県所管課は、毎月連合会からの事業報告を受けて事業の進捗状況をモニタリングしていくことになっている。しかし、このモニタリングを適切に実施しないと指定管理者制度が十分に生かされない。既述したように県は、モニタリングを適切に実施し連合会と十分協議し、適切な管理がなされるように指導すべきであると県の指導責任も指摘しています。

今回のこの結果は、県がまさにこの監査の指摘を受けて本気で改善に動いていたのかも問われています。

また、監査の意見では、連合会の実施している事業のほとんどが国や県からの受託事業である点や、出資や出向がないとは言え常勤理事が県の退職者である点、そのほかにも非常勤理事に県のOBや関係市町村のOBが占めている点などを考慮すれば、極めて県や市町村との密接な結びつきのある団体であると指摘し、最後にこう述べています。県は、指定管理者選定の適正性の確保の観点からも、当該施設管理者の安定性・継続性の確保の観点からも、同連合会に対する指導監督を適切に果たすことが必要であり、連合会が県退職職員の受け皿となっているということで選定審査や指導監督が甘くなるようなことがあるとすれば許されないと、このように厳しく指摘しています。

今回の選定結果は、この監査の指摘が十分生かされたのかどうか委員会でもかなり議論になりました。このままでは県民に説明できない、大方の委員の意見でした。そして、委員会では反対多数で否決しました。

議会の大きな役割の一つに、県政運営を県民の立場からチェックすることにあります。

これまで述べてきましたように、600点満点の262点、560点満点の343点では県民が納得できるものではありません。

したがって、乙第16号、乙第17号の「指定管理者の指定について」の議案に反対するものです。議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第16号議案、乙第17号議案、乙第33号議案及び乙第34号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第33号議案及び乙第34号議案の

2 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案 2 件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第33号議案及び乙第34号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第16号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第16号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第17号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、否決でありますので、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立少数であります。

よって、乙第17号議案は、否決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第5 乙第13号議案から乙第15号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） ただいま議題となりました乙第13号議案から乙第15号議案までの議決議案 3 件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、文化環境部長及び福祉保健部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の

概要等について申し上げます。

まず、乙第13号議案「指定管理者の指定について」は、平和の礎の指定管理者として、財団法人沖縄県平和祈念財団を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、公募しなかった理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、今回、指定管理者候補者として選定した財団法人沖縄県平和祈念財団は、現在、沖縄平和祈念公園の指定管理を行っている。平和の礎は、沖縄平和祈念公園内に位置し利用者が重複することから、同一の団体に管理させることにより、効率的な管理運営と一層の利用者サービスの向上が図られると考えたとの答弁がありました。

次に、指定管理料は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、平成21年度から平成23年度までの指定管理料は年間2055万3000円であるとの答弁がありました。

そのほか、指定管理者候補者の事業内容、指定管理の期間などについて質疑がありました。

次に、乙第14号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県男女共同参画センターの指定管理者として、沖縄県男女共同参画センター管理運営団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理者候補者選定までの経緯はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県男女共同参画センター指定管理者制度運用委員会から意見を聞いた上で募集要項、選定基準等を決定し、60日間の期間をかけて公募した結果、2団体から応募があった。

同委員会において、事業計画書や管理能力等について審査を行った結果、沖縄県男女共同参画センター管理運営団体を候補者として選定したとの答弁がありました。

次に、指定管理料は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、平成21年度から平成23年度までの指定管理料は総額で1億8078万6000円であるとの答弁がありました。

そのほか、指定管理者候補者の事業内容、前回の指定管理者の状況などについて質疑がありました。

次に、乙第15号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県総合福祉センターの指定管理者として、福祉法人沖縄県社会福祉協議会を指定するため、地方自

治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、応募者の内容及び指定管理者候補者の選定経緯はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、公募した結果、警備業務やビル管理業務等を行う団体、総菜の製造・販売を行う団体及び社会福祉法人の3団体から応募があった。

沖縄県総合福祉センター指定管理者制度運用委員会において事業計画や管理能力等について審査を行った結果、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会を指定管理者候補者として選定したとの答弁がありました。

次に、指定管理料は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、平成21年度から平成23年度までの指定管理料は総額で2億2662万3000円であるとの答弁がありました。

そのほか、指定管理のあり方、沖縄県総合福祉センターの施設概要、指定管理の実績などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第13号議案から乙第15号議案までの3件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより乙第13号議案から乙第15号議案までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第13号議案から乙第15号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

・ ・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第6 乙第8号議案から乙第11号議案まで及び乙第20号議案から乙第32号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔土木委員長 當山眞市君登壇〕

○土木委員長（當山眞市君） ただいま議題となりました乙第8号議案から乙第11号議案まで及び乙第20号議案から乙第32号議案までの17件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第8号議案「工事請負契約について」は、伊良部大橋橋梁整備第4期工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

契約金額は12億3879万円で、契約の相手方は株式会社富士ピー・エス・株式会社高橋土建・琉建株式会社特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

本案に関し、応募業者は何社か、県内業者のみで応募することは可能か、予定価格に対する落札額の割合は幾らか、最低制限価格を設けた理由は何か、適正価格とは何か、共同企業体の出資比率は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、7つの共同企業体が応募した。今回の工事は特殊な工事で高度な技術を要することから、県内企業は技術を有する県外業者と共同企業体を構成して参加している。予定価格に対する落札率は85%である。最低制限価格を設けた理由は、工事の品質を確保するためである。適正価格は予定価格であると考えている。3つの企業で共同企業体を構成している場合の出資比率は、適正な施工を担保する責任比率として代表者が50%、県内企業は30%と20%であるとの答弁がありました。

次に、乙第9号議案「工事請負契約について」は、国道331号二見バイパス一号トンネル新設工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

契約金額は10億7887万5000円で、契約の相手方は株式会社國場組・株式会社渡嘉敷組・株式会社丸政工務店特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

本案に関し、国道を県が施工する理由は何か、国道331号の起点・終点はどこか、国道を地方道へ移管するのはどのような場合か、共同企業体の出資比率は幾

らか、落札率は幾らか、本県の国道補助率と他県の率の違いはどうかとの質疑がありました。

これに対し、県が国道を施工する理由は、国道には直轄国道と補助国道があり、そのうちの補助国道は県が管理、整備することになっているためである。国道331号の起点是那覇市奥武山町であり、終点は名護市である。国道を地方道へ移管するのは、バイパスを整備した場合である。共同企業体の出資比率は50%、30%及び20%の割合となっている。落札率は83.5%である。国庫補助率は、本県では高率補助で9割補助となっているが、他県の補助率は55%であるとの答弁がありました。

次に、乙第10号議案「工事請負契約について」は、安謝川ボックスカルバート改修工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

契約金額は8億9874万7500円で、契約相手方は株式会社豊神建設・株式会社丸石建設特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

本案に関し、工事にかかる物件補償はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、上流に工事にかかる物件補償があるが、交渉の結果、既に了解を得ているとの答弁がありました。

次に、乙第11号議案「財産の取得について」は、久米島空港に配備する化学消防車を取得するため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

契約金額は1億4385万円で、契約相手方は帝国繊維株式会社であるとの説明がありました。

次に、乙第20号議案「指定管理者の指定について」は、宜野湾港マリーナの指定管理者としてヤンマー沖縄株式会社を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、過去3年間の指定管理者の評価はどうか、指定管理料は幾らか、未収金は幾らで徴収はどこがやっているのか、減免はどのような場合に行っているのかとの質疑がありました。

これに対し、指定管理者に指定した結果、収容隻数がそれまでは241艇であったが、現在は396艇であり、64.3%の増となって施設使用料の増に貢献していると評価している。過去3年間の指定管理料は一般会計分と特別会計分を合わせて1億6639万8000円である。平成17年度の未収金は約198万円で、回収は沖縄県中部土木事務所が行っている。減免は特に海洋スポーツな

どの教育振興の観点から行っているとの答弁がありました。

次に、乙第21号議案から乙第26号議案までの「指定管理者の指定について」の6件は、県営都市公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

県営都市公園の指定管理者については、各公園ごとに指定管理者を公募し、沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会の審議を経て、名護中央公園は緑化産業計画共同企業体を、沖縄県総合運動公園は株式会社トラステックを、浦添大公園及びパンナ公園は緑化産業計画共同企業体を、海軍壕公園は財団法人沖縄観光コンベンションビューローを、平和祈念公園は財団法人沖縄県平和祈念財団をそれぞれ選定したとの説明がありました。

本案に関し、前回と指定管理者が異なった公園はどれか、選定の基本的な考えはどうか、指定管理者が1社と2社ある理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、乙第22号議案の沖縄県総合運動公園が前回の指定管理者と異なっている。選定に当たっては実績、効率性、提案額等を評価した。応募は共同企業体として行う場合と単独で行う場合があるためであるとの答弁がありました。

次に、乙第27号議案から乙第32号議案までの「指定管理者の指定について」の6件は、県営住宅の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

県営住宅の指定管理者については、県内を6地区に分割して各地区ごとに指定管理者を公募し、沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会の審議を経て、北部地区、中部A地区、同B地区及び南部地区の4県営住宅等は沖縄県住宅供給公社を、宮古地区及び八重山地区の2県営住宅等は住宅情報センター株式会社をそれぞれ選定したとの説明がありました。

本案に関し、那覇市にある県営住宅等の所属地区と入居申し込み先はどこか、障害者家庭に対する優遇措置はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、那覇市にある県営住宅等は南部地区に入っており、入居申し込みは各指定管理者が行っている。母子や父子世帯、障害者の家庭には一般世帯に比べて当選確率が2倍になるよう優遇しているとの答弁がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第8号議案から乙第11号議案まで及び乙第20号議案から乙第32号議案までの17件は、全会一致

をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第8号議案から乙第11号議案まで及び乙第20号議案から乙第32号議案までの17件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案17件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案から乙第11号議案まで及び乙第20号議案から乙第32号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第7 乙第18号議案及び乙第19号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長
比嘉京子さん登壇〕

○観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長（比嘉京子さん） ただいま議題となりました乙第18号議案及び乙第19号議案の議決議案2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、観光商工部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の経過における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第18号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄コンベンションセンターの指定管理者として、財団法人沖縄観光コンベンションビューローを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、応募の状況はどうかとの質疑がありま

した。

これに対し、公募した結果、財団法人沖縄観光コンベンションビューローだけが応募した。沖縄コンベンションセンター指定管理者選定基準に基づき審査を行った結果、同団体を指定管理者候補として選定したとの答弁がありました。

次に、指定管理料は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、平成21年度から平成23年度までの指定管理料は総額で2億1701万2000円であるとの答弁がありました。

そのほか、評価点数の状況などについて質疑がありました。

次に、乙第19号議案「指定管理者の指定について」は、万国津梁館の指定管理者として、財団法人沖縄観光コンベンションビューローを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理料は幾らか、前回の指定管理と比べて指定管理料に変化があるのかとの質疑がありました。

これに対し、平成21年度から平成23年度までの指定管理料は総額で2億1435万1000円である。前回の3年間の指定管理料は2億6964万3000円であったことから、前回に比べ今回は5529万2000円の減額になるとの答弁がありました。

次に、前回に比べて指定管理料が減額となった理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、施設使用料等が指定管理者の収入となるため、県は指定管理に要する経費から施設使用料等を差し引いた額を指定管理料として払うが、前回の3年間の収支において施設使用料等の計画に比べて上回り、その分を差し引いても運営可能であると判断したことから、今回は指定管理料から相当分を減額することにしたとの答弁がありました。

そのほか、応募者数、評価点数の状況などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、乙第18号議案及び乙第19号議案の2件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願いを申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第18号議案及び乙第19号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第18号議案及び乙第19号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第8 甲第1号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題となりました甲第1号議案の予算議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第1号議案「平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）」は、沖縄特別振興対策調整費や国の「安心実現のための緊急総合対策」対応経費等について32億3612万円を計上しており、これを既決予算額5932億4315万8000円に加えた改予算額は、5964億7927万8000円となる。

歳出の主な項目と補正額は、投資的経費が21億6480万6000円で、そのうち普通建設補助事業が安里川の河川改修事業など緊急総合対策に係る経費等で21億1522万6000円である。その他の経費は10億4320万9000円となっており、そのうち、原油価格の高騰による警察車両の燃料費等により物件費が1億8582万5000円、市町村の介護給付費の増に伴う県負担の増等により、補助費等が4億2238万4000円、同じく介護給付費の増により財源不足が生じた県内5市に対する貸付金が4億3500万円などとなっている。

なお、今回の補正予算の財源は、国庫支出金が19億

6936万5000円、繰入金が4億3500万円、繰越金が4億1740万円、県債が2億9310万円などとなっているとの説明がありました。

本案に関し、知事訪米事業計画における要請事項は何かとの質疑がありました。

これに対し、今回の知事訪米時の要請事項は、大項目として、1が「米軍基地から派生する諸問題の解決促進」、2が「米軍基地の整理縮小の実現」、3が「日米地位協定の抜本的な見直し」の3つを整理した。

なお、9月議会の議論を踏まえ、大項目の2を「在日米軍再編の確実な実施」としていたものを「米軍基地の整理縮小の実現」に変更した。さらに、2の小項目についても、「海兵隊要員等の兵力削減とグアムへの移転」及び「嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還」としていたものを、「海兵隊要員等の兵力削減」及び「普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧、牧港補給地区等の返還」に変更し、新たに小項目のとして、「鳥島射爆場及び久米島射爆場の返還並びに訓練区域の一部解除」を追加したとの答弁がありました。

次に、今回の訪米は米軍再編の推進ということを訴えに行くということではなく、県民の切実な願いで、かつ最大公約数的な中身である基地被害の問題解決や基地の整理縮小の問題解決を訴えに行くという立場をしっかりと踏まえた上で行うということを確認したいかどうかとの質疑がありました。

これに対し、そのとおりであるとの答弁がありました。

次に、土木建築部の物件費補正額の内容は何か、県内での小規模建築物のピアチェック体制はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、土木建築部の物件費補正の内容は、県内の建築構造技術者に対する相談対応の実施に要する経費である。小規模建築物のピアチェックを行うためにはハイレベルの技術者や人員が必要であるが、沖縄県や特定行政庁では職員の技術レベルや人員の問題があるため現時点では困難であり、外部委託をせざるを得ないと考えているとの答弁がありました。

次に、県内の墓地の現状はどうか、どのような許可条件を付しているのか、那覇市天久地域における墓地の撤去と新設についてどのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、墓地、埋葬等に関する法律においては、墓地の経営許可が与えられるのは原則として市町村または公益法人や宗教法人であるが、本県においては、戦前から個人で墓を所有する慣習があり、また公

営墓地の設置が追いつかないこともあって、やむなく個人墓地を許可している。許可条件として、国道や県道などの主要道路及び河川から30メートル以上離れていること、また学校、病院、その他の公共施設または人家から100メートル以上離れていることなどであるが、この許可条件も個人墓地においては緩和されている。那覇市天久地域における墓地の撤去と新設の状況については、今後、現状の把握に努めるとともに、那覇市との連携を強め対処していきたいとの答弁がありました。

そのほか、河川事業費と港湾改修費の補正内容、学校建設請負業者の工事続行不能による新たな工事請負費発生事案の内容、知事訪米時の訪問先と訪問相手の内訳、本会議での知事答弁と要請項目の関連、風力発電装置設置費への国庫補助の見通し、介護保険財政安定化のための市町村貸付金の状況、食の安心・安全対策事業と新型インフルエンザ対策事業の内容、太陽光発電設備導入事業の内容と設置場所、緊急経済対策対応費による経済効果、財政面から見た指定管理者制度の状況などについて質疑がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、甲第1号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げて報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第9 甲第2号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木委員長。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔土木委員長 當山眞市君登壇〕

○土木委員長（當山眞市君） ただいま議題となりました甲第2号議案の予算議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑等について申し上げます。

甲第2号議案「平成20年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）」は、宜野湾港整備事業特別会計における平成21年度から平成23年度までの宜野湾港マリーナの指定管理に係る指定管理料について債務負担行為の追加を行うものである。

債務負担行為の限度額は、補正により1億5590万4000円になるとの説明がありました。

本案に関し、補正予算は何に使うのかとの質疑がありました。

これに対し、補正予算は宜野湾港マリーナの指定管理に係る指定管理料であるとの答弁がありました。

以上が委員会における質疑の概要であります。採決の結果、甲第2号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第2号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第10 議員提出議案第6号 独立行政法人雇用・能力開発機構の形態及び職業能力開発業務の存続に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。
玉城ノブ子さん。

〔議員提出議案第6号 巻末に掲載〕

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん ただいま議題となりました議員提出議案第6号につきましては、経済労働委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、独立行政法人雇用・能力開発機構の形態及び職業能力開発業務の存続について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第6号を朗読いたします。

〔独立行政法人雇用・能力開発機構の形態及び職業能力開発業務の存続に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第6号「独立行政法人雇用・能力開発機構の形態及び職業能力開発業務の存続に関する意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第6号は、原案のとおり可決されました。

・ ・ ・

○議長（高嶺善伸君） この際、日程第11 議員提出議案第7号 金武町伊芸区での流弾事故に関する意見書及び日程第12 議員提出議案第8号 金武町伊芸区での流弾事故に関する抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

渡嘉敷喜代子さん。

〔議員提出議案第7号及び第8号 巻末に掲載〕

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん ただいま議題となりました議員提出議案第7号及び第8号の2件につきましては、米軍基地関係特別委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、金武町伊芸区での流弾事故について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第7号を朗読いたします。

〔金武町伊芸区での流弾事故に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、あて先だけを申し上げます。

〔金武町伊芸区での流弾事故に関する抗議決議のあて先朗読〕

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第7号及び第8号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略する

ことに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第7号「金武町伊芸区での流弾事故に関する意見書」及び議員提出議案第8号「金武町伊芸区での流弾事故に関する抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第7号及び第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） この際、日程第13 議員提出議案第9号 中国調査船による領海侵犯に関する意見書及び日程第14 議員提出議案第10号 中国調査船による領海侵犯に関する抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

新垣哲司君。

〔議員提出議案第9号及び第10号 巻末に掲載〕

〔新垣哲司君登壇〕

○新垣 哲司君 ただいま議題となりました議員提出議案第9号及び第10号の2件につきましては、各派代表者等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、中国調査船による領海侵犯について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第9号を朗読いたします。

〔中国調査船による領海侵犯に関する意見書朗読〕

次に、議員提出議案第10号につきましては、本文中の下から3行目の「よって」以降が意見書と異なりますので、異なる部分とあて先だけを申し上げます。

〔中国調査船による領海侵犯に関する抗議決議の「よって」以降及びあて先朗読〕

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第9号及び第10号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第9号「中国調査船による領海侵犯に関する意見書」及び議員提出議案第10号「中国調査船による領海侵犯に関する抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第9号及び第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第15 陳情5件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 玉城ノブ子さん登壇〕

○経済労働委員長（玉城ノブ子さん） ただいま議題となりました陳情5件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情5件を

一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情5件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第16 陳情16件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長 渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（渡嘉敷喜代子さん） ただいま議題となりました陳情16件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情16件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情16件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第17 陳情2件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長 比嘉京子さん登壇〕

○観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長（比嘉京子さん） ただいま議題となりました陳情2件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情2件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第18 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

休憩いたします。

午後0時12分休憩

午後0時12分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより閉会中の継続審査の件の採決に入ります。

お諮りいたします。

総務企画委員長からの申し出を除く各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、お諮りいたします。
総務企画委員長からの閉会中継続審査申出書中、乙第1号議案を除く部分については、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第1号議案を閉会中継続審査に付することについて採決したいと思います
が、本案を閉会中の継続審査に付することについて討論の通告がありますので、順次発言を許します。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 ただいま議題となりました閉会中の継続審査、乙第1号議案「沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する等の条例」について、継続審査に反対し、今定例会で採決を求める討論を行います。

今回の組織改編に関する条例改正につきましては、
、その内容、
、県財政がかなり厳しい状況にあること、
、県全体を挙げて行財政改革に取り組み、財源の捻出に取り組んでいることなど、密接につながりがありますので、そのことも含めて討論をさせていただきます。御理解をお願いいたします。

今回の組織改編に関する議案は、宮古支庁や八重山支庁の組織をスリム化して合理的な行政組織のもと、宮古・八重山地域に県民サービスを提供することと、行財政改革によって約1億円の財源をつくり出すと同時に、これまで支庁長のみで与えられていた1億5000万円の工事請負費の予算執行権限を組織改編後は、土木事務所長に1億5000万円、農林水産振興センター長に1億5000万円、新石垣空港建設事務所長に1億5000万円と権限が拡大され、宮古・八重山地域の地元企業優先発注が広がることを期待され、地域の経済活性化にも大きく寄与するものと考えます。

特に、宮古・八重山地域の業者は地元優先を強く求めており、このような権限の拡大は歓迎されるはずであります。また、今回の組織改編に合わせて、沖縄本島における北部土木事務所や中部土木事務所などの出先機関における所長の権限も現在の5000万円から1億5000万円に大幅に拡大されることになります。

このことは、それぞれの地域の企業が優先に指名さ

れ、請負発注額が大きく拡大されることになり、北部・中部・南部それぞれの建設業を初めとする県経済の活性化につながるものと期待するものであります。

今、沖縄県の建設業を取り巻く環境はかなり厳しい状況下にあります。倒産件数の割合も建設業が高くなっている現状であります。

そのような厳しい状況で、各土木事務所の所長権限が1億5000万円に拡大され、地域の企業が優先に指名されることは、それぞれの地域を代表する県議会議員としても賛同できるものと考えます。

私は、うるま市選出でございますから、中部土木事務所や中部農林土木事務所、中城港湾事務所の権限拡大はうるま市や中部地区の建設業のためにもぜひ実現していただきたいと願っているわけであります。

県執行部は、今回の組織の改編について、平成17年10月から宮古島市役所や石垣市役所で地元市町村長や議会議長、さらに商工会等に出先機関の見直しに関する説明会を行い、平成17年11月には行革プランの意見交換会、平成19年には宮古支庁や八重山支庁で支庁改編に関する事務説明会を市町村や市町村議会を対象に行い、平成20年8月29日から30日には、支庁組織の改編について地元での説明会を市町村、市町村議員や商工会等に対して行い、10月20日から21日には、竹富と与那国においても町長を初め議員に対して説明がなされてきました。

このような経緯を踏まえて地元から意見を聞き、(1)、改編による住民サービスの低下、(2)、危機管理体制、(3)、工事請負額の権限等の対応策を説明し、8月から10月の地元説明会では一定の理解が得られたものと判断し、その結果11月13日には宮古島市反対せず、11月14日の八重山支庁再編反対の八重山郡民大会も商工会やJA、漁協、建設業者会、あるいは議会等が不参加を表明し中止されたわけであります。

今回の支庁の組織改編は、基本的には県の本庁と出先機関の役割分担を明確にし、県の施策や事業執行を効率的に行うための県庁内部の組織の見直しであります。しかしながら、県庁の内部組織の改編であっても、地元住民サービスを低下させることがないように対策を講じ、先ほどの説明会の開催等を通して一定の理解が得られたものとして、今定例会に議案として提出されたわけであります。

県知事は今回の議案提出を行い、議会の賛成を得て、平成21年4月から新たな組織による宮古事務所、八重山事務所の運営を行うことを考えているわけであります。

平成21年4月1日からスタートさせるためには、

、周知期間の設定、 、条例施行に伴う規則58本、訓令26本、告示63本の関係規則の改正に時間がかかること、 、組織改編に伴う予算の組みかえ作業、 、約1500名に上る新年度に向けての定期人事異動作業、 、各種システムの変更作業を円滑に進めるためには膨大な事務量と時間を確保する必要があり、来年1月半ばからその作業を進めることができれば実質的に4月からスタートすることはできない状況にあります。

つまり、今定例会で継続審査の意思決定を行うと、事実上、平成21年4月からスタートすることが厳しくなり、県知事や執行部からするとこの議案は否決されたと同様の扱いになるわけであります。

このようなことから、総務企画委員会においても継続は否決の扱いになるので、明確に採決するように求めたのでありますけれども、残念ながら多数によって継続になったわけであります。

私ども県議会は、知事から提出された議案については意思決定する大きな責任があります。このことは県民に対する大きな責任とも言い換えることができます。

県知事を初め執行部の意思は、平成21年4月からスタートさせたい、そのことは明確であります。その目的は先ほどから申し上げておりますように、 、宮古・八重山支庁の組織の合理化、 、約1億円の経費節減による財源確保、 、沖縄本島土木事務所など出先機関の権限拡大、 、県全体の行財政改革の推進などであります。

このような県知事の意思を十分理解しながら、継続審査という極めてあいまいな意思決定はやるべきではないと私は考えます。

継続にした場合、 、いつまで継続にするのか、 、議案の採決をいつどのように行うのか、 、その場合、知事が予定する平成21年4月スタートに間に合うのか、 、もし間に合わなければ早くても平成22年4月スタートということになり、その際、21年度約1億円の財源確保はどのようなになるのか。あるいは出先機関の権限拡大はどうなるのかなど、議員の意思でこの議案を継続にし、議会で預かり続ける責任は大変大きなものがあると思います。

県民に対しても説明がしにくい状況にあると私は考えております。ですから、私はこの議案は継続にしてあいまいにしたまま議会で責任を負い続けるよりは、今定例会で採決を行い、賛成・反対を明確にして提案者である知事に返した方がいいと思っているわけであります。

議会と執行機関の責任は、法律で明確に定められております。知事が議会に対して議案を提出して、議会は意思決定を行い、それによって知事は責任を持って施行する。つまり議案を採決して知事に返さなければ、知事は仕事ができないわけであります。議会が議案を預かったままにしていると当然知事には返っていきませんから、知事の仕事を議会がとめていることになるわけであります。このようになると、議会の責任は大変大きなものがあると考えます。県民から、沖縄県議会は知事の仕事を邪魔していると言われる可能性や、あるいは県議会は県民のための財源をつくり出す行財政改革に否定的と指摘される可能性もあるわけでございます。

ことし3月までは与党多数で議会運営や意思決定の責任は与党にありましたけれども、6月からは野党が多数に変わり、議会運営や意思決定の責任は野党が大きなウエートを占めることになると思います。

そのことも踏まえて、私は今回の議案は今定例会で継続ではなく採決して早目に知事に返した方がいいと考えるものであります。

議員の皆様も御承知のように、沖縄県の財政はかなり厳しい状況にあります。平成20年度から平成23年度までの4カ年間で、収支不足は1260億円が見込まれ、今年度から毎年300億円の財源を確保するために、知事を初め担当部局は眠れない日々を送っているであります。

沖縄県行財政改革プランをもとに、全庁的に行財政改革が進められ、財源の確保は困難をきわめ、ついに平成20年度から知事報酬10%、副知事報酬7%、部長級5%、職員3%の報酬や給料をカットせざるを得ない状況に追い込まれているわけでございます。このことは当然のことながら、県職労の組合の理解をいただいていることでもありますけれども、報酬や給与カットによる財源は毎年約45億円になり、4カ年間にわたって180億円の財源をつくり出すことになるわけであります。知事を初め職員の皆様には県民のためとはいえ、大変厳しい状況に追い込み申しわけないと思います。

このように身を削ってこの財源確保や行革プランに基づく取り組みによって277億円、各種基金や退職手当債等の発行で380億円がつくり出されますけれども、それでもなお1260億円のうち526億円は新たな借金で財源をつくり出すことができれば、平成23年度までの沖縄県の財政はパンクすることになるわけであります。

県議会議員であれば当然のことながら、十分理解していることとは思いますが、行財政改革を徹底的に行っても財源は賄えない。借金によって財源が作り出される、このような厳しい現状は北海道夕張市のように財政再建団体のような状況に追い込まれるおそれさえあるわけでありまして。そのぐらい沖縄県の財政は危機的状況にあります。

沖縄県の行財政改革は昭和60年、西銘県政からスタートして大田県政、稲嶺県政そして仲井眞県政と継続して取り組まれ、県民のための財源確保のために、保守・革新県政問わず力を入れて取り組んできました。

このような歴代知事を初め執行機関の努力の積み重ねで、現在の県政が作り出されてきたことは言うまでもございません。また、同時にチェック機関、意思決定機関である県議会も、保守・革新、与党・野党問わず行財政改革に協力してきましたし、これからも県民のための財源確保のために執行機関と県議会が力を合わせることは当然のことです。

私も議員は、一般質問やあらゆる機会をとらえて知事や執行機関に対して予算づけの要求を行っているわけでありまして。

県民の立場を執行部に伝え、改善や予算のお願いをするわけでありましてけれども、行財政改革が進まず財源確保のめどがつかなければ、知事は議員の要求にこたえることはできないものと考えます。

一般質問等で知事に予算のお願いをしても、知事からは財源がつかなくて対応が厳しくなりますとの答弁がふえていく可能性すらあるわけでございます。

ですから私は、議会も与野党問わず行財政改革に理解を示し協力することが今求められていると考えるものであります。

今回の議案の宮古・八重山地域では、新石垣空港建設や伊良部架橋建設の大型事業が進められており、中長期の事業のため県の持ち出し分の財源確保や、老朽化に伴う宮古病院の改築事業に係る財源のめどづけや、宮古島における国営かんがい排水事業は、1000億円を超す大事業で沖縄県負担分も大きな財源が必要になるわけでありまして。

沖縄本島においても、那覇空港沖合の滑走路展開整備事業を初め、高率補助を利用してもなお沖縄県の負担分はかなり大きな金額になり、そのような新たな財政需要についても、今回の組織再編も含めた行財政改革をより強力に進めて財源確保に努めなければ、今進められている事業は進捗がおくれ、新たな事業はスタート年度が先送りされる可能性があるわけでありま

す。

以上、さまざまな角度から討論を行いましたけれども、宮古・八重山支庁改編の議案について継続審査することに反対し、今定例会で採決を行うことをお願いを申し上げ、討論といたします。

御賛同よろしく申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 私は、日本共産党県議団を代表して、ただいま議題となりました乙第1号議案「沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する等の条例」の閉会中の継続審査を行うことに賛成討論を行います。

11月19日付で宮古・八重山支庁組織改編に関する陳情が、宮古市村会の会長伊志嶺亮宮古島市長と、八重山市町会の会長大濱長照石垣市長から県議会に提出されています。

宮古市村会の陳情は、「これまで宮古支庁は、宮古圏域の経済、産業、医療・福祉行政における総合調整機能を発揮し、同圏域の振興発展に大きく貢献してきており、また宮古・八重山支庁を設置した経緯から、支庁長を配置し総合的な調整機能を図ることは県と市町村、地域が一体となった離島圏域の振興発展に大きく寄与するものである。 ついては、このような圏域の状況等もかんがみ、課題解決のための組織機能や住民サービスの低下を招くことがないよう、宮古支庁長の存続を含め、組織の維持・存続に考慮してもらいたい。」と訴えています。

また、八重山市町会の陳情は、「これまで八重山支庁は、八重山圏域の振興発展に多大な貢献を果たしてきており、その過程で八重山地区3市町が八重山支庁と連携を図りながらやってきたこと等を考えると、八重山支庁の果たしてきた役割は大変重要なものである。 しかし、沖縄県行財政改革プランにおいて平成21年4月1日より宮古支庁を含む両先島支庁の組織改編を行うことが検討予定されていることは、八重山圏域の振興等を強化すべき極めて重要な時期を迎えていることを考えるとき、将来の圏域の振興が懸念される。 離島圏域の振興を図るためには、八重山支庁を知事直属の総合機能を持つ行政組織として位置づけ、支庁長機能をより強化するなどさらなる機能強化が求められている。 ついては、八重山支庁の組織改編について再考するよう配慮してもらいたい。」と訴えています。

また、八重山毎日新聞11月26日付社説で、「次は離島の何を切るのか 県議会は八重山支庁を守って」と次のように訴えています。

県は今年28日に開会する11月定例県議会（高嶺善伸議長）に、来年4月から宮古・八重山両支庁を廃止する関連条例案を提案することになった。昨年は地元や離島振興議員連盟の強い反対で見送ったが、今回は自分たちの都合のいい論理で強行することになった。そこで言いたい。県は財政難のツケを行財政改革や地方分権の美名の下に離島やへき地にだけ押し付けるなど。しかも地元が強く反対しているのに、現在の支庁長の1億5000万円の決裁権も譲るからと、もはや「論理より力」でしゃにむに押し切ろうとしている。このような県の対応を見ていると、この次はわたしたちの周りの何を切り捨てるのだろうかと怖くなる。既にその兆候は出ている。1つは今回は見送られた県立図書館八重山分館の廃止であり、その次は石垣少年自然の家指定管理者移行、そして極めつけはこのほど県から示された県立病院の独立行政法人化案だ。これは事実上八重山病院を民営化するというものだ。1つ許すと中央の力の論理で次々切り捨てが進み、来年は県立図書館、その次は少年自然の家、そして八重山病院となるだろう。だから八重山支庁は八重山振興の砦として廃止させてはならないと思う。そこで同問題を託される県議会の議員の皆さんにお願いしたい。引き続き「八重山振興の砦」の支庁をぜひ守ってと。そしてむしろ支庁の組織体制を強化してと。これまで同問題は八重山市町会など17団体から27件の廃止反対の陳情があり、県議会はいずれも全会一致で採択している。それを無視して今回執行側は提案する。議会無視、軽視もはなはだしいといわざるを得ないだろう。執行側の追認機関でないという議会の威信をぜひ示してほしい。

と訴えています。

このように、宮古・八重山支庁組織改編に対して多くの意見が出ています。以上のような状況のもとでは、引き続き慎重に審議することが必要です。

日本共産党県議団は、乙第1号議案「沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する等の条例」について、閉会中の継続審査を行うことに賛成いたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

乙第1号議案は、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、ただいまの乙第1号議案は、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって今期定例会は閉会となり、また本年の議会活動もすべて終わることになります。

さて、去る6月の一般選挙において私どもが当選してからはや6カ月の月日が流れ、ことしもあと10日余りを残すのみとなりました。

この1年を顧みまするに、本年は、沖縄振興計画の第3次分野別計画のスタートの年に当たり、本県の抱える諸課題の解決に向け着実に施策を展開する重要な年でありましたが、原油価格の高騰やアメリカのサブプライムローン問題に端を発した「100年に1度」とも言われる世界的な金融危機などにより本県の経済や県民生活に大きな影響を与えた厳しい年となりました。

このような中、議員各位が県民福祉の向上を図るべく、米軍基地から派生する諸課題の解決等に取り組まれるとともに、台風13号及び15号関連被害に対する支援、原油価格高騰対策、WTO農業交渉に関する意見書等を可決し、関係要路に要請活動を精力的に展開したことは、県民から高い評価と支持を得たものだと思えます。

また、ことし8月にブラジルとアルゼンチンで開催されました沖縄県人移住100周年記念式典及び関連行事には、県議会を代表して11名の議員が参加し、県系人を激励するとともに、世界各地から集まったウチナーンチュと交流を深めたことは、まことに意義深いことでありました。

基地の整理縮小、日米地位協定の見直しや沖縄振興計画に基づく諸事業の推進並びに喫緊の課題である景気・雇用対策など、県政の重要課題についてはなお年を越すことになりましたが、平和で安らぎと活力ある沖縄県の実現に努めることが私どもに課された重大な責務であり、今後とも議員各位の英知を結集して諸課題の解決にとともに邁進し、県民の負託にこたえてまいりたいと決意をいたす所存であります。

終わりに、平成20年の議会活動を閉じるに当たり、議員各位が鋭意職務に精励され、また議長に御協力を賜りましたことに対し心から感謝申し上げますとともに、新しい年においても議員各位が健康に留意され、県勢発展のため一層御活躍されんことを願うものであ

ります。

なお、本年及び今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成20年第4回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後0時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 中 川 京 貴

会議録署名議員 渡 久 地 修